加賀藩史料

第四編

自寛文參年
至元祿元年

加賀藩史料第四編

寛文三年

正月十四日。一季居奉公人等の件を令す。

〔御定書〕

覺

一、當年一季居奉公人、相對を以可召置、給銀去年可爲如御定事。

一、二月廿日以前有付不申奉公人、病人之外宿仕候者可爲曲事事。

一、御分國中町方並在々宿々あたまふり、又は百姓方に而も、一年切に致奉公、翌年所ゟ引籠、耕作商買等仕度者可爲勝手次第候條、他國ゟ不相越樣に、所々奉行人より十村肝煎・村肝煎、町方ゟは十人組之者ゟ堅申渡、縮り可申付置事。

一、是跡盜等又はいたづら仕御國欠落仕候者之外、其身一通に而御國立のき候者、可爲御赦免候條、立歸候樣に、不遁者又は請人方より可申遣候事。

一、當年在江戸一季之奉公人、居延に可召置候。增給銀其外跡々可爲如御定事。

右之條々被仰出候間、御組中可被仰觸候、恐惶謹言。

正月十四日

菊地大學
野村治兵衛
横山右近

正月十六日。防火の爲初て辻番小屋を設けしむ。

〔御定書〕

一、侍屋敷不依誰々、一町に而茂二町に而茂申合、夜明候迄拍子木をうたせ、其町々を爲廻可申候。風吹申時分は、面々屋敷前へ人を出し、別而情を入樣に可被申付候。附、家々佛棚燈明並香爐之火、四月中迄は日之内仕舞、夜分一切火を禁可申事。

右之通組中に可被申觸候。火之用心之儀爲人々之候間、油斷無之樣に急度可被申渡候、以上。

寛文三年正月十六日

〔國事昌披問答〕

一、侍町々春中より辻番小屋有之事、何頃初り候哉。答云寛文三年正月十六日よりの事に候。一町に而も二町に而も申合、夜明申迄拍子木を打せ、其町々を廻らせ、風高成節は面々居屋敷前へ人を出、別而情に入相廻し候。仍之一町申合、用心能所に小屋を建、給銀を以可勤者

を召抱、正月中より八月晦日或は五月に至り止之。今以此例なり。

正月十九日。前田綱紀初て十村等に謁見を許す。

〔河合錄〕

一、寛文元年七月十九日御入國、但御家中御料理被下、能見物被仰付候得共、十村等其沙汰無之。同年十月八日御發駕江戸ゟ被爲入候。同年二月十日御歸國、同三年正月十二日十村御禮可被仰付旨に候處、御風邪氣に而御寺御參詣御延引、正月十九日御禮被仰付。其後十一ヶ年目、延寳元年正月廿八日十村共御振舞被下候由留帳に初而相見え候。是始り与相見え申候。右より廿五ヶ年目元祿十年に昔之事御尋有。

微妙院様御代、小松におゐて、十村共御目見被仰付義無御座候。御在國之年は、年頭に小松ゟ追々罷登り、御取次衆迄御案内申上置候所に、五三日之内御本丸御臺所におゐて御振舞被爲下候。十村共一統揃ひ申儀に而は無御座候、段々二三度に茂御振舞被爲下候様に存候。

一、御郡々に而村肝煎共之内、小松へ罷登り居申者有之候はゞ、御振舞可被爲下旨被仰付、組々より三五人宛書上刻、御本丸御臺所に而御振舞被爲下、其上御餅一重宛頂戴仕申候。此義は年數二三ヶ年之間与覺申候、以上。

元祿十年正月十三日　　　　村井村　與三兵衛

正月二十日。御扶持人又は十村等奸悪の徒に手錠を施すこと數日に亘る必要あるものは禁牢に處すべきことを申請せしむ。

〔三百二條舊記〕

一、いたづらもの有之、手鎖を指置候義、御郡御奉行等より指圖之外に而、下に而手鎖指置候義、五七日より數多縮仕置候もの有之者、夫々斷、禁牢を可相願候。數日手鎖指置不申候而は不叶者を、其段可申斷事。

右之通嚴重に相心得可申候。此外追而申渡品も可有之候、以上。

戊午正月廿日

中村勘太夫

大塚彌五太夫

栗田源右衛門

不破八左衛門

丹羽伊太夫

横山三郎兵衛

熊谷四郎兵衛

芝山三郎左衛門

中村勘太夫以下は改作奉行

諸郡御扶持人
平十村中

二月十三日。前田綱紀小松に赴き十七日金澤に歸る。

〔政隣記〕

一、二月十三日小松ゟ被成御座、同十七日御歸城。

二月十八日。家中乘輿の規程に違ふものを過料に處すべきを告ぐ。

〔御定書〕

御家中乘物御定之趣相違之輩於有之者、爲過料銀一枚出候樣に急度可被申渡候、以上。

寛文三年二月十八日

二月廿五日。金澤城石川・河北及び橋爪門を通行し得べき下人の數等を定む。

〔萬治已前定書〕

石川・河北兩門

一、寄合八人・前田三左衞門・前田丹後供之若黨四人・挾箱二・草履取二人可相通。不依誰々、

乗物・長道具通申間敷事。

一、人持並・与頭供之若黨三人・挾箱一つ・草履取二人可相通事。

一、物頭・小々姓並用懸之者は、若黨二人・挾箱一つ・草履取一人、雨降候刻者外にからかさ持一人可相通事。

一、右之外は、誰々によらず若黨一人・挾箱一、草履取一人可相通事。

一、人數定之外、夜中者挑燈持一人可相通事。

一、城中番人者、長道具供之者下々幾人にても可相通。在國之内二の丸へ相詰候番人は、人數定之通召連可申事。

一、同番人寢道具、役人・諸職人札を以可相通。其外諸道具は、奉行人切手を以可出事。

一、城へ用所無之者、兩門往還いたすまじく事。

一、坊主頭之外、掃除坊主・足輕・町人等、又家中のもの、雨降候共兩門より内へ木履はき通し申間敷候。但知行取之者は不苦事。

右之通相違有間敷者也。

卯二月廿五日　印

三之丸橋爪之門

一、寄合八人・前田三左衛門・前田丹後供之若黨二人・はさみ箱一・草履取一人、雨降候刻者外にからかさ持一人、但用番之者はさみ箱二つ可相通事。

一、小々姓並用懸之者は、若黨一人・挾箱一つ、草履取一人、雨降候刻はからかさ持一人可相通事。

一、右之外誰々によらず、若黨一人・草履取一人可相通事。

一、人數定之外、夜中は提燈持一人可相通事。

一、城中番人は、長道具供之者下々幾人に而も可相通。但在國之内二之丸へ相詰候番人は、人數定之通召連可申事。

右之通相違有間敷者也。

卯二月廿五日

二月廿五日。城内の宿直に關する規程を定む。

〔萬治已前定書〕

覺

一、城中泊番之者、七ッ過に替可申候。夜に入、番所請取渡仕間敷事。

一、夜四ッに所々番人臥可申候。宿より菓子・酒など取寄給候義停止之事。

一、四ッに番人臥候刻、當番与頭・小姓横目・歩行横目一人宛、二之丸中番所・臺所其外打廻、火之用心堅可申付事。

一、自然於城中喧嘩等仕出刻、番切に可致裁許。但様子により、隣之番人者可出合、与頭罷出落着可申付事。

右之通相違有間敷者也。

二月廿五日

城中番人中

三月朔日。小松町の茶商等その營業に關する誓書を町會所に提出す。

〔小松舊記〕

天罰靈社上卷起證文前書之事

一、地茶見世賣並振賣仕者共、上方より買下し、當地に而賣申茶、一斤に付三厘宛口錢問屋ゐ出し可申候。茶之斤目者早々無相違口錢算用可仕候。振賣仕人々、問屋より札を取商可仕候事。

一、茶金澤ゐ遣候者、前かごに問屋より札數請取置、一駄〳〵に相添、梯口可相通候。右之札親子・兄弟・緣者・知音に而茂借申間敷候。

但半茶之分者、問屋に相斷、札を取遣、金澤問屋又者當所より金澤着之切手を取、問屋に可相渡候事。

一、越後行之茶、安宅・湊其外江沼郡浦々より船に積出し申分、問屋に相斷出可申候。茶風袋共に六十貫一駄に付、二匁五分宛口錢御銀役、前に問屋に相渡可申候事。

一、湊・安宅・江沼郡浦々より船に積出候金澤・越中行之茶、荷主指出問屋に相渡出し可申候。右之茶を僞り他國に出し申候者、御奉行樣に被仰上、如何樣とも曲事に可被仰付候事。

一、買置候茶、人々手前に而おろし賣不仕、問屋に相斷賣可申候。在々に買置候茶又賣仕候分者、一斤に三厘宛口錢出し可申候事。

一、在々より振賣仕候呑茶札有之候共、見世・振賣並茶商仕候者共、一斤茂賣申間敷候事。

一、能美・江沼郡在々より、小松町に多少共に賣に參候茶、直買不仕、問屋前に而買可申候事。

一、他國他所之者に被賴候而、茶在々に入買仕間敷候事。

一、私共在々之者をかたらひ、江沼郡に茶場を建、小松町に出し申茶を押留、賣買仕申間敷候事。

右條數之表承屆判形仕候上者、此誓詞を守り、判形不致者少に而茂茶商仕者、見付聞付次第

問屋ゟ斷可申候。親子・兄弟・縁者知音に而茂見隱申間敷候。若少も相背於申者忝茂。

寛文三年三月朔日　　小松町茶商人々

御町會所

三月四日。前田利常の生母壽福院の三十三回忌を營む。

一、三月四日壽福院殿三十三回御忌に付、能州瀧谷ゟ被成御座。〔政隣記〕

三月六日。小松町九津屋又十郎茶問屋たることを申請す。

一、當三月六日より小松茶問屋京町九津屋又十郎申請仕候に付定書之覺。〔小松舊記〕

覺

一、地茶見世賣並振賣仕候人々に、一斤に付三厘宛口錢出し申樣に被仰付可被下候。並地之者上方より買下し、小松町に而賣申分、口錢同前被仰付可被下候御事。

一、他國之者煎茶持參仕賣申候者、其宿より吟味仕、賣銀高百目に四步口錢致し申樣被仰付可被下候御事。

一、湊・安宅兩所より舟に積、越後行之茶一駄に二匁五分宛、茶商人より取可申候。附り、湊・

九津屋は又沓屋に作る

安宅之外、江沼郡浦々より直々に出し申分、問屋ゟ相断出し申樣に、小松町並能美郡在々茶商人に、縮被仰付可被下候御事。

一、小松町人並在々之茶商人買置茶、小松町其外在々に而茂又賣仕候者、一斤に三厘宛口錢出し申樣に、縮被仰付可被下候御事。

一、能美・江沼在々より小松町ゟ、五斤・十斤宛振賣仕呑茶は搆申間敷候。在々より振賣ゟ、問屋より札を出し可申候。札無之茶は、町中賣買不仕候樣被仰付可被下候。札所之儀者、何方に而茂百姓中勝手能所定可申候。茶大分に賣申分は問屋附に仕、買申人々より口錢一斤に付三厘宛取可申、茶之斤目者跡々可爲如御定御事。

一、在々茶商人、石川郡ゟ茶賣に參候時、問屋ゟ相斷、口錢出し候而罷通り候樣に被仰付可被下候。廻り道を仕口錢洩可申樣に奉存候御事。

一、能美・江沼在々之者共、小松町ゟ賣に參候條、小松町中茶商人共直買不仕、問屋前に而賣買仕候樣に、被仰付可被下候御事。

一、小松町茶商人共、他所者に被頼候而、在々ゟ入買不仕樣被仰付可被下候。自分之茶在々ゟ入買仕候分者、搆無御座候御事。

右之通被仰付候に付而者、當年一作御運上銀八十枚指上可申候。則請人にかた屋理右衞門・

安吉屋喜兵衞兩人相立可申候。正月・二月私不仕候分者、去年之御運上銀五十枚を、月割に被仰付可被下候。其銀子請込、八十枚之都合指上可申候間、町方御郡共に、紙面之通御締被爲仰付可被下候、以上。

寛文三年三月六日　九津屋又十郎

御算用場様

三月十日。鰯を領外に賣ることを禁ずるも若し多漁なる時は干鰯に製して之を搬出せしむ。

〔廳事通載〕

御領國浦方に而捕候鰯、跡々之通、他國他領ゟ賣不申候樣に締御申付、御領分百姓共へ賣候樣に御申付可有之候。鰯多捕、干鰯にいたし候者、其組之十村を以、改作御奉行へ早速相斷候樣に御申付可有候。脇ゟ賣候者直段も能買申由、十村共へ御申觸置尤に候、以上。

三月十日　御算用場

橋本治部左衞門殿

千秋彥兵衞殿

四月九日。一季居奉公人入獄中の食費支出に關する規程を定む。

〔故新錄〕

覺

一、一季居之奉公人籠賄之義、季明候迄は主人可爲賄、其以後者品により、親子・兄弟或者公儀より賄可申付事。

一、主人より斷を以籠舍申付候者は、穿鑿落着無之内は、季明候共主人可爲賄事。

右之通被仰出旨可被得其意候、以上。

寛文三年四月九日

四月十日。在來の規程により釣鬚・撫付・長刀・長脇指等の奇怪なる風俗を嚴禁す。

〔御定書〕

覺

一、つりひげ・なでつけ。

一、長刀・長脇指。

一、惣而かぶきたる躰之者。

右跡々より御停止之處、頃つりひげ・なでつけ仕もの有之由に御座候。急度相斷候樣に、御横

日中へ申渡候條、御組中に可被仰觸候、以上。

四月十日

多賀左近

津田源右衛門

在江戸　中川八郎右衛門

四月十日。新開田の田租を見立免たらしむることを定む。

〔加賀古文書〕

野河原をも新開に仕度と存る百姓共御座候へ共、五ヶ年目より本高免に致納所義迷惑に存、開不申事も可有之候條、向後者出目に應じ見立免相究申度由、何御意候處に、其通に可仕旨被仰出候條、此通百姓中能合点爲致、是以後新開多く出來候樣に裁許可仕候、以上。

四月十日

薗田左七

松原八郎左衛門

河北彌左衛門

水上喜八郎

石川郡

河北郡十村中

四月廿一日。諸士の道中供奉に關する規程を定む。

〔御定書〕

道中御供之定

一、道中御供之刻、脇道並引離獨立參間敷候。草臥候者御供並に馬にて可參候。町通家之際左右迄明可致御供事。

一、騎馬に而御供之面々、若黨並鑓一筋・挾箱一・沓籠一荷、馬之際に爲持、其外者惣供之所ゟ下可申候。騎馬乘懸以下御供之次第、別紙書付之通相違有間敷事。

一、城下並宿々御通之刻、笠着申間敷候。但雨降り候時者各別之事。

一、騎馬乘懸ともに沓うち候刻、道之脇ゟ行のけ、跡之馬無滯通、沓うち仕廻、本之所ゟ引入可申事。

一、舟渡之儀奉行人可任指圖、若奉行人背下知猥に入込候者、主人ゟ不及屆打捨可仕事。

一、御横目者・押之足輕申渡儀違背不仕樣に、主人〴〵より下々ゟ堅可申付事。

一、下々茶屋に而不作法成躰仕間敷事。

一、宿札へぎ候儀御停止之事。附、明宿有之候共、与頭ゟ無斷はいり申間敷事。

一、諸事買物・宿賃・駄賃無滯急度可相濟。自然宿々道具損候者、代銀を以辨可遣事。

一、御立之跡に、宿々ゟ横目を廻し可致吟味事。

一、自然御宿近所に而喧嘩等有之候共、其場に有合申ものは各別、其外は御宿ゟ相詰、頭中可受指圖事。

一、若火事等有之候刻、風下の者は自分之道具かたつけ仕廻候者、御宿ゟ相詰、是又頭中可受指圖、一切火本ゟ參間敷候。附、自分宿之火之用心堅可申付事。

右被仰出者也。

寛文三年四月廿一日

四月廿一日。江戸邸に出入する者に關する規程を定む。

〔御定書〕

定

一、御中屋敷御門並下小屋ゟ之御門より內ゟ、他所之者書出之外一圓通申間敷事。

一、他所より使に參候もの、書出し之外は、主人之名先々參所聞屆相通し、罷歸節、使を請申者之方より、人を添斷次第可相返。附り、御やしき御用之儀に付而參候使は、樣子承屆、御色代迄參候樣に可仕事。

一、右之外、他所之侍並浪人等呼候はで不叶もの候はゞ、當座〳〵に与頭ゟ書付を出し、添

印を以可相通。但頭分より上は、自分之切手に而可相通。右切手十日切に相改、御横目迄可上之、何も判鑑御門に取置可申事。

一、暮六つ以後、誰々によらず、御やしきより外に出し申間敷候。但不叶用所有之刻は、又者は主人之切手、御直之者は与頭より斷を以て可出。罷歸刻限帳に可記置事。

一、前日晝之内に出、翌日罷歸もの急度相改、早々御横目迄可及斷事。

右被仰之通、御門番人に堅可申渡者也。

卯四月廿一日

今枝民部

奥村因幡

奥村河内

前田對馬

江戸割場

四月廿五日、前田綱紀金澤を發して參覲の途に就く。

〔御道中附〕

御參勤道中御泊

四月廿五日。御發足、金澤より七里餘　石動　御泊。

廿六日。四　里　高　岡　御　泊。
廿七日。五　里　東岩瀬　御晝休　五　里　滑　川　御泊〆十里。
廿八日。三　里　三日市　御晝休　七　里　堺　御泊〆十里。
廿九日。六　里　糸魚川　御晝休　六　里　名　立　御泊〆十二里。
五月朔日。五　里　中屋敷　御晝休　四里半　荒　井　御泊〆九里半。
二　日。七　里　野　尻　御晝休　六　里　善光寺　御泊〆十三里。
三　日。七　里　榊　御晝休　五里半　田　中　御泊〆十二里半。
四　日。六　里　追　分　御晝休　四里半　坂　本　御泊〆十里半。
五　日。七里半　倉ヶ野　御晝休　八里計　太　田　御泊〆十五里半。
六　日。六里計　佐　野　御晝休　五里計　こち木　御泊〆十一里。
七　日。四里計　二連木　御晝休　七　里　今　市　御泊〆十一里。
八　日。御社參日光　一里　今市　御晝休　七里　二連木　御泊〆十一里。
九　日。七　里　儘　田　御晝休　五里半八町　幸　手　御泊〆十二里半八町。
十　日。五里半　越ヶ谷　御晝休　五里半　江　戸　〆十一里。

前書に十日着府とあるは豫定にして途中故障の爲十二日着となりたるなるべし

一、日光御社參に付、四月廿五日金澤御發駕、御社參直に五月十二日江戶御着府。

四月廿七日。靈元天皇即位し給ふ。後前田綱紀使を派して之を賀し奉る。

〔政隣記〕

一、四月廿七日先帝御讓位、當今御即位。右爲御祝詞、從公方松平出羽守直政上京、從公津田二代目玄蕃京都ゟ被遣。

今度親王御方御讓位、於新殿踐祚之儀式首尾能相濟候之由、目出度奉存候。因玆以使者目錄之通言上候。可預御執奏候、恐惶謹言。

加賀中將

飛鳥井前大納言殿

勸修寺前大納言殿

五月十三日。風俗に關する令を發す。

〔御定書〕

此跡度々被仰出候御法度、並御定之趣、一ヶ年に兩度宛可被仰渡候得共、彌何茂無相違樣に可被仰觸候。

一、頃かこひ女有之樣に沙汰仕候。最前より堅御停止之事に候間、下々迄急度可被仰渡候。

小家共改候樣に御横目出申候。

一、やみに挑灯とぼし不申夜行仕もの有之樣に相聞、廻番御小姓中ゟ急度相改候樣に申渡候。

一、惣而かぶきたる躰之者、並長刀・脇指・彌御定之通可被仰渡候。右之通相違無之樣に、御組中ゟ可被仰觸候、以上。

五月十三日

津田源右衛門
多賀左近

江戸　中川八郎右衛門

五月十五日。前田綱紀柳營に登りて德川家綱に謁し參覲の禮を行ふ。

〔德川實紀〕

五月十五日松平加賀守綱紀はじめ參覲四人。

五月十九日。河北郡御所村等に令して松材を賣るを禁ず。

〔改作所舊記〕

御法度之通、松賣申儀彌堅御停止候條、急度可申付候。

一、火事に逢申百姓中、松材木拜領仕度と申帳面上候者、家材木に遣、其外餘り木候者、枝

葉共木賣出申儀仕間敷旨、文言に書入させ可申旨、御算用場より被仰渡候。左樣可申渡候、以上。

五月十九日

橋本治部左衛門

林　十左衛門

御所村　田嶋村　南中條村　北中條村

大熊村　高松村　木津村

五月二十日。前田利長の五十回忌法會を營む。

〔政隣記〕

一、今年瑞龍院殿五十回御忌。

五月廿三日。前田綱紀諸侯と共に柳營に登りて新たに武家法度の頒布と殉死禁制の命を受く。

〔菅綱記〕

一、五月廿三日於殿中武家御條目御朱印を以、儒臣被命林春齋讀之。且又天下殉死御禁斷被仰出候付、御書如左。

御用之旨に付、昨廿三日令登城候處、諸大名不殘御前に被召出、御仕置御條目跡々に替義無之候得共、唯今改被仰出候條、其旨可相守旨上意候。入御之後、春齋御條目讀終之。保科肥後守殿・松平式部大輔殿列座に而、酒井雅樂頭殿を以、世間追腹切候事無故義被思召候。向後急度可被停止候。若相背者主人可爲越度候。主人之子追腹之者於不申留者、猶以不屆之仕合に候間、可存此旨之由被仰出候。右上意之趣下々迄忝義に候。則御條目之寫、殉死御停止御書出之寫共二通遣之候。人持之面々組頭・物頭二之丸に召寄可被申渡候。內々我等家中令停止度存候處、結構成被仰出之上者、彌以家中末々迄令停止候。若此旨相背、追腹切候者有之候者、品により其主人跡目申付間敷候條、堅可被申聞候、以上。

五月廿四日　　加賀　御　宇　御　判

前田三左衛門殿
長九郎左衛門殿
横山左衛門殿
前田對馬殿
奧村河內殿
小幡宮內殿

今枝民部殿

五月廿九日。疱瘡流行するを以て病鬼を送るものあるを禁ず。

〔御定書〕

頃疱瘡はやり候付、致送物群集之由に候。堅御停止に候條、是以來左樣之送物不仕候樣に、家來下々迄急度可申付旨、組中へ可被相觸候、恐々謹言。

五月廿九日

長九郎左衞門
今枝民部
小幡宮内
奧村河内
前田對馬
横山左衞門

六月朔日。小松町の時鐘堂成る。

〔小松舊記〕

寬文三年六月朔日小松に於て鐘撞堂出來釿初、其節一向宗勝光寺より釣鐘借來候。同月十四日金澤より時計屋德兵衞被召寄、鐘撞東町三右衞門・中町久右衞門兩人へ品々指南致し、翌十

釿初とあるは衍なるべし

七日罷歸候。同年十一月三日右鐘返濟、更に本蓮寺より借來候。

鑄物師　加州金澤住宮崎彦九郎藤原朝臣義一

六月三日。金澤櫻畠の崖及び觀音山の下を除く外、濫に射的を練習するを禁ず。

〔御定書〕

犀川櫻畠之下がけ、淺野川觀音山之下兩所に而、御家中之者共並又者等鐵炮稽古仕、居屋敷之外於所々鐵炮打候義堅御停止候間、此旨御組中可被仰觸候、以上。

寛文三年六月三日

〔金澤古蹟志〕

櫻畠角場跡

菅家見聞集に、寛文三年六月三日犀川櫻畠之下がけ、淺野川觀音山之下、夏之内御家中之諸士鐵炮稽古所に被定。依之居屋敷之外於所々鐵炮打義被停止とあり。按に萬治元年十二月の定書に金澤侍屋敷に而鐵炮打候事御停止候。卯辰山・犀川・淺野川之岸三ヶ所に而、廣き的場を立置、稽古仕度者は年中不依何時爲打可申とあり。此命令に依て、寛文三年の命令ありたる成べし。延寳の金澤圖に二十間に三十間とあり。

六月四日。諸士の浪人を扶持する者は之を屆出でしむ。

〔御定書〕

御家中面々、向後牢人抱置候者、書付を以可申斷候。宿を替、又者身代爲才覺他國などへ可罷越候者、是又書付案内申候樣に相觸候間、被得其意、御組中へ可被仰觸候、以上。

寛文三年六月四日

六月六日。百姓の諸勸進に應じ又は瞽女・座頭等を招くことなからしむ。

〔當日曆〕

覺

一、御改作以後、御郡中に諸勸進入申義無之處に、當年は諸勸進・佛法語迄むざと入込申旨相聞候。至而百姓共手前宜罷成、勸進に入申と存候。去共百姓之費を御いとひ被成、跡々より御留之所に、ごぜ・座頭迄集申義ゐやう之仕合、第一十村共申付不屆之義に候。此紙面見屆候以後、判形候而可指越候、以上。

六月六日

園田左七

水上喜八郎

河北彌左衞門

松原八郎左衞門

河北・石川十村中

六月六日。藩侯放鷹の用に供する馬を諸郡に募る。

〔改作所舊記〕

御鷹野馬被召上候間、在々可然馬有之候者奎寄、參次第私共方へ案內有之候樣に、御郡奉行衆へ被仰談可被下候。此旨對馬殿被仰渡候。尤馬尺構無御座候。如何樣にも靜成馬能御座候。毛は鹿毛・栗毛・黑、此外の毛馬は御鷹野馬御用に立不申候間、左樣に御心得可被成候、以上。

六月六日　　神尾伊兵衞

篠原大學

御算用場

六月十二日。金澤犀川及び淺野川兩口に於いて乞丐を檢し、その鄕貫を調査せしむ。

〔改作所舊記〕

一、こつじきおほく有之候間、御老中御耳に相立、何方之もの罷出こつじき仕哉、人々改可申上旨被仰出候。それに付犀川口は石川郡十村中ゐ被仰付候。淺野川口は河北十村五人、並

田井村五兵衞として改可申旨被仰付候。明日五つ時分より罷出改申筈に御座候間、早々御出可被成候。爲其申入候、以上。

六月十一日　　御所村　源兵衞

田嶋村　大熊村　南中條村　北中條村

六月廿一日。御長柄小者久三郎の義姉、その母を乞丐たらしむるに忍びず之を殺さんとす。

〔袖裏雜記〕

一、定番御歩行雜賀茂左衞門地内に有之、御長柄小者久三郎女之姉とら、母を養可申樣も無之付而、爲致乞食候而者いきがひも無之と存、母をつき殺自害可仕覺悟にて、當六月廿一日小刀に而突申處を、久三郎弟六兄見付、おさへ置候由、茂左衞門斷、懸吟味候處、とら母を乞食いたさせ候義迷惑に存、右之仕合云々と申候。亂氣之躰少も無之候。寄合所へ相談仕候へば、とら仕樣神妙に候間、母養料として銀子二枚被下可然旨に付、則銀子とらに相渡、彌母に孝行可仕旨申渡候。

六月廿八日。金澤城中に飼養せる白鳥を捕獲したる者を取調べしむ。

〔改作所舊記〕

一、御城中に白鳥御はなし置に付而、切々潟端にも參申所、頃一羽見え不申候。定而潟端之者共網に而捕申樣に存候事候條、急度御吟味候而、樣子存者候者早速有躰可申出旨、御申付可有之候。自然訴人など出候者、十村・肝煎共も可爲越度候、以上。

六月廿八日　　御算用場

林　十左衞門殿

橋本治部左衞門殿

七月。前田綱紀江戶に於いて寶生大夫の勸進能を觀る。

此勸進能は七月なり

〔政隣記〕

一、今年秋江戶於鐵炮洲保生大夫勸進猿樂興行、從公義諸國大名小名に棧敷相渡、公御出御見物。

八月二日。小松の魚屋太郞右衞門等、能美郡安宅浦の魚中買となり、約定書を魚問屋に致す。

〔加賀古文書〕

一、安宅浦引網之魚中買義、御奉行樣へ被仰上候所に、望之者有之候はゞ可被仰付旨に而、則私ども中買仕候事。

一、安宅之義は不及申に、餘浦に而魚買申候とも、毛頭脇賣不仕、晝夜によらず私共宿々へ立寄不申、すぐに魚問屋へ持參仕、其時々之相場に早速賣拂可申候事。

一、私共中買に被仰付上は、魚振賣一圓仕間敷候事。

右品々慥相心得可申候。若中買中間之內之者、此ヶ條之內相背、猥之仕合候者、急度申あらはし可申候。御奉行樣へ可被仰上候。爲其連判仕申所如件。

寬文三年八月二日　　西町魚屋太郞右衞門外廿七人

魚問屋　九津屋次郞右衞門殿

西町は小松なり

八月三日。小松の魚商等誓書を魚問屋に致す。

〔加賀古文書〕

一、私共浦方へ罷越魚鳥を買、自身振賣仕候義は、御かまひ被成間敷之旨。然共みせに出し賣申候者、口錢出し可申之由、跡々より被仰付承屆申候。口錢可出分は、急度問屋案內可申候。若案內不申入、みせにて賣買仕候者、御奉行樣へ被仰上、いか樣共可被仰付候、以上。

寬文三年八月三日　　泥町よしの屋長右衞門外七十八人

泥町は小松なり

八月十六日。諸士の知行米を貯藏する倉庫に關して定む。

〔廳事通載〕

御家中諸給人知行米、御定藏所之外預け申間敷候と最前申觸候得共、給人与百姓相對に而者、何方に而も其所々御奉行へ相斷、御奉行人指圖次第、致緘預置候樣に、組頭中ゟ相觸候條、宿々並所々御奉行人へ可被申渡候恐々謹言。

八月十六日

前田對馬

今枝民部

奥村河内

奥村因幡

駒井主水殿

津田宇右衛門殿

八月十八日。金澤三社常光寺祭禮の夜、本多安房の家來人を殺害す。

〔菅家見聞集〕

一、八月十八日之夜、三社常光寺祭禮に付人群集す。町廻之御小將追之。寺之後與力士松澤理兵衛屋敷へ人多逼入。妻女長刀を以阻之により、彼妻並下女を切殺者共、後日御吟味之上

露顯して、本多安房家中庄司權兵衞せがれ並田村助右衞門せがれ切腹被仰付。

九月二日。在江戸の奧村因幡、前田綱紀及び夫人の節儉を崇ぶの狀を金澤の老臣に告ぐ。

〔御定書〕

一筆致啓達候。爰許漸冷に成候へ共、加賀守樣彌御機嫌能被成御座、御前樣も御同事に御座候間、御氣遣被成間敷候。

一、加賀守樣御常住之御膳、御汁一・御菜五・御香物、此外は上申間敷候。御定器も御紋など書候儀は無用にいたし、常之黑塗之御定器に可仕候。節々御祝日にはゝ、御汁二、二之御膳に而八寸二つ、御菜數二之御膳八寸に付候共七つ可仕旨、御膳部裁許之物頭へ急度被仰出候。か樣に御膳かろく被仰付候はゝ、御家禮末々迄茂、驕之なきやうにと被思召御儀躰に相聞え申候間、其元萬端其御心得可有御座かと申進候。各之儀者不及申事御座候。何茂左樣之合點被致候樣に被仰候て可然哉と存候。

一、去月廿八日松村御城え罷上候處、あふみ殿へ被仰渡候は、御臺樣え阿部豐後守殿上使に而被仰進候はゝ、大火事之刻女中之小袖餘華美無之、かろく着候樣にと被仰出候處、一兩年は其通に而、頃結構成儀候間、御臺樣御召領成程かろく被遊、國持大名其外末々之女中迄、かろ

きを着用仕候樣に被仰出候。此通御内所へ御文上申衆へは、委細に可被仰渡旨上意に御座候條、加賀守樣御前樣などの儀者、猶以被仰出を急度御守被成候はで不叶事候間、其通可申上旨近江殿被仰渡由御座候。右之趣加賀守樣も被聞召届、近江殿迄御書に而畏思召通被仰遣候。私並横外記・脇九兵御前へ被召出、御内所より松村に被仰渡候通、何茂其旨を存、御前樣御召料之儀、奥方女中之小袖等、かろく仕候樣に吉田局・澤野十兵衛・山口彌五兵衛にも急度可申渡旨被仰付候。萬端に付驕を止儉約を可用之御仕置と相聞申候間、不及申候へ共、御家中共合點いたし候樣に可然と存候。爲御意得申進候。大寄合衆にも被仰傳可被下候、恐惶謹言。

九月二日　奥村因幡

前田對馬樣
奥村河内樣
今枝民部樣

十月九日。御召米に關する規程を定む。

御召米とは給人の收納米を藩の買ひ上ぐるものをいふ

〔御定書〕

覺

一、御召米、給人賣上切手を以買上、翌年正・二月米員數並藏宿之名を帳面に記、其所之御奉

行へ遣、しまりいたさせ、右給人賣上可相返。自然賣上切手不相返內、米相違有之候はゞ、被召上直段を以、代銀御納戶ゟ可上事。

一、御下行米、勝手次第可被買上事。

一、給人米、所々御奉行指圖無之藏宿に預け置、其米賣上以後相違有之候者、給人辨に可成事。

一、所々米相場日々に取に遣、三日之相場を平均、代銀無滯早速可相渡事。

一、給人米賣上以後、自然藏宿火事に逢候者、吟味之上を以公義可爲御損事。以上。

卯十月九日

青山織部
岡島甚七
伊藤內膳
奧村內匠
今枝民部
奧村河內
前田對馬

御算用場

十月廿八日。石川・河北二郡の竹木取締に關する規程を定む。

〔改作方勤仕帳〕

石川・河北兩郡松山並御林之竹木縮之儀、四人ゟ被仰付候條、折々山を廻り、無油斷樣可申付事。

一、松山御林之竹木、手寄にて在々ゟ預置、縮之儀は十村頭ゟ申付、山茂り候はゞ樣子見計、下芥枝葉百姓にとらせ可申事。

一、松・杉・桐・槻・樫・唐竹、御用之外爲伐申間敷候。但百姓持高内に在之分は、最前被仰出通被下候間、自然御用伐取候はゞ、其時々御奉行人代銀請取、相渡候樣可仕候。大木・大唐竹之義は、四人ゟ相尋伐取候樣に可申付事。

一、栗之木は百姓支配に被仰付候間、隨分伐らせ、百姓たそくに可仕事。

一、御用に伐取候竹木之分は、不依多少、時々御奉行人切手に、御用所御印有之を以可相渡事。

一、雪折・立枯松末木枝葉之分は、土瓦燒薪に、御奉行切手算用場御印を以可相渡事。

一、百姓火事に逢候哉、亦者家破損修理等等仕に付而被下村木之儀者、御郡奉行切手に算用場御印を以可相渡事。

七冊の御定書に本文なし寛文六年九月廿八日に作れども非なるべし

薗田左七以下改作奉行にして此時より山奉行を兼帶せしなり

一、御用伐候竹木、向後所之百姓遣不申、末木枝葉取集、村肝煎に預置、切手を取、四人に可相渡、拂方算用場相談を以、猥無之樣可申付事。

一、毎年正月御城中飾松竹、同御家中に被下松、別紙帳面記遣之候間、可被得其意事。

一、むざと松木取遣候者有之候はゞ、可遂吟味事。

一、松木御林之竹木盜候者、何者によらずとらへ、籠舍又者裁許人に可相斷。見付候者候はゞ褒美を可被下事。

但、百姓分盜候者、其身追出、其村一作免一歩上可申事。

一、雪折・風折・立枯、念を入相改。附、雪前無滯竹卷せ可申事。

一、所々明地を見圖、木之實をまかせ可申事。

右被仰出候通相違有間敷者也。

寛文三年十月廿八日

今枝民部
奥村河内
前田對馬
奥村因幡

薗田左七殿

松原八郎左衛門殿
河北彌左衛門殿
水上喜八郎殿

十月晦日。諸士の躍・人形遣を興行するを禁ず。

是月は大盡なり

〔御定書〕

躍・人形遣など、自跡々堅御停止候處、頃京都より參、御家中方々に而興行有之、宿をも先々に貸被申由に候。ここに一兩年は除知之衆も多、萬端可有簡略旨被仰出候處、不入儀に候。御横目を出急度相改候條、右之通御觸渡、判形を取置被成御尤に奉存候、以上。

十月晦日

多賀左近
津田源右衛門

十一月二日。行路病死者の取扱に關する規程を定む。

〔袖裏雜記〕

一、所におゐて行倒果、一類等不知ものゝ、腰に付有之銀子並着類など、向後其死人取置候寺道場に渡し可申旨、當十一月二日前田對馬御公事場へ出座之刻相談相極也。

十一月四日。郡中にて躍子・人形遣等を宿泊せしむることを禁ず。

〔菅日暦〕

跡々より躍・人形遣其外遊興之勧進仕者に、宿貸申義御停止之所に、頃所々に而宿を借申由に候。此度急度遂吟味可申付候得共、旅人一夜泊り之義は不苦様に相心得候由に付、此度は令用捨候。向後左樣之者に一夜之宿をもかし申候者、曲言に可被仰付候間、御郡中ゟ御申觸縮り可有之候、恐惶謹言。

十一月四日　　　御算用場

橋本治部左衛門殿

林　十左衛門殿

十一月六日。領内にて恣に米問屋を營むを禁ず。

〔廳事通載〕

一、三ヶ國町並宿共、下に而米問屋を立商賣いたし候儀、向後堅く仕間敷候旨、所々御奉行へ可被申渡候。勿論へぎ米商賣仕義者不苦候間、可被得其意候、以上。

卯十一月六日　　　青山織部

岡島甚七

へぎ米商賣は米小賣商なり

伊藤内膳
奥村内匠
駒井主水殿
津田宇右衛門殿

十一月十二日。諸士に家屋の修築等を許さゞるべきを告ぐ。

〔御定書〕

御家中衆拜借之刻、萬費無之、普請等堪忍罷成分は仕間鋪旨被仰出候處、頃ひたと斷に而、ゆるかせに罷成候條、御手前に而急度被遂御吟味、大形之儀は被致無用に候之樣に可被成候。私共にも書付請取申間敷候。御年寄衆被仰渡候。恐惶謹言。

十一月十二日
津田源右衛門
多賀左近

本多安房樣
長九郎左衛門樣
横山左衛門樣
前田對馬樣

奧村河内樣
　　奧村因幡樣　留守居

十二月四日。鷄の尾の買上を命ず。

〔改作所舊記〕

鷄之尾一萬御用之旨、御用所より申來候。御本之尾會所より參候付而遣候條、御郡中ゟ御申付、十村切に取集、會所迄上げさせ、代銀受取御渡尤に候。さき尾・かりたる尾は御用無之候。御本之ごとく成、さき丸きを上させ可有之。人々割符不申付、十村見圖、鷄持申者より出させ候樣に御申付尤に候、以上。

（鷄の尾は鎧鞘の裝飾とするなり御本の尾とは見本なり）

　　十二月四日　　　　　　　　　御算用場

　　林　十左衛門殿
　　橋本治部左衛門殿

十二月四日。生狐を捕へたるものあらば藩に貢上げしむ。

〔改作所舊記〕

生狐寒之內御用候條、御郡之內つり申者有之候者、早々御申付、御つらせ候ひ而、取來候者早速對馬殿ゟ案內可有之候。勿論代銀御圖候而請取御渡尤候、以上。

十二月四日

橋本治部左衛門殿

林　十左衛門殿

十二月十二日。諸士の饗宴を行ふことを禁ず。

〔御定書〕

頃御家中振廻等多由沙汰仕候。諸事可致簡略旨被仰出時分に御座候。不及申除知衆は最前御定之通候間、振舞等仕間敷儀候へ共、自然御横目之者共御立御耳候へば、面々御爲如何候條、御組中ゟ可被仰渡候。

一、町方買懸り可有之躰に沙汰仕候。是又御横目之者出相改候條、常々其段御組中ゟ可被仰觸候。

一、諸事御法度事、一ヶ年に兩度宛可被仰觸候へ共、彌下々不作法に無之樣に、急度御組中ゟ可被仰渡候、以上。

十二月十二日　多賀左近

津田源右衛門

本多安房樣

長九郎左衞門樣
橫山左衞門樣
・奥村河內樣
前田對馬樣
奥村因幡樣 留守居

十二月十四日。諸士・町人に對し百姓慮外の擧動あるを戒む。

〔改作所舊記〕

當作毛能故、百姓共おごり、侍衆にのり打いたし、又は道通候男女町人抔に、慮外をいたしかけ候由沙汰有之候。數度被仰渡儀に候へ者、左樣には有間敷と存候へ共、自然おごりたるいたづらもの有之候はゞ、曲言に可被仰付候。村々肝煎・與合頭によく申聞縮可仕候。心得之ため申觸候、以上。

十二月十四日

薗田左七
松原八郎左衞門
河北彌左衞門
水上喜八郎

石川郡十村中

十二月十九日。屋敷廻及び往還筋の除雪を勵行せしむ。

〔御定書〕

跡々如御觸、向後雪積申候刻、面々居屋敷廻往還筋雪除、道廣成候樣に御組中に可被仰觸候。道御奉行宿屋六左衛門・中村甚介廻り可申渡候。其上御横目出申候條、左樣に御心得可被成候、恐惶謹言。

十二月十九日

津田源右衛門
多賀左近
中川八郎右衛門

十二月廿一日。領内に於て雉子を捕獲し得べき地方を定む。

〔袖裏雜記〕

覺

一、新川郡に而雉子追候義御赦免之事。
一、能美郡同斷。
一、能州右同斷。

一、礪波射水郡に而雉子追候義御停止之事。
一、氷見庄之內守山より石動之方山つゞき御停止之事。
一、石川・河北郡御鷹場之外は御赦免之事。
右之通十二月廿一日に相極付而、御郡中に觸候樣に、御算用場より御郡奉行迄申渡。

十二月廿三日。諸鳥を領外に搬出することなからしむ。

〔改作所舊記〕
跡々より御國之諸鳥、他國他領ゟ出申義御停止候條、今以出し不申樣に急度縮り可有御申付候、以上。

十二月廿三日　　　　御算用場

橋本治部左衞門殿
林　十左衞門殿

是歲、前田對馬その下人を成敗せんことを請ひて許さる。

〔袖裏雜記〕
一、前田對馬小者才藏と、下女之こり密通仕付而、對馬於手前致殺害旨斷。右兩人殺害之義勝手次第被申付候樣に、對馬家禮矢田金右衞門に申渡候。

是歳。金澤觀音町淸水谷屋次郎兵衛等を磔刑に處す。

〔袖裏雜記〕

一、金澤觀音町淸水谷屋四郎右衛門、近年能州鳳至郡輪島町へかよひ商賣仕處、五月廿六日之夜四郎右衛門養子次郎兵衛義、四郎右衛門を切殺候。右者四郎右衛門下女と次郎兵衛密通いたし候上、右之通に而、右下女はいまと申、切殺候節逃出候處、次郎兵衛捕之、沙汰仕候はゞ刺殺可申候、隱密仕候樣にと申、銀子二百目くれ候。其夜右死骸筵包にいたし、次郎兵衛かづき捨候旨、夫々吟味之上白狀言上之處、次郎兵衛は金澤町中引渡、其以後於彼地兩人共はり付に可仕旨被仰出付、御檢使三崎彥右衛門・御横目奥村太郎左衛門罷越見屆申候。

寛文四年

二月朔日。百姓私にその持高を分ちて新百姓を立つることを禁ず。

〔廳事通載〕

一、跡々御定之通、百姓持高を下に而わけ、新百姓立申間敷候。自然新百姓を立候者、此方へ申斷可受指圖事。

二月十四日。金澤升形に火災あり。

〔加越能故事問答〕

寛文四年二月十四日金澤升形出火、家數五十七軒。

三月十六日。百姓の木株を掘りて賣却する者に對し處罰を勵行すべきことを定む。

〔廳事通載〕

木かぶ堀賣候義、跡々より御停止に候處、頃所々に持參商賣いたし候由に候間、横目を出、捕次第御定之通其ものは追出、其村免一歩可被申付候條、組々に急度可申觸候、以上。

三月十六日

薗田左七

松原八郎左衛門

河北彌左衛門

水上喜八郎

三月二十日。螟蚣及び青蜥蜴の買上を命ず。

〔温故集錄〕

覺

一、むかで　　　長五寸より上、但下はらあかきを。

一、青とかげ　　長五寸より上、惣五色のやうに青きを。

右兩様むしを持参仕ば、一疋に錢二百匁宛可被下候。虫かず十宛ほど御用に御座候。右之通會所より申來候間、山方之在々ゟ申觸候而爲御上可有候、以上。

三月廿日　　　　　　御算用場

橋本治部左衛門殿

林　十左衛門殿

三月。大德寺塔頭興臨院の使僧江戸に上りて修理の爲に藩侯の合力を求む。

〔寺院來歴〕　興臨院由來書

一、寛永十一戌年霜月使僧秀首座を差下、賀州ゟ修理之義申上、銀子百枚拜領仕候事。

一、寛永十二亥年正月、賀州ゟ使僧秀首座を差下、上詳之御禮申上、御家老衆返書有之事。

一、寛文四辰三月使僧潘首座を江戸ゟ差下、修理之義申上候。使僧之外、在江戸之長老佳山並惟舟座元、御屋敷ゟ使僧同道被申候事。

使僧口上之覺

一、大德寺內興臨院者、能登國より御建立之寺に而御座候。能登國大納言樣御手に入候に付、師檀之御契約被遊、大納言樣御親父休岳道機樣御菩提所に被遊、御影等御安置被成候。就其大納言樣御直判之御書御座候事。

一、大納言樣御逝去之時、興臨院に而御弔執行御座候。即高德院樣之御影も同御安置被成候。並御息女養泉院樣・祥雲院樣御弔御座候。右之御牌前に、于今御靈供備候。則今度兩御影・大納言樣之御書持參仕候事。

一、先年小松中納言樣に、横山山城殿を以修理之義申上候處に、銀子百枚致拜領、上著被仰付候。唯今及大破、殊兩年之地震彌致破損候事。

右之趣被聞召上、御先祖御菩提所之義に御座候間、修理上著等被仰付候樣に、御取成被仰上被下候者可忝候。

春。在々肝煎・組合頭等の心得を令す。

一、雪消次第致鍬初、油斷仕間敷、御算用場より御横目出申事。

〔上田源助舊記〕

一、肝煎・組合頭、小百姓致介抱、改作情を出し、惣百姓之手本に成候者、見屆可斷出旨。

一、組之內荒地又は野山有之分見計ひ、桑・漆等土に應候木實を爲植可申旨。

一、百姓之能事に相究候はゞ、利なし之銀子御借可被成事。

一、百姓手前當より喰物貯有之奉公仕候者引込可申。其節十村・御扶持人吟味之上、引込不申而不叶者は、改作所に相斷爲引込可申旨。

一、百姓無謂致買物、又は同名つきあひうまさ喰ゐやう成義相聞に候はゝ、肝煎・組合頭可爲無念候間、縮可仕旨之事。

一、當年は野遲き年柄に候間、川除又は用水普請所口過仕、作食費不申樣可仕事。

右寛文四年改作奉行觸付。

御借は御貸の意なり

四月五日。德川家綱、前田綱紀に加賀・能登・越中及び近江の內百二萬五千石餘の朱印狀を與ふ。

〔前田家雜錄〕

加賀・能登・越中三ヶ國百二十萬二千七百六十石之內、加州江沼郡・能美郡之內七萬石、越中婦負郡・新川郡之內十萬石、能州四郡之內一萬石、以上十八萬石除之、殘百二萬二千七百六十石、並近江國高嶋郡之內兩村二千二百六十石餘、都合百二萬五千石餘目錄在別紙事、如前々宛行之畢。全可被領知狀如件。

寛文四年四月五日　　　　　　　　　　　　　　　　　印（家綱）

加賀中將殿

〔前田家雜錄〕

目錄

加賀四郡

加賀郡百七十三ヶ村、高七萬五千七十石二斗。

石川郡二百二十九ヶ村、高十六萬六千九百四十五石九斗八升。

能美郡之內二百三ヶ村、高十二萬九百八石六斗九升。

合三十四萬六千六百二十二石三斗八升七合。

但三郡之內六千三百二石四斗八升餘、依爲分限帳之外寵高也。

江沼郡百三十四ヶ村、並能美郡之內六ヶ村、高七萬石除之。

越中國四郡

射水郡二百二十八ヶ村、高十三萬三百五十六石四斗四升。

礪波郡四百八十四ヶ村、高二十萬二千百十一石八斗四升。

新川郡之內四百十八ヶ村、高十四萬七千五百十一石四斗一升。

合四十六萬九千七百五十四石七斗七升三合。
但三郡之內一萬百二十四石九斗餘、依爲分限帳之外籠高也。
婦負郡百八十ヶ村、並新川郡之內七十三ヶ村、合十萬石除之。

能登國四郡

羽咋郡之內百七十一ヶ村、高七萬四千六百三石五斗九升。
能登郡之內百三十一ヶ村、高六萬二千九百三十五石二斗九升。
鳳至郡之內二百二十七ヶ村、高四萬七千九百八十一石五斗六升。
珠洲郡之內七十四ヶ村、高二萬五千九百十二石四斗四升。
合二十萬六千三百八十二石八斗四升。
但四郡之內五千五十石、依爲分限帳之外籠高也。
羽咋郡之內十七ヶ村、能登郡之內二十ヶ村、鳳至郡之內二十一ヶ村、珠洲郡之內三ヶ村、
高合一萬石除之。
三ヶ國高合百二十萬二千七百六十石、內十八萬石除之。
近江國高島郡之內、今津・弘川村高二百六十石二斗八升一合。
都合百二萬五千二十石二斗八升二合。

一合は二合なるべし

右今般被指上郡村之帳面被相改、及上聞所、被成下御判物也。此儀兩人奉行依被仰付、執達如件。

寛文四年四月五日　　永井伊賀守

小笠原山城守

松平加賀守殿

四月五日。德川家綱、前田利次に越中婦負郡及び新川郡中十萬石の朱印狀を與ふ。

〔御判物帳〕

越中婦負郡百八十箇村、新川郡之內七十三ヶ村、都合十萬石目錄別紙在事、如前々充行之訖、全可領知之狀如件。

寛文四年四月五日　　（家綱）判

富山侍從どのへ

四月五日。德川家綱、前田利明に加賀江沼郡及び能美郡中七萬石の朱印狀を與ふ。

〔御判物寫〕

加賀國江沼郡百三十四ヶ村能美郡之内六箇村都合七萬石（目録在別紙）事、如前々充行之訖全可令領知者也仍如件。

寛文四年四月五日　印（家綱）

松平飛驒守どのへ

四月五日。徳川家綱、前田利意に上野甘樂郡壹萬石餘の朱印狀を與ふ。

〔國事雜鈔〕

上野國甘樂郡之内十八ヶ村、都合一萬石餘（目録在別紙）事、如前々充行之訖。全可領知者也。仍如件。

寛文四年四月五日　印（家綱）

前田右近大夫どのへ

四月廿二日。昵近の士通行の際、御供奉行以下慮外の擧動あるを禁ず。

昵近衆は御目見以上の諸士をいふ

〔御定書〕

御供御奉行・御鷹師並足輕・小人其外御家中又若黨・小者・草履取之儀不及申、御昵近衆罷通候刻、高腰を懸道をせばめ、其外慮外之躰不仕様に、自分組中共に急度被申渡候様に、何も被相觸、御横目中へ茂可被申付候、恐々謹言。

寛文四年四月廿二日

中川八郎右衞門殿

五月五日。石川郡御供田村の百姓勘四郎辻斬せらる。

〔袖裏雜記〕

一、御供田村勘四郎、當五月五日之曉、才川片町に而辻斬に逢候旨、町御奉行より及斷、同道人も有之穿鑿之處、切候人不相知。委曲立御耳候處、札を立候樣にと被仰出に付、勘四郎きり候者申あらはすにおゐては、銀子三十枚被下、以後あだをなさぬやうに可申付旨、大學・兵庫判形に而高札をたておき候へ共、終不申顯候。

五月七日。馬廻組の士岩田平藏その婢を殺し、後追放を命ぜらる。

〔袖裏雜記〕

御馬廻岩田平藏、當五月七日長谷觀音へ參詣、宿へ歸候處、仕女しま狂氣之躰に而、平藏座敷におき候白さやの脇刺をぬき、平藏にきりかゝり候故、捕可申とおびしらひ候へども、彌切懸候付、無了簡斬殺候由斷之。檢使遣之、平藏に尋候處、右之趣申由候事。彼女宿堀川町淸右衞門と申者、平藏方へ呼寄、死骸引取候樣にと申渡候へども、承引不仕由、平藏重而及斷候付、死骸爲引可申旨、町奉行へ申渡。しま母申分は、平藏本妻持不申、しま一代身過請取候由證文渡置、其上母方へ念比成書狀遣置、兩通共公事場へ出之。しま亂氣にて切懸候は、

ゞ、女之義に候へば、一刀きり候ともとらへ置、存命之内躰をも母にみせ可申處、こゝろ迄刺候段迷惑仕候旨等申。平藏手前於公事場吟味不仕旨言上之處、平藏御追放被仰付。

五月十一日。前田綱紀江戸を發し、東海道を經て廿六日金澤に入る。

〔政隣記〕

一、今年公御歸國御暇等如御例に而、五月十一日江戸御發駕、始而東海道を經て、五月廿六日金澤御歸城。江戸に御使者津田内藏助被指上。

五月二十日。百姓の頼母子を行ふを禁ず。

〔廳事通載〕

御家中も頼母子仕義御停止に候條、諸百姓中向後頼母子不仕樣、急度御申觸可有之候、以上。

五月廿日　御算用場

橋本治部左衞門殿

林　十左衞門殿

閏五月朔日。切支丹の取調を嚴にし、諸士の檀那寺を屆出しむ。

〔御定書〕

跡々申觸候、御家中義里志丹宗門御吟味之義、常々可被入念候。少も不審成者隱置、外より顯候者曲事可被仰付事。

一、人々檀那寺書付上可申候。或代々寺に候哉、或其身代に宗旨を替候哉、其品委細書付可上事。

一、亥丑兩年、從公儀被仰出御條數之趣、彌可相守事。

右組中並御自分家來下々男女迄被申渡、組中書付者組頭に被取置、頭より一組切々帳面に記可上之候、以上。

寛文四年閏五月朔日

〔參議公年表〕

一、是歲天下の男女をして、悉宗門檀越を極、籍に記、公儀に上る。是より耶蘇宗門改の事起る。

六月六日。居屋敷附近にて放銃したる足輕刵剕の刑に處せらる。

〔袖裏雜記〕

明守足輕岩本傳七、當六月六日之朝居屋敷近邊にて鐵炮打放候處に、西方寺小者久藏娘四歲に成候者に玉あたり果候付、傳七穿鑿之處、たまきえの玉うち放候由申候。左候者稽古場に

而可打放處、宿近所にて打放候段、鳥をうち候と奉存旨、於當地致言上候處、傳七義耳鼻をそぎ追放、家財被闕所、右久藏にとらせ可申旨被仰出、其通申付候。

六月十日。佛法の談義に關して令す。

〔御定書之寫〕

覺

一、他國僧御國江參談義、如跡々彌堅御停止候間、如何樣之品有之候共、許容有間敷事。

一、夜談義御停止之處、聽衆夜中より參詣仕候得者、夜談義同事候間、自今以後朝六時より門を開、參詣之者ども入談義可仕事。

一、縱上古より說來候法義たりといふ共、近代取行不申異躰成談義一切停止之事。

一、惣而談義之場に不限、檀那之宿々に而も、大勢入込不作法之躰、或は替たる法談等修行之方候はゞ、聞屆急度可被申付事。

右之通被仰出候間可被得其意候、以上。

辰六月十日

奥村因幡
今枝民部
奥村河內

前田對馬

寺社御奉行

六月二十日。躍及び辻相撲を禁ず。

〔御定書〕

覺

一、躍・辻相撲、跡々より雖爲御制禁、猶以堅御停止之事。

一、此間於所々、躍・すまふ有之に付、御横目之者並足輕等大勢被遣、左様之輩可致打擲候。若手向候者於有之者可爲打捨、品により搦捕可申事。

一、をどり場ゑ女も罷出候由に候間、こらへ被遂吟味、御穿鑿の品により、主人或兄弟或女之宿主可爲曲言事。

右之通被仰出候條、急度被得其意、組中並召仕候下々迄、其主人より堅締申付、猥夜行不仕候様可被申渡候、以上。

寛文四年六月廿日

六月廿一日。前田綱紀越中に放鷹し、七月十三日金澤に歸る。

〔政隣記〕

一、六月廿一日御發駕越中御鷹野、七月十三日に御歸城。

六月。作食藏に高札を掛け十村以下百姓の心得を諭す。

〔三百二條舊記〕

覺

一、耕作不沙汰に仕、納所等わだかまり、公事ざたを取持、友を引そこなひ、村中之費いたし、又はむざと宿々町方へ罷出、無用之買物仕、おごりたる百姓有之候者可申上。徒者を隱置候者、村肝煎・組合頭まで可爲越度事。

一、收納方わだかまり申百姓、後日に相聞候者、村肝煎・組合頭、其組之十村手前可遂穿鑿事。

一、公儀をかすめ、申立にも成まじき義を申者は、いたづら者に候條、其与之十村・御扶持人方より、早速其旨御奉行へ可申斷。律義成百姓公儀を恐れ、何事をも不申者は、十村・御扶持人見屆申候通、御奉行に可申聞事。

一、十村非分有之候旨、御扶持人之十村まで小百姓斷有之義を隱置、後日に相聞候者、御扶持人可爲越度事。

一、十村申付義、村肝煎・組合頭違背仕間敷候。肝煎・組合頭より小百姓へ申付義、又致違背

まかなひは賄賂なり。

間敷候。若十村並御扶持人・村肝煎・組合頭非分申掛候者、小百姓よりすぐに御奉行ゐ可申斷事。

一、御代官並給人より人をつかひ、まかなひ爲致、又者非分等申懸節之義者、御奉行ゐ可申斷。附、歴横目其外公儀御用之由かりごと申者は、或とらへ、或は御奉行ゐ可相斷。何者によらず、在にまはりまかなひいたさせ、錢置不申者は、いたづら者に候條、左樣に可相心得事。

一、作食米之義、毎年秋初より十村共縮致し、收納以前可取立。總而作食米は、百姓共助成之爲お被仰付置事に候間、百姓中も忝ぞんじ、無滯藏入可仕事。

一、作食米者、耕作丈夫にいたさすべきため、利なしに御貸置被成候間、十村並御扶持をかたらひ、如何樣之義にも作食米引取者有之候者、大罪に候條、小百姓よりすぐに御奉行所ゐ可相斷事。

一、諸百姓に毎年作食御貸被成候所、耕作手づかへ、時分過作付候村々有之ば、村肝煎・組合頭、其組之十村手前可遂吟味事。

一、作仕付申時分、作毛刈申前、十村切々村廻りいたし、諸百姓納所之しまり無油斷吟味可仕。附、御扶持人之十村、春夏秋三度、いづれの組にも手わけ仕村廻いたし、勢子被入、諸事見聞樣子御奉行ゐ可申聞事。

一、御郡方に而御買物代並日用銀、月限に被下候條、自然不請取者候者、御郡奉行に可相斷。惣而百姓中に渡候銀子者、時々相渡し、取立中銀子は別而取立、十村・肝煎手前に而指引仕間敷事。

右之通可相守者也。

寛文四年六月　日　　　　御算用場

七月十九日。諸士の末子・兄弟等を他國に出す場合の手續を令す。

〔御定書〕

覺

一、御家中侍共、末子或兄弟、或不逃浪人手前抱置候者、向後他國に遣候義、千石以下者共組頭に斷、差圖次第可仕事。

一、千石以上並組頭・物頭御近習之者共、以組頭寄合所に相斷、可受差圖事。

右被仰出候條可被得其意者也。

寛文四年七月十九日

七月廿二日。寺社方破損修理定奉行の職務に關する規程を定む。

〔御定書之寫〕

覺

國府孫右衞門　上坂九郎兵衞　松波八郎兵衞　高澤五郎右衞門
柳橋彥進　石原茂左衞門　桑原新七　小島五右衞門

與力八人寺社方破損修理定奉行に被仰付候條、無油斷相廻情出候樣可被申付候事。

一、寺社料有之分は、住寺・神主兼々少破之刻加修理候樣可申付候。附、常々社堂之廻り不掃除等致置候故、やね以下損候由に候條、左樣之所念を入可被申付事。

一、少破之刻者、其住寺・神主より及斷候樣兼而被申渡、案內次第定奉行・與力並大工相添遣、委細被聞屆、品に寄可被申付候。但難計儀者、寄合所江可被相渡事。

一、破損修理被申付刻は、定奉行・與力之內二三人充に而も可被申付候。但大分之儀は寄合所江相談、別に御奉行・橫目遣可被申事。

一、破損定奉行・與力遠所罷越、此方江使を越候刻人足可召遣事。

一、破損古材木板等、以入札爲拂可被申事。

七月廿二日

奧村河內
今枝民部
奧村因幡

横山式部殿
篠原織部殿

七月廿三日。人形廻・躍子等を宿泊せしめ及び從來行はれざりし諸勸進を禁ず。

〔御定書〕

最前被仰出候人形廻・をどり子、他國之座頭・舞々、無故者に宿かし候者、不有來異形之諸勸進御停止之旨被仰出候。御國中町方・郡方ゟ申觸候。就其跡々侍方にも、宿借置候仁有之由致沙汰候。左樣之義無之樣、組中急度可被申觸候、以上。

寛文四年七月廿三日

七月。收納藏に高札を懸けて代官たるもの丶心得を定む。

〔河合錄〕

覺

一、御代官米請拂任下代に不仕、御收納時分亦は出船之砌、御藏所ゟ被罷出、無油斷可被相務事。

一、御收納米被念入、跡々之通其村に出來能米を可被受取、繩俵被致麁相に間敷事。

一、口米取樣、米被請取濟石に一升、拂米に成候時分石に一升宛取可被申事。

一、百姓米持參いたし候を藏納手閊、町宿に米を置、自然火事に逢候はゞ殊に寄六ヶ敷義可有之候條、未明より手代共罷出、早速米請取、百姓之暇をあけ返し、御藏所に逗留いたさせず、費無之樣可被仕。附、米斗り候時分は、出座に而請取可被申、自然斗樣麁抹にいたし、日拂米多出、百姓迷惑いたす由相聞候はゞ、可爲不念事。

一、百姓手前より銀子に而請取、自分之米を藏納被仕間敷事。

一、斗升を數度見屆、吟味可有之候。自然手立有之候はゞ可爲越度事。

一、納所滯候歟、米に手をいたし候百姓有之候はゞ、其組之十村に可被相斷。其上油斷いたし候はゞ、改作奉行へ書附出さるべき事。

一、御代官附村々皆濟いたし候はゞ、藏所付・米員數、一紙目錄に記可被出事。

一、夏之間御藏之内いきれ候はゞ、窓並戶を明風を入、御米損不申樣可被仕。附り、雨漏米有之候はゞ、御勘定に立間敷事。

一、每年大阪登相濟候はゞ、拂方書附被出、指圖を請可被遂勘定事。

一、御藏破損所有之候はゞ、五六月之内に、相斷修理可被仕事。

一、御代官所之内、又は御藏所に居住仕者、下代に抱被申間敷事。

一、運賃米を買、爲登米に振替、百姓手前より足銀を取申義相聞候はゞ、可爲越度事。

右之通可被得其意者也。

寛文四年七月　日　　御算用場

右者所々御藏に懸有之也。

八月四日。石川郡大野湊神社の祭禮に警固の足輕派遣を求む。

〔國事雜抄〕

堅固は警固の誤

書付を以申上候。

一、當月十五日御神事能執行仕候。如毎年之、當日に御奉行並堅固足輕二十人被仰上可被下候、以上。

寛文四年八月四日　　權　丞

將　監

但文政十年より十五人に成、嘉永三年より十一人に成。

九月四日。幕府の令により織物の寸法を改むべきを小松町等に令す。

〔小松舊記〕

定

一、絹・紬之義、一端に付而、大工之かねに而長三丈四尺、幅一尺四寸たるべき事。

一、布・木綿之儀、一端に付而、大工之かねに而長三丈四尺、幅一尺三寸たるべき事。

右之通此以前より被相定候處、近年猥に在之間、向後書面之寸尺より不足に織出す輩於有之者、可爲曲事。來巳年秋中より改之、不足之分見出次第可取上候間、諸國在々所々におゐて可存其趣者也。

辰七月十三日

右公儀御定書之御寫之趣、小松町並其外私裁許中に急度可申渡旨奉得其意候、以上。

九月四日　久津見忠兵衛

小幡宮内樣

横山左衛門樣

長九郎左衛門樣

本多安房樣

小松より上げ申絹、今度公儀より被仰出寸尺調上可申旨、御紙面之通得意存候。併此秋初より上り絹百疋計、先年之通に致用意、明日持參仕筈に御座候。今度之絹者御請取可被遣候哉、

心當にて云々本のまゝ

但爲織替上可申候哉。左候者當年中に者、只今被仰出之寸尺之絹は出來仕間敷与存候。機道具只今拵申躰に御座候。此度之絹者、今度被仰出無之以前より用意仕絹之事に候間、御請取可被成候哉。兩樣之樣子御報に可被仰聞候、以上。

九月廿日　　　　久津見忠兵衛

水原清左衛門樣
半田五郎右衛門樣
辻　平之丞樣

當廿日之御狀令拜見候。小松より上申絹、先書申進候通、今度御定之寸尺に出來上申樣可被仰渡候。來る夏中迄之内に上げ申候得ば能御座候。跡々之寸尺に仕上絹心當に而調申由、方々より斷申候得者、向後者一疋茂此跡之寸尺に而者上げ申義不罷成候間、其段可被仰渡候、以上。

九月廿一日　　　　辻　平之丞
水原清左衛門
半田五郎右衛門

久津見忠兵衛樣

九月七日。石川・河北兩郡に於ける捕鳥を禁じその税を除く。

〔日　曆〕

覺

石川・河北郡鳥役被成御指除候之條、向後兩郡にて流もち仕候義、網指候事、並鴨網張候義御停止之間、被得其意、石川・河北在々百姓中堅可相守旨可被申渡候、恐惶謹言。

九月七日

奥村因幡
今枝民部
奥村河內
前田對馬

九月十一日。前田綱紀羽咋郡八幡座主村等の地を大神宮の御料として奉献す。

〔續漸得雜記〕

爲大神宮御料、能登羽咋郡八幡座主村之內七十石五斗餘、越中礪波郡宮島村之內五十石、都合高百二十石五斗餘之所、任利家・利長・利常先判之旨、令寄附之訖。永不可有相違之狀、如

件。

寛文四甲辰九月十一日　　加賀中將　綱　利

伊勢御師　福井與左衛門殿

九月二十日。石川郡の十村等收納米請取方に關する規程を定む。

〔應事通載〕

御收納米請取極定書之事

一、御米斗り箍者、何程に而も百姓勝手次第爲數可申事。

一、さし米、其米主ゟ相返し可申事。

一、俵ふるひ可申事。

一、下俵・上俵共にあみそ、ぬきほ繩に而あみ可申事。

一、上俵口加ね十一入めん〳〵かきに爲致可申事。

一、繩堅繩に而ゆひ申事。

一、於御藏所、百姓つかへさせ不申樣に、未明に罷出、御米納可申候。町宿に米預け不申樣に急度可申渡事。

一、於御藏所に、名代共御用之外、つき合いたしおごり不申樣、人々名代共に堅可申渡事。

右之通相違有間敷者也。

寛文四年九月廿日　　石川郡十村中連判

九月晦日。一たび死刑を宣告したる足輕を許し領外に退去せしむ。

〔寛文三年牢舍人帳〕

明与足輕　大屋七丞

此者白山村百姓と申分いたし候に付而。

右辰九月廿九日牢死いたし候。此者之儀御國追放被仰付候義被仰出置候者。

明与足輕　長山庄九郎

此者右七丞申分いたし候處、通り合せ申候へば、大勢とり廻し、手むかひ候に付、切申候に付而。

右辰九月晦日牢舍御赦免。此者之儀殺害被仰付候故、庄九郎呼出し申渡し候へば、事之外健なる申分神妙に候。其上本人大屋七丞籠之内に而病死仕に付、庄九郎儀必然御助可被成儀も可有御座哉と、重而言上仕候處に、大學・兵庫御前へ被召出、御意には、以來も加樣之義存寄有之候はゞ可申上候。思召被替儀可有之候。能申上候由御感被爲成、則庄九郎命御助、御國立退可申旨被仰出に付、其通申渡之候。

九月晦日　家中の窮乏を救ふ爲藩より借銀を許す。

〔菅君雜錄〕

晦日御家中之面々、此前拜借被仰付こいへども、勝手取失ひ及難澁者も有之候に付而、重て御城銀を以拜借可被仰付旨、被仰出に付て、頭々より組々へ觸出し、人々宅へ招て、向後勝手の始末等之事申聞す。

御家中何茂御城銀拜借仕度面々、御借可被成旨被仰出候。跡々かり申衆も、重而拜借可被成候。樣子以面上可申入候間、御望之衆、來四日・五日兩日の內、晝以前可有御出候。御かり有間敷方者、御名之下に可有斷書候。御披見後、御判形候而可被指越候、以上。

九月晦日

青地四郎左衞門

在江戶　岡島甚七

〔袖裏雜記〕

覺

一、拜借仕面々、返上不相濟內、隨分勝手を詰、聊費仕間敷候。人々いたさを被思召、ケ樣に御用捨被成候處、勝手方むざこ仕なし候はゞ可爲曲言事。

一、脇借銀仕間敷候。並合力も仕候はで不叶義候はゞ、長九郎左衞門方迄相斷、前受差圖事。

造作成は手數を費したる義

一、修理之外、如何樣之義にても家作事仕間敷候。但新屋敷拜領仕者は、与頭迄相斷、成程輕く小屋懸可仕事。
一、諸勸進に入申間敷事。
一、不入物を買、榮耀道具拵、其外何によらず費成儀仕間敷事。
一、押懸にても振舞一圓仕まじく事。但他國客等振舞候はで不叶義候はゞ、与頭迄相斷可受指圖事。
一、嫁娶其外急度仕たる祝義等有之刻者、一門中計御定之通かろき料理仕、祝可申事。
一、互之音信或路次へ道迎等之音信無用之事。
一、立御耳鷹御赦免之外、所持仕間敷事。
一、衣類之義、御定之通にても造作成仕樣有之躰に候。惣而衣類など不入費、心得惡敷被思召候間、向後成程麁相に可仕事。
一、面々勝手方、一年切に買懸等しはらひ之樣子書付調、与頭迄可上置事。
右條々拜借仕候面々に、其与頭、向後違背不仕樣に堅申渡、御請を可取置旨被仰出者也。

辰九月　　長九郎左衞門
今枝民部

小幡宮内
奥村因幡
奥村河内
前田對馬
横山左衛門
本多安房

十月六日。諸士の出銀に關する規程を定む。

〔出銀御定〕

御家中一統出銀之覺

一、百石に付二十五匁充。内十匁は三月晦日切、十五匁は十月晦日切。無役並役仕面々、御用御番相勤者。

一、百石に付七十五匁充。内三十目は三月晦日切、四十五匁者十月晦日切。無役並役仕面々、幼少人、十二ヶ月越十三ヶ月より之病人、御番相勤御用被仰付刻病者之及斷者。

但無由緒斷申者は、隨其品急度曲言可被仰付事。

一、百石に付百二十五匁充。内五十目は三月晦日切、七十五匁は十月晦日切。三十六ヶ月越

領知は料知にて役料なるべし

三十七ケ月より之病人。
一、江戸京に引越、御國に御供使不仕ものは、出銀取やり有間鋪事。
一、他國に御使參候ものは、日數多少によらず出銀やり取可仕事。
一、新知並御加增被下人々、其年之收納仕候者、春秋之出銀暮一度に、惣一統月切に出銀可仕事。
一、一統出銀仕以後御知行被下者は、年內出銀可仕。但月迫に御知行被下候者、至春も出銀可仕事。
一、至于翌年御藏返被下候者は、前年之當り一兩月之內出銀可仕事。
一、御藏入知出銀有間敷鋪事。
一、寺社領・はかはんし田、並五十石より下之ものは、出銀御赦免之事。
一、領知には出銀遣取有間鋪事。
一、与力明知、出銀有間敷事。
一、御折紙高出銀可懸事。
右被仰出候通、無相違可有裁許者也。

寛文四年十月六日　　奥村河內

今枝民部
奥村因幡
前田對馬

〔菅網記〕

一、是月一統出銀の員數定る。自是以前は每歲費用を用て多寡あり。自是定格百石銀廿五匁。

十一月廿一日、重ねて諸士三千石以上を受くる者の私に緣組するを禁ず。

〔御定書〕

最前如被仰出候、御家中三千石以上、組頭・物頭並御近習に被召仕候面々緣与之儀、一切下に而不申合、其身又者せがれ娘緣与之儀、如何樣にも被仰付被下候樣、以書付窺可被申候。跡々より右之趣被仰出儀に候へ共、彌爲念如此候。若下に而申合置候段、脇より立御耳候者、如何可被仰出も難計儀候間、各爲御心得申達候。如例御名之下御判形可有之候、以上。

戌十一月廿一日

十二月朔日、逃走せる百姓の租米等補償の法を定む。

〔司農典〕

御郡之内走百姓跡御定書之覺

一、十之內　　三つ者請人　　二つは十村
三つ者村中　　二つは近所之村組合
右走百姓跡年貢米・小物成不足分、並定作食米、跡々より如此割符に而爲出候樣に相究者也。
寛文四年辰十二月朔日
右之通相談を以相究候得共、請人手前より難出候はゞ、十村不念故、彌請人取置事に候條、其分十村より辨可出候。小村に而村中より難出候はゞ、其分近在之組合村より可出事。
一、百姓分限に不應借物有之候故走申候。然上者廻り口之御扶持人、其与之十村不念に候條、増作食米滯候分、十村・御扶持人より辨可出事。
右御算用場より御覺書を以御定方被仰渡候事。
寛文十二年子十一月十二日

十二月七日。石川郡の十村等、散小物成の收納方法に關して上申す。

〔高澤錄〕
一、散小物成出來退轉之儀、御公儀御損德、存寄申通り心底有樣に中間へ申談じ、御算用之時分埒明申樣に可仕候御事。
一、出來退轉之儀無心元分は、三人寄合相談仕、相極可申候。付、御算用場へ上申御帳之奧

判、直判上可申候。自然方々御用に罷出申ものは、名之かた書に斷書仕、無判に而も指上可申候。名代判少も仕間敷御事。

一、銀子取立之儀、內輪に而三手合にわけ、手寄〳〵に取上可申候。五十歩一被下銀之儀は、銀子上濟、翌年之春過不足ならし、取やり仕可申候御事。

右定書之通、是以來少も無相違樣に可仕候。若相背申もの候者、中間より御斷可申上候。爲其後日之狀、如件。

寛文四年十二月七日

田井村　五兵衛

福留村　間兵衛

御供田村　又三郎

是歲。小松町の懸橋を改架す。

〔河瀨雜記〕

今年小松掛橋懸直る。御奉行奥野右兵衛・岡嶋內膳。下奉行氏家內藏允・杉山市丞・奥村五兵衛・石黑覺左衛門。大工棟梁黑田左平次・笹田覺左衛門。御作事奉行大窪忠左衛門・松崎十左衛門・池田治部右衛門、此三人は內一人宛代て金澤より相勤。

是歲。領內町人・百姓の戸口を調査す。

〔當國雜志〕

一、金府の人數、拾遺雜錄に載置處に又一書を得たり。思ふに是は寛文四年に諸國の人算有し其時の書ならん歟。寛文の末に聞る事有し、其聞ける人の數にあへるをもつて察知す。其紙面。

覺

一、金澤市本町人數一萬九千八百四十五人。

内　一萬二百四十六人　男。　九千五百九十九人　女。

家數二千五百三十二軒。

一、金澤中地子町人數三萬五千二百六十一人。

内　一萬七千二百五十五人　男。　一萬八千六人　女。

家數七千三百三十六軒。

惣高五萬五千百六人。

内　二萬七千五百一人　男。　二萬七千六百五人　女。

家惣高九千八百六十八軒。

一、三箇國町人百姓人數都合五十一萬四千八百六十四人。

右一人に付飯米五合宛にして一日に五千百四十八俵三斗九升。

一月に十五萬四千四百三十俵三斗二升。年中百八十二萬二千六百十八俵二斗。

但侍方・寺社者右之外也。

是歳。馬廻組の士田邊彌五作、阿部九郎右衛門等を斬りて自殺す。

〔政隣記〕

一、今年御馬廻組阿部九郎右衛門・田邊彌五作喧嘩。九郎右衛門並同人方に有之牢人共に、於小幡宮内前に切殺す。田邊者追而切腹。

是歳。定番馬廻組吉田又右衛門の子勘右衛門、浪士服部入也を斬りて切腹を命ぜらる。

〔袖裏雜記〕

一、定番御馬廻吉田又右衛門せがれ勘右衛門、牢人服部入也申分有之、吟味之處、勘右衛門申分、今月四日之夜、野町大蓮寺方に醫者養說・猿屋六右衛門三人咄有之、亥の刻過に酒を給、事之外醉罷歸候處、黑坂吉左衛門屋敷之邊に而、入也に行逢申候。給醉候故にて候哉、入也とがめ申に付、一刀きり候而はづし候。其後之義は前後少も不覺由。此段最前熊谷久右

本文は人名を異にせり

衞門・富田內藏允吟味之節は、きり申段不覺由申、相違仕候。入也同道仕候本多安房家來坂津久七申分は、其夜又右衞門方に而勘右衞門に逢申所に、勘右衞門申には、今夜之首尾酒に給醉、始終十方無之候間、如何樣共賴候由申候。其以後又右衞門も右之趣賴候。久七義右兩人共終に知人に而無之、其夜始而逢候由申候。此段久右衞門等へ、又右衞門申聞候と相違故、又右衞門へ尋候處に、久七口上之通相違無之事。大蓮寺等召寄、勘右衞門酒に給醉候躰尋候處、常に被下程たべ申候、少は醉申躰に候へども、無正躰樣には無御座由、何も書付出申候。勘右衞門申分前後難承分、其趣言上之處、勘右衞門義靑山將監に御預、畢竟切腹被仰付候。

〔政隣記〕

定番御馬廻吉田又右衞門せがれ三彌、牢人服部道彌と喧嘩。

是歲。初めて喧嘩追掛物役を置く。

〔政隣記〕

一、今年喧嘩追掛物役出來す。阿部九郎右衞門・田邊彌五作喧嘩の砌、双方之一類依騷動に、是以後ヶ樣之儀を爲被制、今年始而喧嘩奉行坂井與右衞門・杉浦二右衞門に被仰付、于時兩人共足輕頭也。此後連年不絕。

正月八日。領内各驛駄賃の二割増額を許す。

〔御定書〕

御分國中宿々駄賃錢、唯今まで取來候二割増可取旨、所々高札改申候間、被得其意、御与中可被仰觸候、以上。

正月八日

横山左衛門

本多安房

長九郎左衛門

前田對馬様

奥村河內様

奥村因幡様

正月十四日。小松町に製絹の糸目増加を命ず。

〔小松舊記〕

小松より被召上絹一疋之糸目、百三十目より百五十目まで有之候得共、今度御改之絹幅廣く

罷成候に付、薄く見苦敷御座候に付、向後一疋之糸目、百四十五匁より百六十目迄織上候之様に、急度可被仰渡候、以上。

正月十四日　　　　　　會　所

久津見忠兵衛樣

能順は梅林院の社僧

正月廿三日。能美郡梯天滿宮の祠堂銀裁許を小松の町人に命ず。

〔小松舊記〕

覺

一、六貫目は天神祠堂銀。

右之銀子、兩人貸附裁許被仰付候條、利足年中一和利貸附、利足銀の內二歩通り兩人方に被下、相殘る八歩の銀、能順に相渡、切手を以て可遂算用候、以上。

寛文五年正月廿三日　　　篠原織部
　　　　　　　　　　　　永原左京

小松　沓屋次郎右衛門殿
同　　任田屋九右衛門殿

二月四日。百姓訴願の手續を令す。

〔御定書〕

諸百姓申分之義、何事によらず給人方へ斷申まじき旨、是跡より御印を以被仰出候條、彌可相守。申分有之を、其組之十村依估贔負仕与存候はゞ、御扶持人並十村寄合之所へ書付出し可申候。其上にも聞屆不申候者、御郡奉行・改作奉行へ可相斷。自然右奉行人埒明不申候者、御算用場へすぐに書付上げ可申候。かく様に申觸候之所、目安を上、又は給人方へ斷、或は侍方つでを以申斷候者、本人之義は不及申、村肝煎・与合頭可爲越度候條、此通小百姓中へ急度申聞、しまり書付を取可置者也。

寛文五年二月四日　　御算用場

河北郡十村中

二月十六日。小松町茶問屋の請負銀高は沓屋又十郎を以て第一とすることを町會所より屆出づ。

〔小松舊記〕

一、小松町茶問屋御運上銀、沓屋又十郎當年六十枚に御請仕度旨書附上申に付、右六十枚より增望人有之候はゞ可申上旨被仰渡に付、町中相觸申處、右銀高より上げ望可申与申者無御座候、以上。

町會所當番肝煎　與三右衛門
同　善右衛門
同　次兵衛
同　宗兵衛

二月十六日。鳳至郡・珠洲郡五ケ村の免合遞減を許す。

〔筒井舊記〕

覺

一、定免五つ七歩　鳳至郡高根尾村　内五歩當年より永御用捨。
一、定免四つ　同　空熊村　内五歩當年より永御用捨。
一、定免三つ七歩　同　十郎原村　内三歩當年より永御用捨。
一、定免七つ　同　比良村　内八歩當年より永御用捨。
一、定免五つ四歩　珠洲郡大屋村　内五歩當年より永御用捨。

右之村々、百姓共りつぎに耕作も情入候へども、成立不申に付、寛文五年分收納より御用捨候條、彌耕作に情を入、りつぎを第一に可仕候。ケ樣に御用捨被成候而、結句改作ふまたじにいたし、心立あしく成候者、遂吟味、追出に可申付候條、急度百姓中へ可申渡者也。

ふまたじは不取締の義

寛文五年二月十六日

薗田左七
松原八郎左衛門
水上喜八郎
河北彌左衛門

鳳至郡・珠洲郡十村中

二月廿三日。火災の場合の規程を定む。

〔御定書〕

一、火事之刻親子・兄弟・聟しうと・こじうと・伯父甥・家來之外、火本へ參儀堅令停止。火消候共、其日其夜之内、爲見廻使をも遣間敷事。

一、火消道具之外長道具、石川・河北兩門より内へ通申間敷候。但、前田對馬・奥村因幡・小幡宮内、鑓一筋宛爲持可申事。

一、火消番、面々裁許之様子見屆、並火本へ猥不入込候様に、急度可申付。若不用下知徒者於有之者、討捨可仕事。

二月廿三日

二月廿六日。里子の役務に精勤なるもの七人を赦免す。

里子とは輕罪犯なしたる爲土工等に使役せらるゝ者をいふ

〔袖裏雜記〕

一、當二月廿六日に、里子御奉行召出、里子共之內七人、當之御役等精を出し相勤候旨斷書付上候故、寄合所へ伺候處、免じ可申旨に付、其段申渡。

二月。諸士の窮乏を救はんが爲藩より借銀を許す。

〔改作雜集錄〕

乙巳寬文五年二月、御家中の面々御助成の爲、拜借銀仰付らる。

二月、藩侯在國の當年百姓の組合頭慰勞の爲錢を下賜するの制を定む。

〔三百二條舊記〕

一、御郡村之改作に被仰付以後、村肝煎之外に組合頭与申者御立置被成、耕作並諸事締仕候に付、是跡者小松又は金澤御城に而御振舞被下、其上にかざみ餅一重、妻子にとらせ候樣にと御意に而被下候に付、其段最前申上候處に、被下物闕り候樣に与被仰候。人數三千五百程御座候。一人に錢五百文宛被下候樣闕り、御用番衆ゟ談合申候所に、重而何とぞ被成樣茂可有御座与、先其分に罷成候。百姓共心立、連々すなほに罷成候樣に可仕旨被仰渡に付、諸事御憐愍之義も、組合頭能合点いたし、忝与奉存、其品小百姓共へ爲申聞、村中心立すなほに罷成候樣、常にも申渡候。惣而其村之百姓者組合頭心立次第に候樣に相見申候間、御在國之

年は骨折分彼是に、一人に錢三百文宛程被下候哉、右之通常々改作奉行相談仕、如斯奉存に付窺申候、以上。

寛文五年二月

駒井主水

津田宇右衛門

付紙、錢にて可被下旨仰出候。

〔上田源助舊記〕

御郡在々小百姓中、田畑多耕作之品々、勢子を入骨折申旨被爲仰出、組合頭一人に錢五百文宛致拜領、難有忝頂戴仕候。向後尙以小百姓中成立候樣介抱仕、諸事猥に無御座樣相心得可申候。彌難有奉存、相違不仕樣縮之義可申渡候、以上。

寛文五年

在々組合頭共

改作御奉行樣

五百文は三百文なるべし

〔改作萬年中行事〕

組合頭之事

一、組合頭は、村之大小に寄而、一村に二人・三人乃至五六人も有之、無極。其村前々より數大概相定り居候。肝煎に隨ひ、諸事御用肝煎之助成をする也。俗に相役とも云は、肝煎を助

退は退職、出來は就職

る故也。
一、右役義者、人撰之上、其組裁許より申付る者也。退・出來も届に不及候事。
一、役義取放し候儀も、裁許切にもいたす也。尤改作所詮義之上取放申事。
一、役所より先年咎付候義等有之者、心躰等相改め、歸役申付度、或は初而組合頭に申付度義有之時者、其組裁許より以小紙組合頭に申付度候間、承届可申哉之旨伺出し、役所に而勝手次第に可申付旨及指圖候得者、申付候也。
一、給銀・給米等も無之候。御用義に駈廻等いたし候其品により、日懸り銀、村萬雜餘荷を以請取候。尤極り有之事。
一、宿立・町立之ヶ所組合頭者、裁許十村より誰に組合頭申付度趣、御郡奉行に伺、指圖を請申付候事。
一、三州共、組合頭共一統に、隔年に(御在國年)一人に鳥目三百文宛被下之。(新錢に而三百文也)春皆濟御賞美十村共拜領物御目錄相渡節、御切紙諸郡之首座之御扶持人に渡す也。

三月八日。鷹匠の屋敷を増加下附することを告ぐ。

〔諸事覺書〕
一、御鷹師屋敷五十石より下は七十歩之當りに候。自分に鷹べや一間・外架なども仕置、御鷹

などやどにてもするゑ廻申候ためにに仕候。然者七十歩の内、右之地ひけ申候へば、自分の家作可申候樣無御座達書仕候に付而、向後十歩よけい可被下哉之由、對馬因幡より被立御耳候樣に、可被下由被仰出候事。對馬、因幡へ申入る。

但、右之御鷹べや自分に立申候、其子細は、鷹べやにつなぎ置申候答に候へ共、御鷹べやは火も無御座、又食事等之間も不自由故、御鷹により、やどにもするゑ廻申ための事の由。

〔屋敷方〕

御鷹師居屋敷、御定歩數之外、爲鷹部屋並外架、屋敷十歩充向後增被下候間、得其意可被相渡候、恐々謹言。

巳三月八日

奥村因幡
今枝民部
奥村河內
前田對馬

山本久左衞門殿
武部四郎兵衞殿
高山勘兵衞殿

樣にの次脫文あるべし

日用は日傭

三月十日。諸士の藩侯に隨ひて出府する際伴ふ雇傭者の取扱に關して規程を定む。

〔御定書〕

覺

一、江戸御供之面々、日用やとひ召連、又は他國ゟ遣候はゞ、跡々如御觸、人々請人を取、日用之名、請人之名、有所、帳面に記、町會所迄可及斷事。

一、日用に罷越候者、御發足之日より、三十日限當地ゟ歸著候樣に、雇候方より當地町會所迄、送りを添相越可申事。

一、自然於江戸相煩候者、やとひ候方より遂吟味、於無相違は本復次第送りを添可申事。

一、送りを請取ながら、他國に致逗留、歸着之日限於相延は、吟味之上を以過銀可申付事。

一、公儀御普請之日用札を相極可入分、日用頭共札に而日用出し可申事。

右之通被仰出候條、自今以後可相守者也。

寛文五年三月十日

三月十日。喧嘩口論の場合に處する規程を定む。

〔御定書〕

一、喧嘩口論之刻、親子兄弟雖爲知音、其場に不可馳集之旨、前々より御定之通彌可相守事。

一、喧嘩相手之儀、被遂御吟味被仰付事に候得者、一門縁者知音之者共、其場に出向非可仕儀候。自然於其場双方好之者出合、又申分致出來、事大に成候へば御爲大切之儀候。然上は御爲惡敷儀と存候者、如何樣に手前迷惑に存候共、罷出間敷事に候。此趣不致承引、自然參出仕者候はゞ、却而可爲不覺悟と被思召候事。

一、前々より御定之通、組頭中罷出可致裁許候。組頭不致參向内者、其時之侍共罷出可有裁許候。但喧嘩仕出候双方共之一類縁者は罷出間敷事。

一、人をあやまり走込人之儀、如何樣之子細候共抱置申間鋪候。若隱置、以後出入等致出來候得者、對御爲惡敷候。是又人々其趣可存事。

一、出入がましき儀は不及申、何程之儀に而も、組頭を指置斷等申入間敷候。組頭可受指圖事。

右之通被得其意、組中可被申聞者也。

寛文五年三月十一日

三月廿四日。小姓頭の勤務に關する規程を定む。

〔御定書〕

覺

一、晝夜に二度、金澤中廻可申事。
一、被仰出品々御印之分は、拔書別紙に相渡候事。
一、こむそう笠其外かぶきたる躰之者、改可被申事。
一、辻立・辻歌、並下々數人ならび道をせばめ申躰候者、追拂可被申事。
一、花火御停止之事。
一、女をかたらひ夜行停止之事。
一、諸寺庵において、夜談儀御停止之事。
一、かぶき者見合候刻、御膝近に候者、早速組頭へ相斷可申候。若至當座手向申者候はゞ、討捨可仕候事。
一、又家中之者候者、則主人へ預可被申事。
一、火事之刻火本へ罷出、猥に立入者有之者、相改可申候。手向候者討捨可仕候事。
一、晝夜によらず、町中火繩に火を付、其外火之廻惣不審成者有之者、可被相改事。
右被仰出趣、廻番御小姓中被得其意、御法度相背者於有之は被相改、大横目衆へ相斷、指圖次第奥村河内方へ爲申聞、裁許可有之旨可被申渡候、以上。

寛文五年三月廿四日　　　　奥村河内

又家中とは陪臣の義

奥村因幡
今枝民部
前田對馬
御小姓頭中

三月廿五日。前田綱紀金澤を發し、四月七日江戸に着す。

〔政隣記〕

一、三月廿五日金澤御發駕、四月七日江戸御着府。

三月廿八日。金澤附近に於いて鐵炮及び火矢を放つ者の制限を定む。

〔御定書〕

覺

一、御城より見え候通、茶磨山に而幕張候儀無用之事。
一、茶磨山に而鐵炮放候事。
一、御城より二里四方に而、夜中火矢打申事。但宮腰大野濱之儀者各別之事。
右御停止被仰出候條、可被得其意候。
一、跡々いごさく、晝夜廻り番御小姓被仰出候間、最前被仰出御法度趣、下々急度被申付候

樣、是又御組中へ可被仰觸候、已上。

寬文五年三月廿八日

津田源右衛門

中川八郎右衛門

五月二日。加賀・越中の往還に一里二人宛の掃除人を置くべきを令す。

〔改作方舊記〕

往還道橋掃除等郡中割置、改作牛に茂遠所之者茂罷出相勤、迷惑仕儀に付而、大正持御領境より越中境迄往還道一里に二人宛掃除人を置、居屋敷五十步宛、郡打銀之内を以相渡候樣に被仰渡候間、早速召置、帳面出し候之樣に十村共に御申渡可有候、以上。

巳五月二日

御算用場

橋本治部左衛門殿

林十左衛門殿

〔河合覺書〕

御領國往還道之番人數之事

一、十二人　能美郡

一、十五人　石川郡

一、八　人　　河北郡
一、十九人　　礪波郡
一、十九人　　射水郡
一、三十八人　新川郡
〆百十一人

此給銀七貫百七十目、但一人に付七十目宛、外に居屋敷五十歩被下。

右之通寛文五年に極る。

五月二十日。小松町鹽問屋の家族に誓紙を出さしむ。

〔小松舊記〕

一、小松鹽問屋共之妻子並下人・下女、不殘誓紙可申付旨、忠兵衛樣被仰候故、永山與兵衛殿右五人之鹽問屋共ゟ御越被成、判本御見屆被成候事。

天罰靈社上卷起證文前書之事。

一、菅波屋兵左衛門鹽問屋就被仰付、御鹽賣出申に無沙汰無之樣に、兼々心を付可申候。賣出す鹽にほり抔仕候はゞ可申上候事。

一、御藏鹽を請取、惡き鹽に爲替申候者、早速可申上候事。

一、御鹽代銀を以、自分之手廻仕、引負欠落之躰抔相見に申候者、時を不移、御町會所に迄御斷可申上候事。

菅波屋兵左衛門 女
同人せがれ 誰
同 人 娘 誰
同 人 下 人 誰
同 人 下 女 誰

右之通五人之鹽問屋妻子並下人に誓紙申付置候。當地鹽問屋共手前請人等吟味仕候處、別に相違之義も無之候。日向屋九右衛門請人日向屋次兵衛、本町に唯今迄罷在候處、頃日家を賣、散町之内に家を買罷出申に付、此者一人請人を取替、龍介町之内ごき屋九郎右衛門与申者、請人に爲相立申候。鹽問屋共妻子並下人共に茂、如斯之前書に仕誓紙申付置候、以上。

五月廿日 久津見忠兵衛

御 算 用 場

〔御定書〕

五月廿七日。藩侯の在國中犀川橋の上流にて漁撈を禁ず。

御在國中、跡々之通才川橋より上に而魚取申儀御停止候間、御組中に可被仰渡候、恐惶謹言。

五月廿七日

津田源左衛門

中川八郎左衛門

六月廿四日。鉛瓦鑄造用の鉛を保管の町人より奉行に引渡さしむ。

〔國事雜抄〕

鉛瓦鑄させ候に付而、爲御奉行別所八右衛門・嶋七左衛門・渡邊彌三郎・野村四郎左衛門被仰付候條、其方預り置候鉛、右四人斷次第可相渡候。追て御算用可有之候、以上。

己六月廿八日　　會所

銀座　彦四郎

紙屋　武兵衛

七月四日。能美・石川二郡に渡船を置き其の水手を定めしむ。

〔改作方舊記〕

覺

一、二艘　本吉湊渡船　水手十二人一ヶ年一人に給銀五十目宛。

一、二艘　粟生村渡船　水手十一人一ヶ年一人給銀五十目宛。

一、一艘　安宅村渡船　水手一人一ヶ年給銀八十目宛。
一、一艘　上野村渡船　水手二人一ヶ年一人給銀八十目宛。
一、一艘　廣瀬村渡船　右同斷。
一、一艘　燈臺笹村渡船　右同斷。
一、一艘　早稲谷村渡船　右同斷。
一、一艘　中村渡船　右同斷。
一、一艘　大野渡船　右同斷。
一、一艘　鷺森村渡船　右同斷。

右之通所々渡船水手慥成者御極、給銀郡打銀之内每年二月請取、御渡し可有之。居屋敷一人に五十歩宛可被下候。向後舟破損修理等茂、打銀之内を以被仰付候間、常々船損不申候樣にしまり尤に候。不及申候得共、侍・奉公人並御領國百姓運賃を取不申樣に、急度御申付可有候。跡々通舟賃を取、渡し守たそくに御申付可有之候、以上。

七月四日　　御算用場

林十左衛門殿

橋本治部左衛門殿

七月十八日。前田綱紀幕府の證人を徴するを廢したることを在國の老臣に告ぐ。

〔政隣記〕

一、七月十三日在江戸之諸侯及在國之諸大名留守居、御城〻被召、連年諸國陪臣より所献之人質御免許之旨被仰出。其趣公より金澤老中迄被仰遣、富山侍從利次公〻も被仰進。

就御用之旨、去十三日令登城候之處、在府之諸大名御前〻被召出、從先規證人所献御滿悅被思召候。何茂御心安候間、向後證人差上候儀被成御赦免候。此段常々御用捨被遊度思召候得共、權現樣御仕置故御延引候事候。然共五十回御忌御法事等迄、於日光相濟候條、御免之由御直上意候。此儀證人上候面々可申談候、謹言。

七月十八日　　加賀綱利

金澤老中七人

一筆致啓達候。公方樣益御機嫌能被成御座候間可御心安候。然者昨十三日諸大名依召登城、御白書院出御、陪臣證人之義從先規差上之、御代々御相續之上は御心安被思召候。且又四月於日光山、權現樣五十回忌御法事首尾能御執行、御感不斜候。旁以證人御免之旨御直に被仰含、一統令退出候。是以珍重候事候。爲御案內如此に御座候、恐惶謹言。

七月十四日　　　　　　　　　　　　松平加賀守

松平淡路守様

（淡路守は富山侯前田利次）

七月廿九日。伊豫西條城主一柳直興、前田綱紀に預けらる。

〔徳川實紀〕

七月廿九日一柳監物直興封地二萬五千石收公せられ、松平加賀守綱紀にあづけらる。こは寛文元年京都女院御所構造の助役命ぜられし時、御移徙の前二度上京の暇給ひしに、二度とも遲參してその期におくれ、こたび參覲の期に及び、病により遲延の事聞え上る書狀もおそく呈し、そのうへ參府して病のさまを諸老臣へもうたへず。且平常家臣並に領民をくるしめ、內寵多く、淫行の聞えあればなり。この直興は、故の丹後守直重が子にて、寛永十五年十一月朔日初見の禮をとり、正保二年十二月朔日家つぎ、三年十二月三十日從五位下に叙し、大監物と稱しけり。しかるに京都造營のとき、ひそかにおのが所領に下り、遷幸の時居あはさず。ここに近日領民罪なきものを刑すること三十餘人に及べりとて、罪蒙りしとぞ聞えし。

〔一柳監物殿御預等之一卷〕

一、此廿八日久世大和守殿より、前田對馬守を御越可被成旨申來り、御預人有之候、明日請取人頭分二人・侍十人・足輕十人、前田右近屋鋪迄指越可被申候、評定場手寄候之條、案内可

有之候由にて、此夜人圖りなど被成、富永小右衛門・私兩人に、案內者兼松小右衛門・御小將松原半右衛門・西村彥兵衛・平田權之助・脇田小平・齋藤長兵衛・箕浦新左衛門・近藤伊兵衛・後藤杢左衛門・小川孫左衛門・大島甚兵衛此分被仰付、今朝迄は隨分ふかく御隱密にて候。

一、今廿九日朝五時に何茂右近殿屋鋪まで參、九半時迄相待候處に、北條安房殿より足輕參り、加賀守殿家來衆評定場迄可罷越候旨に付て、即刻參候。其節前かごに供之仕樣、右・左之手分など相極申候。

一、評定場にて步行目附三人罷出候樣にと有之に付、富永・兼松・私三人罷通り候へば、北條安房殿、大目附黑川與兵衛殿・渡邊大隅殿・村越長門殿、御目付土岐重左衛門殿、此次第に御座候。側ちかくより候樣にと御申候。三人ながら近々とより、步目附三人も私共脇にひつゝき有之候。安房殿名を御尋にて名乘申候。右一禮有之、安房殿被仰渡候は、一柳監物殿日頃不所存不屆之儀共重疊有之上、當年之參覲おそなはり申候段重科に付、加賀守殿江御預けに成候間、被出次第請取可被申候。追付御國江可被遣之旨、其節は自分の家來共も付け被遣にて可有之候。此段は追付大和守殿江茂うかゞひ可被申候。扨はヶ樣之御預人は、其御預り主早速御對面之首尾も跡々有之由に候得共、此仁不所存之事、自然御對面之節何角被申候ても如何に可有之候間、加賀守殿御對面は無用之由御老中御物語に候間、其段可申よしに候。

何共云々本の儘

一、大隅守殿御申は、乘物は持參候哉と御尋候故、ヶ様之御預け者には乘物持參候様承及候へども、昨夕大和様前田對馬を被召寄、御預人之御内證被仰聞候節、自餘之御預人は乘物を持參する例なれども、此度之人は歴々にて乘物に乘參る人なれば、持參不及と被仰候故、任御指圖持參不仕と申候へば、あなたより乘て被參候は門外に可有之候、何共乘物にてあるべく候、何いかいと口々に御申候故、安房殿へ向、大和様御内證無之候者持參可仕物を、御内意ゆゑ持參不仕、不調法之様に罷成と急度申入候へば、されば／＼とて御笑に候。富永、左候はゞいか様にも才覺仕乘せ可申と申候へば、何卒仕候得、左候はゞ先あれへ參待候へと有之に付、其席之際之間いかくれたる所へ參相待申候。小將衆も其所にへいぢ門より入腰掛て被居候。

一、御歩行目附之内、諏訪次郎右衞門と申者きもいりて走廻り候故、知人に成、則手をとらへ候て、自然脇々にも、加賀守殿が大事之御預人を請取に參とて、乘物持參せぬをきんだんもあるべく候、段々よく聞置て給候へと語候へば、加賀守様へは終に御預人もなく、何事も不案内成とは申候が、各等ほど功之人たる衆はなき事、目付衆も隨分御ほめとて笑申候。扨乘物之事に候、何と可仕、今からやしきへ取にやりてはてんにあふまじきかと申候へば、次郎右衞門其段はまかせて御置候へ、あなたより乘て被參候乘物、何となく内こしかけへ入て

惣かほし本のまゝ

置候へば、自由に乘せ可申とて、よく筈を取置申候。去ながら次郎右衞門にかくし候て、前田宮内殿へも乘物の事申遣、又屋敷へも申遣候へば、兩方共に散々なる古乘物參候。乘松申候は、古乘物にのせ候はゞ江戶中のさんだんに成可申候。又其仁も一代の殘念に成申べくと申候故、げにもと申候て彌あなたの乘物に極置申候。

一、八時に成ても七時に成ても、監物殿無御越候。同道の一門衆はとく監物殿は御越候へ共、病氣とて逢不被申とのきた、其上からは樣々區々の雜說出來、日頃よりかぶき者をつれられ候、又は其身兵法づかひにて不行氣遣するとも申候。あられぬ事共申候故、自然供人之內短慮もの氣遣もの一人ありても、惣かほし申筈に候へばとて、かくしてと申候に付、其時の手あてなど相談、萬に一も不慮出來候はゞ、殘る者は拒可申、松原・西村二人は萬事にかまはず見合候て、監物殿さへさしころし候へば、皆々はてゝも苦からぬなどゝ申候て樣々軍法、唯今存じ出し皆々むだ事にて笑草になり候。

一、御老中も殊之外御心許ながり候て、使者をば櫛のはをひくごとくにて、ひそ〳〵と申候。此間の氣遣三日も過し申樣に皆存たる體にて候。

一、七時下り候て、次郎右衞門かけて參り、いそ〳〵と申候ゆゑ、何と申候へば、今參候と申候故、少席の方をのぞきかゝりて有之候得ば、先に北條右近殿、監物殿いとこ。次に監物殿、跡に

一柳對馬殿、監物殿なひ十七八歲。御出、其席脇の間にて刀・脇指をぬかせ、奥の間へ通し申候。同道衆も御通り、少の間ながら今や〳〵と待兼申候。其間に刀・脇指は取て此方へ請取、箱に入からげ申候。供人は侍一人、其外草履取迄追出し、歩日付・與力・同心など出て子細申渡候。一人もあたりに置不申、門はうちて有之候。

一、無程被出候所へ、歩日付次郎右衛門出あいさつを申、私共も指寄御迎に罷越候通り申入、扨々苦々鋪御仕合とてあいさつなど申候處に、次郎右衛門殿指寄、近比申兼候へ共、御大法にて候間御はなかみをと申候へば、安き事とて鼻紙を御出し候。猶も念いたし加賀守殿衆も申上度可被存候間、御ふところを御みせ被成候様に、御帯を御しかへ可被成やと申候へば、此仕合にてはいか様共とて、立て袴のひぼを御とき候故、次郎右衛門並私共指より、是迄にて御座候、御無用に被成、急御乗物に召候様にと申候て、其まゝ少しつゝみ、其席へ出申候一人入候供之侍も、脇へ押隔申候。興いさめたる顔にて脇に居申候。其席は御出、乗物の内など松原與齋殿に内々申合さんだん仕内、監物殿は其席の板の脇へよりつくばひて御入候故、指寄候て其内挨拶など申候。御脇物請取申候間、御乗物之御跡に爲持候と申候へば、如何様にも宜様と御申候而、今日之様子などふつ〳〵御咄候體、惣てわるびれたる體なく、しかも神妙に息合一つちがひ不申、扨々日比はともあれ、勇者と奉存候。

貴様は此書状の宛名人

一、乗物にのせ申、おしつゝみ門を出申候時、左右に氣遣仕候へ共何事もなく、供之者も一人もあたりに見え不申候ゆゑ、道中心安供いたし、御屋敷まで參候。

行列

足輕　　　　御小將五人　鑓五本
足輕　棒付小頭　足輕足輕足輕　乘物　棒付三人　騎馬　惣供
足輕　　　　御小將五人　鑓五本

一、貴様之御小屋きれいにして、しまりもよく御座候てしつらひ、疊などきれいにいたし、番人に御小將・射手・異風、御馳走に三浦・赤尾被仰付、私共參、乘物よりおろし候へば、御出候て、御小姓衆えも神妙に一禮御申候て、奥へ御入候。御案内を申候て座敷へ御なほり、今日の仰渡し、ぬしのおもはくなど細々と御語り候。じんぴんのさはやかさ、終に跡先不承物言にて御座候。御屋しきへ罷越、御前へ出候て、今日之様子右之段々成程細に申上候。今日二三度も私共事まで被成御意、嘸待かね心苦身に可存候、ひだるくもありつらんなど、御心に入たる御噂之由承、難有奉存候。

一、對馬殿を御使に被遣候時分も、一々段々御語、見苦敷日數を送り、各も御見かぎりなき先に、一刻も早く被仰付候様に有度と念願のよし御申候。

一、身體は二萬五千石、伊豫之内一城御預り候、歳は四十二三、器量隨分よく、しかた物いひ誠に可申樣も無之、ケ樣の御人を草履取一人なく、はだかになしたる樣にいたし參候。見聞の人もあはれがり、涙をながし申候。右之外少づゝの品々御座候へども、申にも難盡御座候。

七月廿九日夜半　　　淺井源右衞門

今枝近義宛なり

八月三日。小松町の製絹にして在來の幅によるものゝ賣買を禁ず。

〔小松舊記〕

覺

一、如何樣之絹に而茂、本幅絹之分者、金澤より被仰出候迄者、上方に爲登申事茂、當地に而之賣買茂、堅御停止に候事。

本幅はもと幅なり

一、新幅絹之分者、何時に而茂荷持に爲登被申候共、當地に而賣買被致候共、勝手次第に候。若自分に人被登候者、町會所に可及案内候。見届爲登可申候。自然案内無之爲登候者可爲越度候、以上。

巳八月三日　　　町會所

八月八日。給人と百姓と收納に關して直接交渉し得ざることを令す。

〔御定書〕

最前被仰出通、給人より百姓方へ人遣申間敷候。又百姓より如何樣之儀斷候共、取持申間敷候。收納方滯儀候者、改作裁許人に可相斷旨、重而今度被仰出、則御郡中に御横目出申候條、御組中急度可被仰觸候、恐惶謹言。

八月八日

岡嶋五兵衞

津田宇右衞門

八月十日。放鷹・捕鳥に關して令す。

〔御定書〕

覺

一、留野鷹つかひ申儀は勿論、指竿・鳥指申事有間敷事。

一、三里四方、小鷹並天い網に而鳥取申儀有間敷事。

一、石川・河北鴨網・大鳥はご・網かけもち仕間敷事。

一、粟ヶ崎よりねぶ・大崎・鵜ノ毛迄へ、潟緣筋に而、網・はごに而鳥取申間敷事。

一、拜借之面々鷹所持有之間敷事。

一、八月朔日より鐵炮稽古有間敷事。

右跡々より御停止に被仰出候處に、頃者猥有之由百姓共斷申候。所々在所爲見並野廻り御横目出候間、面々御爲に而茂候間、御組中へ急度可被仰觸候、已上。

寛文五年八月十日

中川八郎右衛門

津田源右衛門

九月廿六日。小松町の荷物持等その員數を增加せしめざることを請ひ、次いで許さる。

〔小松舊記〕

乍恐申上候。

一、私共中間荷持、前廉者六人に而御座候得共、町中手支仕儀茂無御座、何茂様御蔭に而口過を茂仕候處に、今度八人に罷成、廻り遠く、口過茂難成迷惑仕候。今度中間之内三右衛門死申候。殘る七人に而御座候。此者ども上下仕候者、町中手支無御座様に可仕候。私共義者不及申上、御定之通彌無相違御馳走可申上候。此已後町中より荷物望申衆御座候共、私共中間へ御入不被成候之様、被仰付被下候はゞ忝可奉存候、以上。

九月廿六日

荷持　久左衛門

五右衛門

六兵衛
四郎兵衛
新九郎
次郎兵衛
六兵衛

町御年寄衆様

右之通荷持共書附出し申に付、七八に相極申候。併定之通、八日目に荷物二駄集め登り可申候。若相延候者、二駄に不足之旨町會所ゟ可相斷候。其上に而二日相延候者、假令荷物一駄有之候共、慥に相登り可申旨、年寄衆より申渡、荷物持退旨申候事。

十月。一柳直興幕府の命により金澤に移さる。

〔政隣記〕

一、十月從公儀、伊豫西條城主一柳監物故有て其領地被召上、御預金澤ゟ籠居也。道中警固之侍淺井源右衛門・富永小右衛門・半田權助・箕浦新左衛門・杉山市之丞・松平半右衛門・一色瀬兵衛・奥村太郎左衛門・宮崎太左衛門・多田次郎左衛門・佃半七也。金澤宮腰口廣岡之邊に其蟄居を構へ、町奉行里見七左衛門・岡田十右衛門其進退を守る。追日常住勤番之侍は、定番御馬

廻彼所に詰て警固す。番人年中或は月代り勤之。足輕以下相隨。但七月廿九日於江戸御預、十月金澤に被移。

是歳。初て山廻を置く。

〔廳事通載〕

一、山廻役は寛文五年より初而被仰付。

是歳。深雪なるを以て十村に百姓を保護すべきを令す。

〔上田源助舊記〕

尙以往還筋雪除御用には、悴・番代共出し、其身者村廻可仕候、以上。

殊之外深雪に候間、組々村廻いたし、百姓中家抔損不申樣可申付候。やもめすぎの者迄にも心を付、手多ものどもも雪を除爲取、致介抱候樣可被申付候。自然雪之內にうゑ者申抔有之、御横目より相聞候はゞ、其組之十村不屆可成候間、諸事無油斷介抱可仕候。爲其申遣候。紙面見屆候にゞ、致判形可指越候、以上。

寛文五年　　　改作奉行

石川・河北十村中

是歳。石川郡土淸水野の新開成る。

〔加州郡方舊記〕

石川郡土淸水野新開被仰付、村御建可被爲遊旨被仰出、末領・下辰巳村領・上辰巳田倉野に而新開品在被仰付。才川上寺津村領より用水取上、御改作御奉行園田左七樣・河北彌左衞門樣・松平八郎左衞門樣・水上喜八郎樣、代り〳〵御附居被成、左に書記申御扶持人共も代り〳〵相詰申候。其上武部五左衞門、水ため仕候に付相詰被申候。寛文四年より御普請被仰付、同五年出來仕候處、其節從御公義爲御祝行器・御樽被爲遣、土淸水野に而右奉行樣方御出被成、石川郡御扶持人熱野村少兵衞・福留村間兵衞・御供田村又三郎・田井村故喜兵衞・射水郡津幡江村宅助・開發村源內・嶋村九郎兵衞・礪波郡戶出村又八・和泉村市右衞門・宮丸村二郎四郎・田中村覺兵衞・河北郡御所村長次郎等、其外水下肝煎・組合共迄被召出、御祝被爲下候。御納戶銀百五十貫目入申由承り傳申候。御普請相濟申以後、破損仕所有之、御與力金丸源之丞殿・河端久丞殿御奉行に而、御普請被仰付。其後少破之節增田半助殿・二郎吉、御改作御奉行樣より被仰渡、御普請被成儀も御座候。其以後御郡打銀に罷成候而は、十村才許仕候。難所用水に而御座候に付、今以少宛普請仕候。

正月廿三日。百姓の地割を行ひ得べき田畑の條件を定む。

〔廳事通載〕

一、川崩・山崩、其外も検地有之村々、夫は高下有之米よなひ仕來候村々、入百姓數有之村々、不及申聞百姓勝手次第地割可申付事。

一、新開ゝ新開畑直し、地割仕度ゝ申候はゞ、其委細可申聞、品により可申付事。

一、其村改作に被仰付、終に地割不仕村、地割仕度旨及斷候はゞ可申聞、品に(より)可申付事。

一、其村改作被仰付以後地割仕、重而地割仕度旨及斷候共、申付間敷事。但格別に斷有之候者可申聞事。

一、新開畑直し而、古高打込地割仕度旨斷申候共、申付間敷事。

正月廿三日　改作奉行

〔廳事通載〕

一、向後地割仕時分、其村改作廻候御扶持人、其組之十村罷出見届、地割済互に申分無之爲致書付、御扶持人並十村奥書可仕置也。

正月廿三日　改作奉行

正月廿六日。小松町の絹業者製絹の判賃を金澤と同一ならしめしられし

ことを謝す。

〔小松舊記〕

小松半絹判賃之義、金澤なみに可申渡旨、御寄合より被仰渡由、御算用場より申來候段、絹屋共に爲申聞候所、難有奉存候由申候。右之通御次手之刻、御老中樣ゟ御上可被下候、恐々謹言。

正月廿六日　　久津見忠兵衛

奥村内匠樣
脇田九兵衛樣
岡嶋甚七樣
横山外記樣

二月廿八日。石川郡湯涌温泉浴室修理の爲に銀子を貸與す。

〔改作所舊記〕

借用申上候銀子之事

一、一貫百目者　朱封銀

内

百四十目者　寛文六年之暮に指上可申候。
百六十目者　同　七年之暮に指上可申候。
百六十目者　同　八年之暮に指上可申候。
百六十目者　同　九年之暮に指上可申候。
百六十目者　同　十年之暮に指上可申候。
百六十目者　同十一年之暮に指上可申候。
百六十目者　同十二年之暮に指上可申候。

〆

右は湯涌湯坪並さや破損修理仕候諸事入用銀に、利無に七ヶ年之とし迄りに御借し被成、難有奉存候。慥に請取申候。右切々之通急度指上相濟可申、若此連判之内死うせ仕候歟、又は其身乍有茂無沙汰仕候者有之候者、相殘る者として無滯指上相濟可申候。爲後日借狀上申處如件。

寛文六年二月廿八日　　ゆわく村　新右衛門

理兵衛

德兵衛

少　兵　衞
次　郎　助
三　右　衞　門
湯涌湯小屋葺板、古葺板二坪三合湯本ゟ被下旨、御用所より被仰渡候條、早速取に參候樣可被仰渡候、以上。

六　月　廿　日

大窪忠左衞門
松崎十左衞門

橋本治部左衞門殿
林　十左衞門殿

右之通御作事より申來候條、古葺板早速請取に參候樣に可申渡候、御請上り可申与存候間、宜調させ可申候、以上。

林　十左衞門
橋本治部左衞門

三月朔日。石川郡白山社長吏白山嶺上の神祠再興勅許の綸旨を得。

〔白山麓十八ヶ村由緒扣〕

加州白山禪頂・同權現七社惣長吏職之事、可存知専神事祭禮勤行等、造營之事勸都鄙奉加、勵再興之功、可爲神妙之旨、天氣所候也。仍執達如件。

寛文六年三月朔日　右中辨判

白山七社惣長吏法印御房

三月十七日。石川郡土清水火藥庫の番人擅に當番を變更したるを以て刑に處せらる。

〔袖裏見聞錄〕

土清水番人、割場より申付候番之內、私に而番替仕由、曲言候。以來しまりのため候間、統領人上坂八左衛門引張切に可仕候。

一、右八左衛門請人、廿日計籠舍申付、其以後ゆるし可申候。

一、右一卷付而、番人六人籠舍申付置候由。一人は上坂八左衛門。殘五人糺明仕盜人穿鑿可仕候、以上。

三月十七日　印

前田對馬殿

津田玄蕃殿

四月二日。藩侯歸城の際河川に舟橋を架し、及び路傍に拜觀する者の心得を諭す。

〔改作方舊記〕

御歸城之時分川之水出、所々舟橋御懸候者、御通四五日以前よりかけさせ置、御先ゟ通候衆をも御通可有候。御通以後之儀者、被聞合、御供人通濟候者、舟橋御取可有候。

一、御通之時分、宿々之者共、男之分は見せより下、畏り居可申候。女並幼少成者共、見世に有之候而不苦候間、作法能罷在候樣、兼而御申付可有候、以上。

四月二日　　　　　　御算用場

林　十左衛門殿

橋本治部左衛門殿

四月二日。作食藏番人の給銀に關し規程を定む。

〔日曆〕

覺

一、作食藏番人、一ヶ所に一人宛、慥成者相極候樣に御申付、一ヶ年に給銀百三十目宛、郡打銀之内請取御渡可有之。不及申候へ共、定被置候藏之外、又者此方指圖無之、百姓勝手に

立置候藏番人給銀之義は、吟味之上御渡有間敷候、以上。

午四月二日　　御算用場

林　十左衛門殿

橋本治部左衛門殿

四月四日。金澤下口往還の並松を補植せしむ

〔改作所舊記〕

下口往還筋たふれ松、植直候而も有付不申分、何茂爲伐候而、其跡に高さ四五尺計成松の木、手寄之山より取寄植させ申筈に候。最前申渡置候通、其田地主に可申付候。即足輕指遣候條可申談候、以上。

四月四日　　林　十左衛門

橋本治部左衛門

御所村　源　兵　衛　　田島村　新右衛門

南中條村　又右衛門　　北中條村　半右衛門

大熊村　兵右衛門　　小坂村　七郎右衛門

津幡村　三右衛門

ほえは薪村をいふ

四月十六日。石川郡番匠垣内村太郎左衛門の女ねい、放火せしを以て釜煎の刑に行はる。

【金澤古蹟志】

釜煎處刑記事

菅家見聞集に云。寛文六年四月、石川郡番匠垣内村太郎左衛門と云百姓之娘、名ねいと云女、金澤へ出ではしたものを勤。數ヶ所にて度々主人之家に放火す。此事露顯、犀川・淺野川兩橋に是をさらし、犀川下の河原に於て釜煎に被處、其後泉野に張付に懸らるとあり。混見摘寫には、石川郡番匠垣内村百姓之娘ねいと云者、金澤へ奉公に出、主人の家々にて前後六ヶ所まで火を付、盜をなしたる由白狀。依之寛文六年四月十六日、犀川河原にて釜煎の刑に行はれ、死體はさらし捨に成たり。其場所は、犀川の下におねが嶋と云處のよし。其時の釜、後々まで公事場にあり。釜の横に念佛を鑄付、蓋に首穴あり。其外にも穴多く明けあるなりとあり。又改作所舊記に、火付女ねいと申者、寛文六年四月十六日法船寺下河原におゐて、釜煎に被仰付候に付、御郡方ほえ貢上候樣申來、河北郡より三十束、御小人頭次郎助手合へ渡遣候處、追而右代銀、身類共より銀子六匁、十村宿へ持參、請取村方に相渡候由、留帳に相見候事とあり。按に、右釜煎に處せられし場處は、犀川の下おねが嶋と云處なりとある地は、

則仁藏河原鍋のつるといへる地にて、此地邊そのかみ水難にて中嶋と成居たるにより、此所にて釜煎に處せられ、おねが嶋といふ名も、ねいが釜煎に成たる地なるゆゑに、後にかく呼びたるなるべし。又彼釜は、三壺記に元和四年の夏、金澤山崎町田上屋彌右衛門の妻たねといふ女と、陀羅尼鍛冶吉兵衛弟六藏と云者と密通し、彌右衛門を殺害せし罪科に依て、泉野にて釜煎に處せらる。此時惣鑄物師集り、新たに吹場を拵へ釜を鑄立つとあり。彼念佛を鑄付たりといへる釜と同釜にて、元和四年に吹立を命ぜられ、公事場に往々置しおられしと聞ゆ。右披問答に、罪人もむかしは釜煎抔と云責も有之由。藩公の位階に依れる義に候哉、又其刑に當る罪人無之ゆゑに候哉。答て云、官位に應じ刑罰の輕重ある義如何。既に寛文六年四月、石川郡番匠垣内村太郎左衛門が娘ねいと云者、金澤へ出奉公し、數ヶ處主人の家に火を付けし罪顯れ、兩橋にさらしものにし、犀川河下にて釜煮にして、泉野に磔にせらる。此時綱紀卿御官位正四位之中將也。宰相に御轉任以後にも無之。刑罰相當無之樣にて、火あぶりなどの罪科は、天下仕置の外諸侯のせざる事にて候哉、尚功者のものに尋られ可然とありて、此後は金澤藩にて、重罪は磔をば最上の處刑となしたり。

〔袖裏雜記〕

青山將監與力松澤理兵衛方に、當二月召置候女ねい、理兵衛家に火を付、銀子盜取、吟味之

當二月は寛文六年なり

處申顯、其外所々へ付火、數人同類を申顯。實者ねい義、主人家六ヶ所迄火を付、賊いたし、前代未聞に付、安房・九郎左衛門・左衛門・因幡致相談候處、火事縮之ため、早速金澤町中爲引、才川・淺野川兩橋にさらし、其以後釜煎に申付可然旨申に付、去四月十六日才川之原において、かまいりに申付、死體さらし置候。今案、此時分一通りの火付は、大方火罪に被仰付候義、此時分之帳面共に見ゆ。釜煎之義は不見當、こゝに見ゆるゆゑ抄之。

四月廿四日。前田綱紀夫人逝去す。

〔政隣記〕

一、三月朔日綱利公御前樣御着帶、從廣嶋御前樣御帶被進之。四月廿一日御產、雖爲御男子御胎死。同廿四日御前樣御產後御煩に而御逝去、御歲十八。御遺骸江戶廣德寺被奉移、號松嶺院殿信嶽宗正大禪定尼。

〔德川實紀〕

四月廿三日松平加賀守綱紀が妻小產して重く煩ふにより、御側松平民部小輔氏信もてとはせられ、保科肥後守正之をもとはせ給ふ。

廿五日松平加賀守綱紀妻死ければ、久世大和守廣之もて弔せらる。保科肥後守正之のもとへは、少老土肥能登守利房して弔せらる。

廣島御前は前田利常の女にして淺野光晟の室滿姬

保科正之は夫人の生父

廿六日松平加賀守綱紀のもとへ、奏者番松平備前守正信もて香銀二百枚たまふ。

六月十九日松平加賀守綱紀が妻の遺物、二條大納言爲氏卿筆の紀貫之集並に茶壺を献ず。

五月廿六日。前田綱紀江戶を發し、六月四日金澤に歸る。

〔政隣記〕

一、五月十三日以上使稻葉美濃守殿御暇、廿六日御發駕、六月四日御歸城。都而如御例。

六月十一日。金澤に配流せられたる前伊豫西條侯一柳直興の居邸周圍に柳を植ゑしむ。

〔高澤錄〕

追而御林に柳無之候者、可然所賣上候樣可有御裁許候、以上。

一柳監物殿屋敷惣廻、柳指申樣に大年寄衆より被仰渡候。監物殿御作事奉行水越三右衞門・近藤主馬方より、明日伐遣可申候間、何方に而伐可申候哉、指圖被致候樣に、郡御奉行衆に可被仰渡候、以上。

六月十日

松崎十左衞門

大窪忠左衞門

六月十四日、石川・河北郡の百姓より藩に諸品を貢上ぐる時は手数を要すること多きを以て之を訴ふ。

〔温故集録〕

郡方より貢上相成品に付伺書

一、鹽硝・あさぎ。

一、青大豆・白大豆・地大豆。

一、そ　ば。

一、御小鳥い餌もみ。

一、御馬之ぬか・わら。

一、うり・なすび。

一、御菓子い梨子。

一、御作事のくさび・つちの柄。

一、やねふきかや・すゝき。

一、成　木。

一、なは・こも。
一、つなふお。
一、御楊枝木。
一、にほ鳥の尾。
一、柿・なしつぎ木だい。
一、大鳥のえ。

右之品々御用に賣上候得者、代銀は被下候へ共、百姓隙をかゝり迷惑仕候間、御相談被爲成可被下候、以上。

寛文六年六月十四日

田井村　喜兵衛
熱野村　少兵衛
御所村　源兵衛

按に、小鳥之餌は改作所舊記寛文元年の條に、鳥の餌籾・粟・大豆・稗、御馬の糠、右石川・河北組々月替に上げ候事とあり。延寶六年八月改作奉行の達書に、御堂形之内御鳥部屋御鳥飼之者は可申斷など見えたれば、堂形に鳥部屋を建置れたりしと聞ゆ。又大鳥の餌は寛文の頃大鳥を飼置きたる故也。

村御印とは村高免合小物成等の定を記して藩侯より下附せる文書をいふ

六月。村御印を所有せざる村は、速に之を届出でしむ。

〔改作所舊記〕

村御印所持不仕所有之候者、其わけを書付指越候様に、十村中ゟ御申渡可有之。以來萬一火事に逢、燒失仕儀有之においては、早速可相斷旨、是又御申渡可有之候、以上。

午六月　　御算用場

林十左衛門殿

橋本治部左衛門殿

七月三日。算用場奉行等領内宿驛の傳馬定數を上申す。

〔温故集錄〕

加越能三州宿驛傳馬數御尋御領國宿方馬數之覺

一、五十疋　小松　　一、四十五疋　寺井　　一、三十六疋　粟生
一、二十疋　水嶋　　一、二十疋　源兵衛嶋　　一、二十二疋　下柏野
一、二十疋　荒屋柏野　　一、四十六疋　松任　　一、八十七疋　野々市
一、六十六疋　金澤　　一、百十五疋　鶴來　　一、百十八疋　津幡
一、六十八疋　竹橋　　一、四十八疋　埴生　　一、五十九疋　今石動

寛文六年とあるは寛永なるべし

一、十三疋　城端　一、十四疋　井波　一、二十一疋　佐賀野
一、十三疋　守山　一、十七疋　氷見　一、二十一疋　立野
一、四十七疋　高岡　一、二十疋　小杉新町　一、二十八疋　中田
一、二十三疋　下村　一、二十三疋　三戸田　一、十八疋　岩瀬
一、二十疋　滑川　一、十九疋　魚津　一、二十六疋　三日市
一、二十五疋　浦山　一、二十五疋　舟見　一、二十三疋　入膳
一、三十五疋　泊町　一、五十四疋　高松　一、四十一疋　今濱
一、四十九疋　子浦　一、三十四疋　飯山　一、三十三疋　二宮
一、三十一疋　七尾　一、十九疋　一宮　一、十一疋　川尻
一、十九疋　堀松　一、十五疋　富木　一、九十六疋　宮腰

右は寛文六年に、此馬數跡々より持來申候、彌所持可申候間、入用銀御貸被下候樣、御訴訟申上候時之馬數に而御座候、以上。

寛文六年七月三日　津田宇右衛門
岡嶋五郎兵衛

右朱書に、此帳面御用之旨、永井傳七郎を以御前より直に就被仰出、七月三日藤田平兵衛を

以上る。十二冊定書にも此寫を記載し、〆千六百五十四疋、右宿馬數寛文六年七月三日御算用場御奉行より書上之寫とあり。按に、年代摘要に、天和三年能美・石川・河北三郡驛馬の數五百二十二疋ともありて、右宿驛の馬數は、其所々の定りの馬數にて、此時其地に飼置る惣馬數には非ず。其以前定られたる驛傳馬員なるか。

七月六日。改作奉行等その事務取扱方を上申し、次いで從來の通り施行すべきを命ぜらる。

〔農耕遺文〕

覺

一、每年正・二月村々百姓持高に應、人馬野道具致所持、耕作懈に可仕候哉、十村組切に吟味仕、手づかへいたす義候はゞ、申斷候樣に申觸候。

右之通申觸、百姓により、何こぞ由緒御座候て、手前衰耕作難仕旨申斷候得者、委細承屆、尤に存義は御算用場ゟ相談仕、其者に應じ米銀貸渡、耕作懈に仕候樣に申付候。又品により其百姓之任斷米銀貸渡、惣百姓心立悪敷可罷成与存候義者、其者之斷尤ながらも承引不仕候。以後何こぞ餘之義によつてへ介抱仕候得ども、事多義に御座候得者不行屆義も御座候。

一、每年八・九月、日水風損にて不作之所有之候はゞ、申斷候樣に申觸候。

右之通申觸、日水風損之村御座候而申斷候へ者、御扶持人並十村ごも召連罷越、見立之上御算用場へ相談、免切用捨仕候。川崩之村者、檢地御奉行引高相究候。勿論村高に應じ、少々日水風損之處免切用捨仕候者、其外之村々見合見立を乞、百姓心立悪敷可成与存候所は、見立不仕候。

一、無由緒手前仕損耕作難仕旨申斷候歟、暮に至年貢未進仕者、其村追出、別百姓入替申御定御座候。

右御定故、耕作油斷仕、年貢難澁いたし候得者、永代之高放申義与迷惑奉存、改作に被仰付候以後、諸百姓耕作第一に仕、費を不致、御年貢無滯年々納所仕候故、近年は追出百姓無御座候。又私ごも心得にも、大形之義に而も、百姓追出永代之高に放候義者仕間敷と存候に付、自然日水風損をも不仕、無由緒手前衰、年貢未進仕候に付、免相用捨も難致者御座候得者、當分持高、下にて無遁者歟同村之百姓に預、其身は致奉公給銀をとり、未進相濟以後、勝手次第に預高取返、百姓に罷成候樣に仕來候。しかれども其心得、十村又は百姓中へ且而しらせ不申候。今以耕作麁抹に仕候者追出可申旨、度々爲申聞候。

一、御郡改作に不被仰付以前は、村々下免に御座候得ども、かい物・延買など末々無勘仕に付、暮に至右兩樣を致返辨候得者、畢竟年貢米不足仕に付、其百姓を御代官又者相給人中へ呼寄、

すかしこにて本のまゝ

糺明吟味仕候得ども、左様之百姓者過年未進御座候に付、走申者多御座候。

右之通に御座候に付、縦者一ヶ村に十人御座候百姓之内、一人に而も走申候得者、其村之免切致用捨に付、殘九人之百姓勝手に罷成候故、手前よき百姓は、村之内よはき百姓に、高利を以ひたとかし物など仕、おとろへ申様に仕成申候。又給人も年貢未進仕百姓走申候得者、其高殘るよき百姓にもたせ、未進なく收納仕に付、少免切用捨いたし候而も勝手に御座候故、むざとすかしこにて糺明仕に付、毎年走り百姓村々に御座候に付、御郡改作被仰付、百姓にかし物不殘御用捨、脇かりをも公義より御濟被成、其上改作入用銀・作食米十村圖を以御貸、向後百姓にかし物・延賣仕間敷旨御觸被成、此上に費をいたし、手前仕損走申者は、いたづら者に御座候間、早速入百姓申付、其身は見付次第曲事に可被仰付旨被仰出候。然共近年者、自然走百姓御座候得者、私共不念之様可罷成と奉存候得ども、其跡百姓へは見せ不申候。何と仕候而も、連々此心得合點仕候者、又先年改作以前之様に可罷成哉と、第一此所あやぶみ奉存候。

一、村々より耕作情を出、不作も不仕候得共、年々年貢難澁仕村御座候。

右之通に御座候得者、一兩年も委細見合、高免之様何れも奉存候得者、互之おもはく入札仕、其身分に御算用場相談、免切用捨仕候。

地他國は自他國の義

日用銀は日傭銀

一、川崩之村々、年々檢地被仰付候得ども、先規より村高不足之處有之迷惑仕由、最前百姓斷申上に付、其內拔群高不足之村、萬治元年伊藤內膳・笹田助左衞門に、檢地御奉行御差添被成罷出、引高相究候時分書上候內、檢地不被仰付處、今以迷惑仕由申候。

右之通度々相斷候得ども、先規より地不足に付、か樣之所与風檢地被仰付候者、越中川西迄に五十ヶ村餘御座候得者、餘郡より村數多斷申上候得者聞え惡敷、其上能州奧郡其外之所も、地本に不應先規より高免之所も御座候。加樣之所者獵かせぎ又者過分之商賣など有之に付、其心得にて高免に圖り置躰に御座候。然者左樣之儀にもひゞき可申哉と、檢地不被仰付候へども、其通に被成被置候て者、百姓心得惡敷可罷成与奉存、當春御算用場相談、不足高之村々當暮檢地可被仰付旨申聞候。然上者出高有之村々も書出、手上高可仕旨申付候。獵かせぎ商賣多高免之村々、地本に應じ免切御用捨被成候義者、私共難考奉存候。他國之樣子をも承合候處に、實者商賣など多繁昌之地・他國高免に御座候。

一、改作に不被仰付以前は、手先にて御普請等、御郡より平夫と申人足罷出相勤申候。諸給人も自分之普請などに仕節者、五月半にも百姓呼寄、數日召遣候處、改作に被仰付以後、御用に百姓被召遣候得者、少々之義にも日用銀被下、其上諸給人にも、跡々に違年貢米無滯收納仕上者、自分之用等百姓に申付間敷旨被仰渡候。

右之通百姓費無之樣に被仰付、村に應御郡一統に高・免御上被成候得ども、數年年貢皆濟仕候。然ども年により風俗にて、御郡難澁仕義御座候得者、先年上高・上免用捨不仕故と、むざと取沙汰いたし候へ者、私ども無理非義を仕候樣に相聞候間、自然御耳に茂其通に可相立哉と迷惑奉存、尤先年より今程高免に御座候。然ども惣而御郡免相之義者、縱地本に應じ、十の指のごとく被仰付置候に付而、十に相當村之免相高免に相究、免切用捨仕候者、又九つに相當村之免相高免に相見え、次第に左樣に御座候得者、無由緒所假初に免相用捨仕がたく候。勿論百姓うとくにて被仰付候程、耕作慥に仕、改作縮仕能御座候得ども、御郡一統に免切用捨仕義者、下にて心得にては不罷成義に奉存候。

一、百姓公事沙汰、正・二月申斷、耕作之時分又は年貢納所閙敷時分、聞屆間敷候。但事により急成義者、時々申斷候樣御極御座候。

右之通被仰觸、田地出入之義者、代々持方無紛證文所持仕百姓にても、常に耕作無沙汰いたし手前おとろへ候者、其者に不申付、證文無之候とも慥成百姓に可申付。然ども品により、無是非義に手前衰へ申者も可有之候。左樣之者は奉行心得可有義と十村どもへ被仰付、然者高岡目安場も不入義と被仰出候に付、百姓により無是非義に衰申者は、證文由緒慥成にまかせ申付候。改作に被仰付以前之義与、只今田地出入外之公事沙汰、御郡奉行裁許に

きつめ本のまゝ

御座候。

一、先年者百姓外之義にも、互に意事を以てむざと公事沙汰仕候得者、事により諸給人も互の百姓申分取持、村々騒動仕に付、改作に被仰付、公事出入之義者不及申、惣而百姓申分、何事によらず諸給人取持申間敷候旨被仰渡候。其上百姓申分、物毎奉行所にて承候得者、十村しまりかろく罷成候間、向後百姓出入大形之義者、其郡御扶持人又は十村聞届、下にて相済、出入無之様に可仕旨被仰出候。其上にて埒明がたき義者、品により御郡奉行又者私どもへ為申聞候。

右之通被仰渡候。御代にも、諸給人より何事によらず百姓に直々申付間敷候、又百姓も給人は相断間敷旨御印被下、其寫御家中へ茂御觸御座候得ども、百姓により、給人をけんにこり、下にておごり、同百姓を引損、かろき百姓をきつめ迷惑いたさせ申に付、左様之者しまり不仕候得者、惣百姓見ならひ、心立悪しく罷成、其上十村も百姓により手を置、改作しまり仕不得候に付而、左様之者は被仰出之通給人は断不及事に候。御老中は寛いため申に付、自然私どもおごり候様に可相立御耳与、常々迷惑奉存候。

一、新田品直、何れ之村領之内にても、望之百姓は先次第申付御定に御座候。

右御定は、改作以前百姓田地麁抹に仕、領之内までも荒地に仕置、其身もおとろへ、又他

意事は意地なるべし

村之者にても望次第に可被仰付旨被仰出に付、領分他村ニこらせ申躰諸百姓迷惑奉存、今程少之所にても、田畠に可罷成所荒置不申候。然ども百姓勝手に荒置、能所御座候を脇より望申、其通に申付候得者、本村より其意事を存、以後双方百姓共出入仕、心立悪しく罷成候故、大形は本村之百姓に申付候得ども、百姓ニ者此心得且而不爲申聞、今以領地荒置、他村より望候者、御定之通に可申付旨、度々爲申聞候。惣而か様之義に付而委細不存、脇より一通り承所により、御定を違栽許いたし候様に沙汰仕候得者、若又御耳ニ茂其通に可相立哉と、あやぶみ奉存候。

一、百姓新田見立候而も、所により自分に普請難仕所は、御普請を以被仰付候様に百姓申斷候。

右之通申斷候へ者、用水江見立候。水見武部五左衛門入用圖ト仕、算用之者高能少兵衛・増田半助近在之十村召連罷越、以後百姓勝手に可罷成与何れも見立申候得者、御算用場相談御普請申付、入用御土藏より相渡り申候。若見立違候得者、公義御費には御座候へ共、在之者共隙を勘普請申付候に付而、貧者共日用銀を被下勝手に御座候。

一、村により百姓之かひしやうにて、荒地又はあぜくろ少宛年々田地に仕、村高多罷成候得者、十村見圖り其分書上、新田並に年貢納所可仕候。

右之通に御座候得ども、百姓かひしやうを以作そへ申田地、不殘御取上に候ば、情を出申甲斐無御座候に付、作添之分、所により三の二にて茂半分にても、其百姓により手上高にいたさせ候樣に申付候。

一、持高可致裁許子を持不申、死去仕百姓御座候得ば、其者之親類委細書付、十村より出申候。

右書付出、女子御座候得者入聟を申付、女子を持不申候へ者死候百姓之女に聟を入、又は無道者など養子にいたさせ、何こぞ仕其者之親類に可申付、筋目之者も無御座候得者、入百姓脇より申付候、以上。

寛文六年七月六日

園田左七

松原八郎左衞門

河北彌左衞門

水上喜八郎

中村助左衞門

毛利又太夫

右書付御老中ゟ上申候處、御前ゟ上り、餘程日數過候而、改作奉行中登城可仕旨被仰渡、い

づれも罷出候處、御次迄可罷出由御差圖に付、罷出候處、横山志摩被申渡候者、改作方裁許之義に付、書付を以申上候通被聞召届候。微妙院樣被仰付置、跡々より支配仕來候通、向後もあやぶみ不申相勤可申候。改作締之義に付、徒者於有之は常に相改、存寄之通急度可申付候。無左候得者徒者長じ可申候間、可得其意候。勿論役義勤樣之義に付、脇より何廉風聞仕候とも、其段遠慮仕間敷之由御意に候。役義に付骨折申と被思召候。因茲時服被下候旨、廣蓋にて本平嶋晒五卷づゝ、志摩人々に相渡、於御次頂戴之。

七月廿四日。改作奉行等領内の御扶持人・十村に百姓の監督保護を怠らざるべきことを命ず。

〔十村舊記〕

被仰渡趣

一、今般御尋に付、改作方裁許仕樣書上申に付、委細被爲成御披見候。

一、微妙院樣被仰付置通、今以裁許仕旨御尤被思召候。彌跡々之通り違背不仕候樣心得、御扶持人・十村共に茂可申付事。

一、先年改作被仰付砌者、諸百姓耕作無沙汰いたし、年貢相滯候之故、左樣之百姓者、物每急度被仰付候義茂可有之候。今程は百姓中改作よく致合點、耕作情に入、年貢無滯令納所上

者、諸事百姓成立候樣に致介抱、無由緒義に迷惑不仕候樣、御扶持人・十村共に茂可申渡候事。

一、百姓に不應、耕作麁抹に仕、又は給人威光を下に而かり、不謂公事沙汰たくみ、費いたす者候はゞ、惣百姓之令見いため、算用場相談無遠慮追出、入替事に候。相立御耳、殺害可申付候。勿論耕作情を出、物毎百姓に應、律義に相勤候百姓、自然に仕損じ有之候共可令用捨事。

右之通、當廿二日に被仰渡候。向後彌御郡を數度廻り候樣に被仰付候。猶更御郡を廻り、百姓之成立見屆可申聞也。

寛文六年午七月廿四日

園田左七
松原八郎左衞門
水上喜八郎
河北彌左衞門
中村助左衞門
毛利又太夫

御扶持人・十村中

七月廿五日。前田綱紀石川郡白山社の長吏に職料を與ふ。

〔白山麓十八ヶ村由緒扣〕

爲白山長吏職料、以石川郡白山・三宮兩村之內、百石之所令寄附畢。永收納不可有相違狀如件。

寛文六丙午年七月廿五日　　中將　菅原綱利　判

白山七社惣長吏法印澄意

七月。百姓等貸借・延賣買及び前銀取引に關する禁制を守るべきを誓ふ。

〔改作方共外留〕

覺

一、利足を以かし物之事。

一、米・大豆・小豆・麥延賣之事。

一、米・大豆・小豆・麥・菜種前銀之事。

此三ヶ條々、かし物・延賣・前銀かり候共返辨仕間敷旨、是跡より度々被仰渡承屆申候。自然被仰渡を相省、返辨仕もの、又は返辨いたすべきと申出すものにても申上候者、其者追出に被仰付、追出人之高望次第に可被下旨畏奉存候。

一、炭・薪・茅草・藁・布さらし貸前銀之儀は、相濟可申事。

一、野道具・所帶道具買物之かけ銀、相濟可申事。
一、當分利なしに本銀・本米にて可取定候分は、合力同事之儀に御座候間、致皆濟候以後返辨可仕事。
右之通人々慥に承届、爲後日書付上申候、以上。
寛文六年七月　　　　　　　　一ヶ村切不殘百姓中

八月朔日。津田宇右衛門に命じその草履取淸八が若黨を斬りしを以て之を殺害せしむ。

〔袖裏雜記〕
津田宇右衛門草履取淸八義、傍輩若黨丸山善丞を、當六月二十九日之夜斬、宇右衛門より及斷、爲檢使與力永井四郎右衛門・松原伊左衛門遣之處、善丞深手果、淸八自害仕候へどもいまだ果不申旨、檢使之者委細書付上之。此一卷御老中何も御相談に而、淸八義宇右衛門に被下、八月朔日主人手前に而殺害申付候。向後加樣之傍輩中間申分有之刻、公義不及御檢使、主人意得を以申付可然候。以來者御公事場奉行檢使遣不及事之由、前田對馬・奥村河內・奥村因幡・今枝民部相談、則本多安房・長九郎左衛門・横山左衛門へも伺之處に、何も右之通可然旨申候。

八月八日。諸士の百姓地相對請に關する規程を定めたることを百姓に告げしむ。

〔高澤錄〕

覺

一、向後御家中之面々、百姓地を請、菜園又は作事等仕候儀、御停止に被仰出候事。

一、百姓地を請、面々家禮指置候は而不叶候者、人數以下其与頭承届、添書を以御算用場へ相斷、百姓相對之上請地可仕事。

一、三千石以上、下屋敷下し被置面々は、請地有間敷事。

右之通御家中ゟ御觸候間、被得其意、百姓中ゟ御申付可有之候、以上。

八月八日　　　御算用場

林　十左衛門殿

橋本治部左衛門殿

八月十二日。大工に給與する屋敷の面積を定む。

〔屋敷方〕

御扶持方大工並町大工被下屋敷、向後五十歩充可被相渡候、以上。

午八月十二日

今枝民部

奥村因幡

奥村河内

前田對馬

山本久左衛門殿

高山勘兵衛殿

武藤四郎兵衛殿

八月十五日。諸士外出の際伴ひ得べき從者の數の制限を定む。

〔御定書〕

定

一、自分知百五十石以上召遣徒侍一人か二人。

一、同千石以上　同三人か四人。

一、同五千石以上　同五人か六人。

一、同一萬石以上　同七人か八人。

一、同二萬石以上　　同九人か十人。
御合力米之面々可應此數量也。
一、寄合之面々並火消之當番、牽馬各別之事。
一、惣領一人者、隨父分限程召遣可申。次男以下猶以すくなく可召遣事。
右之通出仕、或は金澤中常往還、或於江戸御供御使之節可召具之。自是不足は不苦候。多召遣候儀者無用之旨被仰出者也。
寛文六年八月十五日

九月十七日。諸士の湯治及び轉地療養に關する規程を定む。

〔御定書〕

覺

一、御家中面々煩候刻、湯治御暇於申上者、御扶持人醫師書付を添可上之。縱令醫師書付無之と云共、右醫師誰受差圖候趣可書加事。
一、年中兩度於致湯治者、最前之醫師書付に而斷立可申候。自然病躰於替者、其品を書付上可申候。年を隔令湯治候はゞ、勿論醫師之書付を取可上候事。
一、於當地本復難仕病人、爲養生上京之御暇申上候はゞ、御扶持人醫師二三人も爲致療治、

其上を以書付を取御斷可申上事。

寛文六年九月十七日

九月廿七日。川除普請の費用等は從來郡打銀より支出したる例を改め藩の御納戸銀より支出することを定む。

〔應事通載〕

覺

一、所々川除御普請入用銀之事。

一、里子給銀並飯米代之事。

一、往還筋渡舟入用銀、並渡守給銀之事。

右郡打銀多く懸り申由相立御聞に、此三ケ色當春より向後御納戸銀に而可申付旨被仰出候條、可被得其意候、以上。

寛文六年九月廿七日

奥村因幡
奥村河內
前田對馬
今枝民部

里子は微罪を犯したる爲川除普請等の工事に使役せらるゝ者

津田宇右衞門殿
岡島五兵衞殿

御一行は藩侯より與へたる知行の辭令書なり

九月廿七日。諸士の知行を受けたる日附又は死去の日と夫銀支給との關係を定めて之を令す。

〔古今定書〕

覺

一、正月朔日より六月晦日迄之御一行御目付に者、春夫銀可被下事。
一、七月朔日より極月晦日迄之御一行御目付にはゝ、秋夫銀可被下事。
一、正月朔日より六月晦日迄之死去人はゝ、春夫銀被下事。
一、七月朔日より極月晦日迄之死去人はゝ、秋夫銀被下事。
右知行被下面々、夫銀渡樣各詮義之通相立御耳候處、向後者如斯可相渡旨被仰出候條、可被得其意候、以上。

寛文六年九月廿七日

津田宇右衞門殿
岡嶋五兵衞殿

九月廿八日。諸士の家族及び親族の病篤き時看護の爲に勤務を廢することに關する規程を定む。

〔御定書〕

覺

一、祖父母・双親並妻女大切之煩有之節者、其趣を達組頭、御番を引可遂看病事。

一、兄・姉急病之刻、年たけ候せがれ於無之は、弟之内一人御番を引可遂看病事。

一、子並弟・妹・伯父・伯母・甥・姪・從弟・親類・緣者大病之節、可致看病者於無之者、其品を組頭に斷、御番を引可遂療養事。

右被仰出者也。

寛文六年九月廿八日

秋。初て御書物書寫役を命ず。

〔政隣記〕

一、今年秋御書物書寫役人始而被召置、此人々御小將組・御馬廻組之子弟は組外与に成、其外御徒・算用者之子弟は御歩組に入。

組外与はくみはづれぐみと訓むべし

十月四日。金澤の町年寄等蠟燭及び豆腐の營業を自由ならしめんことを請ひ、次いで許さる。

〔國事雜鈔〕

覺

一、蠟燭座之事。

一、豆腐座之事。

右兩役、町中勝手次第致商賣候樣に被仰付、運上銀如跡々商賣人中より指上候樣に被仰付候者、誰々によらず商ひろく罷成、何も忝可奉存候。蠟も下直に可相成と奉存候。自然風俗惡御座候而、高直に罷成候共、蠟燭直段御斷申上間敷候。豆腐も大豆一石に付五十五匁迄は御斷申上間敷候。爲其書付上申候、以上。

十月四日

町年寄九人　連判

本町肝煎一統　同

地子肝煎九人　同

町御奉行斷

こうふ・らふそく、今日より勝手次第に可仕旨被仰渡候に付、何茂當番番頭に申渡候、以上。

午十一月十六日

十月四日。金澤町に於いて蠟燭及び豆腐製造を自由に許されんことを請ふ。

〔温故集錄〕

蠟燭豆腐原賣指解之義言上書

覺

一、蠟燭座之事。

一、豆腐座之事。

右兩役町中勝手次第致商賣候樣に被仰付、運上銀如跡々商賣人中より指上候樣に被仰付候者、誰々によらず商ひろく罷成、何も忝可奉存候。蠟も下直に可相成と奉存候。自然風俗惡御座候而、高直に罷成候共、蠟燭直段御斷申上間敷候。豆腐も大豆一石に付五十五匁迄は御斷申上間敷候。爲其書付上申候、以上。

十月四日

町年寄 九人

本町肝煎 一統

地子肝煎 九人

普請は不審

十月六日。定検地奉行に對し検地の手續を令す。

〔高澤錄〕

一、向後川崩並不足高検地斷申村々、如御定千石に五十石迄の不足に候者申上間敷候へ共、過分に不足に付内検地仕、慥見屆申候、自然申上候通違不足高無之候者、私共曲事に可被仰付旨、其村々肝煎・与合頭判形、其上十村、其郡の与下無之御扶持人内検地仕、不足無紛旨奥書之帳面を取置、取次可被申事。

一、検地の時分、品方折、尤御扶持人令相談候へ共、各存知与相違仕、損負成様に被存候者、其所に記いたし置、此方に可被申、別人遣見せ可申事。

一、縦當年毛付無之候共、近年田品あらし置躰候者、折込可被申付候。手立も有之普請成所者、定ならび近在の百姓、並近在御扶持人をもよおしよせ、何年以前よりあらし申ていに候や、急度せんさくをとげ可被申事。

一、検地の時分、一手合御扶持人二人、郡を違めしつれ可被申候。外其郡の扶持人も、一兩人ほどめしつれ、御用儀可被申付候。勿論其与々十村相談可有之事。

一、最前申渡通、検地之時分境目をまぎらはし敷申もの有之候者、遂吟味書付を取可被出候。

右之通被得其意、檢地可被相極事。

午十月六日　　　　御算用場

定檢地御奉行中

十月十四日。領外に逃走せる百姓、及び逃走せんとする百姓の取扱を定む。

〔改作所舊記〕

一、御郡中、百姓並あたまふりによらず、走り他國へ罷越候者、有所承届申上候はゞ、御褒美可被下候。有所知候はゞ、其所に被仰遣、走り百姓可被召返候。一類之者共より呼返候はゞ、御赦免被成、如跡々田地可被仰付候事。

一、百姓走り可申躰見聞候はゞ、早速村肝煎・与合頭へ申聞、押置可申候。若押置事難成候者、近所之村肝煎に申聞、近郷の者共罷出押可申候。見聞出し候ものへ御褒美可被下事。

一、走り百姓有之由申斷候處、其村肝煎は不及申、近郷之肝煎に而も承候而不罷出候はゞ、急度曲言に可被仰付候事。

右之通に得其意、御郡十村中肝煎・与合頭にも急度御申渡可有候、以上。

午十月十四日　　　　御算用場

林　十左衞門殿
橋本治部左衞門殿

十一月六日。郡中の茶役及び太物役を免除す。

〔改作方其外〕

向後茶役・太物役被成御赦免、當月より平貢に可仕旨被仰出候條、被得其意、其月迄月割を以遂勘定候樣に、小物成取立人御申渡可有候、以上。

十一月六日　　　　御算用場

林　十左衞門殿
橋本治部左衞門殿

十一月。百姓に貸物をなし及び諸士の百姓と直接交渉するを禁ず。

〔御定書〕

覺

一、先年御領國中改作被仰付刻、百姓等にかし物在之候而者、末々無考むざとかり請、遣捨、剩年貢等令未進付而、金銀米錢貸申儀彌御停止之事。

一、賣物に仕なし、月をのべ、品を替貸申儀無用之事。

一、如跡々百姓之公事沙汰或訴訟之儀、給人堅取持申間敷候。給人より百姓方に、直々に人を遣催促之儀無用候。若收納滯儀於在之者、算用場可及斷事。

右之通被仰出候間、向後彌違背有之間敷者也。

寛文六年十一月

十二月八日。前田綱紀石川郡尾添・荒谷二村を幕府に返還せんことを上申す。

〔白山爭論一件〕

覺

一、加州白山之麓尾添村之義、越前勝山領牛首村・風嵐村と從故杣取諍論之義就有之、手前領分尾添村百姓等隨分申付候へども、猪猿同事之やつばら共にて、今以杣取之義心底に指挿有之體に御座候間、尾添村並近所荒谷村、此兩村は公儀へ差上申度存候事。

一、往古は白山禪頂せんおやが池より、見月谷之前へ流出候川を切、加州能美郡・石川郡境之由之處に、いづれの時分より替候哉、今程は白山より流候中野川、能美郡・石川郡之境にて御座候事。

一、尾添村之義、往古は石川郡之由候之處、唯今は能美郡にて候。荒谷村は勿論能美郡之事。

一、中宮村之義は石川郡にて、尾添村・荒谷村とは郡違申候。勿論中宮村白山廿一社之内にて候へども、近所さら村・金劔など、其外領國之内に、廿一社之内之社多御座候。中宮村一ヶ所上げ申候而も詮なき義と存候。其上中宮村上げ候へば、石川郡之山境目紛敷候間、右之通中野川を境、尾添・荒谷兩村差上、中宮村は上げ申間敷事。

一、尾添村に最前は銀山就有之、小屋懸體之町御座候。唯今銀山致退轉、町屋も無之候。尾添村・荒谷村高辻別紙書付進之候事。

以上

十二月八日

十二月十二日。百姓の子弟にして年季奉公をなすもの、多年に亙り又は譜第として使役せらるゝことを許す。

〔廳事通載〕

覺

一、年季奉公人之義、在々百姓子共多持者共、十年を延、又は譜代等遣度者も有之由、相立御聽に候處、百姓之勝手に候之間、相對を以何年に而も年季を切、譜代にも可召抱候。於然者、郡方は十村、浦方・宿方は其所之肝煎に相尋、召抱無搆旨書付出候はゞ可召抱候由、被仰

渡候條、被得其意、御裁許御郡中に御申渡可有候、以上。

午い十二月十二日

岡嶋五兵衛
津田宇右衛門
岡島兵庫
菊地大學

林　十左衛門殿
橋本治部左衛門殿

十二月廿二日。深雪なるを以て往還の積雪を除かしむ。

〔高澤録〕

深雪に付往還馬足立不申候間、大正持御領境より越中境迄、金澤より宮腰・鶴來迄、津幡より七尾迄、今石動より氷見町迄、荷付馬通り候様に被仰渡に付、可被得其意候。則人足廻し足輕所々に被遣候間、十村相談候様御申渡可有事。

上下より以下本のまゝ

一、馬を繼候宿には、上下より寢之圖、其宿より雪を爲割可被申候。其外之分、日用を以御申付可有事。

一、往還道之内幾筋にもわかれ〳〵有之所、可然道筋雪を除候様可被申付事。

一、日用銀之義は、小拂銀之内、各切手を以中勘先御請取、十村共ゟ御渡し、日用銀一日切に御定之通無滯相渡候。追而算用とげ候樣に御申付可在事。

右は深雪に付、宿々爲助成候。其上御郡貧者ごも罷出、日用銀被下候へば可然儀と被仰付候間、其御心得早々御申付可有候、以上。

十二月二十三日

林　十左衞門殿

橋本治部左衞門殿

十二月廿四日。領內の駄賃を二割增としたるを以て、諸士の他國に使する者に支給する馬錢を增加す。

〔袖裏雜記〕

覺

一、他國御使駄賃銀被下、唯今迄之御定、上通一里に五分三厘充、今度之御定二和利增にして六分四厘。

一、同斷下通一里に五分充、今度之御定二割增にして六分。

一、御國之內御使駄賃銀被下、只今迄之御定一里に三分五厘充、今度之御定二和利增にして

四分二厘。

御領國中馱賃錢、只今迄取來候に二割增可取之旨、宿々申渡候間、向後地・他國共に御供御使相勤候者、右之通馬銀可被相渡候、以上。

午十二月廿四日

横山左衛門

長九郞左衛門

本多安房

津田宇右衛門殿

岡嶋五兵衛殿

是歲。金澤町の町年寄に扶持を與ふ。

〔河合覺書〕

一、金澤町年寄三人ゟ御扶持被下、並駕籠御免は寛文六年より。

是歲。淺野川々除地の角場を木新保に移す。

角場は射的場

〔袖裏雜記〕

慶安二年淺野川々除之上、岡島故五兵衛居屋敷之後、御鐵炮之玉鑄所並一圍之内に角場、從微妙院樣被仰付、其時分より、此所一ヶ所に而玉鑄立申候。且又御異風四季共に鐵炮稽古仕、

先年御異風被召出候刻も、於此場鐵炮致吟味候由申候。故五兵衛御異風裁許御指除被成候以後、寛文六年右之玉鑄所、木之新保福嶋故武左衛門居屋鋪隣へ引取、角場共に最前之通出來仕候。去秋迄春秋之内、或は兩度或一度充、御異風之内替々兩人充御奉行相極、有賀甚六郎私元組足輕相渡、玉鑄立させ申候。足輕指合申時分は、玉鑄差止申年も御座候、以上。

八月八日　　半田惣兵衛

年不詳

金澤にては眞桑瓜を美濃瓜といへり

是歳。初めて美濃より甜瓜の種子を輸入す。

〔改作所舊記〕

寛文六年午、野々市村與左衛門覺申由。美濃眞桑瓜、先年は御公儀より種御取寄被成、爲御作被成、入用等日用代迄被下候得共、天和三年より元祿十五年春迄、みの岐阜より毎年眞桑種御取寄被成、田中村・徳用村・三日市村・蓮花寺村・専福寺村・下林村・位川村七ヶ村へ被下、爲御作被成候所に、元祿十六年二月十日に、向後美濃種被遣間敷旨被仰渡候。然共爲商賣に付、遲作早作ふつと作不申儀も御構被成間敷候間、百姓勝手に茂惡敷無之候はゞ、百姓共爲自分右七ヶ村之者共うゑ申、日限跡々通三段に段々うゑ申様に、十村より申付候様、改作奉行より申談、御郡奉行も聞屆置候由、田井之留帳に有之事。

元祿十六年二月十二日

是歳。納租皆濟の期を十二月十日とするの例始まる。

〔改作方其外留〕

村々皆濟、是迄十一月廿五日切或は晦日切に候處、今年稲干兼候に付遲く成、今年頃より皆濟十二月十日の例始り候躰、舊記に相見え候。

寛文七年

正月廿二日。百姓嫁娶に際して衣類・道具及び饗應を簡單にすべきことを命ず。

〔改作所舊記〕

各御裁許所御扶持人・十村並諸百姓、よめ入・むこ取衣類・道具・振舞等に、けつこうにいたし候様に相聞候間、彌御吟味候而、向後猶以御定之衣類を用、女之儀者染色を遂致着用、もとゐのん振舞かろく仕、取むかへいたし候様に御申付可有之、自然違背仕もの有之候者、吟味之上曲言に可被仰付候條、此旨急度御申觸可有之候、以上。

未正月廿二日　御算用場

橋本治部左衛門殿

林　十左衛門殿

正月晦日。石川郡に鷹野を定めて諸士の捕鳥を禁ず。

〔御定書〕

石川郡之内上口今度留野覺

一、山手者鶴來村より日御子村を限、中村用水川を境、海際迄事。

但、中村用水者、手取川を鶴來西より用水にとり候。井口村・明嶋村之際より、松任之此方町端より、倉部之間を流、海へ出る川也。

一、右之通境に而、宮腰之道を切、今度御留野被仰付事。

一、宮腰之道より下手、粟ケ崎・加々爪・森本・津幡邊、並和泉野・小立野跡々之通御鷹場相違無之事。

以上

寛文七年正月晦日

多賀左近

津田源右衛門

中川八郎右衛門

閏二月十五日。長連頼その家中浦野孫右衛門等の非違を前田綱紀の老臣に訴ふ。

森本は森下

〔長氏文書〕

口上之覺

一、拙子家來浦野孫右衛門一家之者共、去年より不義仕合有之候、未致落着候。就其跡々より、右之者共、對拙子不屆之儀ども、致覺書懸御目候。存入之通御相談申儀、無御隔意被仰聞可被下候事。

一、右浦野孫右衛門不屆之儀有之、扶持放候處、孫右衛門義於豫州相果候。子共歸參之儀、普代之者共詫言申に付、當孫右衛門並弟・子共歸參申付候。舊好を存、立歸者之儀候間、孫右衛門望次第、弟・子共知行遣之候。或家來の内へ養子に遣、或は娘・妹共迄、我等口を添緣付、重々存儘なし遣候處、驕付、あきたらぬ事に存、彌一類大かぶになり、家之榮を專存、末之せがれ・弟共之儀に付、色々うてこいをいたし、末之妹・孫娘誰方へ遣くれ候へと、我等家中頭を上候者緣者になり可申存念。さて又拙子家來之内阿岸と申者、家相續子なく、家絶申候間、孫右衛門せがれ掃部、若輩之時分より名跡申付、知行四百石遣、与頭に申付候處、阿岸先知六百石之間其通仕度存、色々てくろふいたし候。歸參之後、跡々拙子領知へ、孫右衛門貸米在之處、浪人之後被召上候間、右之貸米返しくれ候へと、さま〲申候間、遣候はねば、我等の欲之樣有之故、過分之銀子遣之候。此等之事はじめ、欲にふけり、一門親類之取合、依

怙贔負之仕合數多有之候。さて又餘人跡目、新知・新加・褒美など遣候へば、常に孫右衛門不取入もの、又他人などは、ケ樣のもい如此可被仰付事には無之候。あまり結構成被成樣御無用に候。加樣於被仰付者、取次仕間鋪と申。孫右衛門所存大き不道存候。ましてせがれ掃部、每度拙子申出候事妨候。若き者は、能事を申さへ遠慮ある事候。ましてわけもなき事申、私之遺恨を以て、傍輩の事を惡敷仕なし候事、重々不屆存候。殊更不禮之仕合、去々年長午助・宇留地平八・河野三郎左衛門・堀内彌兵衛物頭に申付候。此取次掃部・加藤釆女兩人に申付候。然處午助、彌兵衛事浦野一家と中よからず候故、掃部取次仕間敷よし斷申、直に我等前へ出、是非とも取次御免候へと申捨、終不申渡致歸家候。其後釆女一人を以申渡候。さて又、彼者一門共へ遣候もの、少にても孫右衛門氣に入不申事は、散々腹を立、人々の事はさげすみながら、内緣を以、さま〲てくろふいたし、種々てだてを以、我等をだまかしてのあしき事共際限無之候。初之ほどは、色々つくろいを申、まことしく候之故、申旨にまかせ候。然どもあまり欲ふかく、不義成事共候間、近年は、跡々のごとく用等不申付、さのみ申事を用不申付、三四年以來殊外恨存躰候。併孫右衛門せがれ弟十餘人、一類數人高知遣、外聞よく召仕候。然處用事等申付候事うすくなり、各訴訟不相叶候と、理もなき事恨、大恩をわすれ、我等にたてつき申候事、不屆千萬に候。重々不忠之仕合候間、三四年以前、急度可申付存候

へども、他國有付罷在候を、普代の好申立呼返し、程なく何角申付事遠慮存、ためらい申候。孫右衞門致隱居度旨申候間、幸に存望之通申付候。然ども萬事指出不屆成事は、前々より彌增申候事。

一、孫右衞門歸參之後、故加藤釆女兩人に、拙子家の裁許申付候。釆女事は十一兩年以前相果申候。釆女代り他人を申付候事をそねみ、色々ぶじよくを申間、餘人を申付、無首尾之事仕出し候而は、却而如何存、其節似合敷もの無之付、申旨にまかせ、孫右衞門・兵庫・掃部親子三人に、宇留地平八と申者、孫右衞門聟にて候、此等を指添、家之裁許申付候。然所私之儀をいたし、依怙贔負成事、私曲ども有之候。拙子能召仕候者、近習外樣にも不寄、にくみそねみ、近習の者共を以申出候事候へば、此儀誰之取次に而候哉、かやうに我々を御へだて候而は、御用之事を取持申まじく候、最早御奉公も不罷成と申。又はかの共方へ、取次を以申付候事、ぬし／＼勝手にのらぬ事は、かやうの事、上には何とて御存知可有之候哉、是は內緣を以申者有之、又は近習のもの內證を申上故、如此被仰出候。脇よりさしくわへ仕候儀は、各裁許仕間敷旨に而、中にてさゝまたげ、又は家之仕置之事は、各一門外には、脇より被仰付候事は成間敷候、家久敷ものゝ職候間、他人仕におゐては、一類かたまりさゝまたげ可申こと、おし出し惡口を申。此等之不屆之事は難盡筆紙候。ひとへに拙子共申事を背、近習の者

左兵衛は長元連

どもおしつけ、我意を專に可仕覺悟不忠至極候事。

一、孫右衛門事、拙子知行方用事申付由に而、毎年能州へ罷下、諸奉行十村百姓と心を合、色々てまわしをいたし、私用に百姓を仕、拙子新開申付由に而、能所は主々開取、我等銀米・平夫を以、自分之用所達候事数多御座候。知行所用事等、仁岸權左衛門・永江善助と申もの申付置候。善助娘孫右衛門養子にいたし、權左衛門弟權之助と申者、左兵衛近習に心安召仕候。此者方に緣付、眞親子之様いたし、色々內通を以て、仕度儘之事数多御座候。右之者共孫右衛門權をかり、山林竹木、貸米貸銀、諸役銀米、新開之裁許之品、後くらき事共御座候。其外領內百姓中新米手、又者菜種手、藏方の拂米之手廻し、百姓之費、我等之爲不宜事。

一、侍並百姓下々躰迄、孫右衛門にへつらい不申者、殊之外にくみ、拙子家にもたゝずみかね候やうにいたし、萬事訴訟之事、下に而賴候用事をも不聞入由候。跡々より承及候。我等へ奉公も仕候筋目を立申者は、却而へつらい者と致惡口、そねみにくみ候。さて又孫右衛門取入、一所に手廻しなど仕候者は、御國にも無之分別者、殘りの侍中は、百姓よりもおとり候などゝ、我等屋敷に而も無遠慮申、かたおち成事数多御座候。銀米かしもの、作事所・料理所にて、後くらきいたし樣数多御座候。此段露顯之事候。其上第一我等不屆と存事には、私曲虛妄の事に而は無御座候。家をくつがへし可申と仕心中は憤存候間、其餘之事者略仕候事。

一、孫右衛門隱居候後も、金銀・かし米裁許仕候間取上、兵庫・掃部・釆女裁許申付候。兩人之子共へ釆女さしくわへ申候は、孫右衛門私曲うたがひ申かと、徒黨之者共腹を立、金銀米渡し申間敷と、いぢばり申候。何角申度まゝの仕合候。如何存候哉、其後金銀米少々相渡し候。算用帳は未出不申候。幸下裁許の者共、有躰に申聞候。加樣首尾世の中には御座有間敷候。にくき仕合存候事。

一、浦野先祖景連と申者有之由に而、四五年以前に新規景連の像を作り、能州土方領内山田と申所堂を立、兵庫家來などに、つり鐘を爲致寄進、結構成躰に候。此景連と申は、拙者も承不及候者御座候へ共、主々末世の爲と存、造營仕、剩土方河内殿先祖の碑立候。拙子より土方殿へ內通も可有之かと、殿樣思召之程、乍恐迷惑仕候事。

一、重々不屆者、其上彼者共方よりも、奉公身にしみ不申候故、一兩年仕置等、さしてかまはせ不申候。か樣之事を大きに恨存躰御座候。身の惡をかへり見ざる不道者に、用等跡々のやうに不申付候ひき。組頭は本のごとく申付、其外迷惑に存事も無御座用所は、おとなしく呼出し申付候。孫右衛門裁許金銀米取上候事、前にも如申候。恨に存よし候へ共、兩人の子共へ申付、釆女指添候計を、恨に可存事に而は無之候。歸參申付、二十餘年に罷成候。其間色々申儘いたし遣、家富子共繁昌之躰、家中に人なきやう御座候。殿樣へも、父子兄弟四人

迄、眞先へ御禮申上させ、種々大恩を蒙候。恨存事は御座有間敷事に候。身の科を可申晴ため、我等訴かへす事、不忠至極存候事。

一、十二三年以來、領内猥成仕置、山林竹木伐荒、宮地さんまいに至迄致新開、或過分隱開をいたさせ、或百姓開置候所を掠取、仁岸・永江・村井七兵衞、其外孫右衞門一類共、少宛開をいたし度と斷申候間、少之荒地に候はゞ、如何樣にも勝手次第と申出し候へば、五ヶ村十ヶ村之荒は、各へ被下之由申、野山を不謂開取、跡々百姓之開置候所をも、各へ被下候と申掠、百姓共へ狀を遣候。則其狀も見申候。迷惑仕候百姓は大分に御座候。十村其外一味之百姓は、互に隱開仕候者迄、孫右衞門裁許悅申由承及申候。如此になし置候而は、以來彌分も有之間敷存、去春より新開改申付候。然所惡事おもひの外彼者手前に多知申候。未孫右衞門・兵庫知行所は改不申候。致吟味候者、たまりがたく存事も可有御座候躰候。かやうに改仕候も、全百姓をむさぼる心得にては無御座候。拙子年寄申間、一兩年之內隱居候御訴訟申上候而、左兵衞に家を讓申度心得御座候故、猥成所は糺明可申と存候。其故新開出分、去秋收納不仕候。此吟味孫右衞門並一門共虛妄を仕候。十村迷惑仕躰御座候。近年孫右衞門一類之外、新開仕候者、一人も無御座候。是に而私曲之程可有御推量候事。

一、去年春兵庫・掃部暇をもらひ度よし、左兵衞方へ斷申候。此申分、拙子仕置惡敷を諫儀に

而は無御座候。其子細は、主人の爲を存、異見申爲躰に而毛頭無御座候。讒言にあい、迷惑と申立、一門並緣者等迄呼集、兩人暇もらひ候と申聞、志ふかき者どもへは、誓詞書合連判仕、存亡一所にと申合、二十餘人番等並役儀不相勤、數月引籠罷在、申度儘を申、御昵近衆他家中にも緣を求、籠居之內にも罷越、各儀者讒言にあひ、九郎左衛門仕置あしく候之故、侍百姓に至迄、たまりかね申候間、我等共先暇をもらい可罷出と、拙子惡名を申立候事。

一、下々おごしの爲に候哉、又者身の科重候故候哉。縱暇給候共、むざとは罷出間敷候、連判一味之者申合、常々遺恨之者共方へ切込、下屋敷中に火をかけ、おもひのまゝ恨時可申と、おし出し申ひろめ、鑓長刀鐵炮など致用意、逆心の色を顯候。拙子爲を存候とは、努々難申候。身を捨命をすて、諫言を申、主人の惡を隱、善を進、可亡時は脇をそこなはざるやうにいたし、とにかくにも主人の爲を能いたし候を、忠臣とも可申かと存候。左樣之心得とは、各別之もの共に御座候。私之宿意を以て、主人の家をくつがへし申候は、臆病の至かと存候事。

一、家來の者共へも近年宜申付候。跡々孫右衛門不裁許故、少々我等恨申者も御座候故、賞を與申迄に而、罰申付候事は且而無御座候。恨を存候と申者共は、彼一類または腹を立申者二十人計之外は、毛頭恨存者無御座候。百姓中も私曲仕十村之外は、恨に存者も無御座候。近

右近は横山氏

かくな本のまゝ

申事に付の次脱字歟

年領内も、くつろぎ申樣に申付、度々百姓中書付を以、悅の禮申事御座候。委申入無詮事御座候間、其品不申上候事。

一、去夏斷申節、急度成敗可申付と奉存候處、左兵衞・右近色々致詫言、此般は不承躰にいたし堪忍可仕候。兩人方より急度しかり、早速出し可申と逹而申候故、兩人に打まかせ置申候處、左兵衞・右近申事も承引不仕、數月引籠、三月廿五日より五月十六日に、漸屋敷へ罷出候。併左兵衞・右近口入に依て罷出候上は、心得もなをり、身にしめ奉公も可仕かと奉存候處、一圓屋敷へも不罷出、用事書物判形等不仕。私去秋より相煩罷在候にも、ろく／＼見舞不申、方々遊山罷越、御膝近他家中迄致徘徊、拙子へ無沙汰仕候事、前代未聞之作法御座候事。

一、二十人計一味徒黨之外者、傍輩中へも不交、番所に而も無言に仕罷在候。かくを立罷居候。加樣之仕形、拙者爲を存とは難申候事。

一、跡々より、拙者下屋敷中爲締、夜廻り足輕出し申候處、孫右衞門直々申候は、氣遣候砌、孫右衞門一家之者共の事を聞出し可申ため廻り候哉。左樣に候はゞ、たとへ誰々不寄闇打にいたし候か、鐵炮に而打殺し可申候間、屋敷廻り近付申間敷旨申由候。右之足輕共五六人斷申候。拙子申付候處、如此申事につき仕合御座候事。

一、去月五日十村共呼寄、百姓助成之儀共申渡、早々罷下、耕作等可申付旨申渡候處、畏旨申候而請を調、町屋へ出罷在候。孫右衛門すゝめ申故、十村ども連判を以、左兵衛方へ書付出し申候。其意趣は、去年檢地申付候儀迷惑存候由斷申候。乍去右申候通、收納も不申付、其上百姓助成之事、一兩年數ヶ條申出候上は、達而迷惑仕候とは難申事御座候。ぬし〳〵知行所新開檢地入申候へば、彌惡事顯、迷惑仕事御座候故、如此申候かと存候。其外品々書付は、孫右衛門一家又者古奉行共申わけを書載、わけもなき事に御座候間、具不申入候事。

一、孫右衛門一家より、百姓すゝめ申樣子は、則一味之村肝煎歸忠之者御座候而、委致白狀候。其上孫右衛門一家之者共、去年のごとく役儀番等不相勤、致籠居者も御座候。右左兵衛方に之書付、孫右衛門・八郎左衛門・兵庫・掃部充所に仕、其外之年寄共は指除申候。一味いたし候村肝煎二十人計、脇百姓三十人程御座候。何も孫右衛門一家之百姓迄に御座候。殘百姓共、私仕樣下々申分無御座と、村肝煎數十人、誓詞連判を以申斷候。八幡を以て、此方より不申付候事。

一、孫右衛門方へ一味之百姓共は、郡奉行代官申付候事そさつに仕、爰許にては知行所に而一揆を起候樣、彼一家申ひろめ候事。

一、身の上の科を難儀に存、百姓をかたらひ、其のみならず、近頃申にくき仕合御座候へ共、

臣家は臣下

八矢は伴氏

拙子・左兵衛間も惡敷様に仕度、色々からくり仕候。前代未聞仕合御座候事。

一、常々兵庫・掃部屋敷へろく〳〵不相詰、用事等早速埒明申候事も埒明不申。近習に召仕候者を以、用所申付候へば、圭々不承儀と申候而埒明不申。一紙一錢之事に而も、他人に爲仕申間敷申、拙者申付置儀さへ、圭々氣に入不申者候へば、申出旨を同心不仕、拙子へ心入之奉公之躰少も無御座候。惣而私事終に一言諫言申事も無御座候。勿論内證之事も不申聞、去春より惡事を申立、左兵衛方へ申儀は不届之仕合御座候。身命を打捨諫言申こそ臣家とは可申候に、我意を可立ため、理もなき事を申、一家之者狂氣之様存候事。

一、今度百姓共書付出申候共、常々申付置候郡奉行・代官を以可出之處、彼惡徒人共頼申候而出し申候。孫右衛門などは、百姓之存立、指圖不仕候と、誓詞出申由御座候へば、百姓之出入少も構申間敷候之處、一門方へ百姓呼寄、色々致談合、晝夜寄合、左兵衛方へも罷出、様々談合いたし、左兵衛方より、百姓下し申候様申付候へ共、左兵衛かろしめ下し不申。百姓書付にも、孫右衛門・兵庫・八郎右衛門・掃部書のせ申候事、一味同心に而は無御座候哉。わけもなき儀聞入申間敷殘三人年寄共除申候。如此仕候上は、猶以一味顯申候。知行所者共迷惑可仕事御座候者、一統に年寄共へ、郡奉行・代官を以、可及斷儀かと奉存候事。

一、今度百姓共書付出申候刻、籠舎申付置、穿鑿可仕と奉存候處、左兵衛・右近・八矢など、

其段はゆるし、早速知行所へ、堅申付可遣と申候付、先致堪忍申候へば、漸四五日以前罷下申由御座候。申度儘を申させ候と奉存候事。

一、惡徒人共之儀、私下に而も可申付樣御座候へ共、右に申候ごとく、大惡之者共に御座候へば、自然家にも火を付、又者むざとあなたこなたへ飛出申候へば、騷動可仕申候。左樣御座候へば、殿樣御爲かとも奉存候間、孫右衛門親子兄弟並平八と申者、公儀より拙子孫共並舒喟申方へ御預被成、百姓之儀は公儀籠へ被入置候而、御吟味被仰付、拙子非儀仕候哉、又彼者共前代未聞なる仕合御座候哉、御尋被成、私之儀不屆被思召候者、如何樣になり共被仰付、又惡徒共不屆に被爲思召候者、私存候樣被仰付被下候者、有難忝可奉存候。何も於御預者、跡々仕廻拙者可申付候事。

後二月十五日　　長九郎左衛門在判

本多安房守殿　横山左衛門殿　前田對馬殿

奥村因幡殿　今枝民部殿

閏二月廿八日。德川家綱加賀藩領の巡國使に暇を與ふ。

〔德川實紀〕

閏二月廿八日巡國の御使にいとま下さる。(中略)。但馬・丹波・若狹・三越・加賀・能登・佐渡九

政利前に忠利に作る

國は、使番甲斐庄喜右衛門正親・書院番神保四郎右衛門忠利・小姓組鳥居權之助忠以。

十月廿七日北陸巡視の御使甲斐庄喜右衛門正親・神保四郎右衛門政利・鳥居權之助忠以をして御尋問あり。

三月七日。本日以降浦野孫右衛門の非違に與せる長連頼領地の十村等その罪狀を白狀す。

〔長氏文書〕

覺

一、去年十一月之時分に御座候哉、村井七兵衛殿御出候而、私與（クミ）中之者共、檢地御訴訟可申上とは不申候哉と御尋被成候。私與中檢地御詫言可申上と申者無御座候と申候御事。

一、去年十月時分に候哉、宇留地平八殿・村井七兵衛殿より申越候は、拙子共方より爲申聞候儀、他言仕間布と、五人之十村に誓詞仕候へと被仰由にて、道閑方より申越候、私も判形仕候事。

一、檢地御詫言可申上と存候間、如何存候哉と申、道閑書付爲見申候。私申候は、書付上申儀、少もがてん不參候。御尋之時分は、申分私は不罷成候と申、同心不仕候處に、重而道閑申候は、小百姓より宇留地平八殿迄書付出置、十村共同心にて無之候者、加賀樣へ書付上げ

可申と申旨、平八殿道閑ニ御かたり候由、左候へば御領内さうだうに罷成候間、同心仕候書付上候而、御尋之刻申開罷成不申候と、何も申處に、宇留地平八殿・駒澤金左衛門殿・飯坂源左衛門殿、小百姓も騒動仕候間、自身捨申わけ被成可被下候と、誓詞被下候に付、書付判形仕候事。

一、二月廿日時分に候哉、道閑・八兵衛・私、平八殿へ參、訴訟之儀何と成申候哉と御尋申候。宜被成由平八殿御申、御酒被下罷立、平八殿長屋ニ八兵衛・私罷有候へ共、道閑跡に殘り、爲待申候に付、私申候は、道閑仕樣がてん不參候旨存分申候。宿へ罷越而も其段申候へ共、道閑何共不申候。左樣之躰に御座候へば、密談之儀は私共不存候事。

一、高田村二郎兵衛方より、五六年以前に候哉、銀子二百目遣、秋米かひくれ候樣に申越候へ共、無之候由申、斷り返し申候事。

一、いんさ濱孫右衛門殿開、古開と孫右衛門殿御申被成候。私近所に而無御座付、古開共慥不存候事。

一、孫右衛門殿旅屋、馬場に拵候時分、平夫にて御座候處に、九郎左衛門樣より、八兵衛・私被召寄候へ共、御尋無御座候。左樣之樣子知候而以後、日用銀子孫右衛門より出申候事。

一、孫右衛門殿口入銀子之由、二百目かり。但一ケ月ニ一分一にかり、借狀指上申候事。

罷有候の次時分脫歟

一、孫右衛門殿こま馬と私牛と替、其牛私方に預り、則子うミ、二つに成居申候。
一、去年何月時分ニ候哉、檢地御訴訟申候而、他言仕間敷との誓いし、道閑私方へ持參仕候に付、私も判形仕候事。
一、仁岸權之助殿方より一分一切、關左近殿より銀五匁、駒澤金左衛門殿・飯坂源左衛門殿・宇留地平八殿より當春金澤に罷有候、尚以肴代之由、銀子五十め被下候事。
一、山内義兵衛方より銀子五六百目、金澤に相詰申、百姓中かり申候事。
一、當春義兵衛私共金澤之宿へ罷越、孫右衛門殿御申候ハ、訴訟宜被仰付候間、氣遣仕間敷旨、左兵衛様御意候由、度々義兵衛申候事。
右之通相違無御座候、以上。

寛文七年三月七日　　三階村十村　池　島　在判

千田八郎兵衛殿　井　關　兵　太　夫殿
堀　部　勘　助殿　三引六左衛門殿

〔長氏文書〕

覺

一、當春御檢地御詫言の御訴訟に、金澤へ相詰候儀、全私共企に而は無御座候事。

一、去年十月頃檢地やみ申樣に、御訴訟仕候へと被仰候へ共、私共田地より出分も無之、迷惑成儀も無御座候故、度々御すゝめ候へ共、去年中は同心不仕候事。

一、當正月金澤へ罷登申刻、宇留地平八殿御申候は、能州御檢地の事、此度御詫言申上可然候。去年浦野家訴訟の儀も、左兵衞樣・横山右近樣、御取持被成たる儀に候へば、此度其方共訴訟も、右御兩方御聞候ば、惡敷は罷成申間敷と御申候。されどもケ樣之御訴訟申上、私共手前如何可有御座哉と、無念存旨申候へば、平八殿御申候は、各身命を捨取持可申候間、是非御訴訟申上候へとて、其後宇留地平八殿・駒澤金左衞門殿・飯坂源左衞門殿御三人より、五人十村方へ、右御文言にて誓詞被下候故、書付上申候事。

一、平八殿御指圖に而、浦野孫右衞門殿・同兵庫殿・中村八左衞門殿・阿岸掃部殿、此一卷御取持被成可被下旨申、書付仕、右之御面々へ進じ置申候事。

一、當春金澤に罷在時分、宇留地平八殿・駒澤金左衞門殿・飯坂源左衞門殿より肴代之由にて銀子五十匁、五人之十村方へ被下候。御使山内義兵衞にて御座候。關左近殿より銀子五匁、仁岸權之助殿より金一分一切被下候事。

一、當春左兵衞樣へ指上候書付下書、宇留地平八殿へ懸引談合仕候事。

右之通少も相違無御座候、以上。

本文の外十村及び小百姓の白状書多し

寛文七年三月九日　　　　久江村十村　道　閑　在判

千田八郎兵衛殿　井關兵太夫殿

堀　部　勘　助殿　三引六左衛門殿

三月十四日。各驛往還筋に家屋を新築するを禁ず。

〔廳事通載〕

各御裁許宿々、往還筋に新家爲作申間敷旨、十村共ゟ急度可有御觸候。但手前宜百姓子弟、在郷宿ゟ遣申度望候はゞ、書付を以此場へ可有相談候、以上。

未三月十四日　　　　御　算　用　場

橋本治部左衛門殿

林　十左衛門殿

三月廿四日。與力の居屋敷を金澤小立野に定めしむ。

〔闇燈錄〕

惣與力小立野被爲定置與力町屋敷引越可申旨、御紙面之趣得其意、則申觸候、以上。

三月廿四日　　　　篠　原　織　部

永　原　左　京

御普請會所

〔國事雜鈔〕

今度惣興力小立野ぃ引越申に付而、替地之處、經王寺松原を切天神之上、右同斷來る廿日過可罷出候條、其以前早速なたね、百姓手前より苅取申候樣可被仰渡候。漸時分に相見え申候。作毛之上相渡申候者百姓損に可罷成候間、御案內申入候、以上。

四月十六日　　御普請會所

御算用場

三月。石川郡上安江村に梨畠を拓く。

〔金澤古蹟志〕

廣岡梨畠

廣岡の村地は、從前は水田のみにて畑地も稀なる地なりしが、天保の末頃より田地を潰して梨畑となしたりけるに、土地に應じけん梨實の味よく殊に繁生せりとて、追々競うて梨畑となし、種々の梨類を繼木となしけるに依つて、廣岡近邊の村地にも田地を潰して追々梨畑となし、今は當國にての產物とは成りたり。按に梨は惣國風土記に、加賀國加賀郡貢檜杉松栢梅桃栗梨云々とありて、加賀郡の地は古より土地に應じたるならん。廣岡邊は今は石川郡に

惣國風土記は僞書なり

德本は德用

屬すれど、往古は加賀郡の地内なり。さて改作所舊記に載たる寛文七年三月普請會所より算用場への書簡に、六百五十六歩二尺上安江村領之内百姓地、右は梨木畠爲御用地、十村喜兵衞並村肝煎罷出相見を以請取とあり。按に安江村は廣岡村の隣地にて地つゞきなる地なれば、是廣岡邊梨木畑の起原ともいふべし。或云、上安江・下安江・諸江・廣岡・西念・二口などの諸村は、其地味凡そ同じといへり。おもふに往古は梨畠といふも元よりなきゆゑに、梨木を植置る事甚稀なりしに依て、梨實は容易に得難しとぞ。小松遺文に載たる古書簡にても知られける、其寫如左。

今申之刻之貴札、同戌の下刻に到來令拜見候。仍而當地御纖木畠にあまたなし有之候者、明朝い御用に候之條、三十程可指上旨則御畠裁許廣瀨彥進・小林六右衞門方へ申談候處に、御畠には當年あまたなし無御座候。就其德本村・田中村・成村へ御畠裁許仕者、山東八兵衞・關仁兵衞に其御地より被指越候御飛脚を相添、右三ヶ所にあまたなし有之候者上げ候樣にと、右六左衞門・彥進被申付候。

一、當地御畠廣瀨彥進・小林六左衞門裁許に候之條、御畠に有之物、以來御用之刻は右兩人方へ可被仰越候。內々左樣に御心得可被成候、恐々謹言。

七月十九日子之下刻　　村田半助判

有澤孫作 不在合
水原清左衛門 不在合

長谷川大學様
齋田彦助様
佐久間彌太郎様 御報

覺

一、梻 一籠 五十五入
一、梨子 一籠 五十六入

但御免梨子・青梨子有次第。

右は御接木品に出來仕候條、爲持進之候。可被指上候。近年は梨子成不申由候。この梨子・大和梻・ぶどうなど、いまだまへかごに御座候間、可然時分指上可申候、以上。

七月廿五日

河原兵庫判
齋藤中務判

黑坂兵左衛門様

四月八日。前田綱紀柳營に上りて參覲の禮を行ふ。

〔徳川實紀〕

四月八日松平加賀守綱紀初め參覲廿三人。

四月。新川郡境村關所の取扱慣例をその與力より上申す。

〔國事雜鈔〕

覺

一、過書手形無御座他國者、歷々者斷を承届相通申候。又其仁躰により、二三日も押置、樣子見屆、紛無之者は跡々より相通申候事。

一、越後山下在々之者、泊り町市日、男女共に跡々より御關所御番人共面を見知由故、出入仕候事。

一、女乘物之内、申年より、當町年寄申女に爲改申候事。

一、信州並越後より、生地邊迄肴等調に參り候者、跡々より當境に宿御座候に付、則宿主に談合ひ、當座歸之者は御番所に帳面に記置相通候事。

一、黑邊川東之者、越後山下ゟ當座歸りに參り候者、十村肝煎談合切手を以、跡々より相通申候事。

右此條々、最前渡邊八右衛門在役に寬被申候處に、其通り与被仰出候事。

未四月　　　　　　　　　　　　　　　與力三人

歸山助右衞門殿

五月二十日。入牢者の赦免を請ふ爲公事場奉行所に出頭するを禁す。

〔金澤古蹟志〕

一、籠舍人有之町々、爲御侘言御奉行所ゟ相詰申義、向後御停止之旨被仰出候に付、肝煎中ゟ申渡候。

未五月廿日

六月十八日。村落に於いて踊・辻相撲を行ふことを禁す。

〔御請留拔書〕

跡々之通、當年も於在鄕所、おどり・辻すもう堅御停止に候條、急度可被申付候。其上於所々おどり候もの有之由に候其所ゟ、瓜・餠其外何によらず賣物持參、百姓商賣不仕候樣急度御申付可有候。則御横目出候間、自然かくし賣仕もの於有之者、曲事に可被仰付候、以上。

寛文七年六月十八日　　　　　　　　御算用場

三嶋彥右衞門殿

林　甚　助殿

六月廿一日。御算用場にて領內百姓の食用米高を調査す。

〔廳事通載〕

加越能三州百姓數之覺

一、五十一萬八百六十餘人。

此人數に而三十日に給申米　七萬七千二百二十九石六斗。

一ヶ年三百五十餘ヶ日給申米　九十一萬千三百九石二斗八升。

但、侍・寺社は此外也。

右寛文七年六月廿一日御算用場に而御算用有之候寫也。

〔漸得雜記〕

加州金澤本町通人數屋數之覺

一、一萬九千八百四十八人　　本町通男女之高

內、一萬二百四十六人男。九千五百九十四人女。右之家數　千三百三十二軒

一、三萬九千二百六十一人　　地子町人數

內、一萬七千二百五十五人男。一萬八千六人女。右之家數　七千三百三十五軒

一、三ヶ國町人百姓共都合五十一萬八千八百六十四人。

右之人數飯米入用圖り一日一人五合にして二千五百九十四石三斗二升。一ヶ月當り七萬七千八百二十九石六斗。年中九十三萬三千九百五十五石五斗二升。

右者寬文七年自中將樣御改有之上げ目錄之寫也。

八月十九日。長連頼の子元連に剃髪蟄居、その臣浦野孫右衞門以下に切腹を命ぜらる。

〔菅家見聞集〕

一、長九郎左衞門家來、去年より申分有之處に、今年肥後守政行公御談合に而、長左兵衞剃髪蟄居、家來は八月廿九日切腹被仰付。是江戸より爲御使岡嶋甚七を以被仰渡。

政行は保科正之の誤

廿九日は十九日

〔長氏文書〕

浦野孫右衞門		八月十九日切腹被仰付
浦野兵庫	浦野孫右衞門子	同上
阿岸掃部	浦野孫右衞門二男	同上
駒澤金左衞門	浦野孫右衞門三男	同上
宇留地平八	浦野孫右衞門聟	同上

七兵衛の處分不明

阿岸友之助	浦野孫右衛門四男	四月十九日自害
中村八郎左衛門		八月十六日、越中五ヶ山へ流罪
關　左近	浦野孫右衛門聟	九月六日追放
櫻井次郎兵衛	浦野孫右衛門聟	同上
是清傳右衛門	浦野孫右衛門聟	四月二十五日自害
土屋八左衛門	浦野孫右衛門從弟	九月六日追放
田屋六郎左衛門	關左近妹聟	九月六日追放
仁岸權之助	永江善助聟	八月二十六日五ヶ山へ流罪
仁岸權左衛門		九月七日追放
永江善助	浦野孫右衛門從弟	九月六日追放
田邊七郎左衛門	村井七兵衛聟	九月七日追放
岩間覺兵衛		九月七日追放
伊久留八丞	中村八郎左衛門聟	八月二十六日五ヶ山へ流罪
村井七兵衛	伊久留八丞弟	
長谷川吉右衛門		九月六日追放

粟津十兵衛	阿岸掃部子	九月六日扶持放
平井六左衛門	土屋八左衛門子	九月六日扶持放
飯坂源右衛門	浦野孫右衛門孫	九月七日追放
阿岸市丞		九月六日扶持放
岩間三右衛門	岩間覺兵衛子	九月七日追放
永江源五兵衛	永江善助子	九月七日追放
關惣右衛門	關左近子	九月六日追放
田屋才之助	田屋六郎左衛門子	九月六日追放
仁岸權右衛門		九月六日追放
仁岸友兵衛		九月六日扶持放
井邊小二郎		九月六日扶持放

（下略）

〔長氏文書〕

寛文七年八月十九日從綱紀公岡島茜七を以て九郎左衛門へ仰渡さる。

長伊左衛門方にて

阿岸又十郎　十五歳　殺害介錯人　淺野新平
宇留地七郎　十二歳　天野甚七

宇留地平八明家にて

浦野右衛門　八歳　殺害介錯人　師孫右衛門
浦野三十郎　四歳　師孫右衛門
阿岸三十郎　十三歳　菅津藤兵衛
阿岸權十郎　十一歳　酒井平右衛門
阿岸六十郎　九歳　此木宗八
阿岸七十郎　七歳　上野彌八郎
阿岸鍋吉　八歳　上野彌八郎
宇留地又太郎　十歳　小川平六
駒澤才藏　二歳　小川平六

〆十一人

從公儀檢使恒川監物・石屋孫市、御目付欅田三右衛門・加藤八郎右衛門。

自分より檢使松野權兵衛・留倉勘兵衛、目付原傳兵衛・天野新八。

自分は長連頼

十月十八日。是日以降前田綱紀武藏各地にて狩獵を試み、十一月十三日江戸に歸る。

〔德川實紀〕

十月十五日こい日松平加賀守綱紀狩場へいとま給ふ。

十一月十五日松平加賀守綱紀鷹場より歸謁し、雁一双献す。

〔眞僞一統志〕

一、寛文七年十月十五日御暇被進、同十八日新堂御立、毎日御鷹被爲成候。同廿二日出御鷹野御出被成、雉子廿一・獺七・狸一御留被成候。御供に罷出候御小將中、右雉子一つ宛被下候。同廿五日丸山へ猪獵御出被遊候。則猪四疋御留被成候。人足千人御雇、御家中之者共合二千計之勢子を三方に御置、一方に綱・中綱、其前に唐犬御配被成候。萬端御下知。十一月十三日江戸に御歸。

一、十月廿五日御鹿獵、猪四つ。

一、同廿八日。

一、十一月二日御鹿獵、猪四つ。

一、同九日同斷、同一ツ。

同は十月なり

以上

〔關屋政春古兵談〕

一、同廿五日武州谷口村の丸山猪狩、勢子千八百人外勢子、是は不働、内勢子二百人、丸山ゟ入て狩る。網張奉行村上助右衛門・赤尾平六・關屋新兵衛三人也。網四百間餘り、つなき竹の小笠朝鮮笠の像なるを召、御馬上にて御下知。御供の馬上奥村因幡・同内匠・横山志摩・多賀隼人・同逸角・葛巻喜一郎・奥村瀬兵衛・稲垣三郎兵衛・長谷川頼母・辻市右衛門・今井源五兵衛、各馬上にて懸廻る。網奉行三人は、網の外所々に鑓を持て居る。惣奉行前田主水・神尾數馬、勢子頭中川彌左衛門・菊地彌八郎・篠原頼母・笹島助左衛門・玉井傳右衛門・菅野兵左衛門・津田揔十郎・恒川七兵衛・水野次郎右衛門、合十八人也。諸方首尾調て拍子木を御前にて打。是を聞て内外勢子鬨の聲を揚、則内勢子丸山に入て狩。然所に大猪二疋出、一疋は北の方中川彌左衛門手先ゟ行、一疋は關屋新兵衛居申方ゟ一文字に來り、網を見て南の方ゟ四五十間行たる所を、唐犬六七疋して喰倒す。北の方ゟ行たる猪は、勢子を破らんとしけるが、勢子の樣子より不得破、取て返し政春居申所ゟ來り、網に行懸る。政春大身の鑓にて猪の眉間を一鑓突、手棋ゟ猪左ゟ捻而歸る所を、右の太股より右の肩先ゟ突出す。猪は網より三間程行

て倒るゝ所を、唐犬二つ來りて喰付、比良左内來て止めをさす。殿樣御馬にて被爲成御座、政春へ御言葉被下、御機嫌不大方御宜敷。扨勢子園を直し網を直し、又鬨の聲を揚て狩る。小猪二疋出る。二疋ながら北の方中川彌左衞門居たる方へ行所を、勢子園より先へ來る猪をたゝき返す。其時少勢子並亂るゝを見て、次の猪は破りて逃る。先の猪は場中へ出たるを、犬三疋して喰留る。又狩所に、大猪一つ出て政春が居申所へ眞一文字に來る。網にあたる所を、左の平肩より右の股の邊へ突出す。猪突れながら取て返し、南の方へ六七間行、犬共六七疋にて喰付。何者やらん鑓を持二人來て、ひた突に突、御仲間共數多來りて竹鑓にて突、御犬にあぶなきぞおけ／＼と云共不聞入、案の如く小六と云御秘藏の御犬、上唇をあやまたりす。御機嫌惡敷成、上下しみ氷りたり。去共五つ出たる猪、四つ留りたるに依て御機嫌直り、御辨當上り、下々へも被下、御歸り。四つの内大猪二つは、政春鑓付るを以て留りたる成べし。

一、同廿八日鶴間村の篠子(シコ)に、大成通り猪居申と屋木の七左衞門注進、殿樣御鷹野より御歸り、九つの時計を打たり。各宿へ歸り支度して出る。網は廿五日の儘谷口村に預け置たり。谷口村より鶴間村へ上道一里有。新戸村よりは谷口村へも、鶴間村へも二里有。谷口村へ市嶋左次右衞門行て、網を馬に付て鶴間村へ越す。俄事にて谷口村に馬なく、網半分越し、其

馬歸りて又半分可來筈也。去共能時分に半分來る。次の馬は遲からん、半分にても先張て追懸よ、勢子も俄事にて習仕不足なる故に、下知も不調、間違ひなど在て、猪思い外なる方ゟ出、勢子を破り逃たり。大なる猪殘念不大方、御機嫌も中にて御歸也。

〔關屋政春古兵談〕

一、同二日本谷村の八幡山御狩、未明より三人同道して行、網を張、能時分に殿樣御着、惣勢子千五百人、内千三百人外勢子、二百人内勢子、作法丸山の如し。猪四つ鹿一つ一度に出る。猪は四つながら所々にて一度に留る。政春居申所よりは間遠くて樣子不見。村上助右衛門・本保孫八・齋藤孫市など鑓にて突由。大地兵齋刀にて突、辻市右衛門・今井源五兵衛・長谷川賴母など鑓にて突由。鹿は彼方此方と飛廻り、犬も喰付事ならず、鑓にても突れず、又本の篠子ゟ入る。重て首尾を調へ、又勢子を入て狩ければ、本の如く出て飛廻り、又篠子ゟ入る。又本の通り狩せよと被仰出、此度は外勢子を崩して押たるに依て、明たる方有て、其より駈出し、何處もなく逃たり。御機嫌あしく御歸り、誰が下知にて惣勢子を崩したるやらん不知。

〔關屋政春古兵談〕

一、同八日奈良山ゟ神尾數馬・前田主水・中川彌左衛門ゟ政春も加り、鹿狩の場網を張べき所

々見立に可參旨、七日に御夜詰に被仰出、網張奉行三人の内政春一人、右の上意にて則三人衆に加り、奈良山に行て繪圖を仕上る。

一、同九日奈良山御鹿狩、勢子千六百八十人、鹿計りなるに依て、犬は外に置、各鑓にて網の内に入り、隨分鹿を突可申旨被仰出。鹿四つ居たり。內一つは取卷時分勢子をくゞり逃る。大鹿一つ網の內を馳廻り、兩度迄網を飛損なひ、一度は赤尾平六に三迹を突れけれども、少しなるに依て事共せず飛廻り、終に人少な成所を見て網を飛越逃る。一つわなに懸りけるを打殺す。雉子四つ、兎十一追殺す。夜に入て御歸。

一、同十三日江戶御歸、御逗留中上下道中御供中一人も無異儀、政春も御供して歸る。

〔眞僞一統志〕

覺

一、御鷹野・鹿狩勢子仕候刻、私高雜談不作法之躰有之間敷事。並獸手前へ於來者、勢子並を不崩、面々手前切に可令裁許事。附、獸切申間敷事。但猪・狼など懸向候時者格別の事。

一、勢子進退は可相守御下知義勿論之事。附、勢子頭の面々指圖聊違背仕間敷事。若存寄之義於有之は、勢子頭迄可申談事。

一、作木猥に不可伐採事。附、百姓之蓑笠かり捨間敷事。

右被仰出候條、可得其意者也。

十月廿二日　　奥村因幡

奥村内匠

〔眞僞一統志〕

覺

一、内々如申付、獸走來候共手前切に致裁許、一所に不可相集。尤刀・脇指に而切申義仕間敷候。自然猪・猿等懸向候者各別に候。其外兼日定置趣を相守可申事。

一、先村田七左衞門・井上次郎右衞門兩人、早速彼場に指遣、猪之有無見屆可申上事。

一、網・綱等、參着以前より見計可申付事。

一、勢子此方參着以前より遠々とまかせ置、下知次第可押詰事。

一、勢子之者共何茂杖爲持可申事。

一、勢子猪前之外聲立申間敷事。

一、たとへ猪勢子を破り候共、勢子並を崩し追懸申間敷候。但手を負、或は綱など曳申か、又は犬の付候猪などは、其所の勢子頭下知次第追懸可申事。

一、犬の付候猪、打不申樣に堅可申付事。

一、猪・鹿の類は不及申、狐・兎に而茂犬喰留候節、勢子頭無指圖して亂に不可相集。尤犬奉行の歩行或一人或二人可裁許之事。
一、惣勢子・中勢子共に、其兩端と中に、竹の先に紙を付爲持可置事。
一、中勢子手前能程に集置、下知次第に配り可申候。但配候時分は猪の不驚樣に、密に廻し可申事。
一、中勢子無下知以前爲押申間敷候。下知次第押出させ候而、能々相圖を承、行止可仕事。
一、中勢子未押以前、竹筒或は拍子木等ならし候はゞ押可申候。押候內兩樣何にてもならし候はゞ、踏留り可申事。付、相圖之竹筒・拍子木は、何茂中勢子に用候事。
一、唐犬前日に先へ遣置、參着之時分出向、下知次第にくばり可置事。
一、唐犬向猪にはなし申間敷候。何も追猪に懸可申候。但遠近之見圖肝要之事。
一、猪一に唐犬三・四或は五も懸可申候。猪大きに候はゞ六・七の事。
一、しこ際一町より內、猪勢盛成時分唐犬懸申間敷事。
一、しこの內猪有之躰に候者、早速可及案內。但さいをよけ指圖可仕候。猪數多候者さいの數上可申事。

十一月四日。鹿島郡久江村の十村道閑等死刑に處せらる。

〔長氏文書〕

覺

長九郎左衛門領分十村　久江村

此者於能州久江村はり付　道　閑

道閑せがれ

同　兵　八

此三人刎首

同　六　太　夫

同領分十村　高田村

萬　兵　衛

此者於久江村梟首

同領分小百姓　能登部村

二　郎　兵　衛

此者同斷

長　屋

道閑の罪狀は三月七日の條に在り

道閑・二郎兵衛・長屋手前・重而於公事場菊池大學・岡島兵庫被申談、各被罷出、被遂穿鑿、

委細岡島甚七に被致言上趣被聞召届候。即道閑・二郎兵衛・長屋並道閑せがれ三人死罪被仰付候。

一、高田村二郎兵衛せがれ藤松・能登部村長屋せがれ三右衛門、此二人は親刎首被仰付者故、命御助被成候。所にも置被申間敷事。

右之通可致申付旨被仰出候間、可得其意候、以上。

未十二月四日　　　奥村因幡

本多安房殿
横山左衛門殿
前田對馬殿
奥村伊豫殿
今村民部殿

〔長氏文書〕

覺

笠師村　太左衛門
三階村　池島

右之者共御國追放就被仰付、公事場御奉行へ申渡候條、其御心得尤候、以上。

正月十六日

本多安房判

横山左衛門判

不在合　今枝民部判

長九郎左衛門殿

正月は寛文八年なり今こゝに附載す

是歲。今枝牛之助の若黨田中半丞を引張切の刑に處す。

〔菅家見聞集〕

一、今年御馬廻組今枝牛之助、召仕若黨何某と云者に被手負、故に御知行被召上、他國へ御追放。彼若黨を召捕籠舍す。後に才川橋之下に而引張切被仰付。

〔袖裏雜記〕

今枝牛之助若黨

田中半丞

此者才川橋に三日さらし同河原に而引張切に被仰付候

右寛文七年十月牛之助を切立退、其身旦那寺圓入寺に隱れ有之候處、寺より寺社御奉行へ及斷、捕出禁籠。

馬勞町は博勞町

轉馬町は傳馬町

是歳。領内の里程を測量せしむ。

〔廳事通載〕

金澤町札の木より上下往還道程町間御改。

一、金澤より大聖寺御領境迄、同越中境迄黒瀬彦三郎殿・磯野平左衛門殿。

一、金澤馬勞町札の木より能美郡境迄、野々市村吉兵衛・村井村與兵衛。

一、能美郡境より大聖寺御領境迄、福留村間兵衛・土室村平左衛門。

一、小松札の木より水島札の木迄、犬丸村惣右衛門・八日市村五右衛門。

一、金澤轉馬町札の木より越中境迄、大熊村兵右衛門田嶋村新右衛門。

右寛文七年往還道町間御改に付主附被仰付相勤候也。

寛文八年

正月十七日。新川郡岩峅寺の寺規を定む。

〔國事雜抄〕

覺

一、立山岩峅寺別當、二十四坊諸事遂相談、如恒例筋目混亂無之樣可相守事。

一、堂塔樂書御停止之事。附、破損不仕樣、掃除等油斷有之間敷事。
一、釣鐘猥つき申間敷事。
右條々坊中被致輪番、勤行等不可有怠慢處如件。

寛文八年正月十七日　　　　永原左京
　　　　　　　　　　　　　笹原織部

越中國立山岩峅寺別當中

正月廿一日。在江戸の諸士使役する所の奉公人に關して令す。

〔御定書〕

一、在江戸之者召仕候下々奉公人勿論、毎年相對を以出替可仕事。
一、暇をとらせ御國へ相返候者、如跡々組頭添狀を取可遣之候。若御家中に而有付度与申者於有之者、其主人より奉公人に狀を添、割場へ相斷、帳面記させ可申候。勿論替人召置候共是又割場へ可申斷事。
一、增給銀其外跡々可爲御定事。

以上

寛文八年正月廿一日

〔御定書〕

一、一季居之者黨、暇をとらせ御國ゟ遣候者、如御定面々組頭へ斷、添狀を取可相返候。但江戶に而御家中に有付候者在之候者、其主人より狀を取、先主へ相理り候樣申渡、暇を遣可申候、以上。

寛文八年正月廿一日

正月廿二日。石川・河北二郡の百姓、松林の下刈を行はんと請ひ、次いで許さる。

山持は村共の有山地

松林は七木の一にして

藩制伐採を禁ずるもの

〔改作所舊記〕

一、石川・河北山方在々持山、松林に被爲成所に、百姓どもかせぎ無御座迷惑仕候所に、去秋下がり被爲仰付、百姓共難有忝奉存候。左樣に御座候へば、去秋下がり不仕殘り山、當春かせぎに下がり仕候樣に被爲仰付可被下候者、百姓共忝可奉存候、以上。

寛文八年正月廿二日　石川河北十村連判

爲御意御請申上候御事

一、松枝下刈被仰付候に付、私共在所隨分縮仕、萬事猥に無之樣に可仕候御事。

一、殘し申枝、跡々被仰付候通殘し置、下枝苅可申候御事。

一、山仕廻不申内には不及申、仕廻候而も御意無御座内に、一枝に而も在所ゟ引込申間敷候。若少々に而も引込申者御座候者、御見付次第何分に而も可被仰付候御事。

一、すかし松之儀、山廻指圖之外、一本に而も伐申間敷候御事。

一、束之儀は三尺繩に極、隨分高下無之樣に可仕候。若尺相違御座候者、何時に而も尺御充被成候而、其御圖り之上を以代銀指上可申候御事。

右之通慥に締可仕候。自然猥成儀御座候者、其者之儀は不及申上、村中共に山ゟ入申間敷候。其上何分に而も可被仰付候。爲其書付指上申所如件。

寛文八年三月何日

何村肝煎　誰

同与合頭　誰

同与合頭　誰

山御奉行様

二月二日。十村等の意見により質入せられたる田地の返還に關する規程を定む。

〔御郡方舊記〕

一、田地出入、跡々より被仰渡候通、御改作以前之儀者、如何樣之證文有之候共、御聞届被

成間敷与奉存候事。

一、萬治三年已來、百姓より開作方情を出候得共、与風手前衰、持高年季に相渡憹成證文有之、年季相濟、先百姓田地可請取旨申斷、改作方請縮等有之候ば、先百姓前々之通高被仰付可然奉存候。勿論常々耕作不情にいたし、心立惡敷、衰高放候者之義者、御承引有間敷義与奉存候事。

一、證文無之、下に而高を預有之分、委細御聞届に不及、斷次第前々之通高被仰付可然与奉存候事。

寛文八年正月廿六日

下名は領内三國の御扶持人なり

二塚村 又兵衛　田中村 覺兵衛　宮丸村 次郎四郎
戸出村 又右衛門　開發村 源内　津幡江村 宅助
大白石村 三郎右衛門　島尻村 平三郎　江上村 三郎右衛門
御所村 源兵衛　大熊村 兵右衛門　熱野村 庄兵衛
相神村 彌六　中居村 三右衛門　大澤村 内記
粟藏村 彥左衛門　輪島村 新四郎　犬丸村 宗右衛門
熊木村 太右衛門

御改作御奉行様

右面々斷之通、御算用場ゟ申達、向後此通可申付旨可得其意候、以上。

申二月二日

薗田左七
河北彌左衛門
水上喜八郎
中村助左衛門
毛利又太夫
松原八郎左衛門

二月十六日。煙草の耕作は本田畑以外自由にすべきことを告ぐ。

〔改作方其外諸事留〕

たばこ粉作申義、去年被仰出通本田畑指除、其外は勝手に作り候様、十村共へ御申渡可有候、以上。

申二月十六日

御算用場

林　十左衛門殿

橋本治部左衞門殿

二月。諸士邸宅の建築に關する制限を令す。

〔御定書〕

覺

一、長屋塀下石垣之儀、雖爲大身、向後者野づら石垣に可被致候。但、有來分は其儘指置之、重而築直之時、連々野づら石垣に可被仕事。

一、長屋塀腰板之儀、跡々は結構に候。向後は雖爲大身、何木に而も勝手次第かろく可被致事。

一、一萬石以下之面々は、雖爲番頭、座敷者二間半梁に過べからず。但臺所は三間梁。有來家を作直候時者、右之間數を可用事、以上。

申二月　日

二月。御番衆の勤務に關して規程を定む。

〔御定書〕

覺

一、御番衆一組三分一、三月朔日より一年休せ可申事。

一、休之内は、番頭へも付届無用之事。若自分之用所之時は可爲格別事。
一、御番休被申候内、大火事出來候共、番頭宅へ人を付置被申事可爲無用事。
一、自今以後作事いたされ候節、番頭・組頭へ樣子可被申聞事。
一、當年休候類火に逢候衆之内、差替申替こ申仁候者、其子細承屆可叶事。
一、諸事儉約を可相守上者、番頭・組頭中間之儀も、目に懸候事茂候はゞ、互遠慮通合、任其意儉約を用可申事。
此等之趣申合候而、御番頭・中間に而も目に懸り候義は、互通合被相守候樣可申渡事。
一、休之内湯治御暇之義被申候者、日數如常。但斷之樣子にて、五回六回も又は再變も遣可申事。

再變は再遍にて兩回の意なるべし

中二月

三月朔日。在江戸の諸士にその衣服に關する制限を令す。

〔御定書〕

御家中在江戸面々被仰渡御定書之寫

衣服御定

一、羽二重　一、平。　此二色、有來分は當分著用可仕、向後御停止被仰出候條、新敷拵候

義者無用之事。
一、絹・紬・木綿・布。
右之外は頭巾・帯・袖縁・合羽のゑり等に至迄、一切用申間敷候事。
足輕已下
一、木綿・布。
右同斷。
右之通無相違樣急度可被申觸候。又家來之儀は、其主人より堅申付候樣に尤候。
三月朔日

四月四日。浪人その他身元確實ならざる者の取締に關し郡中に令す。

〔改作所舊記〕
一、白山屋敷に有之藤澤左内と申牢人、寺社御奉行より所拂被申候。右左内年三十七八計、大き成をここ、面にきず有之候條、在々に居住之義は不及申、方々に一宿をも爲致申間敷事。
一、頃紛者かり言を申、在々宿々をことはり申由に候條、左樣の者に宿貸申間敷事。
一、紛者馬かたにいごり懸、銀子など取申由に候。向後左樣之者、百姓に無理成儀を申懸、不審成躰候はゞ、早速各迄可相斷事。

一、跡々より如申觸候、請宿慥に無之牢人、各御裁許所に居住爲致間敷事。
一、跡々より度々如申觸候、躍・人形つかひ其外遊興の勸進仕ものに宿貸申間敷事。
一、他國より罷越候日用仕者に、宿貸申間敷事。
一、跡々より度々如申觸候、懸之諸勝負仕者候はゞ、本人の儀は不及申、宿仕者猶以曲言に可被仰付事。
右之通御郡中ヘ急度御申觸、小百姓中よく合點いたし候樣に縮可有候、以上。

申四月四日　　御算用場

林　十左衛門殿
橋本治部左衛門殿

四月廿八日。町人の亭主番に關する規程を定む。

〔國事雜抄〕

覺

一、亭主番今迄者晝夜有之處に、是以後は晝は御赦免に候。亭主番之道具は、其當番之者之前に置可申事。
一、是以後は、御在國之刻茂、右之通に亭主番相勤可申事。

六尺は輿昇

一、亭主番に六尺・草履取抔出し置申義、堅無用之義、連々の町人は、兄弟親類に而も、手代に而も、しかとしたるもの出可申事。

一、法躰人並病人・後家・不叶用人など、人雇仕出可申事。

申四月廿八日

五月九日。狼の現はれたる時は直に十村より屆出づべきを命ず。

〔改作所舊記〕

能州口郡頃狼出、幼少成者共十一人喰申旨、郡御奉行江相斷、相立御耳候處、ケ樣之儀早速申斷候はゞ、御異風可被遣處、十村人多爲喰之儀不屆に被思召、急度可被仰付候へ共、此度之儀者御赦免被成候由被仰出候條、向後各裁許所に而狼出人馬喰候はゞ、早速十村共より申聞候樣、御申付可有之候、以上。

御算用場

申五月九日

林　十左衛門殿

橋本治部左衛門殿

六月八日。郡中に於いて棟役を除くものに關する手續を令す。

〔御請留拔書〕

御郡中在々宿々棟役を引申義、向後其時々各迄十村より相斷、御吟味候而證文を御遣、役引候様に急度御申付可有候。跡々より棟役引候ものを、其様子書付出候様に御申渡、帳面各手前に御取置可有候、以上。

六月八日　　　　御算用場

林　甚助殿

三島彦右衛門殿

六月十日。毎年の村費計算は肝煎をして翌年正月十五日までに決算せしむべきを告ぐ。

〔改作所舊記〕

何も与下在々宿々肝煎と小百姓中出入、多分は其所之役儀以下算用相之儀に候。其年切に取遣、算用極不申候故、年數過候へば、互に失念仕に付而出入有之。向後者年切之算用、翌年正月十五日迄之内に、年中之算用相極、十村迄紙面出、其趣を見屆致吟味、相違無之候者、村中小百姓に算用相濟申旨書付判形いたさせ、其上に十村添書判形いたし、肝煎方へ渡置、以後何角出入の刻見合候之様に可仕候。右之通申渡候上に而も肝煎油斷仕、年切埒明不申候はゞ、重而肝煎申わけ立間敷候間、其心得急度可申渡候、以上。

蘭田左七等六人

申六月十日

十村中

追而年切算用埒明不申、申渡通延引候はゞ、第一十村可爲不念候間、ゆだん仕間敷候、以上。

〔三百二條舊記〕

一、在々算用帳、翌年正月十五日切相濟、帳面取置、御注進可申上旨、寛文八年より御觸を以被仰渡候。

六月十二日。金澤に大雨あり、流水暴溢して溺死する者多し。

〔參議公年表〕

一、六月十二日城下大水、犀川橋斷、溺死八十餘人。

〔老翁雜記〕

寛文八年六月十二日、夜前より大雨。今朝六時前より五時過迄、犀川・淺野川共洪水。犀川々除切れ、新竪町之上より水落、町へ出、立町を經而河原町に出、町屋へ水つく。川除通に住居之家百軒流、人數多く死す。川除裁許時目忠兵衛此時死す。

〔河瀨雜記〕

寛文八戊申歲六月日、夜中大雨。翌朝卯下刻より辰の刻の間、才川及淺野川洪水、才川のか

み川除きれ、新堅町の上より水流入、立町を經て河原町に至り、町屋に水つく事尺餘、皆板敷の上に及ぶ。此時河除に住する家餘多流沒す。死する者多し。大橋も又落ちて、暫南北の通ひ止なり。

〔御領國水損風損之覺〕

一筆致啓上候。打續暑氣甚敷候得共、公方樣倍御機嫌能被成御座、次御手前御堅固之由、目出度安堵仕候。然者當地去十一日之夜中より翌朝迄、大雨に而洪水、川筋在之民家流、人も溺死仕候。委細別紙に注、目錄入御一覽候。若脇より御聞被成候者、無御心元可被思召与如此候。右之段御老中迄申達可然御座候者、其地留守居之者共伺書狀調、持參仕候樣申遣候間、御指圖奉願候。私儀息災罷在候。猶追而可得御意候、恐惶謹言。

六月廿一日　　松平加賀守

保　肥後守樣　人々

〔御領國水損風損之覺〕　稻葉美濃守殿ゟ被遣御覺書

六月十一日亥之刻より、十二日辰之後刻迄大雨降、洪水に付而

所々家流並溺死仕候者之覺。

一、二百二十三軒

內四拾四軒加州金澤之內才川流家、二拾二軒同才川崩家、四軒同淺野川流家、二軒同淺野川崩家、二拾八軒加州之內石川郡流家、四拾八軒同石川郡崩家、拾四軒同加賀郡流家、拾一軒同能美郡流家、五拾軒同能美郡崩家。

一、七拾八人

內五拾九人才川、七人淺野川、一人加賀郡、八人能美郡、三人越中礪波郡、馬一疋同郡に而流死。

一、田地方所々水押之高、唯今知不申候。砂込申所御座候得共、修理仕候者指而損亡在之間敷躰に御座候、以上。

六月廿一日　　　　松平加賀守

〔御領國水損風損之覺〕　稻葉美濃守殿江被遣候御口上書

口上之覺

一、當月十一日之夜より翌十二日迄雨降、金澤城下其外洪水に付、川筋に有之小家少々流、下々溺死仕候者も御座候。指而之儀にても無御座候得共、國元に而者近年稀成儀、其上脇より相聞候者、夥樣に無御心元可思召与存、流家溺死別紙書付懸御目申候。以書狀可申候得共、結句急度ヶ間敷存候付ひかへ申候。幸御用番之由に付、御手前樣迄申入事候。殘る御老中江

被仰達可被下候哉。但御銘々に申入可然与思召候得者、何分にも御指圖次第存候。左候はゞ使者口上計申入可然候半哉、各覺書をも何も進之可申候哉。萬端御指圖次第に存候。此旨國許より申越候、以上。

六月廿九日　　　　松平加賀守使者

〔御領國水損風損之覺〕　本多美作守殿岡田豐前守殿ゟ被遣御口上書

口上之覺

一、當月十一日之夜より翌十二日迄雨降、金澤城下其外洪水に付、川筋在之小家少々流、下々溺死仕候者も御座候。指而之儀にても無御座候得共、國元に而近年稀成儀、其上脇より相聞候者夥様に可在之与存、御月番迄覺書調遣候に付而、御自分ゟも流家溺死書付懸御目候。結句急度ヶ間敷様に候故、以書狀は不申入候間、彌宜御心得賴入申候。此旨國元より申越候、以上。

六月廿九日　　　　松平加賀守使者

〔德川實紀〕
六月晦日、この十一・二日加州金澤洪水、民家二百二十三戸流失、男女七十人溺死の注進あり。

六月廿八日。鹿島郡七尾町に於ける魚類賣買の場所を定む。

〔能登文書〕

一、府中濱諸魚賣場所、只今迄之通り諸浦より積來り候はゞ、先々取扱可致事。
一、魚町諸魚賣場所、只今迄之通り石崎揚り之諸魚取扱可致事。
一、作事町灘浦より持參候諸魚、府中濱場所に而賣買可致事。

右之通得其意夫々可申渡候、以上。

申六月廿八日　淺井源右衛門

所口町年寄中

同　肝煎中

右之通被得其意、四十物商賣人へ不相洩樣可被申渡候、以上。

戊申六月廿八日　寄所

府中町肝煎長助殿

七月六日。諸士の衣類に關する制限を令す。

〔御定書〕

定

御紋は劍梅鉢梅輪内も梅ばちと訓みこゝにては御紋以外のものをいふなるべし

一、侍分衣類、絹・紬・木綿・布之外ハ著用仕間敷事。

一、家中之面々へ遣候衣類、御紋並梅輪内之紋有之分ハ、於國元可著用之、江戸に而ハ可爲無用事。

附、又家中之者主人よりこらせ候と云共、絹・紬・木綿・布之外著用堅令停止事。

一、足輕・小者・中間衣類、木綿・布可著用之。但足輕小頭紬免之事。

一、女中之衣類並家中振舞之儀、今度相定通りたるべき事。

附、無用之器物、惣而費成諸道具相調候儀、堅停止之事。

右條々堅可相守之。若於相背輩有之者、急度可沙汰者也。

寛文八年七月六日

〔御定書〕

御家中女方衣類直段之定

一、小袖上之表　百三十目。　一、同　中之表　八十目。　一、同　下之表　三十五匁。

一、上之帷子　四十三匁。　一、中之帷子　三十目。　一、下之帷子　二十五匁。

雖爲高知之面々内室、此直段より高直成衣服、向後調候儀堅御停止之事。

一、只今迄有來候衣類著用不苦事。

一、下々召仕之女共、主人衣裳に應じ、成程かろく可仕事。

右被仰出之通相違有間鋪者也。

寛文八年七月六日

〔御定書〕

覺

一、羽二重・練嶋・綾嶋・かゐや嶋、唯今迄有來分は、來酉之年迄著用御赦免之事。

一、紗綾・縮緬跡々より有來候分は、襟をさし下著可用事。

一、羽二重・練嶋・あや嶋・かゐや嶋有來分者、酉之年以後にても、襟をさし下著に仕儀者不苦事。

一、熨斗目小袖、年頭並表向御祝義、其外之祝義に而も急度仕たる刻者可致著用。但著用不仕分は不苦事。

一、武具・馬具等者、毛織・びろうどい類、其外何に而も不苦。但虎・獵虎・豹之皮之鞍覆は御停止之事。

一、御昵近之小々將衣類、何に而も不苦事。

小々將は小姓をいふ

一、法躰人衣類、侍分可爲同前事。

一、御小人頭衣類、御歩行之者同前之事。

一、掃除坊主紬木綿・布之外著用仕間敷事。

一、御停止之衣類・頭巾・袖へり・巾著・笠の緒・合羽之襟等至迄、一切不可用事。

一、郡内嶋之類・りきん嶋・東京紬・京織・八丈・もうる織・金平織・楠織・糸さんとめ・淺草嶋・飛驒嶋・上田嶋・奥嶋・さんとめべにがら嶋・じやがたら嶋・ゐれしや嶋・せいらす嶋・唐木綿・しやむろ染、此類著用不苦事。

一、京縮緬・明石縮無用其外之縮は不苦事。

一、八丈綾すけ織之類無用、其外常之八丈は不苦事。

一、茶宇嶋かた色、此分羽織・袴之裏には不苦候。表には無用之事。

一、嫁娶其外祝義取かはし、小袖代一つに付銀子二枚、樽代百疋より三百疋之内心次第之事。

但嫁娶之節樽取かはし不苦事。

一、高知惣領之子たりと云共、部屋住之内、公義之外音物無用之事。

一、諸勸進に入候事無用、但入候はで不叶節は、組頭迄斷可受差圖事。

右被仰出之通相違有間鋪者也。

寛文八年七月六日

七月六日。諸士の饗應に關する制限を令す。

〔御定書〕

家中振廻之定

一、急度仕たる祝儀振舞、並他國客人在之刻ハ、二汁五菜香物ともに、外吸物・取肴一色、酒可爲三篇之事。

一、常々振舞ハ一汁三菜外香物、酒二篇之事。

一、後段之振舞無用、但重菓子など出し候儀者不苦事。

一、鶴・白鳥・他國肴・木具停止之事。

一、もりまぜ菜無用之事。

右之通堅可相守之者也。

寛文八年七月六日

七月六日。百姓の饗應・贈答・住居・衣類等に關する制限を令す。

〔御定書〕

覺

一、小百姓は不及申、御扶持人・十村・長百姓たりといふとも、常に振廻之つきあひ仕間敷候。神事或葬禮・年忌之法事、或よめどり・むこ入祝義之刻、親類縁者寄合候共、一汁三菜かうのものともに、酒二へんたるべし。後段之振廻何に而も出すまじく候。御扶持人・十村・長百姓にても、諸鳥並不似合之肴など調候義御停止之事。附、祝義に付刀・脇指等遣義無用之事。

一、御郡百姓並御扶持人・十村より、給人其外侍・町人江音信仕義、御停止之事。附、年々藏宿など仕もの、跡々之通たるべき事。

一、誰々によらず往行之刻、宿主たりといふとも送迎仕間敷候。御用又は斷有之罷出候義は各別之事。

申七月六日

〔廳事通載〕

覺

一、此以前より如申付、在々諸百姓奢たる儀不仕、農業を專にいたし、進退つゞまやかに常々心懸、諸事無油斷はげまし可申事。

一、家作は自今以後二間梁、ひざし六尺に過べからず。但高多持百姓、土之間廣仕候義は不苦。但往還筋人宿仕者は各別之事。

一、なげし作・杉戸・附書院・くしがた・彫物・組物、一切無用、床ぶち・さん・かまち等ぬり候義、並から紙はり付堅令停止事。
一、衣類之義、跡定の通木綿・布の外は著用仕間敷候。但十村並御扶持人之義は、男女共に紬令免許事。
一、向後百姓之衣類、男女共紫・紅不可染。此外色、かたなしに染可著用事。
一、百姓喰物、常々雜穀を可用、米猥に不可食事。
一、十村並御扶持人・惣百姓共に、乘物一切停止之事。
一、神事或は葬禮・年季之法事或は婚禮諸事之祝義等に、不似合不可致結構事。
附り、相撲・おどりつり人形つかひ、其外見物之類一圓停止之。勿論一夜に而も宿貸申間敷事。
一、常々申付置候改作之定、急度可相守事。
附り、脇指一切停止之事。
右之條々相守候樣、十村並扶持人・村肝煎常々改之可申付。若令違背者有之者、十村・扶持人・村肝煎より、郡奉行・改作奉行へ急度可申達。自然隱置、脇より令露顯ば、十村並扶持人・村肝煎迄可爲曲事。

七月六日。金澤の町人に對して衣類・饗應・家作等の制限を令す。

〔國事雜鈔〕

定

一、ばい人は其しやうばい、しよく人は其かしよく、もつぱらにすべき事。

ばい人は賣人

一、町人の衣類男女共、きぬ・つむぎ・もめん・布其ぶんげんにおうじ可著用事。附り、刀をたいしはいくはい無用之事。

一、ふるまひの儀、たとへばことみたるものといふとも、一汁三さい不可過事。

一、家作諸事けんやくを相まもり、成程輕く可致事。附り、なげし作り・杉戸・付しよゐん・くしがた・ほり物・組物無用、床ぶち・さん・かまちぬり候義、並から紙はり付、ちやうじせしめ候。但、上使宿一二軒はかくべつの事。

一、かしうい刻、萬事成程かろく可致事。附り、刀・脇指等遣候義無用之事。

一、女小袖・同帷子、定之ねだんより高直之表しやうばい、一圓不可仕事。附り、何方よりまきゑ之道具これをあつらへるといふとも、惣梨子地・惣金ふんだみ・惣切金之道具、向後一切不可仕事。

一、そうれい・佛事之義、其分限にすごすべからず事。

右之條々堅可相守之。若令違亂者可爲曲言者也。

寛文八年七月六日　　　御　印

〔御定書〕

一、町人衣類、きぬ・つむぎ・布・郡内嶋・ひの絹・御國染・ちゞみ・八丈、但京おり共に。木綿嶋之類・たうもめん不苦事。

一、町中ふるまひ一汁三さい、かうの物共に、酒二へんたるべき事。鶴・白鳥・他國肴・木具出候義、並もりませさい、後段無用之事。

附り、他國客人並御家中歷々ふるまひ候共、右定之通これを相守べし。重ゞわしなど出候義はくるしからず候事。

一、跡々より被仰出ごとく、諸事過分に買置いたし、直段高直に罷成候樣に仕義、並侍こ申合しやうばい物、一切御ちやうじ事。

一、品々けおり・びろうど・しゆす・しゆちん等の卷物るい、りんず・さや・ちりめん・きぬちゞみ・あかしちゞみ、並女小袖一端に付百三十目、同帷子一端に付四十三匁より高直成衣しやうばい、一圓御ちやうじ。但右けおり其外卷物、武具・馬具の用に立申程、きれにて賣申義、

並女之帯はくるしからず事。

一、御家中侍家作二間ばり、ひさし六尺、長屋は二間ばり、臺所は三間ばり、並長押つくり・杉戸・付書院・くし形・床ぶち其外さん・かまち等ぬり候儀、金銀繪座敷、又者てこもりたる儀、一切仕間敷旨被仰出候條、若右御定を背、作事をたれ〴〵好候とも、かつて請取間敷由、大工中へ急度可被申付候事。

一、寺方作事二間半ばり、しころひさし一間半に、むねづくりたるべし。臂木作り、其外ほり物・くみ物等いけつかう無用之由被仰出候間、是又大工中に可被申渡事。

一、公儀に上り候外、進物だる、下の用所として、たれ〴〵あつらへ候共不仕様に、酒屋桶屋中に急度可被申渡候。但やなぎだるは各別之事。

一、百姓のいるい、くれない・むらさきの外、何色にてもかたをつけず、無地にそめ候やうにこんや中に可被申渡事。

一、正月のはご板・ばい、並ひなの道具、五月の菖蒲刀・かぶとなど、金銀おしはく一圓無用の事。

一、年頭・五せつく等の祝儀、いんもつぞうとう無用。但一るいのうち、おやかた分へかろく遣候儀は心次第之事。

一、正月のもち、面々祝ばかりにかろく可仕事。
一、かしゆ・しんたく・まへがみを取候祝儀、並二日寄合之刻振舞一圓無用之事。
附り、嫁娶之節、一類中祝儀、柳樽歟樽代に而取かはし不苦、一類之外は無用之事。
一、しよくわんじんに入候儀無用之事。但入候牛で不叶節は、町肝煎迄斷可受指圖事。
右被仰出候通、無相違樣に町中急度可被申觸候也。

申の七月六日

今枝民部
奥村因幡
奥村但豫
前田對馬
横山左衛門
長九郎左衛門
本多安房

里見七左衛門殿
岡田十右衛門殿

七月六日。寺院の建築に關する制限を令す。

〔御定書〕

覺

一、梁行京間二間半を限べし。但桁間は可爲心次第之事。

一、佛壇つの屋、京間二間半四方に可限事。

一、四方しころ付、京間一間半を可限事。

一、臂木作、其外彫物・組物等之結構無用之事。

右堂舍・客殿・方丈・庫裏、其外此定より梁間廣作間鋪之由、寺庵方江急度可申渡候。但廣作候はで不叶子細於有之は、斷聞屆、寄合所迄可相達者也。

申七月六日　御印

永原左京殿

篠原織部殿

七月九日。花火を禁止することを令す。

〔御定書〕

花火御停止候間、居屋敷之儀者勿論、其外於所々花火不仕候樣、急度可被申觸候、以上。

七月九日　前田對馬

奥村因幡
津田玄蕃

七月廿六日。斗子升を廢して新京升を用ひしむ。

〔理塵集〕

一、寛文八年新京升とて、斗升少ちひさく成。つるのなき昔升にはヽ一石之内新升にて三升二合の出目あり。是を今の新京升といへり。最前よりの八升の口米を合、唯今一石に一斗一升二合の口米は、此節相改也。此内を二升充代官に給る。今代官之口米並給人之藏宿納などの藏敷米は、此内を以相渡候圖也。

一、寛文八年七月廿六日、斗升日本國一統に相改り、京升と云。御領國中前々有之、角に取手の有斗子升と云を取上げ給ふ。又其已前佐久間玄蕃・神保安藝守など、加賀・越中領知せし時、猶更升大きく極りなし。

利長公御分國に成大升止、斗の子升になる。石に五升出目有。又御改作に成三升增、八升口米となる。今又新京升に日本一統に成、斗之子升に石に三升二合增、一斗一升二合之口米となる。口米と云は加樣の故ならん。

〔改作方勤仕帳〕

斗升替候年之事

一、寛文八年七月より新京升に改申に付、御國に而升被仰付出來仕、御家中並御郡中にも用申處に、同九年より江戸・京に而仕候新京升用可申旨重而相極、御國升者何茂捨り、京・大坂より之升用申候。升之寸法は同事に候。夫故御收納給人知共、最前斗升ゟ之升違程口米増、石に一斗一升二合四勺御座候得共、勺を付置候儀算用合六ヶ敷有之に付、一斗一升二合宛之口米に、此年より相極候事。

〔理塵集〕

一、口米とて、定納の外に一石に付三升宛、古來より百姓計るは、何故に定納の外に收納する哉les不知也。

附、口米日本一統一石に三升之所、慶長五年御領國斗升御改め、御郡奉行高三郎兵衛承り、二升増し、五升に成り、後又三升増し八升に成、寛文八年新京升に成て三升二合出目あり、故に合せ只今は一石に付一斗一升二合の口米也。此内にて藏敷を渡す。

〔上田舊記〕

一、口米古米濫觴者、舊記に往古佐久間玄蕃・神保安藝之時分、領分下免にして桝を大きにして爲致收納、扶持方・御下行等損益有之。依而慶長之頃、京升を正にして斗升に被相改候處、石

に付八升之出目有之、是を上納之外口米与被立、代官料に少し宛被下候。右之趣故夫銀者上納に懸、口米者懸不申事。

一、新京升に相改、口米八升に三升二合相増、都合一斗一升二合之譯。

寛文八年升御改有之候處、跡に斗升与御京升与之升違、定納五斗に付一升五合、口米四升に付一合、兩樣之出目一升六合致別俵納候樣、寛文十年七月奥村因幡樣等五人之御書立、其節御郡奉行田伏彌右衛門殿・三島彦右衛門殿より、奥・口兩御郡ゟ御觸渡有之候事。

八月十日。白山々麓の地を幕府領とし、前田綱紀に代地を與ふ。

〔德川實紀〕

八月十日加州白山論地により、代官所知たらしめらる。これまで松平加賀守綱紀が封にかゝりし地には他所にかへ給はり、松平越前守光通が預所は收公せらる。

〔白山爭論一件〕

一、十八ヶ村御料所に相成候義は、寛文八申八月御公儀樣ゟ被召上候。此儀者牛首外十五ヶ村、往古者越前御一統之内に候處、一伯樣御騷動之頃被召上、其後松平大和守樣御領分に相成、御在城勝山に而、慶安元年迄御同人樣之御領分と相見候處、同年播州姫路に御移、其跡三萬石明地に相成處、越前守樣御勝手御不如意に付、當分御拜借之地之由。尾添・荒谷者加州

御料所は幕府領
一伯は松平忠直大和守は勝山侯松平直基

綸旨は寛文六年三月朔日の條に在り

御領分也。然る所牛首・風嵐白山社家と唱、社頭杣取等之事を相勤、温泉並白山之事すべて兩村より支配いたし、尤前々より供養導師は平泉寺相勤候由。偖尾添村之義も、白山社家と唱、往古より白山之義に付出入におよび候義は度々也。然共其度毎に牛首之勝利に相成、同村は不及申、御領主松平加賀守様にも御殘念に被思召候折柄、寛文六午年加州石川郡白山村之長吏に、禁裏様より左之通御綸旨頂戴仕。（綸旨略）。

右之通御綸旨頂戴仕候上者、牛首・風嵐兩村何様に申候而茂障りに者相成間敷与、又御造營の沙汰におよび、白山・大己貴御社頭再建之積りに而、材木白山へ持登候處、加藤藤兵衛牛首・風嵐兩村より大勢人夫召連登山、加州より持登り候材木を悉くなげ捨、夫より兩村申分に相成、江戸表江罷出候處、訴答は牛首・風嵐と尾添に候得共、後立てには越・加兩國之太守様方、疑与御腰持之論に而、御奉行所に而御決し難被成、依而其筋之御代官杉田九郎兵衛様江被仰付、白山御見分として御越被遊、白山麓・境内共御公儀様江被召上、牛首外十五ヶ村者、越前守様江御當分御拜借之所ゆゑ替り地者無之、尾添・荒谷之義者、近江國海津中村町に而百七十一石九斗八升分御渡被仰候由。右一件者、加賀・越前兩國誌にも委敷書載有之候。

〔白山爭論一件〕

猶々杉田九郎兵衛義、今月廿日此地發足濃州に罷在候旨。九月中に白山近所へ可參と存候。

十七村とするは島を東西に分ちたるなり

一筆致啓達候。然者白山近所之鄉村加賀・越前之百姓等、從先年論諍仕に付、尾添村・荒谷村御差上被成度由、保科肥後守殿より御老中へ被仰入候趣被達上聞候處、越前殿御領勝山領之內、牛首十一ヶ村・丸山五ヶ村合十六ヶ村、高辻二百三十石餘之所、當申年より御代官杉田九郞兵衞請取、仕置可申付候。加賀守殿より御上被成候尾添・荒谷兩村高百七十一石餘之所も、同九郞兵衞御代官可仕旨被仰出、則加賀守樣へも右之爲替地、江州御知行今津同郡之內、海津之中村と申所被遣候。當申之物成より御所務之樣に可相渡旨、彼地之御代官小野惣左衞門方へ、御勘定所より證文差越申候。本紙者則横山外記方へ相渡候間、外記進上可被申候。其より惣左衞門方へ被遣、替地之中村御請取可被成候。右證文之寫仕、書狀に包入進候。將又越前守殿御預所之內より、杉田九郞兵衞請取申候牛首・丸山十六村之書付も、爲御心得別紙に進候。拙子方へ御渡置之繪圖には、村數十七有之候へども、牛首十一村・丸山五ヶ村、合十六ヶ村之由に候。此十六ヶ村之枝村繪圖に有之候故、十七村見え申候哉と存候。此外別村近邊にも無之由、紛は御座有まじく候。杉田九郞兵衞義久々御勘定場之御役仕、近年は但馬銀山之御代官仕候故、拙子共舊知に候間心易申談候。御用之義も候はゞ、肝煎申樣にと隨分申含候。九郞兵衞に猶被仰達度御用候はゞ、拙子方迄成共可被仰付下候。次に御指上候尾添・荒谷も、本高に而書付指上申候。高之外尾添村山役銀百二十目、荒谷村山役銀三十、先年被下

候覺書之内在之候へども、郷境中ノ川切に御定に而御差上可被成との事に候間、若前々より尾添村・荒谷村之者ども、中ノ川より北、石川郡之内山之内に立入候而、右之山役銀出し申事に候はゞ、中ノ川切に成候而、右二ヶ村之者自今以後、川より北石川郡之山へ御入有間敷との事に候ば、只今此山役銀兩村に付候而御藏入渡候ば、百姓申分に可成事と存候間、其段無心元存、兩村之山役銀は公儀へ上り申候。書付には先書入不申候間、於其元能々御穿鑿之上川切之郡境に成候間、川北石川郡之山へ入不申とても、近年之御定に而山役銀出し申筈に候者、山役銀も九郎兵衞方へ收納候樣に、其元に而可被仰渡候。此義は無心元存候故、拙子心得に而書殘し申候。數年如此相調申度存候而、折々御老中へも申達候處、今度首尾能相濟、於拙者式大悦に存候、恐惶謹言。

八月廿五日　　　　岡田豐前守

前田對馬樣
津田玄蕃樣
奧村因幡樣

〔白山爭論一件〕

覺

次郎左衛門等は幕府勘定所の吏
惣左衛門は代官

江州高島郡海津之内
一、高百七十一石九斗八升　中村町之内
外米一石八斗三升一合　小物成
銀三十二匁一分四厘　同
右之所従當申年物成、松平加賀守殿江被下之候間、可被相渡候。但白山近所尾添村・荒谷村、右之高辻今度被指上候爲替地如斯候。御老中御證文御勘定所に入置候、以上。
寛文八年申八月　平野次郎左衛門
竹村八郎兵衛
小野惣左衛門殿

〔白山爭論一件〕

覺
從加賀國、杉田九郎兵衛請取候村々
一、本高百五十一石七升　能美郡尾添村
一、本高十石九斗一升　同　郡荒谷村
合百七十一石九斗八升

覺

従越前、杉田九郎兵衛請取候村々

一、高十九石二斗九升　牛首村
一、高五石五斗八升　風嵐村
一、高十九石八斗五升　島村
一、高二石五斗一升六合　深瀬村
一、高三石三斗三升三合　下田原村
一、高八石七斗五升　鴇ヶ谷村
一、高十二石四斗七升　釜谷村
一、高三石七斗五升三合　五味島村
一、高十石二斗六升　女原村
一、高六石五升　二口村
一、高五石七斗五升　瀬戸村
高〆九十七石六斗二合　十一ヶ村

一、高二十一石四斗九升六合　新保村
一、高二十一石一斗五升九合　須納谷村
一、高五十九石五斗二升　丸山村
一、高十四石一升五合　小原村
一、高十六石七斗六升　杖村
高〆百三十二石九斗五升　五ヶ村分
二口合二百三十石五斗五升二合
外小物成色々在之。
八月十六日

八月十四日。百姓新調の衣類に紋形を染むるを禁ず。

〔御請留抜書〕
諸百姓跡々より持來候布・木綿、もんがた付候古物著用不苦候。並ふるて木綿・帷子かた付候を買候て著仕候分者御赦免に候。新敷を染、新敷を買候はゞ、紋がた付申義御停止に候。
右之通御申觸可有候以上。
申八月十四日　御算用場

三嶋彦右衛門殿
林　甚助殿

十月廿四日。在來の斗子升を廢し新京升を使用する間の手續法を定む。

〔應事通載〕

一、御領國中百姓方より納所いたし候升、並百姓方へ作食等渡候刻は、如跡々可爲斗升事。
一、納俵小拂にいたし候刻は、今度改め被仰付候燒印京升、寛文八と有之京升御分國一統可用候事。
一、京升は來酉の年正月朔日より用之候樣に被申觸、跡々より御分國用來り候升被致吟味、不殘可被取上事。
右之外諸色津留無之候得其意御分國中可被申觸候以上。
寛文八年十月廿四日

本田安房
今枝民部
奥村因幡
前田對馬
横山左衛門

長　九郎左衛門

奥　村　伊　豫　煩

津田宇右衛門殿

岡嶋　五兵衛殿

十一月廿六日。二合半及び一合の新京升成りたるを以て之を頒下ぐることを告ぐ。

〔國事雜鈔〕

今度御改京升之圖を以、小升多樣被仰付出來仕候。

一、二合半升　　　代朱封銀一匁五分

一、一合升　　　代朱封銀一匁三分

右最前申觸候升、裁許人相渡申升數多出來不仕候間、大身・小身によらず、先大小二つ充被請取候樣、御与中可被仰觸候、以上。

十一月廿六日

岡嶋　五　兵　衛

津　田　宇右衛門

御　老　中

十二月八日、新京升出來したるを以て貢下ぐべきを告ぐ。

〔國事雜鈔〕

來正月朔日より御領國一統俵升小捌に仕候。則今度改候京升用候樣就被仰渡、御歩行渡部長兵衛・淺野甚五左衛門・坂井安兵衛・磯野平左衛門裁許仕、於御作事所升相渡候間、先大身・小身によらず一統、代米封銀三匁六分充爲持被遣被請取候樣、与中可被仰渡候。未京升數出來不仕候由、多相渡候義不罷成旨御作事所より斷御座候間、近々出來相渡可申候、恐々謹言。

申十二月八日　　岡嶋五兵衛
　　　　　　　　津田宇右衛門

本多安房樣等六人

是歲。城門通行の札を僞造したるものを裁判し、その罪を赦して再び城中に入らざらしむ。

本文寬文八年の條に在り

〔袖裏雜記〕

一、御城中御門通札、淺野町日用取市十郎と申者似せ候に付、御穿鑿、日用頭與三左衛門・杖突傳助・勘右衛門、何も召出致吟味言上候處、御赦免被成候旨被仰出、重而御城中日用に入不申樣可申付旨、付札に有之。

是歲。津田覺兵衛その使役したる若黨を國外に追放せんことを請ひて許さる。

〔袖裏雜記〕

一、津田覺兵衛若黨市村權左衛門、むね打に仕候へば手廻り少疵付候。宿へ逃參候以後、權左衛門義御國拂可申旨請人方へ申渡候へども、同心不仕候。此上は權左衛門成敗仕度由御公事場へ書付上候。何も召出致穿鑿、言上仕候處、覺兵衛に被下候條、御國追放可仕候。かならず死罪にいたす間敷旨被仰出候故、覺兵衛公事場へ召出、御意之趣申渡、權左衛門引渡候。

是歲。定番馬廻組の士野村權兵衛謀書謀判をなし切腹を命ぜらる。

〔袖裏雜記〕

一、定番御馬廻之內野村權兵衛・藤懸虎助知行米を、米屋源右衛門・尾張屋小兵衛申合、謀書謀判仕段紛無之、致言上候處、虎助・權兵衛義切腹被仰付候。源右衛門・小兵衛義殺害被仰付候。

是歲。銀子の封を僞造したる罪により足輕等入牢を命ぜらる。

〔袖裏雜記〕

一、御土藏へ上り候かはせ銀之内五百目似せ封有之、外百目は諸方御土藏にて封付直し申銀子之内、似せ封有之に付、三銀座並手代不殘召寄、前田七郎兵衞並同銀奉行何も公事場へ召出、令穿鑿致言上候處、原八郎右衞門閉門被仰付、八郎右衞門手合に最前御付當被成候足輕大牧武左衞門・林七左衞門並八郎右衞門下人共三人、籠舍被仰付。

同銀奉行は爲替銀奉行なるべし

是歲。大豆・油・油種を領外に輸出するを禁ず。

〔郡方舊記〕

一、大豆・油並油種は、三ヶ國共嘗て他國へ出申間敷旨、寬文八年被仰渡候。其外七木・苦竹・唐竹・油桼種・たばこ・蠟・漆・紙・楮・鳥之分也。但此分御押は無之候へ共、他國出相成不申に相成居申候也。

是歲。河北郡黑津舟神社を修營せしむ。

〔政隣記〕

一、今年加賀郡黑津船神社修理、奉行は與力石原茂左衞門・上坂八兵衞。

是歲。越中神通川に洪水あり。

〔龍光公以降記錄〕

一、寛文八申年、神通川大洪水に而、川東ゟ切込申候。其節御郡御奉行長谷川七右衞門様・片岡淸兵衞様。天明七未年まで百二十年に相成。其後延寶六年閏正月本庄村の下た堀川、御斷之上にて岩瀨町中をして砂堀仕候得共、川通り不申候。元祿八亥年御上より川崎又七に堀川被仰付候。過分御物入之御普請に御座候而、奥田川原迄堀申候得共、終に川に相成不申候。天明七未年まで九十四年におよぶ。

寛文九年

正月廿六日。改作奉行等その勤務に關して上申す。

〔改作方勤仕帳〕

私共御用相勤品書上申帳

御郡中改作奉行

園田左七

一、毎年正・二月百姓持高に應、人馬野道具致所持、耕作仕入手づかへ仕義無之候哉、十村組々吟味仕候。何こぞ尤之品有之、手づかへ申者御座候得ば、御算用場御奉行相談仕、米銀貸渡、作用意いたさせ申候。常々耕作不情に仕、不謂公事沙汰を取持、勝手おごろへ、同名を茂引そこなひ申者御座候得者、十村亦者肝煎に申付爲致異見、其上同心不仕候へば、毎々より御算用場御奉行致相談、百姓入替申義茂御座候事。

一、田畠植付仕廻、修理油断不仕候様、替々致廻村、自然田畠やしなひ不足仕候得ば、百姓御介抱之爲百貫目御預銀之内を以、油糟・干鰯など買渡、暮に至代銀取立上申候事。

一、毎年秋初不作之地有之候ば申断候様、十村組々申觸、日損・水損・風損など有之所申聞候へば、御扶持人十村召連罷出、見立を以免相致用捨、百姓申分無之様に仕、納所無滞申付候事。

一、御算用日之外、毎月朔日・十一日・廿一日を改作日と定、百姓中ゟ茂申聞置候故、用之儀御座候へば罷出申聞候事。

一、百姓田地やりとり出入、正・二月之内に承屆、如跡々落着申付候事。

一、田畠新開仕度旨申斷候得ば、見屆、入用銀を貸渡、亦者用水普請をも申付、爲致新開申候。大分之普請仕刻者、相役人之内替々、其所ゟ罷越申候事。

一、相役之内替々御郡を廻、改作方無滞様申付候。其上手先に而急成義御座候得ば、早速相調申ため、郡切に御扶持人・十村共、毎月日を定置寄合、輕義者埒明申候。十村共心得として難申付義者、御算用場御奉行・郡御奉行・私共ゟも申聞候。則御算用場より、十村共寄合申所ゟ、小算用之者高能少兵衞・増田半助、毎月横目に遣之申候事。

一、村肝煎年寄候歟、又者病者に罷成、御用勤兼候へば、遂吟味別人立替申候事。

一、改作之儀に付、百姓中ゟ被仰渡品々、跡々之通毎年申觸候事。
一、一季居之奉公人出替之時分、百姓之子共兄弟、跡々より奉公仕在之者遂吟味、尤之品無之候へば爲引込不申候事。
一、持高可致裁許子を持不申、死去仕百姓御座候へば、其者之親類吟味仕、娘を持申候へば聟を入申候。娘を持不申候へば、死申百姓之女に入聟を申付候歟、又は無適者など養子爲致、何こそ其者之類親につゞき、高裁許仕候樣申付候。自然類親之者に可申付筋目之者無御座候へば、脇より入百姓申付候事。
一、御算用場ゟ毎月隔日相詰、御郡之儀諸事相談仕候。御用有之時分毎日罷出申候事。
一、同所に而諸役人相逐御算用之儀、諸事存寄之通無滯樣相談、御算用人ゟ申渡候事。
一、大阪御登米之儀、先年伊藤內膳相加致相談候樣に被仰付、諸事加判仕、今以津田宇右衞門・岡嶋五兵衞相加、判形仕候事。
一、諸代官ゟ入帳判形、伊藤內膳・笹田助左衞門相加、跡々判形仕、其後岡嶋甚七・津田宇右衞門相加判形仕候。今程御代官ゟ入帳、御算用場御印に而相渡候事。
一、御土藏御奉行諸方より上る金銀請取、御奉行手前御算用並金銀御改之刻、前田七郎兵衞相加、私・河北彌左衞門・中村新丞・中村彌五作罷出相勤申候事。

一、御勝手惣圖之儀、私・河北彌左衛門に被仰付候事。
一、御在國之年は、御算用場非番に御用之刻、御城ゟ相詰申候事。
一、御留守中者、御寄合日に相詰申付候事。

御郡中改作奉行　　河北彌左衛門

一、毎年正・二月之條より同所に而御下行方迄之ヶ條、右同斷。
一、大阪御登米一、諸代官被入帳之二ヶ條無之。
一、御土藏御奉行一、御勝手方之二ヶ條右同斷。其次之ヶ條如左候事。但園田左七・私に被仰付こ在之。
一、江戸御上下之刻、新川郡所々御旅屋捧、越後姫川並山下ゟ人足召連罷越申候事。
一、御留守中御寄合所へ、園田左七に加り、相役人之内替々罷出申候事。

御郡中改作奉行　　松原八郎左衛門

一、毎年正・二月之ヶ條より同所に而御下行方之ヶ條迄、右同斷。
一、御留守中御寄合所ゟ、園田左七に加り、相役人之内替々罷出申候事。
一、江戸御上下之刻、新川郡所々御旅屋捧、越後姫川並山下ゟ人足召連罷越申候事。
一、越中御鷹野之刻、相役人之内替々御供罷越、御旅屋ゟ相詰、御郡方諸事御用相勤、昔御

辨當所に罷越、掃除以下申付候事。

一、當地御鷹野之刻、被仰渡御座候へば、御供罷越、御郡勢子人足・御召船御供方申付、其外御用相勤申候事。

一、往還道筋損申刻、少々之儀者十村共に申付、百姓修理仕候。及大損申候へば、御郡奉行申談、年寄中に相達、御納戸銀を以修理有之候。且又往還道筋並宿方川崩申刻者、御郡奉行・私共より御普請會所に申達、役銀を以修理有之事。

水上喜八郎

一、右同斷

中村助左衞門

一、右同斷

毛利又太夫

一、右同斷

園田左七

右私共相勤申御用品々如此御座候、以上。

寛文九年正月廿六日

松原八郎左衞門

河北彌左衛門
水上喜八郎
中村助左衛門
毛利又太夫

正月廿八日。新京升の容量を有する味噌用一合升の成れることを告ぐ。

〔改作方其外諸事留〕

今般御改京升之圖を以、味噌一合升出來、代朱封銀一匁二分之旨御作事より案内に候條、御裁許所々望申者候はゞ、請取候樣に御申觸可有候、以上。

酉正月廿八日　　御算用場

橋本治部左衛門殿
林　十左衛門殿

正月。大橋全可大平記評判に關して上申す。

〔萬覺書〕

覺

但是者本多安房家來大橋全可申上る覺書之留也。

一、奈和正三傳憭知不申候。

一、法花法印傳、覺書仕置候間、相尋可指上由申候。

一、寺澤本と申、別に有之との儀は僞にて御座候。寺澤殿へ法印より廿五册迄傳受被申候。其末は御當地より爲書遣申候。奥書は德庵と申儒者に爲書申候。則奥書に陽翁と御座候は、法印事に而御座候。今板與仕、四拾册之本寺澤殿へ遣申候本に而御座候。則右之奥書と板與仕候。德庵は李文長弟子の由御座候。

板與は板行

一、拾八册之御本、奈和正三正本を以法印寫申候。正三本は惡筆にて見え兼申候故燒捨申候。只今御座候御本之內、七卷より末法印自筆に而御座候。此本本國寺預け置、法印死去可仕砌取寄申候。相果候者此本は燒捨可申候由申候處に、古安房守燒失候事如何に候間、是をも三十册之御本と一所に、微妙院樣へ指上可然由に而、兩部ともに高田慶安を以上げ申候。

一、三拾一册之御本は、內々微妙院樣へ上げ可申存念にて、致吟味爲寫申由に候。去共是も所々に而少宛あやまり御座候。

一、久保殿より參牢之書物、目錄之內御文庫に有之分、江戶へ致持參、於江戶うかゞゐに寄、見合可申由被仰出、西阪に申渡す。

うかゞゐに寄本のまゝ

一、法花法印弟子、書物をも渡候八々、本多安房・淺井左馬・水野內匠・伊藤外記・寺澤志摩・

松平新太郎家來横井養玄。

右寛文九年正月大橋全可申上也。

二月十日。百姓の訴訟手續に付き令す。

〔上田舊記〕

御郡百姓中諸事公事之儀可申斷所之覺

一、不依何事に出入候はゞ、先居在所肝煎・組合頭ゟ致相談、其組之十村ゟ可申斷事。

一、右之者共ゟ爲申聞候而も埒明不申儀は、十村相談所ゟ書附持參仕、相斷可申事。

一、十村相談所ゟ度々申斷候而も埒明不申歟、又者公事批判依怙贔負有之樣に存候得者、品に寄、郡奉行或者改作奉行ゟ相斷可申事。

一、右之面々ゟ斷候而も埒明不申儀は、御算用場ゟ直に書附を以相斷可申候事。

一、公事沙汰にも罷成間敷義を、徒者添を乞下持仕、出入爲致書附上申候はゞ、本人より下持仕候者大罪に候間、曲事に可被仰付候事。

右之通跡々も申觸候得共、此頃は上聞敷處ゟも書付を上、又は給人ゟ内通を申入、其外方々ゟ手入仕賴申由に候條、向後此紙面を背、猥に書付上申においては、公事之理非に無搆、曲事に可被仰付候間、此趣組持十村共在々ゟ罷越、肝煎・組合頭・小百姓中面談を以委曲急度申

渡、百姓人々並大百姓之召仕候者迄も、不殘帳面に爲致判形、十村に取立可申候。帳面相濟候はゞ、百姓中判形見屆申旨十村書付請取被置、各御請之儀者此場に可被出候、以上。

酉二月十日　御算用場

三島彥右衛門殿

田伏彌右衛門殿

猶以此紙面之通御觸可有之候得ども、先十村共御呼寄、口上にも具に申渡、成程被入念尤に候、已上。

御郡諸百姓公事出入書上樣、此度度々申渡候得ども、上聞敷所にも出候に付、各迄頭書致遣申候間、此旨急度相守候樣、御扶持人並十村共に御申渡尤に候。其組之十村合點不參候義は、相談所に出、小百姓能合點いたさせ可申候。十村・御扶持人手前に而難埒明義は、別紙頭書之方に可申斷候。自然出入、十村・御扶持人手前に而相滯候はゞ、其組之十村は勿論、御扶持人共迄可爲不念候條、品に寄遂吟味可申候、以上。

酉二月十日　御算用場

三島彥右衛門殿

田伏彌右衛門殿

二月十一日。諸士の新たに居屋敷を賜はるべき者に付規定す。

〔御定書〕

覺

一、親跡目兄弟被仰付、知行高より居屋敷歩數不足仕候共、兩年收納不仕候以前、屋敷拜領仕度旨書付取次被申間敷候。然共何とぞ兄弟一所に罷有候儀難成斷候者、其趣組頭奧書に記、とり次可被上事。

一、親兄弟に懸り罷有候者被召出候共同斷之事。

一、射手・異風・與力・御鷹飼・御歩行・小算用者右同斷之事。

一、新參被召出候面々、他國者は勿論、御國之者に而茂、親兄弟に懸居不申者は、被召出其身勝手次第居屋敷可被下事。

一、親兄弟有之候而茂、其屋敷一所に罷有候儀難成、浪人之內より別家罷有候者、其身斷次第御屋敷可被下候事。

寬文九年二月十一日

二月十六日。金澤町に走り番等のことを令す。

〔國事雜鈔〕

覺

一、町々走り番之者、しか〳〵廻り不申候間、無油斷廻り申樣に亭主番より急度可申渡事。
一、當廿日以前に有付不申奉公人に、宿かし申間敷旨被仰出候事。
一、女奉公人町中に立、あつまり居申義御停止に候條、向後奉公人之親兄弟並宿主方より急度可申渡事。

寛文九年二月十六日

升御改とは寛文八年より使用を命じたる新京升の成れるをいふ

二月廿六日。新京升以前の古升を破毀せしむることを命ず。

〔國事雜鈔〕

當年升御改に付、跡々より人々遣來候斗升・斗子之外、古升不殘御作事所へ遣打割候樣可申渡由被仰渡候間、御自分御組中並御家來可被仰渡候、以上。

二月廿六日　岡嶋五兵衞
津田宇右衞門

御老中樣

〔改作方其外諸事留〕

當年升御改に付、跡々より人々出來之斗升・斗子升之外、古升不殘打割候樣可申渡之旨、御寄

合より被仰渡候條、御裁許宿々在々、其与々十村方にて打割候樣御申觸可有候。割候升、其主取て歸度由申者、勝手次第御申付可有候、以上。

二月廿六日　　　　御算用場

橋本治部左衞門殿

林　十左衞門殿

三月十四日。永原大學の草履取脇指を拾得して屆出づ。

〔袖裏雜記〕

永原大學草履取喜助、才川伏見藥師當三月開帳之節、同十四日參詣、脇指一腰ひろひ公事場へ上之、如例兩橋に札を立候處、おとし主材木町紺屋加兵衞弟子久兵衞落候旨斷書付上、相違無之に付、同三月二十六日久兵衞に渡之、ひろひ主へは禮物少仕候樣申渡。

三月廿五日。會所・作事方・割場及び普請方裁許の役人を定む。

覺

一、定たる方々音信物、並下々遣物之義、且又會所事、青山織部・脇田九兵衞可裁許之。但富永小右衞門相加可申談事。

一、作事方之事、横山外記可申付之。但齋藤中務・近藤新左衞門可相加事。

一、割場並普請方之事、岡島甚七可裁許之。但熊谷久右衞門可相加事。

右無滯互申談、裁許油斷有間敷候、以上。

酉三月廿五日

横山外記殿

青山織部殿

岡島甚七殿

脇田九兵衞殿

四月二日。前田綱紀江戸に參覲する爲金澤を發す。

〔菅網記〕

一、四月二日首途、十二日到東都。

四月十五日。幕府不受不施派の日蓮宗を禁じ、加賀藩亦その旨を奉じて改宗せしむ。

是月は四月

〔菅網記〕

是月十五日新命下る。自今以往與天下共に、禁斷不受不施日蓮宗。

〔中川氏藏文書〕

覺

一、向後不受不施日蓮宗寺院寺請に取申間鋪旨、去十五日於殿中、北條安房守殿・高木伊勢守殿・保田若狹守殿・石黑太郎左衞門に就被仰渡、其趣委細立御耳候處、御領國中男女下々迄、不受不施之宗門替可申由被仰出候事。

一、不受不施受不施に宗門を替候之旨申候而も、內證不受不施に仕罷有出家も有之候間、此段被入念申渡、不受不施之出家受不施之宗門改候樣に、常々寺社奉行可被致吟味候。不受不施之寺院僧中會而御搆は無之候。檀方之輩、自今以後右之宗旨罷成儀御停止被仰出候得ば、おのづからかの寺院斷絕候旨、北條安房守殿御申候由之事。

一、不受不施を替候はゞ、何々宗門に改候由、並寺院之書付を取可被出候。寺之儀者、寺社奉行に申渡可遂承事。

右不受不施日蓮宗門御改に付、御條數之趣奉得其意候。私儀禪宗寶圓寺檀那に而御座候。召仕申候男女吟味仕候處六人御座候。則宗門爲替、寺院書付五通上之申候。內一通は兩人一紙御座候。自今以後不受不施宗門御禁之段、家禮下々迄急度申付置候、以上。

寬文九年五月　　　　中川八郎右衞門

橫山左衞門殿

五月廿五日。金澤附近の百姓擅にその土地を諸士に貸渡すを禁ず。

〔改作所舊記〕

一、金澤廻り百姓、地下に而相對に下し申儀仕間敷旨、跡々より被仰出通、彌以下し不申樣にと被仰出候。其上御侍衆御与頭より、何方ゟ御書付御出被成候共、百姓共勝手惡敷候分は下し申間敷候。若相背下し候者、其屋敷御公儀樣ゟ可被召上旨、酉の五月廿五日御算用場樣より被仰出候御事。其時有合承候人々、御供田村又三郎・福留村間兵衛・押野村太兵衛・野々市村吉兵衛・御所村源兵衛・大熊村兵右衛門・淵上村名代市右衛門・田井村名代左次兵衛承申候。

六月朔日。朱封銀を停止し丁銀を通用せしむ。

〔河合覺書〕

一、寛文九年六月朔日より丁銀一統遣初る。

〔上田源助舊記〕

一、御領國中朱封銀御停止、以來丁銀通用可仕旨、寛文九年御席より觸付。

〔大日本貨幣史附錄〕

右花降銀數品中、此二品は朱封銀と稱し、寛永十五年九月より寛文十年十二月まで通用した

十年十二月は異說

る極印銀なり。朱封の名は封紙より起り、其包中の銀は花降の極印銀なり。正德六年加賀銀座より出せる書に、極印銀を鑄造し、則ち紙にて包み、其包上に朱封銀百目と書す云々とあり。是れ朱封の名の起りなること知るべし。又一書に、寬文九年朱封銀通用停止の事を記して、加越能三國に用るところの菊紋の極印銀自今停止とあり。是にて朱封銀は菊紋の極印銀なること著るし。菊紋とは此銀上下に刻したる花形、即ち菊紋にして、是を封じたるを朱封銀と稱したるなるべし。

六月十六日。領內に大雨ありて洪水を生じ、廿二日に至りて止む。

〔御領國水損風損之覺〕

當六月十六日より同廿二日迄大雨降領國

洪水所々田地損亡之覺

一、八千三百四十石　加賀國　能美郡之内五十九ヶ村

一、一萬五十石　同　石川郡之内七十四ヶ村

一、一萬五千八百二十石　同　加賀郡之内九十ヶ村

一、九千百七十石　越中　礪波郡之内百三十ヶ村

一、七千二百三十石　同　射水郡之内三十七ヶ村

一、二千三百石　　同　　氷見庄之內二十二ヶ村
一、三千四百六十石　　同　　新川郡之內五十九ヶ村
一、二千三百十石　　能登國　羽咋郡之內十六ヶ村
都合五萬八千六百八十石
內
四千七百三十石　　永不納
二萬二千五百十石　　當年一作不納
三萬千四百四十石　　打續天氣能修補仕候はゞ指而損亡有之間敷分。
右田地損亡之村數都合四百八十七ヶ村
以上
七月廿四日　　松平加賀守
當六月十六日より同廿二日迄大雨降領國
洪水所々流家並溺死仕候者之覺
一、九十八軒
內

五軒　加賀國金澤之内　才川・淺野川筋流家
十七軒　同　兩川筋崩家
十七軒　同國　能美郡
四軒　同　石川郡
十二軒　越中國　礪波郡
二十七軒　同　射水郡
一、十人　溺死男子
内
四人　加賀國　能美郡
一人　同　石川郡
二人　同　加賀郡
一人　越中國　射水郡
二人　同　氷見庄

已上

七月廿四日　松平加賀守

板倉市正殿

御口上

當六月十六日より同廿二日迄、領國大雨降洪水に付、所々田地損亡並流家其外溺死仕候者も御座候。領分田地當年程損亡仕義、近年無御座候故、別紙に書付、御手前樣御月番之儀候間懸御目申候。殘御老中に右之段被仰達可被下哉、但御銘々に申入可然与思召候はゞ何分にも御指圖次第に存候、以上。

七月四日　　　　　　　　　　　御使間番

御口上

去夏領國中洪水、所々田地就損亡、覺書を以其砌申達候。至暮彌引高辻檢地申付、打立候趣申越候間、覺書調進候條、御老中に被仰入可然候はゞ、宜樣賴存候、以上。

土屋但馬守殿

七月九日。江戶にて家中の小者等掏摸と誤られ毆打せらる。

〔前田家雜錄〕　杉本義隣覺書

一、寛文九年七月九日渡瀨彥右衞門・武藤五郎兵衞兩人の小者連立、江戶谷中感應寺に參詣す。然るに彼寺領の內、新堀村名主平兵衞亡父の爲に、谷中寺內に經堂を造立供養す。依之

諸人群集する處に、平兵衞家來長兵衞、其場にて巾着をすられたるとて、其あたり騷動す。右小者は經堂を見物し歸る所に、淸水坂の邊にて若き男一人出合、先程の巾着返し候へと云。兩人共に我等は松平加賀守家中の者也、人たがへにて有らんと云へども承引せず。是非に返せとて組かゝるを、武藤小者三九郎脇差を拔き、向の者の手先を少し切ける。其内に大勢馳集り、すりよ〳〵と呼り、理不盡に取かゝり、兩人の脇差をもぎ取、巾著主長兵衞に渡し、兩人の小者は縛り、谷中の後に連行散々に打擲す。于時淸水坂にて手を切られたる者懸付、是非ともに可切殺と怒りける。年寄たる者出合ひ詫言し、繩をほどき逃げよ〳〵と云ける故、七面明神の方に逃る處に、聞傳にそこらの者大勢出合、末々にて打擲し、明神の下用水川に追込、塊を拋ち、半死の躰にて漸く夜に入り本郷御屋敷に歸ける。其年は前田對馬（後駿河守）御供に付、渡瀨・武藤方より委細申上處、聞届達御聽處、小者ども口上計にては御不審に被思召旨にて、新堀村に松原半右衞門被遣、承届可罷歸旨被仰付。御横目を被副遣可然哉与對馬伺之、和田小右衞門被指添、則新堀村名主平兵衞方に行向、兩人相尋處に、其場の事努々不存候、家來長兵衞罷歸承申候。長兵衞も巾著はすられ候得共、誰とも不知處に、淸水坂にてすりよ〳〵と申、往來の人集り縛り、脇差もぎ取長兵衞に渡候得共、其渡手も此邊の者にて候哉、曾而不見知由、長兵衞申候。脇差は手前に難指置故に、寺社奉行に上げ置由。平兵衞口上の

趣兩人承屆、罷歸申上處に、御意には、兩人の小者最前被召捕刻、度々松平加賀守家中の者也と名乘、其上すりの脇差とて平兵衛方より公儀ゟ上げ置上は、下にて其分に難被成置とて、寺社奉行小笠原山城守殿・加々爪甲斐守殿ゟ、爲御使高田勘右衛門を以被仰遣趣は、私家中の者、於谷中すりの由申懸、大勢集り致打擲申候。小者兩人脇差は新堀村名主平兵衛家來長兵衛と申者、各迄指上申由に候。如何樣とも能樣に御指圖頼入候。則小者兩人も進之候旨被仰遣。則小者口書をも被遣候所、御使者之趣致承知候。來る十八日山城守方ゟ立合日に候間、右の小者召連、勘右衛門可罷越旨に付而、則十八日勘右衛門小者召連罷越處に、評定場ゟ勘右衛門並小者兩人被呼出、山城守殿口問在之所に、最初口上書之趣と少も無相違、兩人ともに申上る。其次に新堀村の名主平兵衛、其外百姓ども不殘被呼出、人々に山城守殿被尋處に、何茂申上るは、私共は曾而其場の事どもは不奉存候、誰ともなく往來の人集り、右兩人をすりよ〳〵と申候て擲申たる躰に候。就夫何茂推量仕に、すりども集り、兩人の者をすりよとてたゝき、其身は群集の内を逃たるかと奉存候。長兵衛申著すられ候段は實正に御座候。但誰すり申も長兵衛は不存所に、大勢集り脇差をもぎ取て、長兵衛に渡候故、すりの脇指と存候而請取候得共、渡候者も見知不申候。又清水坂に而小者に組懸り申處を、脇差を拔き手先を切被申由、兩人口上被申候得共、新堀村に左樣之疵付たる者は一人も無之旨申候。とかく

其場ゟ新堀村の者は不罷出由、名主平兵衛も申上る。山城守殿委細に御聞、とかくの發言もなし。于時勘右衛門、山城守殿の前ゟ進み出申けるは、加賀守より私をば小者に附候而越申計にて候。公事の相手に罷成候樣成事は曾而不申付候得共、唯今新堀村の者申上儀に難心得事共有之候間、乍憚可申上哉と申ければ、山城守殿いかにも尤に候、其爲にこそ其方被罷越候樣にと最前も申遣す事也、存念の通可被申と御挨拶也。其時勘右衛門申けるは、名主平兵衛方ゟ最前加賀守方より尋遣申刻、其場の樣子曾而不存候、長兵衛罷歸相語にて承旨申處に、唯今は其場ゟ新堀の者一人も不罷出旨申段、跡先違申故、名主平兵衛申上事は皆僞と存候。是一つ。又長兵衛に脇差渡申者ゟ見知不申旨長兵衛申候。不覺知者脇指を長兵衛ゟ渡し可申候哉。是二つ。又不見知者脇差を持來り渡し申とて、長兵衛故なくして請取可申哉。是三つ。又すり中間より、此方小者兩人を態とすりに致し、其身は其騷動の内にはづし申たるもの取てこそはづし可申に、何ぞ長兵衛を尋候て渡し可申哉。是四つ。又小者兩人すりに極候哉と平兵衛など申上候。一往道理なる樣に候得共、すりども寄合擲申たる事に候者、脇指を者、すり申巾著懷に可有之處に、さがし候得共無之段決定に候。其上すりの道具等も無之旨、於其場も沙汰有之由に候。然ればすりにて無之事は分明に候。乍推參是はすりと見損じ、新堀村の者ども寄合致打擲、唯今御穿鑿におひ何茂申合陳じ、色々虚言を申上ると奉存旨申け

れば、山城殿、いかにも其方申分一々尤に候。此上は谷中近邊の辻番共を呼寄可聞届由にて、急に呼に被遣處に、谷中近邊の辻番共不殘罷越、段々被呼出吟味の處に、清水坂の下松平伊豆守殿の辻番申けるは、去る九日の晝、新堀村の者一人罷越、すりを捕へ申間細引を貸候樣にと申候故、夫は慥にすりにて候哉と申ければ、いかにも申著をすり申候由申所に、又新堀の者兩人來り、二筋かりて罷越、于今返し不申故、則是に居申名主平兵衞方迄、今日取に遣し申旨申候。于時勘右衞門大聲にて、唯今辻番中申分にて委細致落著候。新堀村の者共人違仕致打擲、今更御公儀を掠申と奉存旨申ければ、山城殿扨々惡き奴等也、先長兵衞縛り可申とて、勘右衞門眼前に而禁籠御申付候。扨勘右衞門には、小者どもはや何の穿鑿不入候間、召連可罷歸旨被申渡。且又名主平兵衞閉門の由其後再三の吟味にて、平兵衞並在所の者三四人禁籠、追而兩人刎首、名主並下百姓ども御赦免の由取沙汰也。

新堀村名主平兵衞、松原半右衞門妹聟也。此義兼而は不知。然るに最前半右衞門を聞に被遣候、平兵衞陳じて、當村の者は手傳ひ不申由申也。此旨半右衞門申上る。右落著の後對馬被申は、手前心付、御横目の事奉伺、和田小右衞門副遣之故に、松原手前無別儀。左なく一人罷越候者、半右衞門進退果可申となり。半右衞門妹聟たる事は、此出入に付平兵衞禁籠故、妻子並諸道具を半右衞門方に預けゝる故に相しるゝとなり。

〔桑華字苑〕

一、寛文九年七月の比、江戸にて異風之小頭渡瀬彦右衛門ざうり取、同異風衆武藤五郎兵衛ざうり取兩人申合、きぐわんの事在て七面の明神に參詣す。かんおう寺の前を通りけるに人多く見ゆる。何なるらんと立寄ければ、日堀村の平兵衛かんおう寺に經堂を建立して、今日くやうをすると人多きなり。兩人のぞうり取も則日蓮宗なるに依て、難有場へ參合たりとて滿足して、かんるゐきもにあいずる所に、平兵衛弟のきんちやくをきられたり、すりよきんちやくをきりたるわざのゝしるより、渡瀬彦右衛門ざうり取をあれこそすりよと云。ざうり取是を聞、何心もなくにげたり。おつかくる。五郎兵衛ざうり取もにぐる。清水谷にておつ付とらゆる。くみあひける。大勢おり合討たゝく。五郎兵衛ざうり取には、廿五六歳計の前がみの有男取付、五郎兵衛者脇指を半分ほどぬきければ、取付ぬきはなさせず、くみあひけるに依て、前がみの男少手を負たり。されども大勢にて、兩人ともに半死半生に討なやまゝせ、辻番所にて繩を借、高手小手にいましめ、七面の明神の邊につれて行、ためし者にせんと云。平兵衛弟申けるは、すりの道具は在りやと云。いや何もすりの道具は見えずと云。しかればせいばいもならぬ事なり、おひはなしてやれと云てはなす。兩人のざうり取ははだかになり、人心もなく氣もちがひぼうせんとしけるが、渡瀬ざうり取は駒込御屋敷に親類在て

廣島御前は前田利常の女満姫にして淺野光晟の夫人

尋行、武藤ざうり取は淺草の方へ落行けれども、可行方もなければ暮合に本郷の御屋敷主人の本ゟ來る。渡瀬者も駒込にてかたびらを借りて著て、主人の本ゟ來りて、くだんの通り在のまゝに申上る。彦右衞門・五郎兵衞ざうり取どもの口書を調へ言上す。先兩人のざうり取籠舍被仰付。扨あなたの樣子、松原半右衞門に被仰付きかせたまへば、半兵衞は半右衞門ためにはむこなり。是に依て御斷申上る。則御目付和田小右衞門被爲付てきかせたまへば、日堀村より右はぎ取たるかたびら・脇指等公儀へ上げたる由なり。是に依て此方より高田勘右衞門御使にて、公儀へ御斷の首尾は、右のざうり取口書を持參して、か樣に申候へ共いつわりきよごんは不存、御せんさく賴存候。か樣之儀利常公・光高公御代にも、終に無之事に御座候に付而、先例は不存、何樣にも御掟次第となり。小笠原山城殿被仰候は、江戶の事なれば、か樣の事は每日數多有之。其れを取上、こまかにせんさくをせんとすればさいげんなし。加賀守樣の事なれば、何樣にもにて候得共、定て御わびごと可申上候間、御かんにん被成にて可在御座となり。其後御老中御談合にてこそ在づらん、日堀村百姓どもの手前事の外大事になり、三人籠舍被仰付たり。次第にむづかしくなる。半兵衞かくれなきがうさく者なるに依て、奉行所の下々迄金銀を遣、いさいかくし、廣嶋の御前樣日蓮宗なるに依て、是へ手を入わび言する。御前樣より岡田豐前殿ゟ御使者を被遣、是非此度半兵衞命無相違樣にと御賴被成。

かんおう寺の出家十人計評定場ゐ出、平兵衞儀は五十年以前より、權現樣の御供米を上る御百姓なり、此度の命御助被下候樣にと、しらすにひれ伏なげく。近りんの村々の名主ども二三十人、出家と同道にて是も右の通なり。是に依て平兵衞命は御助、とうりやう人三人首を切、則日堀村にかけらるゝ。五郎兵衞ざうり取にとりつきたる前がみの在者、いかゞおもひけん、前がみを落しける。是も御せいばいなり。扨此方兩人のざうり取を被召出、彌口をきゝたまひ、少もじよさいなし、先主人無異儀召仕候樣に可被仰渡由にて、繩をとき被歸、則御國ゐ被遣。

一、右出入埒明て少間在て、何者やらん侍一人日堀村平兵衞方ゐ來りて、用所在、平兵衞にあはんと云。平兵衞も宿に居けれども、留主の由にて、折節浪人來りて居けるを出し樣子を聞ければ、我等は御旗本衆去方の者なり、去子細在て金を引おひたるなり。此算用すまねば切腹す。平兵衞とはちと筋目も有之しさい在。此段をかたりて金子を借用仕度に依て參たり。平兵衞歸迄是に待て、右の子細をもかたらんと云。浪人云く、尤なり、去ども平兵衞いつ可歸もしれず、先御歸可被成、金は何ほど計の御用ぞ、拙子に被仰置よ、平兵衞罷歸次第に爲申聞談合可申と云。彼者いや歸るまで是に待可申とて不歸。其内に料理など出し、奉行所へ斷る。則とりてい者四五人來る。此けいきを見て、彼者浪人を心懸る。浪人頓て心得勝手ゐ

立つ。とりて押込所をぬき合、とりてを一人切ころす。去ども二の者取つぎからめ取、奉行所へつれ行、内藤新五郎殿若黨の由なり。則籠舍する。

七月十日。禁を犯して百姓に物を貸したる者に返辨すること勿らしむ。

〔聽書通藏〕

百姓借物有之候得者、末々無考むざと借請、遣うしなひ行つまり申に付而、御停止之旨跡々も數度申候之處、町方並郡方之ものよりも、百姓に貸物いたし置由に候之條、返濟不致候樣急度縮り可仕候。自然以來かり申ためにに返辨可致ことう取仕者相聞候者、其者急度曲言に可被仰付候條、百姓中能がてん仕候樣可致候。大かたに申ふれ、ゆだん候而返辨爲致候者、其与之十村可爲無念候。

右之通見屆、十村中並御扶持人與書判形仕可指越候、以上。

七月十日　薗田左七

河北彌左衛門

松原八郎左衛門

水上喜八郎

中村助左衛門

毛利又太夫

石川・河北御扶持人・十村中

〔寛文年中御請留抜書〕

能州在々之内ニ、郡方之者より致貸物置、取立候由に候。百姓覚書出申分写遣し候。跡々より百姓ニ之貸物御停止之処、ヶ様之仕合不届之首尾に候。取立候分、借り主十村方ニ急度無相違様可相返候。未取立分、縦借主返辨可仕与申者有之候共、惣而百姓ニ者かし物取立不申様に、急度可有御申付候。自然取置候分返し不申候歟、又者百姓任返辨取立候者有之、後日相聞候者曲事に可被仰付候間、被得其意御申渡尤に候、以上。

酉七月十日

御算用場

三嶋彦右衛門殿

田伏彌右衛門殿

右御紙面並貸米高目録写遣候。貸主方よりかり主之十村ニ相渡次第可及案内候。其上にて御算用場より被仰渡可有之候。貸物無之村々も、是以來猶以御吟味有之事に候間、急度在々御申渡、其通而々より證文可指越候。此書狀判形候而可相返候、以上。

七月十日

田伏彌右衛門

三島彦右衛門

八月六日。郡奉行に藤内の取締を命ず。

〔改作所舊記〕

頃藤内中間相論仕、町方に有之藤内訴狀には、町御奉行添書有之候處に、御郡方に有之藤内書付に添書無之候。惣而御郡居住仕藤内・乞食、其外何者によらず、常に縮無之候へば、如何樣之者紛可有之茂知れ不申候條、向後は各より其村之十村に縮等御申付候樣被仰出候條、被得其意、御披見之以後御名之下に御判形に而可被指越候、以上。

酉八月六日　　御算用場

林　十左衞門殿

橋本治部左衞門殿

八月九日。老臣前田三左衞門の馬丁盜を爲し、後主人に命じて之を切害せしむ。

〔袖裏雜記〕

前田三左衞門馬捕作右衞門、於小松虚病かまへ引籠有之、當八月九日金澤へ參致盜候を捕、斷に付令吟味致言上候處、三左衞門に被下殺害申付候。

十月十一日。關屋新兵衛、前田綱紀の事に關してその子に遺戒を認む。

〔桑華字苑〕

一、下として上をはかる事はゞかり多、ゆうがもをそろしけれども、子どもの心さだめの爲計に書。殿樣御六歲より御奉公仕奉、御行跡を見聞奉るに、良將の御器量そなはらせたまふ事うたがひなし。子細は、御六歲より當年御卅七歲にならせたまうて、明日の事は不知、信實に能所に御すはり被成ては、不動事でうぶに山のごとくなり。第一しづかにまします。御三歲にて光高公におくれたまひ、御十六歲にて利常公にはなれたまふ。此時御きずい不出して不叶所に、當年にいたり片時も御きずいを見も聞もせず。我等五十五歲になり、終に大身にも小身にも、又は下輩にも見不申候。扨御發明は、御年重り給ふにしたがひあつくなり給ふ。愛の所を前後かんがへ見奉るに、戰國ならば御功かぎりしれず、治國ならば天下をたもち給ふこともあぶなき事在まじ。うたがひもなき君子なり。其方ども殿樣の御出語御行跡を、うだいなくかゞみに可奉存。御十七八の御時分より唯今にいたり、人々もどかしがる事多し。我等計初より人の存るやうにおもはず、見よ〳〵と申て居たれば、此ごろは早大形申やみたり。一兩年の内にはひしと申やみ、次第に御いせいつき、釋迦・孔子の樣に申べし。然ば我等はゞかりながら、最前より申たる所あひ申かと存候。此所を能がつてんして、御意に當分が

神を取て本のまゝ

つてんのゆかぬ事在とも、定て御奥意の在事なるべしと、神を取て御奉公可申上。たとへば御きよくなきと存る事在とも、御道理至極なるべし。其方どもにあやまり在べき間、我身を能かへり見て、少も御うらみ心なく、あらたに御奉公すべし。是すなはち君へ忠我等には孝なるべし、目出度。

右は我等若年の時分より、今日迄に見聞たる事を思ひ出し次第に書付申候。尤他人に見せ給ふべからず。奥の一ヶ條は我等遺言と可被存、穴賢。

寛文九年後十月十一日夜筆を留畢。　關屋新兵衛

關屋市右衛門殿

同　十三郎殿

同　小三次殿

十月十二日。本日より十九日まで乞食に粥を施し、その員數を調査せしむ。

〔改作所舊記〕

覺

一、三人　新川郡　一、一人　射水郡　一、二人　利波郡

一、一人　氷見庄　一、二人　羽咋・鹿島　一、二人　珠洲・鳳至
一、二人　石川郡　一、二人　河北郡　一、二人　能美郡
〆
右は乞食多に付、爲御救來十二日より十九日迄、才川口は玉泉寺、淺野川口は本願寺於末寺粥施行被仰付。畢竟乞食共在所相改申に付、自然郡方より出申者有之候へ者吟味致ためて候間、十村共御用多可有之候條、こう者成手代共來十二日より可指越也。

酉九月晦日　御算用場

十村中

十月十六日。重ねて百姓の借物を爲すを禁ず。

〔寛文年中御請留拔書〕

御分國中在々改作に被仰付候以後、百姓脇かり物堅く御停止之旨、跡々より雖被仰出、今以密に百姓共かり物仕由相立御耳候。向後之義、かり候者之内に而も於申出者、御褒美可被下旨被仰出候。勿論かし主可爲曲事候之條、彌以在々百姓中かり物仕間敷候。縦かり有之者に而も可申顯旨、御郡中相觸候之様、改作奉行・御郡奉行に可被申渡候、恐々謹言。

十月十六日　奥村因幡

横山左衛門
長　九郎左衛門
本多安房
江戸　前田對馬

津田宇右衛門殿
岡嶋五兵衛殿

十月十七日。石川郡大野湊神社の神主藩費により鑿井せんことを請ふ。

〔國事雜抄〕

寺中神前御供水無御座候間、井一つ被爲仰付候之樣に被仰上可被下候。只今迄は古川之水に而御供上申候得共、今程者古川、新開御田地罷成申候。惣而御宮之内に水無御座候へ者、火之用心等諸事手づかへ、めいわく仕候義共に御座候間、被爲仰付被下候者忝可奉存候、以上。

古川は犀川の川筋なり

寬文九年十月十七日　寺中神主　出羽守判
同　和泉守判

笹原織部殿
永原左京殿

十月十九日。徳川家綱前田綱紀に鶴を贈る。

〔徳川實紀〕

十月十九日尾張中將綱誠卿・水戸少將綱方朝臣・松平越後守光長・松平加賀守綱紀に御使して鶴を給ふ。

閏十月十八日。前田綱紀江戸を發して相模新戸村に狩獵す。

〔桑華字苑〕

一、寛文九年閏十月十五日御出仕の時、御鷹野御いとま被進、同十八日江戸御發足。相州御鷹場新戸村に御着、翌日より御鷹野、廿五日道生山御猪狩、猪一つとまる。廿八日に森山御猪獵十・鹿二とまる。十一月六日に八幡山、猪二つ・鹿四つ内三つ生どり。同十日棒山、猪三・鹿二つ留る。前後合二十五物數。十一月十三日江戸御歸、御機嫌能し。新戸御逗留中、御供中無異儀。今度御供衆銀子過分に被下、我等は御供に不參、御留守中御番なし、休足す。

〔徳川實紀〕

閏十月十五日。月次なり。尾張中納言光友卿・松平加賀守綱紀狩場の暇賜る。

十一月十五日。月次なり。尾張中納言光友卿・舘林宰相並に松平加賀守綱紀ともに狩場より歸謁ありて、雁一双さゝげらる。

十二月四日。小將組の士江尾才記追放を命ぜらる。

〔菅家見聞集〕

一、十二月四日御小將与江尾才記追放被仰付。是小拂役也。然に寛文七年より天下一統に大豆板銀を依被用に、不遣付品難心得とて才記及斷、相司瀨川五郎兵衞は御請申上といへ共、才記は達而難勤旨役義御斷申上故也と云り。

七年は九年なるべし

十二月十二日。石川郡の十村手代、百姓に貸物して田地を收めたるを以て梟首せらる。

〔改作所舊記〕

石川郡十村村井與兵衞手代彥兵衞、組下五歩一村ゟかし物いたし、其代田地引取候に付、小百姓より相斷、御吟味之上を以籠舍仕候。明十一日せつがい、泉野におゐてごくもんに被仰付候。十村之義は不及申、手代共手前令見に候條、急度手代中ゟ可申聞也。

十二月十二日

十二月十二日。百姓の餘暇ある者に雉子・山鳥を捕へしむ。

〔廳事通載〕

百姓共手透有之候者、如跡々雉子・山鳥を取、賣商仕候様に可被申渡候、以上。

十二月十二日　　　　御算用場

千秋彦兵衛殿

是歳。百姓の人別調査を嚴にする爲肝煎等より誓詞を徴す。

〔廳事通載〕

覺

一、村々男之分、十五歳より六十歳迄之者隱中間敷誓紙。

一、同十歳に成候はゞ、帳面に有躰に可仕誓紙。

右兩様誓紙・神文二通、村々肝煎・組合頭・長百姓寛文九年誓詞被仰付候。前書者田井にあり。

是歳。本多主殿その小者が犀川の流木を盜みたるを以て殺害を命じたることを屆出づ。

〔袖裏雜記〕

本多主殿鑓持九兵衛、大桑に而河流之ころ盜取候付而殺害申付候由斷。

正月。十村等配下村々を巡廻し肝煎等をして農事に精勵すべき請書を呈せしむ。

〔廳事通載〕

覺

一、當作野道具等以下、年內より用意仕申候。雪消次第早速罷出、荒起可仕事。

一、種物可入程用意仕候御事。

一、持高田畠開作可仕に應じ、人高所持仕候。右之外過不足無御座候。則帳面に記上申候。奉公人引込開作不仕候て不叶者は、跡々之通御斷可申上候御事。

一、度々被仰渡候かしかり物之分、御頭書之通何茂畏奉存候。每年兩度帳面上申通、少も相違無御座候。

一、年內御米御貸被爲成候に付而、私共在所百姓分之義者不及申上るに、頭ふり・やもめすみの者に而も、かつへ申躰之者一人も無御座候。

右之通村廻被仰渡、慥に承届申候。小百姓中にも申聞、彌情を出し可申候。爲其判形仕上申候、以上。

寛文十年正月　　　　村々肝煎

右私組下今度村廻仕、當改作方其外品々委細申渡候處、能合點仕如斯御請上申候、以上。

組合頭

十村　誰

御改作御奉行様

右寛文之頃之村廻帳等之文法也。中頃とは調方違居候故、爲見合寫之至也。

四月十二日。百姓の内屋高を除くものゝ調査を命ず。

〔加賀古文書〕

御郡百姓之内屋高引有之者之覺

十村。山廻。御鳥見。肝煎。湯肝煎。舟越。鵜之羽ひろい候もの。火事人。

右之外にも屋高引申者可有之候へ共、有増書付遣候之條、彌委細令吟味、一与切に早速帳面出し可申也。

四月十二日　御算用場

石川・河北・能美

御扶持人・十村中

四月十四日。法外の安直を以て菜種を賣ることを禁ず。

〔應事通載〕

其方共組下村々之內菜種作候百姓共、むざと下直に爲賣捨申間敷候。指當り銀子入候もの、手前、少分之義、當分銀子貸渡可申候。遂吟味可申聞候、以上。

四月十四日　　改作奉行

石川郡十村中

〔應事通載〕

請取申銀子之事

一、四十六貫二百目　　丁銀

右者石川郡在々の內手前不叶百姓、當出來菜種急に賣申候得者、過分に損領仕候に付、御斷申上候處、銀子借用仕、慥に請取人々に相渡申候。返上之義者、菜種賣立次第、利無に急度指上可申處如件。

損領本の儘

寬文十年四月廿八日

淵上村　三郎兵衞

村井村　與三兵衞

野々市村　吉兵衞

熱野村　少兵衞

福留村　間　兵　衛
田井村　喜　兵　衛
御供田村　又　三　郎
廣瀨藤右衛門殿
遠田勘右衛門殿

四月十八日。前田綱紀就封の暇を受く。

〔德川實紀〕

四月十八日臨時朝會あり。松平加賀守綱紀はじめ、就封のいとま給はるもの二十人。

四月廿六日。頭振をしてその職業に勵精せしむべきを令す。

〔改作所舊記〕

宿方・浦方あたまふり爲助成、御米御貸被成候者共、當分忝与迄存喰失、其内何のかせぎも不仕候者、御貸米有之内は口すぎ仕候樣相見候而も、末をつゞき申儀有之間敷与存に付、かせぎ被申付、可仕儀頭書いたし覺。

一、越中中日用頭宮竹屋三郎右衛門与申者仕候間、かせぎいたすべき儀無之、日用相勤儀可成候程之者は、無油斷日用可出事。

一、日用勤がたき年寄・幼少人之分は、繩・俵・持籠等かせぎに仕、爲御登米之俵、所々御普請所御用に賣上可申候。藁調候代銀は、少分之儀に可有之候間、少充其人々働に應じ、宮竹屋方より貸渡させ、賣上候代銀を以指引いたし候樣可被仕事。

一、不依男女、年季奉公にも抱可申躰候者、奉公に罷出候樣可被申付事。

一、幼少に而當分奉公に抱不申者は、最前御觸之ごとく、一門共請人に立、譜代にとらせ候樣可被申付事。

一、山方・濱方かせぎ無油斷可仕候。天氣惡敷其かせぎ不罷成時は、繩・俵・持籠・ござうり・わらんじ等、それ〴〵かせぎ可仕候。獵方並山のかせぎ無之日たゞ居不申樣、夫々可被申付事。

一、女の儀、布かせぎ仕不付者之分は、山かせぎ爲致可被申候。是跡も黄蓮・わらびの根多掘申所も有之由に候間、左樣之所猶以無油斷かせぎ仕、御貸米末に喰延候樣可被申付事。

右其村々肝煎に、山廻之百姓一人充相加爲致吟味、御貸米むざと喰失不申、以後取つゞき候樣御裁許可有之候。左候はゞわら・莩など買申代銀有之間敷候段、公儀御貸可被成候へ共、取立樣算用相六ヶ敷候間、其所々日用頭繩・菰等御用に買上候條、其者に前銀少借渡置、其内をわら・莩代に利なし相渡候樣可被仕候。其通日用頭へも可被申渡候、以上。

寛文十年四月廿六日　　御算用場

借渡は貸渡なり

林　十左衛門殿
橋本治部左衛門殿

追　加

一、浦方・山方あたまふりかせぎ等之儀、別紙頭書を以申渡候通、彌無油斷宜有御裁許事。

一、獵師共儀、大分諸魚取上候而も、末之考なく當座に喰失、一日過の樣に存、獵無之時は迷惑仕由に候間、向後は肴取上賣候代銀高、又は其身の分限に應じ、其村々肝煎裁許人に被指加山廻の者、見圖を以のけおかせ、以後續之心得第一に可仕旨、常々堅可有御申置事。

一、獵師迄に不限、山方・里方・繩俵・持籠・沓・ぞうり等之かせぎ、其外女ども布かせ仕分も無油斷切々致吟味、出來高又は其身分限に應じのけおかせ、是以來つゞき候心得第一可仕旨、其村々肝煎裁許人に被指加山廻の者、堅申付御裁許可有事。

一、右其村肝煎並裁許に加山廻候者、見圖を以のけおかせ候銀高、各御聞屆締御申付置、むざと不仕、以後成立、末々にはかせぎ等之儀各吟味無之候而も、以後つゞき候樣宜御裁許尤候事。

一、跡々年季に相極御貸置候米銀之儀は不及申、是以後御貸候分も、取立之儀各常々無油斷、其時々樣子御見圖候而宜程に御取立、返上相濟候心得尤候事。

右之通可被得其意候。田地持不申者共之儀、何とぞかせぎをも仕成立候樣可仕旨被仰出旨、各被入情、無油斷可有裁許候、以上。

寛文十年四月廿六日

津田宇右衛門

岡嶋五兵衛

林十左衛門殿

橋本治部左衛門殿

五月四日。火災の際每戸軒頭に點燈するを禁ず。

〔國事雜抄〕

出火之節屋並燭火可出事

一、火事之刻、道筋家並にとぼし火出候義無用之事。但与合頭、並門に石土など有之者は、火をとぼし可申候、以上。

五月四日

尙々水持共わきき不申樣に可被申付候。

六月四日。領内に於ける九十歲以上の男女を調査せしむ。

〔改作所舊記〕

御郡在々並宿々之内、男女によらず九十歳より上之者候者、子にかゝり有之候哉、又は兄弟か智・孫などにやしなはれ有之候哉、從御前御尋之旨、御老中被仰渡候條、早速申觸、二三日中に有無可及案内候。下々之儀に候條、若氣遣に存儀可有之候。少茂左樣之儀に而は無之候。能申含、歲付有樣書出可申候。此觸狀落着より急ぎ可相返候、以上。

六月四日　　林　十左衛門

橋本治部左衛門

六月四日。年寄及び組頭の勤番に關する規程を定む。

〔御定書〕

覺

一、每日朔日・十五日出仕相濟候以後、指當御用無御座候者、追付罷歸可申事。

一、六日・十日・廿一日・廿五日・晦日休日之刻、御用たまり僉義可仕儀候者、寄合所へ可罷出候。月番之者五時罷出、其餘は五半時罷出、御用仕廻次第可罷歸候。急之御用於在之者、月番宅に寄合可申事。

一、月番之者辰之刻致登城、其外は五半時前後可罷出候。四月より七月時分迄之内は、御用仕廻次第九半時退出可仕候。但御用多節、且又他月者八時切仕廻可申事。

一、何茂退出以後者、御用人・同御加人之内替て一人宛、九半時より罷出、夜五時迄相詰可申事。

附、八時退出仕刻は、九半時可罷歸候。

一、組頭勤番之儀は、朝請取番之者罷出可申候。御夜詰番之者罷出次第、組頭へ替り罷歸可申候。泊番者如御定之、七つ過可罷出事。

一、御夜詰番罷出候者、頭之番所相詰、如跡々御用可相勤事。

一、六日・十日・廿一日・廿五日・晦日、此休日には御用人並御加人之内より一人、朝五半時罷出、御夜詰番之者罷出次第可致退出事。

一、朔日・十五日寄合之者共罷歸候跡、御夜詰番之者罷出候內、御用人並御加人之内より一人殘り可申事。

一、公儀江御上被成候御使者、其外方々へ被遣候御使罷歸候節、八時巳前に候はゞ登城可仕候。何こぞ早速立御耳申品々御使候者、八時以後に而も罷出候樣可申渡候。左候はゞ月番之者可罷出事。

一、他國へ被遣候御使者、休日之刻罷歸、八以前候者、月番之者方より御城相詰候御用人方迄、何方へ被遣候御使唯今罷歸候、急之御用は無御座候間、明日罷出候樣に可仕候哉伺可申

旨申遣、依被仰出御城ゟ御使者於罷出は、月番之者も可致登城事。

一、朔日・十五日出仕之刻限、最前如被仰出候五時揃可申事。

右被仰出者也。

戌六月四日

六月十四日。石川・河北二郡に命じ去年耕作せしめたる朝鮮米・唐干米を賣上げしむ。

〔温故集錄〕

唐干稻朝鮮稻之來由御詩

延寶元年に唐干籾・朝鮮籾、石川郡十村山廻ゟ爲御作被成候而、堂形御奉行ゟ相渡し、翌年代銀米相場五割増に而、四貫二百目餘御渡相成。右之作付御用者、改作所に而取噯被仰付候。右は改作所舊記延寶三年の條に載之。私家農業談に云、唐干一名京糯は、微妙院様御代正保年中高岡瑞龍寺御建立の時、山門之十六羅漢を大明より求め給ひしに、彼尊像を入て渡し奉る箱を藁にて詰たりしが、件の藁に穗の付て有之を、竹田市三郎殿是を拾ひとり訴へ給ひけるに、御糺のうへ糯の稻に極り、其穗を二塚村又兵衛に下され、試に作らせられしより此糯始て當國に出來し傳るよし云傳へり。元來此糯は性和らかにして、病人にも是を忌す。寒暖

瑞龍寺の興造に就いては明暦二年參照

にして團子に製すれば、其美功甚可也。此故に御當國のみに產して、いまだ他國に有事を聞ざるなりとあり。按に正保年中に瑞龍寺御建立の時云々と云へるは、能州羽咋郡道興寺由來書に、瑞龍院樣十七回忌寛永七年之夏、高岡瑞龍寺に而江湖執行被仰付御、御領國中古佛御尋被成時分、當寺本尊釋迦・文珠・普賢共、古佛に而御奉行永原土佐・安見隱岐より上げ申樣被仰渡、瑞龍寺二代快應和尙在住之節上之。其後四代在田和尙住職之內御寺御再建被成、唐佛御安置に付、右之古佛者繁久寺客殿佛に御安置御座候と載たる唐佛と一集に召寄られたるか。富田景周の瑞龍閣記山門の下註に、正保丙戌落成。佐久間彌右・山路九郎兵監之。其所人山上善右・黑田太佐也。明曆中轉地再建。上監奧村河內、下監篠嶋市右・中村新丞等也。此門樓上安十六羅漢。蓋華工也。或云今中越礪波・射水二縣、有俗稱唐干一種之糯米。土人口碑。這羅漢海舶載來時。以糯藁包之。其藁中餘一穗。好事者種之生者。所謂唐干也。自是傳種至今云。と。思ふに大唐稻と稱する稻種も、元と舶來なるに依て名となしたりけん。耕稼春秋に、大唐稻は、惣じて賀州四郡には、田一反とも皆植る所はなし。只田の疇廻りに或は一遍或は二遍宛植る。然れば一反の疇廻りに出來の大唐米は、疇の數によりて多少あり。田一反の數或は二枚或は四枚、山方など地形高下ある處は、一反の田數五六枚又は七八枚も有もの也。大唐は皆その疇廻りに植るものなれども、田數多ければ疇みじかく、又田數少ければ疇

香泉は香煎

長し。大唐も多く植れば、田の疇際より二かぶ置て二遍通り植る。田三百歩一反に一遍植る時は、能出來の年は一斗より一斗二三升程。又二遍植れば、上出來の年は二斗二三升より二斗五升も出來す。されども大唐稻は、甚風まけするものゆゑ、穗出而に風吹ば大分損も有物也。是によりて右の大圖より、半分又は三の二出來する物也。田に大唐を植れば、常の米、大唐取程米取劣るものなれども、秋はやく米に成もののゆゑ、第一百姓の給物のため、第二百姓秋納につかへざる前に、大唐藁にて家修理屋ね葺ために、御領國には大唐を植る。大唐米は輕きもの故、香泉其外菓子になると見え、農業談に大唐稻の種類、早大唐・中稻大唐・白大唐・晩手大唐、早大唐も大小ありと載たり。だいとう米は其味甚麁にして、吾邦に古來作り來る稻類とは甚劣れり。去ながら大唐米は飯に炊くに、其嵩常米より良々倍に成れり。故に民家にては殊に此稻を植て、秋納までの食用に宛ると云へり。又朝鮮稻は朝鮮の稻種なりと。

改作所寛文十年の條に。

猶以其方共もみ預け置、迷惑仕由に而、其段會所へ申遣、被受取候間、相渡可申候、以上。

去年人々爲作候朝鮮米・たうぼし御用之旨候條、粮之儘に而、御堂形ね馬借を以着屆、御奉行請取切手取置可申候。右兩樣代銀之義者、會所相談、相極次第相渡可申候間、先着屆之、駄賃銀は遠近に應じ、如御定受取可申候、以上

六月十四日

石川・河北御扶持人・十村・山廻中

右の書簡にて見れば、延寶元年より被爲作たるに非ず。既に寬文九年より村人共作りたるを、御用の旨にて堂形藏納に成しこと聞ゆ。又同組寬文六年の條に、今年石川郡諸江村と上野村に、朝鮮稗の種御まかせ候へ共、生不申由。右朝鮮稗も、朝鮮より渡來せし稗種をば被爲蒔たるなるべし。然ば朝鮮稻の稻種も同時に渡來したるならん。

六月廿二日。石川郡笠舞村の非人小屋成り、貧民をこゝに收容す。

〔政隣記〕

一、六月廿二日非人小屋出來、小屋ゟ移、支配等左之通被仰付。

一、岡嶋五兵衞・津田宇右衞門、于時兩人共算用場支配。

一、里見七左衞門・岡田十右衞門、于時兩人共町奉行。

一、與力國府孫右衞門・外川七郎兵衞・臼井彌右衞門・杉井傳兵衞。

一、町醫師加藤玄益・藤田見庵・藤田玄仙・白井宗庵。

〔諸事起本〕

一、寬文十年六月十五日迄野田御施行所に而、乞食共飯米相渡、同十六日より與力乞食人數

帳面請取、笠舞小屋出來、廿二日より段々入。同七月十六日に相改候乞食人数千七百五十三人なり。

〔金澤古蹟志〕

非人小屋來歷

三州志來因概覽附錄に云、寛文九年三月鰥寡孤獨の病人飢人等に衣食を與へ、此小舍を作て入させられ、明年庚戌六月より主附算用場奉行岡島五兵衞・津田宇右衞門、町奉行里見七郎兵衞・岡田十右衞門、與力國府孫右衞門・外川七郎兵衞・臼井彌右衞門・杉江傳兵衞、町醫師加藤玄益・藤田見庵・藤田玄仙・臼井宗庵を命せられ、貧人一日の食男三合・女二合、着衣年中二度賜へり。一說に、寛文十年泉野に於て乞食に施粥等有て、笠舞村に小屋を造り、六月廿二日より乞食を養ふ、之を非人小屋と呼べり。其後其男女を配偶して百姓となし、農具作食等を給し、野端山麓を開墾し新邑を建つ。之を長坂村と號すといへりと。半次按に、自他群書に、寛文十年御領國飢人御助けの爲め非人小屋を建られ、六月廿二日に出來移徙也とて、主附役人の姓名を記載し、菅家見聞集にも同樣に見えたり。呂披問答には、小立野非人小屋は寛文九年三箇國無緣病者・非人・飢人等爲御救、此小屋へ被入置、奉行人相極、一日に男三合・女二合宛、鹽・味噌・薪迄被下、年毎に古衣類被下、醫師・針立・外科被仰附置也。是は此年日本一

其後云々寛文十一年參照

統飢饉より事起る歟と載たり。皆是後人の僅に傳説等に據て記載せし故に事實と齟齬す。殊に此小屋は笠舞の村地にて小立野に非ず。抑此救小屋の濫觴を考ふるに、改作所舊記に載たる寛文九年九月算用場より十村役の者共への達書に、乞食多に付爲御救、來る十二日より十九日まで、犀川口は玉泉寺、淺野川口は本願寺末寺に於て粥施行被仰付とありて、加越能の諸郡村々の乞食共取調べ、十村役の者共より屆出させたるよし見ゆ、翌十年の條に今年六月非人小屋建とありて、同年八月十村役の者共への達書に、頭振若し及飢者は、笠舞御小屋ゑ罷越御救を請候樣に可申付、萬一御小屋ゑ難罷越躰之者は、其十村見屆吟味致し、先々飢不申樣に仕置、早速委細及案内、御米借請可申と云々。又袖裏雜記に載たる算用場奉行金澤町奉行連名の覺書左の如し。

覺

一、寛文十年庚戌六月十五日迄、野田於御施行所、非人共飯米被相渡、同十六日より四人之與力、非人共人數帳面請取、同日御施行所ゑ非人共集相改、笠舞小屋出來不仕內者、五月切飯米相渡、小屋出來次第追々入候樣被仰出、同六月廿二日より追々相改入、同年七月十六日人數改帳面記上之申候。人高千七百五十三人に而御座候。飯米之義者町方搗屋人より請取、同年七月十四日朝迄、釜所に而粥を爲煮給させ申候處、飯給させ候樣被仰出、同日夕食より

飯に而爲給申候。

一、同年十月七日小屋一圍切圍爐裏を切、朝夕之食爲焚候樣被仰出爲焚申候。

一、同年八月何茂非人共ニ、木綿袷一つ宛被下、九月右之袷に而寒過難義可仕候間、袷着用仕候ものには、右之外綿入古手一つ宛とらせ候樣被仰出候。

一、翌年亥之年より、夏者太布帷子一つ宛被下候、十月綿入古手一つ宛被下、自今例年可被下旨被仰出候。

右之通被仰出候條、可被得其意候、以上。

八月十四日

津田宇右衞門
齋藤中務
岡田十右衞門
里見七左衞門
岡島五兵衞

笠舞非人小屋裁許御奉行中

但し右覺書は、藩公より被仰出の文躰にはあらず。其時代の取調書の如くに見ゆれど、今袖裏雜記に載たる文のまゝをば爰に記載して考證とす。尙本書の古文寫あらば校合すべし。又

非人小屋入貧人員數減少に依て、非人小屋係醫師の義に付、非人小屋上奉行津田宇右衛門等連名伺書如左。

笠舞非人小屋人數連に減じ、只今三百廿人餘罷在候內、病人廿六人御座候。御扶持人若醫者五人、爲稽古御斷申上小屋ね罷越療治仕候。最前より療治仕候町醫者五人都合十人に而御座候。病人數も減申候間、町醫者五人之內外科一人被殘置、四人者御指除被成可然候哉、私共存寄之通申上候、以上。

十一月廿八日

岡田十右衛門

里見七左衛門

津田宇右衛門

本多安房殿

外三人

右は延寶六年也。

按に、前件の達書・覺書等に據れば、三州志に九年三月鰥寡孤獨の病人飢人等云々と載たるは傳聞の誤也。又一說に、十年泉野に於て乞食施粥云々とあるは、九年九月犀川・淺野川兩所に於て施粥の事を聞誤りたるなるべし。又其男女を配偶して百姓となし、長坂村を建てゝる。

といふは、元祿十四年の鄕村名義抄に、寛文十一年に長坂山の下新開村出來、村名長坂新村と名付と見え、三壺記に寛文十一年に内川のわれ岩といふ所より用水を取、野田山の麓泉野・長坂の下悉く田地に開發命ぜられ、在々所々のたふれ者をば新百姓に取立られ、農具・家財・作食等を渡し、野田の麓に一在所を建らるとありて、右長坂村は寛文九年の飢饉に依て、笠舞非人小屋へ入られて救恤米を賜りたる者共を村民となし、一村を初て建られしゆゑに、今も能登屋・越中屋などゝ屋號を字に呼べるもの多し。是そのかみ非人小屋に居たる町人共の子孫なるゆゑなりといへり。今その近邑の里人共盆の躍の唱歌に。

なんぼ在鄕でも長坂いやじやいやじや長坂お小屋出じや。

右の唱歌にても、長坂村の邑民はそのかみ救小屋に居たる人々の子孫なりし事知られける。おもふに改作所舊記に、寛文十年八月廿二日下辰巳村長兵衞、同人せがれほう、右兩人非人小屋より罷歸度旨御斷申上に付、飯米被下御返し被成、同十一年四月下安江村せん、同人娘ひん、右兩人乞食笠舞非人小屋へ罷越居候處、罷歸度旨御斷申上付、半年分飯米被下被成、一門共へ引渡など見えたれば、居殘りたる者共をば長坂の邑民に命ぜられしと聞ゆ。又同舊記延寶元年の條に、今年加賀郡潟端新村始而被仰付、非人小屋より里子を出し、家數二十一軒建、家・諸道具・農具・夫食・鹽・味噌・着類等迄下し賜ると見え、元祿十四年の鄕村名義抄に

も、延寶元年に潟端に新開村立致し、潟端新村と唱へ申とありて、此村も長坂村と同じく、非人小屋に居たる貧人共を邑民に命ぜられたり。三州志來因概覽附錄非人小屋の註解に云、荻生茂卿の政談に、加賀國には非人一人もなし、非人出れば小屋を建て入置て、草履を作らせ繩をなはせ、種々の業を授け、加賀守是を養ふ。役人を附置て、その繩・草履を賣せて亦本の如く店を持す也と書載せて、吾公の仁政を賞せり。按に、茂卿は享保中の人なれば、寛文九年に後るゝ事僅に四・五十年なり。此時聞傳へ書する者なれば、是一徴とすべし。又此の救小屋創立の委曲は諸舊記に傳らず。蓋し今年日本盡く飢饉に因て始る歟。寛文十一年京都の處醫向井元升が庖廚和名本草の自序に、金澤中將兼加賀太守菅原君。襁褓承鴻業。長而信聖人之道。其心專在副大樹。仁民之德無他。可謂敬忠而仁也。去歲庚戌之夏五月。至自武都。未下駕令救飢急。既下駕大行賑濟。老臣將順其美。衆臣歎趨其事。加能越三州之窮民。如新脫洪水解倒懸。其施亦博矣と。景周此序文を讀て、愈々公の仁聞世に播然たるを知る也。又云此小屋を建築せらるゝ而已ならず、此年八月九十歳以上の男女に口糧を給ふ事に成たり。誠に仁惠の至り、元正帝仁恤の後いまだ此類を聞ず。此後元祿九年にも三州飢饉、此年八月公歸藩の道越中境より之を救はせられ、困民共に衣米を賜へり。此時着駕旅服の儘にて、國老前田駿河守を召連、救荒の延滯を咎めさせられ、司農の役人を罰し、閉門默居を命ぜられた

りと云々。平次按に、右元祿度の事は改作所舊記に、元祿八年凶作に依て、翌九年飢人多く有之。其年十一月宰相公歸國、直に蓮池之屋敷へ被爲入、飢人救方段々御僉議有之。同十六日算用場奉行和田小右衛門・小寺平左衛門義被指除、閉門被仰付とあり。

七月二日。百姓等の他國に逃走し又は逃走せんとする者に關する取扱を定む。

〔司農典〕

御郡中百姓並頭振によらず、走り他國へ罷越者、在所承屆申上候はゞ御褒美被下候。在所相知れ候はゞ、其所へ被仰遣、走百姓可被召返。一類之者共より呼返候はゞ、御赦免被成、如跡々田地可被仰付事。

一、百姓走り可申躰見聞候はゞ、早々村肝煎・組合頭被申聞、押置可申候。若押置事難成候はゞ、村肝煎へ申聞、近郷之者罷出おさへ可申候。假令走り可申旨申合候者に而も、其趣申斷候はゞ御褒美可被下候。走百姓有之旨申斷候處、村肝煎不罷出候はゞ急度曲言に可被仰付事。

一、御領分之外、他國所々商賣鹽入申間敷候。勿論御國之者たりといふとも、他國之鹽買入申間敷事。

右之通急度可被申觸候、以上。

七月三日

右之通御年寄衆被仰渡之趣、御算用場より申談に候條可得其意候、以上。

戌七月　　　　　　　　　　　　　　園田左七等

諸　郡

七月十一日。破損船の積荷を取揚げたるものに對する報償を定む。

〔御定書〕

覺

一、於御領分浦方、御國・他國舟共に破損之刻、公儀如御定荷物取揚候はゞ、依其品或十分一或二十分一可受取候事。

一、御自分御用之御荷物積候舟破損揚貨、自今以後如件可被下之。手舟並人足等出申節、半日に而事濟候共、一日之日用銀可被下之事。

一、公儀御舟は不及申、諸大名衆舟破損之砌者可及馳走。上乘又は船頭方より如御定揚貨於相渡者、無辭退可請取之。若不渡之候共、從此方者申斷間敷候。於然は從御自分可被下候間、如前々令聞屆、其上を以荷物揚賃等受取候樣可有裁許事。

右被仰出候間、向後可被得其旨者也。

戌七月十一日

七月十一日。石川郡粟ヶ崎に藩侯の亭子を建つる爲奉行を命ぜられたることを告ぐ。

〔改作所舊記〕

覺

齋藤左太郎

杉若九左衛門

右粟ヶ崎御旅屋建前御奉行被仰付候。就夫石川・河北兩郡御調物可有之候間、申來候はゞ不依何に、手づかへなく御用相達候樣に、十村共に可被仰付候、以上。

七月十一日

大窪忠左衛門

原田又右衛門

御算用場

〔政隣記〕

一、今年粟ヶ崎に御茶屋被建。

今年は寛文九年なり、粟ヶ崎の亭子建築は從

七月十九日。承應三年以後新たに創建したる寺庵を停止す。

来九年説と十年説とあれども前記の奉行任命も十年にあるを以て見れば之に據らざるべからず

〔御定書〕

新地之寺庵、從跡々雖爲御停止、重而承應三年に彌可相守之旨被仰出候上者、地子地に有之候寺庵、御用地に被召上候歟、又は居屋敷等に被下候共、向後承應三年以來之寺庵ハヽ、地子屋鋪にも差置申間敷旨就被仰出、御普請奉行ゟ申渡候條可被得其意候、以上。

戌七月十九日

前田對馬

奧村因幡

横山左衞門

長九郎左衞門

本多安房

永原左京殿

篠原織部殿

七月廿四日。御馬捕小頭居屋敷の面積を定む

〔屋敷方〕

御馬捕小頭居屋敷、足輕小頭同事、向後七十歩可被下旨被仰出候間、可被得其意候、恐々謹言。

戊七月廿四日

奥村因幡

前田對馬

横山左衛門

長九郎左衛門

本多安房

荒木善太夫殿

武部四郎兵衛殿

高山勘兵衛殿

新京升の採用は寛文八年よりなれども今年以後京製の弦なき新京升を用ひたるなり

七月廿六日。先に新に用ひたる新京升と斗子升との差を公定す。

〔改作所舊記〕

覺

一、御分國中百姓方より納候斗升・斗子共、今年より御改、新京升十升入之斗升仰付候事。

一、跡々より斗升与新京升との升違、定納五斗に付一升五合、口米四升に付一合、兩樣出目一升六合、口米四升之内にはかり込、向後口米定納五斗に付五升六合、別俵にいたし納候樣に可被申付事。

一、百姓中に御貸被成候作食米之儀は、跡々之斗升ゟ新京升之升違之出目分、惣作食米高之増に可被申付事。

右之通被得其意、御家中面々並百姓中之儀は不及申、町方迄不殘可被申觸候、以上。

戌七月廿六日

奥村因幡

前田對馬

横山左衛門

長九郎左衛門

本多安房

津田宇右衛門殿

岡嶋五兵衛殿

〔國事昌披問答〕

斗根升は斗子升

按するに以下は非なり

一、當時升物の證文に新京升と書申候。何故ヶ様に調候哉。答云御封内に用ひ來候升、斗根量と號するを停て、天下通る處の京升といふにかはる。此量一石に三升の違有。斗根量の時には一石に八升の口米なるを、京升に而又三升の餘分有を引足、都合口米一石に一斗二升に合宛に定る。口米といふ事は封内の舊制也。按ずるに、佐久間玄蕃頭・神保安房守領主の時用

る量、他の量にくらぶれば甚大き也。此故に瑞龍公の時斗根量に改めらる。前の大量より出る所の餘分毎石に八升あり是を口米と云。京升あらたまるは寛文十年七月六日也。

六日は廿六日なるべし

〔河合覺書〕

一、寛文八年七月より新京升に改申に付、御國に而升被仰付出來仕、御家中之外御郡中にも用申候所、同九年より江戸・御國之升は捨り、何れ茂京・大阪より之升を用ひ候。升寸法は同事也。依之御收納、給人・知行共に最前之斗升との違、口米增石に付一斗一升二合四勺に成候。四勺有之候得ば入組中故、四勺を捨一斗一升二合に成る。

九年は十年なるべし

〔改作所雜留〕

口米之儀横山兵庫・野村勘兵衞書上候寫

口米之儀相時候處、元和六・七年之比迄は、御家中侍中收納歪斗不申に付、人々より家來等指遣、數日百姓方に附置催促仕候間、右家來等百姓賄候に付、難儀仕由に御座候。依て其入用大概爲御圖、米に御直、口米と名付、御家中は被下百姓斗申候。最前京升八舛口米に候所、寛文九年より只今用申候新京升に罷成最前よりちいさく御座候故、其分口米御增、寛文十年より石に付一斗一升二合宛に被仰付候、以上。

七月廿八日。掃除坊主頭・御小人小頭に下附する居屋敷の面積を定む。

〔屋敷方〕

一、七十歩　掃除坊主頭

一、五十歩　御小人小頭

右被下屋敷歩數、先年御定書に載就不申候、令僉義相極候條、跡々より如被下成候。彌帳面之通可被相渡候、以上。

戌七月廿八日

奥村因幡

前田對馬

横山左衞門

長九郎左衞門

本多安房

八月二日。九十歳以上の男女に一人扶持を給することを令す。

〔廳事通載〕

一、御領國中に有之九十歳以上之男女、今度御吟味之上、御扶持被下候義、助成計之ためにて而無之候。老後身も不自由に可有之、子孫孝行くはへ養可申候。其身も年寄、諸事ひがみ有之ものに候得者、心立嗜子孫純熟養をうけ可申ため、一人扶持宛被下候間、其身並子孫共へ

此趣可申聞旨所被仰出也。

寛文十年戊八月三日

八月八日。十村等に命じ百姓の意向を顧慮することなく專ら舊例によりてその事務を行はしむ。

〔十村舊記〕

覺

一、御家督者御幼少之時分より御取被成候へ共、御仕置之義微妙院樣被成被進、近き頃御直之御仕置に被遊候故、御分國中樣子未委細には不被成御存知、諸奉行、次に十村共諸事御仕置之品々、小百姓共に申渡候義を不承知茂可有之かと被思召に付、御仕置之御心得にも可成かと、目安上げ次第に被成置候處、むざと仕義迄申上候。左候得者末々いもい、十村抔手前非分無之ものもひずみ可申候得者、改作之さまたげに可罷成かと被思召候間、只今迄被仰付置候御仕置之通、無間違十村共相守、必きずみ不申、ふりはなし、百姓等諸事可申付旨被仰出候也。

寛文十年八月八日

八月十日。再び頭振の保護に關して令す。

〔改作所舊記〕

御郡在々宿々頭振之者共、かせぎの品々裁許人共彌承屆、其人々に應じ候程銀子書出し、借請相渡、かせぎ無油斷可申付候。少も疎略有間敷候。自然前銀借不申かせぎ可仕と申者に者、其委細書付いたし可指越候。帳面之外少分有之頭振は、勿論十村より向後裁許可仕候。

一、頭振若及飢にものは、笠舞御小屋に罷越、御救を請候樣に可申付候。萬一御小屋に難罷越躰之者候はゞ、其十村見屆吟味仕、先飢不申候樣に仕置、早速委細及案内、御米借請相渡可申候。御米御借不被成候共、つゞき可申者之分は指除尤に候。

一、頭振及飢に者有之候はゞ致吟味、子共男女ども書付可指越候。御頭書之通譜代に出し可申候。

右御算用場御相談申通に候。此外御拂米買請候儀、若獵仕入銀等、跡々より在所並に頭ふり借用仕來義候はゞ、十村裁許を以申斷首尾候間、可得其意候。見屆候はゞ令判形、先々廻落着より可相返候　以上。

八月十日　　林　十左衛門
　　　　　　橋本治部左衛門

能美・石川・河北御扶持人・十村中

八月二十日。新京升の普及に至るまで舊斗升五斗より弦懸新京升一升五合を減じて新京升五斗に宛てしむ。

〔改作所舊記〕

當年改の新京升は京製の弦なきものなり

弦懸京升は自國製の新京升なり

御分國中斗升・斗子共、當年御改被仰付候新京升を以收納可有之、御頭書寫遣申候。新京升十升入早速出來不申候間、先當年は先斗升に而斗、其内去年相渡候弦懸京升に而一升五合宛取出し、其跡を俵にいたし候樣に、御裁許御郡中御申觸可有之。勿論弦懸一升升に而五斗はからせ、俵にいたし候儀は百姓迷惑仕候間、其御心得尤に存候、以上。

八月廿日　　御算用場

林十左衛門殿

橋本治部左衛門殿

八月廿八日。百姓及び町人等の訴訟を提起し得べき手續を定め濫に直訴するを禁ず。

〔改作所雜留〕

遊民は頭振なり

御領國百姓中其外遊民、公事沙汰に付日安等之儀、如先規其組之十村添書を以郡奉行迄可上

但之。假令直に言上仕度義有之といふとも、自今以後は村肝煎・十村肝煎方迄書附可出之。右兩奉行之事訴においては、御肝煎共手前之儀於申上は、郡奉行・改作奉行迄書付出すべし。御算用場之者共に對申上品有之は、大目付迄書付可出之。右之役人指置算場奉行ゟ可申上。直に訴狀等於上之は、不及是非、急度可被行曲事旨所被仰出也。

寛文十年戌八月廿八日

右被仰出候趣、百姓分は不及申、御郡に罷在何者に而茂、人々能合點仕候樣、早速爲申聞、人々承屆候旨、組切帳面に記、判形を取置、其旨十村手前より、拙者共宛所に而書付可出候、以上。

八月廿九日

橋本治部左衛門
林　十左衛門
園田　左　七
河北　彌左衛門
松原八郎左衛門
水上　喜　八　郎
中村　助左衛門

毛利又太夫

能美・石川十村中

〔御定書〕

覺

一、町中之者共より、公事沙汰に付目安之儀者、如先規其町之肝煎以添書、町奉行迄可上之。假令直に言上仕度義有之と云共、自今以後者肝煎方迄書付可出之。但肝煎手前之儀申上にゐては、大目付迄書付可上之。右之役人指置、直に訴狀等上之におゐて者、不及理非急度可被行曲言旨、所被仰出也。

寛文十年戌八月廿八日

九月七日。郡中一般に本日の日附を以て村御印を改定す。

村御印とは一村の定納小物成等を定めたる命令書なり

〔改作方勤仕帳〕

村御印御調替之事

一、明暦二年小松に而御成替被成候。

一、松雲院様御代寛文十年、安宅三郎左衛門・近藤四郎左衛門御奉行被仰付、同年九月七日之御日付に而、御郡中一統御調替被成候。

本文は村御印の例としてこゝに掲ぐ

〔今江組巨細掌記〕

加州能美郡今江村

一ヶ村草高　十五石明暦二年百姓方より上候に付無検地極。十一石萬治二年・寛文元年に屋敷跡上高。

一、千五十石

免四つ三歩　内一歩七厘明暦二年より上る。

五百二石六升八合　定納口米　新京升

内

四百五十石五斗六升八合　年内可納所。

五十一石五斗　翌年六月中銀子に而可納所。

此代銀一貫八百五十四匁、一石に付三十六匁充。

一、六百三十二匁一分　春秋夫銀　定納百石に付百四十目宛。

一、十三匁　野役

一、七百二十九匁　葭役

一、三百八十三匁　湖役

一、二百一匁　鮭川役

一、三百九十二匁一分　　地子銀
外九匁九分　退転
一、四百八十目　　板舟櫂役
外四十五匁　退転
右之通可納所。但六月中納所之銀子相延、若百姓之勝手能事候者、七月中にも可上之。奉行人並十村肝煎・村肝煎、誰々によらず何角申事候共、此印而之外一圓承引仕間敷候。借米明暦二年より令免除者也。
寛文十年九月七日　　印（綱紀）
今江村百姓中

【今江村巨細掌記】

加州能美郡須天村物成之事
一ヶ所草高、内二石明暦二年百姓方より上るに付無検地極。
一、二十五石
免二つ二歩、内二歩明暦二年より上る。
右免付之通新京升を以可納所。夫銀定納百石に付百四十目宛、口米石に一斗一升二合宛可出

> 村御印は九月七日附とすといへども本文の調査以後に認めたるものなること寛文十一年二月晦日の條に照して知るべし

也。

同村小物成之事

一、四十六匁　油　役

内六匁　出　來

一、十五匁　紺屋役

退　轉

一、十　匁　室屋役

右小物成之分は、十村見圖之上に而指引於有之者、其通可出者也。

寛文十年九月七日　印(綱紀)

須天村百姓中

〔改作所舊記〕

村御印御成替候條、村々御印一与切に取集可上之候。先村御印を以相違無之在々は、其段書付相添可差越候。村高小物成先村御印と相違之在所は、別紙案紙之通書付相副可差越候也。

戌九月十六日　御算用場

石川・河北・能美十村中

十月晦日。京製の新京升多く輸入せられたることを告ぐ。是月は大盡なり

〔加賀古文書〕

今度上方より升多下り候間、各御裁許御郡中跡々之升遣不申、唯今之升買候樣に御申觸可有之候。升直段跡々之通一斗升二十八匁六分、一升升者四匁七分、一合升は一匁六分宛、銀子封付金澤町會所迄持參、買候樣に可有御申渡候、以上。

十月晦日　　御算用場

林十左衞門殿

橋本治部左衞門殿

十二月十日。不作に付減免を許したる村の百姓個人に對する減免手續を令す。

〔廳事通載〕

覺

一、御郡中之内當作毛惡敷、見立乞引免有之村々、人々手前之作毛善惡に應じ、引免割符可

いたさせの
吹聞敷脱歟

仕候。其組之十村・廻り口御扶持人吟味仕、出入無之様に可申付候事。

一、出作人之手前之義は、作毛十分に而も、最前相對を以究、年貢米之外は納所不仕由に候得者、作毛悪敷年も、其村高に引免有之候而も、田地主同心無之候者、其引免之通年貢米引申義者罷成間敷事。

一、出作人之内にも、作毛悪敷躰田地主見屆、最前究年貢米之内、相對を以用捨仕候者有之候共、作毛宜出作人之手前は、一統に用捨可仕義に而は無之候間、是以田地主可為相對事。

右之通出入無之様に、田地主之十村、出作人之十村、並廻り口御扶持人出合、様子承届手づかひ、百姓迷惑いたさせ、右様に宜敷裁許可仕候。當年之儀者、一村之内にもとりわけ作毛高下有之候間、其見圖第一、自然御郡付之者に而も無之、出作人之内にも何角わだかまりたる儀申もの有之候者、其裁許人之方へ十村・御扶持人相斷、埒明候様に可仕候。若出入に罷成候におゐては、來春に至り聞届可申候條、其刻依怙贔屓有之、小百姓迷惑いたさす儀候者、十村・御扶持人可為越度候、以上。

戌十二月十日

園田左七
松原八郎左衛門
水上喜八郎

河北彌左衛門
中村助左衛門
毛利又太夫

御郡御扶持人・十村中

十二月十六日、改作奉行等畠方の旱損には減免すべからずとの意見を上申す。

〔農耕遺文〕

覺

一、寛文八年に御郡中畠方三百二十九ヶ村日損仕旨相斷申候へども、田方に違、跡々より畠方立毛之義者、見立免切難仕に付、前々之通申付置候。併其分に仕置候而者、百姓つゞきがたく故、其時分寛、銀子百二貫五百目御貸被成候。

一、右村數之高二萬八千八百石餘に御貸被成候を、米に直し、免に闔り候得者、平均九歩之引免に相當り申候。

一、此年日損之田方に御座候得者、見立を以引免可被仰付義に御座候得ども、畠方に付て見立不仕、引免同事之御貸銀に御座候間、御用捨被成候樣申上度奉存候得ども、左樣に御座候

得者是以後品方百姓例に仕、少之日損にも斷可申候間、改作入用銀之内ゟ御差加置可被成候

哉、但年により作毛宜時分少宛被取立可申候哉、窺申候、以上。

戌十二月十六日

園田左七

松原八郎左衛門

水上喜八郎

河北彌左衛門

中村助左衛門

毛利又太夫

岡嶋五兵衛殿

津田宇右衛門殿

右之通相談仕候、以上。

岡嶋五兵衛

津田宇右衛門

本多安房殿

長九郎左衛門殿

横山左衛門殿
前田對馬殿
奥村因幡殿

附紙に、

畠方日損所之義、田方免御用捨に候得ども、畠方も御用捨被成度義に候へども、改作奉行申上候通、以後之例にも成候得者悪敷候間、御貸銀之義改作入用之内ゟ差加置、豊年之時分は少に而も取立候様可心得旨被仰出候、以上。

寛文十一年

正月十二日。前田綱紀寺院參詣の際十村等に年頭拜謁を許し、爾後例となる。

これより以前は正月四日拜謁せしめたることあり悴名代も亦許されしなり

〔上田源助舊記〕

一、御扶持人・十村・山廻等年頭御禮の義、寛文十一年より、正月十二日御寺御參詣の砌可被仰付旨、寛文十年留帳に有之候。且又悴名代に指出候義は不罷成旨、同年中渡有之候事。

二月廿二日。鳥見の者に雇銀を與ふるも御扶持人の列にあらざることを

告ぐ。

〔改作所舊記〕

各御裁許御郡中島見の者、年中日用代として、向後銀子二百目充可被下旨被仰出候。春百日、暮百日兩度に請取可被相渡候。諸事役儀百姓中並に勤候樣可被申渡候。勿論御扶持人に而は無之候間、諸事おごらざる樣に急度御申付可有之候。自然左樣の義有之候はゞ、曲事に可被仰付候。其段能合點いたし候樣に可有御申渡候、以上。

亥二月廿二日　御算用場

橋本治部左衞門殿

林　十左衞門殿

二月晦日　鳳至郡俊兼村等の村御印燒失したることを屆出づ。（是月は大盡なり）

〔御請留拔書〕

覺

一、村御印一通　鳳至郡　年兼村

一、村御印一通　本內村

一、村御印一通　嶺　村

〆三通

右私与下三ヶ村ゟ、明暦二年に被爲成下候御印、三ヶ村之肝煎本内村五郎兵衛仕候付而、預り罷在申所に、寛文十年四月十日火事逢燒失仕候に付而、其刻吟味仕、最前も御斷申上候通、彌紛無御座候間、尙御印被爲成下候樣に仕度奉存候、以上。

寛文十一年二月晦日　　十　村　大澤村　內　記

三嶋彥右衛門殿

田伏彌右衛門殿

二月。百姓の逃走せるもの及び跡式相續に關して注意を促す。

〔司農典〕

御郡中百姓耕作麁抹にいたし、居在所を逃他國ゟ走り候者之儀は、御國を嫌、且父祖之名跡を打捨徒者の儀に候間、持高有之候はゞ取揚、家財闕所可申付候。萬一後日立歸り候与も家高相渡間敷。尤早速於及斷に、吟味の上咎可申付候。若於他國に惡事いたし立歸候はゞ、嚴重可申付。尤取揚高、耕作入情の百姓ゟ作配可申付。走者之子弟並一類共ゟは相渡間敷候事。

一、百姓跡式悴之者可爲相續儀に候得共、耕作を嫌、田畠農業不相勤、暨惰農に而耕作之間に合兼、其上賭の諸勝負を相好み、奢樂に金錢を遣捨、父母の氣邊にも相悖り、百姓分風俗

を亂し候程之者は相續指除、二三男に而も耕作入情用立候者、跡式可願出、夫々可承屆事。

附り、走人立歸候而も跡式相續難申候事。

一、他國他領之者養子等にいたし、外ゟ相送り、又は其所に居住等爲致間敷事。

右之通前々申渡置候得共、今般改而申談候。一統急度相心得、嚴重可相守者也。

亥二月

園田左七

河北彌左衛門

中村彌兵衛

中村助左衛門

毛利又太夫

水上喜八郎

三階村　源五　川村兵衛　能登部村　市樂

高田村　權正　笠師村　大老

三月朔日。村井長十郎等前田又勝より太平記評判を傳授せられ誓書を納る。

〔前田貞醇藏文書〕

天罰起請文前書

一、太平記評判御傳受忝存候事。

一、他人の儀は不及申、縦雖爲一子、不當其器ば一切他言仕間敷事。

一、貴人高人若御所望候時は、大形之儀計可申上候。於傳受者遠慮可仕事。

右之條々於僞申者、掛卷茂忝も梵天帝釋四大天王、總而日本國中六十餘州大小神祇、別而八幡大菩薩・氏神等之御罰可罷蒙者也。仍起證文如件。

寛文十一年三月朔日

村井藤十郎長隆 判

作　八矢長重 判

大石彌三郎親□ 判

前田又勝殿

三月六日。御收納藏・作食藏・中出藏・御鹽藏・御旅屋の番人たる者の身分由緒調査を命ず。

〔改作所舊記〕

覺

一、所々御收納藏並作食藏・中出し藏・御鹽藏、番人有之分は、給銀付、其外足輕並か小者並

か、委細記可被上候事。

一、足輕並小者に而も、子細有之御番人に成候者は、其入わけ具に御書付可有候。何之故もなく欠人代などに罷出、御番人に成候分は、又其段可有御書記候。

一、小者之内にも、何小者之並とゝ申儀知申候はゞ、此段も書付可被上候事。

一、番人無之藏は、何々村より如何樣に守候与申段、委細に書付可被上候事。

一、御藏誰裁許分与申儀、是又具に記可被上候事。

一、御旅屋番人御手前裁許分、是又委細に御記可被越候事。

右之通早々承屆、書付上候樣にとゝ被仰出候。各手前に而不知分は、十村共早速御呼寄、當十五日切に此方ゟ書付可被相越候。御急之御用候間可有其心得候、以上。

三月六日　　御用所

橋本治部左衞門殿

林　十左衞門殿

三月十五日。諸士の養子を爲す手續及び養子となるべき者の資格に關して規程を定む。

〔御定書〕

覺

一、跡目之義、養子は存生の內可致言上、及末期雖申之、御許容有間敷候。雖然父年五十以下之輩者、末期におよぶと云共、其品により取次可申事。

一、十七歲以下の者於致養子、吟味之上取次可申事。

一、自今以後者、同姓之弟・同甥・從弟・同また甥並從弟、此內を以相應之者を撰べし。但同姓之弟・同甥たりと云共、或病者、或其身人柄惡鋪者、其斷に隨指除之。同姓の內たらば、何れに而も養父の願にまかせ可申上。若同姓於無之者、入聟・娘方の孫・姉妹之子・胤替の弟、此等者、其父の人柄により可相立御聞之間、取次可申事。

附、入聟之義者、此續の內從弟より末たらば、養子聟に願可申候。併弟・甥などの內に、猶子に成べき人柄之者有之處に、其義を指置、娘之年に相應の者、入聟に望儀者成間敷候。右之連族無之においては、いづれにても聟養子に被仰付可被下旨願可申事。

一、他家ゟ養子に相越、實子持不申者之義は、養父方之內を以願可申候。若養父方に養子可仕者於無之者、何れに而も養子被仰付被下候樣願可申事。

一、自然右之內に而茂、可致養子者於無之者、寄合所迄申斷、其趣達御聽、仰出相待可申事、

已上。

三月廿四日。老臣長連頼歿す。

〔長家譜〕

二十三代連頼、九郎左衛門。慶長九年十一月九日誕、寛文十一年三月廿四日卒、法號讓德院鉄山良剛居士、葬地能州田鶴濱東嶺寺。

室、微妙公御養女。實者不破彦三女、寛永十二年九月廿七日卒、法號香集院殿蘭室清芳大姉、葬地同前。

三月廿五日。風俗に關する禁令を布く。

〔御定書〕

覺

一、晝夜に二度、金澤中廻可申事。

一、晝夜によらず不審成者有之候はゞ、急度可相改事。

一、上下共に、刀柄鞘かけて三尺五寸、脇指柄鞘かけて二尺五寸よりながきはさし申間敷事。

附、朱鞘・かいらぎのさや・大鍔・角鍔、其外かぶきたる拵仕間敷事。

一、大撫付・大すり下げ・下ひげ・腮ひげ御停止之事。

一、辻立・辻歌、並數人立ならび道せばめ申躰候はゞ、追拂可申事。
一、踊・辻相撲御停止之事。
一、こむ網笠其外かぶきたる躰之者改可申事。
一、かぶき者見合候刻、御脇近に候者、早速組頭へ相斷可申候。若當座に至り、手むかひ申者有之者討捨に可仕事。
一、又家中の者に候者、則主人に預可申事。
一、火事の刻火本へ罷出、猥立入者於有之は、改可申候。手向候者討捨可仕事。
一、花火御停止の事。
一、於諸寺庵夜談義御停止候事。
一、女をかたらひ夜行御停止候事。
一、月無之に、提灯ともし不申夜行の者有之者、改可申事。
一、鐵炮うち申事、四月朔日より七月晦日迄御赦免の事。
右之通被仰出者也。

亥三月廿五日

四月十日。前田綱紀柳營に上りて參覲の禮を行ふ。

〔徳川實紀〕

四月十日松平加賀守綱紀始而參覲二十人。

四月廿八日。百姓爭議を釀したる場合に於ける十村の心得を諭す。

〔聽事通載〕

一、御郡中諸百姓、並頭振共の手前に而も、出入ケ間敷儀在之候者、御郡切御扶持人罷出、其組の十村相談、委細急度承屆、早速郡奉行ゟ可相斷候。田地方出入の儀は、跡々の通改作奉行ゟ可申斷候。

一、平十村の義、其組の出入は不及申に、他組之義に而も其所へ參懸候歟、近在の儀にても相改候ば、樣子委細承屆、御郡奉行ゟ可相斷候事。

一、御郡付に而も無之於所々も出入有之候者、所々御奉行人より可罷出旨申來候者、早速罷出可承屆候。譬不申來候共、其所へ參懸候者、樣子聞屆、是又郡御奉行迄可相斷事。

右之通御扶持人並十村中ゟ急度御申觸、御請各手前ゟ可被取置候、以上。

亥四月廿八日　　御算用場

林　十左衛門殿

橋本治部左衛門殿

六月六日。新川郡境關所を通過するものゝ過書に關する規程を定む。

〔國事雜抄〕

覺

一、人持之与頭並前田三左衞門・今枝民部・前田丹後家來御關所通候刻、主人之過書。但主人他國御供使に參、不有合節は、兼而判鑑遣置候家來之者以手形可被相通事。

一、御用人其外与頭分・町奉行は、自分之可爲切手事。

一、大横目江戸に言上之節、自分之可爲切手事。

一、与付無之寄合より在觸之衆は、月番より過書可遣事。

一、組頭之内當地不有合衆之義は、相頭より過書可遣事。

一、与付之分は不殘与頭並裁許人可爲過書事。

但し、御中小將頭・大小將頭・射手異風裁許不有合刻は、番頭・小頭可爲過書事。

一、小松御馬廻中は、番頭・魚津新庄御馬廻・異風並算用者・魚津町奉行可爲過書事。

一、寺社方並與力は、寺社奉行可爲過書事。

一、女過書は可爲如跡々、女中方乘物內、境町百姓之女年寄申者を極置、爲改可被申事。

一、金澤町・小松町・宮腰浦・今石動町・氷見町・城ヶ端町・高岡・魚津町・七尾町の者共、在所々

奉行人可爲過書事。
一、御家中役人は、御普請奉行可爲過書事。
一、足輕並小者・割場奉行・大工・壁塗・疊指は、御作事奉行可爲過書事。
一、御荷物裁許は、會所奉行可爲過書事。
一、追放人之義、公事場或寺社奉行・算用場奉行・町奉行・御家中侍中より追放仕者は、其与頭之可爲過書事。
一、御國より他國に出申物、他國より御國に不入物之品は、別紙書付遣候事。
一、石川・河北・能美・能州口郡・越中川西三郡・新川郡在々百姓中は、右所々郡奉行並其所裁許人可爲過書事。
一、舟見・横山・泊町、此三宿の者ども、山の下に當座歸に罷越候刻は、右所々肝煎可爲切手事。
一、黑部川東の在々・寺庵方、山の下當座歸に越候節は、如跡々内輪之出家中可爲切手。並同所村々百姓中當座歸に罷通刻は、殿村・入膳村十村の手形を以可被相通事。
一、同所近邊大工共、山の下に當座歸に參候刻は、如跡々大工肝煎可爲切手事。
一、越後・信濃より生地浦に參候者罷歸刻、生地村肝煎以切手可被通事。

一、右兩國より黒部川近邊ゟ肴調參候者罷歸刻、宿主可爲切手事。

一、越後山の下玉木村・市振町・風波村・外波町・靑海町・內河村・荒澤村、右八ヶ所男女共、泊町市場ゟ出入之義番人改之可相通事。

一、淡路守樣・飛驒守樣御家中、並御領分百姓町人至迄、過書之義勿論、跡々通其裁許人より遣置判鑑の手形を以可被相通候。其の頭々又は裁許人より之判鑑に、年寄中狀を添、向後以此判鑑、此者共手形にて可被相通旨可被申遣候間、添狀無之、手先之面々自分に判鑑遣申分に而者、許容有間鋪事。

淡路守は富山侯飛驒守は大聖寺侯

一、松平越前守殿・松平但馬守殿・本多飛驒守殿・土方河內殿家中より罷通候者共、右家來中より判鑑有之可爲其通事。

右の通被得其意可右裁許候、已上。

亥六月六日

横山左衛門判

前田對馬判

本多安房判

江戶　奧村因幡判

歸山助右衛門殿

六月六日。老臣等新川郡境關所奉行に商品の輸入及び輸出に關する從來の慣習を告ぐ。

〔國事雜抄〕

覺

一、大　豆　一、油並油種

右之分は他國ゟ出不申、從他國來候分は可爲致入津候。

一、米　一、鹽

右兩樣は從他國入不申、御國よりは出申候事。右之外諸色從御國出候共、又は從他國來候共無御構候間、可被得其意候、以上。

寛文十一年亥六月六日　御連名同前

歸山助右衞門殿

六月十日。加賀諸郡に於ける普請の日雇頭を定む。

〔改作所舊記〕

御郡日用頭之儀に付、各書付御寄合所ゟ被上候に付、色々御詮義有之、過料銀にて出來仕候

御普請の儀は、近年過料銀無之に付、小掛銀にて出來いたし候間、御自分御普請並に割場より被致裁許筈相究。其外御納戸銀・郡打銀にて成來候分は、石川・河北淺野彌三右衛門・金吹市兵衛・同八兵衛・地黄煎町六郎左衛門、能美郡は野々市屋次郎吉・菓子屋五郎右衛門相勤申筈に候條、被得其意、彌御郡あて人足不仕候樣に御申付尤に候。石川・河北の四人は、只今迄御郡より賣上物裁許迄相勤候へ共、宮腰・本吉出船、濱出し人足をも裁許仕可申候間、御用銀之儀も相勤申度旨御斷候故、日用頭申付候。是以後日用を出し申筈に候間、可有其心得候、以上。

寬文十一年六月十日　御算用場

橋本治部左衛門殿

林　十左衛門殿

六月十二日。再び新京升を購ふべきことを告ぐ。

新京升の代價は寬文九年十月晦日の令に同じ

〔改作所舊記〕

新京升直段之覺

一、二十八匁六分　一斗入之升、斗棒共。

一、四匁七分　一升入之升、ますかき共。

一、一匁六分　一合入之升、ますかき共。

右新京舛の直段如此相極候條、最前御郡方並宿々の者請取候者共、代銀町會所迄上候樣に御申渡可有之、以來升入候者は、勿論代銀持參升請取候樣に、是又御申付尤に候、以上。

六月十二日　　御算用場

林十左衛門殿

橋本治部左衛門殿

〔國事雜鈔〕

新京升直段付之覺

一、二十八匁六分　一斗入之升、斗棒共。

一、四匁七分　一升入之升、升かき共。

一、一匁六分　一合入之升、升かき共。

右新升於町會所可相渡旨被仰渡候條、勝手次第代銀町會所迄被指越、請取被申候樣、御組中可被仰渡候、以上。

六月十六日　　岡田十右衛門

里見七左衛門

奥村因幡殿　御留守

前田綱紀の江戸着は四月七日にあり此會その夏にあるべしとせらる黄門は前田利常、國義は綱紀

夏。前田綱紀本郷邸に於いて諸儒を會す。

〔燕臺風雅〕

育徳園景境詩跋

菅國義公。今茲述職江府。江府下有一勝地。黄門君闢之前。國義公繼之後。一日招弘文學士林整宇・林晋軒・野竹洞氏洎余父子。使學士洎數子題景境之名。余亦預其列。景八境八。其名共成。成而後使之賦詩。抑晨暉之紅々映長林。清池之冷冷水禽宿。鳴鹿之遊平蕪。杜宇之叫橋上。西塢有花。竹徑有雨。巖之有紅楓。松之有晴雪。維怪維蟠。豈亦尋常之物哉。有蔦掩其店。佳月之到其亭。或亦榭有半曲者。牕有通達者。有以石爲標柱者。在廊軒外。則青々入望中。士嶺在雲外。堂上觀駿馬。是乃境上之所樂者也。諸儒其詩成。成則使學士作叙引。使不假爲跋。不能辭讓。叨々題其軸末。 栁谷書。

七月朔日。是日より四日に至るまで領内に洪水ありて多く田地を損じ、家屋人畜を流失す。

〔御領國水損風損之覺〕

當七月朔日より四日迄、依大雨領國洪水所々田地損亡之覺

一、一萬百十石　加賀國能美郡之内七十八ヶ村
一、五千八百三十石　同　石川郡之内六十九ヶ村
一、九千百五十石　同　加賀郡之内五十六ヶ村
一、七百六十石　越中國礪波郡之内三十三ヶ村
一、八千十石　同　射水郡之内三十三ヶ村
一、五千六百石　同　新川郡之内百七十四ヶ村
一、三百石　同　能登國羽咋郡之内十二ヶ村
一、百三十石　同　能登郡之内十二ヶ村
一、百十石　同　鳳至郡之内四ヶ村
一、五十石　同　珠洲郡之内三ヶ村

都合四萬五十石

内

五千四百六十石　永不納
一萬千三百五十石　當年一作不納
二萬三千二百四十石　水押砂入に付不出來

右田地損亡之村數都合四百八十五ヶ村。以上。

九月十一日　松平加賀守

當七月朔日より四日迄依大雨、領國洪水所々流家溺死者の覺

一、二百四軒

内

三十八軒　加賀國能美郡
五十軒　同　石川郡
三軒　越中國礪波郡
一軒　同　射水郡
百一軒　同　新川郡
三軒　能登國羽咋郡
四軒　同　能登郡
三軒　同　鳳至郡
一軒　同　珠洲郡

一、六十八人　溺死男女

内

十二人　加賀國能美郡
二十人　同　石川郡
一人　同　加賀郡
十五人　越中國礪波郡
十七人　同　新川郡
二人　能登國羽咋郡
一人　同　能登郡

以上

兩通一所に奉書包に認、覺書と斗書之候事。

九月十一日　松平加賀守

右兩通言上之書付に御判無之事。牛馬十二疋溺斃仕由、金澤より言上御座候得共、公儀には不被仰上候事。

七月十二日。加賀河北郡を加賀郡、能登鹿島郡を能登郡、羽喰郡を羽咋郡、越中利波郡を礪波郡に改め、越中氷見庄を射水郡に加ふ。

〔改作方其外諸事留〕

覺

一、河北郡は加賀郡に改候事。

一、鹿島郡は能登郡に改候事。

一、氷見庄は射水郡に成候事。

一、利波郡は字改、如此礪波に書替候事。

一、羽喰郡は字改、如此羽咋に書替候事。

右之通に相改候間、向後被得其意、御裁許御郡中に可有御申觸候、以上。

七月十二日　　　　　　　　御算用場

橋本治部左衞門殿

林　十左衞門殿

氷見庄は從來郡中に加へられざりしなり

七月十三日。洪水の爲金澤犀川の橋梁流失す。

〔老翁雜記〕

一、寛文十一年七月十三日夜十四日の辰刻洪水、犀川大橋落る。此時岩田傳左衞門馬上、徒者共並伊勢參宮之他國者一人、何茂橋板に乘ながら流れ、大豆田村邊に懸り居申刻、何れ茂

無恙上る。

〔追蒙集〕

一、寛文十一年洪水に而犀川大橋落。此時岩田傳左衛門主從・乘馬、並他國者伊勢參宮人一人、橋に乘ながら流れ、大豆田村邊に懸る。陸に上り人馬共不損、併鑓は不見。參宮人乘たる故かごいへり。

七月廿二日。石川郡大野湊神社の神事能に金澤町の役者を出勤せしむべきを命ず。

〔國事雜抄〕

來八月十五日、石川郡寺中祭禮神事之能致執行度之旨及斷候條、被任先例、町之役者共罷出候樣に可被申渡候。向後之義は此方より不及指圖候間、紙面を以每年右祭禮之刻無滯樣可被申付候、恐々謹言。

亥七月廿二日

前田對馬判
津田玄蕃判
奥村因幡判
在江戸 今枝民部判

里見七左衛門殿
長屋七郎右衛門殿

八月十日。石川郡大野湊神社の祭禮に警固の爲鐵炮者を出張せしむべきを命ず。

〔國事雜抄〕

當十五日寺中神事能付而、神主方より警固儀斷候之條、御鐵炮者十人當日に被遣尤に候。爲其申入候、恐々謹言。

八月十日

奥村河内守 判
横山左衛門 判
長九郎左衛門 判
前田出雲守 判
葛巻隼人
津田玄蕃

武藤半左衛門殿
中島九郎兵衛殿

八月廿六日。改作奉行等加賀郡南中條村十村又右衛門の入牢赦免を求む。

〔改作所張出〕

一、加賀郡十村南中條村又右衛門、与下太田村江御貸鹽之儀に、金澤町鹽問屋与出入に付而、於公事場御吟味之上、又右衛門ふしまり成仕樣故籠舍被仰付候。此者鹽一卷之外不屆之儀承不申候。耕作取入申時分に御座候へば、十村籠舍仕罷在候而者、組下之締無御座候。其上只今指當り近在に十村可仕者無御座候間、又右衛門籠舍御赦免被成、前々之通十村被仰付候樣に仕度奉存候、以上。

寬文十一年亥八月廿六日

園田左七

河北彌左衛門

水上喜八郎

毛利又太夫

中村助左衛門

中村彌兵衛

松原八郎左衛門

菊池大學殿

岡嶋兵庫殿

九月十二日。十村等に命じ頭振の戸口を調査せしむ。

〔改作所舊記〕

御郡中あたまふり之分御法度之儀も相觸、其上鍬米をも十村取可申候へば、跡々より改可申候へども、頭振出來退轉每年吟味仕、家數相改帳面記置、各に茂相斷候樣に十村中に可有御申付候、以上。

九月十二日　　　　　　御算用場

林十左衛門殿

橋本治部左衛門殿

九月廿六日。金澤近江町に火災あり。

〔加越能故事問答〕

寬文十一年九月廿六日金澤近江町殘らず燒失す。

十月十日。火災の際關係役人及び親類緣者の外現場に入るを禁ずる法令の勵行を命ず。

〔御定書〕

從此跡被仰出候火事之刻、火消申役人、並御定親類縁者之外、火本へ罷出被申間敷候。不及申、其日其夜の內爲見廻使者をも被遣儀無用候。今度近江町火事之時分人多入込、火消衆之妨に成申候。向後急度相改候樣に御横目中ゟ申渡候之條、御組中へ可被仰觸候、恐々謹言。

亥十月十日　多賀左近

津田源右衛門

十月廿二日。長連頼先に歿せしを以てその舊領を收め孫尙連に藩内に散在せる采地を與ふ。

〔長家文書〕

一、故九郎左衛門跡目之義、久敷知行に候間、如前々被仰付度被思召候得共、寛文七年故九郎左衛門家來浦野孫右衛門父子、一類縁者大勢申合、九郎左衛門の領內かたらひ、企非義結徒黨候義、常々故九郎左衛門仕置惡敷故に候。公儀の御例候へば、改易被仰付歟、知行所替被仰付候。就夫故九郎左衛門儀茂、知行所仕置不宜故に候間、所替被仰付可然旨、肥後守樣初各御語合候得共、何茂如被存、加賀守樣思召、如庵儀故大納言樣以來忠功之筋目故、九郎左衛門儀も律義に相勤候間、是非共今度者御用捨、如前々被指置度旨强而被仰達、其通被仰

九郎左衛門は長連頼
如前々は鹿島半郡をいふ
肥後守は保科正之
如庵は長連龍

當九郎左衛門は長尚連

本文は長氏の舊領鹿島半郡のことに係る

十年は誤

定口は定納及び口米

是月は大盡なり

付候。雖然右之就惡逆、家中侍之内、又は故九郎左衛門知行所之百姓等に至るまで、若遺念之者在之、以來惡徒發起仕候歟、且又當九郎左衛門仕置不宜候而、出入等出來候へば、加賀守樣御仕置不宜故与相聞、第一御爲惡敷候。其上九郎左衛門儀は進退果申事に候へば、年來久續之長家及滅亡候。以此故今度所替御家中如並被仰付候。九郎左衛門儀は勿論、於家來共能存此旨候ば、却而可悦儀候事。

十月廿二日

〔改作方勤仕帳〕

一、寛文十一年十一月御藏入に罷成、其年並翌年茂九郎左衛門收納之通納所被仰付、十二年暮惣檢地被仰付、高相極、跡々收納米免に直、先納所被仰付置候。十二年春より御郡中一統改作、並諸事相改申候。十三年暮より檢地高之通收納仕候事。

〔河合覺書〕

一、長九郎左衛門殿先知寛文十年に上る。同十一年、同十二年は先知之通收納仕、檢地は寛文十二年秋極、同十三年暮より檢地高之通收納仕、惣村數五十九ヶ村、草高五萬五千三百六十六石九斗、半郡分平均免三つ七歩二厘七毛に當。定口二萬二千九百五十四石九斗八升五合。

十月晦日。藩の醫師佐々木宗庵誓書を上つる。

〔中川氏文書〕

天罰靈社上卷起請文前書

一、奉對御爲、御後闇義聊仕間敷事。

一、御療治之義に付、御醫者衆と相談之刻、心底不殘存寄之通有樣に可申候。並毒之取扱仕間敷候。自然毒之取扱仕者聞申候はゞ、早速可申上事。

一、御隱密がましき義承候共、親子・兄弟・緣者・知音たりと云共、聊他見他言仕間敷事。

一、女中御子小姓御法度之筋目相背申間敷候。勿論人に被賴、使等も仕間敷事。

右條々於令違犯は、忝も左申降神罰冥罰可蒙候也。

寛文十一年十月晦日　　佐々木宗庵

十一月朔日。前田綱紀、徳川家綱より狩獵の暇を受く。

〔徳川實紀〕

十一月朔日松平加賀守綱紀、狩場の暇給ふ。

八日松平加賀守綱紀狩場より使出して、雁・鴨を献す。

十二月朔日月次拜賀例のごとし。松平加賀守綱紀鷹場より歸謁し、雁二献す。

十一月十一日。村肝煎となりたる者阿彌陀の裏起請文を提出す。

〔改作所舊記〕

阿彌陀之裏起證文前書の事

一、跡々より御改之幾利支丹宗門の儀に付而、村中吟味仕帳面に記上申通、於是以後彌僞り申上間敷候御事。

一、私共儀村肝煎被仰付上は、御用無油斷相勤、諸事御尋之義有樣に可申上候。附り、私之意趣遺恨を以、百姓中迷惑致候樣毛頭仕間敷候御事。

一、相極肝煎扶持の外少も取不申、村中諸事出納算用相、無相違樣に一ヶ年切相遂、帳面に記村中ゟ聞屆させ、百姓中奥書を以、十村手前へ出し置可申候御事。

一、緣者親類知音の者によらず、依怙贔負不仕、村中一統に成立候樣に常々介抱可仕候御事。

一、百姓へかし物惣而手廻し仕間敷候。利足無しに合力同事の貸物之義は各別之旨、畏奉存候御事。

一、百姓中耕作情を出し候樣に、せこを入可申候。且又作病仕、名代出し申間敷候。御用多、私共罷出候而も手づかへ候刻は、せがれ・弟・与合頭に而も出し可申候御事。

右條々於相背は、忝も阿彌陀如來御罰を蒙、一代願申後生無に罷成、未來永劫無間の底に墮在仕、浮世御座有間敷候。仍阿彌陀裏起證文如件。

十二月三日。徳川家綱、前田綱紀に鶴を贈る。

〔徳川實紀〕

十二月三日松平加賀守綱紀に鶴を給ふ。

是歳。村々高免品々帳を定む。

〔河合錄追加〕

品々帳の事

一、品々帳は略唱に而、村々高免品々帳与申名目也。其始寛文十一年より始る歟与舊記に有之。一組一冊宛に相成、其組裁許手前に而出來する也。二通りいたし、一冊は裁許手前に置、一冊は改作所へ出之者也。

一、品々帳は、村々高並免相調、百姓人別其村々に付而持高相調有之品也。切高・取高有之、改作所に而長證文に見屆印章いたし、改作所へ出之。奉行其付札へ印章いたし相渡候へば、豫而改作所へ出し置所の品々帳に付札いたし置候也。

但、此品々帳付札は、都而下方に而いたし出之、奉行印章いたす時長證文に而聞屆置候へども、尚亦書損等も有之ものに付、後より見屆、法に外れ申切遣には印章致す間敷候事。

是歳。遊獵船大小十五艘を作り石川郡大野に繋ぐ。

〔金澤古蹟志〕

堀川藩公御座船

慶安五年七月會所横目の言上書に、岸十右衞門に御預け之御船破損候に付、會所より銀子請取修繕致したるよし記載す。此御船とある船は、若くは堀川の御座船ならんか。實に然るならば、利常卿の時より船小屋を建置れ、御座船をば爰に繋がれし事知られける。綱紀卿の時に至ては、改作所舊記に載たる寛文五年二月の書面に。

明朝六つに、大野口ゟ御鷹野に被成御出候間、可被得其意候。御召舟、其外御供舟二三艘程被寄置尤に候、以上。

二月七日　　　御用所

橋本治部左衞門殿
林　十左衞門殿

同六年九月の書簡に。

大野筋ゟ御鷹野之刻、堀川邊向ゟ御鷹師等被遣候節、舟無之手支致候間、御召船之内一艘鹽屋町端之川に爲登置、殿樣御通之刻御跡につゞき、右之船堀川下ゟ廻し可被申候、以上。

御用所

九月十九日　　　　　　　　　　　　　　松原八郎左衞門

松原八郎左衞門殿

右之通被仰渡候間、向後御鷹野之刻可得其意候、以上。

十村中

按に元祿十五年十一月郡方拜領物書上覺書に、相公樣御出之刻、御船水手近岡村藤兵衞に銀子拜領被仰付候事と記載せし水手も、若くは堀川の御座船ならんか。貞享三年六月穿鑿に付書上せし近岡村藤兵衞由緒書に、私義寬文四年八月粟ヶ崎口御鷹野被爲成御出候刻、御召船之水手に罷出、其後御鷹野之刻は、每度右御船水手相勤候處、寬文十一年三月二十八日に二人扶持被爲下とあり。三州志來因概覽附錄に、年表に寬文十一年遊獵船大小十五艘を造り大野に繫ぐと見え、一書に、今年所造船は塗小早二艘、長二十七間二尺五寸・幅一丈九寸三分・深さ四尺九寸、並河御座船一艘也。是より以前有之船は白木小早二艘、長五間五寸・幅七尺九寸・深さ二尺七寸五分、並稽古舟・傳馬舟三艘とありといへり。

是歲。石川郡長坂新村を建つ。

〔加州郡方舊記〕

一、同郡泉野上七坂与申所、松原等並野毛新開被仰付、村御建可被遊旨被爲仰出、御改作御奉行様御支配に而用水御普請之節、御奉行戸田伊右衛門様・吉田次右衛門様・青木次右衛門様御付被成、山川村之下より用水取上、寛文十年より御普請被仰付、同十一年出來仕申候。御入用銀三百貫目計之由承傳申候。同年御公義より百四軒、二間梁に三間之家被仰付、御作事より御建被成、同年より新開仕候。其後長坂新村と唱申候。

長坂新村出來高之覺

一、四百八十石　　寛文十一年出來高

但、田畑中勘打立。

一、五百五十石三斗四升五合　　同十二年前後共田畑中勘打立出來高

一、六百九十四石七斗二升　　延寶元年前後共田畑中勘打立出來高

一、七百三石八斗五升　　同二年前後共田畑中勘打立出來高

右四ヶ年田畑出來内、種物並里子飯米内へ渡。

一、九百四十五石三斗七升　　同三年御檢地極高

但、此出來米御見圖無之、同年九月より翌年三月迄里子飯米に渡る。

一、九百四十五石三斗七升

但、同四年御見立無之、里子自然働に被仰付候。

一、九百四十五石三斗七升

但、同五年御圖免五歩。

右長坂新村延寶五年より御圖免初り、貞享二年より段々三ヶ年・五ヶ年宛年季免被仰付候。開作人之義、非人御小屋より被遣、最初百四人に百四軒家數被仰付候。最前者御松林のけ之大地に而御座候。

長坂用水寛文七年に被仰付、同十一年出來仕候。用水御奉行者戸田伊右衛門様・吉田次右衛門様・青木次右衛門様に御座候。

一、百四人非人開作に被仰付候刻、家百四軒御作事に而出來、御公義より御建被下候。其外諸道具共に御公義より被下候。尤家梁間之義相知不申候。二郎吉覺申は二間・三間に而御座候。

一、開初之義は、寛文十一年に而御座候。

一、非人喰物之義は、寛文十一年より延寶四年迄、里子作り立申物成に而飯米御指次、不足分從公義御養被成候。同五年より御圖り免に被成、自分働仕候。

一、開作裁許人は御供田村又三郎・押野村太郎右衛門に而御座候。

一、右用水御普請繕り、何年之間御納斤銀、何年より打銀相極り申義相知不申候。

繕りはつゞくりと訓む

右留帳共相調へ書記進候、以上。

正月十日　　　　押野村　宇右衛門

田井村二郎吉様

寛文十二年

正月十八日。加賀國内の往還筋繪圖の誤謬訂正を命ず。

〔改作舊記〕

往還道筋、礪波郡と加賀郡境目より大聖寺御領境迄繪圖記、損所多所委細書付、御歸城以前上可申旨、御用所より被仰渡候條、急ぎ入書上可申候。爲其申遣候、以上。

正月十八日　　　　林　十左衛門

千秋半右衛門

半右衛門　兵右衛門　又左衛門　新右衛門　源兵衛

正月二十日。能登奧郡淨土眞宗の僧侶等その檀那の他寺に參詣するを拘束するものあるを以て、十村等之を自由にせんことを請ふ。

〔寛文年中御請留拔書〕

乍恐御尋に付而申上候。

一、奥郡淨土眞宗之坊主中、旦那緣付論被致、旦那まゝに成兼申由に付而、私共与中相尋申候得ば、所により左樣之儀も御座候。又は構なき所も御座候。兎角旦那共何方之寺ゟ參詣仕候共、坊主中構無御座候樣に、御相談被爲成可被下候、以上。

寛文十二年正月廿日　　十村十一人　連判

三嶋彦右衞門殿

田伏彌右衞門殿

正月廿二日、老臣長氏の前知行地能登郡半郡の十村等惣檢地を行はれんことを請願す。

〔司農典〕

乍恐申上候

一、跡々給人開並百姓開共、隱田有之由に付、寛文五年ゟ春御檢地端々被仰付候得共、本高・新開に紛敷儀御座候に付、免・高新開共惣御檢地被仰付可被下哉与、百姓中存寄候得共、其段も難被成樣に御座候哉、其分に罷成候內、九郎左衞門樣家中出入出來仕、彌御檢地も其分に罷成候。就其に去暮より御奉行所替り、御藏入知に罷成候故、高・免御改御座候に付、先年之

草高書上申候。然共其以後繩打米も無御座候。並新開此度に御高附も無御座候。第一百姓分は人々持高相極、諸事御役等も可仕義に御座候得共、御高之極無御座候間、唯今村々定切に惣御檢地被爲仰付、御高相極申樣に与奉存候。乍憚私共存寄候通御斷申上候、以上。

寛文十二年正月廿二日

芹川村 兵衞
能登部村 市樂
高田村 權正
笠師村 大老

御改作御奉行樣

正月廿八日。領内革多の租納すべき皮革の數を改む。

〔廳事通載〕

三ヶ國皮た共役皮之覺

一、四十五枚 馬皮。 一、二十枚 腰なめし。 一、六 枚 板目皮。 〆七十一枚 加州分。

一、十四 枚 馬皮。 一、六 枚 腰なめし。 一、二 枚 板目皮。 〆二十二枚 能州分。

一、三十九枚 馬皮。 一、十七枚 腰なめし。 一、十二枚 板目皮。 〆六十八枚 越中分。

右寛文十二年正月廿八日改之也。

正月廿八日。能登郡十郡に於ける竹木等の取扱に關して十村等より改作奉行の指揮を求む。

〔司農典〕

乍恐申上候

一、先年より長九郎左衞門樣御知行所分有之持山、定切に相究、山手米被仰付、年々御納所仕來申候處に、二十六七年以前より、前山迪御林に被仰付候得共、右山手米之內御赦免等申儀無御座候。然處用水・川除百姓用事之時分は、山裁許人等して西馬場村に在鄉被仕候河嶋清兵衞殿に被仰付置、百姓用所次第早速御剪渡、無手嫌百姓家普請等仕、彌御郡一統に罷成候上は、御郡並七木之外雜木之分百姓中支配に被爲仰付被下候はゞ、隨分林立、百姓中にてそくに罷成、難有奉存候御事。

一、苦竹之儀も、只今迄百姓支配に不罷成候得共、是以百姓同事之時分は、不依多少に斷次第、右奉行人より御剪渡被下候。然共御郡一統に罷成候上は、御郡並に御見圖之上を以御運上被仰付、百姓支配に罷成候はゞ何れも情を出林立、商賣にも仕、たつそくに罷成難有可奉存候御事。

手嫌は手支なるべし

百姓にしすへ申度は百姓にし据ゑ申度なるべし

一、百姓居屋敷廻り、並田畠之上に御座候竹木共、御郡並拜領仕候はゞ難有可存候御事。

一、草高一石・二石宛、給人衆開地御座候。給人〳〵より家禮に爲持、以來百姓にしすへ申度由斷被申方も御座候。其村百姓納得の上は、其分にも可被仰付哉之御事。

一、百姓中喰鹽、跡々商人土方領より買集商賣仕候。御郡並に被爲仰付候はゞ、向後田鶴濱に而御鹽問屋被爲仰付可被下候哉之御事。

一、船の儀も、只今迄は大小に應じ、又は所に寄高下御座候。御郡並可被爲仰付候哉。夫故出來・退轉之帳も上不申候御事。

一、跡々より居住申候長九郎左衞門樣家中牢人、同家中家禮衆居成に罷在申度旨、斷被申方御座候。如何可被爲仰付候哉之御事。

右私共存寄申通、乍憚御窺申上候、以上。

寛文十三年正月廿八日

芹川村　兵衞
能登郡村　市樂
高田村　權正
笠師村　大老
三階村　源五

懸物はかゝりものと訓むべし
餘荷はよなひと訓むべし

二月六日。能登郡半郡に改作法を施行すべきことを令す。

〔司農典〕

覺

一、其方組下當年より御改作に被仰付候間、村々百姓手前開作仕廻委細相改、田畠少も麁抹に不仕、耕作・植付・草修理等切々村廻仕、別而向後爲入念可申事。

一、御改作に被仰付候以上は、百姓に不應諸道具・衣類を拵、或は同名・町人に出合振舞仕、或は方々に見廻之勤いたし、耕作不情に仕儀御停止の事。

一、年忌志等相當り候節も、成程輕く可仕事。

一、米銀頼母子仕間敷候。並むざと諸勸進入申間敷事。

一、餘郡並に、當年より毎歳定作食米御貸被成候間、むざと給失ひ不申、開作丈夫に可仕候。御奉行被出貸渡、暮に至り本米を以藏に被爲詰申事。

一、百姓入用之ため御郡打銀被仰付候。此外不依何に、懸物無之候事。

一、百姓中餘荷物之儀、村肝煎給米並走者給米、此外有之間敷事。

右之通可得其意候。源丘儀は四組共廻、諸事十村相談可申付候、以上。

寛文十二年子二月六日

園田左七
河北彌左衛門
水上喜八郎
中村助左衛門
毛利又太夫
大阪　松原八郎左衛門

能登郡半郡十村五人

四月十三日。前田綱紀就封の暇を受く。

〔徳川實紀〕

四月十三日松平加賀守綱紀はじめ、就封の暇賜ふもの十四人。

四月十六日。金澤觀音院の神事に際し沿道の店頭に於いて奢侈の行あるを戒む。

〔國事雜鈔〕

向後觀音御神事之刻、並戸びらき有之時分、近所のみせをかり、おごり申義有之間敷事。

子四月十六日

觀音院神事能は四月朔日二日なり

四月。自今奉公人の出替期を三月五日と定む。

〔御定書〕

覺

一、一季居之男女奉公人、出替之儀二月二日たりといへども、自今以後は三月五日出替いたすべき旨、公義御掟候間可守之。當年召置候奉公人之事、來年三月五日の證文に可相究由所被仰出也。

子四月　日

五月廿六日。金澤城内にて多賀隼人・關屋雲八二人爭鬪す。

〔菅家見聞集〕

一、五月廿六日金澤御城二之丸に而、奥御小將多賀隼人・關屋雲八喧嘩。九月七日隼人能州鵜浦へ二十人扶持被下蟄居。雲八越中氷見佛生寺へ二十人扶持被下蟄居。

五月。宗門改帳の記入方を改む。

〔御定書〕

覺

一、宗門改帳面之内、向後名字有之者・給人・若黨・足輕、其品々不及肩書事。
附、鑓持・中間・草履取・小者等肩書、是又品々記に不及、一統誰〻迄可被致事。
一、給人其外一季居年季の者、季明暇を遣、又は欠人有之節、不依男女重而斷に及間敷事。
一、向後妻子宗門、親又は夫同宗門に候者、書附被上に不及候。若宗旨替候はゞ其品可被書記事。
右之趣向後可被仰其旨、御組へ可有御觸者也。
子五月　日

六月十四日。加賀の諸郡に命じて鳥の巣を除かしむ。

〔改作所舊記〕
一、能美・石川・加賀三郡在々有之鳥巣、毎年取候樣可申渡旨、御算用場より御申渡候條得其意、面々与下巣下し候樣可申付候、以上。
六月十四日
千秋半右衞門
津幡林十左衞門
三郡十村中

閏六月。奉公人出代に關する細則を定む。

〔改作所舊記〕

覺

一、御家中並御分國町方・宿方・津々浦々、一季居男女召置候儀、最前如被仰出、來年三月五日出替致さすべき事。

一、來二月二日迄極に而召置、一ヶ月居延候へ共、一統之御定、其上向後三月五日を限致出替儀候へば、增銀有間敷事。

一、女は半季に而致出替候得共、自今以後是又一年切三月五日に而致出替可仕候。自然當年之儀は、八月暇を遣、八月召置候分茂先來年三月五日切に相定、來三月より一年の給銀相定可召置事。

一、御郡中は所により男女出替不同に候。農業のために候之條、前々のごとくたるべき事。

一、町方の內に而茂、百姓分田地持之者は御郡中に可准出替之事。

子閏六月　日

閏六月。神事佛事に際し異形の粧を爲し又は路傍の民家にて見物するを禁ず。

〔御定書〕

覺

一、卯辰觀音祭禮、其外於所々、神事開帳之節、參詣人に交異形之体之者、又ハ道筋町屋等をかり人集見物仕候事。

一、於諸寺庵談儀在之刻、同事之事。

一、人形廻・をどり子・諸勸進仕候もの、此跡より御停止候之條、彌可被得其意候事。

子閏六月　日

七月。諸士の京都にある者の宿請に關して規程を定む。

〔御定書〕

一、京都へ御使に被遣候者、並煩爲養生令上京候者共、於彼地宿請之儀、寄合中より京都河原町御屋敷之者共方へ書狀可遣候間、寄合所へ可被及斷事。

一、又家中より遣候者共之儀は、其主人之組頭へ相斷、与頭より河原町御邸之者共方ゟ書狀可遣事。

一、組付無之面々之儀は、寄合所へ可相斷事。

右は京都宿請之儀、御屋敷之者共方より御奉行へ不申斷候得ば、出入有之刻、從公義御かまひ無之故、如此候間、向後之儀可被得其意候、以上。

子七月　日

八月廿六日。能登郡半郡に惣檢地を行ふ繩張の者六人を命ず。

〔司農典〕

覺

礪波郡杉木新町　理右衛門　同郡市ノ瀨村　右衛門助

礪波郡十年明村　次右衛門　射水郡上關村　四郎兵衛

射水郡土器町　宗左衛門　石川郡松任町　喜兵衛

〆六人

右能登半郡惣檢地就被仰付候、田地繩張之者六人誓詞申付遣候條、其方共致案內、村々繩張早速出來候樣可仕候。檢地御奉行之儀は、其元よりの案內次第被參候樣に可申談候條、少し前廉より案內可申越候。此者共には手間銀從公義被下義有之候。其故自賄に仕、百姓共之費不參候樣、誓紙前書にも爲調候間、其心得尤に候。自然此者共之內、遣銀無之由斷申候はゞ、彌六・三右衛門・源五三人之內より、少々宛取替可申候、以上。

八月廿六日

中村助左衛門

中村彌兵衛

園田左七
河北彌左衛門
毛利又太夫

能登郡村 市樂　高田村 權正　芹川村 兵衛
笠師村 大老　相神村 彌六　中居村 三右衛門
三階村 源五

追而右六人之者共、毎月日帳附置可申候、以上。

九月十四日。能登郡半郡の檢地に關する心得を檢地奉行に示す。

〔司農典〕

一、能登半郡檢地被仰付候。此所之儀は川岸無之故、唯今御改之草高以來も不相替候間、村領境飛地等遂吟味、田品毛附跡少も檢地にはぐれ不申樣、可被入御念候事。

一、他村之領境、又はなれ有之田地には、葉竹を立廻し、驗之繩を御ひかせ可有事。

一、田地繩張之儀、大圍は二筋、小圍縁端一筋繩之事。

一、檢地請候在々百姓は不殘、領境之村々肝煎・組合頭五三人宛、如跡々誓紙可被申付候。一向宗は阿彌陀之裏、他宗は靈社上卷之事。

一、一ヶ村宛、其村領地之樣子致繪圖、相違無之旨十村奧書御取候而、其村百姓は勿論、領境百姓も被召出、領廻境目等可有御吟味事。

一、畠方折之儀、御扶持人相談候而可有御極事。

田成物

一、桑・楮・茶木。但屋敷に有之候はゞ、見圖を以寄。菜畠・大根畠・茄子畠・麻畠・からむし畠・粟畠・牛房畠・蘭畠・菅畠・稗田・たばこ畠・ねぶかの類・種漬池・百姓居屋敷並廻堀・布ざらし場、是は依所也。

大縄の內拔物

一、唐竹藪・篦竹藪・野組・百姓居屋敷は引被申間敷、石塚・三昧・宮屋敷・一ヶ村通り道十文字、此外他村より他村に通廣道は引可被申候。一ヶ村に通り用水二筋、並此外他村より分取申用水は、江通り半分引可被申候。但江指有之所、並他村より江代米を取申分は引被申間敷事。

一、田之畔續に、土居に而も無之大畔有之候はゞ、常之畔程殘し、其外引可被申事。

一、檢地野帳名御書記可有候。百姓之方より出候相帳を附候帳而与御續合、歩〆可有之候事。

一、檢地打濟野帳に、其村々肝煎・組合頭相帳面に相違無之旨、奧書可有御取候。

右檢地之品々大形如此に候。ヶ條の外、改作御奉行与御相談、宜樣に可有御檢地候、以上。

子九月十四日

検地御奉行

〔司農典〕

覺

一、十村並村肝煎手前に預田地有之、去年作徳米被下候間、此高之分者村々に而野帳別に打立、何村領之内作人誰々与可有御書記事。

一、村肝煎之内是跡新開仕、年貢は納所不仕、自分に取申候田地有之候間、此分村々に而野帳別に可有御打立事。

一、百姓納所地之外、在郷人居屋敷跡、並手作の田畠有之候。此分村々に而野帳別に御打立可有之。右屋敷跡見分を以、御扶持人・十村相談、或は田成或は畠打歩に可被相究事。

附、唐竹藪は打ぬき歩数野帳に可被記置候。

一、寺屋敷一ヶ寺宛、園之内惣歩数御打立、其歩数之内何程は墓所、何程は林与、歩数内立に可被書記事。

一、寺支配之田畠有之候はゞ、不残野帳別に可有御打立事。

一、神事領之由に而新開少充有之候。此分も別に可有御打立事。

一、百姓分之内、長故九郎左衛門爲取被置候屋敷有之候。此分も別に可有御打立候。野帳之内に歩數其品可有御書記事。

一、寺社・屋敷其外高不持者、大分之居屋敷有之者、家下迄田成に打立、殘分は見分を以打歩に可被相究事。

但、一屋敷宛野帳に可有御書記候。

一、ゑつた・藤内屋敷歩數御打立、野帳に可被記事。

一、今度檢地被仰付村々、跡々より御藏入之村高入組有之分は、上り知行相違無之樣に、しるしを指分させ檢地可有之候。併百姓僞不申、一ヶ村之百姓双方高を作、何こぞ惣高廻可然義に候はゞ、改作御奉行相談可被相究事。

子九月十四日　　御算用場

檢地御奉行中

九月十八日。能登郡半郡の檢地に着手し、十一月朔日を以て終る。

〔廳事通載〕

一、能登半郡長九郎左衛門殿御知行所、御藏入に被成候に付、寛文十二年御檢地被仰付、其節御定書等相渡り候。御扶持人は福留村間兵衛・下條村小右衛門被召連候。九月十八日より

福留村は石川郡、下條村は射水郡

十一月朔日迄に相濟候事。

九月。本畑に煙草の耕作を禁ずる令を嚴守せしむ。

〔改作所舊記〕

一、たばこ本田畑に作之儀、彌以無用たるべし。年内より急度可被申付事。

一、御領・私領之内に有之寺社領之儀、御朱印所に而高の外たりといふとも、其所々守護人・御代官より急度相觸堅可被申付事。

子九月　日

十二月十八日。前田綱紀の後見たる會津侯保科正之江戸に卒去す。

〔參議公年表〕

寛文十二年十二月十八日會津侯保科正之逝于東都。先是病中の訪問として、奥村因幡を被遣候處、市振驛にて訃音を聞て自半途罷歸、爲御弔使山本久左衛門被遣之。

是歲。算用場を金澤城東照宮の麓に移す。

〔河瀨雜記〕

今年算用場を西町御宮の下にうつさる。萬治年中まで算用場・公事場ともに奥村壹岐前にあ

今年は寛文十二年なり

るを、小松士引越の御公事場は岡島備中隣、算用場は金谷御門の外堂形屋鋪に被移、跡屋敷は成田彌五兵衛に相渡り、且々作事出來の處に、又彌五兵衛は彦三町へうつり、其跡米藏となる。今の新堂形是也。金谷御門の外算用場を今又西町に移されたるなり。算用場奉行の事其始起は不知、中頃よりの語りを聞ば、三輪志摩・稻葉左近・津田勘兵衛・奥村源右衛門・宮城采女・伊藤内膳・菊池大學・岡島甚七・駒井主水・津田宇右衛門・岡島五兵衛等なり。二人宛の時もあり、又一人宛の事もあり。近年津田宇右衛門一人になり、煩指合等に闕廳の砌は、齋藤中務・近藤新左衛門兩人の内一人宛相勤ることあり。

私記宇右衛門後(小寺平左衛門・和田小右衛門・野村五郎兵衛・菊池十六郎・不破平左衛門・小塚善左衛門・松平内匠、當時奥村中務・奥村市右衛門なり。)

又延寶六年に算用者小頭始て出來、齋藤四郎左衛門・寺岡貞兵衛・生嶋與四兵衛・桐山吉兵衛四人相極。是則算用者なり。

延寶元年

正月廿八日、例年の期を延べて十村等に料理を賜ふ。

〔廳事通載〕

飛驒守は大聖寺侯前田利明
大藏大輔は富山侯世子前田正甫

覺

一、寛文十三年正月二十三日御料理可被下處、廿六日に相延候。然處飛驒守樣・大藏大輔樣被為入候に付、廿八日御料理被下候事。

〔改作所舊記〕

來廿六日に十村共御振舞可被下旨究候得共、廿八日之朝御振舞可被下旨御用所より申來候間、此段十村共に可被申渡候、以上。

正月廿二日　　御算用場

林　十左衛門殿
千秋半右衛門殿

二月廿八日。七十歳以上の諸士の勤番を免除す。

〔菅綱記〕

延寶元年二月廿八日諸士七十歳の者勤番免除之、其子四十歳に及者は為代番。

三月五日。一季居奉公人の出代を今年以後この日に於いてせしむ。

〔河瀨雜記〕

今年より御領國中諸士、並町方・宿方津々浦々村里にいたるまで、一季居男女召置候義、最前

如被仰渡、三月五日出替り可爲仕候旨相定る。去寛文十二年閏六月被仰渡候得共、年半故爰に治定す。從是先は男二月二日、女二月二日・八月二日に出替す。

四月五日。領内の道作奉行出張するを以て、十村等に命じ協力周旋せしむ。

〔改作所舊記〕

覺

加賀　淺野與市郎　渡邊藤左衞門
能州　粂松主馬　馬場五郎兵衞
越中　淺野源助　林善左衞門

右六人之衆、道作り御奉行被仰付被罷越候。就夫往還道通裁許之十村罷出相見仕、道破損之所々相談仕候樣に、御郡奉行ゟ可被仰渡候。其上右之衆、砂石取被申所抔、見屆被罷越事に不案內候條、十村共名代を出申樣に、是又可被仰付候。爲其御奉行衆被罷越候間、委細可被仰談候、以上。

四月五日　御普請會所

御算用場

四月九日。前田綱紀柳營に登りて參覲の禮を行ふ。

〔德川實紀〕

四月九日。松平加賀守綱紀初參覲十三人。

四月廿八日。宗門帳の提出を自今隔年に於いてせしむ。

〔改作所舊記〕

御家中面々召仕候男女宗門帳、毎年被出之候へ共、向後隔年可出候旨、從公儀被仰出候條、可被得其意候。左候へ者當年者帳面不及出之候間、來年宗門帳調可被出候。勿論是以來、一ヶ年間を置候帳面出候樣、各支配中へ可被申渡候、恐々謹言。

四月廿八日　本多安房

横山左衛門

千秋半右衛門殿

林　十左衛門殿

五月十六日。道作奉行等領内の道路修繕に關する意見を上申す。

〔改作所舊記〕

私共は郡奉行なり

道作御奉行覺書之趣を受、私共存寄之通ヶ條切に書上申覺。

覺

一、往還筋之内右左に田を作り候所、兩之田ゟ水を落、江溝もほり不申、道之内を窪め水通し申故、大形は小川之様に相見え申候。大雨降候へ者、道之窪方ゟ水流、道ひきく成申候。

付札。右江溝堀候而水通申迄にて者、牛馬通も不自由に可有御座候間、埋樋に仕度儀に候。然共百姓自分に仕儀は難成存候間、從公儀被仰付、以後修理之儀は百姓に申付度義に奉存候。

一、道幅唯今百姓せばく仕所御座候。兩脇松爲植被成候。其松田地之内に罷成、道幅せばく相見え申候。然者前々道をせばくいたし作候と奉存候。

一、右兩様之悪敷成候道者、百姓不屆之仕様に御座候間、所々百姓に修理仕候様に可被仰付儀与奉存候。道せばく成候所、左右之松をきり、道に仕候様に可被仰付候哉。

付札。右道幅前々に百姓せばく仕來儀不屆に奉存候。百姓自分には廣く難成儀に奉存候。從公儀被仰付候様に仕度奉存候。左様に御座候はゞ、自今以後道幅せばく不仕候様に急度申付、若相背せばく仕候者致吟味、早速修理申付、其徒者之儀御算用場相達可申候。

一、能州道・越中道氷見海道之内、道幅せばく、或は四尺或は三尺程に御座候。馬を牽違申事

成兼候。跡々よりケ様にせばくは御座有間敷候へ共、田地を仕廣申かと奉存候。馬之牽違候事自由に成候程に幅廣可被仰付候。是も百姓いたづら故と奉存候間、所之者仕直申様に可有御座候哉。道脇之松無御座候に付、右道筋無御座候故慥には不被申上候。

付札。右道幅之儀も、百姓前々にせばく仕來と奉存候。是又百姓自分には難成奉存候間、従公儀被仰付、所々道幅之印松爲御植被成、若相背道せばく仕候者、致吟味早速修理申付、其徒者之儀は御算用場へ相達可申候。

一、越中氷見海道左賀野道筋、新用水を百姓ほり申候而、往還道へねば土を上置、其儘置候故、牛馬通兼申躰に御座候。右之上置候土、道に引平均、上に砂利置候様に可被仰付候哉。

付札。右置候土引平均之儀は、百姓に可申付候。上に砂利置候儀は百姓難成奉存候。

一、氷見海道搭之嶋村領之内、道幅二尺計御座候。如何様之儀に道幅せばく罷成候哉、百姓に相尋候處に、是跡用水河に御座候へども、川付替り、道之際迄御竿入、如此せばく御座候由申候。是又牛馬之通違候程に道幅可被仰付哉。

付札。右吟味仕候處に、御奉行申上通相違無御座候。道幅従公儀廣被仰付、其分高御引被成可然奉存候。

一、道筋之田地、江溝之水ぬき不仕候故、水道ゐ入り候而、道悪敷罷成候。是又百姓に可被

仰付候哉。道番居申處、五町・三町之内は時々掃除をもいたし、道の悪敷所直候樣に可仕かと奉存候處に、脇々之道と同事に御座候間、ヶ樣之處道番之者掃除以下仕候樣に可被仰付候哉。

付札。右江溝水ぬき之儀、百姓中に可申付候。

付札。道番人唯今迄は給銀取候儀私共支配仕、掃除等をも申付候へ共、道御奉行相究之上者、掃除等被申付儀給銀支配共に、道御奉行に被仰付可被下候。左樣に御座候はゞ、道御奉行切に致吟味、掃除之儀無油斷可仕と奉存候。

右三ヶ國道筋今度罷越見屆申候。其外道悪敷所者、被仰渡次第作立可申候、以上。

五月十六日

渡邊藤左衛門　淺野與市郞　淺野源助
林善右衛門　兼松主馬　馬場五郞兵衛

御郡奉行名所

付札。右道御奉行申上候趣尤に奉存候。私共存寄之通添書仕上之申候、以上。

六月八日。諸郡に酒・地黃煎・干菓子を賣り、及び躍子・人形遣等を宿泊せしむるを禁ず。

〔改作所舊記〕

一、御郡中改作被仰付候以後、酒・地黃煎・干菓子、榮耀之惣ふり賣・見せ賣仕儀、御郡中御停

止之處に、頃猥に入込商賣仕由候條、向後左樣之者候はゞ、うり物押取可申候。もちろん所之もの見せ賣にも不仕樣に、急度御支配之御郡中江御申觸、十村方より縮り書附御取置可有候。

一、是跡度々相觸候通、躍・人形つかい其外遊興之勸進仕もの、御停止に候之條、一宿に而も貸不申候樣に、是又御郡中へ急度御申觸可有締候、以上。

六月八日　　　　御算用場

千秋半右衛門殿

林　十左衛門殿

六月八日。石川郡舘村の里子役人等、里子の爲に請合狀を提出す。

〔改作所舊記〕

里子役人、孫次手前請合狀之御事

一、石川郡舘村孫次与申者、御法度之松木盗申に付て籠舍被仰付、寛文十三年六月八日に御赦免被成、同十四年三月五日迄里子に被仰付、私共請人に相立申候所實正に御座候。御給銀年中に二拾目可被下御定に付、慥に請取申候御事。

一、孫次御普請無慢怠相勤させ可申候。若煩申候はゞ、年中五・三日は御免可被成候。長煩仕

候はゞ、人代指上可申候。自然御扶持被放儀御座候はゞ、如御定御給銀日割を以上げ可申候御事。
一、孫次吉利支丹宗門にて無御座候。親以來より淨土眞宗金澤安江木町專光寺に而御座候御事。
一、孫次御公儀御法度相背不申候樣に、常々可申付候御事。
一、孫次欠落又は取逃・取込仕候者、其色々相辨、其身は五日之內に尋出し、急度相渡可申候御事。
右之條々御請合申所相違無御座候。此證文取返し不申內は、何迄も受人に而御座候處如件。
寛文十三年六月八日　石川郡たち村　仁兵衛
藤兵衛
喜多岡瀨兵衞樣
入江半藏樣
田尻七右衞門樣

六月廿七日。麥作豐饒ならざりしを以て種子の保存に注意せしむ。
〔改作方舊記〕

當春麥作惡敷に付、麥種不持百姓共有之樣に相聞候。彌組下切に委細遂吟味、當秋麥蒔候時分手づかへ無之、例年之通まかせ候樣相心得可申候。麥惡敷候ひ而も、種よけい有之者も可有之候條、むざと爲致食物不申、麥種不足之方へかはせ候樣に可仕候。右之通吟味仕候而も、与下不足躰に候はゞ、今度御貸米を以、只今之砌に買調可申候。秋に成候者、高直にも可有之候條、油斷仕間敷候、以上。

丑六月廿七日　改作奉行

石川・加賀郡御扶持人・十村中

九月廿二日。江戸にて高野山悉地院使僧を遣はして前田綱紀に謁せんことを請ひ、後許されず。

〔袖裏雜記〕

丑九月廿二日悉地院より使僧行雲坊を以口上に、御先祖之御石塔など高野に御座候に付、拙僧掃除等仕候。十五年以前御當地輪番に罷越申時分、松平安藝守樣・淺野因幡守殿を以、右之筋目申上候處、御目見被仰付候。其以後初而御入國之時分も、御國へ寬御機嫌以使僧申上候。當年輪番に付而御目見仕度、御家老衆被得御內意、御目見可被仰付儀に候はゞ、御屋敷迄罷越申度旨等、其取次宮崎豐左衛門。昨日爲御使僧御出、被仰置候御口上之趣、委細笹原監物

に申聞候處、加賀守ゟ申達候義難成旨申候條、其御心得可被成旨、豐左衛門より行雲坊へ之

九月廿三日紙面。

右豐左衛門紙面之趣承屆申候。御用繁多故右之通に候哉、但又筋目之樣子共に不申分故、御合點不參候哉。愚院事者、加賀守樣御先祖尾州荒子に被成御座候前田縫殿助殿家則公・前田藏人佐殿信家公御時代より御宿坊に而、高德院樣・瑞龍院樣御代々打續御懇志御座候處、先住持微妙院樣御代、樣子御座候而背御意、其後不通に罷成候。然故拙僧代に罷成、十五年以前保科肥後守殿・淺野因幡守殿御肝煎に而、右背御意候とても、御先祖より御代々之御菩提所に御座候へ者、對御先祖不通に罷成候事も如何候間、當住持御對顏被遊候樣にと被仰達、其節首尾能御目見仕候旨等、九月廿六日悉地院より松平治部・篠原監物・富田治部左衛門樣充所之口上書、前田對馬入御披見候處、先住不義有之に而不通に被成候へば、俗人之子孫同事候間、當住へ御對顏被遊まじく候條、其旨可申遣由御意。

御口上書之返答

昨日御口上書令拜見候。被仰越候趣一々承屆申候。如仰微妙院、天德院を宿坊に建置、先祖共靈魂をも記被申義御座候故、貴院御斷之段は難申聞候間、左樣御心得可被成候。

九月廿七日　松平治部

篠原監物
富田治部左衛門

悉地院　回酬

前々悉地院口上書之內にも、天德院御取立御宿坊之事に候へばと有之候へども、枝葉故略之。
天德院之事猶左に詳に見ゆ。

覺書

高野山悉地院事、先年徽妙院様背御意候故、宿坊御替被成候旨趣、伴所左衛門癸丑之度高野參詣仕候砌、於彼山天德院之住侶、其外様子存知之ものに相尋申候處、先年高野山に御石塔御建立被遊候銘に、慈母壽福院依勸造立之と書付申儀、以之外應御意不申、其上常々住持御意に入不申候付而、御宿坊を被替度思召候。然處天德院様御逝去被遊、御悲歎之餘彼山に御靈屋御造り被成、則其寺號可被改天德院候條、恪勤之住持領掌之上、公方家光公被及台聞候處、宿坊不義有之而替申事は、檀那之可任所存儀勿論に候條、右悉地院を差替、西光院を改天德院に宿坊たるべき事、中納言利常卿御心次第と被仰出、御宿坊替り申候と承屆、對馬殿へ申候へば、其趣書記置候様にと被仰候付而記錄仕候、以上。

寛文十三年丑載九月　日

九月廿八日。前田綱紀登城して改元の令に接し之を領國に傳へしむ。

〔御定書〕

昨廿八日如例月令登城候處、去廿一日改元有之、爲延寶旨被仰出候條、此儀領國中江可被相觸候、謹言。

九月廿九日　加賀綱利

本多安房殿
横山左衛門殿
奥村因幡殿

十月十四日。本年貢納皆濟の規限を十一月廿五日とすることを告ぐ。

〔司農典〕

當年貢米御藏入・給人知共、十一月廿五日切爲致皆濟、組切受取切手取集可指越也。

丑十月十四日　園田左七
河北彌左衛門
毛利又太夫
水上喜八郎

中村彌兵衛
園田左太郎
羽咋・能登郡御扶持人・十村中

本文は前田備前貞親の事に係る

十一月二日。前田綱紀相摸の新戸に放鷹する爲江戸を發し廿六日歸府す。

〔前田貞醇藏文書〕

寛文十三年八月四日依召金澤出發、同十五日江府參著、同晩御目見、同十八日御前ニ被召出御懇之御意、奥村伊豫・横山志摩列被召加、名可改備前之旨蒙仰。同十月廿八日相州新戸御鷹場ニ之御暇被仰出ニ付、同十一月朔日新戸御鷹場ニ發出、同二日御發駕、同廿六日御歸府御供。

〔德川實紀〕

十月廿八日。月次拜賀例のごとし。尾張中將綱誠卿・水戸少將綱條朝臣・松平加賀守綱紀ともに放鷹の暇たまひ云々。

十一月六日。松平加賀守綱紀も狩場より使出し、雁・鴨を献す。

十一月六日。嚴に新京升以前の量器を用ふることなかるべきを令す。

〔改作所舊記〕

改新京升被仰付、年月相立申儀に候へ者、最早所々に古斗升有間敷儀に候得共、彌御吟味候

而、如何樣之儀にも古斗升遣不申樣御支配之所々へ急度御申觸、書付を御取置可有候。此旨御聞屆置候通、各より此場へ書付御出し尤に候、以上。

十一月六日　　　　　　　　　　　　御算用場

千秋半右衛門殿

林　十左衛門殿

十一月廿一日。村肝煎にその給米の外別に遣錢を與ふること勿らしむ。

〔司農典〕

御郡中村肝煎給米之外、所々に罷越候刻遣錢取申者有之旨に候。來年より、圖を以給米に而相渡、遣錢者取不申樣急度相究可申候。不應村に高給米之所有之由に候條、左樣之所も令吟味、能程に圖り、來正月罷登り候刻、帳面に記持參可致候。給米代に田畠山抔取來る肝煎之者、其分除給米に圖り、是又帳面に記可致持參候、以上。

丑十一月廿一日　　　　　　　　　園田左七

河北彌左衛門

中村彌兵衛

毛利又太夫

園田左太郎
水上喜八郎
中村助左衞門

諸郡御扶持人・十村中

十二月六日。徳川家綱、前田綱紀に鶴を贈る。

〔徳川實紀〕

十二月六日、松平加賀守綱紀に御使して鶴を賜ふ。

是歳。非人小屋にありし里子を移して新たに加賀郡に潟端新村を建てしむ。

〔上田源助舊記〕

一、加賀郡潟端廻り新開高追々出來に付、延寶元年潟端新村始村立被仰付、非人小屋より里子を出し、家數二十一軒家建、並諸道具・農具・夫食・鹽噌・薪・著類等迄被下候。右延寶元年留帳に有之候事。

〔改作所舊記〕

延寶元年加賀郡潟端新村被仰付、非人御小屋より非人被遣、里子百姓と名付、二十一軒御建被成候處、此者家・諸道具・鎌・鍬・飯米・味噌・鹽・薪・著類迄御上より被下候。右之時分、十村大熊村兵右衛門せがれ伊兵衛支配被仰付候へ共、日々給物に至迄男女人數に應じ相渡申、肝煎に在々より出申百姓之内、二日市村善右衛門・大熊村三郎兵衛・小熊村彌次右衛門被召出、此三人に並百姓持高二人分宛被下、里子裁許被仰付。然所に二日市村善右衛門儀は、同村肝煎に御座候間、兩所に而善右衛門と申儀難成候。潟端新村に而は市兵衛と名を出、二日市村に罷在、里子裁許仕候。數年之儀に御座候故、諸人奉存儀に御座候、以上。

元祿六年六月十九日

御所村　長次郎

御供田村　又三郎

田井村　次郎吉

永原権丞殿

渡邊喜左衛門殿

〔前田家雜錄〕

是歲、町人城尾屋惣右衛門、諸士の子弟を誘ひて風俗を紊しゝこと發覺す。

一、延寶元年城尾屋惣右衛門与云町人、御家中之侍分の子等かたらひ騷動仕出候趣。城尾屋惣右衛門儀、始前田備後方に中小姓に而罷在、其内御家中之侍分の若き子共被申談、大賴母子を催し、米切手の賣買など致し、金銀手廻能成申に付、其身は備後方より暇をもらひ、南町に大き成家を求、上方より扇子を折女を二三人抱來り、扇子屋になり城尾屋と申也。家も八貫目計にて求、それに大分又修覆を加る由也。惣右衛門示談せし連中は、御小姓組鶴見甚左衛門（會所奉行 五百石）嫡子鶴見文內、同組脇葉權右衛門（四百石）養子實は甥脇葉傳右衛門、同組野崎市郎右衛門（表御納戸 二百石）嫡子野崎甚五兵衛、同組横濱勘兵衛（五百五拾石）嫡子横濱七右衛門、御馬廻組山森藤右衛門（五百石）嫡子山森彌五作、同人甥牢人山口源太兵衛、大音主馬家來知行（百五拾石）稻塚兵左衛門、大音主馬家來知行（百石）水尾源左衛門、右之人々也。綿屋八左衛門与申町人に家を買とらせ、木新保に置、彼が所にて寄合樂み申由。其外方々にも樂み所有之。かゝる處に方々の手廻しの銀共、ひたもの間違大窓明き、つくなはん樣もなく、手段方覺も盡果て、右人々惣右衛門を始過半欠落仕也。依之右之親共閉門被仰付、方々は追手を掛尋候得共知れざる也。惣右衛門家請に、伯父鞘師長右衛門と云者立候處、長右衛門禁籠仕、鶴見文內を尋に弟三之丞罷出る。並惣右衛門とも能見知候由にて、甚左衛門をも高田勘右衛門方に有之久敷若黨も、三之丞に添遣す也。方々上方筋尋、夫より東海道より江戸を指て參る所に、參州池鯉鮒に而惣右衛門

罷通るに出合、後より勘右衛門若黨むづといだく。去共惣右衛門も三十計にて大男、力量もあり、中太刀も少つかひ候故、だかれながら刀ぬき、右若黨に後ざまに手負せ、既にあやぶき處に三之丞掛付、小者草履取も折合、惣右衛門は切殺し候也。右若黨は深手負申故、所より外科・本道をかけ療治仕也。右死骸は所に埋み置、三之丞方より飛脚を以注進仕。金澤より段々被仰遣、手負の若黨も歸り、追付疵も平癒仕也。所にも御禮被仰遣、文内は親甚左衛門閉門を開、出家と成翌年來る。則刎首被仰付也。野崎甚五兵衛・横濱七右衛門・山森彌五作・山口源太兵衛・稻塚兵左衛門・水尾源左衛門も、それぞれに御預け段々被仰付也。脇葉傳右衛門は出ざる故、實兄水野小右衛門御馬廻組二百石則尋に御暇申上、江戸に參り、江戸に而傳右衛門に逢ながら、しらぬ顏に而歸る也。其後傳右衛門は江戸に而被捕、於江戸刎首に被仰付也。小右衛門は右之仕方相知れ、青山將監に御預、追而切腹被仰付也。養父權右衛門は、日頃悴行跡をも存ながら、無沙汰に被思召由被仰出、能州嶋に遠嶋被仰付也。傳右衛門姉聟山田半内御小將組四百石儀、右之一卷に不念成事共有之、閉門被仰付、年經て御赦免也。わたや八左衛門は生胴に成る。惣右衛門家請鞘師長右衛門は刎首、泉野に獄門に掛る也。是は日頃形のごとく律儀者に候處、何茂不便がると也。其外親共は後閉門御免、前組に被仰付也。

【城尾屋一件】

三郎兵衞は惣右衞門の訛

一、延寶元年の事也、母衣町に有之山田半内と云人、御家中華美を好衆誰彼申合遊興の上、城尾屋三郎兵衞と云町人を扇子屋に取立、大賴母子を催し、上方より扇折女良を呼寄、堀川或は大衆免に別宅を構へ、大衆免は今宇野清太左衞門屋敷を別宅にして、毎夜寄合立遊所にしておごりを極、御法度の筋ども背申事に付、御穿鑿に相成候時、城尾屋まづ欠落、侍分の子弟大勢欠落仕内、稻塚兵左衞門と申者、右山田半内甥なりし、一應欠落いたし、又立歸りひそかに半内方へ罷越申候得者、路銀をとらせ欠落爲致候。其後欠落人方々より尋出し時、右兵左衞門も他國よりこらへ來り、御吟味の上半内路銀をとらせたる事も相知、其御とがめ有之、三年計閉門被仰付候而、其後御赦免、尤如先知無相違被仰付候。むかしはか樣之事在之なり。其時分うたにうたひ申候事も、幼少の時分少々覺候。鶴見三丞は、此時兒門内を手に懸討取申咄有之。別條に記之也。

延寶二年

正月廿六日。改作奉行等十村鍬米・村肝煎給米・代官米等のことに關して示諭す。

〔能州郡方舊記〕

覺

一、十村鍬役米並村肝煎給米、御藏並給人藏所へ百姓より直に爲持不申、十村・肝煎手前へ受取可申事。

一、御代官米納候手代共より藏番人共申談、年貢米御藏納之刻、百姓中費成義不仕候樣に、、常々急度縮可仕事。

一、最前急度申渡候通、村肝煎与小百姓之手前算用帳、一ヶ年切に正月中爲取極、小百姓中申分無之旨帳面に爲致奥書、十村手前へ取置、其後二月中に十村手前より書付出可申事。

右紙面見屆、違背仕間敷旨、奥書致判形可指越候、以上。

寅正月廿六日

園田左七

河北彌左衛門

水上喜八郎

毛利又太夫

中村彌兵衛

園田左太郎

中村助左衛門

正月。七日市侯前田利意の女前田綱紀に養はる。

〔加陽御年譜〕

延寶二年甲寅正月前田右近大夫殿利意、大和守利孝子。女御養女寛文六の生にて時九歳、津與姫更名恭姫。同年六月十九日恭姫金澤御著。

正月。百姓の諸心得を鳳至郡宇出津山奉行に令す。

〔上田源助舊記〕

諸事御定之義左に記。

一、十村・御扶持人其外百姓より、給人・侍・町人に音信仕間敷旨之事。

一、他領之者致欠落、御領國に罷越居候者、隱置候はゞ同罪之事。

一、牢人等御郡方に引越居住仕度旨願之者、十村に斷、御郡奉行指圖を請可申事。

一、家作は二間梁、ひさしは六尺より過ぎ申間敷、高持百姓土間廣取儀不指支事。

一、なげし作・杉戸・書院・串形・彫物・組物一切無用、ここぶち・さんかまち塗候義、並唐紙張付停止之事。

一、衣類布木綿之外著用仕間敷、但十村・御扶持人男女共紬御免之事。

著合は附合にて交際の意

じやうせんは地黄煎

但、染色男女共紫・紅に染申間敷候。此外諸色かたなしに染可申旨。

一、百姓食物、雜穀可用旨之事。

一、十村・百姓常々振舞著合仕間敷、神事並祝儀・年忌・葬禮成程輕可仕事。

一、郡方在々酒・じやうせん其外菓子、ゐよう之賣物爲賣申間敷。尤宿方往還筋之分は、右賣物不指支事。

一、跡々より不在來異形之諸勸進停止、人形廻・躍子等之者一切宿貸申間敷事。

一、百姓・頭振他國え指出申間敷、日用稼に被雇参候はゞ、他國に留不申樣一類共呼返し可申事。

一、百姓・頭振男女人數、一村切帳面に仕立記置可申。男女一歳より宗門御改帳に書加へ可申。且又切支丹宗門本人、並本人同前末類縮等之義、兼而申付、無相違相守可申旨。宗旨替・寺替仕間敷、併替不申而不叶義に候はゞ、十村え致案内、御郡奉行え申聞、其上替可申事。

一、在々無筋者に宿貸申間敷、宿所たり共二夜泊り候はゞ、請人を取可申旨。

一、往還筋旅人申分等仕候はゞ、其所之肝煎等罷出、十村え斷、致噯相通し可申。其上埒明不申候はゞ、御郡奉行え斷、出役より抑置可申事。

一、御郡中浦方舟貸候者は、請人取貸可申。請人無之分は、舟乗人欠落有之候はゞ、貸主可

爲越度旨。
一、他國鹽買入申間敷旨。
一、御鷹拵遣ひ候節、犬・猫つなぎ可申事。
一、旅人又は如何樣之者に而も、往還筋に而煩出候はゞ致介抱、醫者を懸養生爲致可申。若致死去候はゞ、是又御郡奉行迄可申斷事。
一、道中に死人或は自害人等有之候はゞ、番を付早速可斷出旨。
一、百姓ゟ金銀・米錢利足を加へ貸申間敷。賣物仕、品を替月延拵仕間敷旨。
一、御郡方新寺・道心寺爲作申間敷事。
一、舟持並商人他國に而致借金、其先より及斷、公儀御難題に不相成樣可仕旨。
一、御藏近火災之節、十村方に定置候通り早速罷出、防可申事。
一、たばこ本田に作り申間敷事。
一、小百姓緣組、双方書付十村裏書を以相極、帳面に記置可申。緣組以來において、奉行所ゟ聞上申間敷事。
一、他支配之者ゟ、地をおろし家爲造候義、及斷、御郡奉行指圖を請可申事。
一、御扶持人・十村等、刀帶申間敷事。

一、盗物質に取、請人無之分は御定之通り質屋損分。請人取置候はゞ、贓物質屋に相渡、本主於請出者、本銀を以可請出旨被仰出候事。

一、五十之因に入候者、存生之内讓狀いたし、所之肝煎・組合頭之內に預置可申旨、被仰出候事。

一、木株掘不申樣可仕、隨分山荒不申樣可相心得事。

一、御林山近邊、なぎ畑仕間敷、自然火あまり、御林に付候而は可爲越度旨之事。

一、百姓分之子共・兄弟、町方に出候義御斷可申上事。

一、寺社方山林竹、猥に伐取間敷旨。

一、追はぎ等に逢候抔与申立、或疵付人等立寄、迷哭候樣申斷候はゞ、抑置及斷、指圖を請可申旨之事。

右之通被仰出候事。

一、鹽釜屋請坪二つ宛仕、朔日より十日迄之鹽、十五日より廿日迄爲斗可申。十一日より廿日迄出來鹽、廿五日より晦日迄に爲斗、廿一日より晦日迄之鹽、翌月五日より十日迄に爲斗可申事。

一、鹽升之上懸おろし、一升よりすくなく無之樣爲斗可申事。

一、鹽懸相見人名代出間敷事。

一、鹽懸斗升ふせ竹へり候はゞ、十村鹽懸人相見を以、幾重に而もふせ直可申事。

一、鹽懸候刻、入こぼし不致、升之內殘鹽無之樣に俵拵念を入、俵に仕立候迄著居、員數改符付可申事。

右之通り、延寶二年正月御算用場より、宇出津山奉行に觸付。

本文は前田綱紀親翰の抄なり

二月四日。前田綱紀養女恭姫を金澤に遣すべきことを老臣等に告ぐ。

〔袖裏雜記〕

追而申入候。前田右近殿子息方多く、勝手も不如意候へ者、息女の內一人前田主膳方迄被差越間敷候哉、如何樣にも此方より諸事申付、於國許何之者へ成とも可遣之旨、以前田對馬右近殿・同帶刀殿へ申達候へば、兩人之衆事之外滿足に而、即久世大和守殿に被申入候處、苦間敷とのあいさつに候故、右息女右近殿在所より呼寄被申候。右之通候へば、兎角何方へ遣候共、城より仕立遣不申而不叶義に候へ者、幸慰之ため唯今より城にも差置申度存、重而右兩人之衆へ及私談候所、最早大和殿右之あいさつに候へば、此義迄相尋被申に不及之旨被申に付任貴意候。乍然其元迄は右近殿より遣之被申分にいたし、直にきしの・小河有之屋敷迄可遣と存候。それに付乳母之外は、何茂此方より人を付遣申事候。當月中旬迄は途中雪も可有

之候條、當月末か來月中にも差遣可申と存候間、かねて其心得あるべく候。依之右息女指置候處之儀、因幡迄以別紙相達候間可被承知候。委曲前田對馬方より可致演述候、謹言。

二月四日　　　　加賀綱利判

本多安房等三人殿

本文は前田綱紀親翰の抄なり

猶以段々言上之儀共は、對馬等より相達候樣に申付候得共、畢竟之心得可申聞与存、如此に歸國以前、躰により御老中方へも內意相達置、諸士中之仕置嚴重に申付之、其上に而も不覺悟之者は、急度曲事に可申付と存候間、兼々其心得あるべく候、以上。

二月四日。前田綱紀城尾屋事件の處理に關し老臣に指揮す。

〔袖裏雜記〕

今度家中之せがれ共不屆之仕合有之、追々言上之趣逐一令承知候。彼者共不義之仕形萬代未聞候條、急度磔可有之義与各了簡に付、菊池十六郎・岡嶋兵庫等ゟ被及相談、存寄之品々舊臘廿八日之書付遂披見候。如紙面此儀手淺うちかゝり可致穿鑿事にあらず、よく始終之考決定之上、隨其趣穿鑿之筋可有之事と存候故、先日前田對馬方より此段相達候樣に申渡候。兎角歸國之時節無程候條、如例於被下御暇者、城著之砌急度可遂穿鑿と存事候。

一、彼者共之親可存儀に而も無之候へども、餘之義与違、常々せがれ不義之仕合、親共存間

敷事にても無之、其上彼者共不立歸とて、可爲其分はにくき仕合候條、親共手前及迷惑候段承及候はゞ、立歸儀も可有之候條、旁以彼者共之親しまり申付置可然之旨、各詮議之趣去月十日・同廿一日兩度之紙面具令披見候。尤親共一向存間敷儀に而も無之、又悉其黒事を乍存、そしらぬ躰に而有之とも難申事候。親共の內其差別可有之候。いづれのみちにもたゞ今急度指預置候歟、又者閉門等申付候よりは、先逼塞いたさせ置候儀可然存、是亦對馬方より相達候樣に申付候。勿論吟味之上、其趣に隨ひ急度申付儀も可有之候。

一、欠落仕者共之儀、此方より追手をも遣、爲捕候而も可宜哉与各より內談候へども、浪人風情之者少々令同道之由巷說有之に付、若末に而件之者共一所に罷成候はゞ、卒爾に足輕等遣し、不首尾なる儀も候へ者如何与、先親共手前ゟ被申渡之旨、先月廿一日之紙上承知、尤候。

一、右之通――

一、右に申述趣に候へ者、是非彼者共不召寄に而不叶子細者無之候へども、惣樣しまりのためには、呼寄急度申付候義可然候。以來之仕置のためにも少は成事候。去共聊爾に追手抔遣候義は甚不可然候。如何樣にも召寄候手だて可有之事に候。若又追手を遣捕申義有之候はゞ、同道之多少無構候。假令末にて惡徒共一所に罷成候とも、其首尾宜敷申付樣も可有之事に候へ者、卒爾之沙汰者無益事候。

一、今度之一卷落著之義、第一之重事と人々存躰に候。我等存所者、此一著何之別義有之事に而なく候。ひとへに落著以後之仕置大切至極候。右穿鑿手びろく致、不埒に候而者、以來仕置之障に罷成事候。因玆此穿鑿之仕樣も有之事に候へ者、遠境書付等を以相達候而は、若間違之義も有之候へ者如何と存、別而吟味可有延引之由を申遣候き。

一、此儀に付――

一、自去暮至于當春、家中之者共手前行詰令迷惑者數多有之由、前月十日之紙面趣承知、不珍事候。諸士中只今之覺悟にては、たとひ幾く助成有之候共、また〳〵行詰可及難義事、年を不可過候。とかく歷々之者を初、諸士中之所存を可改仕置之外者無之事候。其上之憐愍者實之助成たるべく候間、其心得可有之。

一、此一卷落著申付上、一仕置無之候而は不叶事候。於然者各内外之行跡、彌以相嗜可被申儀肝要候。皆々初常々之作法不正候ては、我等存寄仕置之筋目も難立事と存候。勿論何方にても、可申處無之行迹之人は、今世に稀なる事に候へ共、少之存所者以來も可有之候。然共旦暮其心懸無怠慢候はゞ、末々まで可改心底基たるべく候。唯惣樣之ならはしとも可成所は、各より急度改被申尤候。若又其上我等存寄義も候はゞ、無遠慮可申聞候條、兼其愼專一候。

一、右惡行之者共出來候義、今更之事と不存候。當時歷々を初、行跡之正敷はまれに、不作

法之族多之事候。此等之不行義之者も、皆以生得心底之悪敷にあらす候。仕置之是非に隨ひ、よくも成あしくもなるへき事候。若向後申付仕置聊も宜敷候はゞ、件之不行義之輩も心智之程に隨ひ、大概あしき者に而は有之間敷候。此段能々被了簡可有心得候。――此外申達義品々有之候へ共、不能紙面候。萬事歸國之節可及面談候、謹言。

二月四日　　　加賀綱利判

本多安房殿

横山左衛門殿

奥村因幡殿

二月十日。金澤に移されたる前伊豫西條侯一柳直興の居邸周圍に植うる皂莢を求む。

〔改作所舊記〕

一柳監物殿屋敷廻、さいかちさし木可仕旨、御寄合所ゟ里見七左衛門・岡田十右衛門寛被申所に、右之木さゝせ可申旨被仰渡候に付、割場より人足遣し爲伐、監物殿御番所御馬廻衆迄遣可申旨被申越候間、石川・加賀郡之内に而きり申樣に、郡御奉行衆へ可被仰渡候。爲其申進候、以上。

二月廿二日。能登郡鹿島路村の百姓孫十郎新開を出願す。

〔司農典〕

乍恐申上候

一、寛文十二年に御斷申上新開仕候御高績、馳出ごみ溜之所、能登郡鹿嶋路村定尻より、同酒井村定尻迄御高十石程、當年より新開仕度奉存候。御納所者如御定、當年・來年者作取、二ヶ年は半納所、五ヶ年目より本納所可仕候。御免相之儀者、跡々開並御圖免に被仰付可被下候。爲其御斷申上候、以上。

延寶二年二月廿三日　　　能登部鹿嶋路村　孫十郎

御改作御奉行樣

右新開所吟味仕候處、何方も用水以下無構地に御座候間、可被仰付候、以上。

能登郡村　一樂

芹川村　兵衛

三階村　源五

三月八日。駄馬の口は必ず之を牽くべく、若し人の共に在らざる時は轡を食ますべきを命ず。

〔岡部氏御用留〕

御領國中往還道爲御作候就而者、双方に芝を敷、小松を植候處に、往來馬口引無之に付、馬芝をくひおこし候由、道作御奉行爲斷候條、馬口引いたし、芝などゞ喰不申樣可有御觸候。自然無承引、馬に芝・小松などくはせ損じ候はゞ、見合次第急度可申付候。口引無之馬は、くつわ懸候樣に、是又御申付可有候、以上。

三月八日　　　御算用場

右之通在々宿々に可申渡候。此書狀判形候而可相返候、以上。

三月八日　　　田伏彌右衞門
　　　　　　　三嶋彥右衞門

羽咋・能登郡十村中

三月八日。百姓伊勢參宮する時は許可を得たる日限に必ず歸國せしむべきを命ず。

〔岡部氏御用留〕

伊勢參宮人、御定日限無相違可被歸證文に候得ども、彌相違無之樣堅可申付候。若御定之日限に不罷歸候はゞ、急度遂吟味、御斷申上首尾に候間、人々爲申開違背爲仕申間敷候。則證文按紙遣候。來月より者此證文之文言に違候はゞ、通切手遣間敷候間可得其意候。此書狀判形候而可相返候、以上。

三月八日　　田伏彌右衛門

三嶋彦右衛門

羽咋・能登郡十村中

覺

一、歳何拾　　百姓何郡何村　誰

一、歳何拾　　高不持何郡何村　誰

右何人之男、身上宜、御收納・公儀役丈夫に仕者共に御座候に付而、伊勢參宮御斷申上候。如御定、金澤罷立候日より十八日之内に金澤迄罷歸、人々不殘罷出、急度御案内可申上候。然上者、欠落又は宗門其外何によらず、御法度相背御國立のき申者に而無御座候。其上通御切手申請、別人遣不申、此品々致吟味、請締私共方に取置候間、大正持御關所通御手形申請候。若紙面之通少々に而も相違御座候はゞ、越度可被仰付候。爲其證文如件。

延寶二年　月　日

何郡何村肝煎　誰

同　組合頭　誰

田伏彌右衛門殿

三嶋彦右衛門殿

右紙面之通遂吟味證文上之申候。大正持御關所通御切手可被遣候、以上。

十村何村　誰

是月は大盡なり

三月晦日。往還筋道路の保護に關して百姓に心得を諭す。

〔岡部氏御用留〕

御郡在々用水取候江筋、往還道を隔跡々より取來候橋之義は、修理御公儀より可被仰付、往還に新江を掘申候はゞ、其百姓爲自分橋爲懸可申旨、寄合所より御申渡候間、向後新江猥に掘不申樣、御支配御郡中ゟ急度御申渡可有之候。

一、往還道筋植置候松、切取申旨相聞候間、猥無之樣御申付可有候。

一、往還道作りに而、双方土手敷芝等損じ不申樣、是又御申渡尤に候、以上。

三月晦日　御算用場

田伏彌右衛門殿

三嶋彥右衞門殿

四月二日。加賀郡往還筋道路の並松保護の爲水田の境に杭打を命ず。

〔改作所舊記〕

往還道筋並松之根、田之方より掘申候に付而、松たふれ申躰相見え申候故、其段御算用場御奉行衆へ御理り申入候處に、松之根際を指除、定杭を打、其內を土取不申樣に可申由に候之間、明日大樋町はなより杭うたせ可申候條、杭木爲持、手代相添出し置可申候。爲其如此に候、以上。

四月二日　渡邊藤左衞門
淺野與市郎

かゞ郡往還道支配十村中

四月六日。二歲駒見立の爲能登に人を派すべきことを告ぐ。

〔岡部氏御用留〕

子浦　七尾　富木　宇出津　川西　輪嶋　道下

右當年二歲駒見立、甚左衞門・半兵衞被遣、當九日金澤罷立由斷申候。右之所々に、手寄次第駒牽出し爲見可申候。不及申候得ども、無手摑様尤候。爲牽登候義者、重而可申觸候。此旨

狀判形に而可相返候、以上。

四月六日

三嶋彥右衛門

田伏瀨右衛門

十村中

四月八日。前田綱紀就封の暇を受く。

〔德川實紀〕

四月八日、松平加賀守綱紀はじめ、就封の暇賜はるもの十五人。

四月九日。新たに大組足輕頭三人を任命す。

〔菅綱記〕

一、是歲四月九日新令大組足輕頭三員、北川庄右衛門・阿部甚右衛門・村上小七郎、每組足輕五十人・小頭十人、專鳥銃を習練せしめむが爲に普請等の諸役を免さる。小頭三十五俵、足輕二十五俵。五月十三日北川庄右衛門加秩百五十石。

〔金澤古蹟志〕

持筒足輕來歷

可觀小說に、瑞龍公の時持筒足輕二組有之、其頭本庄主馬・河原兵庫相勤。一組百人宛有て、

一人宛行三十五俵、小頭は五十俵賜り、歩士よりも上列なり。平生の勤仕もなく、年中二三度宛人形を打丁を付るまで也。火事の時石川・河北兩御門を警固す。然に微妙公の時二組共指止られ、殘らず先手足輕に命ぜられ、二十五俵宛下さる。此事先年御尋に付、足輕市島小平と云者覺罷在申上たりとあり。是持筒足輕の濫觴なりしかど、大組足輕の起原也と云。湯淺祇庸の藩國職員考にも、大組頭は延寶二年四月九日始て三人命ぜられ、組足輕此時抱らるといへども、瑞龍公の時持筒二組有て、本庄主馬・河原兵庫其頭を勤む、委曲混見摘寫に載す。或説に松雲公持筒組を始て命ぜられし時、先代持筒足輕を置、其後指罷、再び申付度との事にて、速に幕府に開屆ありといへり。持筒弓頭として置れたるは、延寶八年十月廿九日に始て三人其頭を命ぜられたり。弓頭は小泉勘十郎・半田權佐兩人、筒頭は加藤重左衞門也。天和元年三月廿一日に原田又右衞門筒頭に命ぜられ、同年九月廿八日北川又右衞門を筒頭に、同二年九月廿八日吉田左太夫を弓頭に命ぜられ、半田惣兵衞を筒頭に命ぜらる。是に於て弓三組・筒四組と成、一組各足輕三十人・小頭六人・手替六人、都合四十二人、宛行高等都て大組の通り也。俗に中組と稱す。按に大組・中組合せて十組なり。諸格一致の振合なり。されば稱號を大組といひ中組と呼べる、是優劣ありていふにあらず。人高の多少を以ての唱へなるべしといへり。

四月十日。多量の麥種子を所藏せしむるが爲百姓に貸米を命ず。

〔上田源助舊記〕

覺

一、千二百石者延寶元年米、石川郡小百姓共麥種多可爲致所持ため、御貸被成候事。

一、此御米令吟味、手前宜敷者には少も不貸渡、麥種多所持難仕躰之者に貸渡、例年蒔來候麥種に、村々より五割・七割も多爲致所持、當暮跡々に違、大分に麥蒔候樣可仕候。

一、肝煎・組合頭、其外にも慥成百姓一兩人宛も、一村切に麥種爲致吟味、成程上麥入念、喰失不申樣に縮可仕候事。

一、御米借請候人々、借用帳は勿論、人々所持仕たね、彌員數組切に調出可申候。村々縮帳之義は、面々手前に念を入取置、麥蒔候刻無油斷、其節種高程制、吟味可仕事。

右ヶ條之通見屆、相違有之間敷旨、其方茂致奥書可指越候、以上。

卯四月十日　改作奉行

石川郡十村中

四月廿六日。前田綱紀歸國の際、遠く郊外に出で迎ふること勿らしむ。

〔袖裏雜記〕

中將樣御城着之日、當番御用懸之外、人持並与頭・物頭（今案物頭の二字此留に不見此類之紙面之留物頭云々有之分多故書加）津幡之こなた金澤町端之間へ被罷出、被致御目見候へども、向後右所々へ罷出候義無用之旨被仰出候。御自分之義も町端迄御出候義、勿論御無用に候間、可被得其意候、以上。

四月廿六日

横山左衛門
奥村因幡
本多安房

長九郎左衛門樣　人々御中

追而御自分之義、今枝民部被仰合、御著之日御登城候而、三之丸橋爪に而御目見可然存候。其心得可被成候、以上。

四月十六日　　右三人

長九郎左衛門樣

御歸國之刻、御領國中寺社方出家・神主、道中進物指上、又者爲御目見罷出候義、堅御停止候條、急度可被申渡候、恐々。

四月十六日

横山左衛門
奥村因幡

本多安房

篠原織部殿

四月廿八日。植付の季節なるを以て十村等に巡回を命ず。

〔司農典〕

植付時分に候條致廻村、植付仕廻次第追付可申越候。來月相談所ゟ罷出候儀無用候。就夫增田半助も不遣候。所に寄苗惡敷由に候間、植付等彌油斷有間敷候、以上。

四月廿八日　改作奉行

羽咋・能登郡十村中

五月十五日。前田綱紀先に歸國せしを以て使を遣して物を德川家綱に上つる。

〔御日記〕

同日は五月十五日

一、同日に松平加賀守事歸國に付て、在所より使者横山右近を以て、八講布百疋並に二種一荷を進上す。

五月廿二日。百姓に不相應なる奢侈を爲すことを禁ず。

〔改作所舊記〕

跡々茂數度申觸候義に候得共、御郡百姓不似合おごりたる躰之者有之候而、隱置候者、村肝煎・与合頭之義は不及申、其与々十村・御扶持人共手前御吟味之上、急度曲事可被仰付候條、御支配之御郡中ゐ、此旨御申觸可有候。在々後生語を集、又はゑやう遊仕者有之由風聞候。左樣之ものゝ慥に承屆候はゞ、其身之義は不及申、肝煎・与合頭・十村手前茂越度に可被成候間、是又急度御申觸尤に候、以上。

寅五月廿二日　　　　　　　御算用場

林　十左衛門殿

千秋半右衛門殿

五月廿七日。諸士七十歲以上にして勤務を除かるゝ者、その子二十歲以上なる時は代番を許すことを告ぐ。

〔御定書〕

御馬廻組之面々、歲七十以上御番被成御赦免候者共之せがれ、廿歲に罷成、前髮をも取、御番可相勤器量に候者、向後廿歲より代番可被仰付旨御意候條、可被得其意候、以上。

延寶二年五月廿七日

六月廿二日。町會所に召捕役を置かんことを請ふ。

〔國事雜抄〕

覺

一、跡々捕者御座候刻者、度々森川五郎右衛門罷出候處に、五郎右衛門役替被仰付候以後、左樣之者無御座候間、捕者心得申者、足輕小頭並に御給米に而兩人召置、常は町方横目に申付置、自然捕物御座候刻は、兩人に申付候樣仕度奉存候。各宜御座候者、以御序被立御耳可被下候、以上。

ヲ六月廿二日

里見七左衛門

岡田十右衛門

本多安房殿

横山左衛門殿

前田對馬殿

奥村因幡殿

七月三日。諸士七夕・八朔に際し白帷子を着用すべきことを命ず。

〔御定書〕

菅綱紀に延寶元年七月六日の新令に作るもの恐くは非

七夕・八朔、向後白帷子可致著用旨、御寄合衆被仰渡候、以上。

寅七月三日

朱書、貞享二年着用無用之旨被仰出候事。

七月七日。富山侯前田利次江戸に卒す。

〔寛政重修諸家譜〕

前田利次云々、延寶二年七月七日營中において俄に病を發し退出するにより、上使を下されてこれをとはせられ、この日卒す。年五十八。瑞巖良祥龍光院と號す。富山の光巖寺に葬る。十日奏者戸田伊豆守忠昌をもて、賻銀二百枚をたまふ。

〔御徒方萬年記〕

七月七日於殿中、松平淡路守利次中風煩出し、俄卒。五十八歲。

〔甲子間書〕

同氏淡路守義不意卒去之趣及高聽候處、御哀惜之御事候。於其元驚歎之程被察思召候。此旨可相達旨、依上意如斯候、恐々謹言。

七月九日

阿部播摩守

土屋但馬守

久世大和守
稲葉美濃守
松平加賀守殿

去九日之奉書、以宿次今日到來致拜見候。同氏淡路守卒去之義奉高聽、有難上意之旨甚恐多義奉存候。御請憚存候條、忌明以使者可申上候、恐惶謹言。

七月十三日　松平加賀守

稲葉美濃守様
久世大和守様
土屋但馬守様
阿部播摩守様

〔德川實紀〕

七月十日、松平淡路守利次卒去せしかば、奏者番戸田伊賀守忠昌其家に御使し、白銀二百枚賜ふ。

〔松梅語園〕

一、中納言様六月十五日御登城の時、御供廻御挾箱持・御道具持・御傘持抔草履をはく。以之

中納言は前田利常なり

淡路守は前田利次

外御怒り、いつも御料理之間之縁より被爲入候處に、其日は大式臺より被爲入、御手廻衆に被仰付、御供廻之者共不殘御前に而御たゝかせ被成。御跡より淡路樣被爲入候而、御前へ御出、是は無勿躰御事、私打殺可申とて、御箱之棒を以散々に御打被遊を、御覽被成被爲入。淡路樣御力無隱御事なれば、皆死可申とて笑止に人々存所に、一向御手廻衆うち申者は痛候而、淡路樣御打被成者は不痛。此事申上、淡路樣を奉賀候處に、仰に、委細は不知共、打たせらるゝなれば輕きと思ふ故、棒先土に當る樣にうちたると被仰。御供廻り之者共承り、忝がり申也。御小人頭石川次郎助ぬるき申付とて、孫左衞門屋敷に五十日計籠舍被仰付と也。

〔享保錄〕

一、淡路守樣御三歲之時、天德院樣に御從御登城之砌、台德院樣御前に而淡路守樣以之外御機嫌惡敷候へば、台德院樣淡路守樣を御抱、御すかし被成候へ共、御機嫌直り不申候。折節御側に鬼の面有之候。若是に御恐被成候哉と、台德院樣御手づから御かくし被遊候へば、却而其面を御望に而、御いざり被遊候躰に付、御手に面を被進候へば、御機嫌すきと直り一段御快に付、扨者面を御好と見え申由に而、御土藏に有之面箱御取出し、作の面三十六面、其座に而台德院樣より淡路守樣へ被進候。其面于今長門守樣御代々御重寶に成有之候。凡天下に無比類拜領不過之、後代重寶不可過之旨之物語也。

七月十一日、前田綱紀富山・高山兩藩領境の論所に關する前田利次の處置を難ず。時に利次既に卒せし後に在り。

肥前守は前田利長

〔袖裏雜記〕

御使札致拜見候。其表御靜謐、御自分御堅固御在座之旨珍重存候。然者御領分論所、今度巡見衆被相越見分之樣子、且又御老中方詮議之節、金山之跡、御領分百姓共兼而申候程に無之由被申段、委細御紙面之趣得其意候。依之若金山之處飛州分に成候而は、肥前守殿公儀へ被上置候越中國繪圖、押領之樣に罷成義、何より御難義至極に思召候。就其被仰出有之候而者、可被成樣無之付、右之所公儀ゟ御上有度旨、御老中へ被仰入候由令承知候。近頃難心得思召共に存候。隨而大竹十郎左衛門被仰含候趣、是又委細承屆候。

一、論所に付右之所御指上被成との義は、尤之御事候。併連年公事に成、只今御領之百姓申劣候とて、此所御上可有之との義者、如何可有御座候哉、互之百姓之申分に候上は、何樣にも御老中より之御指圖次第たるべき事候。及此期御指上可有との義は、聊不能思慮候。

一、自然右之所飛州分に成候而は、肥前守殿公儀へ被上置候越中國繪圖、押領之樣に罷成義、何より以御迷惑至極之旨、此段拙子式へ被仰越候迄にても難心得事に候處、十郎左衛門口上承候へば、御老中へも此義被仰達候由。萬一肥前守殿御心得違之義御座候とも、至此節可被

仰立義有之間敷事候。其上oldr而左樣之子細にて無之處、謹而御自分御誤無之段を爲可被仰述之。肥前守殿へ難題被仰懸候事、近頃御自分なごには不似合御心底に候。加樣之思召可有御座程には存も不寄候。誠不遠慮千萬成御返答に候へども、拙子式事は、假令不都合之御挨拶候共、御自分与拙子間之義に候へ者、可成程は可申談覺悟去年も申通候へども、無筋義肥前守殿之御事を被仰述候上は、急度申述候はでは不叶義候。

一、件之論所何方へ付候共、肥前守殿誤無之段、申進候にも不及事に候へども、如何樣之思召も難計に付、委曲十郎左衞門に相含候間可致演說候、恐惶謹言。

七月十一日　　松平加賀守

松平淡路守樣

七月廿二日。百姓貢租を終らざるに先だち米を賣るを禁ず。

〔司農典〕

御藏入・給人知共、當納所不相濟内新米賣不申樣、例年之通組々締可仕候。則御算用場より所々御横目出候間、得其意、急度可申付候。但夫銀抔相立申時分、米賣出候儀者、十村共聞屆、夫銀に應じ候程指紙出爲賣可申候。給人知當米次第、追々納所いたし候樣可申付候。此觸狀見屆候はゞ、十村共奥書判形いたし指越可申候也。

七月廿二日

羽咋・能登郡御扶持人・十村中

園田左七等七人

七月廿四日。百姓收納米の乾燥を充分ならしむべきを命ず。

〔岡田氏御留書〕

覺

一、御郡中當立毛、御藏入・給人知共、稻能干入、米かたくいたし候樣、百姓之義者勿論、請作仕もの共迄、急度申渡縮可仕候。近年米やはらかに候故、古米に成大分之欠米相立申候。來年より御代官米、四月中に升廻無之、出船相濟以後、詰米・殘り米共に升廻有之筈に候間、左樣に心得入念可申付候。給人米も御召米に成候故、御藏入同事にて候間、是又急度可申付候事。

一、御藏入・給人知共、米出來次第早々致藏納、百姓手前に置不申樣に縮可仕候。自然火事等に逢、米燒申百姓有之候はゞ、遂吟味急度申付、十村手前も詮義之上、米辨じさせ可申事。

一、夫銀代うり米切手之義、九月朔日より同廿日迄之內、人々應夫銀、十村方より切手を出し可申。廿日過候はゞ出し申間敷事。

右之通見屆、判形仕可指越也。

寅七月廿四日

園田左七
河北彌左衛門
水上喜八郎
中村助左衛門
中村彌兵衛
園田左太郎
毛利又太夫

羽咋・能登郡十村中

右御紙面之趣奉得其意申候、以上。

熊木村　太右衛門　相神村　彌六
緩目村　太間　武部村　太郎衞門
今濱村　次右衛門　飯山村　五郎八
堀松村　三郎兵衛　笠師村　太老
高田村　權正　能登部村　一樂
芹川村　兵衛　三階村　源五

収納とは藩又は給人の百姓より収納する意

八月十二日。十村組毎に本年の收納を皆濟すべき請書を徴す。

〔司農典〕

如毎年當收納、組々無異儀皆濟可仕旨、百姓手前より縮書付取置、面々方より御請書付、當月晦日切可出候。

一、當收納、當月晦日入米目錄出候はゞ、來月より十五日切に、一ヶ月兩度宛致吟味、組切如例年書付可出候。

一、早稲刈跡、如例年蕎麥・麥・菜種、無油斷蒔植させ可申候。

一、當秋夫銀九月廿五日切爲濟、切手見届、十村方より書付出可申候。但御藏入知之夫銀斷有之分は、跡々御定之通可仕候。

右之通相違無之樣可致裁許候、以上。

〆八月十二日　園田左七等七人

羽咋・能登郡十村中

八月十六日。廣島侯淺野長治の請に應じて金子一萬兩を貸與すべきを告ぐ。

〔袖裏雜記〕

因幡守は淺野長治

去月廿二日之貴札致拜見候。淺野因幡守殿御知行所、去年・當年打續水損、當年者四度迄水入、侍・百姓之家迄押流、何も飢に及申由。兼々は左樣之時之貯被成置候へども、去年之水損に百姓迄扶持を被遣候故、當年は何共難義被成。就其加賀守殿へ金子一萬兩御無心被仰入、當年御借用、來年より一ヶ年に千兩充、十年に御返辨被成度由被仰候之旨。因幡守殿之義に御座候へば、右之御無心殊之外御遠慮に御座候へ共、安藝守殿・加賀守殿より外には可被仰入方無御座候間、此度御兩方へ可被仰入由御座候間、取替不被申候へば御進退御つぶれ、御知行も亡所に罷成候間、偏に御賴被成旨重々被仰候由、御書面之趣致承知候。常々各如御存知、金銀無心之義、何方より申來候而も許容難被仕義故、一圓取次不申候へども、因幡守殿之儀者故も御座候付而、則以御書面申達候處、因幡守殿儀者、故肥前守死去之後被入御情萬端御肝煎、保科肥後守殿談合之刻も、每度御加り御取持之事、加賀守殿常々過分之義と被存候。其上跡々より、終ヶ樣之御無心不被仰越候故、如此候へば因幡守殿之儀、餘人之例に不罷成候。此度御領分御救難被成、御手づかへ之事候間、則取替可被申由に御座候。乍然安藝守殿を指置候而は遠慮に被存候へども、各御書中に安藝守殿よりも半分程は御取替候樣に、紀伊守殿に被仰入候樣にとの事候間、左候者如御書面、加賀守殿より金子一萬兩取替可申旨に御座候條、右之趣御心得被成、宜被仰達候、恐惶謹言。

奥村因幡
前田對馬
横山左衛門
本多安房

八月十六日

岡豐前守様
前帶刀様

〔袖裏雜記〕

預り申金子之事

一、金一萬兩　小判也

右者當年拙子知行所度々洪水に付、加賀守殿御臺所金恩借仕候所實正也。但來る丙辰の年より乙丑の年迄、十ヶ年に返辨可申候。爲後證如此候、以上。

延寶二年寅九月朔日　淺野因幡守

本多安房殿
横山左衛門殿
前田對馬殿

奥村因幡殿

表書之通相違有之間敷候。爲其令加判候、以上。

松　安藝守

右本紙者蕉丸御土藏へ納。來卯の年より之筈に候へども、左候而は殊之外因幡殿勝手に悪敷候由、大和殿へ市正殿御申達候。公儀拜借金翌年より上納之方多候間、大和殿御肝煎可有由御申候と因幡殿御物語候故、一年延申候義迄大和殿御肝煎、餘成義候間、兩人方より其許へ可申上旨、手形辰之年分に御調候樣にと因幡殿へ申達候旨等、九月廿一日前田帶刀殿・岡田豐前守殿より、本多安房等へ之紙面之寫等もあり。

八月廿二日。富山藩と高山藩との境界論爭に關し幕府後者を理とするの判決を與ふ。

飛驒高山侯は金森頼旨

〔國事雜抄〕

飛驒國荒城郡小豆澤村・素ヶ谷村・三河原村・角川村・二つ屋村等、越中國婦負郡桐谷村・布谷村・荒谷村・須江村國境論事、爲驗使長田平右衞門・佐脇傳右衞門被差遣之見分之處、桐谷村よりはくふす村高に結び有之由雖申之、中に小屋之證據慥有之候條、小屋を引拂畑可荒之金山之義。桐谷村よりは三十餘年以前より掘候由雖申之、まぶ數年掘候樣に不相見。其上飛驒・

小屋を云々本のまゝ

越中國之以繪圖逐穿鑿候處、論所之山飛驒之繪圖には相見、越中之繪圖には無之、旁以桐谷村申處非分に候條、飛驒之百姓理運申付而、仍爲後鑑、繪圖之面東方小豆澤村八町下、兩國境之石塚より、こりや原平之尾通くふす、北之谷しろきが岸より、西の方境谷金剛の嶽之峯通、墨筋引之、評定之面々加印判、國境相定、繪圖一枚充双方へ下置候條、永不可違失也。

延寶二寅年八月廿二日

喜右衛門印判
五兵衛同
內藏允同
若狹同
出雲同
長門在所御暇
伊賀同
播摩印判
但馬同
大和同
美濃同

勘定奉行甲斐庄
同德山
同杉浦
町奉行宮崎
同島田
寺社奉行本多
同松本
老中阿部正能
同土屋數直
同久世資之
同稻葉正則

八月。渡船場に高札を立つ。

〔御高札等寫〕

定

一、侍奉公人船賃取申間敷事。

一、商人たりといふとも、其身に不應船賃取申まじき事。

右條々於令違背は、後日に相聞候といふとも、御穿鑿之上可被處嚴科者也。

延寶二年八月　日

九月四日。富山侯前田正甫前代の遺領を受く。

〔御日記〕

一、同月四日に松平淡路守遺領相違なく實子大藏大輔に給ふ。

同月は九月

〔御日記〕

一、同月十一日に松平大藏大輔、繼目の御禮として金三十枚・綿二百把、同き御臺所へ銀三十枚を進上。

一、同日に松平淡路守遺物として御刀左弘行代銀三十五枚・葉茶壺日夏、同き御臺所へ後撰集筆爲相を指上る。

十月四日。非人小屋に收容せる貧民の使役を希望する者を募り、及び飢餓に瀕する者の救助を令す。

〔改作所舊記〕

笠舞御小屋に在之非人共之內、下人等に召置度者有之候者可被下候。望申者於有之者可及案內候。

一、御郡宿々共に飢人無之樣に可申渡候。若飢申者候はゞ、其一類共相談を以、何とぞ相談候樣に可申渡候。

一、頭振支配之者共、其与之十村申達、彌念を入手合切に相改、家職商賣等入用無之、行詰り申躰之者候者見計、最前之通銀子借用可相渡候。

右之趣御算用場被仰渡如此に候、以上。

寅十月四日　　林　十左衛門

千　秋　半右衛門

能美・石川・加賀郡十村中、松任傳右衛門・與兵衛

十月十二日。前田綱紀の子千世松生る。

〔袖裏雜記〕

十月十二日

一、未刻御誕生、及暮前田對馬・奥村因幡常小袖・上下着、奥村伊豫のしめ上下着登城。戌刻御産所次之間におゐて蟇目之役布衣装束勤之。此節服部左源太・小寺甚右衞門のしめ上下着右之儀式相加。

十月十三日

一、早朝安房・左衞門・對馬・因幡・伊豫・志摩のしめ上下着爲御祝詞御廣式迄參候。

一、若子樣御護刀兼光百貫折紙・御小脇差尻懸則長金三枚・御守日本錦袋入釣臺溜塗此御守從京都吉田來・御衣桁一脚溜塗等御産之間へ上。

一、巳後刻奥村伊豫布衣装束蟇目之役相勤、此節服部左源太・小寺甚右衞門のしめ長袴着右之儀式相加。

一、御誕生爲御祝義不及登城候。且又自分宅へも罷出義無用候。表向取沙汰無之分候間、可得其意旨、從寄合中、組頭中並無組附人々等へ相觸。

十月十五日

一、奥村伊豫今度蟇目之役儀相勤、爲御祝義時服三重拜領、其上御前へ被召出、御手づから御刀義景金八枚折紙拜戴。

一、八幡神主紀伊守蟇目之御幣就致調進、銀子二枚被下。因玆奥村伊豫宅に紀伊守呼寄、御目錄相渡。銀子從會所渡。

一、如例月御禮相濟、人持・組頭・物頭等大書院列居、寄合之面々罷出、左之通演述之。

口上之覺

御召仕之女中、去十二日安産、若子樣御誕生、彌御息災御座候。何茂大慶可仕候。思召就在之穩便に被成候條、爲御祝義重而不及登城旨御意候。御祝詞被申上候義は可相達御聽候、以上。

右之趣本多安房演之。

十八日

一、若子樣、當分之御名、淸樣と可申旨被仰出。

十一月二日

一、伊豫御袚並熨斗、若子樣へ奥村伊豫方より以使者獻上之、御廣式へ持參。

十一月三日

一、蟇目之御弓矢、唯今迄御産所次之間に飾在之。今日奥村伊豫宅に被遣之、山本瀬兵衞持參。

十二月朔日

一、淸樣御內々今日初而表に就被成御出、於御居間書院、安房・左衞門・對馬・因幡・伊豫・九郎左衞門・志摩御目見被仰付。右人々常小袖・上下着。

一、若子様御誕生御祝義として、御小袖五充、安房・左衛門、同二重對馬・因幡 九郎左衛門・民部・丹後、同三志摩、綿三十把 前田宇右衛門内室に被下。伊豫義、先頃蟇目之役義 相勤申以後、追付爲御祝義御小袖・御腰物被下候故、此度不被下。

一、若子様御宮參爲御用意、御道具等御拵之義就被仰出、横山志摩奉之、岡嶋兵庫・會所奉行窪田九郎兵衛・御馬奉行野々村忠右衛門へ、以覺書志摩申渡。但御道具之品左之分。

一、御鑓　二本。御鞘　淺黄白熊。柄　樫長さ二間。太刀打　繪圖之通。さかわ　こう。かね　銀。石突　鐵。

殿様御鑓白熊御鞘、石突同事。

一、御薙刀　一振。御鞘　黒羅紗。柄　樫。

殿様御長刀、太刀打様子同事、金具銀。

一、御挾箱　二黒塗。覆　滑革黒塗　御紋青漆　上に一。但御挾箱之恰合金具以下殿様御挾箱之通。

一、御傘　一本。柄　總白籐卷。袋　黒天鵝絨。緒　萌黄色。

一、御乘物　一丁。殿様御乘物之恰合同事。但敷居より下こし板桐の木地、窓之簾紫竹。

一、御馬具。御鞍　梨子地御紋蒔繪。御鐙　象眼。切付肌付　金。泥障　熊緣金緒紫。三緘

但、猩々皮。御鞍覆　こうし皮、指渡三寸五分計之花輪違きめ込、但花なし、緣廻白き雪形、但雪形は色計白、其上ゟ茂花輪違きめ込、惣樣菖蒲革。雨御鞍覆　滑革青漆、御紋金、但兩方に一充。御手綱　布。轡　十文字。御馬柄抄　黒塗御紋蒔繪。

右之內御鐙・薙刀は兵庫、御乘物・御挾箱・御傘は九郎兵衞、御馬具は忠右衞門へ申渡。

十二月廿六日

一、御夜詰之內、組頭之面々御用有之御前へ被召出、退席以後御居間へ若子樣御出被遊に付、乍序初而御目見被仰付人々常之裝束。

御前へ一統罷出次第不同。

不破　彥三　　神尾　數馬　　坂井與右衞門　　野村與三兵衞　　高田勘右衞門

篠原六郎衞門　　富永小右衞門　　近藤新左衞門　　津田宇右衞門　　水原淸左衞門

大橋又兵衞

十二月廿七日

一、御用有之罷出者並當番人、於御居間若子樣へ初而御目見被仰付人々。常之裝束

御前へ一統罷出、次第不同。此後も御目見之人々之留あり爰に略す、尙後を可考。

永原　左京　　篠原　織部　　中川八郎衞門　　橫山　外記　　多賀　左近

津田源右衛門　富田治部左衛門　古市主計　永原權太夫　篠原監物
松平治部　菊池十六郎　岡嶋兵庫　津田六郎左衛門　里見七左衛門
岡田十右衛門　中川采女　藤田八郎兵衛　村金左衛門　寺西左平次
不破平左衛門　赤尾主殿　大窪忠左衛門　澤田宗堅　田中一閑

〔袖裏雜記〕

一筆致啓達候。加賀守樣召仕之女中懷胎之處、昨十二日安產、御男子誕生、御堅固御座候。召仕之事、其上加賀守樣思召有之、穩便に被成候間、從飛驒守樣必御祝義被進義は不及申、御狀をも不被遣樣迄、可申達旨御內意御座候故如此候。右之趣以御序可被達御聽候、恐惶謹言。

十月十三日　前田對馬
奧村因幡
橫山左衛門
本多安房

神谷治部樣
佐分儀兵衛樣　人々御中

神谷治部等は大聖寺侯の臣

十月廿一日。羽咋・能登二郡に令し本年作況良からざるを以て甚しく租米の外見を選ぶ勿らしむ。

〔司農典〕

當年者作毛不宜候所に、所々藏宿米强く吟味仕候旨相聞候。例年に違、改强仕藏宿有之候はゞ、書付可指越候。當年之儀者作毛不宜、見付悪敷米は可有之候。されども秋入能、米はかたく、籾ぬかは吟味可有之候、以上。

十月廿一日　　改作奉行

羽咋・能登郡十村中

かたくの次脱文か

〔司農典〕

當出來米之内、靑米交り、薄實米有之に付、御代官に寄請取不申由、書付指越見屆候。當秋入宜、米拵も能可有之候處に、右之米不請取御代官は誰々に候哉、委細可申越候。ケ様つよからざる斷は、彌六棟取与相見得、沙汰之限に候、以上。

十一月八日　　改作奉行

羽咋・能登郡十村中

彌六は相神村の十村なり

十一月十五日。前田綱紀組頭にその職務に關する心得を諭す。

〔續漸得雜記〕

松雲公延寶二年組頭中江被成下候御條目

一、組頭たる者は、數多侍をも指引申付置事に候得ば、別而心底を相嗜、內外作法不及迄も、組中ならはしにも罷成樣に心懸る義第一に候。勿論私の榮耀を止、專家業をはげみ、萬端つゝしみをむねといたし、油斷有間敷候。若頭々の行跡不宜候而者、組中の作法等正敷樣に支配仕義難成、却而組中おこたりの端たるべきの條、堅く可存此旨事。

一、組中平士の心得作法以下可存義、組頭專要之心掛たるべし。先年も此段申聞候得共、猶更可得其意候。不時に組中の樣子相尋る節も、委細可及言上覺悟尤に候事。

一、常々組之面々を近付、作法躰可見屆之候。勿論心底正敷、內外之行跡嗜候樣、より〳〵可申聞候。作法不好者候はゞ急度加異見、隨分其作法改候樣可心懸候。自然申聞處兩三度に及ぶといへども、其旨を不致承引、不行義之族は可達聽候事。

附、組々之輩江內外異見之品、其心得肝要に候事。

一、組中江對し、聊無禮之仕形有之間敷候。常に謹愼を加へ、疎意を存べからず。若私心を以親疎を立る族は、組頭之所存にあらず候事。

附、萬事侍の筋目を不失、嚴重に可致支配事。

故にしては故なくしてなるべし

今般云々は城尾屋一件をいふ

一、組之輩連々勝手不如意に付加助成候處、曾而其しるしなき者も有之。剩一兩年は手前行詰候族多候由、沙汰之限に候。自今以後堅く私之榮耀を致さず、家業專一に可心懸旨急度申聞、進退成立候樣別而介抱致べし。此上故なく勝手行詰、奉公ならざる者有之組者、其頭迄可爲越度候條、隨分可入情候。若又儉約に事寄、利欲にして義理を失ひ、或は無用の器物を好み翫、或は宴樂遊行として、殊には不行義之色好、其外侍に不似合事業有之輩は、可爲曲事候條、兼而可存其旨事。

附、組中定之如く、武具・馬具等相嗜、且又平生人馬令所持樣子、可見屆置候事。

一、組中無據子細有之候而、勝手行詰候者は見屆之、其旨趣可致言上候。何之故にして進退不成、奉公難勤輩は是又爲不屆事。

一、藝能に付召出者は、第一其業作不令油斷樣、常々可申聞候。尤其勤之淺深、急度可見屆置候。自然依懈怠家業仕下候族は、可爲不覺事。

一、今般家中之者共、忰不義不作法之事業仕候義、元頭々之指引油斷有之故候。向後組中連年之惡事見遁置におゐては、組頭に至迄可爲不屆候事。

一、件之者其外是にも限らず、不行義の者茂有之由、其聞えありといへども、今般迄所存候而不及吟味候間、左樣之不覺悟ものは急度是をたゞし、其上を以不改輩は、其子細可致言上

此の訓諭は御定書に十二月廿七日に係くれども後出十二月廿六日の條に先日御渡被成候御條目といへば十一月十五日とするを正しとすべし

候。假令不宜行跡之者、前非を悔、向後相嗜者は舊惡を不可存事。

右之趣得其旨、自今以後急度可相心得者也。

延寶二年十一月十五日如例年之出仕之後、組頭共御前へ被召出、御直に被仰渡一卷也。其後諸方町司、能・越に至迄被召出、老中之前におゐて被申渡者也。

十一月。重罪を告訴するものに賞賜することを令す。

〔御定書〕

覺　　銀子百五十枚

一、火つけ。

一、惡事に付徒黨をむすぶもの。

一、大罪のかけおち人。

一、がうとう。

一、辻切、附おひはぎ。

一、ごくがい。

一、人うりかひ。

一、似せがね。
一、おとし文、附はりぶみ。
右之通訴人に出るにおゐては、たとひ同類たりといふとも、其科御赦免、御ほうび被下之。其上以來迄あだをなさぬやうに仰付らるべし。銀子は公事場に而可相渡者也。

延寶二年十一月

岡嶋兵庫
菊池十六郎

十二月六日。本月十日を限り百姓の貢租を皆濟すべきことを命ず。

〔司農典〕

御公領・給人知共當收納米、十二月十日切急度爲致皆濟、組切案内書付可出事。
一、作食米取立、十一月中に爲相濟候樣に、早々帳面可出候。作食取立御奉行人、其方共案内次第可罷出候條、前廉日限可申越事。
一、最前も如申渡、組之内二ヶ村・三ヶ村充に而も皆濟仕村々於有之者、早々可申越候。御褒美米貸渡可申候條、油斷仕間敷候。紙面見屆致判形可相返候、以上。

十二月六日

園田左七等七人

羽咋郡・能登郡御扶持人十村中

餘慶は多くの意

十二月十日。改作奉行等羽咋・能登二郡の貢租を皆濟したるを告ぐ。

〔司農典〕

面々組下、當收納皆濟仕候段、何も情を出故与存事に候。

一、來年耕作用意無油斷可申付候。其方共御用之儀に無隙候はゞ、忰又者手代爲致村廻、小百姓共に爲申聞、此義專要に心得候樣尤に候。

一、籾並雜穀種、例年より少餘慶をもいたし、所持仕哉相改、紛失不申樣に可申付候。取分能籾種貯置、來春手閊無之樣、不及申候得共、其方共心得可有之事与存候。

右之通得其意、小百姓中江も可申渡也。

寅十二月十日　　園田左七等七人

羽咋・能登郡御扶持人・十村中

十二月廿五日。前田綱紀老臣等の常に時務に關する意見を開陳せんことを求む。

〔袖裏雜記〕

寅十二月廿五日横山志摩を以御出被成御眞筆之寫。

何茂へ申聞儀在之候。兼而如申、其方始此使仕志摩迄も、所存扣申樣に被存候へども、其心

底に而は無之由に候。然共萬端之義替了簡無之事者在間敷儀候條、半分〳〵に存事は、吾等申分立候樣に心得候哉と存事候。假令兩端思案未了之儀に而も、先申達候はゞ此方思案之助にも可罷成義に候へ者、其身所存憚に不存事にても、品により演述可有之事候。若又何も存寄申達、吾等考不定候而其旨に隨候はゞ、彌我等不才之樣に諸人可察哉と存事候。害なき儀は此方了簡にまかせ候族萬一有之義も候はゞ、誠皆々には不似合事、至兒女之志に而候。加樣之仕合者可有之事とも不存候へども、猶更何も心得有之樣に与存申事に候。唯今可申聞と申事者、餘之義とも違候間、少に而も替存寄候はゞ可被言達候。左も無之候はゞ申聞間敷候。此段口上に而者申誤も可有之哉与、書付候而遣之候、以上。

廿五日

十二月廿六日。前田綱紀先に組頭に示したる條項に付その心得を馬廻頭に諭す。

〔續漸得雜記〕

延寶二年組頭中ゟ被成下御條目之義に付、同年十二月廿六日暮六時過、御馬廻頭中御次へ被召出、横山志摩を以御尋、並其心得御前被仰聞候有增之覺

一、志摩を以被仰出候は、先日御渡被成候御條目之趣、定而數篇拜見仕、有增合點可仕候。

就中只今及月迫、勝手不如意之者行詰、ひしと迷惑仕者可有之候。左樣之處如何料簡仕候哉、可申上候由被仰出候事。

一、御條目之内最前被仰聞候通、御心含有之處合點參候哉、但不審に存處候はゞ可申上旨之事。

仲間出座六人之外、岡嶋五兵衞・脇田九兵衞病氣に而不罷出何茂御請仕覺

一、御意之通、最前被仰出候御條目之趣、何茂奉得其意、有增合點仕、組中右之趣有增爲申聞候。御意之通何も勝手不如意之者多、只今行詰迷惑仕者多御座候に付、何茂度々寄合仕、私共介抱可仕存寄之趣、先月廿八日書付相調、連判を以被相立御耳候樣、寄合衆迄出申處に、いまだ此外にも除知等之義相談仕候樣に、寄合衆指圖に而、重而仲間中寄合、致除知候而者介抱難仕趣、一兩日以前致帳面置候。只今にも取寄入御披見可申候哉、最前連判之書付之義も、其儘判をもやぶり不申指置候。當年餘日も無御座候に付、來正月十日以前には寄合、右之趣相調、寄合衆迄出し相談可仕与、何も申合候處に御座候。先以忝仕合奉存候由申上候事。

一、志摩被申候は、今指當り急に迷惑仕者無之候哉、左樣之者候はゞ、其外にも當年中に而も、先すくひ可申候。御銀之義は吟味次第、分量に不及何程成共御渡可被成候旨、御意之趣被申候。重而何も申候は、いかにも油斷不仕、行詰迷惑仕者之分は、何も頭共力を付置申候。

來春に至り、追付何こぞ御前にも御なげき申上、宜樣に可仕候條、必當年中今少之義に候間、不所存を仕出ざる樣に、何も一統に申合力を付置候條、最早餘日も無御座、別義も有之間敷樣に存候。其上ヶ樣忝御意之趣、人々不申聞候とも、頭々之躰見及候而も、最早安堵可仕候條、乍憚御氣遣不遊候樣に可被仰上旨、何も御請申上候事。

一、志摩被申候は、御條目之內不審之趣、御請如何被申上候哉と被相尋に付而、暫くためひ又兵衞申候は、內々御序之刻伺申度奉存候處に御座候。有增は合點仕候樣に御座候へ共、或侍之筋目与御調被遊候處、何も又々料簡次第に相心得候而、是を一統に可相心得与申義無御座候に付、御序御前之思召を伺、何も一統に相心得申度奉存候。或內外異見之品与被遊候處も、是又右同事に伺申度奉存候。又は御定之武具・馬具之義、先年微妙院樣御定被成候諸色之義に而可有御座与奉存候へ共、其段も下に而難計、其上人々所持仕候御定之寫樣も違可有之候。御定之軍役之義は、人々相心得申候。ヶ樣之處伺申度、何も內々存寄之由申上候處、右之趣志摩被申上候。暫間有之、御前へ被召出、左之品々被仰聞候。何も罷出居申候處に、近く寄候而ろくに罷在承候樣に、再三御意に而一々御物語被遊候。

被仰聞候有增之覺

一、初ヶ條之趣御讀被遊、此段は御書立之通、別に可相心得品無之被思召由之事。

一、第二ヶ條組中意得作法以下具に可存義專要に候。去共具に可存与心懸、或自分に家來抔横目之仕置、組中之義むざと惡敷義承出申を、頭々心懸と存候はゞ、却而組中心底ひずみ、惡敷可罷成候。其上自分家來、横目致置候与存候共者は、何かとつくろひをいたし候へば、結句善惡まがひ可申義候へ者無僉事候條、具にと申處に心を付不申、大概組中平生之心得迄可存義、尤に被思召由之事。

一、第三ヶ條、常々組中之面々を近付、作法躰見屆可置事。面々近付之義は、或は用事抔有之罷越候節、或久々對面不仕面々などをば、或五・三人充も呼寄、諸事致和談、其人々は幾度も心得之趣爲申聞、入魂可仕樣に被思召候。附、組之輩は内外異見之品共肝要之事。内外異見与被思召候は、惣而當御家中作法、江戸之趣風俗与違惡敷被思召。第一外をかざり申處惡敷義に候。或は外躰は實めいに見せ、退ては人々脇にて若輩成義共、或不作法等仕處有之。馬廻之内より小將撰出申義、又は使者等遣し申もの書出し申義にも、何もみなりの宜者のみえり出し候。折々御番所にて御覽被遊候而も、見なりの能者をば、定而小將に可書出と被思召候へ者、必其面々何も心付候躰に候。尤小將抔或使者等に遣し候ものゝ義は、いかに心底宜候而も、又外へんの不調法成ものは不成義候へ共、大形外へんのみと存候へば、心底直りがたく候。左樣品之心づくべきために、内外異見之品与御書被遊候。惣而かざりの義は、不

意得之前々 本のまゝ

依何可然義に被思召候。此品々之義は多き事に被思召候。悴之時分被召仕、心底宜敷躰ゝ者之内にも、次第に外へ入計を調、内にては不作法之者も有之様に被思召候條、左様之如く意得肝要に被思召候。惣而異見之品は、其心得可有樣被思召候。或老若により異見之品替り可申義被思召候。若き者共外をば實めいに作り候而も、心躰被違申事に候へば無益事。却而心得惡敷可罷成候。惣而異見之義は、一類中ごても、餘り少之事に而も、何かご度々異見仕候へば、後に者年寄或異見仕候者を疎み、出合不申樣に成候へば、かんじんの異見之品其心得可有、肝要与御書被遊候由御意。

一、第四ヶ條組中へ對し聊不禮之仕形有之間敷候。此段紙面之通に被思召候。附、萬事侍之筋目を不失嚴重可爲支配事。侍之筋目ご申義は、各之意得之前々被思召候。組中此方ゟ不筋目成義疑候へば、必惡敷風俗に可成事候條、其段も嚴重に可致支配義に被思召候。其品々仰ほごかれ難き處被思召候段には、近年病氣に付或は湯治或上京仕者ども、組頭方より添書、醫者差圖之書付指添指上候義抔、ヶ樣之處侍之筋目に不被思召候。其者病氣躰組頭見屆、或上京・湯治之義には可然存了簡候はゞ、醫者及添書申間敷處、其者の病氣躰醫者指圖におほせ、組頭不念なき處之爲に仕處、筋目に違候義に候。醫者書付を證据与存處如何敷候。其上病氣者、知音之醫者願之、指圖願候へば、いかでか書付出間敷候哉。左候へ者不屆者にても、吟味不

定處に被思召候。此段たとへに被仰聞候間、明日より醫者添書無用に仕候へとの義にて無之被思召候。先其段は前々之如くに致置可申候。如何樣此段者追而可被仰渡事。

一、第五ヶ條、組之輩迚々勝手不如意、此内無用之器物を好み翫、或は宴樂遊行を所行とす。此段無用之器物は、或は茶碗・掛もの等之義に而も、曾て左樣之道具取扱候義無用之義とは不被思召候。其段は或は押立たる客等抔之時分は、輕き懸物又は茶碗・茶入など出し候義仕間敷候義とは不被思召候。されども分限不相應之懸物・道具等好み、それをのみ數寄翫候へば、行々は唐物屋躰之樣に見え可申處を御書被遊候。或宴樂遊興之義も、曾而寄合慰候時分酒抔をのみ、謠躰にて付合申義、或人々心いはひ・嫁娶等之時分は、酒をものみ抔仕義を惡敷とは不被思召候。左樣之義に而はこれなく、常々酒をのみ或歌をうたひ、ヶ樣之所行をいたし暮し候義は曲事に被思召候。畢竟此段は、常々右樣之無用之義を好み翫所行と申處を、惡敷と可相心得事。

附り、組中如定武具・馬具等嗜候事、此品先程志摩方迄爲申聞候通、定り候義は微妙院樣元和二年御定之諸色、何も所存之通に被思召候。されども自然と替り目被仰出義も可有之候。最前御定書之寫、面々にも所持仕候分、間違候處有之寫ども多御前にも御覽被遊候。其段何も下にて見合可申候。軍役當り五百石まで御定被成、其間々之知行高下之義は、割有之樣に被

從侍は供侍の義

思召候。其段連々を以可被仰出候。從侍之人數之義も、大坂御陣之時分まち〳〵に有之候。諸色之外從侍等之義は、及其節指引有之義に候間、兼而不及被仰渡義与被思召候。最前之御定書面々所持仕候も、彌見合可申候。下に有之寫、少充之違有之候條見合可申候。

一、馬具之義御書加之義は思召有之、惣而四百石以下之侍共は、弓・鐵炮之義は入不申義に候へ者、所持いたさず候而も其分に被思召候。馬具之義は面々一口・二口は嗜可申事に候。華麗成者不入事に候條、きれいに嗜候樣可申聞義与被思召、御書加被成候。此處能合點可仕候。惣而御國に馬數不足之樣に思召候。兎角馬を可持進退之者は、乘替を所持仕候義は其人心懸、又は勝手次第に候。四百五十石以上之者は、何とぞ借銀候はゞ取立、馬を可爲持義被思召候。去共勝手不如意に候へ者、先勝手を仕損申處第一候條、左樣に可相心得義被思召候。先程志摩迄申聞候組中介抱之義、來春可申聞之由、面々組之内には無之事に候へども、年寄共組之内物頭分抔は、たとへば借銀に而茂、大分致除知候而は、跡に而人馬持申義不成事に候に付、ヶ樣之者共役義御免被遊候義各別、相勤申内は少除知にて馬をも持申樣に被思召候。其方共組之内高借銀之者は、大分に除知申付、一僕之躰又は在郷等申付候而も成立候樣に可仕候。其内にも用事など懸候者は、少除知いたさせ、年季延介抱可仕候。

一、第六ヶ條、無據子細候而勝手行詰候者可及言上事。此段無據事と申處品々有之事に候へ

ども、具に御書付難被成思召、先如此御調被遊候。惣而人々勝手行詰義、俄に可行詰義とは不被思召候。昨日迄つぶれざるもの、今日何として行詰可申道理無之被思召候。然者年々勝手仕損候而、其上之義に候へば、前廉より組頭意得介抱仕、取直し候樣に致候はゞ、左樣之義有間敷候道理に被思召候。惣而其旨趣可致言上候と有之とて、度々言上可仕樣被心得義とは不被思召候。致介抱、其上故なく勝手行詰奉公ならざる者在之候はゞ、其頭迄可爲越度之由、御紙面に御書加候へども、其段も致介抱候ても、すきと末々迄勝手不如意之者無之道理とは不思召候。向後勝手不如意之者有之候はゞ、頭々迷惑に可被仰付とい事にては無之と被思召候。右年々に行詰申首尾に候へ者、前方より不致介抱行詰申事候得者、其段は頭之越度与被思召御書付候條、左樣可相心得事。

一、御條目初より六ヶ條迄は、何も頭中心得之義被思召候。終三ヶ條は何も組之者に懸有之候へども、それとて頭中身上にも心得可有之道理に被思召候。惣而此御條目之義、大躰先あらまし意得を被遊迄にて、是に而諸事相濟、此外無之と可致油斷事に而者なく被思召候。此外にも彌致工夫、御條目之うはかどをも分別致し、或御條目之内にも不審之義有之候はゞ、何時に而も可申上候。左樣之處御聞被遊候も、御前之御心得にも相成、御工夫も增申候道理に候。左樣に相心得、無油斷工夫可仕候。第一何も私無之樣相嗜、諸事愼みをむねとし、無

大山のは大山をの誤、御直しは御置きの義なるべし

欲に可相心得事専要被思召候。其上仲間中諸事挨拶宜敷様仕、萬事和談可仕候。不限何事談合之時分、私を相立候へば無興之義可有之候。其上私之義は皆欲よりおこり申道理に被思召候。第一皆々役義に付而之事に候へ者、公用に候。公用相勤候へ者、自分之意趣可有之道理無之候。自分之私なく候へ者萬事無欲に付、おのづから和談可有之事に候。仲間中は不及申、年寄共之義國之大根を申付置者に候へば、仲間事に存、たとへ致言違候而も、幾度も此方より和談可仕事に候間、人々心得を以、苦勞にも有間敷道理有之様被思召候。就其此頃志摩与御僉義被成御物語在之候。度々志摩申候は、御前諸事多御苦勞に乍憚存候由申に付、此間御了簡被仰聞候得者、志摩かんしん仕候。縱は粟崎御鷹野に御出被成候刻、近岡道は六左衞門・又兵衞など度々供にも參り覺可有之候。本道より者近く被思召候。自然近岡通御越被成義ならず、本道御座被成候へば以之外御退屈被成、遠き様に思召候。一兩日以前松任口ゟ御鷹野御出、柏野にて御晝休被成、直に御歸被成候。道のりは粟崎本道よりは遥遠く候へども、無御退屈近き様に被思召候。是にて御料簡被成候。尤御國之仕置、跡先之義思召候へば、大山之御前に御直し被成候様に候へども、又々一日〳〵御職分与思召御勤候へ者、御退屈之義無之候。粟崎は近岡道之脇道に近道有之處思召候へば、本道を遠き様に御退屈被成候。松任口に而は本道之外脇道無之に付、遠く候而も近き様に御退屈不被成候。然者人々職分之本道を

一筋に相心得、此外脇道無之与工夫致候はゞ、退屈無之筈之樣被思召候。人々職分之外に、或利欲之道を求、或安樂之道を求候へ者、脇道に心引け、次第に人々職分之本道苦勞に成行道理に被思召候由被仰聞候へ者、志摩かんしんいたし候と御笑御物語被遊候。とかく各職分一筋に相心得不致油斷、第一無欲に諸事可仕よし御咄被遊候。

一、津田守右衞門御算用場大役相勤候へ者、尤組之義も第一被思召候へ共、左樣に者又氣力相續き申間敷候條、組之義は少致用捨、御算用場第一可相勤候。其組之義は相司有之、又は何も仲間有之事に候へば、可致介抱候條、御前に而被仰渡義に候間、少も無遠慮相心得、皆共之如くに組之者共之義は情に入不申候而も、可成樣に思召候間、自分之氣力を致分別、それ程相勤、少氣力をも養ひ尤に被思召候。去共被仰渡候心得之義急度相守可申、其段御免不被遊候旨被仰渡候。御條目之品々組之者共心得之義は、俄に直し可申義与は不被思召候。年々を以以來ヶ樣に成立候樣可仕候。面々意得之義は只今よりも相改、直し可申事候はゞ急度相勤可然被思召候。其段少も油斷不仕、すみやかになほし可申。兎角面々手前より諸事急度相嗜不申而者、組中を直し可申道理に而無之被思召候條、此段常々油斷なく相心得尤に被思召候。此外御物語之品二時計に候へ共、失念多、其上承違候處口上物語仕分は不及是非候。御意被成事を存違に而記置候得ば憚多奉存候に付、覺書仕置申候樣申に付、正月三日晩有增

書付申候。定而承違共多可有御座、憚多存候へ共先調置候。

卯正月六日

〔袖裏雜記〕

今度組頭中へ御書出を以被仰渡候趣、先日頭に御直に被仰聞候通、組頭等之義に候へば、被仰渡無之とても油斷可仕義に而無之、今度支配之趣具被仰出之上は、彌急度裁許仕、組之輩作法能進退成立、御奉公相勤候樣に可相心得義と思召候。只今迄爲指無故進退不罷成者之義は、乍不屆頭之存知候樣に介抱仕義難成事も可有之候。又者不私勝手不如意之族も可有之候。左樣之砌頭々裁許之たすけと思召、少々銀子御預置被成候。他國御供使度々相勤候もの共者、品により不私勝手難調者も可有之候。左樣之もの者見斗かし渡、勝手仕損不申樣にと思召候。兎角御家中之風俗さへ直り候へば、御かし銀無御座候とて勝手取續可申事候。頭々御かし銀之所へ心をよせ致裁許候儀に而は無之、頭々心得違を以、むざとかし申候者、却而放埓之端に候。惣而應進退、人馬等持可申事候。私之榮耀を不致候得者、人馬等持候事可成と思召候。假令勝手宜敷とても、人馬進退相應に持不申候而は無詮事と思召候。相應に人馬をも相嗜、萬端致質素、勝手も取續候樣に情を入裁許可仕候。乍然勝手仕失不如意にて、人馬等も進退相應に持申事不成族之者は、一類中も致相談、進退取續候樣に仕、此上にても難成ものゝ義

は、組頭致指圖、人馬をもへらし、除知をもいたし、進退續候樣に可仕候。何こぞ銀子等かし不申、手前成立候樣に可相心懸義候。か樣之所に而組頭支配之勝劣可有之こ被思召候。

十二月廿六日。往還筋の道奉行を廢したるを以て、自今各郡十村をして修繕せしむべきを告ぐ。

〔改作所舊記〕

一、御分國中往還道、去年・當年に而作立相濟候に付而、道奉行御取上被成候間、向後は郡切、其手合十村致裁許、道少損候内に直させ可申旨被仰出候間、此段郡奉行・改作奉行相談可申渡候、恐々謹言。

寅十二月廿六日

奥村因幡

前田對馬

横山左衞門

本多安房

津田宇右衞門殿

岡嶋五兵衞殿

是歲。加賀藩、富山侯前田正甫の爲に銀五百三十二貫目を貸與す。

〔袖裏雜記〕

一、延寶二寅年大藏大輔樣御借金一卷之帳。

此帳は大藏大輔樣御勝手ひしと御難澁、御參勤御入用等御つかへに付、五百三十二貫御借用被成度旨、段々被仰進候處、右銀高御取替被進候趣之帳也。

是歲。城尾屋事件落着す。

〔菅家見聞集〕

去年城尾屋一卷に付、被遂吟味上、落着之品。

御小將組權右衞門せがれ脇葉傳右衞門。　延寶元年十二月缺落す。同二年江戶へ罷越、江戶にて三月六日刎首。

脇葉權右衞門甥山口源太兵衞。　延寶元年十二月缺落と云共、同二年に立歸、權右衞門組頭迄斷、權右衞門方に有之。今年五月五日水野八郎兵衞に御預け、六月廿七日能州島八ヶへ流罪。

御小將組鶴見勘左衞門子鶴見文內。　延寶元年十二月缺落す。奧州會津保科領にて、同二年弟三丞行違、いざなひ歸。彼地にて發心し、落髮體也。横山隼人に御預け、八月十四日切害被仰付。

御馬廻組藤右衛門子山森彌五作。　延寶元年十二月缺落す。同二年五月十五日仙石三右衛門御預け、六月切腹。
金澤町人城尾屋惣右衛門。　延寶元年十二月缺落す。同二年三河池鯉鮒に而、高田勘右衛門家來並鶴見三丞討留。
御小將組市郎右衛門子野崎甚五兵衛。　今年五月十五日岡島内膳御預け、六月廿七日切腹。
御小將組勘兵衛子横濱七右衛門。　今年五月十六日伴八矢御預け、六月廿七日切腹。
脇葉傳右衛門弟水野小右衛門。　今年五月十五日青山將監御預け、六月廿七日切腹。
大音主馬家來水尾源左衛門。　今年五月十五日成瀨八郎右衛門御預け、六月廿七日切腹。
大音主馬家來稻塚兵右衛門。　今年五月十五日前田權之助御預け、六月廿七日切腹。
御小將組脇葉權右衛門。　今年正月廿八日逼塞、五月十五日水野八郎兵衛に御預、延寶三年二月能州島八ヶへ流罪。
御小將組鶴見甚左衛門。　今年正月廿八日逼塞、五月十六日深見右京御預け、同年御赦免。
御小將組横濱勘兵衛。　今年五月十六日閉門、八月二日開門。
御馬廻組山森藤右衛門・御小將組野崎市郎右衛門。　此兩人今年五月十五日閉門、十月十日開門。

脇葉權右衞門聟山田半內。　今年五月十五日閉門、延寳五年開門。
鞘師長右衞門。　延寳二年二月二十四日獄門。
鞘師長右衞門せがれ大音又八家來吉彌・豐丞。　此兩人殺害。
卯辰善行寺。　追放、是は脇葉傳右衞門中歸仕節團置故也。
御書物役水野安右衞門。　御扶持被放、是は城尾屋方より狀之取次仕故也。
長尾平左衞門家來。　成敗。

〔榮辱雜記〕

一、去暮惡事に付而御預等之人々。
水尾源左衞門。　大音主馬家來百五十石、成瀨八郎左衞門に御預け切腹。
稻塚兵左衞門。　大音主馬家來百十石、前田權佐に御預け切腹。
野崎甚五兵衞。　市郎右衞門子、岡嶋內膳に御預け切腹。
鶴見甚左衞門。　深美右京に御預け。
　但嫡子文內致欠落候付而御預け、二男三丞儀尋に相越、七月奧州會津に而文內を捕へ罷越候付而、甚左衞門儀者御赦免、文內儀者横山右近へ御預け御成敗被仰付。
脇葉權右衞門。　水野八郎兵衞御預け。

城野屋は城尾屋なり

但嫡子傳右衛門致欠落候付御預け、當九月九日江戸千住海道に隱れ罷在候を、在江戸類中より捕へ出し候。傳右衛門儀は其以後於江戸御成敗被仰付、親權左衛門儀者能州へ遠島被仰付候。

山口源太兵衛。　浪人者、前田五左衛門へ御預、能州へ流罪。

山森彌五作。　藤右衛門子、仙石三右衛門へ御預け切腹。

横濱七右衛門。　勘兵衛子、伴八矢へ御預け切腹。

山田半內・山森藤右衛門・横濱勘兵衛・野崎市郎右衛門。　四人共閉門被仰付。

惣右衛門。　金澤南町新扇屋、城野屋致欠落候處に、尾州池鯉鮒にて鶴見三丞見合切殺候。

長左衛門。　鞘師城野屋惣右衛門をぢに而同類之由、御成敗被仰付。

水野小右衛門。　脇葉傳右衛門實兄に而同類之由露顯、十月二日青山將監へ御預け切腹被仰付候。

是歲、氣候順を失ふ。

〔田中氏雜記〕

延寶二年五月不雨、六・七月涼敷、八月十八日夜大風吹、作毛甚惡敷。明年に至り金澤米石に付七十七・八匁、越・能米六十六・七匁商賣す。江戸表右に付百廿五・六匁、大坂百二十目餘也。

諸國餓死多し。大豆石八十日内外也。

延寶三年

この諭達は毎年の例にして本年のみの事にはあらず

正月十一日。改作奉行勸農の事に關し十村等に諭す。

〔司農典〕

覺

一、雪消次第早速鍬初いたさせ、耕作由斷仕間敷候。御算用場より御横目出申事。

一、村々百姓、持高に應じ人馬所持、當年作之用意手間申儀無之候哉、例年之通其組廻口御扶持人申談、令吟味可申事。

一、改作かせぎ等麁末にいたし、申立も無之、作用意手間候者有之候はゞ、急度可被仰付候條、可申聞候事。

一、何与ぞ尤之品有之、作用意不足之者有之候はゞ、是又其委細可申聞候事。

一、常々致組廻、跡々より御法度之條々申聞、改作稼由斷不仕樣申付、組下成立候樣可仕事。

一、物毎下代まかせにいたし、自然不義有之候はゞ、主人可爲越度事。

一、河除・用水普請所有之候はゞ、早速申斷、百姓中隙之内申付、日用銀を取候樣可仕事。

爲致濟の致字衍なるべし

一、一季居之奉公人、斷無之引込、勝手を費し間敷候。應持高に里子不足、開作手間引込申者は、十村並御扶持人聞屆、可申聞候事。

一、不應百姓に買物仕、榮耀之同前附合いたし、耕作不沙汰に仕、手前衰候者有之候はゞ、可爲曲事候事。

一、最前頭書に而申渡通、村肝煎小百姓算用之儀、年切に爲致濟、證文十村方に取置、以後出入無之樣可仕候事。

右之通組下爲申聞令吟味、當作縮書付二月十日以前、組切可出也。

乙卯正月十一日

園田左七
河北彌左衛門
水上喜八郎
中村彌兵衛
中村助左衛門
園田左太郎
毛利又太夫

三ヶ國御扶持人・十村充

正月廿二日。石川・加賀二郡の十村等道路修繕の沿革を郡奉行に上申す。

〔改作所舊記〕

一、往還道作り申儀、先年は御郡中・遠所共に罷出、割符仕道作申候。其後原田又右衛門様、其外餘多御奉行御付被成、往還筋道間御打立被成、道筋ゟ一里より内之近き村々御改被成、家高に割符被仰付、年中日用銀御定被成御渡被成候。御改作被仰付候以後は、道作之儀はさして被仰付も無御座候。然共御通之刻は、爲御馳走はき掃除仕候。日用銀は請取不申候。寛文二年に御郡御奉行千秋彥兵衛様被仰付候者、手遠之所も罷出道掃除仕候間、向後は村々領限可仕旨被仰付、其通に罷成候處に、寛文五年より道掃除人被仰付、水などたまり申所きりおこし、はき掃除仕申候。又なみ木などころび候へば、領地切に罷出おこし申候。道悪敷所者砂を持、雪割申儀御座候へ者、日用人足に而被仰付、則日用銀出申候、以上。

延寶三年正月廿二日　石川・加賀郡十村中

林　十左衛門殿

千秋半右衛門殿

正月廿八日。前田綱紀去年領内田地の被害額を幕府に屆出づ。

〔御領國水損風損之覺〕

去年領國所々田地水損風損之覺

一、一萬二千四百七十石　加賀國　能美郡之內八十七ヶ村
一、三千五百五十石　同　石川郡之內十九ヶ村
一、六千九百二十石　同　加賀郡之內二十七ヶ村
一、二千四百九十石　越中國　礪波郡之內三十五ヶ村
一、九千百八十石　同　射水郡之內六十四ヶ村
一、七千二百十石　同　新川郡之內百四十九ヶ村
一、五千石　能登國　羽咋郡之內五十七ヶ村
一、千　石　同　能登郡之內八ヶ村
一、五百六十石　同　鳳至郡之內十六ヶ村
一、百三十石　近江國　高島郡之內三ヶ村

都合高四萬八千五百十石

內

二千七百五十石　永不納

三萬七千三百四十石　水損一作不納

風損一作不納

八千四百二十石

右田地損毛之村數四百六十五ヶ村。

以上

正月廿八日　松平加賀守

口上之覺

去年領國所々田地水損風損付而、先年通注覺書進之候。御老中に宜樣御申入頼候。尤可差書狀候得共、結句如何与存、御手前迄如斯候、以上。

正月廿八日　松平加賀守使者

板倉市正殿に、去年御領國所々田地水損風損之御覺書一通、並御口上書持參仕候處、御留守に付取次に渡置申候、以上。

二月六日　津田半太夫

以手紙申入候。然者去年加賀守殿御領國所々田地、水損風損之御書付、昨日於御城御老中御揃候所に而申達候處、御書付者久世大和守殿に指上申候間、右之通便之時分加賀守殿に可被申上候、已上。

二月四日　板倉市正

四日とあるは誤なるべし

津田半太夫殿

正月廿八日。郡奉行の支配に屬する足輕の勤務及び給與に付報告を命ず。

〔改作所舊記〕

各裁許足輕、御藏番・御旅屋番等、御給米・御給銀・御扶持方品、歲付等書記可被申候。

一、番人之類何人宛、何之御藏所・御旅屋番相勤、晝夜何人宛代り、如何樣に見廻候哉、晝夜幾度程廻り申候との儀、委細に書記可申候。

一、渡守候はゞ、是又何人何れ之所に在之、船何艘何人宛圖に、如何樣に相勤申との儀、並御給銀・年等共に記可被申候。

一、御鳥見・道作人等候者、右同品書付可被申候。

右之通被得其意、成程こまかに帳面に記、早々可被指上候。宛所には及不申候、以上。

正月廿八日　　横山外記

林　十左衛門殿

千秋半右衛門殿

是月は大盡なり

正月晦日。改作奉行に對する樣付及び殿付の用例を定む。

〔改作所舊記〕

覺

一、向後書付宛所、改作奉行与書申候はゞ、樣書に仕間敷候事。

一、向後宛所、名付に而出申書付候はゞ、殿書に可仕事。

右之通調可申候。躰により其方共書付、直に御寄合所へ出申儀も有之候間、可得其意候、以上。

卯正月晦日

正月。與力の士年頭藩侯に謁見の際初めて獨禮を行ふことを許さる。

〔管綱記〕

一、三年正月初而與力ハ士獨禮の義命ぜらる。永原左京・篠原織部を以與力裁許とす。

二月十一日。春夏に至り貸米を行ふ手續に關し御算用場より寄合所に上申す。

〔三百二條舊記〕

一、春夏御貸米之義に付、御改作御奉行林彌四郎樣・江上淸左衛門樣等より、御尋有之候得共、舊記見當り不申に付、其段申上候處、御改作所御舊記に別紙之通有之旨に而、林彌四郎樣寫被下、覺帳に入置可申旨被仰聞候事。

延寶三年二月十一日、從御算用場御寄合所へ書上り候帳面之寫

一、春夏に至り御貸米之義、御扶持人共願之刻者、精誠共筋を吟味仕、畢竟御算用場御奉行、御扶持人共手前承屆、私共書付に、同所御奉行奥書を以年寄中に相達、指圖次第夫々貸渡し申候事。

二月十九日。幕府の命に從ひ本年の駄賃及び宿賃の割增を命ず。

〔改作所舊記〕

當年米・大豆高直に付、東海道人馬之賃有來に三割增、其外之道路は二割增之積可取之。並人馬之宿賃は新代共に、何れ之道筋に而も御定一倍增可取之者也。

卯二月　日　奉行

當年米・大豆高直段、駄賃・宿賃增被仰付候旨、江戸より申來候。則公義高札之寫遣し候間、被得其意、各支配之もの共に可被申渡候、恐々謹言。

二月十九日　前田對馬　奥村因幡

横山左衛門　本多安房

林十左衛門殿

千秋半右衛門殿

二月廿三日。加賀國內各驛に備ふる馬匹の數を定めしむ。

〔改作所舊記〕

覺

一、支配宿々馬借之儀、自今以後五十疋を可爲限。但津幡之儀は餘宿に違、越中・能州兩口を請候宿之儀に候之條、年内書上候可爲馬數事。

一、五十疋より内之宿之儀は、是又舊臘書上候可爲馬數。但令不足候而茂不苦候之條、左樣之所々候者、當月廿六日切に馬數相極可及斷事。

一、五十疋之外、自分勝手に持候儀御構無之候。然共御定之馬借には入申間敷候事。

右小松馬高之通に相究可申旨、御算用場御申渡候付而、彼地町奉行西村右衛門相達候之處に、小松馬借數五十疋に相極旨、早々宿々江申聞、御請を取指越可申候。勿論此觸見届令判形、落着より急度可相返候、以上。

二月廿三日

千秋半右衛門

林十左衛門

寺井市右衛門　福留間兵衛　野々市吉兵衛

つるぎ左兵衛　大熊兵右衛門　北中條半衛門

高松新右衛門　松任與兵衛

二月廿五日。金澤城三ノ丸橋爪門の通過を許す從者の員數を定む。

〔御定書〕

三之丸橋爪之門

一、寄合八人・前田三左衞門・前田丹後、供之若黨二人・はさみ箱一・草履取一人、雨降候刻者、外にからかさ持一人、但用番之者はさみ箱二つ可相通事。

一、小々姓並用懸之者は、若黨一人・挾箱一つ・草履取一人、雨降候刻はからかさ持一人可相通事。

一、右之外誰々によらず、若黨一人・草履取一人可相通事。

一、人數定之外、夜中は提燈持一人可相通事。

一、城中番人は、長道具供之者、下々幾人に而も可相通。但、在國之内二之丸へ相詰候番人は、人數定之通召連可申事。

右之通相違有間敷者也。

卯二月廿五日　印（綱紀）

二月廿五日。金澤城石川・河北兩門の通過を許す從者の員數等を定む。

〔御定書〕

石川・河北兩門

一、寄合八人・前田三左衞門・前田丹後、供之若黨四人・挾箱二・草履取二つ可相通。不依誰々乘物・長道具通申間敷事。
一、人持並与頭供之若黨三人・挾箱一つ・草履取二人可相通事。
一、物頭・小々姓並用懸り之者は、若黨二人・挾箱一つ・草履取一人、雨降候刻は外からかさ持一人可相通事。
一、右之外は誰々によらず、若黨一人・挾箱一、草履取一人可相通事。
一、人數定之外、夜中者挑燈持一人可相通事。
一、城中番人者、長道具供之者下々、幾人にても可相通。在國之內二ノ丸へ相詰候番人は、人數定之通召連可申事。
一、同番人寢道具、役人・諸職人札を以可相通。其外諸道具は、奉行人切手を以可出事。
一、城に用所無之者、兩門往還いたさすまじく事。
一、坊主頭之外、掃除坊主・足輕・町人等、又家中のもの、雨降候共兩門より內へ、木履はき通し申間敷候。但知行取候者は不苦事。
右之通相違有間敷者也。

卯二月廿五日　　　　　　　　　　　　　　（綱紀）印

二月廿五日。城中の泊り番に關する法規を定む。

〔御定書〕

覺

一、城中泊番之者、七過に替可申候。夜に入、番所請取渡仕間敷事。

一、夜四ッに所々番人臥可申候。宿より菓子・酒など取寄給る義停止之事。

一、四ッに番人臥候刻、當番与頭・小姓横目・歩行横目一人宛、二之丸中番所・帯所其外打廻、火之用心堅可申付事。

一、自然於城中喧嘩等仕出刻、番切に可致裁許。但様子により、隣之番人者可出合、与頭罷出落着可申付事。

右之通相違有間敷者也。

二月廿五日　　　　　　　　　　（綱紀）印

城中番人中

二月廿六日。將に農商に救助米を貸與せんとするを以て之を要せざる家數人員等を調査せしむ。

〔改作所舊記〕

今度御助米之儀、不申上者共、家數・人數・男女不殘書上可申旨、御算用場被仰渡候條、成程急帳面記書可申候、以上。

二月廿六日　　千秋半右衛門

林　十左衛門

能美・石川・加賀郡

〔改作雜集錄〕

延寶三年、是夏米一石銀八十目に代ふ。大豆同之。天下大に飢饉するに依て也。御領國の農商共に御貸米あり。是を御助米と云、十年を限て償はしむ。

二月廿六日。往還道筋を分擔すべき各村の區域を定めしむ。

〔改作所舊記〕

御分國中往還道、去年・今年に而作立相濟に付而、道奉行御取上被成候間、向後は郡切に其手合之十村致裁許、少損候内爲直可申旨、去暮御寄合所より被仰渡候條、先年之通十村切に支配所相極、其内何方より何方迄は何村之裁許と極、帳面に記、十村切に出可申候。常々道番之者共に、無油斷掃除申付、繕普請等爲致、勿論請取之村より人足出修理可仕候。致油斷大

損有之候者、公儀普請不被仰付、請取之村より爲作立可申候間、其旨百姓中ゟ合點いたさせ縮仕置可申候。道番人不精にいたし大損有之候者、早速相斷、番人置替可申也。

卯二月廿六日　林　十左衛門　千秋半右衛門　河北彌左衛門

中村彌兵衛　園田左七郎　中村助左衛門

水上喜八郎　毛利又太夫

能美郡・石川郡・加賀郡御扶持人・十村中

二月廿七日。藤内及び革多の飢寒に苦しむ者あらば之を屆出しむ。

〔改作所舊記〕

支配之藤内・かわた等及飢候者、若於有之は、家數・人數・男女書わけ、米高をも書記、早々出し可申候。自然飢申者無之を飢人に書出し候者、藤内・かわた頭共迄いわく可被仰付候條、念を入相改、今明日中に書上可申候、以上。

二月廿七日　千秋半右衛門　林　十左衛門

御所村押野

尙々其手合〳〵の十村共へも及案内候樣、藤内頭・かわた頭へ可申聞候、以上。

二月廿八日。大組の足輕頭に職俸を給す。

〔菅綱記〕

一、廿八日大組頭三員に賜料知百石。但庄右衛門因小祿、料知二百石。

二月なり

三月一日。十村等郡中の瞽女・座頭、飢寒に苦しむものなきことを上申す。

〔改作所舊記〕

一、御郡之内に罷在候こぜ・座頭之内飢人有之候者、御米御貸可爲成旨被仰渡候得共、可申躰之者無御座候。若うゑ申者御座候者介抱仕、飢不申樣に可仕候、以上。

延寶三年三月一日　十村連名

林　十左衛門殿

千秋半右衛門殿

三月二日。前田綱紀の子千世松金澤神明宮に社參す。

千世松又千代松に作る

〔袖裏雜記〕

三月二日

一、若子樣御名千世松樣与兼而御極被成候。御代々之御稱號は先御遠慮被遊候。御太刀目錄

世本太郎清を連續したる通稱の如くするものあり其の非なることと是によりて見るべし

などは、向後は前田太郎樣と相調可申候。此旨御家老中迄可爲申聞置旨、今日被仰出候。御稱號之義在江戶靑山織部方へも申遣、御一門樣方より若子樣御稱號御尋候者、千世松樣と申候由、頃日申來候由可相達候。此方より達而申遣義に者不及由被仰出。

一、今日御宮參、神明へ之御目六左之通、引合二枚。

獻上

雄劍　一振

龍蹄 代黃金十兩　一匹

以上

前田太郎

清

手目六大奉書二つ切。

熨斗鮑　十把

鮭鹽引　十尺

干鱈　十尾

御樽　一荷

以上

三月八日。先に屆出でたる飢人中特に三歳乃至十歳の男子の數を上申せしむ。

〔改作所舊記〕

覺

一、今度飢人共書上申内、十歳より三歳迄之男子之數入申候條、早々無相違樣に書付越可申候。急々儀候間油斷申間敷候。

一、今度帳面に書載上申御米高之内、先指當り飢申もの共御助成之ため六百石出申御米之儀、不及申念を入相渡尤に候。定而所々御横目廻り可申と存候。揺子共も別而改入出し、其以後郡廻に罷出、彌可遂吟味候條、其村肝煎・与合頭にも可申渡候、以上。

三月八日　　林十左衛門
　　　　　　千秋半右衛門

能美・石川・加賀郡十村中
松任肝煎傳右衛門・同地方肝煎與兵衛

三月十一日。改作奉行、十村等の百姓を保護せざる者あるを責む。

〔司農典〕

當作用意之躰爲見屆可申ため、今度足輕共廻村致させ、其次而ながら十村・御扶持人共、百姓中ゐ介抱之躰爲致蔭聞候處に、村に寄荒起少分に仕所有之、且而不致介抱十村・御扶持人も有之由に候間、急度遂吟味可申候得共、御參勤前御用多取込候に付而、先指延置候。去暮より數度、其上何茂十村・御扶持人情を出し、諸百姓中介抱仕旨申上置候處、令油斷、成々に仕置候者共、沙汰之限に候。介抱之儀は、當秋之作成善惡によつて、其支配之十村・廻り口御扶持人情を出候善惡しれ申事に候條、其心得專一に候。水損風損に而も無之、作毛出來劣候村於有之に者、勿論御郡中みせしめ之爲、急度被仰付候樣可申上候條、其心得可仕候。行當り不申樣に与存如此申觸候。此紙面見屆、何も判形可指越也。

卯三月十一日　　園田左七等六人

羽咋・能登郡十村中・御扶持人中

三月廿一日。在京都加賀藩邸の町役を支出すべきことを命ず。

〔御定書〕

京都御屋敷町役被下銀之事

一、銀子十枚　　塗師屋町中ゐ町役に被下。

一、同　二　枚　　同町中ゐ被下。

一、同　十六匁　同町年寄へ被下。
一、同　三　匁　同町番人ゟ被下。
一、銀　八　枚　丸屋町中ゟ町役に被下。
一、同　二　枚　同町中ゟ被下。
一、同　一　枚　丸屋町町代に被下。
一、同　三百目　寛文八年より淀御荷物宿に被下。
一、同　二　枚　同所問屋に被下。
一、同　三百目　寛文十二年より牧方御荷物宿に被下。
一、同　二　枚　同所問屋に被下。

右之通、毎年京都小拂銀之内を以可被相渡候、以上。

延寶三年三月廿一日

横山左衞門
奥村因幡
前田對馬
本多安房

京都御屋敷御奉行

三月廿四日。藩侯の鷹場附近にある諸士の邸内にて捕鳥を禁ず。

〔御定書〕

御鷹場近所に有之候居屋鋪並下屋敷之内に而、はご・網など指、鳥とり候儀被遠慮尤候、爲其如此候、以上。

卯三月廿四日

横山左衛門

奥村因幡

前田對馬

本多安房

三月廿四日。初めて新番歩組の頭役を命ず。

〔菅綱記〕

一、三月廿四日初而新番徒頭兩人を命ぜらる。中川采女・津田伊織。

三月廿六日。諸士の國使を命ぜられたるものに、駄賃・宿賃の外別に日當の米を給することを告ぐ。

〔御定書〕

御扈近並與力・御歩行並之もの、向後御國使被仰付候刻、勿論跡々より御定之通駄賃・宿賃銀被下候外に、御國使御定之應人數、一人一日に一升充可被下旨被仰出候間、龍歸前月之以平均直段、向後可被相渡候。平均直段之義、加州者金澤・小松兩所、越中者今石動・高岡・魚津三ヶ所、能州は七尾・富木兩所米屋賣相場を以平均、知行取者出銀、切米取者御納戸銀に而可被相渡候、以上。

卯三月廿六日

横山左衛門
奥村因幡
前田對馬
本多安房

三月廿七日。火災によりて金澤城の危急なる際公子公女の立除くべき場所を示す。

〔袖裏雜記〕

覺

一、御城危火事之刻、千世松様・御恭様、先者御廣式より御出可被成候。若御廣式より御出難被成時者、東・南兩所之土戸より御出被成、御城外へは甚右衛門坂、又者金屋々敷より堂形之

方、又者石川・河北兩所御門、此內いづれにても其時々樣子により、御手寄次第御出可被成事。

一、千世松樣御供、御抱守役之外、御小將・射手・異風當番十人、其次之番十人、都合廿人罷出、其內より御小將八人・射手二人・異風二人、以上十二人、此外歩之者八人・青山織部可罷越候。織部江戶より不參內、或煩等之節、横山外記御供可仕候。前田對馬義御城御用仕廻次第、御跡より可罷越候。早速難越節者、本多安房・横山左衞門內罷越、諸事可申付候。縱對馬參候共、安房・左衞門御城御用無之候はゞ、罷越可申談事。

一、御恭樣御供、御小將四人・射手二人・異風二人、以上八人、鎖口(ジヤウノ)非番之者罷出に極置候內より二人、切手御門非番之者罷出に極置候內より二人、都合十二人之事。

一、今村五郎兵衞・村田半助・中川彌左衞門・山口彌五兵衞騎馬に而、千世松樣・御恭樣御先へ御持筒大組足輕頭一人、御預足輕召連騎馬、右四人之內より一人騎馬、殘三人は御跡騎馬に而御供仕、先御座所之屋敷、且大組足輕を以警衞可仕候。其外御供之物頭者、御近所勤番可仕事。

一、御兩方樣御供、並女中之乘物かき共に、小者三十八人、此外御廣式に相詰足輕之內、乘物副などに遣可申事。

一、若火急之節は、當番御小將・射手・異風並鎖口・切手御門兩所當番之内、其外何れ之御番人にても、御抱守役指圖次第に御供可仕、夜中には其當番之物頭一人御供可仕事。

一、御兩方樣御除被成所、海元院並如來寺・玉泉寺内、其節之樣子次第可被成御座候事。

一、奥方惣女中罷出候刻者、鎖口非番之者罷出に極置候内より二人、切手御番所非番之者罷出に極置候内八人、並廣式相詰歩行高柳新兵衛・山本瀨兵衛・五十嵐庄左衛門・中村瀨兵衛内二人、服部左源太・小寺甚右衛門内一人は騎馬に而可罷越候。一人は殘り、奥方諸事跡之締等可申付候。相殘兩人之歩行は、左源太・甚右衛門可隨指圖候事。

歩行は歩士の義

一、若火急之節、鎖口御番・切手御門番之内より、惣女中召連可罷出事。

右之通被仰出候間、可被得其意候、以上。

卯三月廿七日

右之伺之内、火事之節御のき所之事この條に、先刻書付之通尤に候。其外伊豫方なども可然候。とかく數多無之候而者、大火事之節不足に候と御加筆。其後之伺之内に、當分火鎮内には海元院方並如來寺・玉泉寺此内へ被成御座、自然御城類火に而候者、長九郎左衛門居屋敷堅固御座候者、御作事出來迄は、九郎左衛門方へ被成御座候樣に可有御座候哉。若又九郎左衛門居屋敷も類火に逢候者、安房・左衛門・因幡・對馬 此者共之内居屋敷に 被成御座候樣可有御座候

火鎮は火不鎮歟

哉と申上、其後之被仰出不見、前段之通申渡之留あり。

四月四日。大聖寺侯前田利明柳營に登りて參覲の禮を行ふ。

〔御日記巻〕

一、同四日に參勤の御禮　松平飛驒守

御太刀目錄・白銀五十枚・綿百把

御臺樣へ進上　松平飛驒守

白銀十枚

女中へ遣す　松平飛驒守

銀三枚・二枚・一枚宛

四月六日。凶作なるを以て百姓に訴訟等を爲し騷擾すること勿らしむ。

〔改作所舊記〕

跡々より度々申渡候へ共、當年は取分凶年に而、諸人痛有之候條、高持百姓並頭振共、いはれざる公事など仕致騷動、費仕もの有之候者、公事之不及批判、越度可申付候條、此旨急度御申渡可有候。百姓は萬端をやめ、耕作情出可申候。頭振者御介抱米を以、其身に應候かせぎ無油斷仕候樣に、常々可有御申付候。

一、頭振共御介抱米を御貸被成者、其身之儀は不及申、兄弟妻子に而も、所々町方ゑ罷出、自然乞食などいたし候者、其与々十村並村肝煎、且又各に茂不念に罷成可申候間、成程御吟味専一に候、以上。

卯四月六日　　御算用場

林　十左衛門殿

千秋半右衛門殿

四月八日。十村等の相談所に集合するを停め、屢廻村して耕作を奬勵すべきことを諭す。

〔司農典〕

如例何れも相談所寄合候得共、田地公事等致訴訟、百姓中耕作妨に成、且又其方共も此義に隙入、肝要之耕作方脇に成可申之條、此方より指圖無之間は、何れも相談所寄合事止可申候。高野少兵衛・増田半助も相談所ゑ不罷出、郡廻候様御算用場より御申渡候。其方共之儀切々致廻村、耕作之勢子を入候様に与存候。詰番並相談所ゑ罷出候段令用捨候。此上油断候はゞ、彌可爲越度候、以上。

四月八日　　改作奉行七人

同は四月なり

羽咋・能登郡御扶持人・十村中

四月八日。前田綱紀江戸に參覲す。

〔御日記〕

一、同八日に松平加賀守參府に付て、上使稻葉美濃守を遣はさる。

一、同十二日に參勤御禮。

一、御太刀馬代・白銀五百枚・御袷五十、松平加賀守より献上。

四月九日。諸士の子なくして統を絶ちし者及び子弟の技倆ありて食祿を望む者を屆出でしむ。

〔菅綱記〕

一、四月九日新令、諸臣無子遺跡斷絶し、其祖父母及び父母・姑・姉妹・妻子等無倚賴者は、其趣宜可言上。且諸士之子弟姪・甥等、射手・異風・新番・書寫役・與力等を願ふ者は、其伎倆を試選て宜召出こ也。

四月十四日。石川郡福留村等五ヶ村組合を命ぜられたるを以て請書を呈す。

〔願事通載〕

一、福留村・四ッ屋村・上安田村・福永村・番田村五ヶ村組合被仰付候に付而、御請申上候事。

一、肝煎・組合頭之儀は、常々被仰渡候通、小百姓手前介抱致、成立候様に可仕候。若組合之内我儘を仕者御座候はゞ、一度は異見仕、承引不仕候はゞ御断申上候。不及申上、肝煎・組合頭之内に、萬一何によらず引負、又は百姓に非分がましき事共仕候者、見付聞付次第急速御断可申上候御事。

一、村組合之内たれ〳〵によらず、物毎不情に仕心立悪敷、同名迄引てこなひ申者御座候はゞ、是又一度者異見仕、承引不仕候はゞ、其者之始終之趣、書附を以村組合より御断可申上候事。

一、百姓・頭振によらず、萬一走り可申躰之者御座候はゞ、是又早速御断可申上候事。

一、萬事そゝつに不仕、たべ物等之喰込不申、其上出来米むざと取散不申、御納所米方第一に仕、翌年之作用意迄仕候様、村肝煎・組合頭として互に常々吟味仕、縮り可仕候。若承引不仕者御座候はゞ、御断申上候御事。

一、當年之義者、猶以肝煎・組合頭情を出し、あらおこし・植付・草しゆり・引ごへ等に至迄、情を出仕候様に急度可申付候。若一人手之者長煩仕、田仕事おくれ申者御座候はゞ、其村よ

加情は加はり情をなるべし

構敷はゞましきなり

りおくれ不申樣に仕とらせ可申候。萬一其村に病人多御座候而、其村之手に合不申候所は、村組合として加情を入可申事。

一、右私共村々組合に就被仰付候、御請仕上げ申通、急度相勤可申候。若油斷仕、相違之儀出來仕候はゞ、其村肝煎・組合頭共に何分共可被仰付候。爲其村組合切に、肝煎・組合頭連判に而御請仕上置申所如件。

延寶三年四月十四日

四月廿八日。廣式番人をして誓詞を上らしむ。

〔袖裏雜記〕

天罰靈社上卷起請文前書之事

一、私共御廣式泊番被仰付候。鎖口出入諸事念入候樣、鎖口御番人へ可申渡候。不沙汰之義於有之者、早速可申上事。

一、女中方並御小々姓に對し、猥之仕合毛頭御座有間敷候。若不依誰々、左樣之義見聞仕候はゞ、早速可申上事。

一、毒之取拵、手前〳〵之義者不及申上、不依誰々左樣之取沙汰見聞次第、早速可申上事。

一、御隱密構敷義、親子・兄弟・緣者・知音たりといふとも、聊他言仕間敷事。

右條々於令違犯、忝茂左中降神罰冥罰各可罷蒙者也。

延寶三年四月廿八日　中川彌左衞門

山口彌五兵衞

閏四月朔日。富山城下大に火災に罹る。

〔御日記〕

一、同月同日に松平大藏大輔城下侍屋鋪三の丸まで燒失。

同月同日は閏四月朔日なり

閏四月十日。麥種子保存の爲に飯米を百姓に貸與し十村をして之を監督せしむ。

〔改作所舊記〕

覺

一、千二百石者延寶元年米、石川郡小百姓共麥種多可爲致所持ため、御貸被成事。

一、此御米令吟味、手前宜敷ものには少も不貸渡、麥種多所持難仕躰之者に貸渡、例年蒔來候麥種に、村により五割・七割も多爲致所持、當暮跡々に違大分に麥蒔候樣に可仕事。

一、肝煎・与合頭其外にも、慥成百姓一兩人宛も加、一村切に麥種爲致吟味、成程上麥入念喰失不申樣に締可仕候事。

一、御貸彌無之候而も、例之通には麥種所持可仕儀に候得共、跡々より多貯可仕ためゝ之御貸米に候條、麥種御貸米高より多勿論所持可仕事。

一、御米借請に人々借狀帳は勿論、人々所持仕たね員數、組切に別紙に調出可申候。村々縮帳之儀は、面々手前に入念取置、麥蒔之刻無油斷、其麥種高程蒔之吟味可仕事。

右ヶ條之通見屆相違有之間敷旨、其方ども致奥書可指越候、以上。

卯壬四月十日　　園田左七　水上喜八郎

河北彌右衞門　中村助左衞門

園田左太郎　中村彌兵衞

石川郡十村中

五月十日。能美・石川二郡の百姓に命じて染物用の茜草を賣上げしむ。

〔改作所舊記〕

御染物御用あかね草、公儀に就召上に、足輕小頭中村源內在々より買上候之樣被仰付、御細工所より被遣候。御郡方より賣上物之儀不仕御定に付而、百姓中迷惑不致樣に相對に而爲御買上候樣に申達候條、相對を以源內方に賣渡、其時々に代錢可請取旨可申聞候、以上。

五月十日　　千秋半右衞門

林　十左衛門
吉野村　藤左衛門　劍　村　太兵衛　野々市村　吉兵衛
田井村　喜兵衛　二曲村　與兵衛　河原山村　十左衛門

六月十日。富山藩金銀を借用したるを以て證文を加賀藩に納る。

〔袖裏雜記〕

延寶三年卯六月より大藏大輔樣へ御取替金銀、其外御借銀一卷之義、御國へ遣候書付並書狀之留帳。

右帳之内には、大藏大輔樣御勝手御難澁御借銀多に付、一萬兩御無心之處御聞屆之趣也。其證文迄左に抄す。

一、六百九十貫八百二十目　淡路守へ最前御取替殘
一、五百三十二貫目　刀八月大藏大輔へ御取替
一、金一萬兩　卯五月大藏大輔へ御取替
銀〆千二百二十二貫八百二十目・金一萬兩

右之金銀大藏大輔從加賀守樣借用仕候。別紙定書之通、十三年以後辰之暮より、三千四百七十九石之出分米を以、年々相濟可申候、爲後日仍如件。

瀧川圖書判
奥村藏人判
打　隼人判
遠藤主計判
富田縫殿判

延寶三年六月十日

本多安房殿
横山左衞門殿
前田對馬殿
奥村因幡殿
奥村伊豫殿

表書之通相違有之間敷候、以上。

松　大藏大輔　御判

覺

一、今度大藏大輔借銀之義に付、飛驒守殿・岡田豐前守殿・横山内記殿・前田帶刀殿御相談に而御極之通、萬事無相違樣可仕候。其内家中知行取共五歩免之義者、他所之借銀相濟候以後

は、前々之通返遣可申候。大藏大輔簡略有餘米千二百六十石餘之分は、年々金銀に拂置、飛驒守殿家禮衆・大藏大輔家老中立寄相封を附置、公義御用等存之外急用出來候時分、金澤御家老衆へ相斷封切申樣に可仕候。

一、三千四百七十九石之出分米者、十三年以後辰之年より縦水損・干損御座候共、無異儀年々金澤御役人衆へ相濟可申候、以上。

延寶三年六月十日　　瀧川圖書等五人連判

本多安房等五人殿

表書之通相違有之間敷候、以上。

松　大藏大輔　御判

六月十五日。前田綱紀の子千世松歿す。

〔家譜〕

千世松、延寶二年十月十二日生金澤、名太郎清、同三年改千世松、同年六月十五日早世、號幻住院殿、母堂鈴木助左衞門妹圓受院、後賜小堀左兵衞勝經。

太郎は通稱清は別の呼名なること前にいへり

〔御日記〕

六月廿二日松平加賀守國元に在之男子死去の由。

六月十六日。改作奉行勸農に就きて十村等に諭す。

〔上田源助舊記〕

覺

一、御郡中田畑、當作毛近年に勝れ能出來仕旨、尤うるほひ能候得共、大分に作食米相增、數度御貸渡被成候に付、其方共取譯勢子入爲致合點、百姓中難有存、情を出故与存候事。

一、改作に被仰付に、當年之義終無之大分之御貸米、去暮も褒美米御貸被成、重々御救之事に得候者、彌難有奉存、當立毛むざと喰失不申、御收納方諸皆濟、御貸米等返上以前に、脇借少に而も返辨可仕樣に、其組十村・御扶持人村々廻、百姓中能爲致合點、肝煎・組合頭縮爲致候樣に入念可申付事。

一、給人知之分、來月より立毛出來次第致吟味、少宛も無油斷藏納爲仕可申候。御藏入之分も、八月朔日より爲致藏納可申事。

一、當年者閏有之、秋も早く候得者、皆濟之日限も例年より前廉に相極、追而可申觸候條、常々無油斷日々藏納急可申事。

一、九月に至夫銀代米拂候義、別而當年者入念、百姓わだかまり致手立、多拂不申樣縮可仕候事。

家越は家懐なるべし

一、稲・雜穀によらす家越ゟ取集置、火之用心致無沙汰、燒失不仕樣縮可申付候事。
一、秋仕入之刻、稲一日も多干し候而、少かたく仕、俵拵等迄入念候樣百姓中ゟ急度可申付事。
一、立毛苅取田地跡に應、納所不仕村有之候歟、度々足輕廻爲見吟味仕、自然わだかまり者有之候はゞ、十村・御扶持人不屆に可罷成事。
一、畑方之義者勿論、早稲・中稲苅取候跡田地、麥・菜種追々無油斷蒔植候樣、勢子を入吟味可仕候。麥之義者、例年より種多爲致所持候義に候得者、彌大分に蒔候樣急度可申付事。
一、田地に小麥蒔候得者、翌年植付遲く成候條、向後少も爲蒔申間敷候。並金澤在跡々より植付候村之外、田地に瓜なすび爲植申間敷候。惣而畑所之植物、田地に植候內喰失候得者、秋に至納所之刻滯申義に候間、其考十村・御扶持人僉義可仕義專一之事。
一、跡々より數度申觸候通り、えよう買物不仕、諸勸進等に出不申樣、堅縮可仕事。
右ヶ條之趣、十村並廻り口之御扶持人、小百姓中ゟも申渡、去秋より度々御救被成義難有存、諸納所わだかまりなく情を出し候樣、爲致合點可申候。大形申渡違背仕者於有之者、十村・御扶持人不屆に可成候條、入念尤に見屆、奥書致判形、無滯先々ゟ廻、落着より可相返候也。

卯六月十六日　　　　　　　改作奉行

司農典に羽咋郡能登郡に宛たるものあり凡て同文とす

石川郡十村・御扶持人中

七月廿日。豐作なるを以て改作奉行より小作料の引上に關し通牒す。

〔司農典〕

御郡方當年田地下し作仕候小百姓共手前、當春者請作人無之、例年より田地殊之外下直に下し申由に候。就其十村・御扶持人之内にも致相談、當年は近年之能作に付而、小作人手前致吟味、例年下し請仕來年貢米並考爲上申由に候。若年貢上申間敷与申者有之候はゞ、小作分田地爲刈申間敷旨申付候十村有之候。一段致能樣与存候條、人々組下おろし作仕可有之候間、右之通相談可仕候哉、爲心得申遣候。去年杯作毛悪敷候得者、田地主に相斷去春より安仕旨に候也。

七月廿日　改作奉行

羽咋・能登御扶持人・十村中

七月廿二日。村肝煎及び走りの給米に關する規程を定む。

〔廳事通載〕

御郡中村肝煎・走給米闘り之覺

一、肝煎給米代、田畑・山跡々取來り候共、向後渡申間敷事。

一、只今圖り給米高之外紙墨代、並何方へ御用に付罷越候共、入用銀少も取申間敷事。

一、肝煎給米、家數に半分、殘分は御扶持人並十村・肝煎持高共に打込、人々持高に可致割符事。

一、里方之分は大形高に應候樣に圖可申候。山方共外にも、散村又は百姓數多、高に應難圖所は、能程給米を增可申候。

一、跡々取來る田畠・山・遣銀等を圖、只今之給米相極申間敷候。惣而跡給米に無構、只今遂吟味甲乙なき樣に相極可申候。併高多候而も肝煎勤安き村に而、先給米少分之所、任高に給米を增申間敷事。

一、走り一村に一人宛相立可申候。併小村に而、走り相立候義百姓難義に存、廻り番に仕度旨申候者、其通りに可仕事。

一、大高に而百姓數多候か、散村に而走骨打申候とも、高給米を遣し申間敷候。左樣之村には餘村之給米にいたし、二人に而も相立可申事。

一、走給米肝煎方ゟ取込不申、別人を立可申事。

延寶三年七月廿二日

九月十六日。大聖寺及び領內より金澤に生魚を運搬する駄賃等に關し令

何之高に而本のまゝ

す。

〔應事通載〕

大聖寺並分領所々より、生肴・貝の類金澤へ商賣に罷通り候には、侍荷並に宿々定之駄賃取、夜中に而も無滯可相通候。何之高に而荷主と馬借と相對候はゞ、勝手次第直通り爲致可申候。自然何角滯、又者荷少に而も盜取候はゞ、越度可被仰付候。鹽肴・干肴駄賃は如跡々之に候。右之通り裁許之宿々馬肝煎・馬借へ御申付可有候。並浦々獵師共へ爲御申聞尤に候、以上。

九月十六日　　御算用場

右之通御算用場より申來候條、宿々馬肝煎・馬借並獵師共に急度可申渡候、以上。

橋本治部左衞門

林　十左衞門

石川・加賀郡十村、浦方十村中

九月廿五日。能登の土方領と加賀藩領との境界に築かしめたる土堠成就す。

〔加越能御繪圖覺書〕

延寶三乙卯年秋、能州土方河内守領分の疆界に爭論有て、兩界の百姓等怒訴に至る。金澤よ

りは公事場奉行菊池十六郎・算用場奉行津田宇右衛門に命じ、開作奉行・郡奉行等を帥ひて彼地に臨視し、界土を正し疆堠を建る事凡そ一千餘所。一堠費銀四匁、百姓の請負也。土方領の代官及び村民等能く納得して、菊池・津田は金澤へ還る。同年土方氏より使者大宰彌右衛門を以て、此度の爭論無事に鎮まる事、偏に公の政事廉直の故也とて謝之。且菊池・津田宅に茂往て勞之。大宰氏は足輕頭百五十石を給す。曾て奥村因幡か家に仕ふ。其好みを以て使を命ずと云。文政元年寅九月御算用場より、土方領等品々御繪圖入長持一棹上り、其内を見るに右村々疆堠の繪圖數十枚あり。是を見分するに、延寶三年九月廿五日出來、其前御領分界目、双方十村・村肝煎・長百姓等見分、納得之上堺塚被仰付、双方互に爲取替、以來申分爲無之の御繪圖也と有之。表には十村等連名印形。十村は判形也。裏には其節彼地に罷越候公事場奉行・御算用場奉行・郡奉行・土方氏役人連判左之通。

羽石重兵衛　判
荒川源兵衛　判
櫻井又兵衛　判
久米安太夫　判
近藤四郎左衛門　判
原　五郎左衛門　判

菊池十六郎判

右之通有之。御年表に津田宇右衛門与雖有之、原五郎左衛門也。近藤四郎左衛門は前錄に延寶二年能州御郡奉行被仰付与有之。羽石より久米まで四人は土方氏い代官歟。

秋。小將・馬廻組等の士に藩の馬匹を委託飼養せしむ。

〔菅綱記〕

一、延寶三年秋小將・馬廻兩組、及び馬役い者等へ御馬一・二疋づゝ預らる。各宅に廐を建て、馬場を設けしむ。且口捕二人を給ふ、一人に付給米一口半、銀給百星。

十月朔日。當年貢米の皆濟期を十一月十日と定む。

〔岡部氏御用留〕

當年貢米御藏入・給人知共、來月十日切爲皆濟、組切皆濟切手取集可指越候也。

卯十月朔日　　改作奉行七人

猶以御納米不請取、つかへさせ申候代官有之候者、此場へ相斷可申候、以上。

十月四日。領内各驛に駄馬の減じたる理由及び現在數に關し屆出でしむ。

〔改作所舊記〕

一、各々御支配宿々馬借持共、寛文七年御銀拜借仕、此御銀段々致上濟、延寶三年又御銀拜借仕、此銀も其後追々致返上、其以後馬借如何之様子に而減候哉、其品委細書付可有御出候。勿論何之故に而も、惣馬數之内何疋年々減、今程何十疋有之段、一宿切に御記可有之候。且又右兩年拜借銀、最前願之年限無相違上濟仕候哉。何とぞ由緒も候而、年限相延申儀も有之候哉。只今不殘返上仕候哉。是又御書越可有之候、以上。

十月四日　御算用場

長瀨新九郎殿

永原權太夫殿

十一月十六日。小物成及び收納米の精算期限を定む。

〔司農典〕

向後定小物成・散小物成共、翌年正・二月之内御算用相遂可申候。相延可申子細候はゞ、書付を以斷可申候。御收納御算用之儀者、大阪登り請米等渡濟次第、翌年御算用相遂可申、米拂殘有之候はゞ中勘成共御算用可仕候。若於相延に者、吟味之上御代官指除可申候條、油斷仕間敷候。紙面見屆通致奧書、人々判形仕、落着より此方に早速可相返者也。

延寶三年卯十一月十六日　御算用場

十一月。幕府大奥の女中音羽に金五百兩を貸與す。

〔袖裏雜記〕

延寶三年卯十一月御城女中音羽殿へ御取替金一卷帳

一、此帳之内に音羽より段々御無心に付、奥村因幡より申遣候狀に、ふつうにいづかたへもきよやういたされざる事ゆへ、おもてむきよりおし立きよやういたされ候義はなり申さず候。されども御手まへ御なんぎの事せうしにぞんじられ候。それさまは御女儀の事に候へ者、又少しなこれ有候まゝ、内證よりとりかへしんじ申べく候旨等之留あり。但久津見又助殿御無心の事も音羽殿より申來。是は御斷故右之文なり。會所へ申渡覺書左之通、其餘之留皆こゝに省く。

ふつうはゆづうの誤歟
きよやうは許容

覺

一、五百兩小判金。

右御城女中音羽殿江御取替被成候間、則右之金子音羽殿家來[ ]庄太夫請取、手形爲致可被相渡候。且又寛文六年正月十六日、音羽殿へ御取替被成候小判三百兩者、音羽殿へ被遣之候故、此度右三百兩之證文は音羽殿江相返申候間、扣帳消可被申候。今度御取替五百兩分、音

羽殿・叉助殿之證文各へ相渡候間、會所に可被指置候、以上。

卯十一月十二日

有賀甚六郎
近藤新左衛門
奥村因幡

江戸會所衆中

十二月廿八日。百姓の雉子を捕ふることを禁ず。

〔改作所舊記〕

御郡中百姓共、山里共に雉子追取申間敷旨、御算用場被仰渡候條、此趣早々可申觸候。此觸
命判形、落着より可相返候、以上。

卯十二月廿八日

林十左衛門
千秋半右衛門

石川・加賀郡十村中

是歳。大聖寺藩凶作なるを以て米千石を加賀藩より貸附す。

〔袖裏雜記〕

延寶三年飛驒守樣へ被成御取替候米之一卷留

此留は飛驒守様御領分不作に付、千五百石御取替之義御家老より紙面等之處、此方様御領分も不作に付、千石を五百石充兩度に御取替被成候趣也。替品も無之故委曲者不抄。

是歳。足輕及び足輕小頭の給米を改定す。

〔菅網記〕

一、是年より召出さるゝ足輕の給米、小頭三十俵・足輕二十俵に改定す。

微妙公の時は、小頭共に二十九俵にして無差別。但小頭は小者一人を給て、他邦に趣く時者供に仕ふ。平時には公家の普請を役す。其後佃源太左衛門議して、小頭に給る小者を除て、小頭の給米は加州にして二十九俵、足輕は越中にして十九俵とす。又其後皆越中にして給す。故に足米として、小頭に六俵、足輕に二俵を增して、三十五俵・二十一俵とす。

是歳。堂形奉行大窪九郎兵衛刑せらる。

〔河瀬雜記〕

今年堂形御奉行大窪九郎兵衛、私曲に依て刎首、せがれ二人は切腹被仰付。其黨類大橋屋八郎右衛門・松本屋藤右衛門・劍崎屋半兵衛御成敗。

村肝煎等の給米徴收法に關する規程は延寶三年七月廿二日の條に在り

正月十八日。村肝煎及び走りの給米を定むる主任を十村に命ず。

〔能州郡方舊記〕

肝煎給米圖申棟取人之覺

能美郡　八日市村　五右衛門　埴田村　五郎兵衛　寺井村　市郎右衛門
　　瀬領村　文兵衛
石川郡　御供田村　又三郎　熱野村　庄兵衛　福留村　間兵衛
　　淵上村　三郎兵衛
加賀郡　大熊村　兵右衛門　御所村　長次郎
礪波村　戸出村　又右衛門　和泉村　市右衛門　宮丸村　次郎四郎
　　田中村　三右衛門　内島村　孫作
射水郡　開發村　源内　島村　次郎右衛門　下條村　小右衛門
　　大白石村　三郎右衛門　津幡江村　宅助
新川郡　嶋尻村　刑部　殿村　四郎左衛門　新庄村　理右衛門

正院村　次郎兵衞
羽咋郡　相神村　彌　六　堀松村　三郎兵衞
能登郡　熊木村　太右衞門　三階村　源　五　笠師村　大　老
武部村　太郎右衞門
鳳至郡　中居村　三右衞門　粟藏村　彥三郎　山岸村　新四郎
宇出津村　源　五
珠洲郡　松波村　又四郎　高屋村　忠兵衞
右之者肝煎給米相究、相談之頭取可仕候、以上。
延寶四年正月十八日　改作奉行

正月廿八日。前田綱紀領内の百姓にして大聖寺藩の鹿狩に加はりたるものを吟味せしむ。

〔袖裏雜記〕
御眞筆之寫
今度於大聖寺鹿狩有之に付、郡奉行共ゟ可申渡品々。
一、於彼地鹿狩之節、以數千之勢子狩廻之由に候。夥鋪勢子數に候間、此方之領分之者共も

加候哉。左も候はゞ此村誰家より何人との注文調之、可献上事。
一、此方領分之者も加候はゞ、平百姓迄に候哉。但村肝煎又者十村なども指添出申候哉、是又遂吟味、樣子書付可上之事。
一、如右自然此方領分之者も罷出候はゞ、定而あなたより褒美可受候。此品遂吟味、是以可言上候。且又今度之狩に付、百姓共留申鹿者、則百姓へ給由に候。此方領分之者共も申請候哉、又者あなたの領分之者申請候を、此方之者もらひ申事も候哉、加樣之品一々遂吟味尤候事。
一、此方領分之内をも追廻、大聖寺領ゟ追遣由に候。あなたよりは人數多不參由に候間、定而此方領分之者も加り追遣、又は就夫褒美などもらひ候ものも治定可有之候。此品別而明白に遂吟味、委曲可言上事。
一、此方之領分追候所々遂吟味、其所々十村々々委細書付可指上事。
一、只今迄鹿多、田畠あらし候樣子、依所多少可有之候。其品委細に記可上之事。
一、郡奉行共此地に有之而者、所等之義彼是吟味分明成間敷候間、兩人歟又は一人に而茂、小松迄相越、急度遂吟味、仕廻次第罷歸、委曲可言上事。
一、此度之樣子、郡奉行共兼而不承、此方より申出に付令承知之旨、彌其通候哉。惣而奉行

役人等、上部一通之裁許のみを存、役儀之筋を不存、分領常に心懸不情成故に候。此段役儀申付置者共之覺悟に者不似事に候。増而此度之儀、事立たる儀に候處、一圓不存段、奉行にては無之候。向後於油斷者可爲不屆事。

以上

正月廿八日

追加

一、此方領分追候刻、此方之者相加候分、隨分遂吟味、書付可上之事。

一、此度之吟味、手ぬるき仕合も候はゞ、奉行人即座に不屆に可申付候間、此段能々可相心得事。

一、此方領分を追候此方之百姓、尤十村肝煎之義、縮申付置、罷歸可言上候。次而なたい領分ゟ勢子召連參候十村・肝煎も候はゞ、是以右之心得可仕候。自然手のばしいたし候はゞ、奉行人急度可處罪咎事。

正月廿八日

段々公事場より差越置候書付共、大形考濟候間、一兩日中何茂迄可相渡候。依之今度大聖寺鹿狩之義に付、郡奉行共彼邊領分境之者共及吟味、籠舍申付置候。彼地に差置候而者埒明不

何茂は年寄の中なり

申候間、早速當地へ引寄候樣に可被申渡候。無餘日候故、一刻も早く申付度、以切紙如此に候、以上。

廿三日　　　綱利

本多安房殿

二月十九日、金澤木新保に火災あり。

〔加越能故事問答〕

二月十九日、木新保・宮腰口出火、家數千三百軒計燒失す。

三月三日。百姓擅にその持高を交換する者を調査せしむ。

〔杉木氏小留帳〕

御郡百姓中人々持高、帳面に記寬文十一年に出し置候處、猥に下に而田地取替仕もの有之由取沙汰に候へども、數度申付義に候間、左樣之義有之間鋪与存候。され共組々令吟味、最前出置帳面相違無之においては、此案文之通一組切に書付出し可申候。度々申渡義に候へ共、諸事心を付、小百姓成立候樣無油斷致介抱、耕作を情を爲出可申候。自然不沙汰に作成候徒者候者ゝ、遂吟味可申聞候。此紙面之趣令吟味成々に仕置、わきより相聞候者、其組之十村者勿論、廻り口御扶持人可爲越度候、以上。

園田左七　河北彌左衛門
水上喜八郎　中村助左衛門
園田左太郎　毛利又太夫
大坂　中村彌兵衛

三月九日。老臣奥村因幡、四辻大納言夫人が金子借用を請ひたるを許されたるを告ぐ。

〔袖裏雜記〕

あと月五日の御ふみはいけんいたし候。それさまいよ／＼御そくさいに御ざ候よし、めでたくぞんじ候。かゞの守殿も、此はうちつゞき氣色よく御ざ候まゝ、御心やすくおぼしめし候べく候。しかれば去年るい火に御あひなされ、當分御かり候て御入候家御座候へども、さきより入申由申候ゆへ、又よの所へ追付御うつり可被成とおぼしめし候。是はすみの倉市祐殿やしきにて候へども、まづ少の内御うつり候やうにとの事に御座候へば、なが／＼御ざ候義もなりがたく候。其外今ほどかし家もすきと御座なく、御めいわく被成候まゝ、はや／＼御作事なされ御うつり候樣になされ度候へども、御てまへ御ふじゆふにて、少の御ふしんもとゝのいがたく、御こしよられ一入御なんぎ被成候。かゞの守殿の外、御たのみなさるべき御

方ゟ御ざなく候まゝ、度々の事御申かねなされ候へども、なにとぞかゞの守殿より御がうりよく候やうに、御そせうなされ度のむねうけ給りとゞけ申候。御ふみのごとく、度々の御むしんに御ざ候へば、いかゞとぞんじ候へども、去年火事に御あひの事に候へば、よい義とおがひ御なんぎの御事とぞんじ候。御ふみのとをり、くわしく御内せうにて申上候所に、御いわくのだんさつし入申され候よしにて、ばん金五十枚、御ごうりよくとしてしんじ申さるべき由申付られ候。その御心え被成べく候。右の金子京都やしきにゐ申、こうをいの助ゐもんあを木權ゐもんおうさんいたし候様に申つかはし候まゝ、その御心えにて御請とりなされ候べく候。しゆびよく御そせう相とゝのひ、ちんちやうにぞんじ候しく。

三月九日　　　　おく村　いなば

四辻大納言殿御内さま　御返事

是月は大盡なり

三月晦日。火災及び葬禮を見る爲群集するを禁ず。

〔國事雜鈔〕

火事場へ水持之外、見物人一人も出申間敷候。其上そうれいの時分も見物に出申候間、向後一人も出申間敷候、以上。

延寶四年三月晦日

四月十五日。前田綱紀就封の暇を受く。

〔德川實紀〕

四月十五日松平加賀守綱紀はじめ、就封の暇を賜ふもの十八人。

四月廿八日。老臣横山志摩等、大和守多俟織田長頼の金子借用を求めたるを謝絶す。

〔袖裏雜記〕

此頃より段々被仰聞候趣、兩人令相談、具に加賀守殿に申達候處、委曲承知被致候。御同氏伊豆守殿御緣組之義に付、御同姓主計頭殿を以、最初あなたより御內證有之刻、御自分思召寄有之、且又御祝言御調之御心當も無御座に付、旁以御同心無御座故達而御斷被仰入、其段雅樂頭殿・大和守殿へも被仰入候へども、尾張樣御願に付被仰付之旨、殿中へ御同姓對馬守殿を御召、右之趣雅樂頭殿被仰渡候上、御違背難被成御禮等被仰上之旨、是以申達候處被得其意候。

一、至于來年伊豆守殿御婚禮御調に付、兩年之御作事料、御祝言之御入用等曾而御心當無御座候。跡々よりの御借金も有之故、御家中より大分に上知を被仕、其を以年々御返辨之圖り

伊豆守は織田信武

主計頭は織田貞置

つり本のまゝ

飛驒守は大聖寺侯前田利明

指はたし本のまゝ

に御座候へば、只今脇より御借用可被成樣も無之、又御自分御藏納拂米代金、御家用にさへ致不足事に御座候へば、只今何共可被成樣無之、ひしと御行當御難義被成段笑止に被存候。貴樣之義は玉泉院殿御續のみならず、他とは各別之子細共に御座候へば、ヶ樣之節御用をも承被申度儀と被存事に御座候。されども方々より無心之義申來時分、其々の筋目に應被致挨拶候へども、一向に左樣之由緒不聞届、樣々之品被申立、却而つりに被存方々多、畢竟ヶ樣之義共被致貪着候而者、事六ヶ敷義候間、向後者內輪を限、何方へも許容仕間敷候間、左樣に相心得取次仕間布旨、兼而被申付置候。依之仙石越前守殿より無心之義、松平紀伊守殿並同奥方より申來候へ共、被堅斷候。近き頃松平飛驒守方より、指當金子入用に付借用申度旨被申越候由に候へども、右之仕合故拙子共取次不申聞由、被致承知候。御自分義指當御難義之躰は笑止に被存候へども、紀伊守殿二方尤、飛驒守所存之程遠慮有之候。但右之方々所存有之間敷与存候哉之旨、拙子共に被相尋候故、其段何とも不被計候由申述候へば、左候者又何とぞ外之格に不成首尾は有之間敷哉之旨被申聞候。然共指當此段曾而存寄無御座候故、其段申達候へば、餘り笑止成事に候間とくと相考、追而存寄も候はゞ可申聞被申付候。就夫拙子共種々相談仕候へども、何共存寄無御座候。飛驒守義は指はたしたる加賀守殿伯父之事に御座候へども、他へ之例と成候故貪着無御座上は、許容難被仕事と存候。若飛驒守被承存念

淡路守は富山侯前田利次

山城守は織田長頼

も御座候へば、加賀守爲にも不宜事に御座候。兎角拙子共所存に落不申候。外へは沙汰仕間敷由被仰聞候故、前田帶刀などへ談合も難仕御座候。帶刀義は如御存加賀守殿同姓之事故、內外之談合も仕義に御座候間、乍此上帶刀などへ相談をも仕見申候而、若又存寄も候はゞ、加賀守殿へ申聞候樣可仕候哉、此段如何樣とも貴意次第に存候。

一、去頃因幡方への御紙面之趣、他は沙汰仕間敷旨得其意存候。合力之躰に被仕樣も可有御座歟と、此段も及相談候へども、金子取替被申候も、又は合力に被仕候而も、事はおなじ義に而、他之例に成間敷子細無御座候。其上先年淡路守勝手ひしと不能成、被致難義候刻ケ樣之趣も有之候へども、加賀守殿存寄も有之付、合力は不被仕候。左候へば只今貴樣へ御合力と申義も、難被仕可有御座と存候間、御聞屆被成可被下候。爲其如此御座候。

一、來年伊豆守殿御婚禮御調候刻、加賀守殿より取持被申候樣に被成度候。あなたは尾張樣御後見之事に御座候。御自分樣方には、然与御賴可被成御方無御座候。加賀守殿迄之事に御座候故、あなたへの聞え旁右之通に思召候由、是亦申達候處、被得其意由被申候、恐惶謹言。

四月廿八日

横山志摩

奥村因幡

山城守樣

五月十二日。谷七兵衛江戸にて使者の職務を全くせさりしを以て勤番供役を除かる。

〔袖裏雜記〕

御直筆之寫

七兵衛事、吉右衛門殿宿所乍不案内、辻番迄承り、門番等に不尋儀、使をも申付候もいゝ覺悟にて無之候。使等相勤候義大事に存候はゞ、ヶ様之所にも心付可申所、近頃無沙汰なる仕合、沙汰之限候。先勤番供役差除置べき由、小將頭共へ申渡候樣、對馬迄可申聞候。

十二日

御直筆之上重而如此被仰出也。

谷七兵衛事、御供使勤番指除申樣に被仰出候上は、御屋敷へ可罷出品無之候間、重而被仰出迄は引籠罷在候樣に、頭共相心得可申候。此段頭共不存辨義者御座有間敷候へども、萬一心得違有之時は、彌頭共不調法に可罷成義に候之條、此段急度御内意とは無御座樣に、頭共爲心得可申聞置旨被仰出候事。

五月十二日

今度者御供使等被勤付者多被召連候間、別而御使等之義、間違不申樣に念を入可相含置所、

ヶ様之間違有之段、頭共申付樣緩怠無御座故与被思召候。此段頭共ゟ對馬急度可申聞旨、即對馬迄申述候樣に被仰出候、已上。

五月十二日

五月十四日。郡中にて法義を勸むる爲に衆人を會合するを禁ず。

〔改作所記舊〕

今度於能州、法義勸致人集、騷動仕に付而、棟取人籠舍申付候條、御支配所に而も左樣之族無之樣に、兼而縮御申付置尤に候。諸人法儀を勸、人集仕者候はゞ可有御案内候、以上。

五月十四日　　御算用場

林　十左衛門殿

千秋半右衛門殿

御支配所は加賀三郡

八月二日。能登郡の村肝煎中に物書役を使用するものあるを以て之を禁ず。

〔司農典〕

其御郡村肝煎より、給分遣候十村方ゟ出候御用之帳面等相調候物書置候由、沙汰之限に候。先年能州之内、組下より給分爲出、十村手前之用所相調候物書抱置候者有之候所に、御吟味

之上十村被指除候。右之仕様に似申義に候間、村肝煎物書立置候儀、向後堅く無用に候。若其分に致置十村有之候はゞ、急度越度可被仰付義に候間、得其意、此書狀末に承屆候由判形仕可相返候、以上。

辰八月二日　　園田左七等八人

能登郡十村中

八月十日。石川郡大野川以北の鷹場にて鳥獸共に之を捕ふるを禁ず。

〔改作所舊記〕

石川郡大野村川を限、內は宇野毛之橋迄外は、外日角村を限、此間濱之分跡々より御鷹場に候。自今以後けだものゝ類もとり候儀、御法度被仰出候。依之御餌指又は犬を牽、相通間敷旨被仰觸、御横目出候由、奥村伊豫殿・横山志摩殿被仰渡候條、得其意候樣に、在々宿々早々相觸、書付を取置、其方共御請上之可申候、以上。

辰八月十日　　林　十左衞門

千　秋　半右衞門

能美・石川・加賀郡

八月十一日。越中井波より金澤に移されたる大工肝煎に邸地を授く。

〔國初遺文〕

已上

越中大工肝煎與三右衛門、今程當地大工就致裁許、井波拜領屋敷取上、於當地屋敷百歩被下候條、右之通可被申渡候、恐々謹言。

辰八月十一日

今枝民部

奥村因幡

奥村河內

前田對馬

里見七左衛門殿

岡田十右衛門殿

八月十六日。異種の鶴及び雁を上らしむ。

〔改作所舊記〕

生替之鶴並同雁御用之旨就被仰出、其趣別紙に申入候間、可被得其意候、以上。

八月十六日

奥村伊豫

横山志摩

津田宇右衛門・岡島五兵衛殿

覺

一、生替之鶴　一、丹頂　一、姫鶴　一、しやむろ鶴

一、生替之雁並生替に而無之候共、雁之類に而不見馴鳥は捕可申事。　一、野雁

右之分自然御領國中に居有之候はゞ、何時に而も早速網にて為捕、活鳥に而可上旨就被仰出、其段金澤廻之分は大平源右衛門・丹羽宗兵衛、小松御馬廻は西村六右衛門、越中は笹島豐前・上村八左衛門・有澤孫作・森小左衛門、能州は山崎半左衛門・山本加納・熊谷伊兵衛方に申觸置候條、此紙面之鳥御領分百姓共見付次第、急速右人々に令注進候樣可被申觸候。

八月廿八日。前田綱紀の養女恭姫將に加賀郡粟ヶ崎に遊ばんとするを以て十村等にその準備を命ず。

恭姫は前田綱紀養女

〔改作所舊記〕

御きやう樣、明後晦日・來朔日・二日、此三日之内粟ヶ崎に被成御座、天氣次第黑津舟に茂被成御座首尾候之條、御通之時分在々宿々男女共に、一人も御道筋又は御目通に罷出申間敷候。先々御奉行被罷越首尾に候之條、得其意候樣に可申渡候。大野並能州口内通・外通共、人ども之御奉行も被罷出候。定而內者荒屋邊、外は白尾・外日角邊番人御居置候半と存候。右兩樣之

間砂山に茂、人可相通所々有之候者、是又番人居り可申与存候。明朝も右所々見屆御奉行被罷出首尾に候。木津・高松明晝四つ時分御宮坂へ迄罷出可申候。三郎兵衛・次郎吉儀も明朝五つ過粟ヶ崎迄罷出、諸事彌承屆可申候。

一、五郎嶋は最前之通、人御拂被成首尾に候之條、是又粟ヶ崎御着承合可得其意候。十左衛門も明日粟ヶ崎・御宮坂罷越候。猶以口上にも可申渡候、以上。

御宮坂は今の宮坂

八月廿八日　林　十左衛門

不在合　千秋　半右衛門

高松村　新左衛門　野々市村　吉兵衛　大熊村　六右衛門

南中條村　又右衛門　淵上村　三郎兵衛　木津村　十兵衛

村井村　與三兵衛　押野村　太郎右衛門　北中條村　半左衛門

御所村　源兵衛　田井村　二郎吉　劔村　太兵衛

福留村　間兵衛

八月。石川郡の十村等、村肝煎及び走りの給米支給法を定む。

〔改作方舊記〕

延寶四年分

高何百石　　　　　　　　　　何村肝煎

一、何　石　　　家數何十軒　　　何右衛門

右肝煎給米相極る品々圖覺

一、五十石迄之村は　　一石五斗　　但山方は二石
一、百石迄之村は　　二　石　　但山方は二石五斗
一、二百石迄之村は　　二石五斗　　但山方は三石
一、三百石迄之村は　　三石五斗　　但山方も同圖り
一、五百石迄之村は　　四石五斗　　右同斷
一、八百石迄之村は　　五石五斗　　右同斷
一、千石迄之村は　　六　石　　右同斷
一、千五百石迄之村は　　七　石　　右同斷
一、二千石迄之村は　　七石五斗　　右同斷
一、二千石以上之村は　　八　石　　右同斷

〆

一、浦方の小高所並無高所肝煎給米は、擢數五枚を家一軒に直し、有家共に十軒を高百石と

仕、里方肝煎給米圖りに仕候。則給米出樣之儀は、家數・擢數に割符可仕事。

一、宿方傳馬肝煎別に立申に付而、村肝煎給米之儀、大形は里方同事に積り申候。村肝煎給米出樣之儀は、裏屋に罷在る頭振之家一軒に二升宛、殘分は高に半分、町並に罷在候百姓・頭振共に、町口之間數に半分割符可仕事。

一、同傳馬肝煎給銀は、馬借數・家數を見合圖申候。給銀出し候棟之義は、馬數に三ヶ一、町並に罷在候百姓・頭振共に、町口之間數に三ヶ二割符可仕事。

一、里方・山方共に肝煎給米出し候之義は、頭振家一軒に二升宛、殘る分は高に三ヶ二、家に三ヶ一割符可仕事。

一、居村に而も、他村に而も、懸作高に而も、下に而相對こ以請取支配仕分は、先百姓之通家數何軒に而も相勤可申候。但公義より被仰付候田地は、何軒之絶跡支配仕候而も、此分家役相勤不申事。

一、大高之村肝煎二人相立候所、圖り之給米二つ割半分こらせ可申事。

一、村々より走抱置候給米之義は、所により高下有之、格を極書出候義難澁に付、向後も百姓中勝手次第に召置可申事。

一、走り給米割符之義は、肝煎給米同事に可仕事。

右向後村々肝煎扶持品々、一書之圖りを以相極申候。然者此給米之外墨紙代、又は何方へ相詰候共、賄其外入用等、少も小百姓より爲出申間敷候。爲後日帳面に記上之申候、以上。

延寶四年六月

熱野村　少兵衛　福留村　間兵衛

御供田村　又三郎　田井村　次郎吉

村井村　與三兵衛　野々市村　吉兵衛

押野村　太郎右衛門　淵上村　三郎兵衛

劔　村　太兵衛　吉野村　藤左衛門

御改作御奉行所

九月二日。石川郡大野濱に植うる薄を賣上げしむ。

〔湯故集錄〕

石川郡大野濱之内にすゝき爲植可申旨、藤田平兵衛奉を以被申渡、三百かぶほど御用に候。根土能付不申候へば請取不申候條、少小かぶにても根に土を能付、同郡五郎島迄持參、肝煎方へ斷相渡樣可被申觸候。御急候間油斷仕間敷候。追而日用銀請取可申候、以上。

九月二日

千秋半右衛門

林　十左衛門

九月十九日。京都町人菱屋次郎兵衛、同地加賀藩邸の裁許を命ぜらる。

〔國事雜鈔〕

京都御屋敷御預け、跡々笹屋半左衛門裁許之處、向後私に被仰付、外聞忝仕合畏奉存候、以上。

辰九月十九日　　菱屋次郎兵衛

里見七左衛門殿

園田十右衛門殿

九月。能登郡七尾町奉行山崎半左衛門にその裁許すべき條數を示す。

〔御定書〕

能州七尾・府中兩町地子町共に御奉行就被仰付可有裁許覺

一、兩所町夫之事

一、小物成取立之事。

一、中居・輪島・宇出津三ヶ所町夫、郡奉行以相談可有支配事。

一、小拂銀請拂之事。

一、小代官之事。

一、幾里志丹宗門御改に付御預け者之事。
一、四郡御普請道具之事。
一、四郡在々より他國え商に相越候もの船出切手之事。
一、四郡船持共船之大小何人乘と申儀、毎年遂吟味船札可出之事。
一、御詰米御算用場受差圖可有裁許事。
一、御詰鹽請拂之事。
附、諸方廻鹽運賃請拂之事。
一、七尾御囲材木並輪島御拂殘御材木請拂、下奉行渡部宗左衞門・早川七左衞門申付、諸事指引之事。
一、輪島に有之御道具、中居に指置いぎりす筒被預置候間、手入等專要に可被申付事。
一、四郡在々より他國え相越候男之分、境通切手之事。

境は越中新川郡

附、金澤近所之百姓は、勝手次第郡奉行以手形相越候樣に可被申付事。
一、七尾・府中地子町共に、女伊勢參宮並京都本願寺參詣、大正持通手形請合等之儀被遂穿鑿、切手可被出之事。
一、所々橋其外御普請有之刻、古道具・餘道具當座に賣拂儀於難成者、手先之奉行より請取

置、追而以入札拂可被申事。

一、公儀御米船、他國諸大名衆荷船、並御國より大阪渡海之米船破損之節、口郡内浦之出船奉行相談、御算用場受指圖可有裁許事。

一、四郡之香・素麪・海苔等、其時分〳〵申付置、江戸並金澤に送を相添可遣之。代銀は小拂、代米は御算用場に斷之、請取可被渡事。

一、上坂村助、巢鷹おろしに相來候年は、下行米五石請取之、可被相渡事。

右條數無油斷可有裁許者也。

延寶四年九月　日

横山左衛門

奥村因幡

前田對馬

本田安房

山崎半左衛門殿

助は人名

九月。金澤城内元御作事所の地に座敷を經營す。

〔政隣記〕

一、九月元御作事所に御座敷御造營、建前御奉行金子安左衛門・中村兵左衛門。

十月八日。加賀三郡に命じて租米の俵装を改めしむ。

三郡は加賀の能美石川加賀

〔改作所舊記〕

其方共御代官分、御收納米二重俵之下俵、二通結申候由相聞申候。當收納米より、向後三通に念を入爲結請取、御藏入可然候、以上。

辰十月八日　　御算用場

三郡代官中

十月十六日。加賀郡向粟ケ崎に松苗を植ゑたるを以て人馬の通行を禁ず。

加賀郡の粟ケ崎は所謂向粟ケ崎なり

〔改作所舊記〕

加賀郡粟ケ崎濱に、松爲御植被成候條、右松原之中ゟ人馬相通不申樣に堅可申付候。勿論近在之者共不入込樣に可申聞候。此觸見屆令判形、落着より可相返候、以上。

辰十月十六日　　林十左衞門

千秋半右衞門

十一月廿二日。德川家綱、前田綱紀に鶴を贈る。

〔德川實紀〕

十一月廿二日松平紀伊守光晟・森内記長繼に御使して鶴を賜ひ、松平越後守光長・松平大隅守

光久・松平加賀守綱紀へは、封地へ驛賜せらる。

本文は親翰なり

延寶五年

正月十日。廣敷の婦人等諸寺に祈禱を命ずるが爲納戸銀を使用するを禁ず。

〔袖裏雜記〕

覺

一、奥方之者共、於諸寺祈念等爲申付、納戸銀取用候事、兎角以沙汰之限に候。是非可及其義候はゞ、以内々達聽、其上之義に可仕事に候。若又我等同心有之間敷事に候はゞ、縱令何樣之祈禱修行候共、其驗有之間敷段、如何躰之者も可存義候。勿論我等之爲之事に候へ共、以内々達聽之上者、其差別有之間敷候。若同心之段遠慮候はゞ、不達聽分にも申付事に候。其上祈禱申付所々、大方寺料遣置寺方に候へ者、平生祈禱之段者可抽丹誠義に候。若此段疎に仕出家に候はゞ、奥方之者共より申付候とて懸念有間敷候。然を私として金銀取遣候段、兎角可申樣無之候。加樣之趣其方合點不參候哉、勘辨可有事。

一、金銀遣之寺方書付之内、ゆうしやう事者、萬一又候哉日安等差越及難澁候はゞ、公儀奉

行衆迄も不相斷しては事濟間敷候。至其節唯今迄遣候金子之事など申出、何角吐言候はゞ、世上之聞如何敷候間、彼者迄之義者如元遣之尤候。但至後仕者可差止之心得勿論之事。

一、此外之寺庵者、條々之趣に候上は、聊以不可及許容候。萬一向後不得內意候而、金銀等取用族候はゞ、盜跖与可存候間、應其品急度可及其沙汰候間、兼々宿老共初、用事相達候面々ゐ申聞置尤之事。

右之趣及細覽、紙面之旨趣其々ゐ可有演述候、以上。

延寶五年正月十日

覺

一、委細別紙之趣に候上者、奥方之者共願之銀子遣之事者存も不寄候。然共松村・中山事愚旨之心底に而難默止、又粗自分に遣之候はゞ彌以可致迷惑候。尤別紙之條々に候へども、假令勝手及逼迫候共、於此儀者雖不可有貪著、兩人事は拔群之子細与存候付、從內證小判金五十兩、每歲兩人に可遣之候。此趣者件之旨趣達聽、此方之爲之儀与申ながら、萬端筋目を不存仕合、沙汰之限存候故、其段奉行人にも申渡、差止之候。然共兩人事、向後祈念等修行申付度儀可多候。自分としては不任心底、此段苦勞に存義可有之候條、兩人ゐ之心付として、右之通每歲遣之候。此上者縱祈禱申付候共、其詮可有之候間、別而可抑說旨能々可申聞候、以上。

抑說本のまゝ

延寶五年正月十日

御祈禱之覺

一、小判金　五十兩　毎歳ゆうしやう渡分

一、同　　　五十兩　毎歳松村・中山渡分

右之分御内證藤田平兵衛・永井傳七郎より渡候樣にと御内意之旨、巳正月十三日横山志摩殿被申候。就夫押狀にも不及事。

本文は祝簡なり

正月十三日。前田綱紀の女專姫江戸に生る。

〔袖裏雜記〕

口上之覺

一、當正月十三日子刻女子出生之由、昨夜飛脚到來――。

一、祝儀取遣之義、此度者彌以一門衆よりは用捨候樣に、於彼地斷申樣にと申遣置候。家中より之義も先令延引、參勤之上其沙汰可有之旨、兼而定置候得共、女子之義候間、結句參勤之上は如何に候條、安房・左衛門・對馬・因幡・伊豫・備後・九郎左衛門・信濟・志摩、且又備後室海元院並松村・中山・岸野・小川・河合・高津・平井、於江戸三人之年寄、此面々よりかろ〴〵祝儀迄之尤事。

一、表面者先沙汰なしい分に候間、脇々より年寄中迄付届有之候共、應其品返答可有之事。

一、人持・組頭其外侍中へ、右之段急度は申聞間敷候間、何も手前より追々爲申聞、當分は表向沙汰なしい分に候間、可得其意旨申聞置候事。

一、今晩歟明朝、安房・左衞門・對馬・因幡・伊豫・志摩、右之爲祝廣敷迄參尤候事。

一、備後・九郎左衞門には、今夕にても早速爲申聞、明日にも登城祝詞以内々申述尤に候。信齋事同前事。

一、表向は沙汰なしい分にいたし、方々より之祝儀付届無之筈に候へども、ふかく隱密仕義に而は無之候間、其心得可有之事。

以　上

正月廿三日。金澤城下に於いて藩侯參覲中は月夜にも提灯を携へて往來せしむ。

〔國事雜鈔〕

跡々より月有之節者、挑灯燈を不申致夜行候へ共、此砌火之用心のために候之條、當留守中者、月有之節も挑灯を燈致往來候樣に、御裁許中へ茂可被仰觸候。月無之内者勿論之義候。
右之段廻番中並横目にも申渡し、急度吟味有之首尾に候之間、可有其御意得候、以上。

正月廿三日　　　　中川八郎右衛門
　　　　　　　　　津田源右衛門

正月。去年租米を一番皆濟したる十村等に賞賜す。

〔廳事通載〕

延寶五年拜領銀

一、小判三兩　紬二端　　吉野村　藤左衛門
但御郡に而去年迄七ヶ年續一番皆濟仕に付被下。

一、小判三兩　紬二端　　劍　村　太兵衛
但御郡に而去年迄三ヶ年續一番皆濟仕に付被下。

一、銀子三枚　紬二端　　田井村　次郎吉
但御郡に而去年一番皆濟仕候に付被下。

一、銀子三枚　紬二端　　福留村　間兵衛
但御郡に而去年一番皆濟仕候に付被下。

一、銀子三枚　紬二端　　淵上村　三郎兵衛
但御郡に而去年一番皆濟仕候に付被下。

一、銀子三枚　　　御供田村　又　三　郎
　外に紬三端御別紙被下。
御目六〆二通
一、右同斷　　　押野村　太郎右衛門
一、銀子三枚　　　熱野村　少　兵　衛
一、銀子三枚　　　野々市村　吉　兵　衛
一、右同斷　　　村井村　與三兵衛
〆

二月十四日。金澤安江町に火災あり。

〔河瀬雜記〕
延寶五丁巳歳二月十四日午刻安江町火事。

〔聽事通載〕
當十四日之夜、金澤安江町火事之刻、何も組下召連、急速堂形御藏迄罷出候段尤に候、以上。

二月十六日　　　御算用場

御供田村　又三郎　田井村　次郎吉　淵上村　三郎兵衛

野々市村 吉兵衛　若松村 伊右衛門　上野村 十右衛門
泉野村 太右衛門　同村 次郎右衛門　長坂新村 市右衛門
長坂新村 權兵衛　泉野新村肝煎次郎九郎　上野村肝煎 伊右衛門
田井村肝煎 吉兵衛　押野村肝煎市郎右衛門

二月十九日。金澤木新保より出火し千有餘戸を燒失す。

〔政隣記〕
延寶四年二月十九日、木新保より宮腰口迄、家數千三百軒計燒失。

〔葛卷昌興日記〕
二月廿九日、今日火事出來、近年に無比類、九つ過より燒出七つ半前迄火不消、凡千有餘燒失。或五六百軒と云々。

三月十六日。子小姓を改めて奥小將と名づく。

〔菅綱紀〕
一、三月十六日向後小々姓組を改て、奥小將組と可稱と被命。

三月十七日。新たに役義を命ぜられたるもの等の謝意を表する爲物を藩

侯に獻ずるを停む。

〔袖裏雜記〕

被仰出覺

一、御役義被仰付候はゞ、御太刀或以爲目御禮可申上事。

一、御役料被下候節獻上物無用事。

一、屋敷拜領仕もい御肴獻上無用事。

但、致登城御禮可申上事。

一、子弟等或御役義或新知御加増知被仰付候節、其父兄御肴等上候義無用事。

但、致登城御禮可申上事。

以　上

巳三月十七日

三月二十日。新たに新番又は歩を命ぜられたるものゝ謝意を藩侯に表する法を定む。

〔御定書〕

御太刀は太刀代なり

覺

一、新番御徒被召出候節、鳥目百疋可上之。年頭御禮錢者二十疋可致献上事。

一、新番組御徒被召出候節、親或兄登城御禮可申上事。

一、平組之御徒被召出候節、親・兄登城無用之事。

一、御射手・御異風より以上被召出時者、親或兄爲御禮登城可仕。但、鳥目・御太刀前々献上候並者、其通に可仕候。御肴等上候義者無用之事。

以上

右巳三月二十日被仰出に候。

三月廿三日。追放を命ぜられたる者は假令出家したりとも領内に入るべからざることを命ず。

〔袖裏雜記〕

前田勘八義御追放者に御座候へども、出家仕罷在候故、御國之内御赦免被成候而も、例に成申間敷候哉与先御内意窺申候。惣而御追放者之義は、御斷申上品御座候而も、唯被放御扶持ことは違申間、品御座候義にても御許容難被成可有御座候哉、以後例に可罷成かと奉存候。左候はゞ勘八手前之義も、其分に可有御座候哉と三月廿三日伺之處、右承届候、我等存寄候も

如此候、加樣之品は許容難成候と、右紙面之末に御加筆。

三月廿四日。足輕の斬罪に當る者牢死したるを以てその子の連座を赦す。

〔袖裏雜記〕

一、籠番足輕罪科之事、親たとひ死罪之者にても、於籠屋相果候時は、張付に可申付罪科之者之外は、せがれ義は赦免の由。左候はゞ此籠番足輕も、張付迄之ものに者無之候條、此上せがれ免除可有之候。尤何も存寄之通、大罪には候はんずれども、奉行人さへ憐に候へば、番人躰に加樣之事は爲仕不申筈に候。此籠番の者に強くかゝり、せがれ迄死罪申付候とて、已後之益には難成事候。如先格、此等番人張付までは無之事候條、せがれ免除可然候半哉之旨、三月廿四日御日附之以御眞筆被仰出候付、御尤之義に奉存候、足輕以上之義者、斬罪之者に而もせがれ死罪に被仰付候格にて御座候へども、此親之義は籠屋にて果候間、せがれ御赦免被成可然旨、同日因幡等御請。

四月朔日。老臣等誓書を藩侯に上つりその忠勤を約す。

〔袖裏雜記〕

天罰靈社上卷起請文前書

一、以御眞翰被仰聞候趣、逐一謹而奉承知候。毛頭無忘却、御志之旨趣無違變、急度相守可

申事。

一、至御子孫樣、被對公方樣、若御逆意之御志御座候はゞ、幾重にも奉諫諍、奉隨御心儀御座有間敷候。御逆心於不被止者、今般奉任嚴命、御子孫樣御相續、御遠忘之御作善等斷絕無御座樣覺悟可仕旨、畏奉存候事。

一、御仕置之儀、萬端於私意正路を第一に、組中及諸侍中之儀、聊以偏頗之族御座有間敷事。

右於相背者、忝茂右に申請所之神罰冥罰、各所可罷蒙如件。

延寶五丁巳四月朔日

奥村伊豫榮尚　判

奥村因幡庸禮　判

前田對馬孝貞　判

橫山左衞門安次　判

本多安房政長　判

四月七日。馬廻組柴田柄漏に切腹を命じ、その子孫之丞を刎首に處す。

〔絕家錄〕

一、千石御馬廻之田柄漏之助、延寶五年四月七日切腹被仰付。

〔五公譜略〕

延寶五年四月御馬廻柴田柄湍せがれ孫之丞、衆道事により、柄湍宅にて銀屋長右衛門を殺害す。其首尾惡敷に依而、柄湍は織田小八郎に御預、四月七日切腹。孫之丞は奥野右兵衛へ御預、右同日に刎首。

四月十五日。前田綱紀棚營に上りて參覲の禮を行ふ。

〔德川實紀〕

四月十五日月次なり。松平加賀守綱紀はじめ參覲十一人。

六月二日。再び百姓の賴母子を行ふを禁止す。

〔能州郡方舊記〕

御郡中百姓共、近年よわき百姓之介抱にて無之、手づよ成者之爲勝手与、數多賴母子仕候由相聞え候。左候へば貸物同事に候條、不依善惡に、爲致賴母子候義堅く無用に候。若此旨相背、審々にも賴母子いたし候者於有之者、急度可申斷者也。

延寶五巳六月二日

園田左七

水上喜八郎

中村彌兵衛

園田左太郎

後藤次郎右衛門
笹井七兵衛
御使　毛利又太夫
大阪　中村助左衛門
忌　青木平左衛門

諸郡十村中

〔加賀古文書〕

御請之事

一、向後頼母子仕義堅御法度之旨、御觸之通り村中之人々承屆、奉得其意候。只今より出來頼母子仕間敷候。若親類によらず、隱候而頼母子仕、後日に脇より御聞被成候はゞ、如何樣共越度に可被仰付候。爲其人々御請判形仕處如件。

延寶五年六月四日　泉野新保百姓分人々　判形

六月十日。前田綱紀の子出生し即日早世す。

〔家譜〕

某。延寶五年六月十日生金澤、同日早世。號靈松院殿。母堂京都町醫者女、後賜奥村齋宮。

今辰上刻若子樣御誕生之處、月不足故御虛弱、即刻五香加黃蓮、甘草絹に包、御口中を拭、御腹中へ御吸、牛黃蜜に而煉り兩度上、獨參湯切々上、御大用・御小水通不申故、御乳上候へごちしかと御すひ不被成、乳汁さし候て少宛上、折々御胸へ御指つかへ、御痰も有之、反魂丹・牛黃圓少上、渡邊玖庵常々小兒に用付候ねり藥上、大聖奪命金丹少上候へども、御腹中へ通不申、同日申上刻御死去之旨、奧村因幡・横山左衞門・本多安房より、六月十日前田對馬迄申遣、言上之紙面共之留あり。

小産御同事に候へば、御寺へ遣不申ものに候。其屋敷之内に埋候而可然旨、女中年寄之面々申候へども、御城中と申、其上不奉窺候はでは難相成事に候。下々には左樣に仕候も御座候樣申候。御寺へ不奉移、下之女中屋敷之内に可奉納候哉之旨。

御遺骸下之女中屋敷へ今日奉移候。石野五兵衞・久世平助兩人に申渡、御城よりは平助並定番御徒之內三人附候而奉移候。五兵衞は御先へ遣置申候。女中屋敷に而御桶に奉納候義、五兵衞・平助附罷在候樣申渡候。小産同時之義に候へば御桶へ納申に不及、御胞衣桶へ入候樣に可仕旨、女中年寄衆申候得ども、其地より被仰出有之迄、下之女中屋敷に置、□誠かろくは難罷成候付、右之通申渡候。

堂形は金澤に在る藩の米倉

七月二日。石川郡の百姓等宮腰に藩米を輸途する爲その馬を徵發するなからんことを請ふ。

〔改作所舊記〕

乍恐石川郡・加賀郡十村共申上候。

一、御堂形御詰米三萬石、毎年三・四月宮腰に郡馬に而御着爲出被成候に付て、御定之駄賃錢一疋に付六十二文被下候。然共御郡中高に應馬爲出申候故、耕作時分罷出何共迷惑仕候。遠所山方之者罷出候而、雨天御座候へば幾日茂致逗留、是以迷惑仕候。遠所之者又は弱馬持、宿之馬を過分之增錢出雇之儀、各樣御聞被成、御定之駄賃之外增錢出候義、沙汰之限と御吟味被成候へ共、御定之駄賃にては宿馬參不申候に付て、出舟之時分遲々仕候故、宿馬雇申候。左候得者、殊之外百姓共費に罷成候。就夫當地南町紙屋六郎兵衞・安江町風呂屋九左衞門、御定駄賃に而修羅車に而も、才川より高瀨舟に而成共、宮腰御藏迄差屆可申旨私共に申聞候。幸之儀御郡御助成に候間、右町人望書付之通被仰付候者、百姓共難有忝可奉存候、以上。

延寶五年七月二日

石川郡熱野村　小兵衞　　同　淵上村　三郎兵衞

同　福留村　間兵衞　　同　吉野村　藤左衞門

同　田井村　次郎吉　　同野々市村　吉兵衞

同　村井村　與三兵衞　同　押野村　太郎右衞門
同　つるぎ村　太兵衞　同御供田村　又三郎
加賀郡御所村　長次郎　同　大熊村　兵右衞門
同　南中條村　又右衞門　同　田嶋村　新右衞門
同　北中條村　半左衞門

十九日は八月なり

八月十九日。新番徒頭・大組足輕頭・先手足輕頭の職俸を定む。

〔菅綱記〕

一、十九日新令有て、新番徒頭・大組足輕頭・先手足輕頭に役料各百五十石、小松馬廻番頭に役料百石を定めらる。是を料知共云。

八月廿四日。農村の神事に多人數を集合せしめ冗費を徒消するを戒む。

〔改作所舊記〕

跡々より御法度被仰渡候へ共、近年在々神事之刻人集いたし、百姓共費仕候旨相聞候間、各御裁許御郡方、急度改御申渡可有之候。若承引不仕もの有之候者、其身は勿論、村肝煎・組合頭又は其組々十村可爲越度候間、被得其意御申付尤に候、以上。

巳八月廿四日　御算用場

林　十左衛門殿
木梨助三郎殿

八月。初めて御用聞役の職を置く。

〔菅綱記〕

一、八月徒頭村金左衛門、足輕頭菊池彌八郎・井上勘三衛門三人を以、御用聞役といふに命ぜらる。彌八郎は、小将番頭、勘左衛門は小将組より足輕頭にうつる。御用聞役是より始とす。

秋。風害によりて五穀熟せず。

〔政隣記〕

一、今年夏能州虚空に太鼓之聲二十日許程不止、秋大風五穀不熟。

閏十二月廿二日。前田綱紀諸士の遺族にして封祿を失ひ衣食の途なきものに扶持を與ふべきを告ぐ。

〔袖裏雜記〕

一、先年諸組頭迄申出候者、侍中自然相果、其跡斷絶、母・妻等據所無之者候はゞ可言上旨に候。依之當春頃、於國元申付者木崎彌左衛門妻歟有之候。當春前田大七郎死去、跡斷絶、母堂よるべき

本文は親簡なり

方無之旨、奥小將方裁許之輩令言上候。右母事本妻にては無之、召遣候者之由覺候へども、其もいゝせがれ近頃迄召遣、其母等非人躰に可罷成者非本意候條、不擇貴賤是非たよるべき所無之者は、扶持可遣候。尤其者之高下により扶持之多少は尤可有之候。頃河地辰之助母同斷之由、右諸組頭ゟ件之趣不申出前其聞有之候。其後奥小將方支配之者不能左右候條、若相果候歟、又は奉公等仕候歟、或又遠類内養之候歟、未承屆候。右兩人之母、彌以何とも可申談やう無之、追而飢寒之外無之躰に、組頭裁許之者共も存定候はゞ、彌以其趣重而可及言上候。隨其趣扶持可遣之候。

閏十二月廿二日

右之趣對馬ゟ可申聞候、以上。

閏十二月廿八日。藤内•非人•かつたい等の法度に從はざるものあるを戒む。

〔改作所舊記〕

覺

一、能美・石川・加賀郡之内有之藤内・非人・かつたいども、をどり子並でく廻其外遊行之者に、審々宿貸候ものゝ有之樣に相聞候。跡々より堅御停止之處沙汰之限に候。惣而一夜に而も

人宿仕間敷事。

一、御郡方諸事御法度之趣、村肝煎又は藤内頭三右衛門・長兵衛方より、向後彌申渡、若承引不仕候者於有之は、其十村を以早速可及注進候事。

一、藤内・非人共せがれ或は娘など、侍方に爲致奉公候由沙汰有之候。自今以後左樣之儀不仕樣に可申渡事。

右之通村肝煎並藤内頭三右衛門・長兵衛方より急度申渡、來三月中請取書付を取、長兵衛・三右衛門添書之上、村肝煎致奥書、十村書付を添上之可申也。

巳閏十二月廿八日　　林　十左衛門
木梨助三郎

長次郎　兵右衛門　新右衛門　又右衛門　半左衛門
十兵衛　平兵衛　次郎吉　三郎兵衛　太郎右衛門
吉兵衛　小兵衛　與三兵衛　間兵衛　左兵衛
二郎右衛門　五右衛門　五郎兵衛　少二郎　藤次右衛門
三右衛門

追而申遣、かつたい共御請添書之儀は、任先例に候。

是歳。藩侯江戸に於いて他出の際に於ける行列の規模を定む。

〔袖裏雜記〕

一、於江戸御登城、並方々御出之刻、御供人之義被仰出之留。並御行列之内惣御供人從者迄之覺書。

江戸中御出之節御行列

一、御挾箱　二つ　四人、内二人手代左右。
一、御鑓　二筋　三人、内一人手代右。
一、御徒　六人
一、御長刀　一振　二人、内一人手代右。
一、御徒小頭　一人、但御長刀左の方に少引下り。
一、御射手　二人
一、御巽風　二人
一、御先御小將　四人
一、奥御納戸　一人
一、御先角役　五人、内二人御先角、二人御箙御跡左右御先角と代り〳〵、

一、御駕籠舁　一人奥御納戸役諸色御納戸役之内、一人御廉御跡左右。

一、御徒頭・御番頭　十人内四人手代、御駕籠之御跡。

一、御使番　内一人御右。

一、御使役　一人御左。

一、御横目・御小將横目　二人御左右。

一、三十人頭　内一人

一、御徒横目　一人

一、御小刀參時御徒　一人

一、御傘持　一人

一、御草履取　一人、御裝束之時者外に一人。

一、三十人組小頭　二人、但御傘之左右。

一、御合羽入候御挾箱持　並二人、相並。

一、御召馬　二人、手代共に。

一、同沓籠持　一疋、但口捕二人。

一人

一、此次引下り押足輕　二人相並、但又草履取り先を押。

一、小　遣　三人、内一人御乗物おほひ挾箱に入持御供人挾箱之所、二人は御草履取の所。

一、御供人草履取　御徒迄一人充に〆二十九人。

一、御乗物日覆挾箱に入　一　人

一、御供挾箱　御射手・御異風・御先供・御小將・御先角・御小將、此面々組合之挿箱也。

一、御召替馬　一疋、口捕二人。

一、同沓籠持　一　人

一、御使馬　一疋、口捕二人。

一、同沓籠持　一　人

一、押足輕　二　人

〆百一人

二町計引下り罷越、御供人革羽織・笠・合羽籠持並従者覺

一、御供人革羽織・笠・合羽等裁許人二人、但此一列惣押兼之。

一、挾箱六ッ、但御番頭一人・御横目一人・御使番一人・御使役二人・御納戸役一人、以上六人之挾箱也。
一、鎗五本、但御番頭・御横目・御使番・御使役、五人之持鑓也。
一、若黨五人、但御番頭・御横目・御使番・御使役之從者也。
一、御供中革羽織・合羽・笠籠八荷十六人、但手代共。
〆三十四人
又一・二町引下り參
一、御供人召連候從者之笠・合羽入五荷十人、但手代共。
一、此裁許足輕二人、但此足輕當座懸り也。
〆十二人
右御駕籠廻り共に三段之惣人數、合百四十七人。
右之外猶被仰出之品、且又駒込御供人之義被仰出留あり。爰に略す。

御駕籠廻御供ならび樣之覺

御徒	御徒	御射手二人	御先角	御番頭	御使役 御納戸	御先角替一人
御徒	御徒	御徒小頭	御小將四人	□	御横目	三十人頭
御徒	御徒	御異風二人	御先角	御使番	御使役	御先角替二人

正月廿四日。賴母子講の組織に關する規程を令す。

〔國事雜抄〕

覺

一、向後町方賴母子銀之義、勝手及困窮何共難取續者は、一門中並近付之者共爲助成取立、連衆等共ち之肝煎迄相達、以來滯無之樣に請人等慥相極、互に證文取かはし可申候。先年より相觸候通、彌以奉公人に交申間敷事。

一、人々爲利潤ゝ連衆之善惡によらず賴母子銀仕候義、向後堅無用之事。

一、右定を背、町肝煎ゟも不及斷、賴母子銀仕候もの、且又御眤近・又者によらず、奉公人に交賴母子銀仕、以來出銀相滯及斷候共、聞上申間敷事。

右之通町中急度可相觸者也。

延寶六年正月廿四日

岡田十右衛門

里見十左衛門

本町・地子町肝煎中

奉公人は家中をいふ

正月。十村・御扶持人等をして、その職務に關し新たに誓紙を上らしむ。

〔改作所舊記〕

霊社上卷起證文前書之事

一、私共儀、御改作之御作法全相守申樣に奉存候得共、彌當正月十七日之被仰渡一々承、段々至極仕申候。此跡小松並金澤於御算用場誓紙仕候得共、第一よくには心もくらみ、扨又身をおもふ故御用もそまつに罷成申に付、只今改十村御扶持人・同せがれ・手代共不殘せいしに覺悟之事。

一、御改作之御作法は、百姓一人宛善惡見屆、耕作成程情を爲出、米多く取、一粒も脇へもちらさせ不申、諸納所爲相濟、餘り米に而つぐる年之作人用丈夫にいたさせ、一年／＼作増しに仕、百姓爲成立申樣、晝夜せこを入可申事。

つぐる年本のまゝ

一、御改作之御作法は、脇かりいたさせ不申、一粒も引方無之樣に縮可仕事。

一、十村共与之內、御扶持人裁許之所に、一門又は念頃之もの、又は氣に入申者有之候とて、御公儀樣御ために、毛頭えこひいき不仕有樣を可仕事。

一、十村・御扶持人大分之御恩賞に預り、其身之儀は不及申、親子共助も罷在儀難有奉存、御改作之御作法全相守可申處に、我か才覺に而成立申樣に心得、御恩をわすれ、被下物を以色

々に仕なし、与之内裁許之所手廻仕儀、毛頭仕間敷事。
一、利よくの手廻、我手前より不仕に而も、子共・手代又は一門共、其外目懸之者爲致候へば、自分より直に仕より猶以御公儀様を掠申儀に候へば、ヶ様之仕かた毛頭仕間敷事。
一、十村・御扶持人手代は大事之御用等相勤申儀御座候。然所に彼手代は、村々の内に而物もかき小口もきゝ申者必たおれ、名代奉公仕申候。其外町方・浦方にても、右同事之もの名代奉公仕候間、晝夜勢子を入、毛頭御法度相背不申様縮り可仕候。殊御代官分米納に遣申者は、諸百姓より禮義禮物取不申、えこひいき無御座候様、堅せいしいたさせ、せこを入可申事。
一、組之内裁許之所村廻仕候へば、觸つけ口ふさぎ候様に仕なし、小百姓一人〳〵手前見屆聞屆不仕儀、第一惡敷儀御座候。向後成程念を入、身をかだみ不申様村廻り可仕事。
一、十村・御扶持人中間中惡敷候へば、諸御用之閙、其上互のいぢを以御用ろくに達不申候間、向後は相嗜中間い中能可仕候。勿論中間の中何々に付而も無遠慮可申聞事。
右條々相背申におゐては、一代願申後世無に罷成、其身之儀は不及申、二人のおや並子共無間に沈、うかむ世更に有御座間敷候。仍起證文如件。

延寶六年正月

二月十日。收納藏・作食藏及び鹽藏の防火法等を定めて郡奉行に示す。

〔改作所舊記〕

能美郡御收納藏之覺

一、五つ　小松鹿小屋　一、五つ　泥　町　一、一つ　七十間多門
一、三つ　安宅二堂本　一、二つ　同　山　王　一、三つ　今　江
一、二つ　寺　井

石川郡同斷

一、八つ　本　吉　一、一つ　松　任　一、一つ　野々市
一、二つ　劒　村　一、十　宮　腰

加賀郡

一、二つ　南　森　下

右御收納藏近所火事之刻、手寄之十村小百姓共召連罷出、火を防可申候。近所之十村居不申所者、肝煎共支配いたし、小百姓共召連可罷出事。

一、作食藏並鹽御藏にも、是又右同斷。

一、御旅屋へも罷出、御旅屋御奉行並御旅屋守に相斷、指圖を受火を防可申候。勿論人割相極候ば、兼而御旅屋御奉行並御旅屋守に、各より御申入可有候。

一、御收納藏屋根雪かき之儀は、至其時相斷受指圖可申候。俄に大雪ふり藏あやぶく候はゞ、火事之刻罷出申人割御極置候在々より罷出雪かき、追而人數以下書出候樣尤に候。

一、御收納・作食・御鹽藏に盜人入有之、番人計にて難捕候はゞ、拍子木急打可申候。何も聞付次第、早速出合捕之樣に、番人にも、御藏近所百姓共にも、兼而御申付置可有之事。

右之通得其意、十村共に被相尋、人割御申付可有之候。相究候はゞ此場へも書付御出し置尤に候。各御支配所にて無之藏所へは、人割相極次第御申付置可有候事。

二月十日　　御算用場

林　十左衛門殿

木梨助三郎殿

〔加藤氏日記〕

羽咋郡御收納藏之覺

一、二つ　今濱　　一、六つ　塵濱　　一、三つ　川尻

一、四つ　富木

能登郡右同斷

一、五つ　七尾　　一、五つ　野崎　　一、四つ　熊木

一、二つ　田鶴濱　一、三つ　金　丸　一、三つ　大　町

一、三つ　笠　師

珠洲郡右同斷

一、三つ　飯　田　一、一つ　鵜　飼　一、二つ　蛸　島

一、一つ　正　院　一、一つ　大　谷　一、一つ　松　波

一、一つ　立　壁　一、一つ　小　木　一、二つ　鵜　島

鳳至郡右同斷

一、二つ　時　國　一、一つ　大　澤　一、五つ　道　下

一、一つ　皆　月　一、五つ　宇出津　一、二つ　中　居

一、二つ　乙ヶ崎　一、一つ　劔　地　一、四つ　輪　島

一、一つ　小田屋　一、三つ　鵜　川　一、一つ　松　波

一、一つ　甲

右御收納藏近所火事之刻、手寄之十村小百姓共召連罷出、火を防可申候。近所に十村居不申所は、肝煎共致支配、小百姓共召連可罷出事。

一、作食藏並鹽御藏にも、右同斷之事。

一、御收納藏屋ね雪かき候義は、至其時早々相斷受指圖可申候。併俄大雪降御藏危候はゞ、火事之刻罷出申人割御極置候在々より罷出雪かき、追而人數以下書出候樣尤に候。

一、御收納・作食・御鹽藏に盜人有之、番人計に而難捕候はゞ、拍子木急に打可申、何茂聞付次第早速出合捕候樣、番人にも、御藏近所百姓共にも、兼而御申付可有之事。

右之通被得其意、十村共に被相尋、人割御申付可有之候。相極候はゞ此場にも書付御出置尤に候。各御支配所に而無之御藏にも、人割相極め次第御申遣可有之候事。

戊午二月十日　　御算用場

近藤四郎左衛門殿

脇田小左衛門殿

二月十九日。石川郡粟ケ崎附近に於いて鳥獸を捕獲すべからざる等のことを令す。

〔改作所舊記〕

去々年如被仰出候、於粟ヶ崎近邊鳥殺生者不及申、獸何に而も取候儀、彌以堅御停止之旨、今一通り被相觸、所之者又鳥見共にも、江戸より急度被仰出候由、嚴重に被可申渡旨被仰出候事。

一、大野之渡・粟ヶ崎之橋、鵜之毛を切、粟ヶ崎之方には一向鷹又は犬通し申間敷候。若仕逃鷹來り候節、其者之鷹匠など斷申候共、大平源右衛門歟、御郡奉行ゟ不斷して不可相渡候。左樣之斷聞届、鷹爲相渡候はゞ、其申渡候者より言上可仕候。犬などにがし來候ともこらへ置、右之者迄斷、其段聞届可相渡、是又右同斷之事。

一、粟ヶ崎御旅屋番之者、獸何によらずあたらざる樣に可被申付事。

但、是は御旅屋御庭などへ狐・狸・鼬之類出候節、あたらざる樣にと被思召候御樣躰之事。

一、粟ヶ崎廻之鳥、御異風共遣之、爲打可被申事。

是は鳥ひばり子を取可申候。其上御鷹狩之節さわりに成可申候。今程水鳥も居不申時分候故、爲打候樣にと被思召候事。

右之趣被仰出候條、委曲被得其意、御家中御申觸、御鳥見所々百姓等ゟ急度可被申渡候。勿論右之外御法度場、跡々之通御座候。此段者今程被仰出に而も無之候得共、爲御心得如斯に御座候、以上。

戊午二月十九日

奥村伊豫

横山志摩

奥村因幡殿

二月二十日。鞴を使用するものに防火の設備を行はしむ。

〔國事雜鈔〕

覺

一、やくわんや・かざりや火袋いたし可申事。

但、屋ねひきく火の用心あしき所、やねうらぬかせ可申事。

一、白かねや細工所も、念を入かべをぬり、隨分火の用心可仕事。

一、大雨ふり申夜は增番用捨之事。

右は御口上に而被仰渡候、以上。

午の二月廿日

三月六日。改作奉行等令して郡中より出づる奉公人の故なく業を廢し鄕里に歸るを禁ず。

〔司農典〕

一、當春下々出替に付、御郡方より出候奉公人共、不依男女無故引込申由に候。此義御郡奉行より是跡申渡有之候。然共近年作毛能候故、假令奉公仕候者、當分在々に引込休仕、百姓

費に成申旨相聞え候條、奉公可仕者共は、早速罷出稼申樣に可申渡候。人手無之、開作手間引込申者は、十村聞屆爲引込申候。

一、去暮より春に至、御郡方に大分材木・酒肴等買申旨、百姓共奢り申躰に候。惣而百姓榮耀仕候事、兼而御停止有之候得共、密々作事等仕候儀、其方共不吟味故に候間、彌改急度可申渡候。勿論此紙面見屆候はゞ、人々判形候而落着より此方へ可相返候、以上。

午三月六日

水上喜八郎　中村彌兵衛

園田左太郎　後藤次右衛門

青木兵左衛門　笹井七兵衛

毛利又太夫　中村助左衛門

羽咋・能登・鳳至・珠洲御扶持人・十村御中

三月十八日。郡奉行に命じ郡中より出たる奉公人の歸農するを停めしむ。

〔改作所舊記〕

當春は男奉公人一切無之候之由相聞候間、在々に引込申間敷旨、百姓並頭ふりども手前縮仕候樣、十村より可有御申渡候。子細有之引込申者は、十村聞屆吟味之上引込候樣尤に候。持高之儀に付引込申者之事は、改作御奉行より委細申觸候、以上。

三月十八日　　　　　　　　　　　　御算用場

林　十左衛門殿

木梨　助三郎殿

圖略す

三月廿八日。山林巡廻の足輕に鑑札を與へてその證とすべきを告ぐ。

〔改作所舊記〕

松山並御林爲縮、足輕先規より廻候に付、先々在々に而肝煎共方迄立寄、判形取申樣に申達候間、如此之木札一枚之內、丸に吉之字、丸に木之字燒印、並措子共印形有之木札持參候者判をも遣可申、則見合之紙札一枚宛遣候。不及申、何に而も馳走がましき儀一切仕間敷候。札無之者は判形をも遣申間敷候。勿論馳走がましき儀、請可申などゝ申者有之候共聞入申間敷候。此段在々肝煎へ急度可申渡候、以上。

三月廿八日　　　　　　　　木梨　助三郎

林　十左衛門

石川・加賀郡十村中宛

追而肝煎不在合節は、與合頭一人誰に而も判形いたし可申候、以上。

三月。村高・物成・代官米・作食米の額及び各村の繪圖等に關して秘密を

嚴守せしむ。

〔上田舊記〕

口上之覺

一、從先規跡々高・物成、其外御代官米・作食米高等、他見他言仕間敷旨誓詞被仰付置候。然所跡々物成都合さへ尤隱密仕候得者、誓詞算用相立申与心得、跡々一村にての高・免附抔書出申者有之与相聞候。向後右之品、且又村々繪圖、除奉行は不及申、擸子共中間より申付候とも、御算用場御印に而被仰渡無之候はゞ、一切書出申間敷候。御用之品に而、四五ヶ村之繪圖又は高抔書出候儀は格別に而候。若脇へ洩候はゞ、急度越度に可被仰付事。

三月　改作奉行

四月六日。藩侯の歸國に先だち往還筋を修理せしむ。

〔改作所舊記〕

今度就御歸國、往還道損申所、請取之組切に道爲作可申候。道番之者共彌情を出候樣に、急度可申付候。勿論敷砂並双方之土居芝敷申儀は一切無用に候。損候所迄修理仕筈に候。大損、百姓普請にて不罷成所は、兼而斷可申候、以上。

四月六日　林　十左衞門　木梨助三郎

毛利又太夫　中村彌兵衛
園田左太郎　青木平左衛門
水上喜八郎　後藤次右衛門
笹井七兵衛

四月十日。百姓の酒・地黄煎・小間物・呉服類等を購ひ奢侈の生活を爲すを禁ず。

〔改作所舊記〕

先達而申入候得共、頃御郡宿々在々、酒・地黄煎或こま物或着類等、商人共致持參、大分商賣仕、且又百姓共之内にも、跡々無之商賣有之樣に相聞え候。此儀先年改作に被仰付候より、百姓榮耀之買物仕候儀御停止に候得ども、近年作毛宜候之故、密々相背申者有之由に候間、村肝煎書付は十村に取置、十村御請は各方に取置可被申候。其上横目を切々出可申候。其通御申渡可有之候、以上。

四月十日　　御算用場

〔改作所舊記〕

先年御改作に被爲仰付候刻、在々百姓酒・肴或は衣類等によらず、えやうの道具を買申儀堅御

停止被仰付候處に、頃在々ゟ酒・肴多かひ申躰相見え申候。左樣候在々は手前宜故に候間、只今永代之上免被仰付候歟、又は追出し可被成旨被仰渡候。就夫御横目御出し候間、向後酒・肴えやうの道具買申間敷候旨被仰渡、慥に承屆申候。則私共村々百姓中・頭振等に至迄急度申渡、人々縮仕置申候。若不縮に仕、相背申もの御座候はゞ、いか樣成共曲言に可被仰付候。爲其後日之御請判形仕上申候、以上。

延寶六年五月

肝煎　たれ

与合頭　たれ

五月朔日。前田綱紀就封の暇を受く。

〔德川實紀〕

五月朔日拜賀例のごとし。松平加賀守綱紀・藤堂和泉守高久就封の暇賜ふ。

六月十六日。藩侯將に江戸より歸國せんとするを以て郡中に馬匹を準備すべきを告ぐ。

〔改作所舊記〕

一筆申入候。中將樣御機嫌能、來廿一日此地御發足可被成旨被仰出候。先頃申達候通、御供中荷物等寄馬數六百疋程入候間御通被成候。前日より其宿に集置可被申候。諸事無滯樣に可

途出本のまゝ

こすわは落葉なり

おつけはおしつけ歟

被申付候。御泊り付、去頃書付遣候通替儀無之候。
右之御日限御途出被遊候はゞ、追而可申達候、恐々謹言。

六月十六日　　　前田對馬

林　十左衛門殿

木梨　助三郎殿

七月二十日。石川・加賀二郡の十村等松山に町人を入らしめざるべきを請ふ。

〔温故集錄〕

乍恐石川・加賀郡松山之村々十村共申上候。

一、柴山松林に罷成申候に付而、こすわさらへ百姓かせぎに仕候處、近年六さいと御座候而、町人大分に入込、百姓共耕作に懸居申内さらへ取申に付而、百姓中耕作取集仕廻時分に者、曾而こすわ無御無候。大分御山地子銀出し、山々かせぎ不仕候に付、百姓めいわく仕候間、向後御山地子銀出不申候者、入込不申様に被仰付可被下候事。

一、先年は山地子銀出不申者、山ゟ參新仕度と存候ものは、山主に斷、納得之上禮錢出し、こすわさらへ申に付、百姓と町人と申も能御座候。近年はおつけ候様に仕、年中山廻脇町之

者は、口すぎをも仕る町人も御座候事。
一、先年は松茂り候へば、三年廻りにも下苅被仰付、近年は松之木大分に出來仕、草柴苅申所も無御座候程、實生松茂り申候故、柴之根もたえ申所御座候故、高直にも罷成申候御事。
右之通被爲聞召上、先年之通被仰付被下候者、百姓中難有忝奉存候、以上。

延寶六年七月廿日

少兵衛　二郎吉
吉兵衛　大郎右衛門
長次郎　新右衛門
又右衛門　兵右衛門
半左衛門

木梨助三郎殿
林十左衛門殿

按に六齋日に金澤市中の者松葉かきに入込みたる事は、改作所舊記に五日・十日・十五日・二十日・廿五日・廿九日、右金澤足輕休日に付、六齋山へ入込こすはかき可申旨、寛文四年二月四日改作御奉行より御郡方へ申渡すと見ゆ。

八月二日。津田内記家來下田文丞、多羅尾左内の子左門を殺したるを以

て斬刑に定めらる。

〔袖裏雜記〕

多雜尾左内せがれ左門相手、津田内記家來下田文丞手前、於公事場吟味之趣、左門手數之樣子に而は、荷擔人可有之樣に候へども、文丞口上荷擔人無之旨申候上は、拷問等可被仰付外無御座候。然共兼而意趣等有之義も無御座、辻喧嘩同事に候へば、拷問には及間敷歟。躍場へ可罷越与存罷出候由。躍は御法度に候へども、先頃之吟味一通りにて落着可被仰付哉之趣、八月二日因幡等より伺紙面に、表書之趣一々承届候、如紙面辻喧嘩同事之躰候間、早速殺害尤存候。元より躍場へ可罷出樣子に候へども、左門相果有之所者、躍場と程隔候間、其穿鑿までには不及事存候。彌替存寄無之候はゞ、右之通可被申渡候旨等、御裏書に付、乍恐御尤奉存候。私式替存寄無御座候。如例公事場於籠屋、早速刎首申付候樣、公事場御奉行召寄可申渡旨、同日御請。

八月十一日。領内に命じて古書・古器等を有する者あらば之を藩侯の閲覽に供へしむ。

〔改作所舊記〕

今度御郡中並町方其外寺社方等被相觸書付爲上可被申品々覺

一、古き書類。

一、古き器物類並武具之類。

一、古き書翰之類。

一、寺社共に緣起之類。

一、假令一紙半紙之物に候共、何こぞ古き事なご書申候物、或其事不全、反古之裏なごに書候物に而も、其品書付爲上可申候。

右之類所持之者有之候共、今程爲志不差上之候歟、何こぞ故候而書付上不申に付、以來上候事も難仕与存候族も可有之候。左樣之儀少も不苦候條、今度子細候而書付上不申分は、至後年何時に而も申上宜候間、被存其旨被申觸可然候。

以上

一、加州御郡中に有之古き書物之類、替たる古き武具、並諸道具於有之者、何に而も御覽被爲成度旨被仰出候由、奧村伊豫殿・横山志摩殿御申渡候。

一、御書出古き武具こ有之所、爲心得申遣候。第一弓之道具、常に替たる持傳たる物候者書記可上之候。其外具足・甲・刀・脇刺・鑓・長刀、其外之武具も、常に替たる物候者書記可上候

牢人は浪人

三郡は加賀なり

由。

右品々寺社並醫師・牢人等、十村裁許罷成分に何も申聞、譬反古之裏に書候物に而も、家に傳、或は古き物に候由に而求置候共、是又同事に候。

一、諸家共に、寺方は其旦那をかたらひ、十村申入、縁起等並珍敷書物・器物候者、其様子、目錄に記、拙者共方迄可指越候。

一、役に立候物共不存候而、有來候書物等可有之候間、必ヶ様之物上候儀如何と遠慮仕に不及候條、何に而も古き物候者、拙者共方迄可差越候。

一、若此度取落、或は置所尋不付、上おくれ候而も少も不苦候間、いつに而も上可申候。毛頭其氣遣仕間敷由被仰渡候。

右其方共与下末々に至迄、念を入早々相尋、与切に寺社方共に此方迄可指越候。寺社方、若其方共より申入兼候處於有之者、其段可及案内候。伊豫殿・志摩殿より之御書出、別紙に寫遣候。紙面之内難心得候者相尋可申候。勿論小松・本吉・宮腰之儀指除可申候。

八月十一日　　林　十左衛門

木梨助三郎

三郡十村中

八月廿八日。金澤淺野川馬場に馬市を開くを以て郡中の馬匹を出場せしむべきことを通牒す。

〔改作所舊記〕

淺野川馬場就當馬市、各樣御支配御郡之内、市望申馬所持仕候者於有之は、早速馬場へ牽入仕候之樣に可被仰渡候。私共當市奉行被仰付候故如此候、以上。

八月廿八日　　　　佐々木左門

　　　　　　　　　山森淸左衞門

八月廿九日。金澤町年寄の員數を增して四人となし各三人扶持を給す。

〔續漸得雜記〕

近岡屋彌右衞門　福久屋新右衞門　北村屋彥左衞門　淺野屋傳右衞門

右之通町年寄、向後四人に被仰付、一人に三人扶持宛可被下旨被仰付之條、被得其意可被申渡候、以上。

延寶六年午八月廿九日　　　　奥村因幡

　　　　　　　　　　　　　　前田對馬

　　　　　　　　　　　　　　横山左衞門

本多安房

里見七左衛門殿

岡田十右衛門殿

私共町年寄役、向後相役四人に被爲仰付、一人に三人扶持宛可被下旨、忝仕合冥加至極に奉存候、以上。

延寶六年午八月晦日

近岡屋彌右衛門

福久屋新右衛門

北村屋彦左衛門

淺野屋傳右衛門

里見七左衛門殿

岡田十右衛門殿

右四人町年寄就被仰付、蒋懸乘物御免許被成候樣に、各斷之通何茂申談、大御横目中に申渡候間、被得其意可被申渡候、以上。

延寶六年午九月十二日　前田對馬

里見七左衛門殿

岡田十右衛門殿

八月。石川郡笠舞村の非人小屋に收容する貧民の給與を定む。

〔袖裏雜記〕

飯米之定

一、五合。里子一人一日之飯米。

右御普請役相勤候節者、二合五勺晝飯爲給可申候。但三日相煩候はゞ増飯引、本服仕候者以前之通里子に可申付候。外廻・一錢・そり・坂番・宿見・釜所、以上六色之役相勤候者は、一合充増飯爲給可申候。外才領役相勤候節者、増飯一合五勺充爲給可申候。

一、三合。小遣十三歳より十五歳迄同斷。

右之外使等多節は一合宛晝飯爲給可申候。永々相煩候はゞ増飯引、本復仕候はゞ又小遣可申付候。

一、三合五勺。小遣十六歳より十八歳迄同斷。

右同斷。

一、四合。――小遣十九歳以上。

右同斷。

一、五合。――清光長右衛門並弟八兵衛。

常細工仕候者二人に二合五勺充、大細工仕候節は一人二合五勺充、晝飯爲給可申候。

一、二合五勺。右長右衛門母並妹。

一、二合五勺。里子之外惣非人之男十歳以上。

但、小屋頭・捨子並無親子預申者には、五勺充增飯爲給可申候。

一、切支丹類族に附置候居小屋者三人に者、一人に一日一合五勺充增飯爲給可申候。

右之通爲給可申旨被仰出候條、被得其意可有裁許者也。

午八月

津田宇右衛門
齋藤中務
岡田十右衛門
里見七左衛門
岡嶋五兵衛

非人小屋裁許御奉行中

〔袖裏雜記〕

一、非人小屋七十七圍。定渡り物かます・敷筵・下蔣・手桶・切桶・窓張・箒・箕・出口懸筵・杓、年

中一度宛被下、損候節は爲修覆、不時に非人共自分に鳥目出し合調候錢高、大概三十三貫文計。

右飯米增被下候樣仕度、右不時入用之分も被下候樣仕度趣、大學紙面出、僉義之趣六月九日伺之處、兩樣共可被下趣翌日御意。翌年四月之處に御增被下候義、先御延引被爲在候方に而可有之哉、十三日に江戸へ申上候留あり。

九月四日。藩侯の御用豆腐屋等大豆購入の爲新潟に派遣せらるゝを以て請書を提出す。

〔國事雜鈔〕

覺

一、銀子二十枚　矢津屋　彌三右衛門

一、同　豆腐屋　市右衛門

右兩人越後新潟に大豆調に被遣候に付、銀子拜領仕、難有仕合に奉存候旨御請、私共手前に受取置申候、以上。

九月四日　岡田十右衛門

里見七左衛門

本多安房殿

前田對馬殿
奥村因幡殿
横山左衞門殿

九月十三日。佐々主殿の罪狀を糺彈する爲特に主任を命ず。

〔袖裏雜記〕

一、佐々主殿手前御穿鑿、左之者共に可被仰付哉之趣、九月十三日伺之處、其紙面之末に右之通可然旨御加筆。

松平玄蕃・玉井勘解由・菊池十六郎。

大御横目・公事場御横目二人、此内一人（野村與三兵衞。大橋又兵衞。）

右主殿手前之義に付、左之通御眞筆寫あり。公事場奉行言上之紙面に付、重而申渡書覺。

一、初ヶ條之趣は、重而承儀無之事。

一、第二ヶ條、組頭申渡所違背依有之、致寺入可請年寄中指圖所存之由。其身如在於無之は、何分にも組頭迄可申入義に候。假令一度不所存之様に承成候共、無割申斷上、聞屆間敷子細無之候。若又其身越度有之は、組頭迄其身之通幾重にも歎之、其身越度之上は是非に組頭可任指圖之處、却而令違背、其身如在之有無共に所存越度之事。

一、第三ヶ條當組頭申渡所令違背、其上雖召寄之不任其意候事、其身存趣有之ば、幾度も組頭へ可申談義候。若所存之趣是非に達聽度存詰候はゞ、達而組頭迄可申談候。縱令組頭不宜存義に而も、强而於申之者、兎角に一往年寄中迄も可申述候得者、善惡に付組頭を指除申所爲有間敷事に候。人馬の帳面有人を減記申段、掠上義と存旨、尤其謂如有之相聞候得共、一先其存寄組頭迄申述、兎角に如指圖帳面可調由組頭申渡においては、何樣にも任其意候とて、掠上道理無之候。組頭再往申渡義違背之段、却而上をなみし申義に候。然者前後之組頭へ對し違背之族、一として其所存難立共、以我意之仕合不屆之事、右之趣重而可相尋候。最前穿鑿之節は、彼者申分迄を承躰に候。此度件之趣一々遂吟味、とかふ所存之旨趣於無之は、上に對し我意之仕合に候條、切腹可申付、彌僉義有之、別に存寄無之候はゞ、右之條々可遂穿鑿之旨、奉行人へ早々可被申渡候以上。

十月七日

右聊存寄無之旨御請、且右被仰出之趣、公事場奉行へ申渡之覺書留あり。其末に左之通留ありて、其外之留は不見。當主殿右御穿鑿中、村井藤十郎へ御預、嫡子孫助は前田萬之助へ、次男平五郎は加藤圖書へ、三男久三郎は葛卷十右衛門へ御預に而、左之紙面は切腹之節之樣使と見ゆ。

切腹は十月十日なり

紙面之趣見届申候。

この一行は親筆なり

覺

一、佐々主殿・惣領佐々孫助。

九里覺右衞門・齋藤中務・神尾伊兵衞・小泉勘十郎。

一、次男佐々平五郎・三男佐々久三郎。

野村與三兵衞・吉田左太夫・井上久太郎。

右爲檢使可被遣候哉、以上。

十月九日

〔袖裏雜記〕

覺

一、佐々主殿事、高田勘右衞門組に罷在候内より。高借銀有之付而、返辨等之品勘右衞門萬端致指圖候處、得其意、知行高千百之内七百石借銀返辨之方に除置、殘知三百石を以勝手仕拂可申旨積帳出候處、其以後隱置候借銀も有之、悉致相違候事。

一、延寶三年極月廿六日之夜、與力藤澤市左衞門・本多安房家禮篠井源五右衞門兩人、勘右衞門宅へ罷越、主殿義組頭之申渡を背、只今申披可仕樣無之候間、致寺入指圖次第切腹可仕と

難立本の儘

申候。先押置申候、如何可仕哉と兩人申に付而、勘右衞門申候は、此方より指圖仕義に而無之候、其段勝手次第之旨、市左衞門・源五右衞門に申達候。此義如何之首尾に候哉、且又除知七百石を以借銀之方へ拂候趣、帳面調出候樣に申渡候へども、至翌年之秋も右之帳面出不申候事。

一、當組頭九里覺右衞門・齋藤中務方迄、去年之秋大借銀に而御座候間、過分之除知仕返濟之內、御番迄相勤申度旨書付出、其趣組頭より達御聽。其以後大橫目迄右之通相違無御座候旨、主殿御請上之。知行高千石之內除知五百三十四石之帳面、並藏宿預り狀出、除知奉行へ組頭より相渡候。依之當年之人帳之義、組頭より度々申渡候へども、何廉難立及斷書不申。剩組頭より、御用有之候間可罷出旨度々申遣候刻、御番等乍相勤病氣之旨に而不罷出段不禮之仕合之事。又(以下缺文)。

〔下學老談〕

延寶年中佐々主殿、千石の士なりしが、莫大の借銀にて、屋上皆朽やぶれつれども、是を修覆すべき金銀なく、雨天には間の內にからかさをさしゐたるやから故、松雲公其放埓をなし勝手をとり失ふをいからせ給ひ、村井藤十郎宅にて切腹被仰付なり。依て死後家財を改むるに、千石あたりの武具美々敷揃へ、且其の具足櫃の內に金子五十兩を收め、其外家士の着用

にも、各二・三兩宛金子を差添置たるよし。是等貧には及ぶといへども、士道を守る志感ずべし。

九月十六日。諸士の嫁娶に際し聟・舅間に交換する禮物の額を定む。

〔菅綱記〕

是月は九月

一、是月十六日新令あり。群臣嫁娶婚禮に聟・舅の往來、職祿の高下に不依、或太刀馬代或青銅等、双方同事に用ふへし。但、祿の多寡に應じ、禮物相同じうせんとすれば、縱ば一方組頭以上たりとも、或青銅二百疋或百疋を用ひて一方は可應之と也。

九月廿三日。前田光高夫人清泰院の二十五回忌法會を江戸傳通院に於いて執行す。

〔御日記〕

同は九月
名代は將軍のなり

一、同廿三日に清泰院殿廿五回忌に付、傳通院にて御法事あり。依て御名代として、稻葉美濃守を以て、御香典白銀二百枚を被遣之。

九月廿七日。諸士より藩侯に提出する由緒書に親類緣者の義絶したるものをも記載すべきことを命ず。

〔御定書〕

覺

御家中由緒書等差上之候刻、親類縁者之内義絶之者除之候儀如何敷候。左樣之子細有之分者、猶以被聞召度事候間、自今以後實名等不殘書載之、肩書に其意趣可記之由被仰出候條、可被得其趣者也。

午九月廿七日

十二月。前田綱紀、清澤願得寺の所在を質す。

〔改作所舊記〕

一、願得寺と申寺有之候か、若昔有之候得共、今程及退轉跡屋敷迄有之候間傳申候哉与御尋に付、私共組下相尋申得共、願得寺与申寺昔より無御座候。

一、清澤村与申在所有之候。又は在所之内小名にも有之候哉と御尋に付、私共与下相尋候得共、一ヶ村・小名にも無御座候。爲其書付を以申上候、以上。

延寶六年十二月十六日

一、劔村清澤町と申は、蓮如上人御子五人御座候内、其末子願得寺と申寺劔村に御座候。其寺へ參り申坂を御坊坂と申候。其坂の下に清き澤水御座候に付、清澤町と願得寺御付被成候

由聞傳申候。其砌願得寺上之方へ御登り被成、寺退轉仕申候。其屋敷跡御座候へども、只今は畠に罷成申候。

午十二月

木下順信は順庵の長子

是歳。木下順信を祿す。

〔袖裏雜記〕

木下順信義、順庵御加增同事と被思召に付、御扶持方可被下旨被仰出、二十人扶持被下候と見ゆ。

延寶七年

正月廿九日。郡中に命じて樒實を賣上げしむ。

〔温故集錄〕

さわし候こち、御臺所にきれ可申躰に候條、早々郡方へ被仰付、二・三斗計、其より少分は何程に而も有次第、早速上候樣に可被仰付候。若こち無之子細御座候はゞ、十村書付御取可指越候、以上。

正月廿九日

正月。火災に罹りたる百姓に與ふる建築用材木の種類數量を定む。

〔改作所舊記〕

一、火事人共、御貸銀有之者は、向後家道具之松材木被下、柱は不被下候事。

一、御銀借不申者共、舟之手寄惡敷所に候者、家道具並柱不被下事候。

一、二間梁、桁間三間より上

三間九本家道具、但目通二尺五寸迄、但三間梁は是より少大き可相渡候。

一、二間梁、桁間四間より上

三間十八本家道具、但目通二尺五寸迄同斷。

一、二間梁　桁間五間より上

三間二十一本家道具、但目通二尺五寸迄同斷。

一、二間梁、桁間六間より上

三間二十四本家道具、但目通二尺八寸同斷。

一、二間梁、桁間七間より上

三間二十七本家道具、但目通二尺八寸まで。

右延寶六年被下材木共平均、御算用場に而何も御相談に而、同七年未正月より如斯被下御定。

右村中ゟ被下材木定書之趣候條、向後松材木願候面々勿論吟味仕、相違無之樣に尤に候、以上。

未二月四日

木梨助三郎

林十左衛門

是月は大盡なり

二月晦日。奉公人に關する規程を嚴守すべきを命ず。

〔加藤氏日記〕

覺

一、御家中一季居之下々、三月廿日を限。不在付奉公人に宿貸置候もの有之候か、奉公人自宅に隱有之、或日用或商等仕もの於有之者、露顯之上可爲曲事。但百姓分之者、在所ゟ引込不申候ては田地あれ申由、十村ゟ斷之族有之候ば、御郡奉行・御改作奉行吟味之上、御算用場御奉行爲申聞可受指圖事。

附、病人は其所々肝煎聞屆、公事場ゟ可及斷。病氣本服仕候はゞ、御定之給銀日割を以引落し、殘り之分可相渡候。若又主人非分申懸候はゞ、金澤に而は公事場、江戸に而者割場御奉行ゟ可申斷候事。

一、奉公人召抱候節、相對を以品を替、御定給銀之外増銀等遣族候はゞ、主人可爲越度候。但年季之奉公人、並季を重召仕においては、増銀各別之事。

一、鑓持・馬捕・草履取、跡々如御定、狀箱等之輕き箇物可持候。居屋敷且普請掃除等之義勿論之事。乘物舁・平小者之分は、大小によらず荷物もたすべき事。

右之趣先年も申觸候通、彌相違無之樣に御支配中ゟ急度可被相觸候。御披見之後御名下可有御判形候、以上。

延寶七年二月晦日

松平玄蕃

玉井勘解由

菊池十六郎

近藤四郎左衞門殿

渡邊源兵衞殿

三月朔日。在江戸の吏、小田原侯大久保忠朝より借銀を申込まれたることを告ぐ。

〔袖裏雜記〕

猶々勘解由切紙懸御目候。加賀殿ため縱御借被成候而も、世上之口ずさみ御笑止に存候へ

當二十六日は二月なり

名馴は馴染なるべし

中將は前田綱紀

ども、是非も無御座候、以上。

一筆致啓上候。中將樣御機嫌能被成御座候由、珍重に奉存候。然者當廿六日中山勘解由私宅ゐ用所御座候由に而被參候へ共、折節致他出私參候先を被相尋、稲葉石見殿迄切紙越被申付、勘解由方へ罷越候へば、大久保加賀守殿公義より過分に拜借、脇借も御座候へども、所替遠方え引越、扨者火事に付御差詰、最早脇借之才覺手つき候間、御名馴も無御座御無心成義候へども、從中將樣御借被成候樣にと、加賀守殿御願之由被申候。其後加賀守殿へ參候へば、家老服部淸兵衞罷出、勘解由被申候通爲申聞候。私挨拶者、御家中身躰成不申候故、方々に而御借金被成候加賀守殿事に候間、又々御借金被成候而成ども、御取替被成候事も成可申かに候へども、脇へ當りも可有御座与難計候。兎角狀に而は難申上候間、御參勤之時分可申上与申述候。當年者貴樣御供番に候間、何も爲御相談申進候。不慮之義加賀守殿御頼、扨々迷惑仕候。猶期後音之時候、恐惶謹言。

三月朔日　前田帶刀　名乘判

奥村因幡樣　人々御中

〔袖裏雜記〕

去朔日之貴札致拜見候。彌御健康に御座候旨珍重奉存候。中將殿御堅固御座候間可御意易候。

近日此地發足可被致參勤旨被申候。然者前月廿六日中山勘解由殿――御紙上之趣承知仕候。則同役本多安房・横山左衛門・前田對馬申聞致相談候。尤加賀守殿之御事御座候へども、如御存知家中之者共之貸銀も、要脚不足仕候故、江戸・京・大坂並御領國中より借銀被仕候而、家中之者共救ひ被申候。依之此節彌要脚不足仕、當年參勤候入用ひしと手づかへ仕候故、是以只今不足分借用被仕候事に御座候。其上貴樣御存知之通、紀伊守殿などより申來候金子之義、許容不被仕事に御座候へば、向後何方之御無心に而も許容被仕間敷樣躰に御座候間、兼而其御心得被成、勘解由殿並加賀守殿家老衆へも、右之趣可然樣に被仰入可被下候。勘解由殿手紙致返進候。何事も追付致扈從罷越可得其意候、恐惶謹言。

三月十四日　　奥村因幡

前　帶刀樣　貴報

未三月十六日、右返書之草藁入御覽候處、此通一段宜旨被仰出。

三月十四日。藩侯の參覲に際し旅費足らざるを以て郡中に用銀を貸上げしむ。

〔改作所舊記〕

殿樣近々江戸御參勤にて候所、道中御入用銀不足被遊候。近々にも上方にて成共、御借可被

成候得共、俄之事にて候へば、當町並御郡方より御借不被成候はでは、御參勤手間申候。尤去々年御郡方よりも銀子御用に立、餘慶は有之間敷候へ共、今程之儀に候間、何とぞ仕候而早速可上事に候。一世之御奉公不過之候之間、萬事かへりみず御用に可立銀子在々に此場へ持參候樣に、御支配中に委細可被申渡候。尤去暮元利下候銀子も、人々手前に有之筈に候。致遅々候へば御用に不立、無詮事に候條、成程々々急上候樣尤に候。利足先々之通と存可申候。追而宜可申上と可有申間候、以上。

御算用場

三月十四日

林　十左衛門殿

木梨助三郎殿

三月十九日。斃牛馬の皮を剝ぐべき革多を定め且つ皮革の賣買に關して令す。

〔聽事通載〕

覺

一、御分國於所々斃死之牛馬はぎ候儀、跡々如御定、御役皮上來り候かはた共可爲裁許候。加州・能州は加賀郡淺野村かはた共支配可仕候。越中は礪波・射水・新川三郡之かわた共、以來

支配可仕候。右かわた外之者密々皮はぎ賣買仕義、前々より堅く御停止に候。自今以後違背之者有之においては、急度曲事可被仰付事。

附、於所々かわ細工仕者、右かわた共方より皮買、御國・他國によらず賣買仕義御構無之候。若隠賣仕者有之ば、賣主・買主共に被遂御穿鑿、是又曲事たるべき事。

一、他國より皮買參候節、從先規如御定、誰々によらず勝手次第買可申事。

一、かわた共御運上皮、毎歳無懈怠可上之。於御國に皮賣候義は勿論、他國に賣遣候義可為勝手次第事。

延寶七年三月十九日

玉井勘解由 判

松平玄蕃 判

菊池十六郎 判

御分國中かわた共に

三月十九日。贋銀を爲したる者の男兒を連座法によりて斬刑に處す

〔國事雑抄〕

覺

似せ銀仕米屋六兵衞　當歳男子

此者殺害可申付旨就被仰出、今日於町會所殺害仕候。御横目大橋長兵衛罷出見屆申候、以上。

延寶七年三月十九日　岡田十右衛門

里見七左衛門

本多安房殿

前田對馬殿

奥村因幡殿

横山左衛門殿

三月十九日。上野常照院、白山遷宮のことに關して内報せしを以て之を金澤に傳ふ。

〔袖裏雜記〕

一、上野常照院申候は、頃日日光御門跡役者より相尋候、加州に而天台宗之裁許等如何有之候哉と申候。常照院義、加州に而權現樣御宮之別當故、天台一宗之頭分に候。西養寺義近年御下に成申、西養寺も致裁許候。常照院義者當御地に罷在候へば、當座之義者西養寺致裁許候旨相達候。右之樣子如何之義に而候哉と常照院相尋候處、今度白山從公儀御造營有之候遷宮之義、越前に有之候白山別當玄成院望申候へども、白山之義者諍論有之所故玄成院に難被

當御地は江戸

仰付候。去共別當之事に候へ者其分にも難被成候。遷宮之刻玄成院も罷出取持可仕候。加州方よりも白山支配之寺御出し取持候樣に可被成候。遷宮導師之義者御門跡ゟ被仰付、山門より導師之僧罷越候樣に可被成との御樣子に相聞候。去共此義者いまだ表向御沙汰有之事に而無御座事に候へども、常照院承候故私迄內證に而物語仕候由申聞候旨、三月十九日壹岐より申上。

三月廿九日。百姓及び奉公人の擅に他領に赴くを禁ず。

〔改作所舊記〕

御分國中在々百姓分は勿論、一季居之奉公人下々、自分として他國他領罷越間敷旨、跡々御定により、彌其々裁許之族急度しまり仕置、無故他國ゟ不參樣可有支配候。若又是跡他國ゟ參居留り有之奉公人者、一類緣者へ懸り呼返候樣に、其所々肝煎に被申付置、向後毎歲其しらべ尤に候、以上。

延寶七年三月廿九日　玉井勘解由

松平玄蕃

菊池十六郞

林十左衞門殿

木梨助三郎殿

三月。日蓮宗妙成寺の隱居及び蓮心寺の住僧を追放に處す。

〔袖裏雜記〕

瀧谷隱居日俊ゟ申渡覺

一、蓮心寺出寺申付候道理、其申分一圓子細不相立我儘成儀、且又穿鑿之砌前後相違、出家に不似合事業、悉皆背僧之掟候間、御領國中御追放被仰付候事。

蓮心寺申渡覺

一、對本寺妙成寺無禮之仕形、其上蓮心寺者妙成寺旅屋寺無紛處に申掠候事、其外申族一圓無其理任我意候。且又穿鑿之砌前後相違に付、御領國中御追放被仰付候事。

一、蓮心寺ハ、妙成寺先住日覓依訴訟、旅屋地雖被下之、後住當々油斷成申付樣故、如此之諍論出來、還而妙成寺之妨に成候に付、旁以此般右寺地先御取放之事。

右被仰出之趣、於公事場兩僧召寄、急度申渡可有追放、蓮心寺之寺地可被取上之候、以上。

未三月　日

三月。石川郡笠舞の非人小屋にある鍛工清光使用の木炭を納入する者その代價增額を請ふ。

〔改作所舊記〕

乍恐御斷申上候。

一、笠舞非人御小屋淸光つかひ被申候鍛冶炭、跡々より私共賣上申所に、延寶元年十貫目に付銀四匁一分六厘宛に賣上申候得共、其年より町中炭下直に罷成申ゆゑ、右直段下直に可仕旨可爲仰渡候に付、延寶二年より去暮まで、十貫目に付私三匁二分宛に賣上申候得共、只今は山も伐あらし、炭燒場も遠く罷成申候、其上町中炭直段も高段に御座候ゆゑ、去暮迄之御直段に賣上申候而は、何も迷惑に奉存候間、御直段御直し被召上候樣に被仰上被下候者、難有忝可奉存候間、此通御申上可被下候、以上。

延寶七年三月　　　後谷村肝煎　彌右衞門

後谷は石川郡

四月十一日。前田綱紀柳營に上り參覲の禮を行ふ。

〔御日記〕

一、十一日辰下刻御黑書院へ出御、參勤御禮並獻上。

銀五百枚・時服五十　　松平加賀守

五月十三日。前田綱紀近習の士の上申は口頭によらずして書面を用ひしむ。

〔袖裏雜記〕

一、向後御近習之面々を以申上候義、口上に而は間違も有之、又は御用多節は失念も有之候間、書付候而可上之候。若口上に而申上間違も有之、取次之義は勿論、申上人々も不念に可罷成候。自然當座之義に而輕品者不及書付候。此旨永井傳七郎・藤田平兵衛ゟも爲申聞置候様にと被仰出候旨、葛巻平次郎奉御意候旨、未五月十三日藤田平兵衛・永井傳七郎紙面之留あり。

五月二十日。前田綱紀江戸上野の徳川氏廟に詣でし際浪人の訴狀を上つるものあり。

〔袖裏雜記〕

御切紙致拜見候。昨日中將殿上野御佛殿ゟ參詣被仕候刻、日天門之内与哉覽に而訴訟人御座候由、御聞被成候。日天門に而之事に候間、世間に而も何廉之取沙汰可仕候。御老中方にも御聞被成事可有御座候。如何様に可申もしれぬ儀候間、様子市正殿へ被申遣候而は如何可有御座候哉、必中將殿へ申達候儀は遠慮可仕旨得其意存候。如被仰下候、右之通訴狀出申者御座候。何之子細も無御座様子に御座候。浪人に而數年此方へ奉公望候間、召抱くれ候へと申事迄に御座候。ヶ様之義度々之事、當年も兩三度計も御座候歟。無謂儀に御座候故、供人之

内に而ヶ様之事裁許仕候役人、其ものゝ口上をも承、書付之表見之候而、無謂儀取上許容被仕事に而無之付而、不相達段申聞、書付相返申候。毎此格に而候間、昨日之訴訟人共通に裁許可仕与存候。被懸御心、御念を入被仰下候趣、委曲承知仕候。何ぞ序御座候刻可申達候。猶期尊面之時候、以上。

五月廿一日　　　　奥村因幡

前　帯刀様

右帯刀殿よりの紙面は爰に略す。此紙面並返書共同日入御覧、板倉市正殿へ何こそ可被仰遣義に御座候哉之旨伺之處、市正殿へ申遣事は不入儀候旨等、御眞翰を以被仰出。

五月廿九日。肝煎等、百姓をして十村の同意を經ずして嫁娶せざるの令を遵守せしむべきを上申す。

〔改作所舊記〕

御郡百姓中縁邊仕儀書付を出し、十村裏書を取置申合候様に、先御郡奉行様被仰渡候所に、近年無斷下に而縁組仕、出入候刻は御斷候に付而、重而當御郡御奉行様被仰渡候は、彌是以後先御奉行様より被仰渡候通相守、縁組仕候はゞ書付を出し、十村裏書を取置可申旨被仰渡、畏奉存候。若下に而縁組仕、出入に相成斷申上候ても、御聞届被成候間敷旨、奉得其意候。

金澤町方並宿方との緣邊之儀は、御斷申上、御奉行樣御意次第可仕候。他領とは一圓緣組仕間敷候。彌右之趣違背不仕候樣に、私共村々百姓中・頭ふりに至迄、急度可申渡候。爲其御請上申候、以上。

延寶六年五月廿九日　何村きもいりたれ

与合頭たれ

六月十七日。石川郡大野湊神社の祭禮を延期するの許可を求む。

〔國事雜抄〕

町年寄相勤候唐仁屋と申者、十三日に死去仕候故、何茂年寄中穢申に付而、十五日之祭禮相延申候。則先年も祭禮、町年寄之內指合御座候時分、指延し相勤る例御座候間、當廿一日吉日に而候間、例年通祭禮相勤申度候。如跡々被仰付被下候者可忝候、以上。

延寶七年六月十七日　寺中神主　河崎和泉

河崎出羽

富田治部左衛門殿

不破彥三殿

町年寄は石川郡宮腰町のなり

八月。自今每月一次宛百姓に法令を讀み聞かしむ。

〔日　暦〕

御定書

一、上様御荷物船之義は不及申、他國諸大名衆荷物船破損、又は逢難風候之節、彌無油斷御馳走可仕事。

一、浦方・宿方に被立置候御高札之面、違背仕間敷事。

一、津留・津入其外諸事御定之品々、彌相守可申候事。

遊民は頭振をいふ

一、御領國百姓中其外遊民、公事沙汰に付目安等之義は、如先規其組之十村添書を以、郡奉行迄可上之。假令直に言上仕度義有之といふとも、自今以後は村肝煎・組肝煎迄書付可出候。組肝煎手前之義を於申上に、郡奉行・改作奉行迄書付出し可申候。右兩奉行之事訴において は、算用場ゟ可申上候。算用場之者に對し申上品有之ば、大目附迄書付可出候。右之役人指置、直に訴狀上之において は、不及理非急度可被行曲言旨被仰出候事。

一、其組に十村申付義、村肝煎・組合頭違背仕間敷候。村肝煎・組合頭より小百姓ゟ申付義、是又致違背間敷候。若十村並村肝煎・組合頭非分申懸候はゞ、小百姓より直に御郡奉行ゟ可申斷候事。

一、十村非分有之旨、御扶持人・十村迄小百姓斷有之儀を隱し置、後日において相聞候はゞ、

理律義は律義なり

そひをこひ本のまゝ

舞廻は舞々なるべし

御扶持人・十村可爲越度事。

一、徒成百姓、申立にも成間敷義を、公儀を掠申百姓之手前は、其組之十村・御扶持人吟味仕郡奉行え可申斷候。理律義成百姓、公儀をおそれ、可申儀を不申者、十村・御扶持人見聞之通郡奉行え可申聞事。

一、公事沙汰にならざる儀を、徒者そひをこひ、下持を仕、出入にいたさせ書附上申候はゞ、本人よりは下持仕者大罪に候間、曲言に可被仰付事。

一、諸百姓申分之義、不依何事給人方え申間敷事。

一、百姓走り可申躰見聞候はゞ、所々村肝煎・組合頭え申聞押置可申候。若押置事難成候はゞ、近所之村肝煎え申聞、近郷之者共罷出押可申候。假令走り可申旨申合候者に而も、其趣申あらはし候はゞ御褒美可被下候。走り百姓有之旨申斷候所、村肝煎不罷出候はゞ、急度曲言に可被仰付事。

一、御領分之外、他所之商賣鹽入申間敷候。御國之者たりとも他所之鹽入間敷候事。

一、御郡中より、女年季之奉公に他國え遣候義、郡奉行受指圖、其上に而十村請縮可仕事。

一、人形廻し・をごりこ、一夜に而も宿借し申間敷事。

一、他國之座頭・舞廻等、無故者に宿借し申間敷事。

一、從跡々不行來異形之諸勸進御停止之事。

一、在々之義は、無筋者に一夜に而も宿借し申間敷事。

一、宿々之義は、一夜泊り之義は宿借し可申候。二夜共借申候はゞ請人取可申候。但一夜泊りに而も、夜行仕之者候はゞ、心を付見屆、不審成躰候はゞ押留、十村迄可及斷事。

一、ばくちがましき儀、一圓仕間鋪候。惣別かけの諸勝負、不依何事跡々より堅く御停止之事。

一、松・杉・桐・槻・欅・唐竹、枝末等に至迄剪取申間敷候。御用に爲剪申節は、山奉行差圖を以剪申首尾に候。然ども百姓持高之內に有之分、最前被仰出之通被下候。若し御用に剪取候はゞ、其時々御奉行人より代銀請取相渡可申候。但大木・大唐竹之義は、其十村を以可及斷に、聞屆、其上を以剪取候樣に可申渡事。

一、在所之宮林之木、其宮之用木に遣申候。大木に候はゞ、剪節は又相斷可申事。

一、何方に而も、のけ山並野方に木苗を植、林仕立可然所候はゞ、勝手次第に木苗をうゑ、林に仕立可申候。以來迄其者之林に可被仰付事。

一、たばこ本田畑に作り候之義、跡々之通り彌停止之事。

一、御鷹場之內に鳥死有之所見付候はゞ拾取、早速郡奉行に案內可仕候。但御鷹場之外たり

日用は日傭

かうずは楮

大正持は大聖寺

こいふとも、勿論鶴・白鳥など死有之候はゞ、右同斷之事。

一、鹿居申所見付候はゞ、少しも當り不申、早速案内可仕候。若鹿死有之候はゞ、尚以可相斷事。

一、在々百姓並頭振、他國江一人も遣申間敷候。勿論日用にも參間敷候。御家中又は御領分より、日用に被雇罷越候共、他國に留り不申樣に、一類共に急度可申付事。

一、跡々他國江參候者、十村致吟味、其一類に申渡呼返し可申事。

一、奉公人晦日もらひ、日用取・頭振に成候はゞ曲言に可被仰候。但引籠作を仕義は各別に候條、其組之十村を以斷之上、引込可申事。

一、在々百姓並頭振、男之分人數まで一ケ村切に十村帳面に記可置事。

一、惣而男女他國江遣し申間敷候。但男子は十歳に成候はゞ帳面に記可申事。

一、紙並かうず他國江遣候はゞ斷可申候。自然隱遣においては可爲不屆事。

一、御郡中於浦方船貸候者は、跡々之通請人取可申候。當分に而も請人取不申、舟乘り欠落人有之候はゞ、船貸主可爲越度之事。

一、御郡之者大正持口留罷通候に付而は、跡々之通彌郡奉行江相斷、通切手取可申候。無斷罷越、後日に相聞え候はゞ可爲越度事。

一、所々御旅屋並御藏近き火事之節、相極置候村々早々罷出、火防可申候。若し不參之在所於有之は、以後遂吟味、曲言に可申付候事。

一、在々火之用心、跡々如申渡五令吟味、炭・薪等置所念を入、若無沙汰之仕合有之、火事出來においては可爲不屆事。

一、道中之義は勿論、不依何方に死人有之候はゞ、死骸に番人付置案內可申事。

一、諸事御奉行其所逗留中は勿論、往行之刻慮外ヶ間敷儀仕間敷候。附り、侍中往行之刻、慮外之程仕間敷事。

一、往還筋之義は勿論、何之雖爲道筋、旅人相煩、其所に令逗留おゐては、致介抱、住國委細に相尋可及案內候。死去候はゞ早速郡奉行迄可申斷事。

一、往還道、請取之在々より常々致修理、損じ不申樣に可仕候。打捨置、若及大破候はゞ、其請取之在所肝煎与合頭可爲越度候。勿論並松之根など掘、道せばめ申においては、急度不屆に可被仰付事。

一、宿馬無滯樣に可申付事。

一、能州・越中より金澤迄取寄申給人米並商賣米、宿々問屋におゐて猥無之樣に、第一馬形盜取不申樣に可仕事。

馬形は馬方

一、馬一疋に口引一人宛付可申候。一人して馬数追申間敷候。

一、馬追申刻、馬の口を取可申事。用所調申節は、つなぎ置可申候。口はなし申間敷候。附り、馬形道中馬乗申間敷候事。

一、御郡中諸百姓に、金銀米錢加利足借し物仕間敷候。賣物に仕なし、品をかへ月延などに勿論仕間敷候事。

一、此以前より如申渡、在々諸百姓奢たる儀不仕、農業を専にいたし、進退持立る樣に常々心懸、諸事無油斷はげまし可申事。

一、百姓頭振等に至迄、衣類之義最前御定之通、少も無相違相守可申候。若相背におゐては可爲不屆候事。

一、家作之義、是又最前御定之趣相背申間敷候。作事仕節は、肝煎・組合頭罷出見屆、相違無之樣に可申談候事。

一、百姓食物常々雜穀を可用、米猥に不可食事。

一、十村並御扶持人・惣百姓男共、乘物一切御停止之事。

一、神事或は葬禮・年忌法事或は婚禮諸事之祝儀等に至迄、百姓不似合不可致結構事。

一、十村並御扶持人、其外百姓共より給人並侍町人に音信等仕候義は無用之事。

一、不依誰々に往行之刻、宿主たりといふとも送迎仕間敷候。御用之義、亦は斷有之罷出候義は格別之事。

一、御用之義に而も、手先御奉行より書狀等、宿送り・村送り仕間敷之事。

一、御郡中宿々共緣組仕候はゞ、其十村に斷之上相極可申候。若無斷下に而緣邊仕、以來においても出入等令出來候共、聞入申間敷事。

一、御用に付罷越候人々、宿無滯可申付事。勿論御鷹など被遣候節は、犬・ねこつなぎ可申事。

一、寺替・宗門替仕候はゞ、其組之十村致案內、其十村より郡奉行に申聞、其上に而替可申候。附り、新法などすゝめ申者有之候共、聞入申間敷候。若左樣之者有之候はゞ、早速十村に可申斷事。

一、ごしやうねがひ候共、耕作かせぎの手づかへ不罷成樣に、勿論ついへなきやうに願可申事。

一、御郡に新寺開、道をつくらせ申間敷候事。

一、御郡中罷在頭振、百姓成候はゞ、郡奉行に案內可仕事。附り、百姓手前つぶれ、頭振に成、御郡に罷在候はゞ、何方に罷在候段可申斷事。

一、御郡地に、牢人に住居仕度与申者有之候共、百姓相對を以住居爲致候はゞ、御定之通請人承置、郡奉行ゟ爲申聞、其上に而住居爲致可申事。

一、御郡野方・山方・浦方によらず、出來家望申者於在之は、其村を以斷之上家造可申候。勿論他之栽許地之者抔ゟ地をおろし、家爲造候義、是又及斷郡奉行指圖次第可仕事。

一、他領之者自然欠落抔いたし、當御領分ゟ罷越候を隱置、後日におゐて顯候はゞ、同罪に可被仰付事。

一、御郡中に而酒・地黄煎其外菓子、ゑやうの賣物うらせ申間敷事。但、宿方並往還筋之者は、右之賣物見せ賣仕義不苦事。

一、御國境之義は不及申、惣御郡中不依何事に、人多くあつまり、さうだういたす事於有之は、早速十村ゟ可爲申聞候。急切之義に候はゞ、肝煎方より直に郡奉行ゟ早々可令案内之事。

以　上

延寶七年八月

跡々より御郡方ゟ觸渡置趣、延寶五年之秋より春・秋兩度宛御郡廻候時分、在々肝煎・長百姓等ゟ申渡候得共、自今以後此ヶ條村々ゟ爲寫置、毎歲一ヶ月に一度宛讀爲聞候樣に、肝煎・長百姓共ゟ可申付候。若此外もれ候觸有之候共、勿論相守候之樣に可申渡候也。

木梨助三郎
林十左衛門
村井村　與三兵衛

芝御前様は前田綱紀の叔母、保科筑前守正經の室

十一月七日、前田綱紀叔母保科正經夫人の請を卻く。

〔御裏雜記〕

一、延寶七未年十一月芝御前様御願、松村・中山迄被仰聞候趣、書付被上之候紙面、被加御貞翰被仰出之寫帳。

此帳之内

着存本のまゝ

先頃芝御前様此御屋敷へ被爲入候。則松村・中山迄被仰聞候は、横地三郎右衛門・長田儀兵衛義、事之外御奉公能相勤申候。三郎右衛門義は年も寄申者に御座候へども、晝夜無油斷情に入相勤申候。儀兵衛も晝夜隨分情に入、御奉公申上候。何とぞ兩人之者共着存候樣に被成度思召候。加賀守樣へ被仰上より外は無御座候間、兩人せがれ被召出候樣宜申上旨、私共兩人御頼被成旨御意之由、松村・中山申聞候付、兩人共に結構に被仰付候へば、只今被仰上がたき事に奉存旨相達申候。

御前様より又今度松村・中山迄御直書之御文被下、私共迄越申候。此上之御請如何可申上候

哉、右之御文上之奉得御内意旨、十一月七日奥村壹岐・奥村伊豫より申上候處、筑前殿おく方よりまつ村・中山迄被差越候文令披見候、横地・長田事筑前殿御おくへ附遣候故、段々結構に申付、此上之義者奉公ぶり我等氣に入候へば、何樣にも心次第申付事候。筑前殿おく方よし御願之分にては、曾而許容難成候。已來迄例に罷成事候。

右之通に候間、御願之趣、已來之例にも罷成事に候へば、急度難達聽候。乍然序も候はゞ、內々を以可及聞之由返答尤候旨、即日右紙面に御裏書奉畏旨御請あり。

十一月八日。山方・畠方の村々にして租米を購ひ難きものに當年限り銀納を許す。

〔改作所舊記〕

其方共代官付之內當收納米、山方並畠方米買調候義難儀之旨、十村及斷候條、當一作銀成に可申付候。十村共方より米高書付取置、一石に付而六十一匁宛取立可申候。村々米高、十村共書出帳面上置候間、其內をも米に而納所之儀は、百姓勝手次第に候。銀取立者口米一石に付一升宛可引者也。

延寶七年十一月八日

十一月十一日。越中境關所の間道を通過せしものを里子たらしむ。

〔袖裏雜記〕

被成下御眞翰(中略)越中境御關所脇道忍び罷通り申候太兵衞・兵四郎儀里子に申付可然被思召候旨畏奉存候(下略)。

十一月十一日　　奥村壹岐

右は里子爲例考抄。又百姓に被下候松四十本盜候者、三年里子被仰付、延寶九年。

十一月廿三日。誤りて火を失せし者を禁牢に處す。

〔袖裏雜記〕

一、一昨日御大工黑田甚七小屋に而、十五・六歲計之草履取鉋屑を燒候處、脇に有之鉋屑に火付候而もえあがり、隣より水持參消申候。其內壁一尺四方計もこげ申候。煙少外へも出申躰に御座候。彼草履取爲致縮置候旨等、十一月廿三日麻生次郎左衞門・服部與右衞門より、村金左衞門・井上勘右衞門殿付之書付、翌日以永井傳七郎入御覽候處、殺害可被仰付程之義に而も無之候。又其分に被差置候得者不縮に候間、壹岐申上通、惣樣之しまりのため、十日計籠舍可申付旨、同晩藤田平兵衞を以被仰出。

是歲。以後小松城番をして金澤に居住せしむ。

〔擢萃錄〕

一、慶長六年より三代目肥前守利常在城、同十年家督以後金澤之城に移、寛永十五年利常隠居之後、重而小松之城に居住、萬治元年利常病死以後は城代之者指置、延寶七年より城番之者指置、城代之者は金澤に罷在候。

是歳、板津檢校歿す。

〔加陽諸士系譜〕

檢校、陽廣公俸十口、延寶七死。

古事記寫本箱之内に、板津檢校より奥村内匠・横山志摩兩人に賜る書翰あり。奥に巽一と署し正的の印あり。因て知る檢校名は正的、稱は巽一なるを。

〔肺肝鈔〕

一、今枝民部心齋或時板津檢校に云けるは、若き殿には奉仕申事、何ぞ心得に成事も候はゞ承度と云ければ、盲人之私義、萬事何共及び申事にも無之候。去ども申て見可申候。只御奇麗數奇を不被遊樣に可被仰上と云。民部夫は如何樣の事に候と申候得ば、正的の云、惣じて何程少さき家にも泄水と云所無之ては叶ひ不申候。むさき所ながらなくて不叶。まして大き成御仕置には、猶更なくて不叶事に候と申けるとぞ。

是歳。金澤の酒造米高千四百餘石を算す。

〔國事雜抄〕

覺

延寶七年之造り米高

一、千四百十石九斗九升七合四勺八才　　金澤町中酒造米高

一、百七十三軒　　同　酒屋數

右私共支配中酒屋相改、米高並酒屋數相違無御座候、以上。

天和元年九月十日　　岡田十右衛門

里見七左衛門

御算用場

延寶八年

二月十七日。金澤卯辰山八幡宮の神職厚見攝津、その支配する社家社地等に關し上申す。

〔國事雜抄〕

一、金澤田井天神宮　高井備後
社地並居屋敷共拜領、外に百姓地請込御座候。步數知れ不申、社頭破損之節は自分に修理仕候。
一、金澤安江八幡宮　厚見壹岐
社地並居屋敷共二百十步拜領、社頭破損之節は自分修理仕候。
一、金澤増泉春日宮　田中兵庫
社地並居屋敷共六百步拜領、社頭破損之節は自分に修理仕候。
一、金澤淺野山王宮　厚見長門
社地並居屋敷共拜領、外に百姓地請込御座候。步數知れ不申候。社頭破損之節は自分に修理仕候。
一、小松諏訪神社　田中甚四郎
社地並居屋敷共千百九十三步拜領、社頭破損之節は自分に修理仕候。
一、小松山王宮　藤村左太夫
社地並居屋敷共五百二十九步拜領、社頭破損之節は自分に修理仕候。

一、小松熊野宮　　洲濱長兵衛
社地並居屋敷共千五百歩拜領、社頭破損之節は自分に修理仕候。
一、小松安宅二の宮　　北村齋宮
社地並居屋敷共拜領、歩數知れ不申候。社頭破損之節は自分に修理仕候。
一、小松八幡宮　　富岡内記
社地並居屋敷共九百九十二歩拜領、社頭破損之節は自分に修理仕候。但し遊行上人廻國之刻は、御公儀より破損修理被爲仰付候。
一、金澤卯辰山八幡宮　　厚見攝津
社地並居屋敷共千五十歩拜領仕候。社頭破損並御宮御道具損申刻は、跡々より御修理被爲仰付候。御代々御誕生墓目之御用等被爲仰付、年頭御禮申上候。御代々之御祈禱相勤、正・五・九月御禮指上、毎年三月御初尾銀頂戴仕候。
右之通相違無御座候、以上。
延寶八年二月十七日　　厚見攝津判
富田治部左衛門殿
不破彥三殿

二月廿四日。石川郡粟ヶ崎亭の墻垣の用に供する材料を賣上げしむ。

〔改作所舊記〕

一、三　百　束　　くろもじ杪

一、二　百　〆　　萩、但三尺繩にして

右粟ヶ崎御亭御露地廻塀覆並垣御用之旨、御作事所並修理御奉行岡嶋六之佐より申來候條、御郡方より彼地に持參、御亭番人坂井佐左衛門・渡部左右衛門、勿論切手取置、代銀請取可相渡候、以上。

二月廿四日　　木梨助三郎

林　十左衛門

石川・かゞ郡十村中

（五右衛門の欠脱文あるべし）

二月廿八日。郡中に於いて鐵炮を放つを禁ず。

〔改作所舊記〕

於御郡中、何者によらず鐵炮打申躰於有之は、其者之宅見屆可及案内候。假令打申所見屆不申候とも、御鷹場之内に而鐵炮持通候者候共、右之通先を見屆、捕子共迄相斷候樣に、面々支配に急度申渡、其方共より御請可出候、以上。

二月廿八日　　木梨助三郎
林十左衛門

〔改作所舊記〕

當二月藤江村・畝田村領之內に雁死居申に付、所之者ひろひ上申候處、雁に疵御座候故、鐵炮疵之樣子に被思召に付、御郡方にて鐵炮打申か、又は鐵炮持通か、或は野邊に而打申音に而も承申か可申上旨、其刻御吟味被爲成候へ共、左樣之義見聞申者無御座候に付、其段御請上申候。其以後十村村々ゐ廻り被申、百姓・頭ふり・やもめすみの者迄も、家持之分人々よび出し吟味被仕候樣、重而私共家之內下人・子共迄、委細相尋申候得共、右之趣見聞申者無御座候に付、則人々判形仕上申候處、重而只今御自分御出、右之通私共人々被召出、御吟味被爲成候得共、鐵炮打申所、並野邊持通、或火などもらひ申か、打申音見聞申かと御穿鑿被爲成候得共、左樣之儀承申者彌無御座候に付、重而人々御請上申候、以上。

延寶八年四月五日　　田井
淵上

後仕候樣本のまゝ

田井淵上は田村井十村淵上村十村なり

四月廿八日。郡中宿々に立てたる高札の文を寫して提出せしむ。

〔改作所舊記〕

覺

一、宗門之儀御高札寫

一、人賣買並駄賃御定御高札之寫

一、御鷹場御高札之寫

一、川筋之儀御札寫

一、昔之儀に付粟ケ崎に御立置候御高札之寫

一、御林に立有之札之寫

一、似せ藥種御高札寫

一、御老中御添札之寫

一、獸之儀御高札之寫

一、浦方御定之儀並破損舟之儀御高札之寫

一、作食藏に相立札之寫

右宿々並所々に相立候御高札、不殘一組切に此帳面に文言寫候而、札數何枚何村に有之と、一手合に令奧書可指越候、以上。

四月廿八日　　木梨助三郎

林十左衛門

五月十三日。前將軍德川家綱の法會終了するまで江戸藩邸の防火警戒を嚴にせしむ。

〔袖裏雜記〕

延寶八年五月十三日、公方樣御他界、於上野御法事御執行相濟候迄、御上屋敷並本郷御屋敷

火之用心被仰付。

は五月八日に在り

五月十四日。前將軍德川家綱薨じたるを以て領内の漁撈・音曲を停めしむ。

九日とあるは公表せられし日附なり

〔改作所舊記〕

猶以獵並魚棚開申儀は、追而可申觸候。可有其御心得候、以上。

公方樣當九日被爲成御他界に付、御領國中浦々獵を留、魚棚を閉候樣に被仰渡候之間、被得其意、各御支配御郡中ゟ御申觸可有之候。勿論なりもの・普請等止申筈に候。是又可被得其意候、以上。

五月十四日　　御算用場

五月二十日。使者の任務に當る者の心得を諭す。

〔袖裏雜記〕

覺

向後方々ゟ御用之義に被遣御使者、あなた御返答之趣尤入念承届可申候。自然少に而も心得がたき品候はゞ、取次のものへとくと相尋、始終埒明候樣承届可申候。右之通之御使者、每

度取次ゟ御返答之趣重而相尋申樣にとの義に而無之候。少に而も不分明義候はゞ、委細承届罷歸可達御聽旨被仰出候、已上。

申五月廿日

五月廿一日。漁撈及び工事停止の令を解除し、靜肅に業に從はしむ。

〔改作所舊記〕

覺

一、御支配方來廿一日獵仕樣に可有御申觸候。

一、魚棚を開候儀は、重而可被仰渡旨候條、可有其御心得候。就其肴問屋着候而は、魚商人寄集候儀日立、如何候間、問屋着不仕、勝手次第密々賣申樣、可有御申付候。勿論表立振賣不仕候樣御申渡尤候。

一、尙廿一日より川除・川掘御普請、御作事方等初可申旨被仰渡候條、御支配之者共、自分家作・普請等仕樣に可有御申渡候。但大木などを釣、虹梁場、地形石搗等、日立申樣成儀は、暫遠慮可仕候。重而可被仰渡旨候條、可被得其意候。

一、御郡中之儀は、惣而遊興・なり物等御停止候事に候へ共、猶以勸進之者など立寄候共、なり物遠慮仕候樣可有御申付候、以上。

五月十九日　御算用場

五月廿八日。領内に公然魚鳥を賣買することを許す。

〔改作所舊記〕

魚鳥之義最早商賣爲仕可申旨被仰出候之由、奥村壹州・奥村豫州より被申越候。其外之儀ハ、追而被仰出候次第可申達候間、被得其意可被申渡候、以上。

五月廿八日　本多安房

津田宇右衛門殿

六月九日。關所の過書を遺失したる小者を入牢に處せんと議す。

〔袖裏雜記〕

御小將不破覺丞小者三助与申もの、御國へ差越申刻、此御地會所より遣申候横川御關所之過書おとし申に付、三助覺丞方に縮仕置申候。書付組頭添書を以出之申候間、入御覽申候。跡々御足輕・御小人などの過書おとし申候節者、被放御扶持もいも御座候。又者暫籠舎申付、其以後御赦免被成候も御座候。三助儀暫籠舎申付置、以後御赦免被成、主人召仕候樣可有御座哉、奉窺之候。以上。

六月九日　奥村壹岐

御眞筆　尤存候。

大久保加賀守の借銀を申込みたることは延寶七年三月朔日の條に見ゆ本文はその繼續なるべし

六月。前田綱紀小田原侯大久保忠朝の借銀申込を謝絶す。

〔袖裏雜記〕

延寶八庚申年六月、大久保加賀守殿勝手不如意、其上御佛殿御手傳之入用等心當無御座候付而、御金借用被成度旨、前田又兵衛殿を以被仰進候趣、段々相達御聽、以御眞翰被仰出候・卷留帳。

一、大久保殿は御老中也。又兵衛殿演述之趣、委曲伊豫より六月五日申上候紙面に、書面之趣承知候。大久保加賀守殿より被申越候條々、許容難成候。其子細、一には累年一門中はじめ、か樣之無心被申越方多く、無據方へは許容候處、一方より又其理を不被聞届、不足を被申方有之候故、此段是非に付挨拶も仕かね、其上近年自分にも用脚相滯候故、旁以右近殿・又兵衛之外は、一門中初ふつと許容仕間敷候間、其心得仕候樣にと年寄中に申渡候。右近殿・又兵衛兩人之事は由緒候故、急度此方より御奉公爲致候はでは不叶候段、何も存知之通に候。二には、一門中初ふつと許容不仕候得ども、加賀守殿御申候通、無餘義存任其意候はゞ、重而自然御老中・若老衆より、か樣之義申來候はゞ、たとひ加賀守とはあなたの首尾ちがひ、許

容不仕候はでもと存義に而も、其斷は被申間敷候。左も候へば、御老中・若老衆へは被申次第、手前之用脚をも闕取替候様に罷成段、如何にと仕候ても難成存候。三には、近頃飛驒守殿當分之爲替さへ、自分之用脚不足故不任其意、此段は中立義に而無之、此方も不存分にて候へども、如此自分之用脚さへ拂底候故、此段第一許容難成所に候。追而加賀守殿此方へ被申越候は、金銀澤山餘慶も有之、何程取替候とても用脚つかへまじきやうに被存候而、扨而被申事と推量候。左も無之候而は、前々何之由緒も無之、御老中に御成により使をも取やり申ほどの事にて候へば、いまだ先々より心安く被申通大名衆無之筈はなく候間、それへ御申入可有事候。手前には金銀餘慶有之、手間も入まじきと被存故、此方へ被申候と存候條、又兵衛殿迄今程用脚かつ〳〵の趣、誓言に而成とも申入、又兵衛殿よく〳〵聞屆被申候やうに仕度候。又兵衛殿とくと此處がてん不被致候故、何かと被申事にて候。右之趣壹岐相談、替存寄無之候はゞ、段々又兵衛殿へ演述候而、あなたへの返答は、又兵衛殿被相計候樣に示談尤候と御加筆。御請替儀無之。

又六月五日伊豫紙面に、何樣に思案申候而も難成事と存候。上意に不相叶候時は、甚以不調法に罷成、上之思召迷惑千萬に候間、於此度之義者、たとひ大久保殿立腹被申候とても、無是非覺悟に候。迚も許容難仕段目前に候處、とかうの挨拶も無之使被致候事、又兵衛殿には

不似合事と存候と御加筆。又兵衛殿へ委曲被仰出之趣申達候處に、御尤に存候、左樣に御座候はゞ、大久保殿へ之御返答は、段々御勝手ひしと御手づかへの樣子、御難義之段被仰越趣致承知候へども、此方にも大久保殿御難義に准候程許容難仕子細共御座候故、不被任被仰越、此度之義殘念に存候由可申入哉、とかく此上は事うつくしく濟申候樣に仕度存候間、何となく右之通に御返答申入宜有御座と存候。彌申談得御内意度被存旨、又兵衛殿御申候旨、六月六日伊豫・壹岐より申上紙面に、手前所存は昨日申出通に候、大久保殿可被聞屆候はゞ、いかにもうつくしく、此上は同ながら立腹も無之樣に、宜敷被相達候樣申談尤存候と御加筆。奉畏則又兵衛殿へ申達候所、奉得其意宜申上旨御申候旨等御請。

昨日又兵衛殿、横山内記方に御越、右御返答大事之義、又兵衛殿一人迄に而は如何と内記迄被致相談。依之昨晩伊豫・壹岐小屋迄内記被罷越、雅樂頭殿・美濃守殿之義は奉書御判形無御座、先は御老中之内にては、大久保殿萬端御おしうけも被成事に候へば、以來御用之義御頼之刻、若あなたに茂何とぞ御心も可有之候哉。去共結構成御人之由に候間、左樣にも有御座間敷とは存候へども、此方より御遠慮も可有御座候哉。此所如何可有御座哉と又兵衛殿とも申儀に候。大久保殿恥を捨御申候義は、何共無據義と存候。はや世間に沙汰も可有之と存候間、とかく今一往相立御耳に候樣被申候旨等、六月七日壹岐・伊豫より申上紙面に、表書之趣

一々令承知候。內記被申分、一往者如何にも尤に候。乍然末之つかへ何樣に考候而も無之候。大久保殿恥を捨被申候とも不存候。其程之義と者不相見候。自然引負け間敷樣成義は、恥をも不顧可被申候へども、左樣之筋とは懸隔之事にて候。大久保殿無餘義被申候と、手前何とも難任其意と存くらべ候へば、此方許容難仕所、猶上にて可有之与存候。手前も此度任其意候而は、以來迄萬端仕にくゝ候。又一門衆へ對候而も恥敷存候。大久保殿は恥を被捨候とも、手前事は身を捨候とも恥をば捨間敷平生所存に候間、何樣に成行候とも曾許容不罷成候間、宜敷內記へ示談可被申候と御加筆。乍恐御尤之御儀奉存候。又兵衞殿·內記へ可申達旨御請。

且其外少々留あれど、末ははなれて此帳之留不及也。

七月十日。新たに寺院を建立せしむるを禁ず。

〔改作所舊記〕

新寺相建候儀御停止、且又百姓地相對を以寺方ゟ下し申儀有之間敷旨、最前申觸候處、近年寄進地と號新寺相建、不締成樣に寺社御奉行中被申候。先規より寺號有之候へ共、子細候而中絕、只今寺を取立申度旨斷有之分は、寺社御奉行吟味之上、御寄合所ゟ被相達、御普請會所ゟ御申渡、此場へ右之樣子及斷、請地申渡候。此外は隣在より引越申候共、惣而寺庵を建させ申儀は無之筈之處、右之沙汰如何之儀に候哉。下し地は不及申、致寄進地新寺相建候儀仕

間敷旨、村々肝煎・与合頭より十村方に御請取候様に、急度御申渡可有之候。

一、跡々より申觸候通、侍中に下に而下し地彌不仕候様に可有御申付候、以上。

申七月十日　　御算用場

林十左衛門殿

木梨助三郎殿

七月十九日。前將軍德川家綱の靈牌を金澤の別當寺に安置するを以て上野常照院の下向を求む。

〔袖裏雜記〕

一、嚴有院様御位牌、金澤別當寺に御立被成候義付而、年當分之義御位牌立申時分、かゝき御執行も可有御座候哉。左候はゞ別當寺しかと仕たる留守居も無御座候間、常照院御國へ罷越候様にも可有御座哉之旨、申七月十九日以兵部伺之處、此般之義候間、常照院年大義御國へ罷越可然旨被仰出。則右之趣横山外記方より常照院に相達之。

七月廿七日。本年中に前會津侯保科正之の廟に太刀・鐵燈籠を寄進せしむべきを令す。

〔袖裏雜記〕

今年十二月十八日以前に、土津之御神社へ輕以御使者、御太刀・かな燈籠御寄進可被成候間、其前會津御老中へ、此方從年寄中案内申遣、其以後右御使者可被遣旨等、申七月廿七日於江戶奥村兵部を以被仰出。

十二月十八日は保科正之の忌日

八月十四日。前田綱紀金澤城の殿中にて組頭等の喧騷するを制せしむ。

〔袖裏雜記〕

被仰出之品

組頭共相談有之席、毎度聲高に有之候。前近き段存ながら、頭分・横目ども罷在、制詞不仕義沙汰之限に候。向後不沙汰於有之者、吟味之上越度に可申出候間、此由壹岐・伊豫迄可申聞由、兵部へ可申聞候、以上。

庚申八月十四日

八月。後藤理兵衞の若黨武田金左衞門、江戶及び京より追放を命ぜらる。

〔袖裏雜記〕

一、後藤理兵衞若黨武田金左衞門、町人長兵衞に切懸手負せ、傍輩木村源右衞門へも切懸爲手負、小者三右衞門へも爲手負、亂氣之躰故縮いたし、右手負候者疵平愈に付、請人爲致手

形、金左衛門義江戶・京追拂可申旨申渡有之趣、八月七日・閏八月十一日理兵衛紙面之留中に有之。

閏八月十四日。先に後水尾法皇崩ぜしを以て河北郡黑津舟社遷宮の爲にする神事能を延期すべきことを命ず。

〔改作所舊記〕

法皇様崩御被爲成候に付、當十三日之御能指延可申候由、昨日寺社御奉行所より被仰渡候。定而近日可被仰付与奉存候間、日限相極申候者御案內可申上候。爲御斷如此に御座候、以上。

八月十五日　黑津舟神主　齋藤筑後

長次郎様　兵右衛門様

又右衛門様　新右衛門様

二郎吉様　源六様

法皇崩御は八月十九日なるが故にこの文書は閏八月十五日のものにして當十三日とあるは九月なるべし

閏八月廿四日。石川郡山科村の百姓等松樹を盜伐して吟味せらる。

〔加州郡方舊記〕

覺

一、延寶之頃に茂御座候哉、別所村百姓松木盜伐、家材木に仕に付禁牢被仰付、追出被仰付

候。

一、延寳四年夕日寺村百姓八右衛門与申者松木盗伐、家材木に仕に付禁牢被仰付、追出被仰付候。

一、窪村市右衛門と申者はり付に被仰付。寛文之頃与覺申候。

右之通横折に仕、懸御目申候。

覺書

一、十八本　松木　長二尺廻り五寸より一尺迄　山科長左衛門娘　たき

一、十四本　同　二尺より三尺五寸迄 廻り六寸より一尺一寸迄　吉右衛門娘　きん

一、四本　同　長九尺より二尺迄 廻九寸より一尺迄　五郎兵衛

〆

右之者共松木盗伐出候處、山廻り高尾村太右衛門見咎申に付、何茂召寄致吟味、相違無之に付御算用場へ相達候處、百姓長左衛門・吉右衛門子供之義は、幼少者に候間籠舍に及間敷候上、免一作一歩可被召上候間、改作御奉行へ書状遣候筈に候。五郎兵衛下百姓に而候故、頭振並之者に而候。左候得者御覺書に茂、頭振之儀は何れ共無之候條、只今迄頭振之内松盗人有之、百姓分同事に申付候得共、其段は此方共之了簡違に而候間、自今以後は手先外之者共

松木盗伐候同事に、公事場に申斷可然旨御算用場相談を以、公事場に申達候、以上。

延寶八年閏八月廿四日

右は林十左衛門様・木梨助三郎様御裁許之時分。

〔加州郡方舊記〕

一、松木盗伐候者は追出被仰付、其村にはー作一歩上免可被仰付旨御書出御座候。先年は百姓も頭振も無其譯禁牢被仰付、夫々科之輕重により被仰付候。延寶八年より頭振は御公事場に被遣、夫々科次第被仰付候。御赦免之者は里子に被仰付候。百姓分重き科之者は禁牢被仰付、後追出に被仰付候。輕き科之者は禁牢被仰付、其後御赦免被成候。兩品共其村一作過怠免被仰付候。科輕重により所に御返被爲成、御赦免之儀と奉存候。今以御格達申儀無御座様に奉存候、以上。

亥十一月　石川・河北御扶持人　四人名

右松木盗申者、近年は追出に成申者無之候。いづれも一作一歩過怠免、禁牢被仰付、御赦免所に歸申候。

亥は享保四年なり近年の年代不詳

閏八月廿五日。前田綱紀就封の暇を受く。

〔御日記〕

正四位の次下字左近衛の次權字なし

一、廿五日以上使御暇被下之面々。

御脇差・銀千枚・時服百・御馬一疋　　上使　大久保加賀守　　松平加賀守

九月八日。前會津侯保科正之の廟に奉献する燈籠の銘、及び太刀の箱書成る。

〔葛巻昌興日記〕

八日、天快晴。土津神社御奉納の燈籠の銘、御劒の箱の上書、今日相極、段々御旨加て如此。

謹獻　燈籠兩個

土津靈社寶前

延寶八年八月十八日

正四位左近衛中將兼加賀守　菅原綱利

奉納雄劍　吉房　一振

土津靈社寶殿

延寶八年八月十八日

正四位左近衛中將兼加賀守　菅原綱利

九月十六日。百姓・頭振・諸職人等許可を得るにあらざれば法躰となるを禁ず。

〔加賀古文書〕

一、向後於在々、百姓・頭振・諸職人其外何者によらず、法躰仕度者於有之者、其所之肝煎に相斷、肝煎は十村に相斷、其段十村聞届可爲致法躰候。公儀御用相勤者不及申、名を茂しれ、其所に而長敷者の分は、十村方より此方に相達可指圖候。此旨面々組下に申渡御請可取置候、以上。

延寳八申九月十六日　　木梨助三郎

石川郡十村中　　林十左衛門

長敷はおとなしきなり

九月廿一日。河北郡黑津船社の遷宮神事能を執行す。

〔改作所舊記〕

來る廿一日於黑津舟遷宮能有之、相濟役者罷歸節、北間村より當町迄之間駄賃傳馬之儀、神主齋藤筑後寺社御奉行迄及斷候間、馬數二十疋右神主方へ相渡候樣に可被申付候。勿論駄賃神主より拂申由に候間、可被得其意候、以上。

九月十日　前田對馬
本田安房

九月廿二日。前田綱紀金澤に歸る。

〔改作所舊記〕

中將樣九月廿二日御歸城。

九月廿二日。金澤城附近火災の場合に於ける警鐘の法を定む。

〔國事雜抄〕

覺

一、御城下火事之刻、火本近く候はゞ勿論、程遠く候とも、御城風下に而氣遣に成候者、二の御丸當番之頭衆迄被及案内、頭衆被立御耳、被仰出次第三の御丸早鐘つかせ可被申事。

一、三の御丸早鐘つかせ被申候者、時鐘つき申者之方へ申渡、時鐘をも早鐘につかせ可被申事。

一、御城中役所々々に罷出候人々、大形出揃申躰に候はゞ、兩所早鐘可止之旨可被申渡事。

右御改替無之內者、書面之趣可被得其意候、以上。

中九月廿二日　前田對馬

九月廿五日。年寄の勤務に關する規程を定む。

〔袖裏雜記〕

覺

一、月番之年寄中、五時分登城、其外者五半時頃可有出仕事。

一、在國之間無之候條、無休日可有登城事。

一、此方表之座敷江出候はゞ、年寄中指不申候共、兼而示談之義者月番早速罷出、諸事可寬之候。其より以後者、目通に相詰候奥小將共江會釋候而、右之座敷に有之義に候はゞ、幾度に而も罷出、事々可有言達事。

附、一緒に可相寬用事者、四人共に可罷出義勿論之事。

一、假令一緒に罷出可相寬用事無之候共、何も出仕相揃候はゞ、月番罷出候序何も可有誘引候。尤一緒に可承用事にて無之候はゞ、月番は相殘、其外者退席可有之事。

一、用事多時分は朝早登城可有候。短日之義候間、八時には退出尤之事。

一、兵部事每日可有登城候。時刻之義者、年寄中揃候時分出仕候而、八時可有退出御事。

一、備前事氣色宜候はゞ、折々可有登城候。猶又追而可申出事。

一、志摩事氣色宜時分は、五・七日に一度程も可有登城候。時分之義者四前後たるべき事。

一、此方若氣色不快に而、表之座敷へ不罷出候はゞ、差當窺候義迄、江戸にてのごとく以書付可窺之事。

一、居間にて內證之用事有之內も、年寄中指當窺候義者、無遠慮可罷出候。但、表之座敷南之方之杉戸之口より可有出座事。

但、兵部其外次に相詰候頭共義者、右杉戸之口且又料理之間之口、兩所いづれに而も、其時之向寄次第可罷出事。

一、鷹狩に罷出日は、年寄中並兵部不及登城候。平兵衛・傳七郎內一人、其朝罷出可有之候。且又蓮池之上屋敷等ゐ相越時分は、八以前に候とも、用事無之候はゞ右各可有退出候。其內指當用事候はゞ、件之屋敷迄參上尤之事。

右之趣年寄中ゐ可有演說候、以上。

延寶八年九月廿五日

〔袖裏雜記〕

一、於江戶は御客等有之、其上方々ゐ御出被遊候故、年寄共之義は勿論、末々之者も切々致御目見候。當地に而は御目見仕義間遠候間、朝五時より御表ゐ御出被成候條、月番罷出御用

之義可奉窺之候。其以後殘年寄中揃候はゞ、何茂一統罷出御目見仕、暫有之月番之外は退出仕、御用有之候はゞ月番は殘可奉窺之旨、中九月廿七日以奥村兵部被仰出。

九月廿六日。江戸より飛脚の齎したる書狀を藩侯に呈する時刻等に關して規程を定む。

〔袖裏雜記〕

一、江戸より御用之義言上之飛脚到來候はゞ、急御用は八時以後候とも、書狀書付等可指上候。急御用に而無之候はゞ、暮六時分可指上之候。年寄中退出以後に而、私宅より書狀書付等御次物頭迄指越候義は無用可仕候。退出以後到來候はゞ、急切に而無之御用は、翌日可指上旨、中九月廿六日被仰出。

一、他國より使者有之時分、八時已後に候はゞ翌日可達御聽候。其日之內罷歸使者に候はゞ、是又六時可申上事。

右兩件多賀新左衛門を以被仰出。

九月廿七日。御鷹場・御留野の外に鶴を發見したる場合の處置を命す。

〔改作所舊記〕

所々御鷹場・御留野之外、鶴居有之候者、其所之百姓共筋御鳥見之者方へ早速相斷可申候。且又御家中面々不依誰々、若右鶴居候近邊鷹仕候者、鶴居有之候間鷹仕不被申候樣に、急度斷可申旨、在々百姓共に可被申付候、以上。

御鷹場之外鶴居有之候者、其邊御家中之鷹仕不被申候樣に可相斷旨、別紙之通在々百姓共に可有御申付置候、以上。

九月廿七日　　奥村兵部

奥村伊豫

津田宇右衛門殿

十月四日。郡中各村の肝煎等去年以來の規程を守り配下に法令の月讀を實行することを上申す。

〔改作所舊記〕

每年御郡廻被爲成、跡々より早々御觸之儀共被仰渡、相守申候處、右之趣去年より御頭書被遣、村々に一冊宛寫置、每月讀爲聞申樣にて被仰渡、彌無相違相守、每月村中不殘讀爲聞申候、以上。

延寶八年十月四日　　村々肝煎一人宛判形仕申候

十月七日。上野常照院金澤城に登る時橋爪門内に乘物を入れんと請ふを卻く。

〔袖裏雜記〕

常照院御城へ參出之砌、唯今迄御家中惣下乘所に而下乘被仕候へども、向後は三之丸橋爪乘物御赦免被成候樣願被申候旨等、十月七日富田治部左衞門・不破彥三書付に、先例無之候間先其分に挨拶可仕旨御内意候事。此義被仰之出留帳に記置と朱書有之。且三之丸橋爪迄乘物御赦免之寺院、寺社奉行紙面之留あり。其寺院左之通。

總持寺　寶圓寺　天德院　瑞龍寺

如來寺　光昌院　勝興寺　瑞泉寺

紫野芳春院

十一月二日。不作に付改作奉行等百姓に貸米を與へられんことを要求す。

〔農耕遺文〕

御郡中作毛之躰、當秋申上候時分より刈取候得者過分に取省、第一不出來成稻にて御座候故、

米に仕粉に罷成、可收納米致不足、其上夏より永雨にて、雜穀・菜・大根なども惡、百姓給物無御座、何とも行詰り申躰御座候。尤御用捨免大分に御座候得ども、最前も如申上候、一統免切も難仕御座候故、精誠致吟味、十ヶ村にて二・三ヶ村程宛之見立にて御用捨免に御座候に付、殘村々右之通迷惑仕申候。乍然如何樣に御座候而も、爲致皆濟不申候得者、改作之御作法も破申候。去共皆濟以前に御貸米など被仰付候へ者、年貢不足御足被遊樣に罷成候義も、百姓心立悪成申に付、假令進退つぶし候而成とも、爲致皆濟可申旨、十村ども手前吟味仕候樣、末々にて手づかへ申義も可有御座候哉と奉存候。先頃皆濟仕候十村、只今御貸米奉願候間、當秋も申上候通、御貸米早速被仰付候樣申上度奉存候。左候得者未皆濟十村百姓得力を、皆濟進可申候。兩年打續不作に付、唯今之躰は十村・百姓失十方を居申樣に相見え申候。皆濟仕申百姓も、來春之作用意も可仕樣無御座候間、段々奉願御米、早速御貸被遊候樣仕度奉存候故奉窺置候、以上。

申十一月三日

毛利又太夫　判

中村彌兵衛　判

園田左太郎　判

後藤治右衛門　判

笹井七兵衞　判
水上喜八郎　煩
大坂罷在申候　中村助右衞門

津田宇右衞門殿

右改作奉行申上候通に御座候間、皆濟仕申十村手前、段々御貸米被仰付可然奉存候。無左候者只今よりひしこ手支、且又來春作用意も相滯可申与奉存候間、至春候而も見計御貸米可被仰付候哉本寬置候、以上。

津田宇右衞門

本多安房殿
前田對馬殿
奥村壹岐殿
奥村伊豫殿

付札に、致皆濟百姓共段々御米可貸渡旨被仰出候、以上。

庚申十一月五日　月番　奥村伊豫

十一月四日。不作なるを以て知行米を收納する際藏宿等米質の選擇を嚴

にすること勿らしむ。

〔改作所舊記〕

猶以左に申入候段、御年寄衆にも致相談、如此相極申候。藏宿共に念を入、御申渡可有之候。

當作不出來之處、如例年米致吟味候而は可收納米多無之に付、御收納米も致其心得納候樣に、御代官中に申談候。就夫諸給人米も右之通候間、藏宿共に米大形に致吟味、早速請取遣、百姓隙費不申樣いたし候へと、急度御申渡可有之候、以上。

十一月四日　　　　御算用場

當年之儀永雨に而、作實入不出來候間、所により御收納米何程撰候共、實薄成可有之樣に存候。例年に違たる事に候へば、左樣之米御代官中撰出、曾而納不申候而は、百姓手前に而調替儀も難成、迷惑可仕と存候間、右之樣成米有之候はゞ、御藏之內前に積分置、御收納皆濟案內書付之內、列載に米高記可被出候、以上。

此覺書御算用場より諸代官に渡る由にて爰に寫置候也。

十一月六日。金澤に於いて火災の際百姓等の現場に集まるべからざるを令す。

本文は幕府の令なり

〔改作所舊記〕

條々

一、從此以前被仰出通、火事在之節、親子兄弟其外從弟迄之分、並舅聟見廻之此外者、見廻又は使遣間敷事。

一、火事之節爲見分、家禮之者遣候儀、馬上は不及申、歩行に而も火本近所遣越間敷事。

一、近年火事場ゟ、其外火本ゟ罷出御役人之外、人多集候由相聞候間、向後相改、不審成者召捕之、又は可爲射捨候間、可致存其旨事。

附、親類等ゟ見廻之節、火事場一切不通之、脇道可被相越事。

右之通可相守者也。

申九月　日

於江戶火事有之節、其場ゟ猥に不可罷越之旨御定書、公儀より出申に付、可得其意旨可申觸由被仰出候。則寫遣候條、組中ゟ可被申觸候。爲其如此に候、恐々謹言。

十月十三日

奧村壹岐
奧村伊豫
前田對馬

在江戸　本多安房

於金澤、何方にても火事之刻、近在之者共筋目有之方へ見廻申儀も可有之候條、公儀御書出之趣寫遣候間、得其意、在々百姓・頭振不依誰々、急度申渡、其方共御請可出候、以上。

十一月六日　木梨助三郎

林十左衛門

十一月十日。死刑に行はるゝ者の男兒等に對する連座法は暫く在來の格に據るべきを令す。

〔袖裏雜記〕

覺

一、先年より於公事場被處罪科候者之內、磔又は梟首に被仰付候者之せがれ死罪に被仰付候事。

一、死罪一通り之ものにても、名字有之ものゝせがれ、是又殺害被仰付候事。

一、町人・百姓死罪一通り之者之せがれは、命御助被成候事。

右先年より之御定に御座候間、向後者時々公事場御奉行より窺之不及申、先格之通申付、自然何こぞ品替、難心得義有之時者、相窺候樣可被仰付哉奉窺之候、以上。

十一月九日

如此書付寛之候處、重而格を御替被成候迄者、先前々格之通可仕候。町人・百姓等死罪一通り之者共せがれ之義、時々不及寛之、先格之通可被申付旨被仰出候間、可被得其意候、以上。

庚申十一月十日

奥村伊豫
奥村壹岐
前田對馬
本田安房

松平玄蕃殿
玉井勘解由殿
菊池十六郎殿

池は奥池の誤なるべし

十一月十日。石川郡奥池銀山及び倉谷金銀山に關する沿革を上申す。

〔改作所舊記〕

就御尋に付申上候

一、石川郡池之銀山出來之儀は、年數七十ヶ年計に罷成申由申候。山見立申者、越中城ヶ端藤右衞門・太兵衞と申者にて御座候由申候。山さかりの時分は、家數二百軒計も御座候由申

候。御運上之儀は、何程に而御座候哉しれ不申候。山退轉之儀は、當年迄十九ヶ年に罷成申由申候。山仕共其時分より方々へ参り、只今一人も居不申候。其跡御高に被成、奥池村百姓共支配仕候。

右之通、近在之者共へ相尋申候へば、如斯申に付書上申候、以上。

延寶八年十一月十日　　劔村　太兵衛

御尋に付申上候

一、石川郡倉谷かね山は、銀山は大、金山は少に御座候。山出來候年數は、九ヶ年計に罷成申由、承及申候御事。

一、山見立申者は、倉谷村新右衛門・八郎右衛門与申者之由申候。山さかり申儀は、八十ヶ年以前より廿四・五ヶ年之間にて、御奉行數多御附被成候へ共、何れも御名覺無御座候。其時分御運上銀、一ヶ年に百貫目計も上り申由承り申候。但年により高下御座候と承申候事。

一、山さかり申時分は、家數四百軒計も御座候由承申候へ共、其後家數も年々に退轉仕申候故、寛永十六年より御奉行御引被成、其砌より御會所樣御裁許に而、所々山仕に被仰付、御運上銀は一ヶ年に五貫目・七貫目、又は銀十枚・廿枚之事も御座候。彌山退轉に罷成、萬治二年より御郡御奉行樣御裁許に罷成申候。今程家數廿五・六軒も御座候處、御田地少も所持不仕

候故、古まぶをさらへ、少しかねをほり渡世を送り申候。只今は御運上銀一ヶ年に銀六枚宛指上申候事。

右之通承及申候に付書上申候、以上。

延寶八年十一月十日　倉谷銀山町肝煎　加右衛門

同　喜兵衛

槻平之內。　本こい敷・運上敷・肝煎忠右衛門敷・惣肝煎敷・くさり谷敷・赤尾敷。

佐渡平之內。　上さこ敷・下さこ敷。

白銀平之內。　大留敷・四郎兵衛敷。

不動嶋平之內。　小右衛門敷・與兵衛敷。

松尾平之內。　八郎兵衛敷。

なまり谷之內。　野尻敷・四郎兵衛敷、但金山。

右倉谷かねまぶ書上申候、以上。

延寶八年十一月十日　倉谷銀山町肝煎　加右衛門

同　喜兵衛

十一月十一日。越中に紅雪を降らす。

〔菅綱記〕

一、十一月十一日より廿六日迄の内、越中新川郡・礪波郡に紅雪降る。色は朱染紙の色相也。二寸計積る。五箇山に雪一丈三尺計も降候時は、里方には四・五尺も降候由。其時は紅雪一度ほどは降候事前々も有之候。五箇にては是を雪の年と申候。此雪降候得ば、最早此上は降間敷と申由。此度の様に里方に此雪降候事は、終に不承傳候由。今年五ヶ山に雪二丈滿候由也。越後高田も深雪にして、人家を二丈計も下に下し視候旨也。

十一月十七日。他國よりの使者又は飛脚に暮六ツ以内城内の通過を許さゞるべきを令す。

〔袖裏雜記〕

飛驒守様・大藏大輔様より之御使者・飛脚、並他國使者・飛脚參候共、暮六つ打候はゞ兩御門相通申間敷候。但急切之義与及斷候はゞ、月番宅へ罷越候様に、兩御門御番人へ可申渡置候。其上月番承屆、急切之義に候はゞ、其夜可達御聽候。不遽義候はゞ、翌日可達御聽旨、中十一月十七日以奥村兵部被仰出。

飛驒守は大聖寺侯
大藏大輔は富山侯

十一月廿四日。火災に處する足輕等の心得を諭す。

〔袖裏雜記〕

左之通月番伊豫口上に而割場奉行ゐ申渡。

覺

一、於火事場足輕共不作法無之樣に、第一奉公人不背下知、精を出し働申樣可被申付候。若手引不仕者於有之は、急度可被仰付事。

一、足輕御小人小頭召連、常に火消役當番之宿々へ、爲相詰置可被申事。

一、足輕・小者非番之人々も、是又朝夕火事場へ罷出候樣に心得、勿論他所へ不罷出樣に可被申付事。

一、町廻御馬廻召連候足輕人々に、こび口を爲持爲廻可被申候。一つにからげ、御小人に爲持申間敷事。

一、火消道具常に相改、損申物又は不足道具、會所御奉行申談爲相調可被申事、以上。

庚申十一月廿四日

十二月八日。大雪なるを以て十村等に配下の百姓を扶助すべきを令す。

〔改作所舊記〕

頃大雪降申候條、御支配御郡中組切に、十村せがれ歟手代、跡々之通致村廻、幼少人・年寄・後家・やもめすぎ候躰之者家之儀、村中より雪除させ、致介抱候之樣に急度可申付候。所に

より山方より、深雪にて里方へ罷出給物抔才覺難仕、及飢者も可有之候。左樣之者於有之は、十村方より宜裁許可仕候。山方など深雪故、里方にも不罷出、十村又は在所百姓介抱無之故、是非及難儀者有之は、猶後日相聞候共、急度可遂吟味候間、右之趣早々御申渡可有之候、以上。

十二月八日　　　　御算用場

十二月十一日。婚禮祭禮等の際群集の混雜を防ぐ爲自今町奉行所屬の足輕をして警戒せしむべきを令す。

〔袖裏雜記〕

御家中人持組等之面々婚禮之刻、且又祭並神佛開帳など、かやうの人群集、所々見物人中事等無之たゝ、向後者町御奉行より町足輕出之、警固可申付旨被仰出候間、割場奉行には足輕出被申間敷候。去共町足輕不足之刻者、其段町御奉行より割場へ可相達候條、斷次第足輕町奉行迄可被相渡候、以上。

庚申十二月十一日

割場御奉行中

十二月廿八日。居屋敷を賣りたる諸士に、再び邸地を下賜せざる從來の

法を必ずしも墨守せざるべきを令す。

〔袖裏雜記〕

一、御先代に、御家中之者共之内被下屋敷を賣申者共之義、重而居屋敷奉願候へども、微妙院樣御代被下間敷旨被仰出候故、其以後書付取次不申候。然共程久敷義、其上御扶持被下候者、居屋敷持不申候而は迷惑可仕候間、先年屋敷うり候而、三十年過申候者共ねは、居屋敷被下候而も宜有御座哉之旨。微妙院樣御代居屋敷之内貸地に仕もの、並居屋敷致拜領三ヶ年之内作事不仕ものゝ、居屋敷御取上被成、其以後不被下ものも御座候間、か樣之者共へも可被下候哉と、十二月伺之處、三十年と有之義は程久敷事に候。其より内にても被下候而可然被思召候。三十年を限被下候と、与頭などへ申渡候義は堅無用に候。乍然貸などを取貸地仕、侍に不似合仕形に付而御取上被成候ものなどは、其身一代は居屋敷被下間敷旨御意に付、三十年程過候而は被下に而も宜有御座哉与、對馬申上候處、如申候、三十年と有之義は年久敷事候間、其身之代にても被下候而も能可有之候。尤せがれ之代に成候而は、被下之可然被思召候旨等、庚申十二月廿八日御意。

正月十八日。百姓の生存中にその持高を分配することを禁ず。

〔改作方舊記〕

一、御郡百姓共持高之内、子共弟ゟ分高仕度之旨書付數通出申候へ共、向後品々帳に出申百姓、存生之内高分申義難申付候間、望之通下に而如何樣共仕、存生之内に十村方ゟ書付出し置可申候。死申以後共通可申付候。去共分もなき田地配分候者、斷立間敷候由申渡、書付とも可相返。

正月廿一日

右之通高能少兵衞取次に而、三ヶ國十村中ゟ正月十八日に被仰渡候。

二月十六日。川除普請の請負に町人の入札するを排し專ら十村をして之に當らしむ。

〔改作方舊記〕

覺

一、川除御普請之義、札頭並日用頭に入札御申付、落札に成候へば、又百姓共ゟ其間之利足

を取、爲致御普請候。左候へば町人共徳を取不可然に付、跡々より申入置候得共、猶以是以後札頭並日用頭に入札申付間鋪候。近所之十村入札御申付、百姓・頭振御高請可被申付候。せり札無之、高直に札入候樣に被存候はゞ、各見圖に而可被申付候。右之旨御老中御指圖に候間可有其心得候。

一、應其所作日用銀取相渡義、不及申候へ共男女老若之無構御申付、莵角御郡中百姓・頭振末々迄、助成に被成候樣との事候。

右之通、御披見以後御判形候而可被差越候、以上。

辛酉二月十六日　　　　　　　　　　　　　　御算用場

上木七郎右衛門殿　　堀　八左衛門殿

喜多岡瀨兵衛殿　　淺野源助殿

笨松主馬殿　　嶺吉之作殿

安見瀨兵衛殿　　田尻右衛門殿

猪俣豊右衛門殿　　馬淵市左衛門殿

右之通川除御奉行ゟ被仰渡候條寫遣候。此儀は百姓・頭振爲助成被仰渡候。川除御奉行衆より斷次第、近在之十村共罷出致入札、御普請可申付候。町人共札入不申、十村共計札入申事候

へば、猶以念を入、下直に札入可申候。御爲悪敷可仕子細に而無之候得共、爲念申遣候。手代又は百姓之内にも致棟取、惣日用より多日用銀取候者有之候へば、下々助成に成不申候間、左様之もの有之候はゞ、被相斷候様に川除御奉行衆に被仰渡候。其者は可爲曲事之間、此段可入念候。不及申候へ共、錢持之儀は老若男女罷出、助成に成候様可仕候。差當り給物無之者、日用に出し申心得專一候、以上。

二月十七日

毛利又太夫　中村彌兵衛
園田左十郎　後藤治左衛門
笹井七兵衛　水上喜八郎

能美・石川・加賀郡御扶持人十村中

二月十六日。河北郡の十村等植林に關する意見を上申す。

〔温故集錄〕

一、森下より津幡迄往還より御日通之山、但観法寺村・梅田村・北森下村・忠縄村・月影村・二日市村・岸川村・利屋町村・大田村・南中條村・北中條村・〆十一ヶ村持山支配仕草高役、柴も少御座候。右之山嶺筋は栗、谷通ははりの木・はこ柳御植させ被成候はゞ、土相應木にて御だち可申与奉存候。松木は谷・嶺共そだち申候。

一、津幡より能州口、舟橋村・加茂村・津幡村・能瀬村支配仕山、草山嶺筋は栗・はゝその木、谷端ははりの木そだち不申候。松の木は谷・嶺共そだち可申候。

一、百姓持山に松木爲御植被成候はゞ、持山御林に罷成、百姓中迷惑可奉存候間、粟ヶ崎より高松迄濱通に松木爲御植可被成哉。松苗大分に御座候。高松より宇氣迄之能州道筋しるべ無御座候付、往來人夜道又は雪道にふみまよひ、めいわく仕候間、ヶ樣之處松木爲御植被爲成候はゞ、近在又は往來人忝可奉存候。

右奉存候通書上申候、以上。

延寶九年二月十六日　　河北郡十村連名

以下は森田柿園の考なり

右石川・河北兩郡の近山は、微妙公の時より追々松木植付命ぜられたりと雖、尙未不毛の柴山多に付て、松植付命ぜらるゝの議にて、植付方等の義十村共へ穿鑿方命ぜられたる由なり。又先件延寶九年の十村共言上書にて見れば、石川・河北兩郡の近山共の松林のみならず、粟ヶ崎より大野までの松林、幷び粟ヶ崎より高松まで濱通りの松林、其外能登街道宇氣より高松までの松林など、皆此時植付を命ぜられたるなるべし。太田道兼が能登路記に、津幡より高松の間に七窪とて、二里の程廣き入濱にて、砂上を越え、道も定かならず。漸く人馬の足跡をしるべに行歩す。是も風雪のあれたる時は吹埋み、前後を忘じ難所也。近年は砂山の頂に、

大石の地藏を建立して是を見當にす。故に往來少しく安しと。三州奇談にも、七窪の道路は、低き地は必ず松あり。砂吹ならして一遍に見ゆ。爰に至て行人岐をあやまる。古へより七窪の狐とて妖をなす處と云傳へりなど載たり。彼延寶九年の言上書に、往來人夜道又は雪道に踏迷ひ迷惑仕とあるは、則此の七窪往來なり。然るに悉く此の地邊往還の左右松茂繁してより後は、往來の者道路に迷惑する事なかりしかど、明治廢藩置縣の後、此邊の松は勿論、石川・河北兩郡の松山共悉く村民の所有物と成、今は悉皆伐採して僅に若松の不殘れり。

二月十七日。石川郡の十村等植林に關する意見を上申す。

〔改作所舊記〕

一、金澤近邊御目通之山、但三子牛村・別所村持山之内、所々に少宛柴山御座候、此所松の木そだにち可申奉存候。

一、劍道筋に而坂尻村・小柳村・月橋村・劍村持山之内、柴嶺筋は栗・ほうそ、谷端ははりの木・はこ柳そだち可申候。松木は谷・嶺にも土相應そだち申候。

一、百姓支配山に松木御植させ被成候はゞ、持山御林に罷成、百姓中迷惑に可奉存候間、粟ケ崎より大野迄川通り、松之木・柳御植させ可被爲成哉、苗も大分に可有御座と奉存候。

右私共奉存候通書上申候、以上。

延寶九年二月十七日　石川郡十村連名

二月廿八日。領内浦方より輸出する米穀及び宮腰に廻漕する給人の飯米は並に御算用場の取締を受くべきを令す。

〔改作所舊記〕

猶以津留と申儀にては無之候間可有其御心得候。當年儀に付如此に候、以上。

一、御支配浦方より、當年米・雜穀舟に而積出候儀、俵數御聞屆、荷主より書付御取、此場へ御出、此方之受指圖、出船御申付可有之候。勿論密々出不申樣、急度御申付可有候。

一、給人收納飯米に宮腰江積廻分、其給人より米高書付、各迄及斷、御聞屆に而宮腰入津之切手御出、右之米著岸候ば、茨木傳右衞門江相斷、被見屆候驗印判御取、御算用場江船頭致指參候樣に可有御申付候。則給人並米高・船頭住所各御留置候而、其趣此場へ書付可差越候。左候者宮腰著船茨木傳右衞門印判押申切手与見合可申候、以上。

酉二月廿八日　御算用場

是月は大盡なり

二月晦日。前田綱紀命じて能役者春藤勘右衞門の子萬右衞門に出仕せしむ。

〔袖裏雜記〕

春藤勘右衛門儀者、並之御役者ニは品替候付而、勘右衛門相果候而も、せがれに跡目可被下者に候へ者、萬右衛門義只今より被召出、わざをも稽古いたさせ可申旨、辛酉二月晦日御意。

二月、幕府前田綱紀に命じ大阪役の際藩の借用せし金三萬兩を年賦返上せしむ。

〔菅綱記〕

一、二月金子三萬兩松平加賀守、金子一萬五千兩松平陸奥守綱村、右兩人先祖大阪御陣之時分拜借金也。此外御大名之内に茂拜借金有之、今年より連々上納可有之ニ被仰出候。

三月廿一日、石川郡の一部に時期を限りて放鷹を禁止す。

〔聽事通載〕

覺

一、從松任手取川迄、道より濱手之方御家中鷹仕候義、去秋より被停止候得共、當四月朔日より同九月晦日迄は、鷹仕候義不苦候事。

一、十月朔日より來年三月晦日迄、從松任手取川迄、道より濱手共に不殘、御家中鷹仕候義御制禁之事。

一、前々被仰出御鷹場之義は勿論之事。

右之通御家中組々江相觸候條被得其意、御鳥見之者並彼邊百姓共へ可被申聞置候、以上。

酉三月廿一日

奥村兵部

奥村伊豫

右奥村兵部殿・奥村伊豫殿御紙面之樣寫遣候條、百姓中江可申聞候、以上。

木梨助三郎

林十左衛門

三月廿七日。元御徒河地九郎兵衛越中に於いて藩侯に訴狀を上つり追放を命ぜらる。

福留・村井・熱野・土室

〔袖裏雜記〕

一、先年御徒之者河地九郎兵衛義、手前不相成付拜借仕度旨、御徒頭迄難分立訴訟仕、其上行狀も不宜仕形共有之、御徒頭得御内意、先年放御扶持申候。然處昨廿七日越中宮崎村御通被成候刻、目安上之候。依之御横目大橋長兵衛樣子承屆候處、手前不罷成及飢寒候故、從御先代樣九郎兵衛祖父致拜領候御判之物所持仕に付、差上之申度申書付、並口上にも申、其

趣長兵衛達御聽候處、不屆之仕形有之、從御前被放御扶持候もの、訴狀など上候はゞ、急度死罪にも可被仰付義に候へども、九郎兵衛義は御徒頭共放御扶持申者之義に候へば、急度被仰付迄には無之義候條、御國追放可仕候。京都並江戶兩所共御搆被成旨被仰出に付、藤田平兵衛・大橋長兵衛を以右之趣申渡、刀・脇指を取、路次御徒中西作平・勝尾源太夫兩人指添、足輕二人附遣之候間、公事場御奉行へ御申渡、如例公事場より人を添、上口御國堺迄遣之、右刀・脇指相渡追拂候樣可被仰渡候旨等、三月廿八日前田對馬より本多安房・奧村壹岐・奧村伊豫へ之紙面、日安留等あり。爰に略す。

本文日記四月十日の條に在り

四月六日。前田綱紀より德川家綱の廟前に献上の燈籠を建つ。

〔葛卷昌興日記〕

今度嚴有院殿樣御佛殿江御献上之銅燈籠之銘林春常、筆者樂人上左兵衛。

奉献

銅燈籠兩基

嚴有院殿　尊前

延寶九年辛酉五月　日　加賀能登越中三國主

菅原中將　松平綱利

右御燈籠、勅額門の内左右に居る。餘國大名衆より献上之分は、左右に不分一並也。去二日大久保加賀守殿家來より、御聞番迄手紙指越、同五日より七日迄之内、御燈籠御立可被成候場所請にて、五日より地形等拵候樣に、大久保殿被仰旨申來。就夫同三日津田半太夫並小林九兵衛・宮崎豐左衛門上野へ相越、酒井左衛門尉殿家來より場所請にて、五日に臺石居、六日に御燈籠居、其段大久保殿へ半太夫罷越及案内候事。臺石伊豆石、廻りに繪樣切付、地形より八寸上へ出る。御燈籠は黄唐金、色々繪樣有之。御普請奉行松平傳左衛門殿・坂本小左衛門殿・大久保彦九郎殿へも、御燈籠居仕廻申旨、小林・宮崎及案内之處、無殘所出來一段之旨、且又去年結構成御材木大分御献上にて、御佛前大形其にて出來、公儀御大慶。又御急之御普請に候處、右御材木御用立無滯、御奉行中も大悅之旨にて、何れへも御佛殿奉拜見候事難成候へども、御献上候材木にて出來候へば、脇々之例に不成義に候條、奉拜見由御申にて、取次野澤喜六郎同道にて奉拜之由也。

四月七日。前田綱紀江戸に着す。

〔御日記〕

一、同日松平加賀守到著に付、爲上使堀田筑前守被遣之。

同日は四月七日なり

四月十一日。前田綱紀柳營に上りて參覲の禮を行ふ。

〔袖裏雜記〕

今度參府之趣達高聞、去七日以上使堀田筑前守殿御懇之御諚、且又今日登城參勤之御禮首尾好申上、殊前田對馬・奥村兵部御目見被仰付、重疊難有仕合候。御代替初而參府之處、萬端無殘所首尾に而令大慶候。爲其以飛札如此候、謹言。

四月十一日　　加賀判

横山筑後殿

前田備前殿

〔徳川實紀〕

四月十一日臨時朝會あり。松平加賀守綱紀始め參覲拜謁するもの十一人。

〔御日記〕

一、十一日巳刻御白書院へ出御、參勤御禮。

銀五百枚・時服五十。　松平加賀守

一、同日松平加賀守家來御目見。

八講布二十匹　前田對馬

銀馬代・手綱二十筋　奥村兵部

私は前田對馬

四月二十日。老臣前田對馬富山侯前田正甫より銀子借用を申込まれたるを拒絶すべきことを議す。

〔袖裏雜記〕

從大藏大輔樣以瀧川圖書被仰下候者、連年御勝手方御不如意に御座候處、去年御領分作毛以之外惡、郡方困窮仕、別而御難義被成候。御救被成度候へ共、御勝手之御入用さへ御不足御座候へば、可被成樣も無御座に付、右御入用御取替被下候樣被成度、入江權兵衞・堀田左兵衞を以被仰遣候處、御許容難被成御返答之儀、委細兩人方より申上、御聞屆被成候。御領分方次第に困窮仕由に御座候へ共、此義は富山に御歸被成、百姓之躰をも彌御聞屆、其上之儀に可被成与思召候。御暇被仰出候御方々、來月八日已前段々御發出之御沙汰御座候故、大藏大輔樣も早速御立被成度思召候へ共、御遣方御不足、御家來中へ被下候御扶持方も、去月・當月者少も不被下候。此通に御座候へば、富山へ御歸被成候御入用曾而無御座、御手支被成候故、御所持之御道具、少々御拂可被成与御才覺候へ共、未埒明不申、可被成樣も無御座候間、何こぞ可相成儀に候はゞ、小判千五百兩私之心得を以圖書に相渡候樣に仕候者、右御道具埒明次第、其代金を以追付私方迄圖書方より可相達候間、了簡可仕旨被仰之由圖書申聞候。

私圖書迄申達候は、私之心得などにて御土藏金銀等取替申儀能成申ものに而御座候哉、其

段圖書も了簡可有之儀と存候。先年大藏大輔樣御借金銀之義に付而、飛驒守樣など御肝煎被成、御差引相極候刻も、加賀守樣より大分御取替被成候。脇々之御借金相濟候以後、右御取替金も御返濟被成御意に御座候。左候へば金銀御取替之御無心など、被仰害とは不奉存候。其上先年淺野式部少輔樣・仙石越前守殿御手前御不如意に付而、從加賀守樣金子御取替候樣被成度旨、紀伊守樣達而被仰候へども御同心無御座候。惣而御一門樣方を初、金銀御取替之儀は難被成思召候間、向後何方より被仰越候共、御許容被成間敷候間、奉得其意、何方より私共に被仰聞候共、取次仕間鋪旨被仰出候。此趣に御座候へば、立御耳候儀者難仕御座候へ共、此地御發出難成との儀に御座候へば、私之了簡にてとかくの儀不得申上候間、達御聽可申哉、彌致思案圖書迄可申達旨挨拶仕候。如何可申上候哉奉得御内意候、以上。

四月廿日　　前田對馬

御眞翰之寫

迚も此儀は一入許容難成候間、達聽候儀、とかく了簡に難落候由申述置可然候。其上に而何こぞ樣子も候はゞ、前田又兵衞殿へ申談尤候、以上。

右御請替所なき故不抄、且右就被仰出、瀧川圖書御屋敷に呼、紙面之通對馬申渡之と留あり。

五月廿六日。曩に御長柄小者庄左衞門・茂左衞門二人爭鬪せしを以て扶

無夫甲斐は腑甲斐なくなり

持を召放たる。

〔袖裏雜記〕

御長柄小者茂左衛門・庄左衛門當座口論仕、茂左衛門脇指をも指不申罷在候所を、庄左衛門二ヶ所切申候。前々ヶ様之者落著の例覺無御座候故、割場御奉行に申渡承屆候處、先年足輕之内喧嘩仕候趣落著覺書出候付上之申候。兩人共御國へ被遣、茂左衛門は被放御扶持、庄左衛門義は耳歟鼻をそぎ、御國追放可被仰付哉、但御國追放迄可被仰付哉と五月廿六日伺之處、耳鼻之事聞に不申候。茂左衛門は無夫甲斐、庄左衛門に手付不申候條、一向兩人共に殺害歟、又は兩人共に追放可然候。兩樣之内にては、其方存寄之通追放可然候。併足輕さへ放扶持申迄とみえ候條、兩人共に放扶持にても苦間敷候。とかく兩人輕重は有之間敷事かと存候と御加筆に付、乍恐御尤奉存候。右兩人久々籠舍申付置候間、旁放御扶持候樣可申渡哉と伺、一段尤候、右之通可被申渡候と御加筆。

五月廿六日。前田綱紀在八丈島の宇喜多太郎助に物を贈らんとして幕府の承認を受く。

〔葛卷昌興日記〕

本文日記五月廿六日の條にあり

先頃八丈島御奉行伊奈兵右衛門殿より、八丈島渡海之舟近日致出舟候、彼島に御用有之間鋪哉之旨、戸田與一郎方迄書狀に差越之。因茲如跡々、彼島宇喜多太郎助殿に御遣物可有之旨にて、其品々御書付、御月番大久保加賀守殿に今朝御使者を以御伺被成候處、何茂御老中方御披見候、此通可被遣旨、今夕大久保殿より御使者を以被仰越之。秀家卿於八丈島は御法躰號休福、御息孫九郎殿・小平次殿と云。孫九郎殿御息太郎助殿也。小平次殿御息は藤松殿と申由。孫九郎殿・小平次殿は御同腹之由。彼太郎助殿は宇喜多秀家卿之御子孫也。秀家卿は高德院樣御聟にて有之處、關ヶ原御合戰之時分石田方に付、天下御一統之後彼島に被配之云々。件之御筋目有之故、御先代より御音物有之也。

五月廿六日。金澤清源寺の僧教圓磔刑に處せらる。

〔菅綱記〕

一、五月廿六日泉野清源寺の主僧教圓、依極罪磔郭外且展寺。

磔　逆　罪　　　日蓮宗泉野清源寺住持　教　圓

俗家に立入、女をおかし肉食いたし、其罪をいかるべきためたくみをかまへ申かすめ畢。數日たゞしあきらめ露顯の上申付者也。

五月廿六日。贓物を故買し殺人を教唆せる女さんを磔刑に處す。

〔菅綱記〕

磔　　取うり女　さん

極罪　　同　養子　源七

さん方に宿かし在之日用取　八右衛門

さん方に盗人八を宿かし置、三人申合贓物買取、あらはれ可申躰を承り、さん指圖に而源七・八右衛門に八を切ころさせ畢。訴人有之、數日せんさく、げんぜん之上如斯申付者也。

五月廿六日

五月廿七日。殺人を行ひて金錢を奪へる恒川兵左衛門磔刑に處せらる。

〔菅綱記〕

磔　　張本　恒川兵左衛門

惡逆　　同類　柴田又兵衛

　　　　　　武部安兵衛

三人申合、當正月十四日の夜、はうばひあらしこをしめころし、銀子をうばひ取、主人長屋に火を付可申と企候處に、仕損じ畢。數日せんさくをとげ、右者たくみ紛れなく申あらはすによりて、如斯申付者也。

あらしこは最下級の小者なり

五月廿七日

越後騷動の落著したるは六月廿二日なり

六月十一日。殺人罪を犯せる者の自殺を幇助したる杉野金太夫を江戸構追放に處すべく決定す。

〔袖裏雜記〕

後藤武兵衞義女を指殺、其身は牢人、若黨杉野金太夫を賴申に付而、金太夫義武兵衞を介錯仕候義、跡々ヶ樣之品落著留帳考候へども、公事場奉行如言上、例無御座候。武兵衞義金太夫を達而賴候共、再往異見仕、不致承引候はゞ、武兵衞一門共へも可申聞候處、麁末に介錯仕、死骸川原に捨置候義、法外至極に奉存候間、見せしめの爲金太夫義殺害可被仰付候哉、但御國追放可被仰付哉と、六月日伺之處、追放可然候と御加筆に付、江戶・京・大阪此三ヶ所へ不罷越候樣可申渡旨可申達哉と六月十一日伺、京・大阪は搆有まじく候と御加筆。

六月廿八日。元高田侯松平光長の遺臣を領內に置き得ることを告ぐ。

〔政作所舊記〕

越後浪人之儀、親類緣者由緒有之分は、御當地侍屋敷に指置候而も不苦候。越後近國は不及申、何の國に而も無遠慮可指置候、以上。

六月廿八日

右觸到來に付、若宿貸者有之候者、御郡奉行ゐ申斷、指圖受候樣申渡事。

七月六日。火災に罹るときは直にその損害額を屆出でしむ。

〔改作所舊記〕

於在々火事有之候はゞ、大家・小家共家之儀は不及申、なや・小屋にても燒失仕候はゞ、其品數早速注進可仕候。金澤廻二里より内は、火事しづまり不申内に、直に案内爲致、追而具に書付を以可及案內、且又野火に而も、近在ゐも見ゐ申程之野火に候はゞ、是又可申越候、以上。

七月六日　　木梨助三郎

林　十左衞門

能美・石川・加賀郡十村中

七月。前田綱紀富山侯前田正甫が高田城請取の任に當るべきを以て軍用品を贈與す。

本文は日記七月十三日の條に在り

〔葛卷昌興日記〕

今度越後高田之城爲御請取、大藏大輔樣御越被成付而、御使番荒木善太夫を以、柄矢千筋・猩

々皮十間・縦紗十間、被添御書御進贈之處、柄矢御受用無之、御返上也。荒木事、當年御供に不罷越、金澤へ申參趣、彼地富山へ罷越、御返答之趣は書付を以言上し、又金澤へ罷歸候也。右御返書等今日到來云々。

〔河瀨雜記〕

越後高田の城請取、松平大藏大輔越中富山城主十萬石・榊原式部大輔越後村上城主十五萬石・牧野駿河守越後長岡城主、同國糸魚川城請取堀左京亮越後村上城主、御目付岩瀨吉左衞門・中坊長太夫、在番水野隼人正・溝口信濃守、上使松平日向守・秋元攝津守。

右高田騷動の起りは、先將軍家綱公御代延寶七年に、小栗美作と永見大藏・荻田主馬と申分有之に付、家綱公達台聽、酒井雅樂頭支配にて、主馬・大藏非分の旨に付、永見は松平大膳大夫へ、荻田は松平出羽守へ、與黨片山外記は松平遠江守へ、中根長左衞門は松平越前守へ、渡部九十郎は松平大和守へ御預にて事濟と云へども、猶高田の家中騷動して難靜に付、當將軍家理非分明に被正、爰に落居畢。

七月、酒狂によりて傍輩を伐りたる御長柄小者久五郎を追放に處す。

〔袖裏雜記〕

京都御屋敷に相詰候御長柄小者久五郎義、酒給醉、傍輩久右衞門を切候故、久右衞門久五郎

に脇指をもぎ取申候。酒狂之義に候へば、意恨無御座旨久右衛門申由に御座候。無十方仕形に候間、久左郎義御國追放可被仰付哉、但可被放御扶持哉と七月日伺。不輕義候間、追放可然候と御加筆。

七月。高田城請取の際如何なる事變あるも領内に於いて騷擾すへからざるを諭す。

〔改作所舊記〕

覺

一、越後高田之御城爲御請取、大藏大輔様・榊原式部大輔殿・牧野駿河守殿御越候。就夫別儀は有之間敷候へ共、萬一殘有之候侍共、ふつゝか成仕合有之候はゞ、押置可有御請取候。左候はゞ其近國に而事大きに申儀可有之候。高田邊何樣之首尾有之候而も、構儀無之候條、御領國中少も事がましく不仕成樣に可申渡候事。

一、高田邊若騷動之沙汰有之、御領國中より樣子爲見遣候者も可有之候哉、又は親類兄弟にかゝり居申浪人等、彼地ゟ罷越儀無用候。但子細有之、罷越候はで不叶者之儀は、年寄中迄相達可受指圖事。

一、高田有之侍・町人によらず、御家中之者共縁者親類近付之方候共、彼邊落着相濟候迄は、

爲見廻使者飛脚等遣候儀、堅無用之事。

右之通所被仰出也。

辛酉七月　日

八月一日。富山侯前田正甫既に高田城を請取りたることを江戸の加賀藩邸に報ず。

今日は八月一日なり

〔葛卷昌興日記〕

今日大藏大輔樣より御飛札到來、去月廿六日越後高田城無滯御請取之旨云々。

八月二日。石川郡大野湊神社の神主等その鳥居を修繕せられんことを請ふ。

〔國事雜抄〕

書付を以申上候。

一、寺中御宮鳥居之義、寛永十六年に從中納言御宮御建立被遊候時分、鳥居二ヶ所御建立被爲仰付候。一ヶ所は神前に立申候、一ヶ所は宮地馬場崎に立申候處に、十ヶ年餘り過候而、鳥居根くさり申に付而、大風に而ふきたおし申に付、御宮破損御修理之御斷申上候に付、右

鳥居之義一所に、寺社御奉行岡嶋市兵衛殿・葛卷藏人殿へ御理り申上候處、御宮修理同鳥居立直し被爲仰付候。此鳥居、神前之鳥居と間近く御座候に付而、引のけ立可申由、寺社御奉行所より被仰渡、則御宮地より百間ほど引のけ、金澤往來の道脇御宮道入口に、葛卷藏人殿御指圖に而立申候。御奉行は山邊彥太夫殿に而御座候。其後寬文三年に、鳥居笠半くさり、大風に而吹おこし申に付、御理り申上。右鳥居御修理被爲仰付候。其後鳥居屋ね少損し申故、御宮御修理之時分被加修理候。則御奉行柳橋彥兵衛殿・高澤五郎右衛門殿に而御座候。唯今專外くさり候而、柱一本は根包ぎわよりおれかたがり、笠木おちかゝり居申候。先年より二ヶ所之鳥居、御代々御建立被爲仰付候間、御修理被爲仰付可被下候。右二ヶ所之外に鳥居共御座候へ共、何茂氏子方より寄進仕る鳥居に而御座候。唯今申上候鳥居は、御繪圖にもれ申由被仰渡候へ共、御宮橋何茂宮林之外に御座候分は、御繪圖に無御座候。右之鳥居之義二ヶ所共に、從中納言樣御代々御建立被爲仰付候義、少も僞り無御座候付而、重而御理申上候。前世のごとく被爲仰付被下候樣に、御作事御奉行所ゟ御相談被仰上可被下候はゞ、難有忝奉存候、以上。

延寶九年八月三日

寺中神主　河崎和泉守

同　神主　河崎出羽守

不破彦三殿

富田治部左衛門殿

八月八日。町人の買入れたる米穀を賣拂ひ又は浦方より輸入することを自由にせしむ。

〔改作所舊記〕

町人中買置米三十日切拂、書付出候樣に最前申觸候へ共、是以後は如跡々、日切に無構勝手次第拂可申候。且又所々積出米・雜穀共、津留に而は無之候得共、此場に相斷積出候樣に、是又申觸置候得共、最早不及斷候間、勝手次第何方成共積出可申候。勿論先年被仰出候入津並津留御法度之品は、彌相守可申候。右之段御支配所中へ可有御申觸候、以上。

八月八日　　　　御算用場

林十左衛門殿

木梨助三郎殿

八月二十日。町人の破產者にして債務を辨濟すること特に少額なるものは處刑すべきを告ぐ。

〔國事雜抄〕

向後分算人、五歩・七歩當り申分は、首尾により御用捨可被成候。一歩・二歩など當り申樣成分算人は、急度曲事に可被仰付旨被仰渡候。觸申事に而者無之、兼而組合頭迄可申聞旨被仰渡候、以上。

酉八月廿日

十月二日。凶作なるを以て收納米の檢査を嚴にすることなかるべきを令す。

〔改作所舊記〕

當作毛實入うすく、其上風に當り申に付而、くだけ米多、當米惡敷に付而、例年之通米吟味候者、納所相滯可申候間、御代官・諸給人中並藏宿共、米無吟味納候樣仕度旨、改作奉行中書付之趣承屆候。左候はゞ例年とは違候間、米不及吟味請取候樣、御代官・諸給人並藏宿共へ、右之趣可被申觸候、以上。

辛酉十月二日

本多安房

奥村壹岐

奥村伊豫

忌中

分算は分産

江戸　前田佐渡

津田宇右衛門殿

右御年寄衆御紙面之通、當年之儀は例年と違候而、米吟味無之、御收納はか取候樣納可申候、以上。

十月四日　　御算用場

御扶持人・十村・山廻中

十一月。小谷伊兵衛の下人吉助不義の事ありしを以て主人に命じて殺害せしむ。

〔袖裏雜記〕

十一月日公事場言上書付に付伺紙面之內、小谷伊兵衛下人吉助義主人に對し不義之仕合御座候條、主人に被下殺害仕候樣可被仰付候哉と伺、尤候と御加筆。

十一月。前田綱紀拜領の鶴披露の書翰に諸苗字と片苗字を用ふるの別を正す。

〔田平氏雜記〕

御書翰微妙公・陽廣公御代迄は、御老中方へも片御苗字之處、松雲公思召有之旨を以、諸御苗

字に調候樣御掟有之候。其刻青山織部等强而御家格に候間、片御苗字可然段申上候得共、御聞屆不遊候。天和元年十一月御拜領之鶴御披に付、土屋相模守殿・酒井靭負佐殿・松平備前守殿・秋元攝津守殿・大久保安藝守殿・牧野因幡守殿・水野右衛門大夫殿・稻葉丹後守殿・松平山城守殿に之御狀には、松と片御苗字に而、脇付は人々御中也。吉良上野助殿に者諸御苗字也。是は從四位下少將殿なり。大澤右京大夫殿も同位に候得共片御苗字也。是は吉良は少將、大澤は侍從之旨、御右筆土師淸太夫申上候。然共御用ひ不被遊候。旣に四位に候得共差別難被成候。一向高家之分皆同列に爲御調被成候。

十二月廿一日。前田綱紀角倉閑淸の遺物獻上を受納するを許す。

〔袖裏雜記〕

角倉閑淸遺物有明琵琶上之申度旨、角倉與右衛門差越候紙面入御覽候處、並次第可仕旨先日被仰出、跡々相考申候處、閑淸母義遺物手箱歌書被上之、御納被成候。其外町人之遺物御納之義無御座候。閑淸義者御筋目も御座候間、御納被成にて可有御座哉之旨等、十二月廿一日申上候處、尤に候と御加筆、則御土藏奉行へ相渡候旨御請あり。但右衛門實父は、尾張中納言樣御家來渡部新左衛門と申し、御家老役勤候旨等茂申上る。

十二月廿二日。御馬廻組加藤彥左衛門の嫡子次郎右衛門人を殺して金銀

を奪ひしを以て縛首に行ふべきことを決す。

〔袖裏雜記〕

しばり首　加藤次郎右衛門
刎　首　津田太郎九郎
刎　首　加藤彥左衛門若黨　笹村彌八郎

右次郎右衛門・太郎九郎不義大罪之者に候。次郎右衛門事每度之御穿鑿に申掠、侍之覺悟に背候故、しばり首に被仰付候條、被得其意、九里覺右衛門並定番御馬廻御番頭ゟ可被申渡候。次郎右衛門・彌八郎義、於公事場殺害仕候刻、覺右衛門に今一人御馬廻頭之內相加、同所御横目共罷出見屆可申候。太郎九郎事は於前田源丞宅殺害、定番御馬廻御番頭之內兩人、御横目罷越、急度見屆候樣可被申候。右之趣公事場御奉行へも可被申聞候、以上。

辛酉十二月廿二日　前田佐渡

本多安房殿
奥村壹岐殿
奥村伊豫殿

以上

加藤次郎右衛門義今度之一卷、毎度御穿鑿に申掠候段、下々にも無之仕合に候。其上於尾州熱田苗田等求置候様子、此一事にても侍之覺悟に背候。ヶ様之不義大罪之者、親加藤彦左衛門・弟助九郎等、兼々不存義不屆之仕形候間、彦左衛門・助九郎兩人共可被放御扶持旨被仰出候條、被得其意、九里覺右衛門・不破彦三ゟ被申渡、彦左衛門・助九郎義組頭支配人宅ゟ呼寄、被仰出之趣、御横目列座、覺右衛門・彦三急度演述候樣可被申聞候、恐々謹言。

辛酉十二月廿二日　　　　前　田　佐　渡

本多安房等三人殿

右添紙面之内に、彦左衛門・助九郎義、御當地京・大阪御構可被成候哉。左候はゞ右之書面に書加可申哉之旨伺。被仰出候御眞翰左之通。

一、草案之趣可然存候。

一、太郎九郎事、前田源丞宅に而刎首申付候と、公事場において刎首候と兩品有之候。畢竟盜人之申ものに候條、如何樣に申付候共苦間敷候。

一、彦左衛門・助九郎事、彼次郎右衛門連々於熱田不義之たくみ仕候處、見のがし置候段不念千萬に付、放扶持申事候。其身に罪をおかし申儀は無之候條、領國並江戸構可然候。向後も罪之輕分は、右之通たるべきかと存候。

犯罪の行はれたるを七月とするもの前書に見當らず

一、山田仁右衛門事、他家へ罷越、其上彦左衛門助命候上は其構有之間敷事と存候。右若存寄候はゞ承度候、以上。

十二月廿二日

右替存寄無御座、右品々被仰出之通、安房等へ可申遣旨等、同日御請。

今案、彦左衛門は御馬廻組に而、次郎右衛門は彦左衛門之嫡子に而代番勤居候也。津田太郎九郎も御馬廻組に而、兩人申談、兩替師田上屋又兵衛と申者、銀座より歸候路にて待受、彦左衛門若黨笹村彌八郎に申付、欺き呼寄、又兵衛・下人共に太郎九郎宅へ連越、兩人共に殺害、死骸は庭に埋、又兵衛所持之金銀兩人致し取掠候處、其後稻荷橋邊に居候鍛冶屋何某義、又兵衛を太郎九郎方へ連越候は彌八郎之段、又兵衛親類ゐ相達、親類より訴出候付而、段々御穿鑿に相成候也。

〔菅網紀〕

一、七月馬廻組加藤彦左衛門嫡子代番次郎右衛門、津田太郎九郎と相謀り、兩替師田上屋又兵衛銀座より歸路を要し、若黨をして欺き呼びて、其一族を併て津田が宅地ゐ到らしめ、二人を及殺し、死骸を夜中に深く埋む。而して其携る所の金銀を悉相掠む。其後稻荷橋邊の鍛冶某、又兵衛が親族に告て云、嚮に又兵衛を誘引者は加藤氏の僕也と。因茲其族訴之、糺明

本文太郎九郎及び笹村彌八郎の刑罰は誤なり

之所白状に及。於是次郎右衛門は中川釆女宅に囚へ、遂に獄に下し刎首す。太郎九郎は前田孫丞宅に囚へ、後自殺せしむ。彦右衛門は追放し、加藤氏の僕は下獄。

十二月。與力神子田平八の下人傳藏外數人の刑を裁定す。

〔袖裏雜記〕

前田主膳與力神子田平八下人傳藏義、主人平八を切可申と申儀、其上品々取逃、跡付等川に可捨旨申候段、大罪重々徒者候間、主人に被下殺害仕候樣可被仰付候哉。同人下人喜之助義、取逃仕候事は兩人申談候へども、傳藏主人を切可申との義、跡付等捨させ不申押置候間、耳鼻をそぎ御國追放可被仰付候哉。但兩人共主人被下殺害仕候樣可被仰付哉と十二月日伺。尤候と御加筆。

〔袖裏雜記〕

十二月日伺之內、深美右京與力鈴木儀兵衛下人八內義、公事場奉行如言上仕候徒者に御座候間、如例主人に被下殺害仕候樣可被仰付哉と伺。尤候と御加筆。

今案、此時分は却而殺害人上へ不拘品は、主人へ被下殺害被仰付と見ゆ。

〔袖裏雜記〕

公事場言上者十二月日伺之內、石川郡大ぬか村一日廻仕候次兵衛義、松伐中に而は無御座候。

雪折松百姓に被下候木四十本盜申旨候間、三ヶ年里子に可被仰付哉と伺。尤之旨御加筆。又御馬廻久田儀左衛門小者與助義、亂氣に仕成候歟、遂吟味可申候。亂氣無紛候はゞ、親類歟請人に渡可申候。今程亂氣に無御座候はゞ、最前欠落仕者に御座候間、二ヶ年里子に可被仰付哉と伺。尤之旨御加筆。又諸橋市十郎草履取又助義、盜は不仕、欠落一通りに御座候。其上請人共迷惑可仕与存立、歸候由申旨に御座候間、公事場御奉行如言上仕候、一ヶ年里子可被仰付哉と伺。可然旨御加筆。又石川郡別所村之者、一日廻仕候仁兵衛・四郎右衛門義、松盜伐、仁兵衛は木數三十五本盜申旨御座候間、耳そぎに可被仰付候哉、但三ヶ年程里子可被仰付候哉、四郎右衛門義は一本盜候間、籠舎御宥可被成哉と十二月日伺。尤候旨、且此兩品は大躰格可有之候間、格次第可然旨御加筆。

是歳。領内宿驛に於ける馬匹の數を錄進せしむ。

〔廳事通載〕

延寶九年宿々馬數之覺

一、五十疋	小松	一、三十疋	寺井	一、三十疋	粟生
一、四十疋	水島 源兵衛嶋	一、四十疋	下柏野 荒屋柏野	一、四十疋	松任
一、七十三疋	野々市	一、七十四疋	劍村	一、六十六疋	金澤

一、九十六疋　宮腰　一、八十七疋　津幡　一、五十八疋　竹橋
一、四十疋　高松　一、二十疋　小杉新町　一、二十一疋　佐賀野
一、十三疋　守山　一、二十三疋　下村　一、十四疋　井波町
一、二十一疋　立野　一、二十六疋　中田村　一、四十二疋　埴生町
一、十七疋　水戸田町　一、十六疋　東岩瀬　一、二十疋　滑川
一、二十六疋　三日市　一、二十疋　浦山　一、二十二疋　入膳
一、二十五疋　舟見　一、三十五疋　泊り町　一、十九疋　魚津
一、四十疋　石動　一、十七疋　氷見　一、十疋　城端
一、三十五疋　高岡　一、三十五疋　七尾　一、四十二疋　今濱
一、四十九疋　子浦　一、三十四疋　飯山　一、十九疋　一宮
一、十一疋　神代川尻　一、十九疋　堀松　一、三十三疋　二宮
一、三十四疋　高畠
〆千七百九十七疋

正月九日。江戸にて諸士の簡略を専とし榮耀・不行義のことなかるべきを諭す。

〔典制彙纂〕

覺

一、江戸詰人之御扶持方、於御國去春御定被成候得共、世間困窮之砌候條、先五・七年者如先規可被下旨被仰出候事。

唯今迄被下候御扶持方之格を以、随分被致簡略被仕廻候而、今般被増下候分は致貯置、潤色に被仕候樣可被相心得候。御歸城之節買掛有間敷事勿論に候へ共、前廉より可有覺悟候。右増被下候銀相渡候刻、委曲可申談候事。

一、御家中侍中簡略致専。勝手難澁無之樣、組頭・支配人可相心得旨被仰出候。附、音信贈答之義、筋目無之分は曾而無用之事。

如斯仰出候上者、最前より申談候通、御奉公に不成義は、何程輕き物に而も金銀を遣候段、簡略之筋目相違。縱武具・馬具之類に而も、身代不相應に數を求、結構に被相調、榮耀同前

に候得者、其外之義も不及申候。衣類之義も見苦無之様に被致、結構には必以被仕間敷候。音信贈答之義、ヶ様に被仰出候上者、御歸城之節土産物之儀曾而無用候。遣候はでは不叶義候はゞ、此方へ可有御斷事。

一、付合之義不行義之作法曾而以有間敷候。御門外ゟ出行候時も可被相愼候。末々之者たりといふとも、漫成義有間敷旨被仰出候事。

如斯被仰出上者、最前申談候通、猶以小屋〳〵に而付合之時分不行義之躰無之、並料理等迄、最前より申談候品々相違有間敷候。自分之用事に而も御門外ゟ出行候時分者、是又最前より申談候通、身体相應に急度被仕往來尤に候。輕き体に被出候得者、作法も不宜、縱身代相應に被仕候而出行候共、押立用所無之に切々被出候段、遠慮可有義に候。惣而於御門外家中に而も不作法之体有之、後日に相聞候而も、御奉公に情を被出事も無之儀に候間、此所急度可有遠慮事。

壬戌正月九日

正月十六日。領内に於ける駄賃を五月末まで二割の增加を許す。

〔改作所舊記〕

宿々驛馬增駄賃之儀、御隣國之樣子聞合達御聽候處に、越後國公儀御仕置に而、當五月迄二

越後國公儀
御仕置とは

割増被申由候間、御領國中も同事被仰付候而も苦間敷と就被思召候、増駄賃爲取可申旨被仰出候條、被得其意、所々町御奉行並郡御奉行中へ、右之趣可被申觸候。勿論御國之內御用に付罷越面々、御定之駄賃之外二割増割符可有之候、以上。

正月十六日

本多安房

奥村伊豫

奥村兵部

江戸 前田佐渡

津田宇右衛門殿

津田太郎九郎加藤次郎右衛門は去年處罰せられたるもの

正月十七日。親懸りの者はその資産を區別すること難きを以て闕所に附することなからしむ。

〔袖裏雜記〕

一、闕所之事、此度之事は先其分も可然候半哉、太郎九郎事は左樣にても候へども、次郎右衛門事親にかゝり居申事に候へば、闕所之段難心得候。已來も親懸りの者には、闕所之品不埒成事も候はんかと存候。兎角は存寄承度旨、正月十七日御眞翰に付、御尤奉存候、如御諚次郎右衛門義は、闕所申間敷と奉存候旨佐渡御請に、存寄も其通に候はゞ右之趣相達可被申

旨、御加筆。畏奉存旨御請。

本件は年々の恒例によるものにして領内各郡にて亙る

正月。去年迄に年貢米を皆濟したる組の十村に賞賜す。

〔應事通載〕

天和二年石川郡御年貢米御皆濟仕に付
金銀並紬頂戴仕御請帳

一、三兩金小判　二端紬　吉野村　藤左衛門
御郡に而去年迄十三年相續一番皆濟仕に付被下。

一、三兩金小判　二端紬　劍　村　太兵衛
御郡に而去年迄七年相續一番皆濟仕に付被下。

一、三兩小判　三端紬　田井村　次郎吉
御郡に而去年迄七年相續一番皆濟仕に付被下。

一、三兩小判　二端紬　淵上村　源六
御郡に而去年迄七年相續一番皆濟仕に付被下。

一、三枚銀子　三端紬　御供田村　又三郎

一、三枚銀子　三端紬　押野村　太郎右衛門

一、三枚銀子　熱野村　少兵衛
一、三枚銀子　福留村　間兵衛
一、三枚銀子　村井村　與三兵衛
一、三枚銀子　野々市村　吉兵衛

二月廿四日。城内に用ふる竹箒の材料を求むる爲吏を郡中に出張せしむ。

〔改作所舊記〕

覺

加賀郡

田島村　荒山村　宮野村　南千石村　中尾村　上平等村　琴村
琴坂村

石川郡

八幡古城　四十萬村　額谷村　泉野村　野田村　泉村　押野村
八日市村　押越村　熊走村　城力村　瀬領村　福留村

石村々御藪、御城中帶竹見立に、宮川忠兵衞・深山勘兵衞・橋本清兵衞罷越候條、所々肝煎罷出、令案内候樣可申付候、以上。

二月廿四日

林　十左衞門

木　梨　助　三　郎

二月廿八日。火災の際近在の百姓をして金澤堂形の米庫を護らしむる制を廢す。

〔改作所舊記〕

金澤町火事之刻、近在堂形御藏屋敷へ、其方共手之內より罷出候樣、先規申渡、則帳面に記書置候得共、向後は堂形へ罷出儀無用候條、最前書出有之堂形へ出可申者、所々作食藏などへ出し候樣可仕候。

右之通早速在々可申渡候、以上。

戌二月廿八日

林　十左衞門

木　梨　助　三　郎

三月十八日。石川郡田井村の十村御用銀の調達を命ぜられたるを謝絕す。

〔上田源助舊記〕

一、御借り銀之義、京都ゟ被仰遣候得共、延々に而御銀御手間に候間、銀子可上者吟味仕候而、上させ可申旨被仰渡、私組下相尋候得共、銀子可上者無御座候。

一、私手前銀子在合申分、少に而も上申度奉存候得共、自分に少銀子に而こえをかひ、百姓中へ相渡申に付、銀子所持不仕候間、御断申上候、以上。

天和二年三月十八日　田井村次郎吉

御郡奉行宛所

三月二十日。加領與力を命ぜられたるものは藩侯在判の知行所附を與ふべき格に定む。

加領與力とは亡父の遺領の一部を得更に藩より幾分の補給を受くるものをいふ

〔袖裏雜記〕

一、舊冬跡目之次男・三男、遺領御配分被成、其上御加領與力に被仰付候者、所附之義如何可相調旨、津田宇右衛門奉得御內意候付、右與力之義格別之品依有之、知行御判之物は被成下之候。其外は惣並與力無差別候、所附も惣與力之通可相調旨、癸亥三月廿日以津田玄蕃・奥村兵部、年寄中迄就被仰出、其趣月番奥村伊豫・津田宇右衛門に申渡也。

三月廿五日。金澤附近の百姓その土地を諸士に貸與する等のことを禁ず。

〔改作所舊記〕

阿彌陀之裏起請文書前之事

一、私共領地金澤廻に付、侍方共外如何樣之衆に而茂、請地被成度由御申候共、少茂下し申間敷候事。

一、御用地御普請御奉行樣より御打渡候所、其後勝手惡敷替地仕度由御申候共、下に而少茂替地仕間敷候事。

一、同御打渡地續・緣端に不寄、餘地有之、菜園畑に御請込被成度旨など御申候共、下に而少茂下し申間敷事。

一、一作下し地に、小屋懸に而も仕儀は不及申、垣など有之候はゞ、早速御取被成候樣可申斷候。若承引無御座候者、御斷可申上候。勿論向後垣に而も爲致申間敷御事。

一、金澤廻地子方屋敷續候所、跡々下し地に小屋懸に而茂有之候者、早速爲取、以來同名之內密々下し置申歟、切々私共廻り、境見屆可申候。跡々無之垣又は小屋懸仕所御座候者、早速爲取可申候事。

一、私共在所、百姓・頭振・孀等に至迄、家並屋敷爲貸申間敷候。弟・子共所帶を分家仕罷出申

時分は、十村迄御斷申候而爲致可申候。附り、百姓手前おごろへ家計取、家賣候はゞ、其刻御斷申上候而、惣而下に而家仕替申間敷候事。
右條々於相背申者、一代願申後生無に罷成可申所、如件。

天和二年三月廿五日

金澤廻村々
肝煎組合頭

四月九日。老中堀田筑前守を江戶の藩邸に招待す。

〔可觀小說〕

一、同年四月九日御老中堀田筑前守殿御招請に付、前田佐渡・奧村兵部義、前々御老中御出之節、爲御迎大御門之外迄罷出候。此度も其通に可仕哉之旨伺候處、以前本多美作守殿、岡田豐前守殿諸事肝煎之時分、上使之節御式臺番人引入候義、或は御家老・問番等御門前迄罷出候儀、御指圖有之候。夫より格に成候。此儀御信用不被思召候。但上使之節は御門外に罷出候共、常々御老中御出之節者猶以可罷出事とは不被思召候故、尤とは難被仰出候。然共跡々左樣に仕成事に候はゞ、先其通に成とも可仕旨被仰出候。兩人承て、右之思召にも候はゞ、大御門外に罷出候義兼而難心得候。中御門之外又は御玄關前などへも可罷出候哉、今一往得御內意度旨に付、則其趣達御聽候所、中御門と候へば手が付結句あしく候條、一向前々之通大

御門之外可然候。此度者先此通に候。脇々の様子なども坊主などか存候間、可承置旨被仰出候。

四月廿二日。非人の郡中にて物を強請する者又は脇指等を携へて乞食する者あらば之を捕へしむ。

〔改作所舊記〕

一、頃乞食・非人共徘徊いたし、在々宿々押乞など仕相通由に候之條、押乞等仕者於有之は、其村中申談捕、可及注進候事。

一、不依多少同道いたし、押乞仕者之儀は勿論、中にも棟梁がましきもの候はゞ、一兩人にても二・三人にも捕、可及案内候事。

一、脇指などさし罷越乞食候はゞ、縱押乞不仕共押、可及案内事。

右ヶ條之趣、与下在々宿々可申觸候。紙面之通之者有之を見通、末々にて捕來り候者、其徒者吟味之上、見通し候由白狀仕候はゞ、其所之肝煎・与合頭可爲越度候。於後日あだをなさゞるやうに可被仰付候條、此儀をも可申聞候、以上。

戌四月廿二日　　林　十左衛門

木梨助三郎

五月。幕府の法度を記したる高札を領内の要所に立つ。

〔今石動由來〕

定

一、忠孝をはげまし、夫婦・兄弟・諸親類むつまじく、召仕いものに至るまで憐愍をくはふべし。若不忠不孝の者あらば可爲重罪事。

一、萬事おごりいたすべからず。屋作・衣服・飲食等におよぶまで儉約を可相守事。

一、惡心を以て或いつはり、或無理を申懸、或利欲をかまへて人の害をなすべからず。家業をつとむべき事。

一、盗賊並惡黨もの有之者、訴人に出べし。急度御褒美可被下事。

附、博奕堅令制禁事。

一、喧嘩口論令停止之。自然有之時、其場に猥不可出向。又手負たる者を隱置べからざる事。

一、被行犯罪之族有之刻、被仰付輩之外不可馳集事。

一、人賣買堅令停止之。並年季に召仕下人、男女ともに十ヶ年を限るべし。其定數を過者可爲罪科事。

附、譜代之家人又は其所に住來輩、他所に相越在付、妻子をも令所持、其上科なきものを

不可呼返事。

右條々可相守之。於有違犯之輩者、可被處嚴科旨所被仰出也。仍下知如件。

天和二年五月　日　奉行

〔令右動由來〕

條々

一、毒藥並にせ藥種賣之儀、彌堅制禁之。若於商賣仕者可被行罪科。たとひ同類たりといふとも、訴人に出る輩者、急度御褒美可被下事。

一、にせ金銀賣買一切停止たるべし。自然持來においては、兩替屋にてうちつぶし、其主に可返之。並はづしの金銀・にせ金銀は、金座・銀座へつかはし可相改事。

附、にせ物すべからざる事。

一、寛永之新錢、金子一兩に四貫文、勿論一歩には一貫文、御料・私領共に、年貢・收納等にも御定之員數たるべき事。

一、新錢之儀、いづれの所にても御免なくして一圓不可鑄出之。若違犯之輩有之者可爲罪科事。

附、惡錢・似錢・古錢、此外撰べからざる事。

一、新作之慥ならざる書物商賣いたすべからざる事。
一、諸色之商賣或一所に買置しめうり、或申合高直にいたすべからざる事。
一、諸職人申合、作料手間賃等高直にすべからず。惣而誓約をなし結徒黨儀可爲曲事事。
右條々可相守此旨、若違犯之族於有之者、可被處嚴科者也。仍下知如件。

天和二年五月　　日　　　　　　　　　　　奉　　　行

〔令否動由來〕

定

きりしたん宗門は累年御制禁たり。自然不審成もの有之者申出べし。御ほうびとして、

ばてれんの訴人　　　　銀五百枚
いるまん之訴人　　　　銀三百枚
立かへり者の訴人　　　同　　斷
同宿並宗門の訴人　　　銀　百　枚

右之通可被下之。たとひ同宿宗門之内たりといふとも、訴人に出る品により銀五百枚可被下之。かくし置、他所よりあらはるゝにおゐては、其所之名主並五人組迄、一類共に可被處嚴科者也。仍下知如件。

天和二年五月　日　　　奉　行

六月二日。當年大阪に輸出すべき米穀の額を議す。

〔袖裏雜記〕

一、大坂登米之事、度々年寄中申越事に候間、當年之作毛唯今迄替義無之、相殘詰米にて助成罷成候はゞ、重而指登可申候。追而は此義御老中へも申達置にて可有之候。先以少も貢數すくなき方可然候と、六月二日御眞翰。御請に奉得其意存候。安房・壹岐・伊豫方より八萬石爲御登可被成哉と言上仕候へども、六・七萬石爲御登被成候はゞ、當暮御拂方指而御手づかへ御座有間敷、去共來春御拂方御つかへ可被成闘御座候條、八萬石爲御登可被成哉と伺之處、貢數は、先當年中大形にさへ事たり候はゞ、少もすくなき方可然候。何も僉議次第存候旨御加筆。

六月十八日。前田綱紀就封の暇を受く。

〔德川實紀〕

四月十八日不時朝儀あり。松平加賀守綱紀はじめ、就封の暇給はる者三人。

七月十三日。狼を捕ふる爲牛馬の死屍を郡中に求めしむ。

〔改作所舊記〕

御郡方狼多就令徘徊、所々に御異風被遣爲御打候間、加賀郡は大樋近邊に一ヶ所、石川郡は宮腰口一ヶ所、御供田近邊に一ヶ所、右三ヶ所に狼付餌指置、ねらひ被申等に候間、在々所々に牛馬之死倒物有之候はゞ、早々右之所々に、手寄切に持參仕候樣に可申渡候。二・三日相尋、牛馬死倒物無之候はゞ、其段委細に念を入承屆可令案內候、以上。

七月十三日

木梨助三郎

林　十左衞門

石川・加賀郡十村中

七月廿八日。加賀藩の儒臣木下順庵幕臣に仕へ德川綱吉に謁す。

〔德川實紀〕

七月廿八日。松平加賀守綱紀が儒士木下順庵貞幹めし出され、初見の禮をとる。

八月十四日。幕府の令に從ひ、天下一の文字を書し又は看板等に金銀箔及び鍍金の金具を用ふることを禁ず。

〔加藤氏日記〕

覺

一、町方諸事天下一之文字記候義、御停止之事。
一、同諸商人・諸職之看板、金銀之箔を押、蒔繪梨地、金具滅金金物御停止之事。
但、木地之看板に墨に而書付可申、かな物は鐵・銅不苦之事。
一、見世に金銀之張付、金銀之唐紙、並金銀之屏風立候義御停止之事。
右向後公儀御停止之品候。若相背者於有之者、急度可爲曲事旨被仰出者也。

壬戌八月　日

町方諸事天下一之文字、並諸商人・諸職人之看板、見世に立置候屏風等之義に付、公儀御停止之品々、御頭書出候處、寫出之候間、御支配御郡中ゟ急度可有御申渡候、以上。

八月十四日　　　御算用場

近藤四郎左衛門殿
渡部源兵衛殿

八月廿一日。幕府の通牒によりて十月晦日に至るまで領内の駄賃二割の增加を命ず。

〔改作所舊記〕
驛馬本駄賃並から尻・人足共に、今年六月一日より同十月晦日迄二割增可取之候。同十一月一

日よりは可爲本駄賃之通旨、公儀御奉行衆より廻狀に付、去六月八日より二割增取之候間、越後國市振問屋より、右廻狀之寫御添書、金澤馬肝煎方迄差越申旨、里見七左衞門・岡田十左衞門及斷候。則達御聽候處、御領國中も右之通二割增爲取可申旨被仰出候間、被得其意、來る十月晦日迄增駄賃爲取之候樣に、所々町御奉行並御郡奉行中ゟ可被申觸候、恐々謹言。

壬戌八月廿一日

奥村壹岐

奥村伊豫

前田佐渡

本多安房

津田宇右衞門殿

八月廿五日。珍奇の鳥類を捕獲する時は之を屆出しむ。

〔改作所舊記〕

覺

一、生替之鶴　一、丹頂　一、姬鶴　一、しやむろ鶴

一、生替之雁。並縱生替に而無之候共、右鳥之類に而不見馴鳥　一、野雁

一、菱喰・かりがねの生替にて無之候共右鳥之類に而不見馴鳥

一、眞鴨・小鴨之生替。但少に而も替候者可注進候　一、かんちやうの鴨

戌八月廿五日　　奥村兵部

奥村伊豫

右之品々鳥見付候者、不限何時、早速大平源右衛門・丹羽宗兵衛方ゟ直に可及案内候。其後揺子共方へも可申聞候。惣而諸鳥之外に而も、不見馴鳥見付候者、右手先ゟ直に斷可申候。獵仕所々之者は、網・はご懸り申候共活捕、右之通に案內可申旨、支配所々ゟ急度申渡御請取置可申候、以上。

九月八日　　木梨助三郎

林十左衛門

三郡

三郡は加賀國能美石川河北なり

九月四日。諸勸進の出家・座頭等を村內に入ること勿らしむ。

〔改作所舊記〕

尙々勸進入申儀は勿論、村ゟも入不申樣に御申付可有之候。

在々ゟ諸出家・座頭等廻候而勸進仕候由相聞候。勿論跡々より諸勸進御法度候事に候得共、彌念を入、十村共に急度可有御申渡候。若相背ものゝ相聞候者、十村・肝煎越度可申付候、以上。

九月六日。石川郡の十村等、百姓持山の貸借に關する慣習を上申す。

〔温故集録〕

郡方百姓共持山之義御尋

一、百姓持山之内、山地子相極、他村ゟ先年より下し來り申分には、山主取返し可申与申義罷成不申候。組極ニ之首尾により、證文なと御座候分は取返し申候。

一、百姓持山之内、年下し仕申分は、山主勝手次第に御座候。

右之通石川郡之分は如此に御座候、以上。

天和二年九月六日

田井村　次郎吉
熱野村　少兵衛
野々市村　吉兵衛
劍村　太兵衛
吉野村　藤左衛門
押野村　太郎右衛門

右之外諸郡之分所見なし。按に百姓持山とは、其居村の屬地なる山なり。但し松下苅等の義

に付他村へ讓り渡し、或は柴・薪木などい事に付他村へ一作賣渡すもありと云へり。

九月廿九日。馬廻組及び小將組の士の隊數を定む。

〔菅綱記〕

一、九月廿九日初て御馬廻組十二隊、御小將組六隊に定らる。小將組には番頭・横目屬。

十月二日。石川郡田井の十村御用銀の上納を命ぜられたるを謝絕す。

〔改作所舊記〕

御遣銀御手閊御借銀可被遊旨就被仰渡候、私組下相觸申候得共、金銀御用に相立可申者無御座候。其上自分に銀子上げ申度奉存候得共、手前に所持不仕候間、上げ不申候に付、御斷申上候、以上。

天和二年十月二日　田井村　次郎吉

林　十左衞門殿

木梨助三郎殿

十月十八日。石川郡松任より手取川の間にて鳥類を捕ふることを禁ず。

〔廳事通載〕

毎年十月朔日より翌年三月晦日迄、從松任手取川迄、道より山手・濱手共、不殘御家中鷹仕候義御制禁之事。

附り、前々被仰出御鷹場之義は勿論之事。

右之趣去春相觸候以後は、右場所に而御家中鷹仕候義勿論、諸鳥捕候義も御停止候。右之通御家中組々ゐ相觸候條、被得其意、御鳥見之者並往還百姓共ゐ可被申聞候、以上。

壬戌十月十八日

奥村兵部

奥村伊豫

右奥村兵部殿・奥村伊豫殿御紙面之趣寫遣候條、得其意、組々鳥見之者共、並百姓中へ急度可申聞置候、以上。

天和二年

林十左衞門

木梨助三郎

福留・村井・熱野・松任兩肝煎

野々市・押野・淵上・田井・田の嶋・大熊人々宛所

十月廿八日。能美郡小松の絹業者、製絹の長さに關して上申す。

〔小松舊記〕

御召絹尺に長短御座候旨御吟味に付申上候。

一、御召絹幅、金ざしに而一尺四寸、長六丈八尺に織上可申旨、寛文四年に小松町絹屋中に御觸御座候に付、何れも絹屋中六丈八尺之機へを拵織上候得者、打ちぢめ、一疋に一尺五寸・二尺充御定に不足仕申に付、其節小松町御奉行久津見長兵衛様被聞召、向後七丈之機へを拵爲織、御絹者六丈八尺より七丈迄上げ可申旨、私共に被仰渡候に付、唯今迄右之通奉存、六丈八尺より七丈迄之御絹上申候、以上。

天和二年十月廿八日

小松町絹判押宮丸屋　七兵衛

同　開發屋　八右衛門

肝煎　善右衛門

同　甚左衛門

同　十兵衛

同　四郎兵衛

同　喜兵衛

小松町御奉行所

十一月二日。先に新將軍德川綱吉より鶴を賜はりたるを以て之が披露の

爲能を興行すべきを命ず。

〔御日記〕

十月廿三日、上使村瀨伊左衞門を以て松平加賀守へ御鷹鶴を被下。

〔袖裏雜記〕

今度當御代初而御鷹之鶴拜領之上、內意者御代替御祝義をも相兼候條、旁以近日右之鶴披之能興行可申付候。其次第可爲如左。

一、御鷹之鶴披之、且又右御祝義之事候間、饗應二汁七菜。

一、物頭以上並年寄中之嫡子、且又式日出仕之面々登城。

一、饗應之節着座之面々、其餘役義有之頭並之輩、のしめ・半上下、此外は何も常之服・半上下。

一、正面並內證方之外者不及懸簾。

一、出仕之面々相揃表に出時、間之襖障子開之、列座之輩目見。

一、右畢而能始之、使奧村伊豫熨斗目長袴。

一、用脚廣蓋不及申付之。

一、能五番、翁可申付。

一、能之役者何も素袍、中入已後熨斗目長袴。
一、猿樂共へ折不及遣之。
一、於晴天者白洲之見物可入之。
一、能三番相濟、於表居間拜領之鶴如先規頂戴之、畢而年寄中へ饗應。
一、此間大廣間列居之輩、他之席へ退去。
一、右饗應漸可相濟時分、大廣間着座之面々其席へ通し、追付料理可出之。
一、右饗應之内、爲使年寄共之内罷出。
一、此間に横山筑後・奧村兵部・前田與十郎・前田備前、於奧之勝手拜領之鶴頂戴之。
一、大廣間着座之列たりといへども、其節役義有之面々者、於勝手頂戴之。
一、右畢而次之能又初也。
一、又一日能申付、內證方暨前日役儀有之頭分、並諸役人見物。是は慰能同前之事候間、出仕之面々勝手に而輕料理。
一、後日之能に付、登城之面々常服・半上下。
一、後日は翁不申付、役者等前後熨斗目・長袴。能數七番。
一、白洲之見物、後日には可爲無用。

一、就兩日之能、座敷之樣躰以繪圖可窺之。
右兩日之樣子大抵如此候、以上。

十一月二日

一、右同日以兵部被仰聞候趣之內、昨日は二汁五菜与被仰出候へども、右は御代替之御祝義を御合に候間、二汁七菜に可被仰付候。惣而於江戸、御老中など御招請之刻者、三汁十菜之義も可有。御當地は二汁七菜、至極之結構に而可有御座候。其餘は二汁五菜、又は品により一汁五菜にて可有之候間、兼而可奉得其意旨。
御恭樣御見物所へ之口、定番御馬廻番頭並御次番にても可勤番旨。
大廣間列居之輩、他席へ退去可仕旨御書出に有之候へども、他席無之候はゞ、其寫之內なみたち罷在候樣に成とも可仕旨。
猿樂共へ折被下候義、先日何茂僉議可仕旨被仰出候へども、萬端輕被仰付候間、此度より折被下間敷旨等被仰出。

御眞翰之寫

二汁七菜　公儀御祝義事、次日分にも常に無之祝之節如此。
二汁五菜　御鷹之鶴披候時之饗應、其外押立たる時如此。

一汁五菜　常之饗應如此。
一汁三菜　不時有合之料理如此。
右之通たるべし。勝手にてしたゝめ等仕義は、一汁三菜或二菜或一菜見計可用之。
右之通以御眞翰被仰出候條、左樣可有御心得候、恐々謹言。

壬戌十一月二日　　　　　　　　奥　村　兵　部

本　多　安　房　殿
前　田　佐　渡　殿
奥　村　壹　岐　殿
奥　村　伊　豫　殿

十一月十一日。冬より春に至るまで石川郡宮腰及び粟ヶ崎筋に獵師の外漁撈を試むるを禁ず。

〔諸事覺書〕

以　上

宮腰・粟ヶ崎筋川々におゐて、御家中之面々網にて魚捕之、おのづから鳥もさゝく成申躰に候。此邊者毎度御鷹狩に御出被遊所に候得者、向後十月朔日より翌年三月晦日迄、魚捕候義

差止之可然存候。依之宮腰口・粟ヶ崎筋、金澤町端より上者才川迄、下者淺野川を限、兩川並大野川共濱手迄、漁獵之者於有之者可及斷旨、鳥見聟右近邊之百姓共へ申付候間、被得其意、御組中且又家禮中に茂可被申觸候。

右之通諸頭・諸裁許中へ相觸候條、被得其意、御徒横目中に可被申渡候。獵師之義者格別に付、御算用場より札渡置、致漁獵筈に候條、是又可被得其意候、以上。

壬戌十一月十一日

奥村兵部判

奥村伊豫判

半田權佐殿

小泉勘十郎殿

原三郎左衞門殿

井上久太郎殿

加須屋傳兵衞殿

〔改作所舊記〕

一、網に而魚取申刻、鳥取申儀は不及申上る、諸鳥驚不申樣に可仕事。

一、御札憚に請取申候。中間之外惣而何方にも貸申間敷事。

一、獵に罷出候刻御札持參可仕候。若御札落候はゞ早速可申上事。

右私共に最前御札被下、則其刻御請上申通相背不申樣に、獵師中間互に吟味可仕候。其上何方之者に而も御札なしに獵仕候か、又網に而鳥取申を見付申候はゞ、早速御斷可申旨畏奉存候。左樣之儀見付申候者御注進可申上候。爲其判形仕上申候、以上。

天和二年十二月

〔改作所舊記〕

一、今度獵師共に御札被下、向後十月より翌年三月迄、御札無之者共獵仕儀御停止に被仰渡候。就其私共儀は獵不仕候に付、御札不申請候。左樣御座候へば獵師共御札なしに獵仕候か、又網にて鳥取申か、或は御札を獵師中間之外にかし申を見付申候はゞ、御斷可申上旨畏奉存候。左樣之儀見付申候はゞ、早速御斷可申上候。爲其判形仕上申候、以上。

天和二年十二月御札不被下候者共御請之案紙也。

〔改作所舊記〕

十一月十八日。石川郡倉谷の百姓生活に苦しむを以て細小の木呂伐採の許可を求む。

乍恐御斷申上候。

飢命は渇命なるべし

行年本のまゝ

一、石川郡倉谷村杣百姓之儀は、御高所持不仕、かせぎ迄仕罷在申所、近年山畑不出來に付、百姓共たべ物無御座、ひしと飢命におよび迷惑仕候處に、度々大分之御米御貸被爲成被下候故、命をつなぎ只今迄相續罷在申候。然所に當夏右之村、家數二十五軒御座候内二十四軒火事に逢、彌よわり、於只今小屋がけをも不得仕、るろういたし迷惑仕候事。

一、倉谷村之儀は、跡々よりころ木伐出し商賣仕來申候得共、數年伐出し申候故、今程大き成も絶々に御座候間、細き木をころにいたし伐出し申度旨、百姓共奉願申候間被仰付可被下候。然者ころ棚數も多、御運上銀も跡々より大分に上り可申樣奉存候。其上百姓共者前銀を借請、雪之内口すぎいたし、家をも爲造申度奉存候間、被爲仰付可被下候。倉谷山之儀は大分にひろく御座候へば、右細木ころ伐出し候者、年數五・六十ヶ年も相續可申樣に奉存候。前々之儀跡へ立かへり、段々はえしげり、行年も伐盡し申儀は無御座候間、御相談被爲成可被下候。左候はゞ在所成立可申樣に奉存候。則倉谷山繪圖差添上申候、以上。

天和二年十一月十八日　　吉野村　藤左衞門

劍村　太兵衞

林　十左衞門殿

木梨助三郎殿

十一月廿一日。初めて表小將の職を置く。

〔管綱紀〕

一、十一月廿一日大小將組奥村助三郎・奥村勘左衞門・佐々木伊織・平田淸左衞門・中村市郎左衞門・高田久兵衞六員加御近習。其以後是を表小將と云。

十一月廿二日。道心寺・比丘尼寺等郡奉行の支配に漏るゝ者の調査を命ず。

〔改作所舊記〕

覺

一、道心寺　一、びくに寺　一、かつたい

一、神子　但宮寺に而寺社御奉行支配之分可除之。

右之分は勿論、若此外に茂支配人無之、御郡方ゟ付候之樣に相見ゟ候得共、慥成詳無之、紛敷御仕置觸等にももれ有之分候はゞ、早々委細令吟味、十村一人切に帳面記、早速出し可申候。御意候間油斷仕間敷候。此書狀判形候而可相返候、以上。

十一月廿二日　木梨助三郎

林十左衞門

石川・加賀郡十村人々宛所

右御紙面之趣承屆、私組下致吟味候處、道心寺・びくに寺・かつたい・神子、並御仕置御觸等にもれ申者無御座候、以上。

天和二年十一月廿八日　田井村次郎吉

林十左衞門殿

木梨助三郞殿

十二月十一日。今村善左衞門曾てその草履取を殺したるを以て相續すべき知行を減ぜらる。

〔袖裏雜記〕

今村善左衞門先年草履取殺害仕候首尾、不十分奉存候へども、又おくれ候而御扶持難被下こ申程にも不奉存候。召仕候ものゝ義御座候間、五郞兵衞知行之內百石計御加增被仰付、弟今村源太夫に二百石計も御配分可被仰付候哉と、十二月十一日伺。僉議之通宜旨被仰出。善左衞門に三百石、源太夫に二百石被下候也。

但右殺害之首尾は、延寶六年正月草履取左之助不屆有之、暮相火とぼし前、臺所土間に左之助罷在候處をしかり候へば、惡口申故、善左衞門脇差を拔飛懸り、左之助あたまを一脇指切

候へ共、はゞき本にて鍔に懸切留不申、番屋之方へ逃出候故追懸候處、大戸口繩すだれ有之、切からみ可申と除候而逃を、右之肩先を切申節、庭之内かべ土を拵置申に付、すべり倒申候而、面もどろに成、眼にどろ入見わけがたく、其内左之助部屋へ逃込、番屋之入口かこひ多、いづれへ入候哉不見届、其上最早たふれ可罷有と、死骸引出候樣若黨藤枝傳右衞門に申付候處に、弟源太夫長刀を持出向候。善左衞門脇指、倒申刻石に切付及も無之故、其長刀渡候へと申候へば、源太夫渡兼候へども、是非と申候而取之、番屋之口に罷在候處、左之助脇指を拔向、なげうちにいたし候へどもあたり不申、善左衞門長刀に而左之助頭を一つ突候へば、番屋之内へ倒候付、右傳右衞門に死骸引出候へと申渡、引出之候へばいまだ息有之に付、とゞめ指候へと傳右衞門に申付、傳右衞門とゞめ指候。源太夫は其節部屋に罷在候處、さわがしくに付長刀取出合候へば、善左衞門番屋之口に罷有、長刀渡候へと申候。如何と存候へども、是非と申候而取候故渡候旨、頭坂井與右衞門・野村伊兵衞壬戌十二月二日紙面入御覽候趣之留あり。今こゝに略文して要のみ載。

〔温故集錄〕

十二月十二日。石川郡大桑の木呂役の額を上申す。

大桑ころ御役銀年々取立申覺

一、十四貫六百八十七匁二分九厘　延寶五年分
一、十三貫六百三十四匁一分　同　六年分
一、十六貫七十五匁一分七厘　同　七年分
一、十五貫二百二匁七分八厘　同　八年分
一、十貫十九匁　天和元年分

〆

右大桑こゐ御役銀、五ヶ年之間取立上申分書上申候、以上。

天和二年十二月十二日　ごくでん村　又三郎
ふくとみ村　間兵衛
たゐ村　二郎吉

木梨助三郎殿
林　十左衛門殿

右大桑木呂は、犀川々上石川郡大桑村にて取揚る薪木呂役銀なり。此木呂は、犀川水源堂・後谷より、内川通り流し出し、或は日尾・見定・二叉・倉谷より、外川通り流し出すを、大桑村にて取揚る也。土屋義休は大路水經にも、犀川の水源倉谷四ヶ村は、古は山林甚茂りたり。東

に金山、西に銀山あり。八九十年已前は金銀盛んに出、山林も鑛山の入用、及び金澤城下へ薪木吕に伐盡したりとあり。

十二月廿四日。金澤附近の百姓山に於いて一ヶ月六回を限り自由に落葉掻を爲すことを得しむ。

〔改作所舊記〕

覺

一、金澤近邊百姓持山に而、松之落葉かき候事、跡々より如被定置、毎月五日・十日・十五日・廿日・廿五日・廿九日、右六ヶ日金澤之者共並他村之者入込落葉かき可申事。

一、右定之六ヶ日之外、如跡々爲入込申間敷候。百姓迄在々持山にて、勝手次第松之落葉かき可申事。

一、定之六ヶ日、金澤之もの他村之者、鎌・山刀・よき持參候はゞ、如跡々山廻共見付次第取上候樣に申渡候條、百姓共見付候はゞ山廻に斷可申事。

一、定之六ヶ日之前日迄、百姓共松之落葉成次第取切可申候。右六ヶ日に至、かきかけ・かきため仕置申間敷候。かき置候松之落葉取揃候はゞ、にうに仕置可申候。右にうなど濫取候もの有之候はゞ、其者之宿見屆斷置、此方へ可及案內候。下に而口論仕打合候者可爲越度候事。

右之通村々組合頭・小百姓に至迄、不殘急度可申聞候、以上。

戌十二月廿四日　　　　郡奉行

十二月廿八日。江戸に於ける藩邸悉く災に罹る。

〔河瀬雜記〕

同十二月二十八日江戸御屋鋪上中下とも悉く燒失節、姬君駒込へ御退被成。此時御在國なし。

（御在國とは藩侯を指す）

御留守居は菊池彌八郎・戶田與市郎諸事下知と云々。

〔高峠雜談〕

一、天和二年極月廿八日未之刻、白山原竹町之追分大圓寺といへる寺内之小家より出火して、本郷湯嶋・淺草口・本庄まで夥敷燒之砌、邦君之亭本郷常住之亭（大昔は下屋敷、其後は御居屋敷、天和三年より御下屋敷。）筋違之亭（本は中屋敷、龍口之亭上りてよりは上屋敷、天和三年春已後此屋敷又被上によりて、本郷之屋敷を上屋敷と云々。）天神之後切通し之屋敷（天和三年春被上之。）永代嶋藏屋敷もいこらず類火におよぶ。此本郷之亭は、微妙公之御好物を以造作なされ、世上に名高き一本柱之間など云、夥敷御作事なりし。今の世ならば、いか計にては出來む。昔なりとも過分之物入にてこそあらめなどゝいふ。

十二月晦日。陪臣早川善兵衛の草履取惣八その主を傷つけしを以て斬に

今枝牛之助若黨の事は寛文七年の條に在り

處すべく決せらる。

〔袖裏雜記〕

一、成瀨内藏助家來早川善兵衛草履取惣八義、落着被仰付品、爲相考先例別紙上之申候。右三品之内、今枝牛之助若黨首尾、惣八に大形准じ申与奉存候。今日才川・淺野川兩所之内にゐて引張切に可申付候哉。左候はゞ惣八男子御座候はゞ、尤殺害可申付哉之旨、十二月晦日伺之處、被仰出左之通。

猶以殺害迄に候とも、品替候間子共は斬罪可然候、以上。

惣八事大概牛之助家來に似申たる事に候。併牛之助は昵近、善兵衛は又者、此所大成相違に候　尤對主人ての惡逆は替事なく候へども、此方より罪に行候時者、差別可有事候。然共主人を殺申者は、何者に不依重罪之刑法たるべく候。是は少手負候迄に候へば、今日など目立たる刑法如何存候。無何事殺害には過べからず存候。其上少手負候とて、梟首・引張切等却而主人面目を失申樣成事かと存候。惣而引張切の沙汰、しかと難心得刑法にて候。引張切よりははり付・梟首又一向、火罪等は各別と存候以上。

十二月晦日

御尤至極奉存候。則於公事場殺害仕候樣申渡候。惣八男子在之候はゞ、不殘可行斬罪旨、是又

中村候旨御請の留あり。

十二月。初めて組外組御番頭を設く。

〔袖裏雜記〕

一、組外御番頭十二月に初而被仰付候と見ゆ。又左之人々組外に被仰付候義も始めか、猶可考。

四百石	亡父四郎右衞門御小將	松田六郎兵衞
四百石	亡父六右衞門御馬廻	西村孫九郎
三百五十石	亡父甚兵衞御小將	大島六丞
三百五十石	亡父次郎左衞門御馬廻	多田豐之丞
二百石		今村源太夫
三百石	亡父久左衞門御横目	中村爲兵衞
三百石	亡父七兵衞御馬廻	笹井勘左衞門
三百石	亡父又右衞門御馬廻	堀平之丞
二百石	亡父玄右衞門定番御馬廻	久田金左衞門
百八十石	亡父治左衞門定番御馬廻	高橋吉左衞門
百石		上村彥八

百五十石　　亡父新九郎御馬廻　　高畠與兵衞
百二十石　　亡父九右衞門定番御馬廻　　河地三之丞
五十石　　亡父小右衞門定番御馬廻　　橋爪源左衞門

〔前田家雜錄〕
一、御大小將六組、御馬廻十二組に極り、御小將与には頭一人・御番頭一人・御横目一人宛也。又四百四十石以下は組外と云組被仰付、又二男三男を、加料与力に跡目之時分被仰付は、天和二年より始而被仰付也。

大小將及び馬廻組の事は是歳九月廿八日の條參照

加料與力は通常加領與力と書せらる是歳三月廿日參照

天和三年

正月五日、江戸の藩邸災に罹れる報金澤に達す。

〔葛卷昌興日記〕
今夜戌刻江戸より飛脚到來す。去廿八日未刻本郷追分邊より出火、風烈本郷之御館並切通御屋敷・御上屋敷不殘類燒云々。御姫樣・御前樣駒込御屋敷へ御退去云々。

正月六日。前田綱紀災後の本鄉邸經營に關して指揮す。

〔袖裏雜記〕

江戸御屋敷燒失に付、菊池彌八郎・戸田與市郎方より言上之留、外御作事等之留。
本郷御屋敷御作事前々之替申候故、御參勤之上不被仰付候はでは成申間敷候。只今之格之通与有之候而は、何之手間も入不申候へども、右之通候間御參勤被遊、先駒込御屋敷に被爲入、其上にて本郷御屋敷御長屋より可被仰付候。五七日過候而、御用人之內歟、又外にも物をも合點仕者御使者被遣、駒込御屋敷御作事之義可被仰遣候。彼御屋敷には御長屋之筋有之候。被召連候者共此御長屋に可被指置候。御人圖り被仰付、本郷御屋敷御長屋出來候迄は、當分他國衆などのごとく相小屋に可被仰付候。其にて小屋不足仕候はゞ、湯島・本郷・下谷は皆燒失之躰に候間、巢鴨村などに被指置、又者石原善右衞門罷在候所は構不申所に候間、此邊に輕當分之小屋懸可被仰付候。又平尾御屋敷にも、已來は輕御長屋被仰付筈候間、此御屋敷には與力・足輕等可被遣候。右之趣に候間、當年御供之者可成分者省可申候。御長屋段々出來候而、秋冬へ懸御跡より可被召寄候。今明日中御人圖仕可上之候。其上に而相小屋之圖仕候樣主付可被仰付候。
方々より御使者有之候はゞ、本郷御屋敷に假番所しつらい、取次可然候。其義などは何も油斷仕間敷こ被思召候旨等、亥正月六日被仰出。

正月七日。江戸火災に付慰問の爲に金澤より使者を發す。

〔葛巻昌興日記〕

去廿九日酉刻江戸出足之飛脚今朝到來、火末鎮、深川御土藏炎上云々。

火事に付、御姫様御様子御見廻として、御小將伊東平八郎被遣之、今夜出足云々。

本文正月七日の日記に在り

正月十八日。諸職人・日傭人の擅に江戸に赴くを禁ず。

〔改作所舊記〕

舊冬江戸就大火事、諸職人・日用人等ぬけ〳〵江戸に參候由沙汰有之候。御郡方之者、十村並

各に無斷罷越者有之間敷候得共、彌爲念申觸候條、右之族無之樣急度御郡中に可有御申觸候。

商等に而無據所之首尾有之候者、樣子御聞屆兩關之通切手御遣可有之候、以上。

亥正月十八日　　　　御算用場

二月朔日。百姓をして村肝煎の算用帳を檢せしむる制の勵行を命ず。

〔司農典〕

村肝煎並小百姓共、十村方に召寄、肝煎方に有之日記見屆、算用帳面小百姓共爲致判形、前

年之算用毎年翌春之內遂させ、帳面十村手前に取置、十村より組切に例之通書付可出候。此

趣最前申付、書付御出候得共、村肝煎並小百姓十村手前に不召寄、肝煎まかせにいたし、帳

面見屆置候者も有之躰に候。向後彌以最前相極之通、念入急度可相勤候也。

二月朔日　　　　改作奉行

十村中

二月十三日。藩侯の食膳に供する黄蓮の貢上を命ず。

〔温故集録〕

御膳御用黄蓮、花くき共に宜を、一尺繩に二〆計早速上候樣、會所より申來候。頃合持參候へ共、花も不宜、くきもやせ申候間、根は指除、宜を成程いそぎ爲上尤に候。急御用之由に候間、勿論油斷仕間鋪候、以上。

二月十三日　　　　林十左衛門

木梨助三郎

石川・加賀郡十村中

二月廿九日。今年に於ける鷲捕獲を廢す。

〔改作所舊記〕

鷲捕御用今年二月廿九日に仕廻候樣被仰出候付、夥牛馬入不申由。

二月廿九日。幕府の命を奉じて、帶刀及び衣服の制限を守らしむ。

〔改作所舊記〕

一、今度從公儀御定書出申に付、御家中並御領國中相觸、急度相守候樣に可申渡旨被仰出、則公儀御書出候寫遣之候間、町人・舞々・猿樂刀之儀、並衣類惣而下女はした衣服、且又祭禮・法事等之儀に至迄、御定書之通無相違相守候樣、御郡中其外支配之者共可被申觸候。

一、御領分百姓衣類は、從前々被定置通、木綿布之外着用仕間敷、但十村並御扶持人之儀は、男女共紬御免許之事、今以無相違可相守旨、是又急度被申渡、御請被取置、右之趣各より書付可被上之候。恐々謹言。

二月廿九日

奥村壹岐
奥村伊豫
前田佐渡
本多安房

林十左衛門殿
服部守右衛門殿

覺

一、祭禮・法事彌輕可執行候、惣而寺社・山伏法衣裝束等、萬端かろく可仕事。

一、町人舞々・猿樂は縱雖御扶持人、向後刀さすべからざる事。
一、百姓町人之衣服、絹・紬・木綿・麻布、以此内應分限、妻子共に可着用之事。
一、舞々・猿樂右同斷。但役相勤時分は熨斗目不苦事。
一、惣而下女はしたは、布・木綿可着之、同前之事。

以上

右寫を以三月四日觸出御請書付取置候也。

三月十五日。江戸本鄉邸内に於ける大聖寺侯前田利明の屋敷面積を增す。

〔袖裏雜記〕

一、本鄉御屋敷之内、故淡路守樣・故飛驒守樣御時分より御借置被成候。今度飛驒守樣・大藏大輔樣御屋形も致燒失候、御拜領御屋敷之内、御兩方樣被成御座候義、如何可有御座与奉存候間、此度御兩方樣御自分之御屋敷に御作事被仰付、本鄉御屋敷は御返被成候樣、御兩方樣御家來へ可申遣哉之旨等、正月日佐渡等伺之處、紙面之趣不宜旨等段々被仰出有之、飛驒守樣御家老に之紙面之下書も入御覽處、重而段々被仰出有之、其後右下書調替之留は不見して、末に左之留あり。

口上之覺

一、飛驒守樣御屋敷之義、先日御返答に、被仰聞候通致承知、則繪圖を以委曲加賀守樣達御聽申候事。

一、黒多門之際、御門内之道向後幅五間に被仰付、餘分三間に六十間計之所、此歩數百八十歩、飛驒守樣へ増可被進由被仰出候事。

一、飛驒守樣御屋敷より、北之方に有之候風呂屋跡之屋敷、歩數百十二歩有之所、是又飛驒守樣江可被進由被仰出候事。

一、西之方隅に而十間餘之所、飛驒守樣御屋敷之内江御圍込被成度由に御座候へ共、十間餘四方へ出はり、御兩方樣御屋敷なり惡敷成申候。大藏大輔樣御屋敷と飛驒守樣御屋敷との間空地出來に付、此分飛驒守樣御屋敷歩高に御入、其並西之隅右空地之幅ほど飛驒守樣御屋敷へ御入、御屋敷なり能被仰付候事。

一、飛驒守樣御屋敷最前之歩高五千七百五歩、今度道幅御減、増歩百八十歩ともに合五千八百八十五歩之歩高に相極申候。右歩高之外、風呂跡へ屋敷百十二歩之所被遣之候へば、都合五千九百九十七歩、今般進候繪圖之通本郷御屋敷之内被進候事。

右之趣生駒監物殿被仰談、宜樣飛驒守樣可被達御聽候、以上。

三月十五日

三月廿一日。自今江戶本鄕邸を上屋敷、駒込邸を中屋敷、平尾邸を下屋敷と稱せしむ。

〔袖裏雜記〕

一、左之通癸亥三月廿一日奧村兵部を以被仰出。

本　鄕　　御上屋敷

駒　込　　御中屋敷

平　尾　　御下屋敷

向後右之通可申候。

一、本鄕御屋敷之內只今迄御中屋敷と被申候へども、向後左樣之義於御前も、勿論下にても中間敷事。

〔前田家雜錄〕

一、江戶本鄕之御屋敷を御上屋敷、駒込を御中屋敷、平尾を御下屋敷と被名付は、天和三年より也。是江戶大火事に付、筋違橋の外御上屋敷・湯嶋切通し御屋敷を被揚故也。

〔菅綱記〕

一、舊職東都三邸共に延燒するが故に、駒込の邸に假館を設く。因て本鄕の邸を上邸とし、

駒込を中邸とし、平尾を下邸とす。深川は藏屋敷なり。

今按るに筋違の邸八千八百四十八歩、切通の邸（久左衛門屋敷とも云。）四千四百八十歩、永代嶋の邸三萬五千二百歩、是三邸の地今年指上らる。本郷の邸九萬七千六百十二歩、但淡路君・飛州君の宅地も在此中。是邸何年より本藩の邸となるや、未詳之。其初大久保相模守忠隣の宅地となりし由、微妙公の仰を承りしと藤田老丈の話なり。深川藏地（抱屋敷と云。）三萬二千二百九十二歩、駒込の邸本數六萬八千九百五十四歩、内二萬歩は天和三年前の三邸と同じく指上られ、二萬歩は貞享元年指上らる。餘地二萬八千九百五十四歩なり。

一、平尾の邸歩數二十六萬歩、内六萬歩延寶八年賜ふ。十萬歩は貞享元年賜ふ。十萬歩は同年の冬賜之。

亦按るに、微妙公以來の上邸は龍の口にあり。陽廣公も此邸に在せり。明暦延燒の後公用にて召上られ、其代りを筋違にて賜ふ。初め清泰夫人へ、牛込にして六萬歩の邸宅をたまふ。然るに其頃吾が公邸數少きに依て、御願あつて犬千代丸へ賜り、中邸として證人及び足輕等を住居せしむ。然るに明暦二年大夫人薨去の後、此方へ御屆もなく、尾張公の願に因て尾張の邸に賜ふ。（今の尾州五段長屋近邊なり。）微妙公甚怒らせられ、清泰院殿逝去間もなく約を變じ、如是の事どもとて大に御無興ありければ、此義老中に達し、又塚原次左衛門を呼びて（大夫人の附屬の人）

間はれければ、便ち公の御覺の通り也。只老中へ未曾て聞知ざる故なり。松平豆州より小堀仁右衞門を使として、此義は豆州一人の不念に候由謝せらるゝに因て、遂に右六萬步の地指上らる。其代へ地には、本郷の邊は御望次第の旨重而申來る。屋鋪願候義は遠慮に存候よし御答被仰遣。然處翌年本郷邸の南の方にて二萬步、駒込にて四萬步、(四萬步の外は皆御抱屋敷と云なり。)引合六萬步候。其内苗木山にて千步計、御拜領候前田日向守殿ゟ被遣候。此時上邸は龍の口、(今の御作事屋敷の邊なり。)中邸は牛込に而、下邸は今の本郷の邸なり。凡そ公邸の來歷大抵如此。

三月廿七日。熊を獲たる者あらばその胃を貢上ぐべきを命ず。

〔改作所舊記〕

御裁許山方熊捕候者、胃可被召上候間可被仰觸候。捕候者早速此地可被差越候。不及申候へ共、脇賣不仕樣可被入御念候、以上。

三月廿七日　　　　　　　　　　會　所

林　十左衞門殿

木梨助三郎殿

三月。和蘭國加比丹に與ふる爲前田家世譜を作る。

〔前田貞醇藏文書〕

加賀能登越中三國主前田氏世譜

一、始祖　醍醐天皇御宇右大臣菅原道眞公。贈正一位太政大臣。祠號聖廟。世之所謂北野天神是也。鎭座王京西北。香火甚盛。

一、高祖　後陽成帝御宇大納言前田利家卿。領加賀・能登・越中三國。贈從一位。

一、曾祖　後陽成帝御宇中納言兼肥前守利長卿。領加賀・能登・越中三國。贈大納言。

一、祖考　後水尾帝御宇中納言兼肥前守利常卿。領加賀・能登・越中三國。賜松平氏。

祖妣　大君台德院姫君。大君之女子稱曰姫君。

一、考　故左近衞權少將兼筑前守光高朝臣。領加賀・能登・越中三國。賜松平氏。

妣　大君大猷院殿姫君。

一、今國主　左近衞權中將加賀守綱利朝臣。領加賀・能登・越中三國。賜松平氏。治城在加賀國。故稱松平加賀守。

一、家世準清華。自高祖以下世々爲三國主。本姓菅原氏。前田利常卿以下世々賜松平氏。

以　上

天和三癸亥年三月

右從阿蘭陀國本草御求、和泉屋宗壽差上之。仍迦毗丹方ゟ白銀・酒肴被贈之。此儀彼國ゟ相達、其上にて右白銀を重器に鑄直之、其銘に御世譜書載せ度旨、以宗壽乞之。其段達御聽、宗壽方ゟ被遣之寫。

調筆土師清太夫に被仰付。仍土師家に寫傳來。明和七年庚寅三月當清太夫より借寫也。

四月二日、前田綱紀參覲の爲金澤を發し十三日江戶に着す。

〔菅綱記〕

一、四月二日首途、十三日參勤。十四日上使阿部豐州正氏。老臣奥村庸禮奉使日光。廿二日拜謁之日、横山正房從之。

四月十日。領内諸職人・日傭人等の江戶に赴くべからざる禁を解く。

〔改作所舊記〕

當正月申觸候、江戶大火事に付諸職人等ぬけ〳〵江戶へ參候由故、無據斷之者は各別と申觸候へ共、漸大工・日用等御用も有之間敷樣存候間、望之者於有之は、御聞屆候而勝手次第御遣可有之候。但江戶へ參候者、御屋敷へ罷越相斷候而、御用も無之候者、餘方へ被雇候而も苦間敷と存候。爲其申入候、以上。

亥四月十日

四月十二日。郡方の諸品にして一定の貢上人なきものを金澤の町人大河端屋利兵衛等に取扱はしむ。

〔改作所舊記〕

一、御郡方より御露地方・御會所・御作事、其外品々、只今迄定貢上人無御座分、何に而も御當地野町大河端屋利兵衛・同町直江屋權右衛門貢上申度旨望書付、御郡方構無之儀に候哉、存寄書上可申旨被仰渡候。然ば方々御用之品々被仰渡、多少によらず、其時に石川・かゞ郡割符仕り、品により少分に而も、遠所より其所々へ持參仕、日數を懸り不勝手之儀御座候間、右之者共願之通貢上人立申樣、御相談被爲成被仰付被下候者、百姓中忝可奉存候、以上。

天和三年四月十一日

少兵衛　間兵衛　又三郎　二郎吉
長次郎　兵右衛門　與三兵衛　吉兵衛
郎右衛門　藤左衛門　源六　新右衛門
又右衛門　牛七

服部宇右衛門殿
林十左衛門殿

右願之通、四月十二日に相成候。則、願人書付寫左之通。

乍恐申上候

一、御露地方・御會所・御作事、其外御郡方より被爲召上候品々、諸事只今迄賣上人極り無御座分、何に而も向後私共方より賣上申度奉存候間、被爲仰付被下候はゞ、御用御座候時分は、其所々へ相詰、御手先御奉行樣諸事御指圖を以て、無御手間御用相勤申度奉存候。則私共自分銀を以賣上可申候。然上者買直段銀高に一割之利潤被下候者、在々所々隨分かけ廻り、下直に買出し指上可申候。左樣御座候へば、誓紙被爲仰付、買物賣上切手を以御算用可申上候。代銀之儀は、被召上候品々指上濟次第に、御渡可被下候御事。

右之通御慈悲を以被爲仰付被下候者、難有忝可奉存候、以上。

天和三年四月四日　野町　大河端屋利兵衛

同　直江屋權右衛門

町御奉行樣

四月十六日。自今數年間道路・橋梁の修理を行はざるを以て百姓自からその保存を計るべきを告ぐ。

〔改作所舊記〕

覺

一、越中境より江沼郡境迄往還道筋之外、脇道往還並橋破損修理之儀、先二・三年從公儀被仰付間敷候間、常々に百姓共心を付候而、道惡敷不成樣に致修理、且又橋之儀は、少宛損候所板をも當て繕候而、往來滯無之樣に可仕事。

一、所々御收納藏破損修理之儀、先二・三ヶ年從公儀被仰付間敷候間、御代官は不及申、其与々十村常々心を付候而、雨漏をさし、壁・雪垣等損候所は、常々繕り候而、相續候樣に可仕候事。

一、所々川除御普請之儀も、大形之所先二・三ヶ年は從公儀被仰付間敷候條、常々百姓共心を付、少分之所は隨分自普請仕可申候。公儀御普請を賴に仕捨置候而は、田地損毛之地有之候得ば、畢竟百姓共費に罷成儀に候間、兼々田地之かこひ石土をも置候而、情に入可申事。

右は近年御遣方不足、其上江戸火事に而御屋鋪御類燒に候故、今度御儉約就被仰付、御郡方之儀御年寄衆受被仰渡を、如此に候條、得其意、百姓共へ申渡、其方共も常々油斷仕間敷候、以上。

四月　日　　　郡奉行

改作奉行

能美郡・石川郡・かゞ郡十村・御扶持人・山廻中

御倹約之儀に付、御郡方之儀被仰渡候通、別紙覺書遣候條、遂披見如毎之人々致判形、此書狀相返可申候、以上。

四月十六日

林 十左衞門　毛利 又太夫　中村助左衞門

中村 彌兵衞　後藤次右衞門　不在合 園田 左十郎

山本 專之丞　御郡廻 服部宇右衞門　小塚善左衞門

煩 園田 左太郎　大阪 中村 四兵衞

四月なり

四月廿二日。前田綱紀柳營に登りて參覲の禮を行ふ。

〔徳川實紀〕

四月廿二日臨時朝會あり。松平加賀守綱紀はじめ參覲拜謁するもの十一人。

〔御日記〕

一、廿二日巳下刻御黑書院へ出御。

參勤之御禮

太刀目錄・銀五百枚・時服五十　松平加賀守

〔御日記〕

松平加賀守家來御禮。

八講廿疋

右御目見終て入御。

銀百枚・綿百把　松平加賀守

右御臺樣へ進上。

本文亦四月廿二日に在り

五月二日。山本孫三郎藩侯の命を重んぜざるを以て江戶に於いて閉門を命ぜらる。

〔袖裏雜記〕

山本孫三郎事其身役義を疎に存、殊更若輩不功之者己が覺悟をたて、此方より申出趣を不重、公義御請之書面等如此之相違、其身役義を疎に仕と申、此方より申出趣を不重之無禮、重疊不屆之至候。依之閉門申付之候條、此旨組頭中へ急度可申渡之候と、五月二日御眞翰。其御端書に、追而孫三郎事當中屋敷に差置事無用、上屋敷小屋へ遣閉門申付尤也。平左衞門義も、當分自分として中屋敷へ罷出事、暫は相ひかへ候樣に、組頭中へ內意尤候也と被仰出。此御請不見、前方之樣子も不見。

五月晦日。町人・百姓の道中刀を持參すべからざるを命ず。

〔十村勤方類聚〕

町人百姓刀指候義者、跡々より御停止に而、刀指不申候得共、他國ゟ罷越候時分者、道中爲用心、自然刀を馬に着罷越もの有之樣に相聞候。今度從公儀町々舞々・猿樂等、假飾爲御扶持人刀指不申筈之御觸に付、他國に而も御吟味有之候間、向後者御郡中御扶持人・十村・山廻・町人・百姓等、道中刀持參不仕樣に、急度御支配御郡中ゟ御申觸尤に候、以上。

五月晦日　　　　御算用場

眞田治兵衞殿

山森藤右衞門殿

〔聞書〕

同年五月より御扶持被下置諸職並猿樂等、刀帶候義向後不相成旨被仰候。此方樣に茂右之通御停止与被仰出。

右之通成來候處、享保十一年午六月御切米・御大工、刀帶候義御免之旨、吉治公より被仰出。

吉治は前田吉德の初名

五月。鹽の製造及び賣渡に關して誓詞を上らしむ。

〔上田源助舊記〕

一、鹽方升目、並砂・灰交之義は不及申、釜之内むさき物煮申間敷候。又鹽垂候刻濱に而むさき儀不仕樣、釜焚人其外子共等に至迄致吟味可申。其外鹽脇賣仕間敷、出來鹽劣り不申樣相心得、天和三年五月鹽師並舟宿等、誓詞被仰付候通り、無油斷相心得可申。

閏五月八日。秤の製造を愼重にすべき誓詞を上る。

〔改作所舊記〕

乍恐申上候

一、惣而賣出申秤之儀麁相に有之候間、向後念を入可仕旨畏奉存候。惡敷秤御座候者、何時に而も新秤之分たゞ直、其上に而直り不申候者、別之秤を取替可申候。勿論其刻代銀申請間敷候。此上にも相違之儀御座候者、如何樣にも越度可被仰付候。秤家其外皿・おもり、上方におゐて守隨方より道具所相極置、誓紙申付念を入させ申候。彌上方へも申遣し、麁相に無御座候樣可仕候。爲其御請上申候、以上。

秤家は秤竿なるべし

天和三年壬五月八日　守隨手代　仁左衛門

町御奉行所

今度御勝手圖之事に付、秤遂吟味候處、秤目不同有之に付、當地守隨手代仁左衛門手前穿鑿仕候へば、町御奉行へ書付出に付、拙子共方に取置申候。定而諸方之秤目不同可有之候間、

御支配御郡中ゟ可有御申觸候。則右手代書付寫遣候、以上。

壬五月十九日

津田宇右衛門

山崎半左衛門

閏五月八日。革多をして製革の數量及び上納・賣却等の處分に關して届出でしむ。

〔岡部氏御用留〕

一、其方共組下かわたども、去年・當年方々ゟ賣出し候馬皮・牛皮・いため皮之分、勿論上り皮・脇賣之仕分いたし、年切に爲書出可申候。買主知れ申分、買人名付爲記可申候。御急ぎ候條、五六日中に書上可申候。御吟味事に而者無之候。員數御聞のためにて候條、此旨爲申聞尤に候。則帳面調様案文別紙遣申候、此書狀――以上。

閏五月八日

伴七兵衛

渡邊源兵衛

十村中七人宛所

覺

一、牛皮何枚

一、何百枚内　馬皮何枚
右上り皮　板目皮何枚
牛皮何枚
一、何百枚内　馬皮何枚　金澤何屋誰ゟ賣渡申候。
板目皮何枚
一、何百枚内　同斷　何方何屋誰へ賣渡申候。
一、何百枚内　同斷　何方誰口入或は買入知不申候。
〆惣皮數何百枚
此通御案紙

閏五月八日。能登の革多等上納する手綱の長さを改めしむ。

〔岡部氏御用留〕
一、先頃も申入候、其場ゟ、存知之通能州より例年役に上來候革たづな、御馬屋裁許衆ゟ相尋候處、唯今迄たづな一尺五寸宛短く御座候間、御用に立不申候間、向後五尺充に被仰渡候様仕度旨斷に御座候條、其御心得にて御郡奉行衆ゟ可被仰談候、以上。

壬五月八日　會所

御　算　用　場

右紙面の通向後五尺宛に仕上候樣御申渡可有之候、以上。

御　算　用　場

右紙面之通得其意、早々可申渡候。此――以上。

壬五月八日

件　七　兵　衞

渡　部　源　兵　衞

芹川村　兵　衞

閏五月十二日。河北郡津幡に旋風起り人畜を害す。

〔改作所舊記〕

天和三年壬五月十二日未の下刻に津幡村辰卷

一、九十一軒　民屋内六十一軒潰家三十一軒損家

一、九　疋　材木當り痛馬

一、二百三十三羽　鷺死

一、九十二人　家損之節、内一人死人、九十一人痛人

閏五月廿八日。金澤に於いて縫箔・金紗等を職業とすることを禁ず。

此御地は江戸

〔袖裏雜記〕

女小袖ぬひ・よりきん等仕義御停止之旨取沙汰承知仕、公義より被仰渡は無御座候へども、近年金澤町方にぬひ・きんしや等仕もの御座候付、江戸・京都御停止に御座候はゞ、右之職指止候樣可然存候間、京都へ尋遣候處、御停止之由申來旨安房等より狀越申候。此御地之樣子、戸田與市郎方より樽屋藤左衞門方へ尋に遣候處、女之衣類御制禁之覺書之寫指越申候。則上之申候。江戸・京共に御停止之義に御座候間、金澤町方にてぬひ・きんしや・惣かのこ等仕義指止候樣に、急度可申渡旨可申遣哉と、五月三日壹岐伺之處、向後指止候樣に急度可申渡旨可被相達候。惣而無用之諸職人・浪人等金澤へ罷越事、近年不吟味に存候。品により害には相成益は無之躰に候。但何も僉議は如何候哉之旨等、御加筆を以被仰出に付、如御諚近年無用之諸職人・浪人等罷越申候故、兼而年寄中も其心付、度々町御奉行へも申渡、浪人宿請等之義隨分六ケ敷吟味仕申候へども、申のがれ候品など御座候者も有之かと奉存候。無用之職人之吟味は、私式存候樣には無御座かと奉存候。向後猶以吟味仕候樣に可申遣候旨等御請。

〔改作所舊記〕

女小袖縫・金紗・惣鹿子仕儀、江戸・京都御停止に付、御領國中右之職人向後指止候樣に、急度可申渡旨被仰出候間、被得其意、御郡中に可被申付候、恐々謹言。

癸亥壬五月廿八日　　奥村伊豫
　　　　　　　　　　前田佐渡
　　　　　　　　　　本多安房
津田宇右衞門殿

〔改作所舊記〕

今度從公儀重而被仰出候女衣裳之事、惣而縫・金紗之衣服持來候共着候儀、並縫之紋所御停止に候。縫紋之儀、勿論男むきの衣服にも御停止候之條、是又持來候共着仕間敷旨、御家中末々迄急度可相守旨被仰出候之條、被得其意、御郡中支配之者共、並支配に有之浪人等に至迄被申渡、御請可被上之候、恐々謹言。

癸亥壬五月廿八日　　前田佐渡
　　　　　　　　　　奥村伊豫
　　　　　　　　　　本多安房

閏五月廿八日。無用の職人・浪人の領外より來る者を取締らしむ。

〔改作所舊記〕

近年惣而無用之職人・浪人等、金澤へ罷越事不吟味に而、品により害には相成、益者無之被思

召由候。向後御郡中も被遂吟味尤存候、恐々謹言。

癸亥壬五月廿八日

奥村伊豫

前田佐渡

本多安房

津田宇右衛門殿

六月八日。山漆の實を領外に出すを禁じ是を以て蠟を製造する爲に裁許人を命ず。

〔岡部氏御用留〕

今度御領國山漆之實買取、蠟にしぼり申裁許人、當町河南町染谷屋太左衛門・片町絹屋與右衛門・今町宮嶋屋彦左衛門被仰付候付、向後山漆之實も、本漆之實並、他國・他領ゟ少も出不申樣に可申觸旨、御年寄衆被仰渡候間、各支配所急度御申渡縮可有之候、以上。

六月八日

御算用場

六月。寺院の百姓請地内に家を構ふるものは郡奉行の支配とし、十村に裁許せしむることを令す。

〔改作所舊記〕

覺

一、寺方請地之内に有之小家、今度改候分十村附に取上、金澤廻散家並、相對を以地子相極指置、裁許可仕事。

一、右小家之内に有之道心坊主、罷立候樣可仕事。

一、惣而若黨分奉公人、金澤廻百姓地を請家作り之儀不罷成格に候得共、寺方請地之内在來に付、此者之儀各別之事候條、其儘指置可申事。

一、右小家有之請地、最前呂下し申歩數を以、寺屋敷〳〵境を立、間に垣を爲致、外かこひ取はなし、百姓地に可仕事。

一、寛文五年以來寺方へ下し置候畑之内、寺屋敷へかこひ込、本屋敷と一所に仕置候分相改歩數、並彼地之内或墓所或露地等に仕置候哉、其段一ヶ寺〳〵書記可出候。聞屆候而夫々可申渡候。勿論寺屋敷かこひ之外、畑にて請取候分は記不及候事。

亥六月

右穿鑿之上小家は十村裁許、御郡奉行支配に成。但夫々僉儀は改作所より取噯、御算用場より申渡也。

この實際調査は貞享元年に行はる

七月六日。初て能役者幸藤太郎を以て諸士の列に居らしむ。

〔菅綱記〕

一、七月六日金銀座幸藤太郎と云者を召て、伊藤甚右衛門と改稱し、二の丸詰衆に命ぜられ、百五十俵の祿を賜はる。是散樂役者士列に入るの始也。

七月十八日。金澤町人津幡屋豐右衛門等五人に米仲買肝煎を命じたるを告ぐ。

〔改作所舊記〕

尾張町　津幡屋豐右衛門　石浦町　中屋權兵衛　河南町　美濃屋賴兵衛

河原町　奈良屋武兵衛　石浦町　大津屋次郎兵衛

右金澤町五人之者共、米中買肝煎申付候條、各支配所給人米、如何樣之者買請候共、右五人へ早速案内、書付出候樣に御申付可有之候。案内書付遲出、出入出來候者、買人可爲損候。此旨可有御申聞候、以上。

亥七月十八日　御算用場

七月廿二日。林春常の門人林春先を召して藩儒に列せしむ。

〔葛卷昌興日記〕

天和三年七月廿二日、林春常門弟林春先被召出之、於御座間御目見、烏目百疋獻之、不破彥三披寄之。

七月廿六日。郡方より賣上品の請負者を改めて金澤町人石浦屋市郎右衞門等に命ず。

〔改作所舊記〕

御郡方被召上物賣上人、立町石浦屋市郎右衞門・尾張町金津屋八郎右衞門下直に付、向後此者共被仰付候故、帳面爲調町會所より被指越候に付、遣候條、面々寫置、帳面落着より可相返候、以上。

七月廿六日

服部宇右衞門

林十左衞門

八月四日。金澤の町人小倉屋平右衞門等木炭問屋を營まんことを請ひ、次いで許さる。

〔岡部氏御用留〕

覺

一、御城下御燒炭・鍛冶炭共に、向後他國炭賣買私共被爲仰付候。御領國山々炭燒共にも、勝手次第人々相對を以直段相極、賣申候樣被爲仰渡可被下候御事。

一、他國他領炭之義は、私共之外惣而商賣・買置等一切不仕候樣、御觸渡被爲成可被下候。附、御國之者他國他領に罷出炭燒出申者、是又私共支配仕候樣被爲仰渡可被下候御事。

一、御國炭私共より下直に賣申者御座候而、御侍樣方・町方共に、燒炭御買被成義は各別に御座候御事。

一、口錢之義は、五貫目一俵に付三月より六月は七厘充、七月より十月迄は一分七厘充、十一月より翌年二月迄は二分充御請仕候御事。

一、他國他領商炭、浦々に着船仕候はゞ、私共裁許仕候樣浦々御申觸可被下候。並加州・能州・越中所々炭場所々問屋相立、私共買申炭之分、賣人・買人右場所に而賣買仕候樣被爲仰付可被下候、以上。

天和三年八月四日

新立町　小倉屋平右衛門

田　町　水口屋　九兵衛

森本町　道金屋長左衛門

右金澤町之者共、御領國中燒炭問屋望書付出申に付、願之通申渡候。就者別紙口上書付出し候付、遣之候間御見屆、御支配御郡中ゐ可有御申觸候、以上。

亥八月八日　　　御　算　用　場

八月五日。石川郡宮腰なる魚問屋の慣習を小松魚問屋に報ず。

〔加賀古文書〕

一、魚鳥六歩・八歩に、金澤同事に御口錢取上げ申事。

一、御口錢無之魚金澤同事。但ごまめ・かうなご、こえに仕いわしには、跡々より御口錢無御座候事。

一、自身振賣人之義、何方より買參候而も口錢取申事。惣而他所より少々肴もらひ候而も、賣買に仕候へば口錢取申事。

一、他國他所より付合に仕參候少之肴に而も、賣申分は口錢取申事。

一、女共さうけ魚之義、金澤同事に御座候。

一、當浦獵師並に商人・旅人宿、惣而魚取あつかひ少に而も仕者には、せいし被仰付候事。

右申通に御座候。猶御尋儀御座候はゞ、御申越可有候、以上。

亥ノ八月五日　　　宮　腰　菓子屋平兵衛判

〔加賀古文書〕

天罰靈社上卷起請文前書之事

一、私共取上げ申肴之内、御菜御用に相立可申候肴分、被仰渡次第御菜所に爲登可申候。勿論手前に而隱、何方へも遣申間敷候。御菜舟に相當り申砌、隨分無油斷情を出し魚取上、御てんに相立申樣に可仕候御事。

一、私共獵仕申に付、取上げ申魚不殘商人相渡、帳面に付させ可申候。勿論手前賣に仕分も、毛頭口錢隱不申、有樣に付出し可申、並曳網にはねかへし網爲致申分、口錢可出分は、跡々通爲出可申候。若何角申候而、しりまきいたさせ申間敷候。誰の指網仕者、誰舟に指合申こ相斷可申候。惣而商人並手前賣共に、一ヶ月切に御算用仕、口錢出し可申御事。

一、他所より諸魚・諸鳥積持來申候はゞ、着船之砌早速相斷、爲致賣買可申候。御算用之儀は一ヶ月切に可仕候。直通り荷物者、跡々通に可仕候御事。

一、小廻り船仕もの、他所より諸魚・諸鳥積持來申候はゞ、其宿に爲知可申候。並手前賣自分遣魚によらず、相斷濟上げ可仕候。勿論賣買仕分は、口錢毛頭隱不置、出し可申候御事。

一、惣而魚商賣仕候者共、他所より諸魚・諸鳥買來候はゞ隱不置、有樣に相斷可申候。勿論地

浦に而、水子共私ものによらす、隱魚買取申候はゞ、是又相斷賣買可仕候御事。

右之條々相背於申上は、左に申降神罰靈罰並釋迦・阿彌陀二尊御罰可蒙候者也。

年號月日

天和三年八月右宮腰より參申候。

九月十七日。岡島六丞亂心して人を傷け次いで永御預に處せらる。

〔袖裏雜記〕

一、岡嶋六丞亂心いたし、齋藤左太郎ゟ切懸け、六丞者亂心故死刑一等御免、御知行被召放、左太郎は無御貪着、不慮之あやまちに付養生油斷不仕樣被仰出之趣共、此帳面に委敷候得共、其首尾全くは不相見。

〔袖裏雜記〕

岡嶋六丞內作事奉行に而、九月十七日御上屋敷におゐて、同役定番御馬廻組齋藤左太郎を切らんとする時、左太郎義六丞頃日亂心之躰を聞及、不拔合組候而脇指を奪取候。其節左太郎面に疵付候處へ、御步靑山甚六郎出合、六丞之脇指を奪取候也。六丞は二百石也。一門松平治部・岡嶋兵右衞門に永く御預也。六丞は岡嶋五兵衞次男也。

九月晦日。能美郡木滑關所を經て幕府領に往來する者の爲に判鑑をその

奉行に交附す。

〔改作所舊記〕

阿手・木滑・河原山に、能美・石川役筋山方村々之者、御公領往來之木札、前々より有之候哉難知候。天和三年始り候様子に相見え、元祿八年劍組留帳之內、木札改作趣留有之候。

表　判鑑、又七印判、天和三年九月晦日、木滑御關所御奉行所。

裏　表書之通十村劍村又七判形相違無之候間、又七在々之者共御關所罷通申刻、爲御見合御通可被成候、以上。

林　十左衛門

服部　宇右衛門

十月四日。加賀・能登の指網及び手繰網役銀の額に就いて十村等意見を上申す。

〔改作所舊記〕

覺

一、鰯指網役銀 加州能州內外共　一艘に付五匁宛

但、礒小指網役銀　一艘に付二匁五分宛
一、手ぐり網役銀　一艘に付二匁五分宛
右之通御役銀可被爲仰付候哉、私共存寄申通書上申候、以上。
天和三年十月四日　加州・能州散小物成取立十村連名
右之通御簡略所へ指出候處、此通取立可申旨御算用場より申渡有之候樣子に而、天和四年一ヶ年役銀取立候處、翌年之暮此役銀相止候事。

十月十七日。在鄕鳥見役の帶刀を禁止す。

〔改作所舊記〕

覺

在鄕鳥見　二十二人

右之人々、向後刀帶候儀指止可申旨被仰出候間、被得其意、急度可被申渡候、以上。

癸亥十月十七日　奥村伊豫
前田佐渡
本多安房
奥村壹岐

服部宇右衛門殿
林　十左衛門殿

十一月六日、郡中に斃牛馬あるときは革多に報ずべきを諭す。

〔改作所舊記〕

近年在々所々牛馬たふれ物埋隠、又は海川へ流捨候に付迷惑仕候旨、淺野川革多頭及斷候。御運上銀も上り申儀に候條、向後右斃物有之候者、勿論埋隠、海川に捨不申、有様に敎可申旨、面々組下中へ可申渡候也。

天和三年十一月六日　　林　十左衛門
　　　　　　　　　　　服部宇右衛門

十一月八日、米穀下直にして買入なきを以て米切手を以て借銀・買懸銀の仕拂に宛てしむ。

〔改作所舊記〕

覺

一、御家中並又家中、當年貢米下直に而買人義無之、借銀・買懸銀等拂方之滯に可成事に候。

加州・越中・能州諸給人所々藏宿ゟ預け米、相對を以直段を極、拂銀高に應じ藏宿ゟ米相渡、切手を遣可被遂指引事。

一、侍中商人ゟ渡候米、五斗以上半米取遣可有候。五斗より以下銀子可被相渡候。勿論拂米代銀を以相渡儀、可爲勝手次第事。

一、商人ゟ米渡、切手請取候者、早速中買肝煎五人に申斷、米高印取可置候。印無之米切手商人損米たるべき事。

一、商人互之指引、並質物等入候刻、相對を以米切手取遣可仕候。勿論紛敷米有之候者、給人ゟ申斷、中買肝煎印を爲見屆可申事。

一、所々藏宿中、當收納皆濟仕候者、預り米給人各面々米高帳面記、藏宿方より早速中買肝煎ゟ可出之候。勿論上納除知・米藏敷・賄米等、其外給人指引可有之分は、米高之内を以引、帳面記可申事。

一、藏宿ゟ商人より預り米、切手を以預り狀望候者、米高十石以上預り狀仕替可申事。

一、藏宿へ商人より切手を以米請取節、少分之米高に而も早速可相渡事。

當暮借銀・買懸銀等之儀、町方相對を以、勝手次第米遣候樣御相談相極、所々町方御奉行へも申談候間、別紙覺書遣し候。御支配所中可有御申渡候、以上。

十一月八日

林　十左衛門殿

服部宇右衛門殿

十一月。小松町下代より同地絹判押の扶持銀に關する沿革を上申す。

〔小松舊記〕

一、小松絹判押兩人御扶持銀、一ヶ年四百目充先年何頃より被下候哉、委細書付を取出し可申旨、御紙面之通小松へ申遣候處、町下代兩人方より覺書、判押宮丸屋七兵衛に爲持差越候に付進之候、以上。

十一月十二日　　山崎作左衛門

津田宇右衛門様

山崎半左衛門様

覺

一、寛永五年より、小松出來絹一疋に付三分充判賃銀上り、此時判押人被仰付二人に、御給銀六百目、外に紙墨代百目被下由、則判賃銀代取立始之御紙面寫上申候。

但寛永四年迄者、絹機爲役銀、小松町絹屋中より金子三十五枚上り申處に、絹屋中以之外

困窮仕、同五年に絹機役銀御赦免被成、右判賃銀上り申由。

一、承應三年之頃、右判押人に被下候御給銀減、紙墨代共に二八四百目、只今迄被下來り、御名絹上り申刻、町會所ゟ罷出、善惡見分仕申候。

但其砌町會所ゟ無構、小松町人之取立人相極、直に被爲仰付由に付、御給銀減候由、町會所留帳に無御座候。

右之通、只今判押宮丸屋七兵衛・開發屋八右衛門裁許以前之義に付、承傳候迄に而、樣子不奉存候之旨申候。去共御尋之義も可有御座与、宮丸屋七兵衛罷越候樣に申渡候、以上。

癸亥十一月　　小松町下代　山茂彌兵衛

同　和田甚佐

山崎作左衛門殿

十二月。能美郡北市村次郎兵衛外數人の刑を定む。

〔袖裏雜記〕

能美郡北市村遊民次郎兵衛義、柴を刈嶺よりおとし候處、松木にさはり候付而、一二本伐申候。盗可申所存に而無之樣に申由候へ共、畢竟背御法不屆者御座候。公事場御奉行如言上仕候、ケ樣之もの前々里子に被仰付候間、次郎兵衛義三ケ年計里子に可被仰付候哉と伺。

尤候と御加筆。

加賀郡倉見村與四右衛門弟盗人八助義、方々盗いたし、其上火付之同類に成、所々におゐて火を付候手傳仕候由、大罪之ものに御座候。公事場御奉行如言上、金澤町中引廻し、其以後礫に可被仰付候哉。左候はゞ至來春雪消次第可申付候哉と十二月伺。

此者火付に准じ可申候。かやうの者之例可有之候、可被考出候と御加筆。

浪人原傳兵衛義、養子娘八橋を遊女に仕、方々致徘徊候義、背御法度候いたづらものに御座候。去年日蓮宗清源寺一卷之刻、養子娘と名付遊女を抱置、清源寺出合申候術仕候加助、殺害被仰付候。右傳兵衛義死罪に可被仰付ものと存候。於公事場ためしものに可被仰付候哉。傳兵衛養子娘八橋義、背御法度方々致徘徊故、人每名をも申ならし候ものに御座候。前々ケ樣之ものは御國追放被仰付候條、此ものゝ義も追放可被仰付候哉。

石坂町割場附小者忠兵衛妻ふく・妹ゆき、此二人之もの共我意にまかせ、與田長左衛門と口論仕候へども、對公義へ罪者指而無御座樣に存候。ゆき義は源五兵衛と異名も有之、畢竟彼八橋遊女を置申候故、此二人之女何かと申妨候躰に御座候へば、指而御構可被成程には不存候へども、ゆき事前々方々致徘徊候由に御座候條、旁兩人共に御國追放可被仰付候哉。

浪人小者十內義、遊女を妻に仕候義、何共合點不仕候。其上先主人召仕候女と密通之義、今

般知中躰に御座候。舊惡之義に御座候へば、死罪等には及申間敷候歟。去共其分とも難申存候。御國追放可被仰付哉。

御小將佃半七郎若黨、石坂町に有之奥田長左衛門義、ふく・ゆきと致荷擔、組中と不及相談義、證文に夫々妻女共より印を取寄押、又肝煎共へ不埒成儀申懸、案文等遣候段、公事場御奉行如言上、巧有之仕形も御座候哉。荷擔候儀不屆に御座候間、長左衛門義も御國追放可被仰付哉と伺。

右之趣可然候と御加筆。

先年城尾屋一卷之刻、其町組中之もの共禁籠被仰付置、向後之義堅可申付旨、町御奉行御前へ被召出、段々被仰聞、惣而町人奢不申樣に可申付旨、御直に被仰渡候義、重き御事と奉存候。今度組合頭小左衛門手前之義、八橋をとり仕候も見物仕躰に御座候へば、兼而も可存候へば、其分には難被指置存候。且又肝煎太郎右衛門・六右衛門、常々遊女之樣子者可存處、地子町之義肝煎共不縮に申付候故、度々ケ樣之事出來と存候。公事場御奉行者何とも不申上候へども、小左衛門並肝煎共曲事に可被仰付候哉と伺。

右之者ども其分には難指置事候と御加筆。此伺も十二月日壹岐伺也。

〔袖裏雜記〕

前に記す倉見村與四右衛門弟八助に准可申候。田嶋村九右衛門・目醫師高嶋宗閑、此兩人先年御馬廻多羅尾左内門に立寄、戸びらを押申躰付而、左内せがれ左門事、兩人之内田嶋村九右衛門を捕、於公事場御穿鑿、宗閑をも公事場へ召寄御吟味候處、兩人共に盗人無紛白状いたし候。且又宗閑・九右衛門道具之内につけぎ有之、其時分方々出火有之、兩人火付申候哉と及拷問等候へども、火は付不申由申候へども、付木有之、其上才川百姓町火事之刻、九右衛門・宗閑同類之もの共盗取候諸道具之内、配分は取申由申候。火付候所は落着不仕候へども、右之火付同類之躰、又は火をも付申候哉と穿鑿落着にて、金澤町中引渡、其後九右衛門・宗閑兩人共磔に被仰付候。是に准じ候へば、八助義公事場御奉行如言上、金澤中引渡磔に可被仰付候哉。

石坂町組合頭小左衛門義、遊女八橋をどり仕候をも致見物候へ者、兼而遊女とは存候處、組中しまり等油斷之仕合、組合頭には別而不屆ものに御座候間、御國追放可被仰付候哉。

肝煎太郎右衛門義、八橋を遊女と申義去年より存候處、出入に成、八橋おや分いもの家をうらせ脇へ遣し、且又誓紙をも申付候間、組之もの共に書付調候樣にと申候義、肝煎も仕候もの如此之趣故、遊女地子町に絶不申候と存候間、此兩人家財闕所御國追放可被仰付候哉と、十二月七日申上候。

其添紙面に、八助事例も有之候間はり付尤候。其外落着之品、いかにも可然存候と御加筆。

〔袖裏雜記〕

日蓮宗道心坊主道性義、爲出家女犯之罪、其上盜人大罪至極に御座候。公事場御奉行如言上、前々ヶ樣之もの磔に被仰付候。道性義も磔に可被仰付候哉。今程はやもめみつ義、夫有之處出家道性と婬亂重罪之ものに御座候間、殺害可被仰付候哉。傘屋五郎兵衞二番目之娘きち義、公事場御奉行落着不及言上候へ共、右道性母養子に仕置、道性妹之義に候處、道性と淫亂有之義非人倫候。其分にて難被指置奉存候。きち義則に可被仰付候哉と、十二月日壹岐伺。

右之通可然存候と御加筆。

〔袖裏雜記〕

上堤町柄卷屋次兵衞手前穿鑿之義に付、公事場御奉行奉得御内意候書付致披論候。前田備後家來音曲師召連、大勢次兵衞方へ罷越由。此義は兼而取沙汰も承申候。音曲師と申候はをどり子の類にて、侍方にやどをも仕、方々しのび〳〵召寄申由に御座候。連年法度之儀に御座候へ共、何と仕候而も止兼申候義笑止に奉存候。十月廿日之晩次兵衞方に、前田備後家來深川與三左衞門と申者、伴之者共召連、大勢押懸罷越候事御法度之義、御城下と申、通り筋之町屋にて上をも不憚仕合、狼藉千萬不屆に奉存候。此一卷迄にて事濟申儀候はゞ、急度御穿

鑿被仰付、落着急度被仰付可然樣に奉存候へども、右に記申候通、御家中方々ゟ呼申由承候へば、御穿鑿被成かゝり、歷々或有之刻如何可有御座候哉。此義私式及存念不申候。次兵衞義は連年御法度之義之宿仕候間、是は先曲事に可被仰付ものと奉存候。其外之義は、公事場御横目委曲承屆言上之儀被聞召上、其上にて御穿鑿之義可被仰出候哉と、十二月日壹岐申上候處、か樣之せんさくは少時節はやく候。彼次兵衞手前、横目共吟味之上殺害可然候と御加筆。御請替品無之。

是歲。越前敦賀永嚴寺の耕雲長老天德院に入り住す。

〔袖裏雜記〕

天和三癸亥年金澤天德院三世之牌之義付、水戶天德寺存念之趣留帳

此帳之趣は天德院龍睡後住に、美濃加納全久院湛元長老可願內存之處、天德寺月坡は、龍睡住職以前天德院へ入院暫在住に而、天德寺へ住職と見え、月坡は龍睡之弟子と見ゆ。依之龍睡之嗣法を被願候而、龍睡三世と成候而は、月坡法嗣絕候付而之存念と見ゆ。右之趣、段々月坡より江戶詰合寺社奉行不破彥三迄被申、龍睡へ之紙面も被出、夫々達御聽、畢竟湛元を省き、越前敦賀永嚴寺耕雲長老被願、願之通被仰付、無事故相濟候趣也。

貞享元年

正月朔日。前田綱紀前名綱利を改む。

〔參議公年表〕

天和四年正月朔日綱利公御實名及御判御改替被爲成、奉號綱紀公。

〔前田家雜錄〕

天和四年正月朔日綱紀と御實名御改也。天和四年に貞享元年と改元也。

一正月十六日。初めて御扶持人及び十村に白銀を與ふ。

〔塩生氏覺書〕

御國扶持人十村正月十六日拜領銀之初り

一、天和四歳御領國御扶持人・十村白銀三枚宛、郡一番者濟は紬二反宛被下候事。但正月十六日也。

正月。大聖寺侯の世嗣前田利直名を內記と改め、加賀藩の內記を通稱とする者皆之を改む。

〔參議公年表〕

此月大正持大學主被改內記に依て、御家中號內記人々改名。中村惣右衛門・津田求馬・近藤三郎左衛門・今枝民部等也。

二月朔日。領内の御持扶人及び十村をして誓詞を上らしむ。

〔垣生氏覺書〕

一、十村誓詞は天和四歲二月朔日一統被仰付候。手代誓詞も此年留帳に有之。

〔眞館諸書物留〕

敬白天罰靈社上卷起請文前書

一、奉對御公儀、毛頭御後闇儀仕間鋪候。御爲大事に奉存、諸事情を出し裁許仕、百姓費成儀無之、成立候樣に常々心懸可申御事。

一、每年改作之仕立、村々百姓一人〳〵手前承屆、夫々致勘辨、其年之作方ってまへつに不罷成樣に、無油斷裁許可仕御事。

附り、應其所々、かせぎ等隨分情に入候樣に可申付候。

一、至夏中田畠草修理念を入可申付候。或は水廻し惡、或はこえ行屆き不申、立毛痛、不出來に相見え申時分は、其所に暫付居候而、水を茂廻し、打こえ其外手入致させ、作りおとり無之樣裁許可仕御事。

誠情は精誠

一、至秋稻かゝり付前より、村々作り物取散し、猥に不罷成樣に縮之儀、油斷仕間敷候。惣而百姓人々所持之田畠能作り立、常々妻子共致艱難、相續候樣に可仕御事。

一、不作之刻見立申上候在々、且又檢地斷之村々之儀、誠情吟味仕、其御郡中に而輕重引くらべ、又は其村之躰相考、至極之所を以御斷可申上御事。

一、被仰渡候儀、物每油斷不仕、不依何事御尋被成候儀、有樣に申上、十村仲間之儀者不及申上る、小百姓迄も惡敷事申合、御公儀を掠申儀御座候者、即時に有躰可申上御事。

一、百姓中御斷申上候儀、自今遂吟味、依怙贔負なく、少茂僞り申上間鋪御事。

附、御用之義手代まかせに仕間鋪候。

かぎなひは使役の義

一、諸事御用之義、かぎなひ申覺悟仕間鋪御事。

附り、おごりたる儀、其外自分の手廻として貸借、聊仕間鋪候。勿論鍬米之外、不依何に打物仕取申間鋪候。

一、人々組下、並廻り口百姓共之內、合力貸物は格別之儀に而御座候。勿論利足取申間敷、介抱之爲貸申物之義御座候得ば、取立候刻も無理成取立仕間敷事。

一、村々草高・小物成・人馬等、惣而員數都合、並御隱密がましき儀、雖爲親子兄弟沙汰仕間鋪御事。

一、百姓中より不依何禮物、酒肴に而も自身に取申儀は不及申上、妻子に至迄請申間敷御事。
一、村廻並御用に付所々ね罷越候刻、裁許之下より人馬爲出、百姓費申儀仕間鋪候。但御定之駄賃を出雇申儀は各別に候。惣而末々に而不依何、馳走がましき儀聊受申間鋪候御事。
一、此連判之內、百姓對利錢手廻、其外惡敷事御座候はゞ、見聞次第即刻有樣可申上御事。
一、大百姓迄之儀に而は無御座候。組下に罷在獵師・頭振等に至る迄同前之御事。
右之條々於相背に者、忝茂左に申降神罰靈罰可罷蒙者也。
天和四年二月朔日　三ヶ國御扶持人十村・子供　連判

二月廿四日。金澤町に近接する郡中の十村等百姓地に帶刀の奉公人を住居せしめざることを誓ふ。

〔改作所舊記〕
一、寛文六年より以來、金澤廻り百姓相對を以家爲作置申分、向後刀指奉公人に家爲貢申間敷候。
一、小商・ざる振躰之者家、刀指奉公人に貢不申樣可申付候。
一、小商・ざる振躰之者身体をかへ、刀指奉公人になり申候はゞ請地に置申間敷候。
一、御觸以前より罷在刀指奉公人之分は、重而奉公人に家爲貢申間敷候。其上せがれに而も、

奉公人に罷成申候はゞ置申間敷候。
右之通向後急度相守、違背不仕候樣に可申付候、以上。

天和四年二月廿四日

御所村　長　次　郎
田井村　次　郎　吉
押野村　太郎右衛門

三月十一日、先に貞享と改元せられたることを領内に布告す。

貞享の改元は二月廿一日に在り

〔參議公年表〕

今度改元貞享之旨、先月廿八日於殿中に被仰渡候條、此儀御領國中ゟ相觸可申旨、拙子共ゟ以御書被仰出候條、被得其意、組中ゟ可被申觸候、恐々謹言。

三月十一日

前　田　佐　渡
奥　村　伊　豫
本　多　安　房

春。寺院の百姓請地内に俗家を構ふるものを調査し、その屋敷地を村方に返還せしむ。

〔改作所舊記〕

天和四年春惣而寺請地に俗家建置候分しらべ有之、其一件御年寄衆に達之上、是迄有之家之分、屋敷地は寺方より村々へ取上げ、家は其儘に而御郡支配に成、十村裁許仕候事に相成、此時之僉議改作所より取唹有之候躰、舊記相見え候事。

本文禁止の令は天和三年六月に出だせり

四月七日。前田綱紀就封の暇を受く。

本文四月七日の日記に在り

〔御日記〕

一、御暇左之通

一、白銀千枚・時服百　松平加賀守

右上使を以戸田山城守國元へ御暇、右之通拜領有之、爲御禮登城御目見、御鷹之雁鴨一居・御馬二匹拜領之。

一、松平加賀守家來御暇。

一、時服五・羽織　奥村壹岐

四月十三日。領内の陰陽師を調査せしむ。

〔國事雜抄〕

御領國中陰陽師人數遂穿鑿、銘々姓名書付、其内頭立候もの一兩輩、於京都土御門兵部少輔殿迄罷上候樣に被成度旨に候間、此趣御領國中相觸可申由被仰出候條、被得其意、支配中委

細被遂吟味、先樣子可被申聞候。頭立候もの京都へ參候義は、追而可致指圖候、恐々謹言。

子四月十三日

奥村伊豫

前田佐渡

本田安房

富田治部左衛門殿

不破彦三殿

〔岡部氏御用方〕

一、陰陽師といふは博士之事候。世俗にうらやさんといふ者之内、はかせの家にて候哉、可被相尋事。

一、他國より罷越候者之義にては無之候。但御領國に居住仕、妻子等を持申者は、他國ものにても可被書上事。

一、出家・山伏之内にもうらかた・判はんじなどいたすものゝ内にも、はかせより傳授いたし、其身も其藝之事には、はかせ与名乘候類も有之候はゞ可被書上事、以上。

御領國中在々に而、新法ヶ間敷作法無之樣銘々より申觸候得ども、彌以少に而も常不見馴宗旨之作法有之か、又は法義を諍、人集抔仕者候はゞ、早々申斷候樣御支配所中へ急度可有御

申觸候、以上。

四月十八日　　　　御算用場

渡邊源兵衛殿

伴七兵衛殿

四月廿一日。幕府の命により徳川氏先代より與へられたる判物及び領地目錄の副本を上つる。

〔葛卷昌興日記〕

四月廿一日。先頃土屋相模守殿・本多淡路守殿より被仰觸、御先代御判之物並御領地御目錄各寫を被副、今日淡路守殿へ被遣之、御使菊池彌八郎武康(着熨斗目上下)伴源兵衛同相具云々。

四月廿五日。幕府の命により徳川氏先代より上りたる感狀の副本を上つる。

〔葛卷昌興日記〕

四月廿五日。去頃阿部豐後守殿・堀田下總守殿より被仰渡候御先代御感狀等、御家中に所持候分先頃到來、昨日土師淸太夫奉而右寫之出來付、今日以御使右之寫一箱に入、御目六を添

られ御封、阿部殿へ被遣之。御本紙は重而御左右次第可被差上之旨云々。於豐後殿御領收云々。件御目錄之書樣。

覺

權現樣御書之寫十一通

内

三通　御宛所　中村伯耆守　家來中村逸角所持

一通　御宛所　松平越後守　家來堀右京所持

一通　御宛所　不破彥三　家來不破彥三所持

三通　御宛所　不破源六　家來不破源六所持

一通　御宛所　不破源六　家來不破勘七所持

一通　御宛所　不破源六親類中　同人所持

一通　御宛所　高橋新平　家來高橋九左衞門所持

台德院樣御書之寫四通

内

一通　御宛所　松平伯耆守　家來中村逸角所持

一通　御宛所　松平吉五郎　家來堀右京所持
一通　御宛所　松平越後守　同人所持
一通　御宛所　平岡石見守　家來小堀左京所持

以上

右御本紙者奥村壹岐封にて可差置候事。可被献之旨申來候はゞ、則其節可上候旨被仰付置旨に而、壹岐封之儘可指上之旨云々。

〔甲子聞書〕

一、天和四年春御當家御系圖林春常・木下順庵に被仰付、阿部豐後守正武・堀田下總守正經奉之、觸諸國、御書・御感狀・御褒美等を被下たる中傳いひ傳などあらば、可申上よし國主郡主に被達て、所持之者は主君迄上之、それを寫して公儀へ被上、追而の上意次第に本紙を被上筈とぞ。

御當家は德川氏

四月廿六日。前田綱紀江戸を發す。

〔政隣記〕

一、四月七日御暇上使、同日御登城、奥村壹岐御目見等夫々如御例。同廿六日御發駕。

四月。領内の草高を十村組別に調査す。

〔貞享元年四月在高改極り高目錄〕

加賀國

能美郡

一、一萬七千三百二十一石七斗一升　八日市組

一、二千九百六十八石　河原山組

一、七千七百四十八石　金平組

一、一萬八千六百七十三石四斗一升　寺井組

一、四千四百七十四石九斗八升　二曲組

一、一萬六千五百五十三石六斗七升　土室組

一、七千四百九十九石三斗九升　荒谷組

一、一萬七千五百四十一石八斗九升　犬丸組

一、一萬五千三百十三石　埴田組

一、六千九百三十一石　瀬領組

一、六百三十六石四斗五升　湊

〆十一萬五千六百六十一石五升、内四十二石七斗九升　鬮り免

石川郡

一、二萬九千七百五十七石六斗　村井組
一、一萬六千七百五十三石一升　田井組
一、二萬二千百三石二斗一升　熱野組
一、二萬四千三百十二石九斗一升　野々市組
一、二萬六千百六十石五斗九升　押野組
一、二萬二千八百七十九石一斗七升　淵上組
一、二萬七千八百三十石二斗五升　福留組
一、三千八百三十八石七斗六升　吉野組
一、二千八百五十七石　劒村組
一、五百七十五石　本吉
一、二千百十三石　松任
一、九百三石　宮腰
〆十八萬八十三石五斗、内千一石五斗四升　圖り免

加賀郡

一、一萬八千四百六十五石六斗二升　御所組
一、一萬三千二十六石一斗九升　北中條組
一、一萬八千六百六十三石六斗三升　田嶋組
一、一萬二千三百六十七石八升　南中條組
一、二萬千八百五十四石九斗五升　大熊組
一、四百三十六石八斗三升　高松組
〆八萬四千八百十四石三斗、内二千四百八十一石二斗八升　圖り免
都合三十八萬五百五十九石三斗、内三千五百二十五石六斗一升　圖り免
（付札）殘而三十七萬七千三十三石六斗九升

〔貞享元年四月在高改究り高目六〕

能登國

羽咋郡

一、二萬三千五百五十六石　河原組
一、二萬三千五百一石七斗六升　千代町組
内百三十一石六斗三升　圖り免

一、一萬七千八百八十四石六斗九升　堀松組

一、一萬七千百四十九石六斗五升　相神組

一、三千七百二十三石六斗五升　熊木組

〆八萬五千八百十五石七斗五升、內百三十一石六斗三升　圖り免

能登郡

一、八千百五石五斗一升　熊木組

一、一萬二千六百三十五石八斗九升　武部組

一、一萬四千百六十三石九斗七升　鰀目組

一、一萬二千八百九十四石九斗五升　能登部組

一、八千八百五十三石一斗六升　笠師組

一、一萬四千七百九十一石　芹川組

一、一萬千九百十四石八斗八升　高田組

〆八萬三千三百五十九石三斗六升

鳳至郡

一、六千六十二石八斗一升　粟藏組

一、九千百六十石　宇出津組
一、五千九百四石　中居組
一、一萬二十三石　山岸組
一、五千九百六十七石　劒地組
一、五千九百八十九石　道下組
一、六千二百四十五石　大澤組
一、八千五百十石　鵜川組
〆五萬七千八百六十石八斗一升　珠洲郡

珠洲郡

一、二千三百四十八石　粟藏組
一、一萬千五百八十六石　高屋組
一、九千三百九十九石　松波組
一、八千六百六石　鳥越組
〆三萬千九百三十九石

合二十五萬八千九百七十四石九斗二升、内百三十一石六斗六升　圖り免

（付札）　殘而二十五萬八千八百四十三石二斗九升

〔貞享元年四月在高改究り高目錄〕

覺

越中國

礪波郡

一、二萬九千九百八十二石二斗四升　　福光組

一、三萬二千百五十三石一斗八升　　埴生組

一、二萬四千五百十八石二斗五升　　大西組

一、三萬四千六百三十七石三斗七升　　三清組

一、三萬五千百七十九石四斗五升　　金屋本郷組

一、二萬七百八十四石一斗九升　　大瀧組

一、三萬千七百三十七石　　内嶋組

一、二萬八千三百三十六石五斗七升　　本保組

一、三千五十六石八斗六升　　祖山組

一、二千八百七石九斗　　下梨組

一、三百九石　今石動町

一、二百七十九石　城ヶ端町

〆二十四萬三千七百八十一石一升、外七斗五升村々にてはね捨高、内二千六百九十五石一斗九升　圖り免

射水郡

一、二萬九千三百七十九石七斗　横田組

一、二萬四千六十七石二斗一升　島組

一、三萬三千三百二十八石四斗三升　大白石組

一、二萬五千二百三十三石五斗六升　下條組

一、一萬四千七百七十五石三斗　佛生寺組

一、一萬八千四百六十一石一斗五升　加納組

一、一萬九千九百二十六石七斗六升　五十里組

一、二百六十五石　氷見町組

〆十六萬五千四百三十七石一斗一升、外一斗四升村々にてはね捨高、内四百九十七石八斗五升　圖り免

新川郡

一、一萬九千十三石五斗一升　宮津組
一、一萬八千五百五十八石二斗三升　三日市組
一、一萬五千八百九十四石八升　新庄組
一、一萬六千四百七十八石五斗一升　正印組
一、一萬五千九百十二石　町袋組
一、二萬二千七十九石二斗七升　殿村組
一、一萬六千百八十六石　神田組
一、一萬六千三百三十九石　青出組
一、一萬三千六百六十六石　入膳組
一、一萬三千九百四十一石　佛生寺組
一、一萬七千百五石四斗九升　文珠寺組
一、一萬六千九百三十四石四斗三升　寺町組
一、一萬八千三百四十六石四斗一升　黑崎組
〆二十一萬八千六百五十三石九斗三升、内千九百石七斗八升　圖り免

合六十二萬七千八百七十二石五升、内五千九十三石八斗二升　圓り免
（付札）　殘而六十二萬二千七百七十八石二斗三升

五月九日。前田綱紀金澤に着す。

〔參議公年表〕
一、九日卯剋金澤御着城。

〔政隣記〕
五月七日御歸城、同日御寺方へ御參詣。

七日とするは非なるべし

五月十日。大聖寺侯前田利明就封の暇を受く。

〔御日記〕
御暇左之通並拝領物
一、時服二十・御馬一匹　松平飛驒守

本文五月十日の日記に在り

五月十日。諸士の頭分をして常に肩衣を着けしめ、又猥に提灯・幕等に梅鉢の紋を用ふるを禁ず。

〔袖裏雜記〕

覺

一、公儀其外江戸表勤之事。前々者年寄中主付相勤候へども、事多仕置に取まじへ、心ならず不念も可有之候哉。然者向後在江戸之通、用人共相勤之、若見落候義、不存付事等、年寄中令助言、難心得義者用人より遮而可爲相談候。但可窺儀者各別之事。

一、十年許以前、年寄中初登城之諸頭、向後可爲上下哉之旨相窺候へ共、其節者不及沙汰打過候。此段尤儀に存候間、自今以後頭分以上者、裏付又者戻子之肩衣可着仕候。八ッ以後之義者不及肩衣事。

一、當地に而他出之時分、町同心先達候事如何に候。最前に所々縮申付之、便宜之所に蹲踞仕可罷在事。

一、城中所々番所及役所等、梅ばちの紋有之幕用候儀不可然候。向後可爲無用候。追而番所之格等相定候迄之內、幕無之而不叶時分者、何にても樣子替たるを兼而令用意可相渡事。

附、梅ばちの紋有之幕、何方に渡置候共、來年中不殘取揚可指上事。

一、於當地も梅ばちの紋有之挑灯、猥に不可用候。用人中令吟味、速々取放可申事。

子五月十日

〔續漸得雜記〕

年寄本のまゝ

一、御家中頭分の面々、常肩衣を着る事、貞享元年五月十日より被仰出着用する也。其砌は晝八時迄着用、八つ打候得ば肩衣取候也。いつの頃よりか、八つ過候ても着用せねばならぬ様に成也。其以前年寄袴迄也と。葭田内膳話。

六月八日。赤尾助左衛門に命じその草履取三内を斬に處せしむ。

〔袖裏雜記〕

赤尾助左衛門馬捕仁右衛門、草履取三内、今朝中分仕仁右衛門を當座に切殺申候。三内義助左衛門勝手次第殺害可仕旨可申渡候哉と、六月八日伊豫等伺、勝手次第斬罪尤候と御加筆。

六月九日。鷹匠清水傳左衛門誤りて藩侯の鷹を殺したるを以て改易とすべきを命ず。

〔袖裏雜記〕

一、清水傳左衛門預之御鷂嘴爪、木田新左衛門仕候刻、傳左衛門御鷹を抱有之、胴をしめ、きぬ下に而爲殞候事不調法千萬、兎角鷹匠之上には御座有間敷仕形に候。依之御改易被仰付候事。

右之通御改易之事に候條、御領國中住居不仕様に急度可申渡候。富山・大聖寺には蟄居仕候

共、飛驒守樣・大藏大輔樣へは御奉公仕間敷候。萬一相背之、已後於露顯は、其身は勿論、一類中迄可爲越度候。此趣申聞、傳左衞門並一類中紙面取置可申事。

木田新左衞門義、右傳左衞門預之御鷂、何之辨もなく嘴爪仕候哉、兼而不見付段不調法之仕合に候。依之蟄居被仰付候事。

右之通甲子六月九日大平源右衞門・丹羽惣兵衞御次へ召寄、伊豫・玄蕃・兵部列座、兵部申渡之。

六月十二日。旱天なるを以て用水の分配に注意せしむ。

〔司農典〕

頃天氣能候間、打續可爲日照与察申候。就夫田地水不足之所可有之候條、如例其組々十村共罷出、依怙贔負無之水割符可申付候。無組御扶持人之儀は、水申分有之刻、双方聞届宜批判可仕候。萬一田地日損に成候はゞ、用水本末一統に日損仕候樣相心得可申候。日損所有無片落成儀有之候はゞ、於以後十村・御扶持人可爲越度候。勿論非肝煎之儀は、無油斷相勤、水出入無之樣可仕旨可申渡候。十村・御扶持人或は非肝煎ゟ相斷不申、直に用水口ゟ罷越、水出入仕候はゞ、肝煎・組合頭不屆に候條、是又兼而急度可申付候、以上。

六月十二日　　　　毛利又太夫等九人

六月二十日。加賀藩駒込邸の一部を幕府の屋敷奉行に交付す。

〔葛卷昌興日記〕

七月二日。去年平尾御屋鋪北之方御替地として、於駒込被差上御屋鋪、去る廿日御屋鋪奉行大久保甚右衛門殿・田中孫十郎殿御書御請留之由。此節菊池彌八郎・戸田與市郎等參出候旨、則委細兩人方より先日注進之云々。

六月廿七日。金谷殿内に新たに文庫を造らしむ。

〔葛卷昌興日記〕

天和四年六月廿七日金谷屋鋪に、今一御文庫可被仰付候。是は表御納戸方古筆御書物等爲可被入なり。仲の奉行人並御作事奉行・三十人頭立合、其地を見立可致言上旨、昨日被仰出、今朝玄蕃・兵部に申渡之。當時は御文庫五有之。是は皆御書物奉行預なり。

六月廿八日。幕府に提出すべき高辻帳に倣ひ郡別の折本を作らしむ。

〔葛卷昌興日記〕

貞享元年六月廿八日天晴。

去廿日に被仰出申候、今度高辻帳御調進、此次而に加能越を各國分・郡分に致、村々を記、尤

其村之高並十村は誰支配なとゝ記之、且又村之名悉加點、小き折本に可調進。但假令本高・新田等、其村之持高と相違有之とも、其儀不及改、今般被差上高辻帳之表を寫候樣に相心得可調之。此旨津田宇右衞門に可申渡旨、玄蕃・兵部に可申聞旨也。仍其砌申渡。今日先試に一折計充調之、相伺候處、一段可然旨被仰下也。

六月廿八日。梅鉢又は菊菱の紋を附したる幕・提灯を作ることを禁ず。

〔葛卷昌興日記〕

六月廿九日。前々より御紋之御幕、或御城內御番所、或所々御旅館等に散在之儀、甚不叶御意。仍不殘可召上旨去比被仰出、御用人井上勘左衞門・和田小右衞門奉候而悉皆取集之、一昨廿七日より上之。予申次之。都而向後梅ばち又は菊菱等之御紋付之御幕仕立申儀、御書出於不被成下は堅其沙汰御停止也。若令違失者急度可被聞召屆之由、會所御奉行・御細工奉行等に可申渡旨、昨日被仰出。今朝井上勘左衞門に申渡之。凡御幕は御旗と對之物也。然を猥に仕置候條、頗無穿鑿之旨被仰出云々。

七月六日。十村等鷹場に關する沿革を上申す。

〔應事通載〕

覺

二年とある
は同年の誤
なるべし

一、萬治二年淺野川を限、宮腰を境、北之方御鷹場に被仰出、則鳥役銀同年より御赦免被爲成候。
一、寛文三年十月御鷹場之外に而も、鶴・白鳥取間敷旨被仰出候。
一、寛文四年宮腰道を切、上口は手取川、能美郡之内中島迄、二年より鳥役銀御赦免被爲成候。但中村川より手取川南は中島之内、御家中御鷹場之由承申候。然共御役銀一統同年より御赦免被爲成候。
一、上口は寛文七年正月、重而劔村を限、松任中村川を境、掠部村迄御鷹場被仰出、同年二月右御境之松御植させ被爲成候。
一、金澤より三里四方、小鷹並天のあみ御停止之旨、重而寛文五年八月被仰渡候。
右石川郡並能美郡之内中島之分、御鷹場之義被仰出候御觸之趣寫上申候、以上。

子七月六日

御供田村　又三郎
田井村　次郎吉
寺井村　武兵衛
土室村　平右衛門

御算用場様

一　七月十日。石川郡の十村等、諸士の放鷹する場所に關して上申す。

〔聽事通載〕

一、石川郡小立野は、上清水山之峯より末村迄は山之根を境、山手之方並末村より才川山奥、御家中之鷹參申候。
一、同郡田井村よりは淺野川山奥、御家中之鷹參申候。
一、同郡野田村峯より山奥之方、御家中之鷹參申候。
一、同郡劔往還道は山ぎわより山之內、御家中之鷹折々參申候。
一、同郡劔村より山奥、先年より鳥殺生御停止之處無御座候得共、御家中之鷹參不申候。但右五ヶ所は先年より鳥役銀上不申候。
一、同郡里方は跡々鳥役銀上り申候處、萬治二年宮腰道を限淺野川迄、濱手之方不殘御鷹場に被仰付、同年より鳥役銀御赦免被爲成候。其後寛文四年より鳥役銀、石川郡一統に不殘御赦免被爲成候。只今鳥役上不申候。
一、上口は中村用水を際境、手取川を限、每年十月朔日より翌年三月晦日迄御家中之鷹且而參不申候。四月朔日より九月晦日迄御家中之鷹參申候。其上御家中御侍樣並御餌指、指竿又は天のあみに而小鳥御取被成候由に御座候。百姓之內右之品々に而鳥殺生仕者無御座候。

一、松任より一里計上口、宮丸村頭振之内與兵衛・兵五郎と申者、親代より殺生人に而、先年は御役銀差上、網に而鳥殺生仕候處に、寛文四年御郡一統鳥役銀御赦免被爲成候に付、其以後より餌指仕、御鷹場中村川之外より手取川迄之内に而、指竿並小鳥あみをはり、かまへ鳥仕、小鳥を取、御家中之鷹付餌に賣申由。但毎年十月朔日より明る三月晦日迄は、手取川より南能美郡に參り、右品々に而小鳥を取賣由申上候。右兩人口上書別紙に上申候。右御家中之鷹參り申所々、肝煎共中上候通書上申候、以上。

貞享元年七月十日

御供田村　又三郎

福留村　間兵衛

田井村　次郎吉

熱野村　少兵衛

野々市村　吉兵衛

村井村　與兵衛

押野村　太郎左衛門

淵上村　源六

御算用場様

七月十七日、定番御馬廻組河北次郎八淚人藤本傳七と爭ひ共に死す。

〔參議公年表〕

七月十七日河北次郎八三の丶四十石、定番馬廻組、實小左衞門子、伯父彌左衞門養子となる、實兄十郎兵衞と一處居住与、牢人藤本傳七喧嘩、傳七は當座に死す。次郎八深手を負、御僉議の上、傳七仕形不屆に付、次郎八義無御構、養生可仕旨有命と云へども、翌日死す。

七月二十日、能登に於ける土方伊賀守雄隆の所領幕府の沒收する所となる。

徳川實紀には二十一日とし藩翰譜には二十二日とせり

〔越登加三州志〕

貞享元年甲子延寶九年より四ヶ年也。七月二十日一作廿二日本家伊賀守家督嗣續の陰姦發覺に及び、伊賀守實子なきゆゑ弟林助之進を養子とせんことを官へ願て、未だ官命下らざるに、兄土方刑部の子内匠を嗣子とせんことを謀り、助之進をば病者と稱し、向の願を變ぜんとす。因て密に助之進訴へ事敗れぬ。此起本は家臣河合圖書・阿部長藏・其子淺右衞門・長之助等四人の所爲にて彼等殺害せられ、伊賀守は榊原虎之助へ、助之進は藤堂佐渡守へ、刑部は松平遠江守へ預けられ、内匠は八丈島へ流刑也。嚴有大君より伊賀守の所領奥州岩城一萬石、此二萬石は雄久の二男掃部頭雄重、大坂前後の戰に首八獻る賞に、元和八年九月二十八日將軍より岩城にて五千石加增也。依て奥州にて一萬石、能州にて一萬石、凡て二萬石と藩翰譜にあり。是を以て考れば、雄久の代より岩城に五千石の領知あるか。然れども雄久慶長四年流刑たる後は領知なし。同五年關原役後神君より岩城にて五千石、瑞龍公より能州一萬石分與か。左あれば合せ一萬五千石也。又藩翰譜の一說には伊勢にて一萬石、加賀の利長より一萬石と有て、紛々不分明。並に能州九千石六十一村九千石は民部の千石分除きし數也。但し村に減數なきは、初め民部へ千石の地七村分るといへども、羽咋郡太田村を省て中山村を加へ、西町村は双方へ分れ、鹿島郡

武州岩槻とするは非なり

にては庵村の分邑小栗村、槇山村、清水平村、柑子山村、外林村を立て、民部領地となし、本村の名欠ることなきゆゑなり。沒收せられ、土方本家は勘兵衛・掃部、河内守・伊賀守と四世、能州の内を領せること七十九年間と云。是卽ち慶長十一年より貞享元年まで也。但土方民部並に土方長十郎知行所は依然たり。同八月右領地を受取らんがため、山中喜兵衛御勘定組頭 竹村九郎右衛門平御勘定役 井狩十助江州御代官 來り、渡邊源兵衛・伴七兵衛此方郡奉行・毛利又太夫・小塚善左衛門改作奉行等と相會して、後井狩之に監たり。是より鹿島郡下村に陣屋を建て、茲に來り常に手代を置なり。

〔德川實紀〕

七月廿一日、この日武州岩槻城主土方伊賀守雄隆、封地一萬八千石沒入せられ、越後の村上に配流し、榊原虎之助政邦にあづけらる。これは伊賀守雄隆子なかりしゆゑ、去年就封のとき、弟助進貞辰を養子とせむとこときこえ上置たり。しかるに家司河合圖書・阿倍長藏といへるものこれをいなみ、家人等黨をむすび、伊賀守雄隆が兄刑部雄信が子内匠某を嗣子とせんことをすゝめしに、雄隆忽に初の心を變じ、内匠某を嗣子とせむとて、こゝし召具して參府せしかば、在府の家人等又異議區々にておだやかならず。助進貞辰も鬱悶にたへず、訴狀を大目付にさゝげ、其身は寬永寺に蟄居して上裁をまつにより、かの一族家人どもことごとく評定所に召れ、日をつらね僉議ありしに、雄隆兼てはからひよからず、家人を鎭むることあたはざるをもてかく罪せられき。さて貞辰は藤堂佐渡守高通にあづけられ、内匠は八丈島に流さる。河合・阿倍の兩人は、結黨して家中騷動させたればとて、溝口信濃守重雄が宅にて自殺

せしめられ、阿倍が子二人も小出備前守英安がもとにて同じく死を賜へり。この雄隆は故河内守雄次が二子なり。兄は刑部雄信多病なりしかば嗣子となり、延寶七年十一月廿七日父が致仕せし日家つぎ、弟民部雄賀に二千石を頒ち、其とし十二月廿八日叙爵して山城守と稱し、後に伊賀守に改め、今日罪蒙り、元祿四年六月十二日五十一歳にてうせたり。

〔混見摘寫〕

一、貞享甲子今年土方伊賀守、于時二萬石、居住奥州岩城也。七月廿二日榊原虎之助に御預け、土方刑部伊賀守兄松平遠江守ゟ御預、林助之進伊賀守弟藤堂佐渡守へ御預、土方内匠刑部子八丈嶋へ流罪、伊賀守家來河合圖書・阿部長藏並長藏せがれ阿部淺右衛門・辰之助切腹被仰付。子細は林助之進を伊賀守養子に仕る談合にて、助之進病氣に成候躰に仕なし申談を助之進承り、公儀ゟ訴訟申よし也。右談合は家來圖書長藏与申合由也。土方伊賀守殿領分能州一萬石被召上候。江戸御代官來り、領分一々改被請取之。

〔萬卷昌興日記〕

七月廿九日。江戸より飛脚到來、土方伊賀守殿儀領分仕置惡鋪、今度養子之儀に付家中騷動、此段不屆被思召旨被仰渡、領分被召上、榊原虎之助殿ゟ被召預云々。家老河合圖書・阿部長藏切腹被仰付之由、土方内匠殿は八丈嶋へ遠流云々。伊賀守二萬石之内能州に一萬石有之。

竹中は竹村か

〔葛巻昌興日記〕

九月六日。今度土方伊賀守殿領分就被召上、彼地改として御代官猪狩十助殿・御勘定組頭竹村九郎右衞門殿・御勘定衆山中喜兵衞殿御越也。仍之猪狩殿松任御一宿之節、竹中殿被申は、小松御旅宿之時分、以御使者三種被遣候云々。但御進物は御受用無之由。右三人之衆今日當地御通之由也。但猪狩殿は朝御通之由也。

〔加越能御繪圖覺書〕

貞享元子年土方伊賀守殿上り知、井狩十助殿御代官被仰付。（土方氏四年之間被領之年數七拾九ヶ年に而沒收）

一、御代官貞享元子年より元祿二巳の年迄六ヶ年之間　井狩十助殿
一、御代官元祿二巳春より同十月迄　金丸又左衞門殿
一、御地頭元祿二巳年十月より同亥の年夏迄七ヶ年之間　鳥居播磨守殿
一、御代官同八亥の夏より子の年夏迄二ヶ年之間　古郡文右衞門殿
一、御代官同九子の夏より同寅年八月迄三ヶ年之間　宍倉與兵衞殿
一、御地頭同十一寅十一月より同辰十一月迄三ヶ年之間　水野隱岐守殿
一、御代官同十三辰十二月より正德三巳の年八月迄十四ヶ年之間　古郡文右衞門殿
一、御代官同三巳八月より午の年三月迄二ヶ年之間　金丸四郎兵衞殿

一、御代官同四三月より七月迄小泉市太夫殿　　窪島作右衛門殿

一、御代官同午の八月より享保七寅年九月迄九ヶ年之間　　日野小左衛門殿

享保六丑年高一萬四千二十一石八斗四升三合八勺と云々。

一、御預所同七寅年九月より。御預地奉行横山中務、御用懸り菊田逸角・山岸七郎兵衛。

預所は幕府領を加賀藩に預けたるなり

七月廿七日。幕府に提出すべき領内の高辻帳成る。

〔可観小説〕

一、御領國高辻帳出來、本多安房・前田佐渡・奥村壹岐・奥村伊豫連判に加印、充所は本多淡路守殿・牧野因幡守殿也。日付は七月廿七日也。右目錄月日の下に御名並御書判・御印章、繼目にも御印也。御花押之上、印章之處土師正庸へ御尋之所、久保故吉右衛門正之被申候は花押の右の肩宜敷旨也。當時花押之下に押者も有之候。是は不可然旨承候旨、言上候。此説雖不足御信用、高辻帳に既に安房以下判印、皆以土師申通に仕候。因玆右之所に被押也。江府老中寺社奉行中皆此通之旨也。御疑は中華之印を押候所は、或は稱號之下、或は左之方也。右之肩に押義は終に無之候。本朝之古案等には、印判有之證無之候由被仰出候。

八月廿五日。馬廻組の士粟田久右衛門他人の知行米を賣りたるを以て、能登島に流さる。

二重賣の罪科とするは非なり

一統は一等か

〔參議公年表〕

六月十六日粟田久右衞門(二百石、馬廻)前田左京孝經へ被預、於水原淸左衞門重保(組頭)宅、野村與三兵衞重德(頭)・半田權佐秀政(御横目)列座にて申渡す。是所知を二重賣の罪科に依て也。

〔袖裏雜記〕

前に記す粟田久右衞門手前、七月廿七日にも被仰出候御眞翰之留あれども、始終不詳見候故略之。其御端書に侍分穿鑿は重事候。其人々口狀書之本紙可上之義候。寫を入披見候事尤には不存候、取寄可被差越候と被仰出。御請に御尤之御儀奉存候、取寄追而可上之旨申上。八月十六日に粟田手前事切腹歟、知行召放能州嶋などへ遣候歟、此兩樣と存候、其分に罷成者にて無之候。せがれ何人有之候哉承度候。其餘之者共殺害たるべく候。又追放赦免之者も可有之候、可被僉義候旨御眞翰。其端書に粟田手前せんさく之節、各中も參出候哉承度候と被仰出。御請一通に而、此一卷御穿鑿之刻私共罷出不申候。男子二人御座候。書記上之可申旨申上。重而久右衞門義切腹可被仰付義と奉存候。去共一統御容免、能州嶋へ被遣可然哉と奉存旨等、八月十七日佐渡等より申上候處、尤切腹可申付者に候ても、其段一統容免如此之旨可被申渡候。知行召放能州嶋へ遣候義可然存候と、八月廿二日御加筆を以被仰出。且又同日に粟田手前之事、於公事場穿鑿の趣無相違由承屆候。依之先日之書付被差越之候。半丞・左兵

衞・助八殺害之事尤存候。平兵衞追放可然候。但此者外に惡事有之候哉、此度吟味之始終、別義も不令露顯候はゞ、彌以右之通追放たるべく候。傳丞免除、淸兵衞鼻そぎ追放、吉兵衞耳鼻そぎ追放、此三人之落着亦尤存候と御眞翰。

〔袖裏雜記〕

覺

粟田久右衞門

久右衞門儀、脇田七兵衞去收納岩瀨米、藏宿似せ證文に、浪人棚村助八を七兵衞家來松本三太夫にいたし、與判いたさせ候義、其上助八を三太夫紛無之旨證文に令判形候事、重々不屆被思召候。切腹可被仰付義候へども、其段一統御容免、久右衞門並せがれ兩人共に能州嶋へ流罪被仰付候、以上。

甲子八月廿五日

右久右衞門嫡子萬吉十一歳、次男八十郎六歳也。八月廿二日之御請之内に見ゆ。

八月廿八日、着到奉行を廢す。

〔參議公年表〕

八月廿八日佐垣小平資安・坂田甚助政高各馬廻着到奉行此奉行、始は利常公御代御馬廻之内小身者兩人宛、組頭之見分を以て普請會所へ出し勤之。又役人を出す面

役引本のまゝ役料尠

々より餘荷銀を相渡すに依て右人々役引なし。被差除、自是此役斷絶す。

八月廿八日。富山侯前田正甫柵營に於いて稻葉石見守が堀田筑前守を斬りたることを報ず。

〔參議公年表〕

一、此日大藏大輔正甫朝臣（御在江戸）より脚力到來。

一筆致啓上候。今朝例月之通登城仕候處、御老中被仰渡候者、唯今於殿中稻葉石見守亂心に而、堀田筑前守を討果候。依之石見守者、何も寄合及伐殺候。筑前守は深手にて有之、難抱樣子に候。今日之事者退出候樣にと御申述、則退去之事に御座候。右爲御案內、以飛札如此御座候、恐惶謹言。

八月廿八日　　松平大藏大輔

松　加州樣　參人々御中

九月一日。石川郡大野村の海邊に松並木を植ゑしむ。

〔葛卷昌興日記〕

九月一日。大野古川邊に、粟ケ崎松原之内之松を以並木に御植させ被成也。奉行は卅人頭也。

今日より植之云々。御持弓・御持筒等之御足輕を以也。

九月廿一日。前田綱紀、養女恭姫を長時連に嫁せしむべきを命ず。

〔政隣記〕

一、九月廿一日御恭姫御緣組、長九郎左衞門ヘ被仰付、同廿九日從九郎左衞門結入御祝儀上之。於御居間書院御盃御腰物行左弘被下之。九郎左衞門家來加藤紋兵衞御目見被仰付、御脇指備前政光被下之。

結入は結納か

九月廿五日。前田綱紀その所藏唐書の目錄編纂を五十川剛伯等に命ず。

〔葛卷昌興日記〕

天和四年九月廿五日金澤御文庫御書目唐書編立之義、多賀新左衞門を以て五十川剛伯・小瀨順理・室順祥・中泉六右衞門へ被仰付。

十月十一日御文庫目錄今日より起筆、五十川・小瀨・室等奉仕候なり。

九月廿七日。前田綱紀今寺方より遺物を上つるも之を受けざることを告ぐ。

〔袖裏雜記〕

一、紫野芳春院一溪和尚遺物、後住宥峰持參上之候處、江戸表に而も寺方遺物は上り不申樣に被聞召候。其上出家之義は一日過之事に候へば、器物など殘置候義は不都合に候。若又旦那中より爲菩提寺納之器物等に候へば、猶以不宜事に被思召候間、惣而寺方之遺物は向後御納被成間敷之旨、貞享元年九月廿七日奥村兵部を以被仰出。

九月廿九日。長時連、恭姫と婚するを以て結納を上る。

〔參議公年表〕

九月廿九日。長時連（九郎左衛門連頼孫左兵衛元連入道一玄子）結納を獻す。綱紀公へ御太刀一腰・御馬一匹・御小袖一重・雁二、巳魁獻之。御恭姫へ御小袖一重・御帶二筋・鯣一箱・昆布一箱・雁二・御樽二荷獻之。（御廣式へ加藤紋兵衛持參）御廣式女中衆へ時連より送り物品々有之。追付時連登城、竹の間着座、臨期御居間書院着座。（熨斗目半上下）此時月番の老中座付の義會釋。于時進物敷居二つ目の際（南の方）に置、表小將（熨斗目半上下）役之。次御太刀敷居二つ目之内に置、奏者番（熨斗目半上下）役之。時連敷居の外（九尺計の内）に出る時、御家老會釋あり。直に敷居二つ目之外南方着座。（此間に御太刀奏者番引之）御吸物出て御盃被下之。初献に御自手御取肴、二献に御脇指（左弘行二尺三寸但磨上無銘。但なかごに天卯三の廿五と金象眼有、棒樋あり。代金七枚五兩。三つ物鍔上下切羽しとゞめ金むく、地やすりこきざみ、緣白さめ黑さや柄糸下緒袋小刀錺。）佐渡孝貞を以て被下之。時連御禮申上。三献相濟、御盃持て御次へ退く。御家老會釋有て御盃献じ、本座へ着座。爰にて加藤紋兵衛（時連家老六百五十石）御目見被仰付。此時御小脇指（備前政光代金三枚五兩）伊豫時成を以て被下、

退去。右爲御禮時連御前へ出、畢て退出。

十月十八日、家中一季居奉公人の給銀に關して令す。

〔參議公年表〕

御家中一季居若黨以下給銀、先年之通年中兩度に可被相渡候。但春半分暮可爲半分候條、被得其意、此旨御組中並各家來可有御申渡候。御披見以後御名之下御判形候て可被指越候、恐惶謹言。

十月十八日

玉井勘解由

多賀與一右衞門

松平玄蕃

〔田平氏雜記〕

家來給銀貞享元年迄は、三月五日召抱候以後一時に渡來候得共、兩組頭相願、同年より春・冬兩度に可相渡旨、奧村壹岐を以被命候。正徳年中迄は、大方四月十日渡候處、其後何之故もなく七月、冬は十月より十二月迄に渡候義、定式之樣に相成、人も是を定式と心得、内福成主人も一統之風俗に相成候。

十月。山本六右衞門罪あるを以て刎首に處せらる。

〔袖裏雜記〕

山本六右衞門儀、不屆至極侍に不似合仕合に御座候。死罪之外は有御座間敷と奉存候。刎首可被仰付候哉。せがれ之儀吟味仕候處、無御座旨候与十月日伺。紙面之前方に早速左之通申遣、於彼地刎首候樣に示遣可申候と御加筆。

十一月五日、梅鉢の紋所使用に關する心得を定む。

〔袖裏雜記〕

一、左之下書相調入御覽候處、少々加御筆、如此相極候旨、甲子十一月五日多賀新左衞門・前田佐渡に被渡之。

一、前々より御紋被下來候面々、時服・上下・羽織、其外着用候具足並羽織等は、御紋無遠慮可被用之。但品により、好に而樣子替候義は各別之事。

一、幕・提灯其外身をはなれ用申候諸色、紋之義者、唯今迄各被相心得通、御道具与不紛樣に、或角之內、持籠之內、何にても心次第たるべく候。

但、丸之內可有遠慮候事。

一、門之紋者猶以もやうかへらるべき事。

以上

十一月八日。本年凶作なりしを以て收納米の檢査を寛大にすべきことを令す。

〔改作所舊記〕

當作毛實入薄、青米交、其上［　　］中時分より天氣惡敷、干立可申樣無御座候。頃日及雪中、彌米やはらかに罷成候。因玆例年之通米吟味仕候而は、百姓共難儀仕、收納滯可申に付、右之趣を相心得、米納候樣御代官並給人中、且又所々藏宿共被仰渡候樣仕度旨、改作奉行書付上之奉窺候處に、願之通可申觸旨被仰出候間、跡々米出來宜年之樣に吟味不仕、米請取候樣御支配藏宿共に可有御申渡候、以上。

十一月八日　　御算用場

林　十左衛門殿

服部宇右衛門殿

十一月十一日。脫走せる百姓の年貢米・小物成等の塡補方法に關する細則を改む。

〔應事通載〕

覺

辰年のいつなりやは明かならず事の次脱字あるべし

一、十之內、三つは請人、二つは十村、三つ村中、二つは近村之村組合五ヶ村組。右走百姓跡年貢米・小物成不足分、並に定作食米、跡々より如此割符に而爲出候樣に相極候也。

辰十二月朔日

右之通相談を以相極候得共、請人手前より難出躰候者、十村不念故よわき請人取置事、其分十村わきまへ可出候。小村に而村中より難出候者、其分近在之組合村より可出事。

一、百姓不應分限借物有之故走申候。然上は其廻り口之御扶持人其組之十村不念に候條、增作食米相滯候分十村御扶持人辨可出事。

子十一月十一日

十一月十五日。德川綱吉より贈られたる鶴を諸士に饗し、能を催す。

〔參議公年表〕

十一月十五日御拜領の鶴御披御能あり。物頭已上御料理被下、登城。

〔政隣記〕

一、如御例將軍家より御鷹之鶴御拜領、右爲御禮御小將頭山崎半左衞門被遣之。十一月十五日右鶴御披、人持与頭・物頭御振廻被下、御能被仰付。

十一月廿一日。徳川綱吉、前田綱紀を加賀・能登・越中に封ずる朱印狀を與ふ。

〔參議公年表〕

十一月廿一日。此日於江戸、御代替の御朱印於御前、正甫朝臣爲綱紀公御名代御頂戴云々。

〔前田家雜錄〕

加賀・能登・越中三箇國百二十萬二千七百六十石、内加州江沼・能美二郡之内七萬百七十石餘、越中婦負・新川二郡之内十萬石、能州四郡之内一萬石、以上十八萬百七十石餘除之、殘百二萬二千五百八十石餘、並近江國高嶋郡之内三箇村二千四百三十石餘、高百三萬五千石餘 目錄在別紙 事、任寛文四年四月五日先判之旨充行之訖。全可被領知之狀如件。

貞享元年九月廿一日　　綱吉　判

加賀中將殿

〔政隣記〕

一、將軍家御代替之御朱印改候に付、綱紀公御領分御相續之御朱印、十一月廿一日殿中於御前、大藏大輔樣に御渡に付、在江戸御小將之内熊谷牟助、十二月御國に持參之。爲御禮奥村壹岐被遣、御老中迄被遣候御書案如左。

一筆令啓達候。公方樣倍御機嫌能被成御座候旨、恐悅之至奉存候。然者去廿一日私領地御判物被下候付而、同氏大藏大輔登城、於御前拜受、即到來仕、謹而頂戴難有仕合奉存候。依之爲御禮奥村壹岐差上之候條、宜樣に被仰上可被下候、恐惶謹言。

十二月　日　　　　御　　名

宛所　御老中三人

〔德川實紀〕

十一月廿一日黑木書院に出給ひ、又萬石以上の輩に封地の御判物・御朱印を下さる。松平陸奥守綱村・松平右衛門佐光之、次に松平加賀守綱紀云々。

十一月廿三日。鳳至郡中居村の市日を一ケ月六次に定めんことを請ふ。

〔袖裏雜記〕

一、四日・九日・十四日・十九日・廿四日・廿九日、中居町市日月に此六さい充立申度旨、同町肝煎十月廿三日書付伴七兵衛出候。同月廿八日紙面之通勝手次第可仕旨、渡部源兵衛に申渡。

十一月廿四日。鳳至郡打越村の山地崩壞す。

〔參議公年表〕

十一月廿四日能州鳳至郡打越村・赤嶋村後の山、百間通五百間崩れ海へ入。其間五十間・七十

間の池に成、百石計不納。

十二月十日。石川郡浦方の手繰網及び鰯指網役銀を免除せらる。

〔改作所舊記〕

私共組下浦方より、當春手ぐり網並鰯指網に御役銀上げ可申旨被仰渡、則出來之御帳爲上申所に、能州も右之御役銀御捨免被成候、私共組下も指除可申旨御郡御奉行樣より被仰渡候に付御斷申上候、以上。

貞享元年十二月十日

福留村　間　兵　衛

村井村　與三兵衛

淵上村　源　　六

右之通御役銀御捨免被爲成候付、奥書仕上げ申候、以上。

御供田村　又　三　郎

福留村　間　兵　衛

田井村　二　郎　吉

御算用場樣

是歲。鰤網新統の定置に關する法を定む。

〔上田源助舊記〕

一、鰤網新統之事

但、古統よりかねの五尺之尋、三百尋間を置爲下可申事。

一切古統並より少茂沖に爲出申間敷候事。沖はいの百五十尋より長く爲致申間敷事。

此外魣網等に而も右同斷。

但魣網者、はいの無之物故、其定無之事。

右者天和四年被仰渡候事。

貞享二年

正月廿一日。礪波郡五ケ山に鐵炮の使用を許す。

〔農耕遺文〕

已上

於越中五ケ山、猪猿耕作喰荒候付而、鐵炮にて追拂度旨、十村書付に改作御奉行添書、御自分與書之紙面入御覽候處、鐵炮爲打可申旨被仰出候條、可被申渡候恐々謹言。

乙丑正月廿一日　　前田佐渡孝貞　判

奥村伊豫榮尚　判
奥村壹岐庸禮　判
本多安房政長　判

津田宇右衛門殿

前文と日附異なり

〔參議公年表〕

正月廿二日。五箇山百姓鐵炮御免。是自分所持するに依て也。員數不知。

二月朔日。恭姫婚禮の際途上にて觀覽するを禁止す。

〔改作所舊記〕

御姫樣御婚禮、並御道具被遣候時分、爲見物罷出候事御停止に候間、被得其意、家來之者急度申付候樣、組中並支配所へも可被申觸候、以上。

二月朔日　　奥村伊豫

右之通奥村伊豫殿より申來候に付、寫遣申候。各御支配御郡中急度御申觸、右御婚禮並御道具被遣砌、百姓男女共、召仕候者に而も、金澤町用所有之罷出候はゞ、見物之儀御停止に而候。若通懸り候而も、成ほどにげ候而隱可申候。通候半而不叶者は、道をかへ往來仕候樣に、十村共に御申渡可有之候、以上。

二月四日　　　　　　　　　　　　　　　　　　御算用場

服部宇右衛門殿

林　十左衛門殿

二月七日。町奉行等町人の帶刀する者なきことを上申す。

〔國事雜抄〕

御尋に付申上候

一、當地町人共刀を帶申義御停止に被仰出候以後、旅行之刻茂刀を刺申義無用之旨、急度申付置候。勿論薙刀など爲持候者一人無御座候。

一、他國町人當地に罷越候刻、薙刀爲持候者有之候哉と町中相尋候處、薙刀爲持候者無御座由申候。

一、京都之樣子後藤演乘に相尋候處、刀御停止以前は後藤本阿彌其外町人共にも、鑓・薙刀爲持申者御座候へ共、刀御停止以後は、旅行之刻も鑓薙刀爲持申者一人も無御座候由申候。

右之通被仰上可被下候、以上。

二月七日　　　　　　　　　　　　　　　　里見七左衛門

岡田十右衛門

津田玄蕃殿
奥村兵部殿

二月十五日。三月三日諸士の藩侯に謁する例を廢し、三月朔日之を行はしむ。

〔袖裏雜記〕

前々より三月朔日之義は、節句近く候付出仕之面々御目見無之、三月三日に御目見有之候。午去三日之義は高德院樣御正忌日に候へば、朔日御目見被仰付、三日には御目見被仰付間敷候。然者三日各於登城、年寄中罷出、今日は寶圓寺御參詣被遊候付、御目見不被仰付旨申聞可相返由、乙丑二月十五日以奥村兵部被仰出、向後も可爲如此旨も被仰出。

二月廿二日。小松町魚問屋の運上銀を減額す。

〔加賀古文書〕

一、小松町人九津屋次郎右衛門儀手前承屆候所に、去年より魚鳥少分に付、九十枚運上銀指上げ申義は難澁仕段申候。就其六十枚指上げ申度之儀相斷候。向後肴多捕申候者、御斷申增運上銀上り可申候。先當年は六十枚指上げ可申由書付出し候に付、其通に申渡候。

一、九津屋手前之儀、肴之増減次第運上銀も用捨有之事に候間、以後も被入御念に、實に肴も少分にて、餘人九津屋替人に望申者も無之年は、運上銀之内御減被成可被下事に候。肴も多捕、只今迄九津屋運上銀より、過分に御銀も上げ可申与望申節者、前々之通増運上銀上げ可申儀に候へば、毎年被入御念可然存候。彌九津や儀願之通、今年は運上銀六十枚に極候而相返し候。可被得其意候、以上。

二月廿二日

津田宇右衛門

山崎半左衛門

村小左衛門様

二月廿二日、後西院上皇崩御す。次いで使を遣して奉悼の意を表す。

二月廿二日後西院崩御に依て、茨木傳右衛門長重二千五百石御先足輕頭爲御使被遣。

〔參議公年表〕

二月廿六日。小松町の牢番人、獄舍の腐朽せしことを上申す。

〔小松舊記〕

覺

一、三間に六間之籠家之玄關、柱十八本腐申候御事。

是月は大盡

貞享三年七月廿一日同樣の上申あるによりて見れば今次の要求は容れられざりしなるべし

一、二間に二間三尺之揚り屋、西之方さくみ板くさり申候御事。
一、惣廻り塀三十六間之間、所々くさり申候御事。
右之通籠家廻り損じ申候に付御斷申上候、以上。

貞享二年二月廿六日　　籠番　七兵衛　印

小松町御奉行所

二月晦日。金澤の町奉行等地子肝煎の員數を增さんことを求む。

〔國事雜鈔〕

金澤地子肝煎、只今迄は十一人に而相勤申候。年々地子屋敷家數多罷成、只今八千四百四十八軒御座候。一人之裁許七・八百軒、及千軒申者も御座候故、不縮に罷成候義も御座候間、肝煎今一人御增被成被下候樣奉存候、以上。

二月晦日　　里見七左衛門

岡田十右衛門

本多安房殿

前田佐渡殿

奥村壹岐殿

三月朔日。江戸本郷邸の普請奉行等を命ず。

〔政隣記〕

一、三月朔日江戸御上邸御普請奉行御小將頭山崎半左衛門、下奉行御大小將宮井武兵衛・坂野忠兵衛・御馬廻組外作事奉行より廣瀬市助に被命。半左衛門は御留守中御簡略奉行も被命。四月廿五日斧始、十一月廿八日柱立御祝被下之。十二月十九日棟上、御扶持人大工等に拜領物被仰付。翌年九月御作事一切濟、右奉行罷歸賜有。但十月十三日半左衛門に白銀廿枚・御小袖二、宮井等に白銀十枚宛、與力十二人に小判三兩宛、其外准之。略す。

三月十三日。儒者澤田宗堅その子菖庵共に仕を辭して許さる。

〔分亂記〕

一、澤田宗堅病氣に付御暇願上、悴菖庵も多病之段申上、兩人共に三月十三日に願之通被仰出。明る十四日晝七つ時分當地發足、二月十八日當地へ到着間もなき事故、數會不得閑話。上邊之思召には學者に不似合樣に被思召、それ故早速御暇被下由。されば俗說共御耳に立候哉。世間には緣いすくなきを迷惑がりの由、其外御暇願之首尾密意をさりげなく推察して、其頃街談仕候。一々不的事なるべし。

〔袖裏雜記〕

宗堅手前之義可爲如何樣候哉、先以僉義之通承度候と、三月四日御眞翰を以被仰出。御請に宗堅願之義御座候間、父子共に御暇被下に而可有御座候哉と申上候處、宗堅願之趣、紙面にては一向分立がたく候。又何とやらん内存之さた有之候へども、猶以筋なき事に候歟。然者道を學候者には不似合候條、子細にも可及程にも存候へども、何も表書之存寄に候はゞ、暇可遣候哉、可被申渡候と十二日御加筆。追付裁許人迄相達候旨、三月十二日御請。

〔葛卷昌興日記〕

澤田氏宗堅當春來金澤。及御目見、内々依老病、身之勤難叶に付申御暇之處、即願之通被仰出、即日歸京。其時吟詩、頃日聞之、竊哀其旨趣。

老病官居北海濱。春風拂面馬蹄塵。一朝解印歸鄉里。何處雲林應寄身。

〔由緒帳〕

澤田宗堅由緒書

一、三百石　　四十七歲　澤　田　宗　堅

私義寛文五年に被召出、御知行三百石拜領仕候。

一、父　　澤　田　春　齋

泉州堺の者に而、慶長年中に京都に移居、三十一年以前に病死仕候。
一、弟　　澤田養拙
尾州に醫者に而罷在候。
一、孺子　　澤田菖庵
寛文六年に被召出、御扶持二十人宛拜領仕候。
一、從兄　　土師由益
酒井雅樂頭殿に儒者に而奉公仕候。
一、從弟　　土師洞雲
尾張中納言殿に儒者に而奉公仕候。
右之外御國・他國共に、從弟より近き親類縁者無御座候、以上。
寛文十一年七月二日　　澤田宗堅貞三　判
不破彦三殿
富田治部左衛門殿
〔由緒帳〕
澤田菖庵由緒書

菖庵の諱は道玄なりと宗堅の寛文紀行に在り本文の元は玄の誤か

萬庵とあるはその子菖庵を混ぜしなるべし

一、二十八扶持　　廿五歳　澤田菖庵

私義寛文六年被召出、御扶持方拜領仕候。

一、祖父　　澤田春齋

泉州堺者に而、慶長年中京都に移居、三十一年以前病死仕候。

一、父　　澤田宗堅

一、叔父　　澤田養拙

尾州に醫者にて罷在候。

一、外祖父　　乾淨徹

京に醫者にて罷在候。

右之外御國・他國に、從弟より近き親類縁者無御座候、以上。

寛文十一年六月廿八日　　澤田菖庵道元　判

富田治部左衛門殿

不破彦三殿

〔燕臺風雅〕

澤田宗堅以宗堅爲通名號萬庵。又號訥齋。平安人。攝齊嘗承誨於丈山先生也。寛文乙巳十二月六日松雲

公聘之而到。與木下貞幹平岩桂等。同爲本藩文學。辛亥延斯三儒於茶寮。公手自賜碾茶。盛悃特至。又公遊大清湖上亭子之日。使三儒陪從作詩。各應教賦七律。詩收第十二卷宗堅之詩雖無三嘆之美。亦足齒牙頰間。大氏才識與源剛伯雁行。文則草書淵海序。鏘行之外所希覯也。其爲人清瘦枯逸閑情冷致。不喜豪邁倨傲。公每需丈山翁筆迹。以宗堅爲紹介。貞享乙丑致仕還故鄉時有詩。老病官居北海濱。春風拂面馬蹄塵。一朝解印歸鄉里。何處雲林應寄身。志操皓潔格調清迥。公上口而不覺移晷。且曰吟味不淺。蓋在我者二十有一年矣。其性寡欲高尚不齪々于俗故。淡于仕云。

〔温故集錄〕

寬文己酉記

己酉春三月。吾羽林君朝江都。吾儕奉命先行五日。携男道立同往。凡到陳跡名境。或歷覽。或宿次。有懷古寓興之作。而今皆纂次。以貽館居僚友。

二十六日逮曉發金澤雨中演懷

去往經江越。復登加府城。三冬過雪色。半夜近潮聲。濫竽從南郭。倦遊似馬卿。索居杳無信。孤唫聊暢情。春風連日風。淅瀝濕吾行。平原潦水漲。疊巘雲氣生。背嶮與丁悸。臨河聳馬鳴。烏借宜都石。鞭撻得新晴。（下略）

〔温故集錄〕

九月十三夜抵金澤水亭翫月

寒月幾望晴。山山遠邇明。一池涵萬影。露座至三更。（餘略）

右は寛文十年也。但し姓名等不記載。按ずるに年譜に寛文十年庚戌五月四日江戸御發駕、同十五日御歸國とありて、松雲公此年五月より在國し玉へり。右北遊記に今茲之秋余亦依官事赴加府とありて京都を出發し、九月十三夜抵金澤水亭翫月と載たれば、京地に居住せし儒官ならんか。

辛亥東遊記

辛亥從加府赴武城途中口號。歷石動宿高岡。

孤客出鄉千里間。寒村桃杏映春風。黄粱未熟高岡驛。無數江山一夢中。（下略）

右は寛文十一年也。按ずるに年譜に寛文十一年辛亥年三月廿五日江戸表へ御發駕、四月七日御着府と見えたれば、此時供奉しける記行なるべし。

三月十三日。浦方にて一作請役の漁網を下す距離を定む。

〔郡方舊記〕

浦方網下し方定書之事

三年は四年即ち貞享元年なるが如し

一、向後一作請役之浦方網下し申義、本統よりかれの五尺に而三百尋間を置、本統臺並おろさせ可申候。縦本統より構申旨斷候共、右之網間在之候はゞ、新統爲下可申候。但新統之沖はへの百五十尋より多いたさせ申間敷候事。

一、新統之分は、本統を立はなれ、沖へは一圓おろさせ申間敷候事。

右は天和三年より、網間相極申所、了解違御座候に付、彌只今致詮義相極申候間御伺申上候、以上。

貞享二年三月十三日　十村共十一人連名

伴七兵衛殿

大石彌三郎殿

右一作請役之浦方網下し申義、貞享二年三月相談所に而相定、御郡御奉行樣へ申上置、其以後右之格を以、網爲致出來申候。

三月十四日。藩侯の鷹場にて鷹を使用する者あらばその姓名を質して上申せしむ。

〔改作所舊記〕

爲御意奥村兵部殿・津田玄蕃殿、當十四日於御城被仰渡候覺。

一、於御鷹場御家中之鷹、跡々猥に遣候様に相立御聽、終に百姓中見こがめ不申儀不屆之仕合、並郡御奉行も申付様油斷故与思召候事。

一、自今以後於御鷹場、不依誰々鷹遣候ものの有之候者、見隱不申、假名早速御目付小泉勘十郎・半田權佐・井上久太郎・加須屋傳兵衞・原三郎左衞門五人之内へ、勝手次第可及斷候。相尋候而も不申顯候はゞ、宅迄つけ參、其品右之衆中之内へ可申斷候。

一、假御鷹師に而も、御鷹場に而鷹遣候はゞ、是又見こがめ、見知たる御鷹師に候共、御目付衆へ右同斷可及斷候。

一、御鷹場に而鷹遣候ものゝ、不依誰々假名なのり候とも、見知不申候者、其宿迄つけ參、其段屆置、早々右御目付衆之内へ可申斷候。

右ヶ條之趣、少茂相違無之様、組下中へ急度可申渡候。若見隱置、後日相聞えにおゐては、不屆に可被仰付候。御鳥見之義は勿論、惣百姓中並頭振に至迄、不相背様急度申渡、組切に百姓並頭振共に、御請帳面十村切に令與書可指上之候、以上。

乙丑三月十四日

林　十左衞門

服部　宇右衞門

石川・かゞ郡十村中、松任肝煎三人、能美郡寺井・土室

今度相觸候御鷹場之儀候間、殺生仕者有之候とも、鷹遣候者を見とがめ候事に被仰渡候條、此旨をも委細急度申觸、御請之内に書入可申候。爲其如此に候、以上。

丑三月十七日

林　十左衛門

服部宇右衛門

三月十六日。前田綱紀の養女恭姫長時連に降嫁す。

〔政隣記〕

一、三月十六日恭姫樣長九郎左衛門方に御入輿、御先乘本多安房・前田佐渡、御供前田備後・横山左衛門、御迎村井出雲、其外御供人等略之。同十八日九郎左衛門等御振廻、御引出物御太刀當麻代千貫、御脇指信國代金廿枚御拜領、御馬鹿毛栁倉。家老五人に、御刀或は御脇指一腰宛被下之。

加藤紋兵衛　長伊左衛門　堀内又兵衛　小林六右衛門　高栁文太夫

三月十九日。前田綱紀諸士を饗す。

〔政隣記〕

一、十九日於御次御年寄衆御振廻、鶴之御料理二汁七菜也。次に於御黑書院、組頭・町奉行・御步頭、今般辻固被仰付候物頭九人、御用人・定番御番頭以上御用懸り等也。並當番之奏者

番・組頭・新番頭・御歩頭・御使番、一席に而御料理、御次于同事被下之。右相濟、當日御振廻奉行並御小將番頭・御横目・御小將横目一席に而、御料理被下之。御使番以上熨斗目、其外御通ひも服紗小袖布上下。

三月二十日。郡奉行等郡中に令し藩侯發駕の際故らに途上を洒掃すること勿らしむ。

〔改作所舊記〕

當廿五日、御發駕之度々申渡候通、御發駕前日に道番人共へ申渡、馬いくつ並むさき物迄取捨置、其外はゝき申事も仕間敷旨、急度可申付候。御發駕當日には、道番人も罷出不申樣堅可申付候。其方中も見分に罷越、相違無之樣可申付候、以上。

丑三月廿日　　林　十左衛門

服部　宇右衛門

三月廿三日。長時連に嫁したる恭姫に化粧田千石を與ふ。

〔參議公年表〕

三月廿三日御恭姫へ御知行千石・小判三百兩宛可被進旨被仰出。奥村伊豫より齋藤中務を以

て時連へ申遣す。

四月朔日。參覲の途上高橋吉左衞門等誤つて前田綱紀に對し禮を失せしを以て閉門に處せらる。

〔政隣記〕

一、三月廿七日魚津に御着之節、組外高橋吉左衞門・高畠與兵衞、御徒高山甚太夫町端に出、田中に罷在候處、御馬上故見違、平伏不仕、不調法に付、三人共四月朔日閉門被仰付。

但翌年五月十六日御赦免也。

四月三日。大聖寺侯前田利明登城して參覲の禮を行ふ。

〔御日記〕

一、三日參勤之御禮

綿百把・銀五十枚　松平飛驒守

四月九日。前田綱紀柳營に登りて參覲の禮を行ふ。

〔政隣記〕

一、三月廿五日御發駕、四月六日御着府、翌七日上使戶田山城守殿、同九日御參勤御禮被仰

上。從臣奧村兵部御目見、前田佐渡忌中に付御目見一人。

去六日參府之處、翌日以上使戸田山城守殿御懇之上意、且又昨晩從大久保加賀守殿奉書被指越付而、今朝登城、於御座之間首尾好御目見、殊更難有御諚、其上奧村兵部御前ゟ被召出、重疊無殘所仕合、誠以忝御事候。此等之趣爲可申聞如斯候、謹言。

四月九日　加賀

本多安房殿
奧村壹岐殿
奧村伊豫殿
前田備後殿
長九郎左衞門殿
横山左衞門殿

〔參議公年表〕

中將樣長途御機嫌能、六日御着府、翌日爲上使戸田山城守殿御出、御懇之上使、同九日御登城被遊候處、於御御座間御首尾能御參勤之御目見、且又御懇之御諚、重疊無殘所御仕合之旨、拙者共ゟ被成下御書候。誠以目出度御義に候。右之趣各組中ゟ可被申聞候、恐惶謹言。

四月十六日　　　　奥村壹岐

奥村伊豫

本多安房

組頭中

四月晦日。小將横目の常に上下を着用すべき事等を令す。

〔參議公年表〕

四月晦日向後御小將御横目中之義、御番頭に准じ平生上下着用可仕旨被仰出間、明日勿論朔日之義、布上下着用可仕由、奥村兵部若年寄四千五百石・永原治兵衛政張・大橋長兵衛直成六百石各大小將横目へ申渡す。且又朔望佳節廿八日等、御次番・御膳奉行其外不表立御番人は、未刻已後肩衣不及着用、御色代取次又は御客へ携る者は各別、左も無之者は未刻已後肩衣不及着用旨、兵部申渡す。

五月七日。座頭了仙勾當に列せらる。

〔政隣記〕

一、五月七日座頭了仙勾當に被仰付候告文到來に付、於表御居間御禮被仰付。惣而檢校御目見仕時分、御小將進物披露之、奏者番手を引罷出る。此段不宜旨被仰出。奏者番進物披露、御横目指引可然旨御吟之由、多賀新左衛門直方被申に依而、今般は奏者番篠原監物一致爲目

百疋持出、奥御小將御番頭御横目兼之鹽川安左衛門久貞手を引罷出、一致に引渡所、松山勾當与唱へ、其儘一致手引退出。於江戸也。

但四月十六日、了仙年若く候得共、杉山檢校に對、勾當に被仰付候旨會所奉行申渡之。附多賀直方は奥御取次役也。

五月九日。江戸本郷邸の假屋を毀ち、之を大門の傍に移築す。

〔參議公年表〕

五月九日御上屋敷御假屋今日より毀ち、大御門脇地形出來、毀ち申御屋形相建。

五月十日。諸士必ずしも帷子を着用するの必要なきを令す。

〔參議公年表〕

五月十日上帷子着用之事、押立申時分は格別、無左節不表立者は、袷にても小袖にても勝手次第の事。此跡岡田豐前守殿御城より直に被罷越時分、袷或は小袖にて御出候。御家中者共末々御鳥飼迄も、上帷子着仕躰、結句不都合相見え候。此義急度末々迄申聞す義には無之と、兵部徳輝御横目中へ申渡す。同日御夜詰より、兵部・多賀新左衛門等袷計着用して出る。

五月十四日。江戸駒込邸に亂心の小者侵入す。

〔參議公年表〕

五月十四日申下刻、御中屋敷板橋口御門內へ、小者躰の者亂髮に而欠込に付、御門番人追掛申內、中御門に欠込處を、中御門番人高橋市郎左衛門・澤田兵右衛門（各足輕）捕之、板橋口御門へ召連、御番人へ渡之故、子細を尋る處、彼者申て云、水野隼人正上屋敷廣式小者にて候、相役の者子細有之及殺害、彼者縮被申付置處、今朝忍び出板橋迄罷越す處、先々追手の者廻り有之故、田の中に隱居、唯今御屋敷へ走り込候、一命御助可被下旨申に付、御門番人共、割場御奉行鹽川傳兵衛貞親（二百石）へ達し、貞親前田佐渡へ達し、則永原治兵衛政張・原三郎左衛門正直（二百廿石 各御横目）罷出、口上可承旨佐渡・兵部申渡し承る處に、口上轉々、亂心者紛無之躰兩人相達し、佐渡奉達御聽、足輕兩人添之、四・五町迄り追放候樣に、割場奉行へ申渡し、白山前にて追放之。

五月十六日。河北郡粟ヶ崎附近に放鷹・放犬を嚴禁せしむ。

〔改作所舊記〕

粟崎筋之儀、先年被仰出候者、北はうのけの流を限、南東者潟水之流を限、西者海を限之筈之由、今般被仰出候條、彌此內放鷹・放犬共に急度相改、早速及斷候樣、彼邊之百姓並鳥見中へ可被申付候。尤・鷹犬共に、持主及斷候共不相渡筈候條、可被得其意候、以上。

乙丑五月十六日　津田玄蕃
奥村伊豫
服部右衛門殿
林　十左衛門殿

五月十五日。前田綱紀移築せられる江戸本郷邸の假屋に入る。

〔參議公年表〕

五月十五日御登城より、御上屋敷へ御假屋建直り、始而被爲入。但南御門より御通。

〔葛巻昌興日記〕

八月廿三日予仍當番御上屋敷へ豫參、但今朝々番に而勤仕候處、御出之儀に付、御屋鋪より直に參進、追付御出可被遊御樣子故、追分口御門より入也。歸路にも同御門より罷出也。此次而御露地一見之。富士見亭跡より、大松亭之大松一覽、其より唐笠亭、其より御泉水、其より小書院前植込等一見之。其より菱之御亭・文珠御亭一見之。大松亭は其頃こぼされ今は無之。柳・數株之古松枝をかはし、且紅葉散殘て是に相交り、爲寂寞して林中に野雉二翼を見、頗催感。池水に臨ば、荊殘たる芦の枯葉に小舟さしすてたり。殆往年を思ふ事切也。唯恨は予無心にして能其感情を不得述。

本文當時の上屋敷園内の狀を見るべきを以てこゝに附載す

松がえや浪もたゝよる池水にむかしのかげをうつしてぞ見る。

五月十六日。江戸本郷邸に於ける諸士の長屋割を定む。

〔參議公年表〕

十六日御上屋敷御作事出來に付、東南北御長屋造立、御小將・御馬廻等御小屋割之義、御眞翰を以て被仰出。但於金澤も諸頭中へ被仰出義雖有之、今般彌御小屋出來に依て、御馬廻御大小將。兩頭中被仰出。御番頭・御小將横目をも相集、猶以僉義仕、小屋割可仕候。尤已後勝手不宜義、頭々見計、圍仕直可申候。但御長屋損候樣成儀者成間鋪候。乍然唯今先能示談仕、已後違逆無之樣に可仕候。金澤相殘候相役中ゟ茂、相談仕度事候はゞ可申談候。少遲延候分不苦被思召候由、云々。

御別紙

十間　三間梁　庇五尺　空地四間一尺　御番頭

同　御小將横目

同　知行千石以上

九間　同斷

八間　同斷　知行七百石

九間之者は、十間にも又は八間にも、至其時頭々見計次第也。若又九間之所有之長屋は是にても。

七間　　　知行四百石より六百石迄

六間　　　同三百五十石より二百石或百五十石

五間　　　同百五十石以下

九間ニ者小將横目入申心得にて内聞相計可申候。三間梁庇有。

四間　小頭。　三間　徒横目。　二間　組中。

右御徒頭赤尾助左衛門に、以多賀新左衛門被仰渡也。

五月晦日。江戸吉原に於いて藩の下人自殺を企てゝ果さず。

〔參議公年表〕

五月晦日。山内平左衛門御料理人下人市内、當廿七日逐電。同廿九日於吉原遊女庄兵衛内小藤と酒を給、以山刀自害仕未果、其趣自町御奉行中申來。鹽川傳兵衛被遣於彼場、請取直に籠舍被仰付。

六月十一日。石川郡大野湊神社神職その祭儀に關する慣例を上申す。

〔國事雜抄〕

書付を以申上候

一、來る十五日當社恒例之祭禮に付、必每年神輿宮腰村之濱へ奉遷、社例御祈禱御役執行仕度旨御理り申上候處に、每年通祭禮相勤可申旨仰渡奉得其意候。然處に十五日に自然雨降候而、祭り勤申義難成御座候へば、日を延候て相勤申義、古來より社例に御座候由申上候處に、先例を書上可申旨被仰渡候に付、先近年之義を申上候。

一、寛文八年六月十三日洪水之時、御宮道筋之橋共損申に付御理申上、同十八日に每年之通り祭禮相勤申候。

一、寛文十一年六月十五日大雨にて、同十七日に相勤申候。

一、延寶七年六月十三日に宮腰村町年寄祭禮取持申者之內、唐仁屋利左衞門と申者死去仕申故、町人多穢申に付而御斷申上、同廿一日に祭禮如每年相勤申候。

右之通古例に御座候。自然十五日に天氣惡鋪、祭り勤申義難成御座候者、如跡々日を延相勤可申候、以上。

貞享二年六月十一日　　河崎和泉判

同　出羽判

不破彥三殿

富田治部左衞門殿

六月廿七日。伊豆代官、去年我が藩より八丈島の宇喜多氏に贈りたる物品の領收書到着したるを告ぐ。

〔葛卷昌興日記〕

六月廿七日、伊豆國御代官伊奈兵右衞門殿御息兵藏殿より、御用人中迄書狀を以、去年就八丈嶋浮田殿へ、彼嶋渡海候舟御傳封被成被遣候品々相達、則請取之趣目錄に裏書にて到來候に付被相屆由也。是備前中納言殿秀家卿、關原陣以後嶋流罪、於島法名久福殿と申。其御子孫九郞殿、其御子太郞助殿、其御子當時太郞殿・次郞殿也。則右之段達御聽之處、先御用人中より及返報候之上、御使者被遣之。

七月十九日。前田綱紀從來老臣に與へたる書翰に加賀と書したる例を改め加賀守となすことを定む。

〔可觀小說〕

一、七月十九日當土用中安房・壹岐等より御肴献上之義に付、前々御直書被成下候所、加賀と迄相調、守の字除之候。此義古例有之候哉、內々御合點無之候。此度土師淸太夫、彌其例相考候而糺可申旨被仰出候。古案並稻葉美濃守殿より陸奧守殿家老ゟ之新案、久保氏より出候

而入御覽候所、背守の字有之候。仍此度初而此例御用、守の字加之。

七月廿九日。自今七夕又は八朔に白帷子を着すること勿らしむ。

〔參議公年表〕

七月廿九日向後七夕・八朔白帷子着用無用の由被仰出。尤御城御供其外御勤にも無用の旨被仰出、御書出を以、前田佐渡・原三郞左衞門正直御橫目へ申渡し。依之當八朔より御供中染帷子着用。

〔種々口訣〕

一、東都御屋敷年頭門松、六日朝取、五日切也。

一、同御式臺正月朔日より七日迄熨斗目・布上下、八日より十四日迄服紗小袖・布上下、同十五日のしめ・布上下之事。

一、同氷室は常服、八朔布上下之事。

一、七夕・八朔白帷子相止申御書出。

七夕・八朔白帷子着用仕候儀、向後無用之旨被仰出候事。

貞享二丑七月廿九日

右於江戶被仰出、前田佐渡守殿覺書、御橫目中御渡之事。

八月十一日。前田綱紀田中一閑に命じて神代卷を講ぜしめ諸士の陪聽を許す。

〔參議公年表〕

八月十一日表御居間へ御出、於御前田中一閑宗得（神道者廿人扶持金五十兩）神代卷講釋被仰付、當番在合頭分、其外御近習之面々望之者有之者、罷出可承旨被仰出。奥村兵部・多賀新左衛門・平岡五左衛門・赤尾助左衛門賴孝（御步行頭千石）・玉井藤左衛門・吉田左太夫・關屋新兵衛政春（御先足輕頭三百五十石）・土方勘解由氏棟（聞番千石）・和田牛之助正信（御使番二百石）・土師清太夫庸明（御大小將御右筆四百石）等、御座之間御敷居の内伺候。原三郎左衛門・鹽川安左衛門等御敷居之外に伺候す。

〔政隣記〕

一、八月十一日田中一閑宗得（廿人扶持金十兩）神代卷講釋被聞召候。當番頭分其外御近習之面々、望之者は罷出可承旨被仰出。九月廿一日も同事。

八月廿六日。前大聖寺侯前田利治の後室逝去す。

〔葛卷昌興日記〕

八月廿七日。故飛驒守樣利治朝臣御室家長松院樣、昨日御死去之旨、利明朝臣御家來出淵十

郎右衛門・佐分源左衛門方より聞番中迄及案內。則達高聽之處、利明朝臣御養母之御服忌に候哉、御樣子可承旨被仰出。

八月廿七日。浪人高城權之助江戶本鄕邸に來り合力を求む。

〔參議公年表〕

八月廿七日御上屋敷御式臺へ、高城權之助（下總國高城居住）と云浪人、老母所持仕る處勝手困窮に付、御扶持にても白銀にても致拜領度旨申來。林判平・板井三郎兵衛（各取次大小將）罷出、難執次旨達而雖申聞、同心不仕故、井上久太郎・大橋長兵衛方へ富田治部左衛門より案內有之。兩人罷出難承屆旨雖申聞、不致承引。依之先上使腰掛へ入置、御中屋敷へ注進仕、則權之助一類帳持參仕故達御聽處、右四人として爲致合點、若又合點不仕者、宿へ申遣し引取候樣可仕旨被仰出。則權之助宿山岡七右衛門殿（小十人番頭）由緖有之に付案內申遣す。然處權之助可罷歸旨依申相返す。

〔參議公年表〕

十一月八日上野御參拜、谷中寺町に而、當八月廿七日御上屋敷へ罷越浪人高城權之助、重而訴狀上之、永原治兵衛請取之。尤御許容無之、其段申渡す。

九月晦日。小松町の者他國米を輸入販賣したるを以て斬に處せらる。

〔小松舊記〕

小松町致借家罷在候紙屋久右衛門、同斷指物屋七兵衛儀、爲利潤江沼郡日末村之者申合、他國米を同所ゟ遣、其内拂、餘米小松ゟ取寄候段、背御大法、其上江沼郡之者に僞り書附等爲出、是又私吟味仕候節申掠、下人小兵衛にも虚言申教候之段、重々徒者に候間、兩人共斬罪被仰出候御下知之趣被仰付、追而可被仰下旨。七兵衛下人小兵衛儀者、七兵衛申合之趣に隨ひ、一旦申掠候段徒者に候得共、主人に准申義候間、御赦免被成候由就被仰出、昨日籠より御出、御返被成旨、御紙面之趣奉得其意候、恐惶謹言。

九月廿七日　　村　小左衛門

松平玄蕃様
多賀豫一右衛門様
玉井勘解由様

小松町に致借家有之紙屋久右衛門、同町指物屋七兵衛儀、背御大法候に付、斬罪被仰出、其段先達而被仰下候。去晦日殺害被仰付候由。就夫家財道具闕所帳、御公事場迄可指上候。兩人妻子共之儀者御構無之旨、前月晦日之御紙面奉得其意候義、口上可申上候、恐惶謹言。

十月六日　　村　小左衛門

玉井勘解由様

多賀豫一右衞門樣

松平玄蕃樣

十月二日。近江海津の松屋孫兵衞金澤に下り加賀藩の旅屋守を相續せんことを請ふ。

〔國事雜鈔〕

乍恐口上書を以申上候

一、大納言樣御代曾祖父孫右衞門に御宿被爲仰付、難有相勤申候事。

一、中納言樣御代より、祖父孫兵衞へ御旅屋守被爲仰付、五人扶持被下置、難有忝奉存候御事。

一、當殿樣御代にも不相替親孫兵衞に御旅屋守被爲仰付、御扶持被下置、難有忝仕合奉存候。親源兵衞義年罷寄申に付、去春より私名孫兵衞に相改、親は孫右衞門に罷成、其段去年十月私罷下御斷申上候。御肴をも指上申度奉願候へ共、御目見不仕候ものは御肴献上難成旨各被仰渡、御暇被下候刻銀五枚拜領仕罷歸候。然處に親孫右衞門、當七月廿日に病死仕候。早速罷下御斷可申上處に、私義忌中、其上九死一生に相煩申に付、乍憚延引仕、只今罷下御案内申上候御事。

右之通御代々御旅屋守被爲仰付、御扶持拜領仕義に御座候間、御慈悲を以先前之通不相替御旅屋守被爲仰付、御扶持拜領仕候樣に被成被下候者、難有忝可奉存候、以上。

貞享二年十月二日　　江州海津　松屋孫兵衞

里見七左衞門殿

岡田十右衞門殿

十月九日。馬の筋を延ぶべからずとの幕令を領内に布達す。

〔改作所舊記〕

覺

馬之筋のべ候儀、第一用方不宜、其上不仁成儀付而、御厩に立候御馬共、先年より御停止被仰付候へ共、今以世上に而は拵馬有之由に付、向後堅御制禁被仰出者也。

九月十八日

前月十九日戶田山城守殿ゟ御家禮御招、向後馬之筋のべ候事御制禁之旨御書出御渡。若違犯候者、急度可被懸御吟味旨被仰渡候間、此旨可相觸由、拙者共ゟ御書を以御書出之寫被下之付、則御書出し寫指越之候。

右之趣被得其意、支配中へ急度可被申觸候、恐々謹言。

十月九日　　奥村壹岐
　　　　　　奥村伊豫
　　　　　　本多安房
服部宇右衛門殿
林　十左衛門殿

十月廿二日。前田綱紀、木下順庵を召して易經を講ぜしむ。

〔參議公年表〕

十月廿二日、木下順庵被召寄、於表御居間易經講談御聽聞、未剋過終る。御使番已上（布上下着用）御次之間伺候。

十一月九日。眞言僧了智江戸駒込邸に來り訴狀を提ぐ。

〔參議公年表〕

十一月九日去々年御歸國の時分、安中と松井田の間にて御駕先へ訴狀差上る僧（眞言宗、號了智）、今日板橋口御門迄訴狀持參、鹽川安左衛門其節請取、此度安左衛門請取上之。尤御許容無之、其段申含相返す。

十一月廿八日。江戸本郷邸柱立の儀を行ふ。

〔參議公年表〕

十一月廿八日御上屋敷御殿柱立。南の方大色代柱一本、勿論弓矢其外之飾此柱付、洗米・御酒の樽飾、棟梁山上伊左衞門罷出、拜仕、後樽の酒長柄の銚子に移し、三方に有之土器へ御酒上之。北方御居間小書院に、右之通莊柱、棟梁黒田甚七罷出、拜仕、後御酒上之、肴鯣手合〳〵相渡し被下之。人數四千餘。赤飯廿石酒拾石也。（伊勢屋九兵衞方より調進）今日大工・諸役人（服紗小袖布上下）御祝被下之、後休息。井上久太郎（御横目）・三輪六佑（割場奉行）罷出（服紗小袖布上下）棟梁被下物有之。

十二月十九日。江戸本鄕邸棟上の儀を行ふ。

〔參議公年表〕

十二月十九日御上屋敷棟上、御奉行山崎半左衞門延隆・井上久太郎長定勤之。屋根にて御酒上之。棟梁田邊治兵衞勤之。畢而五百八十の餅是をまく。御臺所續の間にて御酒上之。御規式畢而、於御作事所御扶持人大工棟梁不殘、爲御祝義御目錄被下之。

十二月廿七日。前田綱紀、田中一閑の義子平丞を扶持す。

〔袖裏雜記〕

田中一閑養子平丞事、學問よほど仕、唯今より用に相立可申躰に候。文章なども見申候、餘ほど宜仕候。一閑事久々相勤儀に候條、右平丞召出、先廿人扶持計遣之、彌一閑に付置、學

問いたさせ可申候。尤指當用事有之時分者、召出申付にて可有之候。右平丞召出候段、今明日中に一閑召寄可被申渡候。但此平丞惡沙汰などは無之候哉、其段被入念、萬一替品候はゞ、先其段可被申聞候と、十二月廿六日御眞翰、奉得其意存候、富田治部左衛門相尋、追而可申上候旨、同日御請。

十二月廿七日なり

右之後申上り留等無之、同月廿九日平丞組入之伺有之、組外彦右衛門よりさきと御加筆有之。

〔參議公年表〕

同日被召出佐渡を以被仰渡。

一、廿人扶持　　一閑養子　田　中　平　丞

一閑義數年勤方宜候に付、せがれ平丞被召出、御扶持方被下之、御用之節は可被仰付候。彌學文可出情旨被仰渡。

十二月。謀判の用に供する印章を彫刻したるものを禁牢に處す。

〔袖裏雜記〕

材木町印判屋吉丞義、勿論恰合は少しちいさく彫申由に候へども、紙に印を押、如此と誂候もの有之刻者、其ものへ樣子をも篤承届彫可申處、麁末成仕樣に奉存候。向後印判彫申候者、念を入申たるに御座候間、一兩月も禁籠申付置、追而相宥候樣可申遣候哉と、十二月日佐渡

恰合は恰好

伺。右者御馬廻菊池九右衞門、當春迄召仕候若黨磯野清四郎謀書謀判之一件伺之内也。清四郎は斬罪ためしの伺。且若黨浪人松村半助も此一卷に而、謀書謀判仕段は白狀不仕候へども、虚言を以過分日用銀謀取之趣等に付、斬罪ためしの伺之處、右之通可然存候と御加筆。

貞享三年

正月廿七日。切米を數ふるには俵數を以てし、何石何斗と稱すること勿らしむ。

〔御定書〕

御切米被下候者共、其員數紙面に何石何斗と相調申儀有之候。最前何十俵と被仰出候上は、左樣には有之間敷候。依之御切米者何茂俵と調、御扶持は何人扶持、知行は尤石与調可申候。向後諸奉行・諸役人言上之書付、如斯相心得可申候。此外別儀に付米之員數書付上候に者、品により石に而も俵に而茂、分聞安樣に可調之。ヶ樣之儀右之差別は無之候。且又百姓・町人等之儀者、是以可依其品候。一定仕事は無之候間、其心得可仕旨被仰出候條、頭裁許中並諸奉行諸役人ゑ可被仰渡候、以上。

丙寅正月廿七日　　津田玄蕃

奥村兵部

本多安房様
奥村壹岐様
奥村伊豫様

向後御切米並御扶持方等被下人々員數被書上候刻、調樣之儀被仰出之趣、津田玄蕃・奥村兵部より申來候に付、則兩人書面寫遣之候間、可被得其意候、恐々謹言。

二月十五日

奥村壹岐
奥村伊豫
本多安房

二月朔日。江戸駒込邸に於いて能を催す。

〔參議公年表〕

一、二月朔日仙溪院殿被爲入、於御中屋敷御假屋御能有之。

仙溪院は前田利常の女熊姫

玉井　平四郎　六郎兵衛　巴　平四郎　奥平次
芭蕉　市十郎　六郎兵衛　葛城　市十郎　奥平次
櫻川　平四郎　奥平次　小鍛冶　市十郎　六郎兵衛

海士　平四郎　六郎兵衛　橋辨慶　市十郎　與平次
養老　左平次　與平次
雁生　仁右衛門　ゆふせん　同人　かき山伏　同人　節分　同人
御家中何も見物被仰付、御小將横目已上御料理一汁三菜被下。

二月二日。歩組の士上野伊兵衛江戸本鄕邸の長屋より出奔す。

〔政隣記〕
二月二日於江戸、脇田七兵衛直長組御歩上野伊兵衛、御上邸新御小屋に被指置候所、連々諸道具等仕廻逐電す。小頭中に書置之書狀有之。則御歩頭赤尾助左衛門賴孝並御歩横目兩人同道に而、右御小屋に赴、右書狀封之儘上之處に、當分行衛不可相知、追而相知在所及承候は、小頭より助左衛門迄可申聞、其節可達御聽旨被仰出。且伊兵衛家來小者一人、前晩暇を出し候由。右小者縮仕置、此旨達御聽候處、其者右之首尾存間敷候間、縮免し可申旨被仰出。

二月十二日。江戸本鄕邸に於いて改田助左衛門、同僚神子田孫七郎を傷つく。

〔參議公年表〕

二月十二日江戸於御上屋敷、改田助左衛門(平左衛門嫡子新番)与神子田孫七郎寛鏡(左兵衛政次子新番)喧嘩。此謂は去極月比より互に存違有之、意趣の様にて兩人不和の處、仲間中致挨拶、互に成誓祓令和睦の處、當四日御番割の義に付、寛鏡過言も有之様に助左衛門聞請、存念難晴存罷在。然今夜仲間中山宗朴(御茶堂)方へ咄に參に付、罷越申間敷哉と、神子田方より改田方へ使を以て申遣す處、依氣滯參間敷旨及返答。依之乍見廻、孫七郎義助左衛門方へ罷越、氣分如何有之哉と相尋るの處、挨拶もなく當四日の意趣覺申哉と脇差拔申處を、寛鏡意趣は不覺と脇差を押申候へば、助左衛門家來も兎角の義不存、一處に脇指を押申處に、側に有之刀を左の手にて拔放し、逆手に寛鏡を突候へば、寛鏡片腹を雖突、深手にて無之、其内小屋向一色伴六郎定政(瀨兵衛長定二男新番)方へ、助左衛門家來爲告知、定政も馳付助左衛門刀を操取、其刻手之内少疵付候。神子田と改田小屋向故、互の締も大橋長兵衛直成(大小將横目)・小泉勘十郎(御持弓足輕頭御横目兼之)に申談、三輪六佐宗共(割場奉行)方へ申遣、足輕二・三人づゝ兩小屋前に夜中差置、小屋出入の者吟味之。

二月十三日、前田綱紀江戸平尾邸に於いて猪鹿狩を行ふ。

〔參議公年表〕

二月十三日江戸御下屋敷へ被爲入、猪鹿狩被遊御歸館之砌、巣鴨町にて町人(新橋源助町町人喜左衛門方店借長崎屋源

(右衛門)日安上之。河地八郎兵衛秀安(御大小将横目)御供に候し誘之。此趣は高麗具足・甲並翠簾・屏風など上げ申度、十ヶ年以前より求置候。可然つで無之に付及此義由。然ども御許容無之。

二月十四日。改田助左衛門自害し、十九日に至りて絶命す。

〔參議公年表〕

二月十四日未明改田助左衛門自害す。指添有之加藤源右衛門眠中内自害仕に付、其儘抱留、家來に脇指爲取申由。御横目中罷越聲を掛候へ共、正氣慥に難相見言語不相調、田中友松疵療治仕、難治の由申。即刻達御聽、大橋長兵衛直成・鹽川安左衛門安貞(各御大小将横目)被遣見屆、書置等無之哉と、諸道具已下相改候へ共無之、父平左衛門喜勝方への一封有之。津田伊織盛昭(新番頭)請取之。

〔政隣記〕

二月十九日、於江戸新番御歩改田助左衛門(改田平左衛門喜勝子)亂心。去る十二日助左衛門方に同組神子田孫七寛鏡(神子田五兵衛政次子)見廻候處、助左衛門脇刺に而孫七を切懸、孫七曾而意趣を就不覺、亂心かと辭を懸て押候所、又刀を拔て孫七之臍下を突、又押候處同組一色伴六罷越刀を奪取。右之首尾に付、與力加藤儀左衛門助左衛門に指添有之。十四日儀左衛門少眠候内、助左衛門致自殺候所押之、十六日助左衛門儀一門共に御預、御扶持被召放。孫七・儀左衛門は無御構、助

左衛門今十九日死す。且十六日被仰出之趣。
改田助左衛門及其節自害仕候儀、亂心無紛に付、段々無十方仕形候得共、被成御容免、一門共に御預、御切米・御扶持方被召放候。神子田孫七儀、助左衛門亂心之上は御構無之候間、如元可相勤候。

三月九日。前田綱紀將軍より拜領の馬を保科正容等に觀覽せしむ。

〔參議公年表〕
三月九日御拜領の御馬就被掛御目、肥後守正容朝臣・保科兵部少輔殿・溝口帶刀殿・小堀大和守殿・松平左門殿・土岐格庵老御招請、御勝手内記利重君・横山内記殿・本多蒲兵衛殿・中川喜左衛門殿・横山左門殿・前田織部殿・横山主殿殿・牧野犬松殿・木下順庵・前田了心等也。於馬場被掛御目、御前先達而御馬場へ御出、正容朝臣初御客衆段々御出、横山左門殿先達而緣へ御出御案内有之に付、御露地口に比良唯右衛門（三十人頭）扣有之、御露地の者兩人召連參上、御草履直之。御馬場へ奧村兵部・多賀新左衛門直方伺候す。御馬裸にて牽出、荻原久左衛門（御馬乘）乘之、（立間蒲黄手綱漆面繊紫）相濟被寫入、御能有之。

志賀　織部　源七　碇潛　平四郎　與平次
六浦　織部　六郎兵衛　葵上　平四郎　六郎兵衛

柏崎　同人　源七　春榮　市十郎　源七
祝言　左平次　與平次
末廣　仁右衛門　しどう方角　同人　福の神　同人

三月廿二日。小鳥網禁止の區域に關して令を傳ふ。

〔參議公年表〕

御城より三里之内にて小鳥網はり候事、跡々より御停止候處、三里四方与被心得衆も有之候哉、頃日あみはり申者も有之由、御横目衆被申候條、彌御城より三里之内にて小鳥あみ御張有之間敷候。勿論御家來等迄急度可被仰渡候。御披見候而御名之下可被御判形候、以上。

三月廿三日

三月廿六日。前田綱紀將軍より拜領の馬を織田伊豆守等に觀覽せしむ。

〔參議公年表〕

三月廿六日御拜領の御馬爲可被掛御目、織田伊豆守殿・松浦肥前守殿・津輕越中守殿・松浦織部殿・加藤遠江守殿・織田信濃守殿・織田對馬守殿・同式部殿・同内匠殿・津輕出羽守殿・最上刑部殿・同右京殿・金森左京殿・加藤平八殿御招請、御勝手前田宮内殿・前田相模守殿・横山内記殿・同左門殿・本多彌兵衛殿・坂井八郎兵衛殿・土屋惣兵衛殿・岡田將監殿・同忠三郎殿・諏訪久

助殿・横山釆女殿・竹田法印等也。於御馬場御馬被掛御目、相濟御能。

御裳濯　平四郎　六郎兵衛　　忠　度　九　郎　與平次

松　風　九　郎　源　七　　邯　鄲　平四郎　六郎兵衛

自然居士　九　郎　金森左京　　歌　占　平四郎　源　七

元服曾我　九　郎　源　七　　小　督　市十郎　與平次

鵜　飼　九　郎　六郎兵衛　　張　良　左平次　源　七

亂　平四郎　與平次

三月廿八日。御馬奉行野々村仲右衛門・御臺所奉行野村四郎左衛門を追放に處することを決す。

〔袖裏雜記〕

野村・野々村手前之事、とかく申分けは有之間敷候。今少此者共支配方の者其外段々遂吟味候はゞ、悪事はいまだ出可申候。然上は躰により死罪難遁可罷成も不知候。此度之せんさくにても、もはや申分け無之は聞候間、兩人共に追放可然候。但今一往も吟味之上可然候はん哉。とかく各存寄承、其上にて猶又可申出候と、三月廿七日御親翰。其御端書に、猶以此趣筑後・玄蕃・因幡へも示談尤に候と被遊。此御請之留不見。此次に野々村・野村事追放可然之由、彌

其分可然存候。此上せんさく候とも別條無之、とかく申分けは有まじく候。但野々村事は外に少々悪事有之候ても、野村とは違事之外かろく候。午去馬代を自分に遣失候事、此一事尤申分立不申候。尤自分に取遣候へども、人目を忍び取失候とは違申事候。かやうの奉行役仕ものゝ、ふつと仕間敷作法を犯候故、先以追放之罪難遁存候。いかやうの不調法仕出候而も、不存菩義は過ち一偏に候故、前々も閉門等申付候。野々村事は一旦之過ちにては無之、存たくはへたる事に候へば、件之族より一等おもく存、追放と申事候。野村事は、過分之金銀等取失たる事は不承及候へども、私曲之仕様野々村よりはるかにおとり、目を忍たる程之事に候へば、死罪にもと存候へども、此砌之義、其上事立候而盗取候と申程の様には不相開候故、死罪迄は無之候。併出入之町人、所々の様子、支配之者への仕様、重々不届之仕合、奉行役之者には此作法聊も仕間敷事に候へば、彼是以野々村に對候而は、野村罪科重く存候。追放候とも差別可有之事候。其僉儀候而及沙汰可被申候と、三月廿八日御眞翰。其御請に如御諚野々村・野村差別御座候。仲右衛門義は前々御追放之者之通被仰付、四郎左衛門義は闕所被仰付、御追放被成可然奉存旨申上候處、各僉儀之趣可然存候。此外存寄曾而無之候。其方にても彌替る了簡無之候はゞ、明日にも可被申渡候と、右御請に御裏書。

今案、野々村仲右衛門は知行高千石、御大小將組にて御馬奉行也。成瀬内藏助へ御預之後

追放被仰付候也。野村四郎左衛門は知行高二百三十石、御臺所奉行也。前田權佐に御預之後追放被仰付。其外委細未考。

閏三月十一日。前田綱紀、寶生九郎を召して仕舞を奏せしむ。

〔參議公年表〕

閏三月十一日保生九郎被召寄、於表御居間御目見被仰付。披露野村與三兵衛重德。畢而於御小書院二之間御料理被下、相伴重德。重而於御前仕舞等被仰付、入夜亥刻御暇被下。

閏三月廿一日。前田綱紀登城して德川綱吉の能を見、又自から演ずべきを命ぜらる。

〔政隣記〕

一、閏三月十五日御登城之所、牧野備後守殿を以、來る廿一日御能被遊候間可有拜見旨上意、綱紀公にも御能可被成旨、御目見之刻上意。依之十六日以來御能御習仕、廿一日朝六半時御登城之處、甲府・御三家御一席に而御拜見。御能七番内、邯鄲・橋辨慶・亂公方樣。脇半園信濃守・富田大學亂。右に付左之通御書被成下。

習仕はなしと訓む

昨日於二丸御能拜見忝仕合候。天氣茂能御機嫌殘所無之、恐悅不過之候。然者御能以前御

目見被仰付、御懇之上意、御饗應並御能拜見之節も、御三家方御同席に被召加、且又御能相濟、重而御前に罷出候處、種々忝御諚、重疊難有御事候。右之趣爲可申聞如此候、謹言。

閏三月廿二日　　加賀守

本多安房殿

奥村壹岐殿

奥村伊豫殿

前田備後殿

長九郎左衞門殿

横山左衞門殿

右之趣於金澤茂爲承知、安房殿・壹岐殿・伊豫殿より御觸有之、右以前にも左之通御觸有之。

（金澤にての觸は四月九日なり）

今月十五日例月之爲御禮、中將樣御登城被遊候處、御目見前牧野備後守殿、其外御老中方御列座に而、來廿一日公方樣御能被遊候間、可有御拜見旨上意之趣、備後守殿御演述候。其以後御目見之節、備後守殿右之御禮御申上、段々忝思召候趣御老中御挨拶、其上に而加賀守樣にもこ御挨拶有之時、御能被成候樣にと御直之上意に付而、一向不得被遊候得共、御諚之儀に御座候間、何分にも御勤可被成旨被仰上候得者、御尤之御請之由阿部豐後守殿

御挨拶。種々御懇之上御能御拜見、且又加賀守樣にも御能可被成旨御直之上意、重疊難有思召趣、爲御意前田佐州より申來候付、爲承知申入候、以上。

閏三月廿八日

奥村壹岐
奥村伊豫
本多安房

右之趣於江戸は、御歸館之上頭分以上に可申聞旨被仰出、御使番以上御小書院二の間に列座、佐渡孝貞演說之。右御能御拜見爲御禮、金入織物二十卷・硯箱料紙箱同月廿七日御獻上。同廿八日御登城之處、甲府公・御三家・綱紀公來三月三日御能可被成旨被仰渡。

三月は四月なるべし

四月三日。前田綱紀柳營に登り能を演ず。

〔政隣記〕

一、四月三日公御能被遊候に付、卯刻迄御登城、二御丸從御玄關被爲入、御成前內御廊下通御樂屋御部屋に被爲入、御裝束。二間三間に御緣御雪隱等有之、御掛手拭等も有之、疊表替有之幷に候得共、以毛氈鋪有之、御臺子一脚、坊主衆兩人附有之。

服紗御袷・布上下、多賀新左衞門直方・生駒右近直政、御櫛役辻市右衞門重賢、開番土方勘解由氏陳樂屋御供。且下馬より御玄關迄之御供を兼て勤之。御下之節右近御腰物役、新左衞門・

市右衛門共に御玄關ゟ出、頭分御供之通罷在。右四人之外御樂屋ゟ、竹田平四郎御櫛役、御先ゟ御裝束御長持に入罷越、右四人之侍分ゟ加り御樂屋御供之分也。以上五人は戶田山城守殿ゟ御詩相極而、各裝束服紗袷布上下着用。諸橋市十郎は、保生九郎才覺を以、御供与無之參上。御裝束直藤田太右衛門・山口半助儀、山田藤右衛門才覺を以御樂屋ゟ相詰、平岡五左衛門親仍・永井傳七郎正良・高田久兵衛種德・津田半太夫、晝相代ニ御丸御玄關に相詰。公御能御勤以前、御部屋迄若御年寄稲垣安藝守殿を以杉重御菓子御拜領、御能前御頂戴。御下は御樂屋御供之人々、並御相手相勤候御役者中、其外御部屋御用相達候坊主衆ゟ被下之。御能不始前、牧野備後守殿兩度、大久保加賀守殿一度、御部屋ゟ御見廻也。御供之人々ゟも、從公儀御菓子・御酒御櫓に而被下之。かよひ坊主衆、御茶漬御用意有之候得共、公不被召上。御能八番如左。

羽衣　紀伊中將

櫻川　公

江口　尾州中納言

春日龍神　甲府宰相

龍田　紀伊中納言

紀伊中將綱教

尾張中納言光友

甲府宰相綱豐

紀伊中納言光貞

水戸宰相光圀
尾張中將綱誠
水戸少將綱條

海　人　　水戸宰相
杜　若　　尾張中將
小鍛冶　　水戸少將

辰下刻御成、巳刻御能始而、二番目櫻川公被遊、爲御後見保生九郎・竹田平四郎、橋掛より御供罷出。御出歸之時分は、九郎は切戸より出、平四郎迄橋懸より御供に出、兩人共熨斗目・長上下、惣而御舞臺ゑ出候御役者中、少さ刀は帶不申に付不帶之。右櫻川被遊候後、追付服紗御袷・御布上下に被召替、御座敷ゑ御出。公方御見物所ゑは、御舞臺先より四間餘有之。御右之方御衝立建、日光御門跡御見物。其次御衝立建、甲府殿御見物。其次又御衝立建、御三家・綱紀公及御三家御公達御同席御見物。惣而今日之御能には御老中方・御役人衆之外は、御譜代大名衆も見物無之。綱紀公御相手左之通。

櫻　川　公　　六郎次郎　　六郎左衛門
　　　　　　　一郎兵衛　清六

御能相濟、申刻御退出。御三家は直に御歸邸、公は直に御老中方御勤。

先頃如申遣、自分之能上覽可被遊旨先達上意有之。昨二日、於二丸御三家方・甲府殿ゑ御能被仰付候節、手前も櫻川相勤候。終日御機嫌能、兩度迄致御目見、御懇之御諚、其上於御樂屋、以稻垣安藝守殿御菓子拜領之。殊更御能之內、並御饗應之砌も、御三家御同席ゑ被

召加、重疊難有仕合候。此儀爲可申聞如此候、謹言。

四月四日　　　　加賀守

本多安房殿
奥村壹岐殿
奥村伊豫殿
前田備後殿
長九郎左衛門殿
横山左衛門殿

右之趣同月十六日爲承知御觸有之。

本文四月三日の條に在り

四月十二日。前田綱紀就封の暇を受く。

同月は四月なり

〔政隣記〕

一、同月十二日上使以大久保加賀守殿、御國に之御暇被仰出、御例之通御拜領。從御臺樣も御使根津三太夫殿を以、同斷御拜受。追付御登城御目見、御例之通御拜領物等有之。前田佐渡御目見。依之翌十三日金澤安房等に御書被遣之、同十七日御觸有之。

〔參議公年表〕

今月十二日爲上使大久保加賀守殿、御歸國之御暇被仰出、如御例御時服・白銀御拜領。追付御登城被遊候處に、於御座之間御懇之上意、御手自御熨斗鮑御拜戴、殊に御鷹・御馬御拜領被遊。且又前田佐渡御目見被仰付、重疊之御仕合之旨、拙者共にも被成下御書候。寔以目出度御儀、恐悦不過之候。右之趣支配中にも可被申聞候、已上。

四月十七日　　　　　　　　　　奥村伊豫

〔德川實紀〕

四月十二日、臨時朝會あり。松平加賀守綱紀はじめ、就封の暇たまふもの十七人。

四月十三日。富山侯前田正甫江戶に着し駒込邸に前田綱紀を訪ふ。

〔參議公年表〕

四月十三日紀伊守綱長朝臣淺野御招請御能あり。此日大藏大輔正甫朝臣御參府、直に御中屋敷に被爲入、御對顏。

四月二十日。先に大聖寺侯前田利明用銀の周旋を加賀藩に求めたるに答ふ。

〔袖裏雜記〕

貞享三丙寅年四月、飛驒守樣より佐分儀兵衞を以、前田佐渡迄御借金之義被仰越候留。

一、此帳之趣は本鄕之御屋敷に輕御作事被成度、御入用銀三百貫計に而出來可申、此內百貫目計は調達出來可申、其餘二百貫目計之分、加賀守樣御借銀相調候町人へ、佐渡より申遣調候樣被成度旨に付、佐渡より四月十七日奉得御內意候處、何之被仰出も無之に付、此方御入用御指つかへ、町人深江屋庄兵衞に才覺之處、御作事等之御入用增二千貫目計不足、重而相調候樣申達、種々才覺漸出來。右之趣故、深江屋外御かり銀調可申心當無御座。此趣に候へば加賀守樣に難申上候間、其心得被成、何分にも宜被仰上旨、四月廿日佐渡より佐分儀兵衞迄以紙面申達。

本文は幕府の令なり

四月廿二日。駄馬の負擔する重量に關する幕府の令を領內に傳ふ。

〔改作所舊記〕

道中宿々往還之面々荷物之貫目、御定より近年少々重きも有之候而、一駄荷乘掛こもにこめ馬出し、步行持之荷物も重く候故、人足も增を出し、且又からしり馬の荷物も多、迷惑之由其聞有之候間、御定の貫目より重からざる樣に、拙者方より何茂に觸可相觸之旨、御老中被仰渡候、以上。

四月　　高木伊勢守

〔參議公年表〕

四月廿二日、當十五日公儀より道中宿々荷物貫目之義に付御觸。公儀より御書出前にあり。

道中宿々往還之面々、荷物貫目御定より重きも有之由に付而、高木伊勢守殿より御觸之趣、御分國中急度可相觸候旨依被仰出、則伊勢守殿より來候御書付寫候而達之候間、被得其意、組中へ被申渡、御請を取置、其趣各書付可被上之候、恐惶謹言。

丙寅四月廿二日　奥村伊豫

奥村壹岐

本多安房

四月廿七日、前田綱紀陽に本日歸國の途に就きたることを發表す。

前將軍德川家綱の法事近きにあるを以てなり

〔參議公年表〕

四月廿七日御上屋敷御作事爲御用、河地八郎兵衛秀安（御大小將横目）並古江珍左衛門定昭（御大小將）被殘由被仰渡云々。今日より御發駕分にて、御上屋敷・御中屋敷共に御留主い格被仰渡。

五月四日、浦方にて船及び船具を拾得したるもの、取扱に關して令す。

〔改作所舊記〕

浦方へ船並船具、其外何に而も寄物拾候者、半年相待、其内主知候におゐてハ相渡筈に候。

主知不申候へば、六ヶ月過七ヶ月目其拾主へ被下御定候條、何に而も拾候者、早速書付を以可及案内候。其注進書付に、右之趣令裏書可相渡候、以上。

丙寅五月四日　　服部宇右衛門

林　十左衛門

浦方裁許三部十一人名中

（三部は加賀なり）

五月四日。前田綱紀江戸を發す。

〔參議公年表〕

五月四日、今日より八日迄嚴有院殿七回御忌御法事、於神護寺御執行、奥村壹岐庸禮奉行之。

此日快天江戸御發駕巳刻。

五月九日。幕府の新たに發したる服忌令を領内に布達す。

〔參議公年表〕

前月廿七日大久保加賀守殿に御家來御招、今度御改之服忌令御渡候條、彌向後御改之服忌令之趣、堅守之候樣に可申觸由御意之旨、前田佐渡より申來に付、則服忌令寫遣之候。被得其意、組中被申觸、人々御請を取、其段書付可被之候。

一、穢之義者先前之通可相心得候。然共公儀に懸り候義者、今般御改之穢之趣可相守旨被仰

出候條、可被得其意候、恐々謹言。

丙寅五月九日

奥村壹岐

奥村伊豫

本多安房

五月廿一日、藩侯の命ずる所は之を嚴守すべきを令す。

〔御定書〕

前々より萬端被仰出候得共、ゆるかせに御座候故、漸違背仕かと被思召候。惣而御意之趣心得違などゝ申儀有之間敷事に候。當御在國中被仰出候筋於相違者、畢竟不用御下知与可被思召候間、此段何茂申聞置候樣被仰出候條、急度可被得其意候、恐惶謹言。

五月廿一日

奥村壹岐

津田玄蕃

五月廿八日、金澤に於いては毎月廿八日の登城に常服を用ひしむ。

〔御定書〕

本文は視翰なり

於金澤毎月廿八日何茂常之通之服に而可相詰、於江戸は朔望廿八日同事之服たるべし、以上。

寅五月廿八日

〔可觀小說〕

一、毎月廿八日江戸表に出仕麻上下也。御當地も貞享三年迄は麻上下着用之所、五月廿八日被仰出候に、向後於御當地は可爲常服、於江戸者可爲麻上下候云々。大猷院様御代今日之御目見者可被指止旨御沙汰有之候所に、東叡山の南光坊佛家の說を以、今日者二十八宿を表したる事に候間、御目見有之可然旨申に因て、于今相止不申候。然者江戸表之義者格別に候。既に今日前々より御目見無之上者可爲常服旨云々、御諚有之候。

六月四日。現に効力を失ひたる藩侯の印物にして郡中に存するものを提出せしむ。

〔改作所舊記〕

御郡中に有之候御印之物、當年御歸國以後可上之旨、去年被仰出候。今般可上之候間、御吟味候而、御印本紙不殘御取集可被指越候。一紙之内に、只今用申又用不申一書之御印も可有之候。其分も不殘御取上可被指越候。勿論去年御印之寫共被指越置候。若もれ申儀可有之候間、彌被入念、殘り不申樣に御吟味可有之候、以上。

六月四日　　　　御算用場

右御算用場紙面寫遣候條、可得其意候。勿論去年寫仕出し申外にも、御印之物有之者彌令吟

味、此度可上之候、以上。

服部宇右衞門
林　十左衞門

十村連名

右御紙面之趣承屆申候。私共組下村々不殘相尋候へ共、只今用不申御印所持仕者無御座候、以上。

林　十左衞門殿
服部宇右衞門殿

六月五日。笠の着用に關する心得を定む。

〔參議公年表〕

六月五日笠之義被仰出。

笠御免被遊候者、並を見合申に及ず着用可仕事。

一、御途中にて御馬沓打申時分など、御おり立被遊、暫御步行被遊候刻、何も笠脫候て御供可仕候。御おり立被遊候當座之儀者各別、最早御步行被遊候はゞ、笠着用候而御供可仕事。

六月十日。領內の鍛冶に關して調査を命ず。

〔改作所舊記〕

覺

一、百年計以來御郡方宿々、山方浦方によらす刀・脇指並鑓・長刀等打候鍛冶有之者、何こ申鍛冶之流に而、鍛冶銘何こ打來候哉之事。

一、今以右流之鍛冶有之者、代々銘何こ切申哉之事。

一、只今迄右流之鍛冶有之候而も、代々之内銘替候者其段書記可申事。

一、只今迄之内たえ申鍛冶候者、其絶候時代書記可申候。是又絶候迄之内銘替り候者、其わけ書記可申候。

右之通津田玄蕃殿・奧村兵部殿被仰渡候に付、其趣申觸候。聊無油斷吟味仕爲書上可申候。家次こ申鍛冶之末、能美郡能美村に今以有之候。淸光与申鍛冶、先年は石川郡泉村に居住仕儀も有之由に候。同郡額谷村景光こ申鍛冶、劍村にいつてつこ申鍛冶、是は定而跡可有之候。此外何れ之村に而も、鍛冶之有無委細系圖具に可及案內候。急に樣子承候者、若相違之儀可有之候間、當月中右之品々可及案內候、以上。

六月十日

林　十左衞門

服部　宇右衞門

六月廿六日。金澤に謫せられたる前伊豫西條侯一柳直興その罪を許さる。

〔參議公年表〕

六月廿五日戶田山城守殿より、御家來の內御用有之旨申來、則土方勘解由間番罷出る處に、山城守殿御逢仰渡趣、一柳監物老衰被致候間、御領內何方にても被指置、家來も監物自分に被召置候樣に仕度旨、御門跡より御願被成、今度赦帳に乘せ上候に付、右願之通に被仰出候。此段御門跡より御案內可有之旨被仰渡、則飛脚を以て及言上云々。

〔葛卷昌興日記〕

七月一日。一柳監物殿之事、今度上野御法事に付、日光御門跡依御願、御領國之內何方に成共御居住、且又御家來も御心次第可被指置旨御免許云々。此旨昨日從江戶申來候由也。

〔德川實紀〕

六月廿六日、こたび嚴有院殿御法會により、先に丹羽若狹守長次にめしあづけられたる荒川出羽守定昭並に子右近定恆・左門定由・新五郎正容、酒井靱負佐忠囿に預られし稻垣對馬昭友並に子平八郎周爲、松平加賀守綱紀に預られし一柳監物直興（中略）みな赦を蒙る。

六月廿八日。儒臣室直清等をして束髮せしむ。

〔葛卷昌興日記〕

貞享三年六月廿八日天晴晩方陰。

佐々常憲・同有廸・室順祥事束髮之願申上候處、尤被思召候。左候はゞ束髮仕、向後侍役相勤之、且備之御用も可相達旨、一昨日被仰出候由也。

七月六日。本多安房守の臣庄司與右衛門切腹を命ぜらる。

〔參議公年表〕

七月六日庄司與右衛門安房守家來切腹爲檢使、井上久太郎・永原治兵衛政張、並御徒横目一人罷越、於與右衛門居宅切腹。一門共並に安房守方より家老・横目役罷出、且又路次爲案内歩之者御城迄指越。

七月六日。田地の積に反字を用ひるを止めて段字と爲さしむ。

〔岡部氏御用留〕

段

向後田地一段・二段に此文字書可申由、御改作御奉行樣より被仰渡候間、左樣に御心得可被成候。必前之反の字など書上申間敷旨、堅被仰渡候、以上。

七月六日　　詰番堀樣手代　兵右衛門

奥郡惣代　少左衛門

奥・口は能登奥郡及び口郡なり

奥・口十村様方

七月十一日。前田綱紀、一柳直興の赦免を謝する使者を江戸に派す。

〔参議公年表〕

七月十一日、一柳殿の義に付、爲御禮使横山牛之助御馬廻千石江戸に赴く。八月五日歸。

七月十五日。能美・石川郡の境松洪水の爲に流失す。

〔改作所舊記〕

一、往還筋能美・石川郡境松塚共に、七月十五日洪水に流失、同月廿七日植次申渡。尤植申御、境村役人立合、申分無之書付取、石川郡山廻下柏野村五郎兵衛を出し植させ申事。

七月十七日。死去人の遺書に關する形式を定む。

〔御定書之抄〕

組頭或裁許人方より、死去人之遺書上之申節、只今迄は其せがれ之一門縁者書付上之申候。向後其死去人之一門縁者書顯可申候。せがれ近き縁者は別封に相調可上之旨、前田佐渡殿被仰渡候、以上。

七月十七日

貞享二年二月晦日の條參看

七月廿一日。金澤の町奉行等、再び地子肝煎を增員せんことを請ふ。

〔國事雜鈔〕

金澤地子肝煎、只今十一人に而相勤申候。年々地子所廣く罷成、只今家數八千三百二十六軒御座候。地方肝煎一人に七・八百軒裁許仕候。外に侍方・寺社方・本町地子銀取立候家數千三百八十餘御座候に付、地子肝煎共手に餘不縮に罷成候間、肝煎三人御增被成、十四人に被仰付候者、肝煎間遠之處に相立、裁許之家數致割符、向後縮能樣に申付度奉存候。以御序被達御聽可被下候、以上。

丙刁七月廿一日

里見七左衞門

岡田十右衞門

本多安房殿

前田佐渡殿

奥村壹岐殿

奥村伊豫殿

八月朔日。大聖寺侯前田利明就封の爲江戸を發す。

〔參議公年表〕

同日は八月朔日なり

一、同日飛驒守利明朝臣御歸國の爲御發駕。

八月二日。伊豫小松城主一柳直治の使者金澤城に登る。

〔參議公年表〕

八月二日、一柳兵部少輔直治より、使者棚橋忠兵衛昨朔日參着登城、旅宿より里見七左衛門同道、御太刀馬代銀一枚並兩種進物有之。岡嶋市郎兵衛元爲奏者五千石取次之。年寄中不殘被出、使者へ挨拶あり。御色代當番人並橋爪・三之御丸御番人各布上下着用。三ヶ所石川・河北・橋爪御門へ物頭割場奉行罷出る。但石川・河北與力番人並中御色代御歩番所、跡々より上下不着。

〔葛卷昌興日記〕

八月二日、一柳兵部少輔殿より御使者を以、御太刀馬並兩種御進贈也。是今度御同姓監物殿之事、御願之通御領内御赦免之御禮也。佐渡罷出御返答可申遣旨被仰出也。

八月七日。一柳直興に使を遣はして今後親戚互に信を通ずるを免されたることを告ぐ。

〔葛卷昌興日記〕

八月七日。今日一柳監物殿へ、岡田十左衛門・井上久太郎御使に被遣候也。向後御類中に而も

御音信等之事不苦哉之由、先頃戶田山城守殿江御伺被成候處、不苦由御指圖被下、其趣被仰遣候由也。

八月十五日。前田綱紀蓮池亭に於いて老臣に宴を給ふ。

〔參議公年表〕

八月十五日於蓮池御亭、安房・佐渡・壹岐・伊豫四人へ御茶被下、御料理一汁五菜、後段御茶被下。已後御庭見物、所々御亭に御菓子等御飾物多。其已後御花畠見物、馬場の方御亭於御前御馬拜見。終而馬場の御亭にて御菓子・御吸物・御酒、右四人江御盃被下。御勝手取持筑後・備前・玄蕃・與十郎・兵部・新左衞門六人へも、於御勝手御料理被下之。人々御差圖にて御酒數篇、年寄中謠、御酒宴夜に入、酉の下刻相濟。御前被爲入、何も御茶被下退去、御馳走人。

野村與三兵衞　永井傳七郎　多賀甚六郎　小泉勘十郎　鹽川安左衞門

御膳奉行　千秋半右衞門

御臺所奉行　野村四郎左衞門（但御前御膳不被召上）

同日夜御月見に付、當番御使番已上、於檜垣の間・二の御間、御菓子・御吸物・御酒被下、所々御番人於御番所、御歩已下於御臺所被下之。

八月。石川郡餿村に於ける藤内等の由緒を上申す。

〔改作所舊記〕

就御尋、私組下之内石川郡劍村領に罷在藤内三人居屋敷被下由緒。

一、藤内藤兵衛・新右衛門・五郎先祖、元和二年奥野紀伊殿・千福權之助殿・菊池大學殿・瀧野左源太殿・坂田源兵衛殿被仰渡を以、居屋敷三人に三百十歩被下候。御證文等所持不仕候。

右之通相違無御座候、以上。

貞享三年八月　　劍村　太兵衛

八月。石川郡笠舞村に於ける非人頭の由緒を言上す。

〔改作所舊記〕

一、笠舞村非人頭左兵衛・次郎兵衛・三郎右衛門、並非人八兵衛、此者共に居屋敷三百歩、承應元年に石川郡中村領野方に而被下罷在候處、寛文十二年六月大水出申時分、川除切込、家屋敷共損じ申に付、其時分御郡御奉行林十左衛門殿・千秋半右衛門殿に、其段御斷申上候へば、笠舞村に而替地三百歩被下候。御證文等所持不仕候。

右之通相違無御座候、以上。

貞享三年八月　　十村　石川郡田井村　二郎吉

服部宇右衛門殿

林　十左衛門殿

〔改作所舊記〕

御尋に付、乍恐石川郡笠舞村領に罷在申非人頭由來之事。

（付札）九十五歩　左　兵　衛

九十五歩　次　郎　兵　衛

一、三百歩居屋敷　六　十　歩　三　郎　右　衛　門

五　十　歩　八　兵　衛　後　家

右非人頭共居屋敷、承應元年才川筋石川郡中村領野毛之内、御奉行樣横山外記樣・熊谷久右衛門樣・津田治右衛門樣・宮崎太左衛門樣・御代官衆樣御出に而、御日分りやうに御繩はり之内被爲懸御意候。然處に寛文十二年六月大水に御川除切込、家並居屋敷共にながれ申に付、其時分御郡奉行樣ゟ御歎申上、同郡之内才川筋笠舞村領川原野毛之内、爲替地歩數三百歩、寛文十二年九月被下罷在申候。御印之物所持不仕候、以上。

貞享三年九月　笠舞村非人頭　左　兵　衛

次　郎　兵　衛

三　郎　右　衛　門

藤內頭　三右衛門殿
同　仁　藏殿

右笠舞村領に罷在申非人頭共居屋敷由來、御尋に付書上申通相違無御座候、爲其奧書仕上申候、以上。

藤內頭　三右衛門
同　仁　藏

十月十二日。凶作なるを以て收納米の檢査を寬大にすべきを告ぐ。

〔參議公年表〕

一、當地も穗出申時分より、雨風繁御座候に付、穗痛、實入うすく、くだけ米多罷成、米惡敷御座候。就夫年貢米、例年之通吟味仕候而者、百姓ども難義仕、第一納所相滯可申旨奉存候間、ぬか・粃・粉米を除、痛米・うすみ米等無構請取申樣に、御代官並給人中、且又藏宿共へ被仰渡候樣に申上度旨、改作奉行書付上之奉窺候處に、願之通に可申觸旨被仰出候條、可被得其意候。勿論組中に可有御申觸候、已上。

十月十二日　御算用場

十一月七日。前田綱紀自から奧村庸禮の病を訪ふ。

〔政隣記〕

一、十一月朔日奥村庸禮病に付、奥村兵部を以御懇之御意、頭巾二・枕屏風一双被下之。同四日御使番堀勘左衛門を以、頃日蜜柑給候由就被聞召、蜜柑一籠被下之。同七日御成、御先は安房・佐渡・伊豫・筑後・玄蕃・新左衛門罷越、路次之玄關より被爲入、壹岐左右に多賀豫一右衛門・野村與三兵衛指添、安房御挨拶申上る。同五日にも、御使番神保長右衛門良繼を以病氣御尋也。御成日、御持筒頭御近習稻垣三郎兵衛安根を以て、御茶二種・蜜柑一籠・串海鼠一箱被下之。

〔參議公年表〕

十一月七日壹岐病氣爲被訪御成。御裝束布御上下年寄中並筑後・玄蕃・新左衛門御先へ參上、各布上下永井傳七郎御馬廻頭・津田求馬儀長御小將頭各上下御供中は羽織袴、御横目永原治兵衛。

十一月十三日。老臣の職名を定む。

〔政隣記〕

一、同十三日左之通被仰出。

大年寄或云大老　本多安房政長安房は最前より此職也　前田佐渡孝貞　奥村壹岐庸禮

奥村伊豫時成

十一月なり

人持組頭或云七手頭　前田備後直作　長九郎左衛門尙連　横山左衛門英盛

年寄役或云家老　横山筑後正房　津田玄蕃正忠（二千石御加增先知合壹萬石内千石與力）

奥村因幡悳輝（千石御加增先知合五千石内五百石與力）

若年寄　前田對馬孝行　前田備前直親　多賀新左衛門直方

御前に而年寄中之儀に付申上樣被仰出之覺書、但御親翰之寫。

一、安房並之面々は、御前に而は大年寄中、又は歷々之面々は大年寄共ヶ樣に申上候と可申候。私に申時は、大老衆・大御老中共可申候。寄合などゝ申儀は一向無之候事。

一、備後並は人持組頭、又は七手之頭中と御目通に而可申候。尤人持組頭又は七手之頭と申事は、安房・佐渡・壹岐・伊豫・備後・九郎左衛門・左衛門、此七人之義により、其内安房並に、七手之頭より大年寄相兼申義に候。

一、大年寄役と申事は無之候。大年寄中と迄申事に候。

一、筑後・玄蕃・因幡、御目通に而者年寄中又は年寄共ヶ樣に申上候などゝ可申候。又安房並・筑後並同じ候而申時は、大年寄中其外年寄共ヶ樣に申上候と可申候。又筑後並之義、押立たる紙面に調候時は、御家老役と記可申候。私に筑後並を申時は、年寄衆・御家老衆と可申候。御老中と申候而も不苦候得共、公儀に紛れ候而いかゞ候條、御老中と申義遠慮可仕候歟。

一、備前並御目通に而は若年寄中、若年寄共と可申候。私に申時は若年寄衆と可申候。若御老中と申義不宜候。

十一月廿四日。本年不作なりとも百姓皆濟の義務を怠るべからざるを告ぐ。

〔司農典〕

一、當收納皆濟之儀不及申、先頃申觸候日限より内に者皆濟可仕儀に候得共、一統之風俗を申立皆濟はか取不申村々も有之儀与存候。近年作毛も打續宜敷候處に、今年之作躰不宜候迚、納所方遲々可仕儀に而は無之候。當年之儀に候得者、百姓手前に米拵貯置皆濟仕義は無之筈に候。ヶ樣之年は百姓進退投打、何卒一日も餘村より先に皆濟仕儀本意与存候。御改作之御法大事之儀に候。年貢皆濟之才覺油斷仕、十村並御扶持人申付儀相滯申者有之候はゞ遂吟味、何村誰々与書付候而可及注進候。御縮之儀に候間、急度追出可申付候。村々廻候而肝煎・組合頭等申談、早速埒明候樣可仕候、以上。

（皆濟の次不字脫歟）

寅十一月廿四日　山本仙之丞

毛利又太夫

中村四兵衛

小塚善左衛門
中村彌兵衛
園田左十郎
中村助左衛門

口郡十村中

十一月廿六日、一柳直興初めて金澤城に上り前田綱紀に謁す。

〔葛巻昌興日記〕

十一月廿六日。今日一柳監物殿初而登城也。八半時過也。於小書院御對顏也。但先於竹之間暫滯座之後、小書院へ御招也。孔雀之杉戶際へ被參刻、其邊迄御出向被遊也。監物殿老衰故躰、眼聊も不見。依之里見七左衛門手を引、且着座之内も介添也。監物殿より御太刀馬代進上、御奏者披露之。御對談、畢而御料理出。於是被爲入、相伴は永原權太夫也。安房・佐渡・伊豫挨拶に伺公也。御引茶被遊、且御盃被遊也。其間御囃子之有。

高砂　平四郎　市佐 治左衛門　太右衛門 長左衛門
江口　市十郎　孫兵衛 二郎兵衛　長九郎

猩々　左平次　勘右衞門　倉七
　　　　　　　惣太夫　長左衞門

御盃被遣之、御脇指遣之、佐渡持出［　　］、御刀は片山一文字百貫、御脇指は備前光廣百五十貫、
且又監物殿家來三人御目見。

高峯十郎左衞門
崎田伊織
齋藤主稅

右三人一同に罷出、披露は［　　　　］、御目見畢而退出。重而右之次第に一人宛被召出之、御盃被下之、御脇指被下之。

來國光	三枚	玄蕃授之	十郎左衞門
長盛	三枚	因幡授之	伊織
雲重	三枚	玄蕃授之	主稅

右畢而被爲入、其間に監物殿盃安房・佐渡・伊豫へ御指之由。御納之時分又御出座、七半時過監物［　　］孔雀の杉戶之［　　］御出候時御出迎被遊、御會釋有て被爲入。御給仕之輩其外も常服に麻上下也。御飾雪舟之三幅對・立花二瓶、御棚に御香爐且鹽屋之御硯也。監物殿爲右之御禮、大年寄中・御家老役・若老中宅へ御越候由。

〔參議公年表〕

十一月廿六日一御殿御招請に付登城、里見七左衞門同道す。於小書院御對顏、御料理三汁十菜、御囃子三番被仰付。監物殿へ御腰物片山一文字代金五枚・御脇差肥前廣光代百五十貫被進、佐渡持參之。監物殿家來三人へも御料理二汁七菜被下之。則於小書院御目見、御盃被下之。高嶺十郎左衞門へ中脇指來國光代金一枚、崎田伊織へ小脇刺生田長守代金三枚、齋藤主税へ小脇刺肥前雲次代金三枚被下。

十一月廿九日。跡目相續の場合に於ける服裝等に關して心得を諭す。

〔續漸得雜記〕

一、跡目被仰付、又は墨付頂戴之御服紗小袖。右御禮申上候時分は、のしめ勝手次第に着用可仕候。此段覺可罷在旨、伊豫守殿御申聞候事。

一、三の一遺知被下候与申は惡く候。三ケ一与唱宜事に候旨、伊豫守殿御申聞候事。

一、加領与力与申は惡く候、本組與力与可申旨、伊豫守殿御申聞候事。

一、諸事被仰出之趣、本人より前後取次に而可申上由被仰出候事。

寅十一月廿九日

十二月八日。由緒ある百姓の襲名に關する手續を定む。

〔被仰出之品等拔書〕

本文は親簡なり

先代より令扶持候百姓共、毎度親之名に被成下候間、此度も可爲其通哉之由。前代之義は百姓に不限、其例有之候。當代に而者、無味に徒者末々無由緒族迄も、親の變名に改之候。近年其沙汰無之上者、百姓に限り前代の例不可引之候。併都而有子細候者は、如先規親之名に申付候とも不苦候へども、別に有子細者は有之間敷候哉。只今は跡式申渡以後印物等遣事に候間、諸式申付候上にて、親の名にのぞみ候者は、算用場迄相斷改親名、其上言上候はゞ遣候印物も其名に可調候。併是以放埒に親の名に成候事はいかゞに候。領國中誰々とかねて相定達聽置、其者共之内跡式の上願候はゞ、親の名に改候樣に令許容尤候。勿論不願族は不及其沙汰候、以上。

たとへば此度の者は、親の名不願候而、自分に付來通にて有之、又其子祖父の名願候はゞ、子共の名と同斷に候間、許之可申候。若又其親一代の名などは、及許容之沙汰間敷候。代々付來候名迄の事たるべし。

十二月八日

十二月廿七日備前へ渡之。

御扶持被下候百姓跡職等被仰付候上、親之名に奉願候はゞ先頃被仰出之趣奉畏、代々御扶持被下候百姓吟味仕、書付差上候樣に津田宇右衞門に申渡置候。荒屋村善次・皆月村彦太郎・小

山村又兵衛・鹿磯村次郎三郎儀は、御扶持等被下候義申渡相濟、今般御印物調之申候。就夫四人共に先祖より之名に罷成度旨奉願旨、宇右衛門申候間、其通相調候樣に土師清太夫に可申渡哉、此儀奉窺之候、以上。

十二月　日

前田佐渡
奥村伊豫
本多安房

十二月十日。徳川氏大奥の女中ふり罪あるを以て家中原三郎左衛門に預けらる。

〔參議公年表〕

十二月十日。御城女中ふり爲道案内、瓜生又七郎(御歩行)足輕四人召連、平川口迄參上。則右女中乘物にて、加藤四兵衛殿(御廣式添番)・宮地清兵衛・松本半左衛門・尾平孫右衛門・今田庄太夫・夜野作左衛門・駒倉茂左衛門(各伊賀衆)、此外御廣式男(乘物舁之)六人にて駒込御屋敷へ罷越。四兵衛殿被申は、出羽守殿被申渡は、津田半太夫へ相渡可申由にて、則出羽守殿御手紙持參之由に候得共、半太夫義、右女中金澤へ罷越候道中過書の義には有合不申、伴源兵衛(御用番)罷出、右の段承り手紙請取、右女中入申小屋口迄、四兵衛殿其外伊賀衆乘物に添被罷越、小屋前には菊池彌八郎武康

御用人、千三百石三・井上勘左衛門長通（御先足輕、御用人兼、六百石）・津田造酒喬長（御大小將横目六百石）一所に罷在、彌八郎致挨拶、右女中請取。勿論小屋の中棚仕、足輕小頭並に平足輕等勤番之。右女中側に仕被申ため、清水八左衛門（定番足輕）妻女並下女一人付置き用事承之。出羽守殿への返書（原三郎左衛門知行高並役義等の義なり）は、菊池彌八郎より及其義、即刻以早飛脚金澤へ言上。

本文は十二月十八日の手記に在り

〔前田貞親手記〕

一、右江戸より以飛脚申來趣は、菊池・井上より去十日之書付、且又津田半太夫口上書、並内藤出羽守殿より御留守居え迄、原三郎左衛門可有同道候、有合候はゞ、一類之内成共同道可仕者也。

一、右書付之趣は、大久保佐渡守殿ゟ罷越候處、内藤出羽守殿・酒井能登守殿・杉浦内藏允殿御列座に而被仰渡候は、御城に被召仕候女中ゑん・はん・ふり、錠口之御番被仰付置候處、當朔日出御之時分不有合、御自身御腰物被爲持御出、御機嫌惡敷、日頃も不屆之仕合有之候得共、御用捨被成置候。誓紙をも被仰付置候役義之義に御座候處、重疊不屆被思召候。御成敗をも可被仰付候得共、其段は御免除被成候。ふり義は原三郎左衛門に御預被成候而、追付御國へ可遣候。明十日六時駒込御屋敷爲案内、誰に而も平川口迄可指越旨被仰渡候付、人品相伺候へば、輕者爲案内可出之由被仰渡、ふり義御國に而も一門中ゟも爲逢不申樣、急度三郎

左衛門へ可申渡之旨、是又被仰渡。尤殿樣へ御預被成に而者無之候。此段爲心得被仰聞之旨、出羽殿・佐渡殿被仰渡。ふり相役之内はんは、紀州樣御家來小笠原與三一類故、御預被成之旨被仰渡。今一人は御預不知之旨。右之品に付、御國より御付屆も可有之候哉と、佐渡守殿え相伺候得ば、佐渡殿被仰渡候間、則佐渡守殿へ御付屆之旨被仰渡旨。

一、三郎左衛門實方之親類御徒杉山孫三郎、江戸に有合候得共、煩罷在候故、半太夫罷越、右親類有合不申之旨申上候旨。夜中御中屋敷之内明小屋圍、十日にふり請取入置候之旨。御屋敷まで乘物に而、御廣式添番加藤四兵衛其外伊賀衆六人付、瓜生又七郎案内にて被參候。右小屋え入置、此方より小袖帶等出着かへ、本着用之衣服改申候旨、足輕小頭・平足輕張番申付、江戸定番足輕妻一兩人小屋之内に指置、おふり側罷在、用事承候樣に仕候。菊池・井上、御横目津田造酒申談、おふりに逢見屆申候。おふり父母無之、兄弟牢人に而有之旨。今日御留守居衆え、横川過書之趣申遣候。出次第右女中發足可仕候。道中與力之内村井半兵衛、御徒横目井坂權右衛門附參候樣申渡候。足輕一人、其外足輕七・八人、乘物舁小者申付置候。道中女中をも付可遣哉、出羽守殿え伺に遣申候。おふり參候時分、半太夫方え三郎左衛門知行高・役付可指越之旨申來。則書付、おふり受取候段も申上候。右附參候四兵衛其外呼入、御菓子等爲給可申旨申候得へ共、斷候而直に罷歸候。右大年寄中迄注進之書付被渡下、被仰出候

は、此義は先三郎左衛門召寄、右之趣急度可申渡候。且又相渡申計に而も事濟申間敷候間、三郎左衛門隣に而も、空地或家に而も爲明、居所縮能申付、足輕番等申付可然被思召候。

一、菊池・井上書付、並津田半太夫書付、内藤殿手紙ともに被返下、佐渡え相渡、御意之通申渡。

一、右居所之義、三郎左衛門自力に而も難成可有之候間、入用をも不被下しては罷成間敷候間、可得其意之旨、是又御意佐渡え申渡。

一、菊池・井上就書面、大久保佐渡殿御付屆、右女中御家來受取候段相違、被得其意之旨被仰遣。其上右女中到着候はゞ、道中無恙參着、被仰渡之趣急度三郎左衛門え被仰渡、御預之旨可被仰入之旨被仰出、同人え申渡。

一、三郎左衛門ゟ右之女中續御尋、則三郎左衛門え相尋候得ば、故三郎左衛門娘兩人有之、嫡子安見隱岐家來堀茂助方へ致嫁娶、右［　　　］其後江戸ゟ罷越、女子兩人・男子三人有之候。［　　　］は土井大炊殿え有付、御身代滅時分致牢人、子どもにかゝり罷在、夫婦ともに病死。女子は右之仕合、桂昌院樣え御奉公罷出、男子兩人は只今浪人にて江戸に罷在候。原氏續は右之者之外無御座候故、一人は相立御聽、則三郎左衛門養子に仕置候。ふり義せがれ十郎兵衛姉に而御座候。先年日向へ罷越候時分、因幡迄申、相立御耳、則大炊殿城下立寄、

本文十二月十九日の手記に在り

堀氏にも逢申候。此由緒も三郎左衛門は不存、長谷川徳左衛門申聞候之旨及言上。

〔前田貞親手記〕

一、去十三日中下刻、江戸出申候早飛脚、昨夜子之刻致到來、左之品々入御覽。菊池・井上より書面大抵。原三郎左衛門へ御預之女中、御關所過書出次第、今日中にも出可申候。右おふり同役之女中、御旗本戸田新五郎殿え御預、相模守殿より申來に付、則相模守殿ゟ相尋候得ば、右新五郎殿一門衆遠慮被仕候。原三郎左衛門も遠慮可被仰付候哉、兎角内藤出羽守殿え可得御内意旨御申に付、津田半太夫出羽守殿へ參、三郎左衛門親類之女中御咎在之、三郎左衛門ゟ御預之義御座候間、於國元三郎左衛門遠慮可仕義御座候哉、得御内意申候。思召之通國元へ申遣度之由申入候處、尤候、右女中御國へ參着候はゞ、三郎左衛門義遠慮被仰付、出羽守殿御相司中ゟも御狀を以可被仰遣候。其上に而委細可申上之旨被仰聞候。大久保殿ゟも、三郎左衛門遠慮之義可被仰遣義に御座候哉と、出羽守殿え半太夫相窺候得者、其通に御勤可然旨被仰候。ふり早速爰元出申度、御手判之義出羽守殿え十日に申入候得者、先格無之候間、翌日御中間衆え御相談候而、指出し之文言御指圖可有旨に而、十一日御文言極、同晩書附相調、聞番持參致候。昨日殘御衆御印取遣候處、酒井能登守殿御泊番、今日御煤拂故直に御出、八過御歸候間、其節可罷越旨に付延引に罷成候。

右女中道中、女を附遣候而も苦間敷哉与、津田半太夫を以十日に出羽守殿に相伺候處、紀伊守様よりも女を附被遣候間、一人に而も二人に而も勝手次第附可遣之候。御預人之向寄之者に而無之女を可遣旨被仰聞候付、御當地定番足輕之妻女之內致吟味、一人付申筈に仕候。右出羽守殿え相伺申刻、女中御國へ參着以後、御留守居衆に御屆之趣相伺候得者、御同役御四人へも御屆可然旨、出羽守殿被仰聞、三郎左衛門遠慮被仰付候御屆御書と、兩樣に而は御座有間敷と奉存候。兩度出羽守殿に相伺、紛敷付此段申上候。右半太夫、出羽守殿へ兩度相伺候紙面共に上之候旨。

〔前田貞親手記〕

本文亦十二月十九日の手記にあり

一、當分原三郎左衛門方にふり指置候住所、三郎左衛門家之內しつらひ候　繪圖入御覽、且又畢竟指置候所は、隣柴田久之丞屋敷可然候半哉之旨相伺候得者、可爲其通旨被仰出、佐渡え申渡、繪圖相返。尤跡に而柴田久之丞屋敷に居所之義、三郎左衛門自力に而者成間敷候間、可得其意之旨被仰出、佐渡へ申渡。

〔前田貞親手記〕

同　上

一、原三郎左衛門義、ふり同道罷歸候はゞ、江戸より申來候通、彌遠慮可申付之旨被仰出、佐渡え申渡。

是歲。富山侯前田正甫の子利興・利由共に江戸に上る。

主膳は九歳
右近は五歳
なるべし

【富永數馬覺書】

富山松平主膳様之御事

貞享三之事

一、越中富山衆岡田小右衛門息源左衛門物談之由。主膳様當年八歳、右近様六歳に御成候。江戸ゟ御越、三輪彌市右衛門御供之由。主膳様には名譽之御生質之由。御手跡者御祐筆櫂尾茂兵衛御手本指上候所、惣而流を書たるは、御身之上には不可然事、御自身御書出し被成が能と被仰候。御道中御慈母居不申、御徒然可有御座候由申上候得者、御乗物之中に四書を御入被成候故、御徒然にも無之由被仰候由。山下に而御歩行可被遊候由に付、御笠御めし可被成候由申上候得ば、鬱し惡敷と被仰候故、達而御色も御くろみ被成候と申上候得ば、男者色之黒きが能と御申也。山之下にて御鎗之さや落し候へば、其鎗持之名をしるせと被仰候。かへのさや不申付事、彌市右衛門不心得と御しかり被成候。姫川にて御長刀と御腰物御先ゟ渡候處、御こがゐ被成候而呼もどせと被仰候。はや渡り候由申候へば、めづらしき事、渡行ものゝかへらぬ事あるかと被仰候故、呼返御供爲仕候由。平生御靜にて、右近様何を御取被成候而も、御秘藏之物に而もやれ〳〵と被仰候。其外奇妙なる御生質之由云々。

正月四日。前伊豫西條城主一柳直興金澤城に登りて前田綱紀に謁す。

〔參議公年表〕

七日出仕、御目見無之。一柳監物直興主御預人依登城、已下廻御迎被遣、於御白書院御盃事相濟、御料理二汁七菜出、相伴永原權太夫孝好三千石人持。奏者役。直興主家人三人御料理一汁五菜御使者之間被下。

二月二日。能登島に流刑のものを置くを以て船舶に彼等を脱走せざらしむべきことを警む。

〔岡部氏御用留〕

やほ・しな・すま三人之女不屆之義有之、能登郡嶋江被遣候條、其方共組下持船、彼地江着岸仕刻、右之女共船に爲乘可申旨申候共、曾而爲乘申間敷候。惣而彼地に不見知女、船に爲乘申義有之間敷事。

一、嶋之內人家無之所江船寄、纜捨申間敷候。縱人家有之所に而も、船寄纜置候はゞ、船中慥成番人指置、右之趣相心得油斷仕間敷候事。

右之通得其意、人々組下船持は不及申、水子共に至迄急度申渡、其方共より書付可出候、以上。

貞享四年二月二日　　　　　　　　三輪七左衛門

口郡十村中

二月二日。江戸及び他國に滯在する家中の一季居奉公人出替に關して令す。

〔參議公年表〕

覺

一、江戸御供之面々、並江戸・京・大阪に相詰有之族召仕候中間以下、一季居之奉公人居成に可召置候。勿論置替候義主人可爲勝手次第候條、若及異議奉公人於有之者、公事場ゟ可及斷事。

一、奉公人上中下、應其器量給銀高下、並他國ゟ供召連候歟、飛脚等に遣之時分者、增銀跡々可爲如御定事。

一、江戸御供並他國に相詰候人々、召仕候奉公人之外出替之儀者相對を以可召仕事。

右之通相違有間敷者也。

御家中一季居下々出替之義付而、被仰出候御定之趣寫遣之候。被得其意、御組中並御自分家來、且又支配有之御面々は、急度可有御申觸候。御披見以後御名之下御判形候而、可被仰越候、恐惶謹言。

丁卯二月二日

野村與三兵衞

富田治部左衞門

松原玄蕃

二月十四日。一季居奉公人の給銀は春暮兩度に分ちて與ふべきことを令す。

〔參議公年表〕

御家中一季居之若黨並中間等給銀、半分宛春・暮兩度に可相渡旨先年申觸之通、向後彌相違無之樣に可被相心得候。重而者觸申間敷候條、被得其意、右之趣御組中並各家禮急度可有御申渡候。御披見以後御名之下御判形候而可被指越候、恐惶謹言。

丁卯二月十四日

野村與三兵衞

富田治部左衞門

松原玄蕃

本文は幕府の令なり

二月十九日。疾病に罹れる畜類の未だ死せざるものを捨べつからざる幕令を布達す。

〔岡部氏御用留〕

惣而人宿又は牛馬宿、其外にも生類煩重り候得ば、未不死内捨候様粗相聞候。右不届之族於有之は、急度可被仰付候。密々に而ヶ様成義有之候はゞ、訴人に出べし。同類たりといふとも其科をゆるし、御褒美可被下候、以上。

正月　日

右之通從公儀被仰渡候間、御領國中之輩急度可守之。生類相煩候時分、身躰輕きもの共はごくみかね可申條、町人は町奉行、寺社方は寺社奉行、郡方は郡奉行ゟ斷之、可受指圖候旨被仰出候間、可被得其意候、以上。

二月　日

今度從公儀被仰出候別紙御覺書之趣、可相觸旨御意候間、被得其旨、支配之者共ゟ可被申觸候、恐々謹々。

二月十九日　前田佐渡

奥村伊豫

本多安房
奥村壹岐
渡部源兵衛殿
伴七兵衛殿

二月廿七日。侍分及び與力等の知行に對する平均收納率を定む。

〔被仰出之品等拔書〕

向後度々不及窺之、定之通可相計候。

侍分何も加州三つ六歩・越・能兩國四つ一歩。

但與力知同前にて一歩の上免寄親收納。仍而人々收納は、いづれの與力も三つ五歩・四つ也。當分頭無之與力も可爲此格也。

此外法躰之內醫者・茶堂並、並徒者以下、且又町人・猿樂等何も三つ五歩・四つ也。

小頭小奉行等、其々其定有之、別紙に拔書申付遣之候、以上。

二月廿七日

御加筆寫

御定書之內拔書

新番小頭。三十人頭

右知行免、當國三つ六步、此外四つ一步。

徒小頭・定番徒小頭・算用者之小頭

右三つ五步、四つ。以上。

御家中知行免相之儀に付、津田宇右衞門窺之紙面に以御加筆被仰出候拔書、是者急度已來之格に成候儀に而無之候。留など仕置事に而無御座候。去共覺書などいたし置候は、各別之旨被仰出候付、大年寄中へも見せ可申哉と申上候處、其通と御意之旨、丁卯三月六日右御加筆之寫、前田備前持參被申聞候事。

二月廿八日。金澤に接續する百姓請地に家作するものを町奉行の支配に移さんことを請ふ。尋いで許さる。

〔改作所舊記〕

其方共組之內、寺社方に納所仕候村々草高並免相、寺社方寺號相記可申候。但田地に而所わかり手作仕寺社も、其町反書記越可申候。

一、百姓向に而納所仕來候寺社方、所付御印を以收納仕寺社も有之、又は所付も無之昔より收納仕來候人々も有之候而、一統に無之候。其品承合可申越候。手合〳〵に而知粂可申候間、

寺社方ゟ其方共罷越、内證に而相尋所付證文等有之候者、早々飛脚を以可指越候、以上。

二月廿八日　　　　御算用場

石川郡十村中

〔改作所舊記〕

石川郡笠舞村・上野村・山崎領・下安江村・泉野村、加賀郡大衆免村領金澤廻りに而、先年より百姓与相對を以請地仕罷在申者共多御座候處に、諸事御法度御觸等縮之義、百姓方より仕申候故、百姓方之御觸並縮りとも諸事違申に付、百姓方支配難成奉存候間、町方御裁許被成可被下旨申上候へば、御聞屆被成、御地子町より相續申分、最前町方御裁許罷成申候。然所に其刻町續無之請地家は御指除、重而續候者町方之御裁許被成可被下旨御申被成候所、今程町方地子家多罷成、最前御指除被成候百姓相對下し請地へ、御地子町より續申所家數百九十一軒御座候。此分町方御裁許に被成可被下旨、百姓共奉願候。御相談被成可被下候。則繪圖記指上申候、以上。

貞享四年二月廿八日　　　　田井村　二郎吉

押野村　太郎右衛門

御所村　長次郎

林　十左衛門殿
服部宇右衛門殿

金澤町より相續候百姓地、石川郡笠舞村・上野村・山崎領・下安江村・泉村、加賀郡大衆免村領、百姓ニ相對を以請地仕有之者共、御觸等之儀百姓共より申渡候而、諸事手間に罷成候由、先頃十村田井村次郎吉・押野村太郎右衛門・御所村長次郎方より御斷申上に付、自今以後觸等之義は、拙者共裁許に被仰渡候に付、地子肝煎共ゟ申付候條、左樣御心得可被成候。就夫人々名付並所附、帳面に記指越候樣可被仰付候、以上。

四月廿四日　和田小右衛門
江守平左衛門

服部宇右衛門樣
渡邊喜左衛門樣

今度百姓相對下し地之內、拙子共裁許に成申所々、先日帳面三冊被遣之候。則地子肝煎共へ申渡、手寄〳〵請取申筈に御座候條、明日右所々只今支配仕候者共罷出、相見を以地子肝煎共ゟ相渡し申樣可被仰付候、以上。

五月六日　江守平左衛門　不在合

和田小右衛門

渡邊喜左衛門様
服部宇右衛門様

〔改作所舊記〕

覺

一、今般町裁許に奉願候家之儀は、先年百姓相對下し之内、家並出來地子町續之分、最前申上町裁許に被仰付候。其節地子町に續不申所々者指除置候處に、其以後御用地又は替地などに相渡り、家出來仕、地子町續に罷成申候に付、今般町支配に奉願候。

一、百姓御用屋敷に相渡り、地子町との間空地などは田畠不出來之由に付、改作御奉行と相談仕り、百姓相對下し地に仕、商人日用躰之者家作り申儀も御座候。

右之外百姓地をむざと爲請、家爲作申儀無御座候、以上。

三月十六日　服部宇右衛門

大御年寄衆御四人宛所

三月十五日。物頭以上に對する辭令を判物、番頭以下の辭令及び一般に役料に關するものは印物とするの例を開く。

〔三國事蹟集覽〕

一、御判物・御印物、折紙・竪紙之事、微妙公・陽廣公・松雲公御代々貞享年中以前は御折紙、諸士一統御判物被下。同四年三月十五日三ヶ年之分一時に被下、物頭以上御判物、番頭以下御印物に改、役料之分都而御印物也。

三月十九日。新に細工奉行及び坊主頭を命ず。

〔菅綱記〕

貞享四丁卯三月十九日新に命細工奉行（料知百石列次小將横目）大河原八郎左衛門・伊藤甚右衛門・關屋市右衛門。新に命坊主頭（新知七十石役料三十石）淺野道喜・蓑輪宗榮・和田元秀・湯淺順長。

三月廿三日。原三郎左衛門の家に預けられたる徳川氏大奥の女中ふりの取扱に關して令す。

〔前田貞親手記〕

三月廿三日。原三郎左衛門宅、おふり指置候しつらひい義、以繪圖相伺候得は思召も有之候、其上三郎左衛門並尤門外へは不出樣に仕、家內・庭等へ罷出候程之義は苦間敷候。とかく座敷籠之ごとく仕迄には及間敷之旨被仰出、佐渡に申渡。

三月廿六日。前田綱紀の女豊姫生る。

〔政隣記〕

一、三月廿六日公女於前田孝貞宅御出生、御母は津田市兵衛康政女也。

三月廿七日。前田綱紀老臣前田孝貞の第に赴く。

〔參議公年表〕

三月廿七日綱紀公、佐渡孝貞亭ゟ御成、大年寄中・御家老役中・若年寄中・御近習頭（稻垣三郎兵衛安根）・御小將頭（半田五郎左衛門元智）・御横目（恒川七兵衛長恒）・御表小將・御膳奉行一人・御茶堂一人・御料理人二人・御膳所御徒横目一人・御居間方坊主小頭一人相詰、（但御横目已上並給仕之輩熨斗目布上下、其外は服紗小袖布上下。）御供中平生之通、（上下御供二人服紗小袖布上下、御番頭已下羽織袴）奥へ御通、其後表へ御出、於御次被下物有之。

白銀二百枚・時服十佐渡孝貞へ、白銀百枚・時服五對馬孝行へ、御吸物被召上、御盃之上、（御盃孝貞御返盃孝行は御指捨）父子へ御腰物爲遠（代金十枚）佐渡へ、備前家助（代金三枚五兩）對馬へ。御歸城以後白銀五十枚・綿二百把對馬内室へ、御小袖二宛家老兩人被下之。

三月廿九日。前田綱紀明日江戸に向ひて發するを以て留守中の心得を老臣等に諭す。

〔袖裏雜記〕
月番候間、只今佐渡迄爲持可遣ゝ存候處、未退出無之由承候。是に而みせ申候。各初可有支配用事之品、來年歸國之上いさい以定書可申渡候。依之當留守中之趣、當分覺書明朝可相渡置ゝ存候へども、若又就此義窺度義も可有之哉、又者江戸へ相越候面々示談之品も可有之かゝ、先明朝相渡候ヶ條書寫遣之申候。今晩披見候而、其內難心得義者明朝可承之。以書面可事濟義者、在江戸窺可被申候、以上。

三月廿九日

丁卯四月朔日御發駕之朝、安房・佐渡・伊豫御前ゟ被召出、昨日御草稿御見せ被成候淸書御渡被遊候間、御留守中此趣可相勤旨御意御書出、佐渡に御渡被成候付、御草稿安房・私昨日拜見、伊豫は今朝拜見仕候。少も相滯可申存寄無御座旨、佐渡申上る。
〔袖裏雜記〕

覺

一、留守中仕置如前々可有沙汰事。
一、別紙五ヶ條事義者、本多安房・前田佐渡可有支配事。
一、奥村壹岐於氣色本復者、右兩人同前事。

一、奥村因幡自當留守中月番勤仕之、別紙五ヶ條之外者、各相談可捌之事。

一、横山筑後事因幡同前、但最前如申出、月番不及相勤之。當分加判免除之、其内押立たる儀者可致連判事。

一、金澤城中之義、壹岐病中者、佐渡可有支配事。

一、公事場出座之義可爲如前々、尤因幡相加可勤之事。

一、前田對馬事、式日に者各評議之席に出座、萬事仕置之樣子可致覺悟事。

一、江戸言上之紙面充所之事、可爲奥村伊豫・津田玄蕃兩人、可有連判事。

一、厩方・鷹方・表納戸方等之用事、因幡・對馬支配之、可及相談儀有之時者筑後可申談。尤品重義者、大年寄中に可有示談事。

附、就此儀言上之書面充所之義者、玄蕃並前田備前可爲兩人、尤此方より多賀信濃以加判申達儀者、可爲充所三人事。

一、於江戸表納戸方並厩方・鷹方等は、玄蕃・備前可承之。尤可及相談儀者、信濃可申談、又依其事伊豫可有相談。但厩方・鷹方輕儀者、如前々近習相詰頭共可致差引事。

右條々各承知之、當在府中可任此旨、萬事無滯樣相談可爲專一。向後面々支配之品者、追而歸國之上具以定書可申聞者也。

貞享四年三月廿九日

覺

一、公儀御用事。

一、御制法事。

一、幾里志丹改事。

一、他國關所過書事。

一、家中一統諸法度事。

以上

三月廿九日。前田綱紀先に近習御用を命ぜられたる諸臣の伺書に批す。

〔松雲公御加筆物〕

覺

一、私共御近習之御用被仰付候付而、此方親戚其外故有之者之外、少々筋目有之者共に、吉凶等相勤不申、並惣樣音物贈答不仕候事。

（朱書）此分可然候。音信贈答は平生吉凶共に不入事、近き一類叉有由緒申通方は各別に候。

十二月は貞享三年

一、大年寄中なども、吉凶共此方よりは相勤不申候。年始之禮又は私共之上吉凶有之、あなたより罷越候へば參申候。尤公儀へ懸候御禮之品有之候へば、罷越申候事。

（朱書）此分可然候。但大年寄中並同役中押立たる吉凶は、此方よりも被相勤尤也。見舞等も、押立重き病氣之外は不入事候。

一、人持組頭等には、前々自分之吉凶に付相越候へば、爲禮罷越候へ共、御近習之御用被仰付手透無之旨、以使及禮申候事。

（朱書）唯今は大年寄中同前に禮式被相勤尤也。

一、振舞には前々より何方へも及斷、大方罷越不申候。御近習之御用被仰付候而より以來、猶以罷越不申候。逢不申者方へも、押立振舞には不罷越候。何ぞ歟故有之候而は各別之事。

（朱書）振舞は近き一類等之外不入事候。又何ぞ歟押立上へ懸候事は、各相談之上可然候。

右私共唯今迄相心得之趣、大概如此御座候。今般御公儀も相替申候間、覺悟候品も可有御座候哉、憚多義御座候へども、奉伺御内意度奉存候、以上。

十二月　日

奥村因幡

津田玄蕃

横山筑後

（朱書）右之條々心持別而專一之處に候故、委細斷書を調遣可申と存候へども、他事に取込未調候。併早速有覺悟度品も可有之歟と大躰を書加遣申候。此分に而は不分明候。於江戸相認追而見せ可申候、以上。

私式兼而覺悟仕置度品々、奉得御內意紙面に、被成下御加筆、謹拜見、逐一奉畏存候。寔以思召之趣恐承、有難仕合に奉存候。御加筆御印之御封上申候、以上。

貞享四丁卯三月廿九日　奧村因幡
津田玄蕃
横山筑後

四月朔日。前田綱紀金澤を發し、十一日江戸に着す。

〔政隣記〕

一、四月朔日曉天七半時御發駕、十一日江戸御着、十二日上使、十四日登城御禮。但從臣奧村伊豫御目見。前々兩人御目見に付、津田玄蕃も可被召連旨御伺之處、近年一人御目見に候間、先例之通与戶田山城守殿御指圖也。去酉之年迄前々兩人也しが、亥之年は奧村壹岐日光に爲御名代罷越に付横山筑後一人、丑之年は前田佐渡就忌中奧村因幡一人也。此例かと云々。

附、四月朔日平日は、二三の御丸・橋爪御番人、例式出仕相濟迄布上下着用に候得共、今朔日

は右御番人裏付上下着用。

一、右十二日上使は阿部豐後守正武朝臣、御上邸於新造御殿に被爲請。上使爲御迎大御門迄御出、今度初面也。伊豫・玄蕃大御門外に出、白洲に物頭出、於新御殿御饗應。

去十一日參府之段達上聞、一昨日以上使阿部豐後守殿御懇之上意、且又今日參勤之御禮可申上之旨、昨晩從戸田山城守殿御奉書被指越候に付、今朝登城、於御座之間首尾能致御目見、忝御諚、殊奥村伊豫御前に被召出、重疊難有仕合候。此儀爲可申聞如此候、謹言。

四月十四日

本多安房殿

前田佐渡殿

奥村壹岐殿

前田備後殿

長九郎左衛門殿

横山左衛門殿

四月十六日。原三郎左衛門の遠慮を免除す。

〔政隣記〕

四年四月十六日從內藤出羽守殿聞番呼に來り、津田半太夫罷越候處、去年御城女中を御家來原三郎左衞門ゟ被預に付、三郎左衞門儀遠慮被仰付置候得共、今度被遊御免之旨、大久保加賀守殿被仰聞候間、可得其意旨被申渡、則半太夫達御聽候處、左之通被仰出。

昨十五日從內藤出羽守殿、御用之儀候條、聞番之內可罷出旨被仰越候に付而、今日津田半太夫相越候處、去冬御城女中おふり原三郎左衞門に御預に付、三郎左衞門義今以遠慮被仰付置候旨御尤之事に候。然共最早遠慮御免許被成、如跡々被召仕候樣に、從出羽守殿可被相達旨、大久保加賀守殿被仰渡候由に付、其段達御聽候。依之三郎左衞門儀、遠慮御免被成候旨被仰出候條、其段可有御申渡候。勿論前々之通相勤候樣に可被申聞候、恐惶謹言。

丁卯四月十六日

奧村伊豫

津田玄蕃

本多安房殿

前田佐渡殿

奧村因幡殿

四月廿五日。捨子の取扱及び鳥畜類を愛撫すべき幕府の令等を領內に傳達す。

（本文は幕府の令なり）

覺

一、捨子有之候者早速不及届、其所之者いたはり置、直にやしなひ候歟、又は望之者有之候はゞ可遣候。急度不及付届事。

一、鳥類・畜類人に疵付候様成義者、唯今迄之通可相届候。其外友ぐひ、又者已と痛煩候計に而者不及届、随分致養育、主有之候者返可申事。

一、無主犬、頃日者食物給させ不申様に相聞え候。畢竟食物給させ候得者、其人之犬之様に罷成、以後迄六ヶ敷事と存、いたはり不申と相聞、不届候。向後左様に無之様に可相心得事。

一、飼置候犬死候得者、支配方へ届候様に相聞候。無別條は向後ヶ様之届無用之事。

一、犬計に不限、惣而生類、人々慈悲の心を元といたし、あはれみ候義肝要候事。

卯四月　日

（又幕府の令なり）

覺

生類あはれみの儀に付、最前以書付被仰出候處、今度武州寺尾村・同國代場村之者痛馬捨之、不届之至に候。死罪にも可被仰付候得共、此度者先命御たすけ、流罪に被仰付候。向後於相背者急度曲事可被仰付候。御領者御代官、私領は地頭より、前方被仰出候趣彌堅相守候様に、

念を入可申付者也。

卯四月　日

又幕府の令なり

覺

一、質地取候者、年貢不出之、質地に遣置無田地者方より、年貢役等勤候者有之由相聞、不屆之至に候堅停止之事。

一、田地永代賣買、此以前被仰出候通、彌以制禁之事。

右之趣堅可相守、若令違背者可行罪科者也。

卯四月　日

覺

一、捨子有之時之儀、且又鳥類・畜類・犬等之御書出寫一通。

一、生類あはれみの儀付而、最前被仰出候處、今度武州寺尾村・代場村之者病馬捨候儀に付、御書出之寫一通。

一、質地取候儀並田畑賣買、彌御停止之御書出寫一通。

右今度從公儀被仰渡之趣、御領國中可相觸之由、拙者共へ被成下御書候付、則御覺書之寫三通遣之候條、被得其意、組中へ急度被申觸、御請を取置、其趣各書付可被上之候、以上。

丁卯四月廿五日

本多安房
前田佐渡
奥村壹岐頼

四月廿八日。前田綱紀參覲以後の事情を藩中に告ぐ。

〔參議公年表〕

中將樣去十日御參府、同十二日以上使阿部豐後守殿御懇之上意、十四日御登城於御座間御目見被遊候處に、是又御懇之御諚、其上奥村豫州御前へ被召出、無殘所御仕合之旨、拙子共へ迄被成下御書候。謹以目出度御儀奉存候。右之趣組中へ可被申聞候、恐惶謹言。

四月廿八日

奥村因幡
前田佐渡
本多安房

四月晦日。恒川七兵衛等藩侯參府の途中笠に關して不法の事ありたるを以て處罰せらる。

〔政隣記〕

一、四月晦日於江戸左之通被仰出、七兵衛御貸小屋に津田玄蕃孟昭並御小將横目井上久太郎・永原治兵衛罷越、玄蕃申渡。

御横目也　恒川七兵衛（實名云長恒）

今度於御道中、笠之儀に付而段々被仰出、不屆に被思召候。急度閉門可被仰付候得共、御免被遊、逼塞被仰付候、先在江戸は可仕旨被仰出。

同日前田備前小屋に招、多賀信濃列座、左之通申渡。

三十人頭也　比良唯右衛門

當春組之儀被仰渡之筋忘却、相伺候儀不屆に被思召、役儀等も御取放可被成旨被仰渡候處に、一ヶ月も過ず、於御道中笠之儀不屆千萬に被思召候。役儀御取放、御國に罷越逼塞可仕旨被仰出。

左笠之儀は御道中小室・安中・高崎御供中、笠之儀に付不調法有之云々。

五月二日。前田綱紀柳營に於いて德川綱吉の演能を觀る。

〔參議公年表〕

中將樣今月朔日例月爲御禮御登城被成候處、御目見前牧野備後守殿其外御老中御使に而、三日於二之御丸公方樣御能可被遊候間、御拜見候樣に上意。其後御目見之節御懇之御諚。殊更

中將樣御能をも上覽可被遊旨、御直之上意に候。依之御登城被成候。御三卿樣御同事、御目見被仰付、御懇之上意。則御三卿樣御同席、御拜見前同御座敷御饗應、御老中並備後守殿御附置、御酒之内備後守殿を以渡之、御祝候樣被仰出、御菓子・御茶出、御たばこ迄備後守殿御申付置、段々御馳走。御能相濟、御三卿樣被爲召、其御次に中將樣御側へ御召、御手自御伽羅御拜領、無比類御仕合難有被思召、由比孫兵衞を以私共迄被仰下候。誠以恐悅至極目出度御儀に候。右之趣爲承知申入候。支配中にも可被申聞候、以上。

五月廿二日　　奥村因幡

前田佐渡

本多安房

五月十三日。富山侯前田正甫江戸を發して歸國の途に上る。

〔參議公年表〕

十三日大藏大輔正甫朝臣、御在所越中富山へ御發駕故、爲御暇乞御出、御料理三汁十菜出、直に御發駕。

五月なり

五月十九日。本鄕邸に於いて仙溪院の爲に能を催す。

〔參議公年表〕

五月十七日仙溪院殿被爲入。

仙溪院は前田利常の女熊姫

〔參議公年表〕
十九日仙溪院殿今日御歸に付御慰の爲御能。

五月廿一日。前田綱紀柳營に於いて自から能を演ず。

〔政隣記〕
一、五月三日甲府樣及御三家御同席御能御拜見、八番之內上樣四番被遊。御饗應畢而御手自奇南香被進、紫袱子に包、坊主衆郡司利淸御玄關に持出、永井傳七郞に渡す。今朝御檜重被上之。同廿一日御能六番、高砂紀伊中將樣、八嶋甲府樣、杜若紀伊中納言樣、梅が枝綱紀公、殺生石水戶少將樣、亂尾州樣也。公御樂屋に、秋元但馬守殿を以御菓子御拜領。翌廿二日頭分以上に頂戴被仰付。但廿一日卯刻御登城、巳刻初り、午刻御中入、未下刻御能畢。而公御相手左之通。

梅がえ　權右衛門　九郞二郞　長右衛門　庄兵衛

右御菓子頂戴之節、御吸物・御酒・御肴も被下之。御小將橫目以上列座之上御出、伊豫・玄蕃に御意有之。於金澤に六月四日御能御首尾能御勤之儀申觸有之。
猶以御能書付遣之候。筑後・因幡・對馬にも爲見可被申候、以上。
昨日於二丸御能上覽、御家門方各御勤、終日御機嫌能恐悅之至候。手前儀も四番目被仰付、

無異儀勤之、令大慶候。御能前後及兩度御目見、御懇之上意、殊更樂屋に以秋元但馬守殿御菓子拜領之。其上御家門方御同席に而御能見物、御料理被下之、重疊難有仕合候。此儀爲可申聞如此候。謹言。

五月廿二日　　　御　名

本多安房殿等六人

横山筑後殿等三人

〔參議公年表〕

中將樣先月廿一日、於二之御丸御能梅枝首尾能御勤被成、兩度御目見被遊候處、御懇之上意、其上御樂屋に以秋元但馬守殿御菓子拜領、殊更御三卿樣御同席に而御能御見物、御饗應、段々結構成御仕合之趣、忝被思召候旨被成下御書候。誠以恐悅至極目出度御儀に候。右之趣組中に茂可被申聞候、以上。

六月四日　　　前田佐渡

本多安房

五月廿二日。家中辻彌三郎の若黨及び小者誤つて江戸城内に入り徘徊す。

〔參議公年表〕

五月廿三日。昨廿二日辻彌三郎重次御大小將三百五十石若黨上田豐佐・同小者內關池上へ參詣仕度旨、重次に相斷、幸金澤より傳附之物も有之に付暇を遣し、參詣を遂げ歸路の時分、西の御丸坂下御門に入、夫より與蓮池の御門御番所にて咎申由。依之坂下御門當番神谷與七郎殿遠慮、其外下番迷惑仕由。未麴以前前田了心參上、右の樣子沙汰有之に付て、樣子無心元御見舞申上候得共、御屋敷に曾而相知不申、若大久保加賀守殿御家來の義に候哉と申、罷歸らるゝ處に、蒔田權之助殿より伴源兵衛長安闇番五百石被呼寄、御家來の者御城內へ入申候、御斷可有之處未御存知無之哉と被仰聞に付、則罷歸右之趣言上仕る處に、重而蒔田殿より伴長安方へ以手紙、御家來辻彌三郎若黨上田豐佐・中間關內と申者、御城內へ入申候。泊番にて御城にて承候故、早々爲御知申由に付、則達御聽。依之伊豫・玄蕃を以て、諸頭・諸支配有之面々に被仰渡、御口上書。

昨日御城中へ御家來之者入申候。常々被仰付置候通、主人〳〵急度可申付義に候。勿論御城內に入候得者、死地に入申儀に候故、其段不辨無十方儀候故、主人申付樣も無之程之氣違同事之者に候。併兩人迄同事に氣違申儀も有之間敷候間、何卒主人申付樣も可有樣に被思召候。最前か樣之事在之節、不案內者之儀者、又ケ樣入申事も可在候樣に被思召候。不案內之家來召連候時は、其頭々承、割場奉行へ申談、足輕に而も指添、御城御門迄も爲見

習置候而も緒申儀に被思召候。御城内へ入申者有之義、並御家中者兩人不見事は、晝之内に被聞召上候。辻彌三郎家來兩人居不申義も相違御聽候。左候得者頭々より、家來不見者も候哉、人々相尋可申事に候。御小將頭之義者、猶以吟味仕、早速言上可仕處、不念に被思召候。先大形は彌三郎家來に決可申候得共、若又外に茂在之候哉、諸組今曉中に吟味仕、其樣子明朝言上可仕由被仰出旨申渡。且又御城中之義者、在江戶不斷之事に候。御成等之御道先へ不斗罷出候者有之時は、重儀此上之御不調法に成申事に候間、前日七時を切、御門外不出に可申付候。

右被仰出に付人々書付上之。但組々又支配により、文言少違。

一、私組足輕並家來共御門外江罷出不罷歸者無御座候、以上。

月　日　　　　　　　　　　　　　　　誰　判

奥村伊豫殿

津田玄蕃殿

指當諸頭可相守三ヶ條

一、先年茂被仰出候通、御成之前日七時を限、翌日之用事相調、若又御門罷出、未歸者候はゞ致吟味、當日還御迄、御門外下々不罷出候樣に可付事。

一、先年茂江戸不案内之者、御門々數置候様に割場に被仰付置候通、諸裁許又は主人より敎置候様に可申付事。

一、下々御門外へ罷出候者、日暮迄不歸節は、或欠落仕候哉、或は煩・醉臥罷在候哉難計候得共、未罷歸候、彌遂吟味追而可申達旨、主人より頭裁許人に相斷可申候。尤頭裁許人よりも可承屆置事。

丁卯五月廿三日

同日御夜詰辻彌三郎逼塞被仰付。

〔德川實紀〕

本文幕府の事に係る

六月十八日、先手頭神谷與七郎清房所屬の同心七人追放たれ、與力三人遠慮せしめらる。これ五月の廿二日紅葉山下門警衞の日、松平加賀守綱紀が下部、道をたがへてその門に來りしを、おしとゞめざるが故なり。

五月廿六日。江戸より歸國の途中自殺を圖りたる小者牢死す。

〔參議公年表〕

五月廿六日。岡田隼人交替之御暇被下、去月廿三日發足の處、小者五助於鴻巣夜中雖自害未果躰故、小者一人指添爲致養生、跡より可來之旨申付、岡田は先へ罷越の處、右小者氣力も

達者に有之、看病の小者召連罷越、横川御關所の際にて追付、則隼人召連雖罷越、手負故御關所不相通に付、又小者相添江戸へ相返、三輪六佑方迄賴越、看病爲致申首尾こいへども、右自害の様子等、伊豫・玄蕃迄以書狀隼人より斷に付、右五助借牢之義六佑願、其通年寄の中被申渡禁牢仕之處、今日牢死致し、如例御歩御横目出、死體見屆。

五月廿八日。家中辻彌三郎の若黨及び中間幕府より放たれ、次いで本鄉邸に於いて禁牢を命ぜらる。

〔參議公年表〕

五月廿八日。蒔田權佐殿より伴源兵衛被召寄、御家來辻彌三郎若黨・中間迄御吟味の處、誤りも無之躰故、町御奉行より相渡可申候、死罪などに被仰付者にて無之旨、內證被申聞罷歸る處に、戸田山城守殿より呼に被越、三好助左衛門兼正御聞番四百五十石參出之處、御家來辻彌三郎若黨・中間御吟味之處、わだかまりも無之に付て、町御奉行より相渡可申候、死罪被仰付者にて無之、勿論重く被仰付者にて無之旨被仰渡。則助左衛門罷歸、右御口上之趣達御聽之處、重而山城守殿へ爲御使者助左衛門被遣云く、被仰越旨得其意奉存、大久保加賀守殿・阿部豐後守殿・牧野備後守殿へ、今晩中に御使者をも可被遣哉之旨御內談被仰遣之處、明日右三人へ御使者被遣、御家來辻彌三郎若黨・中間、御奉行衆より被相渡候はゞ御請取可被成旨、私方より申

進候通御承知之旨、輕く可被仰遣旨御返答有之申上る。則中下匇辻彌三郎家來可被相渡之旨甲斐庄飛驒守殿より御狀來り、神戸内右衛門長俊（割場奉行二百石）請取に被遣、御歩横目（中村仁左衛門）添之、戌下匇兩人共に請取、（豐佐刀脇指其外さいふ鼻紙袋等迄、與力躰之者渡之。）兩人共上屋敷へ召連、則禁牢被仰付。

〔參議公年表〕

六月二日、辻彌三郎若黨並小者出牢被仰出、割場奉行より彌三郎へ相渡す。依之御小將頭中へ被仰出有之。

彌三郎家來共之儀暇遣、御國に相返可申候。あなたに而者少茂御構無之候間、御城下に罷有、奉公等仕候ひても不苦旨被仰渡。

〔參議公年表〕

六月三日辻彌三郎逼塞御免。年寄衆列座、半田惣兵衛景啓（御小將組頭六百石）・土方勘解由氏陳（同上千三百石）・高田源左衛門能種（同上八百石）へ御書立被相渡。小泉勘十郎重長（御横目）出座。

今度辻彌三郎逼塞被仰付候得共、此度之儀者從公儀萬端輕く被仰出候故、御容免に成候。罷出如前々可相勤旨被仰出候。

六月八日。前田綱紀、寶生九郎の勸進能を興行すべきを以て金子等を遣すべきを命ず。

寳生勸進帳に付遣物之覺

一、明日にも竹田權兵衛を以、金子二百兩歟金子二十枚歟、目六持參申付。其儀は勸進能、彌來月之由昨日被聞召候。御棧敷之義彌被仰付候間、其心得可仕候。扨ては舞臺をも被仰付可被遣候得共、結句此方より被仰付候はゞ、勝手に逢不申事可有之と被思召、金子御目六之通被遣之由に而、目六相渡。金子は用人共令指圖、追而渡遣可然候。

一、前々勸進能見物に出候時分、ゆかた十、大夫江遣由に候。此度は能初日之前日、喜太夫か十左衞門など使に而、下着十・ゆかた十遣之可然候。

一、見物に出候日は、ゆかた等は指止、折・樽肴如先例遣之可然候。

一、初而遣物銀三十枚・小袖三の由に候。先例之通たるべく候。此兩様は急度使者にて遣之尤候。先例毎度其通に候。

一、棧敷賃如作法遣之可申候。

一、棧敷共まゝ指置、大夫請取申候。

一、政丞・吉之助能出候はゞ、此兩人へは何ぞ遣可然候。惣役者へも、藤堂殿よりは金春八郎時服遣被申由に候得共、其には及不申候。

一、先此分に候。此外遣物可有之候はゞ、米等可然候。是にては十分と申物に候。

右之分斗にて可然候。

右九郎に遣物者、多分可達上聽候。尤老中備州可被聞届候。依之念のため僉義申付事候、以上。

六月八日

六月八日。奥村壹岐庸禮歿す。

〔政隣記〕

一、六月八日奥村壹岐庸禮病死、年六十一。葬に用儒禮。病氣御尋御使奥村勘左衛門、嫡子因幡悳輝に御串使番井上三太夫一貞に被仰渡。依而一貞に御羽織一・判金一枚被下之。廿二日金澤到着、御馬廻頭山崎治部右衛門を以、御香奠白銀廿枚被下之。但勘左衛門は十一日江戸發、然處八日死去也。其旨十六日告來、邸内鳴物三日遠慮。

〔參議公年表〕

六月十一日。江戸於御國、奥村壹岐庸禮（老中人持組頭、一萬二千四百五十石當月八日卒、六十歲。）氣滯指重之旨告來。依之奥村勘左衛門政德（御大小將五百石）御使被仰渡、白銀十枚拜領、晩方出足。

六月十日。前田綱紀先に柳營に於いて能を演じたるを以て、この日祝賀

の爲宴を開く。

〔參議公年表〕

六月十日。今般殿中御能首尾克御勤被遊御祝義、織田山城守殿並御一家御招請御能。

七月廿二日。本日以降寶生九郎江戸本庄にて勸進能を興行し家中の士其の他多く之を觀る。

〔參議公年表〕

七月廿二日。寶生九郎本庄二つ目にて、今・明日並廿五日・廿六日右四日勸進能興行。右爲入用先達而竹田權兵衞御使にて金小判二百兩被下之、御棧敷被仰付、毎日御出入衆能越見物。

〔參議公年表〕

寶生大夫勸進能之內御棧敷詰人之覺

奥村伊豫　津田玄蕃　內一人宛。

前田備前　多賀信濃　內一人宛替々見廻り可申候。不及相詰候。但押立御客有之刻は樣子次第可罷有。

野村與三兵衞　平岡五左衞門　半田惣兵衞　一人宛相詰。

土方勘解由　村　金左衛門　に相加り、御客會釋可勤也。
御用人
高田源左衛門　同　小寺平左衛門　内一人宛。
御棧敷惣奉行
土方勘解由　村　金左衛門　毎日相詰、諸事御用並御客會釋。
御横目・御小將横目内一人宛。
會所奉行
由比新五郎　同　中村藤左衛門　内一人宛。
割場奉行
神戸内右衛門　同　三輪六丞　内一人宛、割場御用並若出火之刻火消裁許。
御作事方御用
西尾満左衛門　同　半田八郎兵衛　内一人宛、御作事方御用並若出火之刻火消裁許。
御臺所奉行
宮井武兵衛　折々相越、諸事御料理・御賄以下之儀可申付。
同下裁許與力
川口八郎兵衛　同　吉岡張右衛門　内一人宛。
御振廻奉行
有澤九八郎　同　矢部權丞　内一人宛。
御料理人
原田市郎左衛門　外御料理人三人。
御家來裁許御徒
豐田儀兵衛　同　木村源五右衛門　内一人宛。
御臺所御徒横目二人之内一人宛。
一、能相濟、萬端御棧敷之義縮申付、若出火之刻支配並泊番二人宛可相勤。
由比新五郎　中村藤左衛門　神尾内右衛門　三輪六丞　内一人宛。

西尾　端左衛門　半田　八郎兵衛　内一人宛。

御徒横目二人宛、晝夜泊番。

一、侍番所詰人、但御客送迎、御使者等之取次。御番頭一人・聞番一人・御使番一人・御小將四人・御帳付與力一人・御通御小將十人。

一、御徒番所詰人、御徒小頭一人、御徒十一人、内六人御番、五人御前置替々。但御門之内締可申付候。急切之時は、御番所に在合候御小將之受指圖可裁許。若人召仕申義有之候はゞ、御門番之足輕又は御長柄持參之小者を以可申付候。但十一人之内二人宛泊番可勤之。茨木傳右衛門・中村惣右衛門・堀勘左衛門・神保長右衛門御門外警固内一人宛、足輕五十人、外小頭四人、御右筆一人宛、堀部養叔・鈴木道倫・坂井泰順一人宛、矢田周閑・田中友松一人宛、市井友仙毎日、淺野道喜・莨輪宗榮・和田玄秀・湯淺順長、御棧敷之園掃除、且又御客たばこ盆・御手拭等之儀可裁許一人宛、表留書之者二人、會所御算用者一人、土方勘解由・村金左衛門、留書之者一人、下座敷臺子前坊主二人、侍番所臺子前坊主一人、御一門樣御供中かよひ並道具裁許坊主十二人、御長柄持小者十五人、外小頭一人、已上。

七月廿六日。前田綱紀、寶生九郎の勸進能を観る。

〔參議公年表〕

七月廿六日。此日寶生大夫勸進能爲御見物被爲入。寅刻御出、申下刻御歸館。御供西尾忠三郎長道御大小將番頭五百石・大橋長兵衛直成御大小將横目六百石。

七月晦日。金澤に暴雨あり。

〔政隣記〕

一、七月晦日申下刻より金澤迅雷暴雨、及戌刻淺野川是迄無之洪水。

八月四日。馬市奉行等馬匹の出場を勸奬す。

〔改作所舊記〕

拙子共儀、當馬市御奉行被仰付候。就夫各樣御支配御郡之內、市馬所持仕者有之候者、馬場罷入仕候樣可被仰付候。馬市之儀は當朔日より九月廿日迄之御定に候間、罷入遲々不仕候樣可被仰渡候、以上。

八月四日

名越屋　右　門

近藤三郎左衞門

渡邊喜左衞門樣

服部宇右衞門樣

右馬市御奉行衆紙面寫遣候條、面々与下可申觸候。當春駒御改之時分、馬市屆申度旨帳面に

書載置申分は、脇賣等不仕、勿論市場に出申首尾候條、此段急度可申渡候、以上。

服部宇右衛門
渡邊喜左衛門

〔參議公年表〕

八月廿二日馬市初る。中川義左衛門御歩行横目出る。勿論馬市奉行名古屋右門、青木勘七郎出る。

八月廿八日。切支丹宗門改帳を幕府に提出せんとするを以て普く類族の調査を命ず。

〔改作所舊記〕

今度切支丹宗門類族御改帳、公儀ゟ御上被成候に付而、各より帳面相調被上候、先年より各手前に有之覺帳之外、右宗門類族之者萬一洩候儀可有之候間、御領國中被申觸、寛永七年・同廿年・正保年中、右宗門御穿鑿被仰付候者共之末々有之候ば、早速各迄可及斷旨、組頭並裁許人、且又所々御奉行等より、右末類有無之趣書付可被取置候、恐々謹言。

丁卯八月廿八日　本多安房
前田佐渡

右之通に仰被渡候付、寫遣候條、各御裁許人々末々迄御申渡、切支丹末類有無之儀被遂御吟

味、早速拙子共方迄可仰越候、以上。

九月二日

山崎治郎右衛門

齋藤中務

不破彥三

渡邊喜左衛門殿

服部守右衛門殿

九月九日。領内風害を受くるもの四千餘戸に及ぶ。

〔葛卷昌興日記〕

十月五日。

當夏より度々洪水、且又九月九日之大風に、御領國中在家等四千餘軒破損、田畑損亡之事未詳に雖不相知、有增注進之趣今朝戸田山城守殿迄被仰達、委細者追而被遂御吟味、御老中方にも可被仰達候旨也。

〔上田源助舊記〕

貞享四年九月九日大風潰家等覺

一、千三百九十五軒　能美郡

内、四十一軒半潰、九百九十一軒丸潰、三軒鹽燒小屋。
一、六百九十七本　たふれ木、内七本脇木
一、六百九十本　並木、内三本杉
一、三艘　外海船引網舟　一、六人　痛　人
一、二人　男女死人　一、一疋　痛　馬
〆
一、五百九人　石川郡潰家
一、七百本程　並　松　一、二人　死人男女
〆
一、四　軒　加賀郡潰家
一、十四本　たふれ木、並松・境松・宮林共
〆
〔上田源助舊記〕
一、當九月九日大風に而石川郡等潰家等有之。金澤町端より大聖寺御領境迄、往還並松千四百七十本吹倒。

一

九月十三日。前田綱紀江戸本郷邸に移徙す。

〔參議公年表〕

九月十二日。明十三日御上屋敷御移徙に付、被仰出御書出し。

覺

一、頭分御祝儀に罷出事。

一、御吸物御酒可被下事。

一、御月見之菓子並御吸物被下事。

一、兩度之御座敷之事。

一、ふくさ小袖・麻上下事。

一、御門番之事。

一、從御姫樣之御使、頭分同席御祝被下事。

一、飛驒守樣・仙溪院樣初當日之御使者御延引之事。

一、御心安き御出入衆當日御見舞御延引之事。

一、從御家中献上物、當日披露並其首尾事。

一、御移徙爲御祝儀罷出面々は、定而熨斗目着用可仕候。尤色無相構、有合着用可出事。

一關は田中
寅亮は木下

一、一關・寅亮も御祝義に罷出可申事。
一、織部・小隼人も罷出御祝義可申上候。委細は御小將支配之面々より相窺可申候。
一、當日御祝、御吸物之外者定たる御祝之品も候はゞ、御吸物以前上可申候。御祝被下候面々に茂出之、祝申樣に可仕事。
一、御中屋敷頭分夫々相詰可申候。此面々は先達而參上候者、御中屋敷へ罷歸候而、其上に而罷越御祝義可申上候。
一、御出入之町人參上當日延引之事。

覺

一、御色代重而御參勤迄大抵只今のごとく、但相詰候面々委細書付可入御覽候。
一、御見廻衆送迎、並御玄關に而被仰置衆取次之樣子、是又具に書付可入御覽候。尤替被仰出無御座内は、此義も唯今迄之通に相勤可申候。
一、御一門樣方御使者之儀、組頭取次申事之樣に心得候段不可然候。最前より格惡敷候故与被思召候。
一、御廣間之御勝手、御小將相詰可申候。
一、大御料理之間組頭相詰申筈に候。當分は何に而も。

一、奥の御居間に被成御座候時分は、奥に相詰候御小將紅葉の間可相詰候。

一、御廊下番御徒。　一、奥小將附御徒横目。

一、御居間方坊主。　一、奥小將附坊主。

一、櫻之間年寄中可罷在候。　一、御次番。

一、御右筆部屋御右筆可罷在候。　一、菊之間新番。

一、舟之間表御小將役。

一、御出入之町人、御裏御色代より可罷出候。節句には、御目見仕時は竹之間縁通へ指置可申候。

一、伯圓兄弟、此者に可准者共は御料理之間近に指置、御目見いたさせ可申候。是は節句〳〵之外に而も。

伯圓は狩野

一、後藤理兵衛など、奥御料理之間近に指置、御目見仕候樣に可致候。又此並に而も御心安く無之者は、大御料理之間指置可申候。

一、猿樂共、是又裏御色代より可罷上候。應其者へ或は御廣間御勝手、或は竹之間、或は御料理之間、夫々見計指置可申候。是は御目見不仕時も同斷。但申置罷歸候時分は、御玄關より可罷歸候。

一、表御玄關より御通候衆は、御大名衆・御旗本衆・寺社方、方々より之使者、此分たるべく候。

一、御一門樣方表御玄關より御通可被成候。飛驒守樣・大藏大輔樣・內記樣・主膳樣・前田宮內殿御兄弟方・同相模守殿御父子・宮內殿御息方・本多彌兵衞殿・橫山內記殿・同左門殿御兄弟・同御息方・木下順庵父子・森雲仙・前田了心父子・村上次郎左衞門殿、此等之御衆は、時により裏御色代より御入候共、御勝手次第たるべく候。是に可准御衆之外は、御門外に而御斷申入、御玄關へ御越候樣可仕候。

一、御移徙以後、御中屋敷へ御見舞御使者在之節は、上屋敷ゟ移申候に付、何茂上屋敷に而御使者取次、當屋敷に而者取次不申旨斷可申入候。御見廻衆ゟは、其時々御移徙之品可被仰出候。

一、所々御座敷あけたての樣子、相違無之樣に夫々相覺可罷在候。且亦はづし置候ふすま・障子・腰障子、隨分念を入指置、御用之節手づかへ不申樣に可仕候。前々久しくはづし置候時分は、置所も取失ひ、終には不相見義も有之候。向後者此段急度相心得可申候。於無沙汰者夫々役人可爲越度候。

〔葛卷昌興日記〕

今日依吉辰、御上屋鋪御新宅ニ御移徙也。今朝戸田山城守殿ニ被成御座、四時過御上屋敷ニ被爲入、午後御中屋敷御歸館、七半時過爲御移徙被爲入、常御小袖御麻上下被召追分御門より大色代ニ被爲入也。御先立前田備前、御乘輿之戸多賀信濃也。奥村伊豫・津田玄蕃かづら石之上伺公。岡島一郎兵衛・玉井勘解由・竹田五郎左衛門・松平治部・生駒傳吉・野村與三兵衛・平岡五左衛門・土方勘解由・高田源左衛門等、聞番役以上之輩白洲に一列伺公。表御居間へ直に被爲入、先御熨斗鮑出、御節姫樣より爲御祝儀御使者を以御肴御進上也。披露畢而、左之面々献上之品々、長囲爐裏間へ出之。日録者松平治部上之、則執次之也。

銅御手水鉢	二	御肴	本多安房
錫鉢	十	御肴	前田佐渡
銅御手水鉢	二	御肴	奥村伊豫
銅切立	三對	御肴	前田備後
御料紙箱	二	御肴	長九郎左衛門
御屛風	二双	御肴	横山左衛門
御たばこ盆	二組	御肴	横山筑後
御手水手洗御片付共	二組	御肴	津田玄蕃

御たばこ盆　二組　御肴　奥村因幡
御　肴　前田備前
同　前田對馬
同　多賀信濃
此分也

伊豫・玄蕃・備前・信濃四人共、一度に御前ニ被爲召、御手自御熨斗鮑被下之也。其以後御粥出、其以後御月見之御菓子出。於奥御料理之間右御菓子御下、伊豫・玄蕃・備前・信濃・勘解由ニ稲垣三郎兵衛爲御使被下之。御酒之内御襖障子被明之御出被遊也。是畢而、今夜參出之頭分之輩一人宛被召出、御菓子頂戴之。各退出、於奥御料理之間列座、右御菓子・御酒等被下之也。今日頭分之面々熨斗目・半上下、餘は常小袖麻上下也。

〔參議公年表〕

十三日江戸。御上屋敷御移徙、御作事方山崎半左衛門延隆奉行之、御一門方并御家中御家老中より獻上物有之。辰剋御中屋敷御出、戸田山城守殿御勤、御上屋敷ニ被爲入、御屋敷へ御歸。申下剋重而御中屋敷御出、御上屋敷へ御移徙。段々昨十二日以御書立上屋敷被仰出有之。御在住。

御移徙御祝被下役付

一、奥御料理之間指引、御近習頭中。

一、表向指引、御用人並御小將頭之內並御番頭御横目・御小將横目。

一、給事、御小將。

御移徙御祝被下席（但御祝前於御前、御手づから御熨斗、御年寄衆・若年寄四人に被下候。）

一、奥御料理之間　伊豫　玄蕃　備前　信濃

一、菊之間　野村與三兵衛（御近習頭分）　同 平岡五左衛門　同 高田源左衛門

同 小寺平左衛門

一、大御料理之間　岡嶋市郎兵衛　竹田五郎左衛門　松平治部

生駒傳吉　篠原賴母　村金左衛門　茨木傳右衛門

中村惣右衛門　堀勘左衛門　神保長右衛門　井上三太夫

前田兵右衛門　由比孫兵衛　田中一閑　木下寅亮

蜂屋孫右衛門　右之面々畢而

半田惣兵衛　土方勘解由　井上久太郎　松原友右衛門

大橋長兵衛

右面々は御祝肝煎人に付、重而列座、御跡頂戴之。

永井傳七郎　西尾忠三郎　長瀬彌太夫

右三人、御中屋敷泊番に付不罷出。

同日江戸。御夜詰御月見御祝有之、御菓子被下覺。

伊豫　玄蕃　備前　信濃　勘解由

奥御料理之間於上之御間御菓子被下之、御前に被召出候。砂糖稻垣三郎兵衛を以被下之。御酒之時分、御唐紙開御前御出被遊、御酒被下候樣御意。御移徙天氣迄宜、御酒被下候樣にと御意に候。

一、表御居間於二之間、御月見之御菓子へぎに御盛せ置、葛卷平次郎・同仲四郎・村惣次郎・高田久兵衛御菓子相渡、頂戴之面々。

岡嶋市郎兵衛　竹田五郎左衛門　松平治部　生駒傳吉
野村與三兵衛　平岡五左衛門　半田惣兵衛　土方勘解由
高田源左衛門　有賀甚六郎　篠原賴母　村金左衛門
小泉勘十郎　小寺平左衛門　稻垣三郎兵衛　井上久太郎
茨木傳右衛門　堀勘左衛門　神保長右衛門　松原友右衛門
津田半太夫　伴源兵衛　三好助左衛門　鹽川安左衛門

永原治兵衛　井上三太夫　平田清左衛門　前田兵右衛門
由比孫兵衛　伊藤甚右衛門　大橋長兵衛　田中一閑
木下寅亮

右御前に一人づゝ罷出頂戴之。奥御料理之間上之間・同二之間迄列座に而、御菓子之上御吸物被下之。給事御小將布上下。備前・信濃一人宛度々被罷出、御酒被下候樣に挨拶。畢而元之通列座、備前・信濃迄御禮申上。

九月十六日、本鄕邸移徙直後に屬するを以て二十日に至るまで諸士に布上下を着用せしむ。

〔參議公年表〕

九月十六日江戶。御中屋敷より御上屋敷へ引移申御家來中の面々諸道具等、本鄕口御門より相通、追分口御門より入可申旨、備前申渡す。

一、前髮有之面々、御上屋敷へ相詰候節、追分口御門より相通候樣に、生駒右近を以御横目中奉伺候處、其通ニ被仰出。

一、當分御上屋敷御屋形之內、御番人等に不限、挾箱上置不申樣に可仕候。追付夫々置所茂相極申旨、玄蕃・備前御横目中に申渡。

一、當廿日迄何茂布上下着用可仕候。新番迄。但御次番・御右筆などは、十五日に而茂晝八時以後者、布上下着用不仕樣に可仕旨被仰出。

九月廿六日。本郷邸に於ける諸士の小屋札を整備せしむ。

〔參議公年表〕

九月廿六日江戸。小屋札猥に相見え候。御横目の者共可心付儀に候。向後猥に有之候はゞ、頭々可爲不念之由被仰出、信濃申渡す。

〔前田貞親手記〕

九月廿七日。

一、小屋札之義に付被仰出候趣、頭々・裁許支配人・御横目等に夫々不殘申渡。

一、昨日被仰出御小屋札之義、何も合點仕兼申躰に候。猥相見え候と被仰出候は、札之打所左右上下所替、且又紙札など有之猥に相見候。乍然只今打替候はゞ、釘の跡など多く出候而、蜂之巣之樣に可有之候間、此段信濃・備前へ可申聞候旨、以仲四郎被仰出。依之備前、仲四郎迄申候者、小屋札之義人々に申聞候。左右上下に打候段、猥被思召との御樣子とは致演述候得共、紙札之義は不申聞候。先刻も頭ども申候は、とかく支配方其外何も打寄候而、彌示談仕候而、私共追而可申聞候旨申候由申入也。

一、小屋札打様不宜候旨、以御親翰被仰出候趣奉承知。則頭々・裁許有之面々、並御作事奉行にも示談仕候。御親翰上之申候、以上。

九月廿八日　　前田備前

多賀信濃

九月廿七日。出銀奉行林一郎右衛門公金横領の罪を犯したるを以て捕へられ、後刎首に處せらる。

〔參議公年表〕

九月廿七日林市郎右衛門（御馬廻組二百石出銀奉行）私曲有之。伴八矢長貢（五千石人持組）に被預、於里見七左衛門元茂（御馬廻組頭千二百石）宅、藤田平兵衛安勝（同千五百石）・河地八郎兵衛秀安（御横目四百五十石）列座にて申渡、子共兩人林十左衛門重政（定番御馬廻番頭二百五十石市郎右衛門從弟達也。）へ被預。

〔袖裏雜記〕

今月は十一月なり

出銀所小拂裁許林市郎右衛門義、伴八矢に御預置被成候條、公事場へ召出可遂吟味旨被仰出候。當地年寄中へも相達可承届旨、先頃各より被仰越、奉畏、則年寄中へ相談候處、右市郎左衛門裁許銀しらべ候樣に申渡之間、暫可待合之旨申渡候付致延引、今月四日市郎左衛門公事場へ召出、相司永田作左衛門先達而申斷候書付之趣、且又彼支配銀會所御奉行相改候覺書

之趣、作左衛門書出候銀高二十一貫八百三十三匁餘之内八貫九百目餘者、鉛を大豆板丁銀之形にいたし認入置候故、此分御銀不足付而彼是段々爲申聞、急度吟味仕候處、連々不勝手御座候故、被犯悪心御銀掠取、放埒につかひ失、尤其身一人之所爲、とかう可申上様無御座、迷惑至極仕候旨明白に申顯候付、則口狀申付候。——作左衛門義も年寄中へ及内談、當二日公事場へ召寄、委曲尋承候處、——支配之筋無別事相聞候。——市郎右衛門義、侍之正義を失所爲、別而不屆奉存候。右御吟味之品年寄中へ爲申聞候處に、前田佐渡・奥村因幡今日公事場へ罷出、市郎右衛門手前再往承屆、今日も口狀申付、兩通上之申候。此旨可被達御聽候と、十一月七日松平玄蕃・里見七左衛門・富田治部左衛門より、伊豫・玄蕃殿付之書付に、市郎右衛門刎首、男子不殘死罪可被申渡候と御加筆。

〔參議公年表〕

十二月十日、林市郎右衛門依刎首、伴八矢長資宅に藤田平兵衛・里見七左衛門・半田權之佐罷越見屆。林息吉三郎九歳・乙助三歳兩人、於林十左衛門宅依死罪、爲檢使津田求馬儀辰御馬廻組頭千石・原三郎左衛門御横目罷越。

〔政隣記〕

政隣記に五月とするは非なり

五月廿七日出銀奉行林一郎右衛門二百石永井傳七郎組私曲、御銀に致似銀。依之人持組伴八矢長資に御

預、御馬廻組頭里見七左衛門元茂於宅、同役前田平兵衞・御横目河地八郎兵衞列座申渡。子供兩人は同姓從弟林十左衛門重政に御預也。十二月十日一郎右衛門儀刎首、八矢宅に平兵衞・七左衛門・半田權佐罷越見屆之。子供吉三郎九歳、乙助三歳、於十左衛門宅死刑。檢使御馬廻組頭津田求馬・御横目原三郎左衛門罷越。

十月十六日。駒の尾を燒くことを禁ず。

〔改作所舊記〕

於在々駒共、爲養生尾先を燒申躰に候。併燒申も切候に紛敷有候樣に相聞候條、向後爲燒申間敷旨被仰出候間、支配之所々へ可被申付候、以上。

十月十六日　　多賀信濃

前田備前

十月廿二日。本鄕邸各門の名稱を定む。

〔參議公年表〕

一、十月廿二日御上邸御門々名目書付、鹽川安左衛門に信濃渡之。

大門　御成門　表門　中門（一名勝手門）　臺所門

裏門　石門（一名透し門）　露地門　南門　東門（一名下谷門）

作事方門　木戸際門　追分口門

右之通なり。

十月廿九日。閉門・逼塞・遠慮の區別を定む。

〔御定書〕

覺

一、閉　門　御知行・御扶持方等不相收。

一、逼　塞　御知行收納、御扶持方等不收。尤其年之不足免藏返米不相收。

一、遠　慮　御知行・御扶持方等無別義收納。

右之通被仰出候旨、若年寄衆被申聞候之間、被得其意、津田宇右衛門に茂可有御申渡候、以上。

丁卯十月廿九日

奥村伊豫

津田玄蕃

本多安房殿

前田佐渡殿

奥村因幡殿

右之通奥村伊豫・津田玄蕃より被申越候付、寫遣候條可被得其意候、以上。

丁卯十一月廿一日

前田佐渡

奥村因幡

本多安房

津田宇右衛門殿

十月。僞りて關所通切手を請けたるものを里子たらしむ。

〔袖裏雜記〕

新川郡三日市村紺屋次左衛門弟彌次兵衛義、僞を以御關所通切手を取、其上御穿鑿之刻も何角申評候由、旁不屆之仕形御座候。前々關を忍候者、或御追放、或里子に被仰付候。彌次兵衛關を忍び候ものに准可申候哉与奉存候。左候はゞ二ヶ年計里子に可被仰付候哉と十月　日伺。可然存候と御加筆。

十月。御算用者吉田八左衛門材木を盜み且つ謀書謀判の罪を犯したるを以て刎首に處す。

〔袖裏雜記〕

宮腰御材木藏下裁許御算用者吉田八左衛門義、御材木盜取、其上謀書判仕、重罪之ものに御

座候間、刎首可被仰付候哉と十月　日伺。右之外者有之間敷候と御加筆。

十一月六日。本郷邸の新殿に保科正容等を招待して能を奏す。

〔參議公年表〕

十一月六日。

此日江戸。御上屋敷於御新殿御能興行。肥後守正容朝臣・土佐守殿御招請。御客方朝より御出、辰刻始、朝夕御料理出、朝二汁七菜、夕三汁十菜。御小將横目已上・御通役・表御納戸奉行、御刀奉行等、熨斗目布上下。此外は服紗小袖布上下着用。正容朝臣・土佐守殿御供中御料理被下之。侍分には御能見物被仰付。此外御客方。

織田隼人正殿	同　伊豆守殿	戸澤能登守殿	加藤佐渡守殿
小出大和守殿	嶋津式部少輔殿	京極甲斐守殿	一柳式部少輔殿
堀　長門守殿	柳生對馬守殿	佐久間織部殿	織田源七郎殿
六郷庄之助殿	織田對馬守殿	最上刑部殿	一柳權丞殿
畠山修理殿	土方松之助殿	同　靱負殿	久留嶋帶刀殿
戸田佐渡守殿	松前志摩守殿	大嶋出羽守殿	淺野左兵衞殿
土岐十左衞門殿	大久保四郎衞門殿	堀田五郎左衞門殿	蒔田權之助殿

松平左門殿　神尾市左衛門殿　三好丹波守殿　最上左京殿
舟越左門殿　大嶋雲八郎殿　保科主税殿　石丸數馬殿
六郷主馬殿　西尾七兵衛殿　織田小式部殿　岡田左京殿
同　忠三郎殿　諏訪大助殿　小笠原主計殿　堀小四郎殿
寛新兵衛殿　石野八兵衛殿　織田藤九郎殿　小堀土佐守殿
人見友元老　保井算哲老　吉川惟先老　井上玄徹老
井關玄說老　塙宗悅老　平賀玄孝老　佐田玉川
今大路式部　土方市正殿　土屋忠兵衛殿　織田内匠殿
内記君　主膳君　横山内記殿　本多彌兵衛殿
横山左門殿　中川喜左衛門殿　堀井八郎兵衛殿　前田右京殿
前田又五郎殿　村上三右衛門殿　村上次郎左衛門殿　溝口豐前守殿
同　孫左衛門殿　同　十太夫殿　横山釆女殿　牧村兵四郎殿
木下順庵老　同　順信老　森雲仙老　森雲長老
吉田意安老　福田五郎左衛門殿　板倉喜雲　郡司利清
保井智哲

十一月九日。再び本郷邸の新殿に客を招きて能を觀覽せしむ。

〔參議公年表〕

十一月九日江戸。於新御殿御能、御出入之衆御招請。諸事如六日御客。

松浦肥前守殿	同　織部殿	仙石因幡守殿	細川桃庵老
本賀徳順老	笠原養故	同　養軒	同　養球
織田貞直老	町野幸宜老	水野肥前守殿	坂井小平次殿
安藤彦四郎殿	松平內藏助殿	水野甚五左衛門殿	天野彌五右衛門殿
石尾七兵衛殿	加藤六助殿	小倉半左衛門殿	織田對馬殿
織田源次郎殿	同　八十郎殿	加藤平八郎殿	山中八藏殿
山中五郎左衛門殿	河村源右衛門殿	飯田長左衛門殿	東條覺右衛門殿
本間小左衛門殿	東條勘左衛門殿	堀部又兵衛殿	梶田甚五左衛門殿
石橋三郎左衛門	高澤伊右衛門	小倉義兵衛	中岡豐左衛門
板倉喜庵	田嶋永宅	鈴木林碩	田嶋宗榮
與語久賀	內田清順	同　清徳	廣野宗肴
狩野探信	同　探雪	木村治部左衛門	前田了心

牧村兵四郎殿
溝口源右衛門殿
織田平十郎殿
本多主計殿
渡邊孫四郎殿
同　八十郎殿
中野左兵衛殿
中條左京殿
神尾飛驒殿
與津内記殿
逸見八左衛門殿
猪子左門殿
南條小兵衛殿
熊澤茂兵衛殿
内記君

松下安兵衛殿
村瀬伊左衛門殿
長利兵橘殿
伊勢外記殿
同　忠兵衛殿
津田平左衛門殿
小笠原主馬殿
西尾八兵衛殿
小笠原源六郎殿
同　兵左衛門殿
荒木内藏助殿
川勝勘解由殿
小田切太郎衛門殿
橋本太郎左衛門殿
主膳君

幡野市丞殿
岩瀬六右衛門殿
森川七太夫殿
町野求馬殿
御子息御同道
同　三左衛門殿
同　御子息
最上刑部殿
德山權十郎殿
荒木十郎右衛門殿
中西内匠殿
星合太郎兵衛殿
伊奈半十郎殿
坂上池枕
村上三右衛門殿

溝口豐前守殿
日根長左衛門殿
久世權佐殿
中山茂兵衛殿
同　九右衛門殿
神保三郎兵衛殿
關　左門殿
淺野左兵衛殿
同　御子息
德山權左衛門殿
小堀伊平衛殿
飯高七左衛門殿
小栗七右衛門殿
吉田長達老
溝口十太夫殿

横山内記殿　本多彌兵衞殿　坂井八郎兵衞殿　坂井右近殿
坂井沖之助殿　横山左門殿　中川喜左衞門殿　小堀土佐守殿
小堀萬次郎殿　前田右京殿　同又五郎殿　村上次郎左衞門殿
横山釆女殿

此外少々御中色代より被相通衆も有之。

十二月四日。今年凶作なるを以て收納米の檢査を緩にせしむ。

〔改作所舊記〕

當夏中より雨繁、其上大風に而米出來惡敷御座候。就夫當年貢米、例年之通吟味仕候而は、百姓ども難儀仕、第一納所相滯可申と奉存候間、其心得仕米請取申樣に、御代官並給人中、且又藏宿共に被仰渡候樣に申上度由、改作御奉行書付上之、入御覽に候處に、尤被思召候間、其通可仕旨被仰渡候。右之通相心得御收納米可受取者也。

十二月四日　御算用場

能美・石川・加賀郡代官共

追而來年迄こたへ申間敷御米之分積分置、御收納仕廻候員數書記可出之候、以上。

十二月晦日。本郷邸に於ける明年年頭の諸作法を定む。

こたへは保存に堪ふる義

〔參議公年表〕

十二月晦、江戸。被仰出有之。

辰正月二日之夜御謠初御作法被仰出、則其旨若年寄より覺書。

一、小書院二之間御着座。

一、同御勝手中程より上之方に、伊豫・玄蕃伺公之時者、奥書院御勝手方圍之外舟之間之上に、備前・信濃伺公可仕。

一、數土器小書院御勝手半より下。

一、舟之間半、御前より御右之方、衝立歟屛風歟、右之下同斷くひ違。

一、役者右衝立か屛風之内に伺公。右進退者菊之間御緣通りか、小書院御勝手之廊下か。

右委細御加筆、御繪圖一枚寫別に有之。

辰年頭御作法之法

一、平士中之儀者御通懸御目見。御前御裝束御半袴、御禮人半袴着用、披露同斷。

一、御長袴に而御祝、其節御奥に而御目見之面々長袴着用、披露之役人同前。

一、頭分之輩御勝手に伺公、何茂長袴、直に御出座、一統御目見被仰付。奏者同服、何茂年頭之御祝義申上由演説。

一、御謠初之時者、御裝束御半袴、御目通着座並被召出輩、何茂半袴。
一、御當地に而兩人宛着座、當年者伊豫・玄蕃被仰付候。御盃取次備前。
一、御盃御流等之品者、金澤之通に可被仰付候。
一、御射初、其役人無之間被略候。
一、御乘馬初、御上屋敷に而いまだ場所無之候間、於御中屋敷御作法可有之候。但去々年之通。
一、頭中御目見相濟、御歸座、其儘鶴庖丁。
一、奧村半次郎義、表に而少座所を替、一統御目見。
一、御謠初者、御小書院二之間被成御座、同勝手御右之方伊豫・玄蕃着座、御左之方御勝手は備前・信濃可罷在候。御勝手と舟之間襖・障子はづし、其後屛風・衝立等に而仕切、御樣子宜仕、扨又御流被下候面々は、奧御料理之間より出可申候。御役者共之儀者、同所に而茂、又者大料理之間より、御廊下通罷出候樣に成とも可仕候。御囃子之儀者、舟之間に而爲相勤可申候。

御加筆

一、年寄中名代之使者、御太刀前に置、一統御禮、年寄中使者と披露仕べく候。服紗布上下。

一、子供者いづれも親々之邊に可罷出事。

一、表御居間御出座、御年寄中御禮之節、御太刀直に御奏者番引之事。

一、池田幽心義、伯圓同席に仕間敷候。清水並に指置可申由之事。

一、役者中御禮、二日之事。

一、年頭御當地町人共御目見之儀、御出之時分、御歸館之時分、參掛候者は其段申聞、御通之道に指置御目見爲仕可申候。不然者未御歸被成間敷候間、追而披露可仕旨申聞、相返し可申候。態御目見仕候樣に召集候に及不申候。但狩野伯圓などは並達申候間、是等者勿論前々之通に可仕候。然者伯圓は大御料理之間、清水九兵衞並者竹之間御緣通に而、御目見可爲仕候旨被仰出候。如此御書出の上、若年寄より御座敷御繪圖を以て伺之處、則被遊御加筆、委細相極。（御繪圖之寫二枚外に有之。）

是歲。庶民の奢侈を戒む。

〔改作所舊記〕

今年あめごり青絹の帶を仕、馬形之內笠紐にゐよう仕候儀やかましく沙汰有之、向後左樣不仕樣申渡候留書有之候事。

あめごりは河北潟に産する微細の子鰕なり

是歲。能登に於ける幕府領の戸數人口等を調査す。

〔泥見摘寫〕

一、能州御預地貞享四卯年家數牛馬之覺。

敷浪　家數三十八軒、内十四軒役家、人數百八十六人、馬二十疋。

針山　十一軒、内九軒役家、人數六十二人、馬六疋。

原　廿九軒、内十三軒役家、人數百四十二人、馬十四疋。

四町　十軒、人數八十七人、馬十一疋。

神子原　五十五軒、内三十七軒役家、人數三百八十八人、牛馬五十疋。

福水　三十三軒、内二十四役家、人數二百八人、馬十九疋。

白石　三十三軒、内二十軒役家、人數二百廿七人、馬廿二疋。

下村　四十二軒、内三十五軒役家、人數三百四十人、牛馬四十七疋。

千路　七十八軒、内四十軒役家、人數四百三十六人、馬七疋。

八幡　三十二軒、内十六軒役家、人數百八十四人、牛馬十九疋。

熊淵　五十一軒、内三十一軒役家、人數三百七十三人、牛馬六十一疋。

山崎　四十五軒、内廿一軒役家、人數三百廿一人、牛馬五十一疋。

花園　十九軒、内十五軒役家、人數百五十三人、馬十八疋。

無馬か

東濱　四十七軒、内四十軒役家、人數三百六人。

大泊　五十七軒、内廿六軒役家、人數四百四人、馬四十五疋。

佐々波　四十二軒、内三十六軒役家、人數三百廿一人、馬四十八疋。

庵　七十七軒、内四十三軒役家、人數六百九十二人、牛馬五十三疋。

江泊　四十三軒、内二十一軒役家、人數二百八十一人、馬十五疋。

大野木　三十六軒、内廿五軒役家、人數二百五十三人、牛馬三十二疋。

皆役か

祖濱　十一軒、人數六十六人、馬七疋。

石崎　五十五軒、内三十三軒役家、人數三百廿八人、無馬。

瀬嵐　五十一軒、内三十四軒役家、人數二百九十四人、馬四十六疋。

谷内　二十四軒、内七軒役家、人數百八十八人、牛馬五十三疋。

佛木　三十七軒、内十九軒役家、人數百八十八人、牛馬三十疋。

松木　四軒、皆役、人數三十人、牛馬五疋。

豐後名　六軒、皆役、人數四十二人、牛馬十疋。

安部屋　八十九軒、内四十五軒役家、人數五百十九人、馬廿八疋。

町　二十三軒、内八軒役家、人數百十一人、馬七疋。

安津見　五十七軒、内三十軒役家、人數三百六十二人、牛馬六十九疋。

二所宮　九軒、内四軒役家、人數七十八人、牛馬九疋。

上　棚　三十八軒、内廿四軒役家、人數二百廿七人、馬三十三疋。

無馬か

深　浦　十九軒、内十三軒役家、人數百廿人。

外　廿七軒、内十五軒役家、人數百二十九人、馬三十七疋。

人數脱か

別　所　廿九軒、内十五軒役家、牛馬三十七疋。

横　見　十一軒、内六軒役家、人數六十八人、馬十三疋。

田　岸　十三軒、内十二軒役家、人數八十一人、牛馬廿一疋。

鹿　嶋　十一軒、内五軒役家、人數七十三人、馬三十疋。

鵜　嶋　十一軒、内九軒役家、人數八十六人、馬廿疋。

大　町　七十六軒、内五十二軒役家、人數十九人、牛馬三十二疋。

天神谷　八軒、内五軒役家、人數五十八人、馬十二疋。

上唐川　十六軒、内十三軒役家、人數九十九人、馬三十九疋。

下唐川　廿七軒、内三十一軒役家、人數二百四十二人、馬六十九疋。

無馬か

黒　嶋　百三十九軒、内四十五軒役家、人數八百人。

川嶋　百十軒、內六十七軒役家、人數六百廿人、馬六疋。
七海　十三軒、內十八軒役家、人數百四十八人、馬廿九疋。
藤卷　十軒、內九軒役家、人數六十二人、牛馬十二疋。
梶　　廿七軒、內十五軒役家、人數百五十七人、牛馬十五疋。
岩車　四十軒、內廿二軒役家、人數二百七十人、馬三十九疋。
鹿浪　八十二軒、內三十九軒役家、人數四百四十人、馬七十六疋。
曾良　三十六軒、內二十一軒役家、人數二百六十人、馬四十疋。
中谷　十一軒、內九軒役家、人數七十二人、馬十五疋。
院內　四十五軒、內四十二軒役家、人數三百四十四人、牛馬三十一疋。
黑川　三十七軒、內二十一軒役家、人數百七十人、馬廿一疋。
河內　三十一軒、內十九軒役家、人數百七十人、馬三十三疋。
井面　三十軒、內十七軒役家、人數百四十人、馬十一疋。
大野　八十三軒、內五十軒役家、人數四百七十人、馬五十疋。
伏戸　十五軒、內十軒役家、人數九十五人、牛馬八疋。
時國　二十二軒、內十一軒役家、人數八十二人、牛馬十七疋。

眞　脇　七十一軒、内四十三軒役家、人數四百四十一人、馬廿七疋。

〆村數六十村　家數〆二千二百四十一軒

人數〆一萬四千百九十八　牛馬〆千二百九十二疋

千石分村附不足。

同寺社家七軒七十五人。

大鼻筑後　四柳播摩　四柳丹波　四柳出羽　大町關　越後

鹿波森川因幡　眞脇櫻　左京　以上

元祿元年

正月七日。去年の引免米を補ふ爲諸士に藏米を給することを告ぐ。

〔參議公年表〕

去年御領國中在々風損に付而、御家中諸給人手前引物成米、如前々御藏米を以御足可被下旨被仰出候間、被得其意、組中へ可被申觸候。今般義は大分引免候處、右被仰出別而可忝義と存候。先各より早速御請調可被上之候、恐惶謹言。

正月七日　　前田佐渡

正月十八日。捨馬を禁ずる幕府の令を領内に布達し、次いで所々に高札を建てしむ。

〔岡部氏御用留〕

覺

捨馬之義に付段々被仰出候處、頃日も捨馬仕候者有之候。急度御仕置可被仰付候得共、先此度も流罪被仰付候。向後捨馬仕候者於有之は、可被行重科者也。

十二月

口上之覺

捨馬不仕樣被仰出候得共、相背者有之、遠島被仰付段々仕置之處、今以右之族有之、重々不屆至極に候得共、御慈悲を以今度も右同罪被仰付候。御領・私領共に急度申付、畢竟生類あはれみ候處專に可仕候。此以後捨馬いたし候者、其わけにより御代官・地頭可爲越度候、以上。

十二月　日

捨馬之義に付、重而從公儀被仰出之趣、御領國中堅相守候樣可申觸旨、拙子共へ被成下御書候に付、則御書出・覺書兩通共に寫之遣候條、被得其意支配中へ急度被申觸、御請取置、各書

本文は幕府令なり

十二月は貞享四年

付可被上之候、恐々謹言。

戊辰正月十八日　　前田佐渡
　　　　　　　　　本多安房

脇部宇右衛門殿　　渡邊喜左衛門殿
伴七兵衛殿　　　　大石彌三郎殿
眞田治兵衛殿　　　馬淵加右衛門殿
石黒源右衛門殿　　山村市十郎殿

竪紙の書付とは前に載せたる幕府令をいふ

竪紙之書付、高札にたて添、高札無之場所は新規可建置之候。捨馬生類の義に付、三通御紙面之寫相觸候。彌大事の義に候條、急度此旨可相心得候。何茂与下嚴重に申渡、人々御請取置、並其方ども御請上可申候。此書狀判形に而可相返候、以上。

正月十八日　　大石彌三郎
　　　　　　　伴七兵衛

羽咋・能登兩郡十村中十一人

覺

一、十二枚　今濱村、子浦村、二宮村、高畠村、飯山村、一宮村、神代川尻村、堀松村、富木村、福浦村、野崎村、中嶋村。

右之分今般改申捨馬之札、先規より之高札場所に可有御建置候。

一、四枚　川原村・羽咋村・徳丸村・田鶴濱村。

右所々今般新規之所に候條、札建所其村之端可然所に、高さ一尺五寸四方ほどに芝をたゝみ相建可申候。雨覆之義は、御作事所より大工罷越筈に候條、勿論芝たゝみ雨覆の程掘人申人足少分之義候間、其所より出し候樣可有御申渡候、以上。

三月九日　　御算用場

伴七兵衛殿

大石彌三郎殿

右從御算用場被仰渡、御制札被遣候條、此旨相心得御札所有之十村中へ申談相渡可申候、以上。

三月九日　　大石彌三郎

伴七兵衛

千代町村　七郎右衛門

右御高札、昨日私方迄爲持被遣候間、しぶかみ一枚宛爲持、早々取に可被遣候。御由斷被成間敷候、以上。

拾二本は二本、溢は狹溢か

三月十日　千代町　七郎右衛門

市樂様　兵衛様　太郎左衛門様

平兵衛様　與一様　太間様

今般新規の所に相建申捨馬高札、柱根芝たゝみ御申付可有之候。昨日申入候得共、雨覆柱十二本に札柱一本、溢の所に柱三本相建候義如何に付、雨覆之柱に札柱を桁に用懸申候様に、先々罷越候大工に可被申渡由、御作事へ申遣候間、可被得其意候。左候得ば右芝たゝみ入不申首尾に候條、御支配所之内新規に相建候所々へ可有候申渡候、以上。

三月十日　御算用場

伴七兵衛殿

右之通御算用場より申來候條、今般捨馬高札相建候所々早々可申遣候、以上。

三月十日　大石彌三郎

伴七兵衛

千代町村　七郎右衛門

二月朔日。諸士逼塞を命ぜられたるもの、親類は遠慮を要せざるを通則とすべきを告ぐ。

〔御定書〕

逼塞等被仰付候者之親類、遠慮仕儀無用に可仕旨。但其品々により、遠慮爲仕候事可有御座候。左樣之砌は、年寄中又は若年寄中より差圖可仕候。其品は臨期相知申に而可有之旨被仰出。

辰二月朔日

二月十二日。藩侯に謁見を請ひたる者は一般に之を許すべきを告ぐ。

〔袖裏雜記〕

二月十二日親翰之寫

目見願候者共之內、當分目見難申付族、又者不及目見品々者も有之候得共、此度は先一統に目見可申付候間、來十五日・來月朔日・同十五日、此內兩日程に罷出候樣に可被相心得候。但亂心之者之せがれはあまり成事に候間、半右衞門子は無用に候。亂心にて願こ申事は無之事に候、以上。

半右衞門外にも、親亂氣の者は目見無用に候、以上。

二月廿二日。鳥類の禁獵區域に屬する金澤より三里以內の村落を十村より調査提出す。

御城下より三里内村々道筋覺

一、野々市道筋之すゑ、松任・桐木村・成村・北安田村・村井八ヶ之内中村・ふゑ・北川・かたふく此四ヶ村、倉光村・二口村。

一、野々市道筋脇道のすゑ、乙丸村・舘村。

一、押野道筋のすゑ、竹松村・相川村・平木村。

一、野田道筋ハすゑ、三子牛村・別所村・蓮花村・平栗村・山川村・涛瀬村・坪野村・富樫村・新保村・小原村。

一、倉谷道筋ハすゑ、下辰巳村・上辰巳村・天池村・中戸村・水淵村・相合村・下鴛原村・鴛原村・城力村・瀬領村・菅池村・駒歸村。

一、湯涌道筋、石川郡舘村・茅原村・七面村・西市瀬村・下谷村、かゞ郡銚子口村・中村・野村・袋村・谷口村・打尾谷村・平木村・炭釜村・木目谷村・下荒屋村・朝ヶ屋村・藤六村・東市瀬村・北袋村。

一、戸室道筋、石川郡牛首村、加ゞ郡下田上村・上田上村・中山村・俵等村・新保村・戸室別所村・湯谷原村。

一、若松道筋、石川郡田井村・牛坂村、加賀郡鈴見村・若松・角間・南原・清水・田嶋・二又。

一、三ッ坂道、御所村・長屋村・卯辰村・談議所村・夕日寺村・傳燈寺村・牧村・小二又村・釣部村・涌波村・車村・野村・納年村・牧山村・不室村・柚木村・小嶺村・北方村・市瀬村。

一、津幡道筋、小坂村・神谷內村・柳橋村・法光寺村・百坂村・南森下村・往還より山之手。

一、小原谷道筋、吉原村・塚崎村・月影村・下涌波村・岩出村・片田村・深谷村・不動寺村・河原市村・藥師村・梨木村・鳴瀬村・正部谷村・高野村・高坂村・古屋谷村・切山村・福畠村・小野村・四王寺村。

〆四十八ヶ村、內四十四ヶ村石川・七十四ヶ村加賀郡。

金澤より三里之內境目村々覺

淺野川之上　石川郡下谷村、加賀郡北袋村。

才川之上　駒歸村・城力村。

內川之上　小平澤村・大平澤村・小原村・富樫新保村。

窪川之上　坪野村。

野々市道筋より脇たや道する三里之內へ定懸り申村、たち村・乙丸村・上口往還村并村之內中村・ふゑ・北川・かたふく・上成村。

一

松任より海手三里之内へ定懸り申村、北安田村。

押野道の末海手三里之内へ定懸り申村、竹松村・川村・平木村。

加賀郡

小原谷筋末、宮野村・桐山村・古屋谷村・福畠村・北野村・四王寺村。

車道筋末、野村・納年村・北方村・市瀬村。

若松道筋末、二叉・田嶋村。

戸室筋、南原村・清水村・戸室別宮村・湯谷原村。

右貞享五年二月廿二日十村より御郡所に書出候事。

三月九日。領國内に於ける浪人の有する鐵炮を調査せしむ。

〔參議公年表〕

今度從公儀浪人・町人・百姓所持仕候鐵炮御改付而、御領國中相改可申旨被仰出候條、被得其意、抱置候浪人有之、鐵炮所持仕候はゞ、員數書付、且又此品、組中家禮にも急度被申渡、御請可被上之候、恐惶謹言。

三月九日　　前田佐渡

本多安房

藩侯の加筆なり

三月十一日。小松町民の大聖寺藩にて罪を犯したるものを、加賀藩に引取り裁判することを決す。

〔袖裏雜記〕

於小松檜物師七郎兵衞せがれ仁兵衞と申もの、大正持御領にて賊仕に付ひかせ可越哉之旨、彼地御郡奉行より村小左衞門迄相達候故、小左衞門方より如此申越候。大正持におゐて賊仕事候間、あなたにて遂吟味候樣返事可仕旨、小左衞門方へ相達可申候哉、以上。

三月四日　　　　津田玄蕃

彼方にてせんさくいたし候其例有之候哉。

小松町檜物師七郎兵衞せがれ仁兵衞、大正持御領にて賊仕に付、あなたにて吟味仕候樣相達可申哉之旨奉伺候處、彼方にて致穿鑿候例有之哉之旨就被仰出候、相考申候へども准右之例無御座候。右仁兵衞義親致勘當、所迄出置、末に而惡事仕ものゝ事に御座候故、あなたにて遂吟味候首尾にても可有御座哉と相伺申候。但此方へ引越候樣に可申遣候哉奉伺之候、以上。

三月十日　　　　津田玄蕃

先日之紙面、勘當仕追拂候樣に無之所も候かと覺申候。勘當仕追放候はゞ、此方貪着無之候。あなたにてせんさく候樣申達可然候。

小松町檜物師七郎兵衛せがれ仁兵衛義、大正持御郡奉行共より之紙面には、親勘當仕由御座候得共、親七郎兵衛書面には錢等遣申候付而、去秋親手前より出、其以後罷越不申旨御座候。親紙面體勘當共無御座候間、此方へ爲引越候樣、村小左衛門方より可申遣旨相達可申候哉、奉伺候、以上。

三月十一日　　　　津田玄蕃

左候はゞ其通尤候。

同法令前年にもあり

三月十七日。諸士の故なく宗旨を改め、又は檀那寺を變ずるを禁ず。

〔參議公年表〕

御家中之面々並妻子等、宗旨を改又は寺を替申儀指而故茂無之候處に、及斷候人々有之候。向後何とぞ宗旨改申候はで不叶義は、其頭又は支配人承屆候上にて、頭書付取次可被申候。

一、寺を替候義は、遠所より當地へ引越人など、檀那寺遠方故同宗門へ寺を替候義各別に候。其外子細なくして替候儀無用之事。

辰三月　日

宗門並寺替之儀に付御書出、當十六日於御寄合所御渡被成候付、別紙寫候而懸御目候。被得其意、御名之下可有御判形候、以上。

辰三月十七日

三月廿四日。武山十太夫等三人の死刑を決す。

〔袖裏雜記〕

公事場言上書付三通、各致僉議、附帋仕差上之申候と申上候。三月廿四日帋面に、何も可然候、刑罰之義候間彌念を入被申、猶更此外替存寄、何も無之候はゞ落着可被申渡候と御加筆。何も示談仕候處、最前言上仕候通奉存候、即落着可申渡候与翌日申上。右伺之内

山崎庄兵衛鷹匠　武山十太夫

十太夫義、御鷹場能存ながら背御法度、主人申付候趣をも違背、其上浪人躰とは違、末々ながら與力御鷹匠之せがれにて御座候處、御鷹場之內にて雁をあはせ申候。穿鑿之刻も申掠、不屆者に御座候間、斬罪被仰付候哉。

定番足輕福尾忠右衛門せがれ
去夏御追放立歸人　福尾忠兵衛

忠兵衛義、御追放已後無程立歸、方々に而盜仕、博奕打、別而いたづらもの、重罪に御座候。斬罪可被仰付候哉。但拷問難義に存、父迄賊に指、誰彼意趣に而火付等に指、大罪至極に御座候。梟首可被仰付候哉。

去度御追放立歸候最前定番足輕

山中傳六

傳六義御追放已後無程立歸申候。如先例斬罪可被仰付候哉。

三月廿九日。犯罪人本吉小兵衞逃走せしを以て人相書を廻附す。後捕へらる。

〔政隣記〕

三月廿日夜、吉田左太夫預り之御持弓足輕本吉小兵衞儀、井上勘左衞門預り之足輕松田小兵衞妻与密通之上、右女を殺害致欠落候に付、小兵衞年來恰好等書付同月廿九日御觸有之。

此次七月三日互見。

〔參議公年表〕

三月廿九日。科人本吉小兵衞逐電、依之御觸。

本吉小兵衞男振、年來衣類之覺

一、たけ五尺八寸餘、色あさ黑く、ほうぼねあれ、はな筋とをり、さし肩、すそがれに足かつかうよりほそく、びんひきく、髮少ちゞみ、左の目之下にちいさきほうくろ在之事。

一、年二十三、但見かけ二十六・七と見え候事。

一、表古きちやこもん、裏黄色のもめんぬのこを着、帶はもめんねづみ色之事。
一、刀長く、黒さや、柄糸こんびらうど、角つば、下緒あさぎ色の事。
一、脇指長く、黒さや、柄糸同斷、角つばすかし、下緒古き茶色之事。

以上

今月廿日夜、吉田左太夫預り御持弓足輕本吉小兵衞と申者、井上勘左衞門預り足輕松田小兵衞妻と密通之上、右女を殺害致欠落候。因茲小兵衞年來恰好衣類等、別紙覺書進之候。自然加樣之者隱置候者可爲曲事候。捕出候儀は勿論、有所存知之者於有之は、即刻公事場に可致注進候旨、御組中並各家來急度可有御申觸候、恐惶謹言。

甲辰三月廿九日

富田治部右衞門
黒見七左衞門
松平玄蕃

〔政隣記〕

七月三日、前記三月廿日記に有之本吉小兵衞を、木滑御關所邊に而所之者捕之及案内由、加州御郡奉行渡邊喜左衞門直政年寄中に達之。

三月。非人小屋に收容せられたる刀鍛冶淸光一族の待遇に關して上申す。

長兵衞は長右衞門の誤なるべし

元祿元年とあるは追記なるべし

〔續漸得雜記〕

一、先年非人小屋に罷在候刀鍛冶淸光長兵衞、及飢申に付小屋入、人々願之通仰渡。右長兵衞父子三人御細工仕に付、飯米一日に七合五勺充被下候。然處今度脇指二腰打申候。出來も能有之に付、誂申者も可有之、細工仕候刻晝飯米爲給可申哉。且又末之せがれ太郎義、只今迄飯米半合充爲給申候得共、兄共細工仕候時分手傳仕候間、長右衞門並兄次郎九郎同事に可被仰付哉之旨、御小屋裁許與力中より斷方有之候事。

元祿元年戊辰三月

四月十三日。富山侯前田正甫江戸に着す。

〔參議公年表〕

四月十三日。江戸。正甫朝臣今日御參府に付、大宮（御晝休）迄前田兵右衞門長次（御使番）御使に被遣。中剋正甫朝臣御上屋敷に御出。（御料理御斷に依て不出。）

四月二十日。茨木傳右衞門の家僕法を犯したるを以て逼塞を命ぜらる。

〔參議公年表〕

四月二十日。江戸。上野御成、昨日より御門留之處、茨木傳右衞門長重（御先足輕頭二千五拾石）が僕（長浦彥九郎）辰剋此御門に罷越、風俗難見分、誰家來に候哉、何時罷出る哉の旨尋るの處、茨木傳右衞門家來

にて、御門披き申こ罷出い由に付、待せ置、傳右衞門方へ尋遣すい內、御門御番所い後雪隱に入、自害し相果。依之被仰出は、早速長重方より、前日罷出る段奉達御聽筈い處、平生被仰出輕存るい故、御斷も不申上候。急度閉門可被仰付候へども、御屋敷い內彼者在之哉相尋申內、及延引い由被聞召、逼塞被仰付由、伊豫小屋に於て、玄蕃並井上久太郞長定四百石・鹽川安左衞門久貞各御横目列座にて、傳右衞門へ申渡す。

四月廿九日。前田綱紀暇を賜ひたるを以て登營辭見す。

〔政隣記〕

四月廿八日御暇之上使戶田山城守殿、如御例御拜領。廿九日御登城如御例御拜領、奧村伊豫榮尙・津田玄蕃孟昭御供、御目見御時服三・御羽織拜領。六月二日從御臺樣山田太左衞門殿を以、御單帷子三・重箱肴一種御拜受。

〔參議公年表〕

四月廿九日。江戶。昨日上使爲御禮御登城、於殿中御懇い上意、御馬二匹御拜領。並伊豫・玄蕃御目見、御時服三宛頂戴。但前々御共の年寄中一人、御目見の處今般御願兩人御目見被仰付。

〔御日記〕

一、廿九日御暇に付給之

銀千枚・袷百・御鷹二居・御馬一疋　　松平加賀守

〔御日記〕

一、同日松平加賀守家臣給之。

袷五・羽織　　奥村伊豫

同三・同　　津田玄蕃

〔參議公年表〕

前月廿八日爲上使以戸田山城守殿、御歸國之御暇被仰出、如御例御時服白銀御拜領。翌廿九日御登城被成候處、於御座間御懇之上意、御手自御熨斗鮑御頂戴。殊御鷹御馬御拜領被遊、且又奥村伊豫・津田玄蕃御目見被仰付、重疊御仕合之旨、拙子共江被成下御書、誠以目出度御義恐悦不過之候。右之通組中江も可被申聞候、以上。

五月十六日

五月五日。割場附の小者等江戸邸內の小屋に於いて相殺傷す。

〔參議公年表〕

五月五日。江戸。七郎右衛門・甚四郎各割場附小者と申者申分仕出し、相小屋八人居住の者ども何角と申內、七郎右衛門・甚四郎を二ヶ所切、甚四郎も拔合する處、七助と云者七郎右衛門を押へ、脇指を

取る。其内に右衛門・與四兵衛兩人して、甚四郎を小屋の外へ押出す。然る處に次郎助と云者頰臥り罷在、側に脇指有之を七郎右衛門押取る故、何も取掛るを切拂、其儘自害し、當座に相果。依之伊豫申渡し、大橋長兵衛直成（御小將横目六百石）・神戸内右衛門長俊（割場奉行二百石）罷出見屆。

鐵炮の調査は去年將軍が生類憐の令を發したるに關係するものなるべし

五月。郡中に於いて百姓の所有する鐵炮を調査せしむ。

〔改作所舊記〕

覺

一、御支配之郡村之鐵炮所持仕候者有之候者、鐵炮數並玉目御吟味候而御書記、尤持主名並持高御記可有之事。

一、浪人鐵炮所持仕候はゞ、鐵炮數・玉目並持主假名、鐵炮所持之故御吟味候而、品々共に御記可有之事。

一、商賣鐵炮張方に有之筒數・玉目等御改、其品御書記可有之事。

一、質物に取置候鐵炮於有之候は、其品御書記可有之事。

一、鐵炮無之村々御書記不及事。

右覺書之通御郡方致穿鑿舊記有之事。

鐵炮之御請上申覺

一、鐵炮　一挺（玉目何匁何分筒 長さ何尺何寸）　何郡何村誰

但、山方に而畜類多出、作毛あらし申に付、おどしのために先規より自分に所持仕申候。

右今度就御改、私所持仕候鐵炮品々書上申候。若畜類防にことよせ、惡事仕出し申におゐては、本人は不及申上、村肝煎・与合頭迄曲事可被仰付旨急度被仰渡、承屆申候。此鐵炮之儀、他人は不及申上、假親子兄弟に而御座候共、鐵炮持主之外餘人江貸申儀、曾而以仕間敷候。右之趣相背申候はゞ、何樣之曲事にも可被仰付候、爲其御請上申候、以上。

貞享五年五月十日　何郡何村　鐵炮主　たれ

肝煎　たれ

与合頭　たれ

渡邊喜右衛門殿

服部宇右衛門殿

六月四日。前田綱紀江戸を發して歸國の途に就く。

〔參議公年表〕

六月四日。江戸。雨天、卯剋前御發駕、大御式臺より御乘輿、前田了心・木下順庵等御玄關にて御目見、其外御一門方御附使者、御出入、御旗本衆、町人・本阿彌・後藤・狩野等御通掛何も御

目見、御家中の面々如例列座御目見す。竹町にて御馬に被爲召、御中屋敷大御式臺より被爲入、辰刻過御發駕。

六月十一日。前田綱紀越後能生に於いて利家の遺書を見る。

〔葛巻昌興日記〕

六月十一日。今朝於能生御宿、高徳院様御書床に懸置候處、年號は相知れ不申候哉可相尋旨被仰出。是は草津に御入湯被遊、御上り之刻櫻木御見立置被成、取に被遣時之御書也。則御宿五代先大嶋九右衛門と申者に被下御書也。御宿七九郎、當九右衛門子に相尋候處、年號知れ不申由也。且又名字今以大島と申候哉御尋之處、只今は村田と申候。此子細は故五代先九右衛門、從江州牢人仕罷越、村田と申候。景勝に望、直江山城守迄申入候由。江州より落着候宿を大島と申候。是は岩崎と申所にて討死仕候。其子と後家罷在。此子取立くれ候様に申、則夫婦と成、名字大島と改、右之子を取立申候由。其後實子出來に付、右之子は大島之家を立、于今大島彦兵衛と申罷在候。九右衛門實子は本名村田を爲名乘申候由。元來於近江は本名青木にて候處、布施三河守指圖にて、村田と改候由也。右九右衛門は直江山城守兼續より諸役免許之狀、並堀久太郎秀治・蒲生飛驒守氏郷・秋田太郎實季・松前若狹守等より之狀十通所持入御覽也。又當九右衛門親九郎兵衛記置候覺書一通、是又入御披見也。其大概、大嶋九

右衞門諸役免許之狀、景勝家老直江山城守より授候由之事。次慶長三年己戌景勝百二十萬石にて會津ゐ國替、同年越後を堀久太郎殿拜領之由。其次松平上總守殿御拜領。其次酒井左衞門尉殿御拜領。此時西濱は江戸御領と成、御代官市川前左衞門殿、九右衞門宅に御入候由。是又糸魚川は稻葉内匠頭殿御領地之由。其次松平伊豫守殿御拜領。其次越後守殿御拜領之由。替々年號名記置候也。又口上にて相尋、高田之城は上總守殿時代御築之由也。久太郎殿時代迄は高田より三里計海手、福嶋と云所に居城之由。一方は海、一方は河、一方平地濱之由。波音喧に付高田ゐ御移之由也。右高德院樣御書、御右筆土師小右衞門ゐ寫させ可申旨被仰出、則寫上る也。九郎兵衞覺書は於御前御寫留被遊也。

六月十五日。前田綱紀金澤に着す。

〔政隣記〕

同四日江戸御發駕、同十五日金澤御歸城。

六月十六日。金澤城玉泉院丸の番所を撤せしむ。

〔葛卷昌興日記〕

六月十六日。玉泉院樣丸御馬廻組御番所の事、御用に無之候條、可指除旨昨日被仰出。今日より差除之。右御意之趣、昨日予奉之達對馬、對馬達因幡月番、因幡達佐渡御城中之事支配也。

右御丸御番所こぼし取、此邊に御細工所可被仰付候由。且又三十人組役所鶴丸に可被仰付旨也。依之地所之繪圖可指上旨被仰出、御作事奉行長瀨善左衞門に申渡之。

六月廿一日。鐵炮を放つもの、心得を諭す。

〔定書〕

鐵炮うち候儀、四月朔日より七月晦日迄之内たりといふとも、植木にとまり候鳥、上星うち越等可爲無用旨、先年被仰出候處、近年別而放埒之躰候間、彌向後堅可相守御詮候。且亦於御城近所は、角うち候儀をも遠慮仕可然候之條、被得其意、各組支配中にも可被申觸候、以上。

戊辰六月廿一日

奥村因幡

津田玄蕃

橫山筑前

六月廿二日。藩侯の足輕番所前を通行する時蹲踞するもの、作法を改む。

〔袖裏雜記〕

御馬廻御番所之前御通被遊候刻、御番人罷出蹲踞仕候義、跡々は刀刺不申處に、先年足輕共刀刺申差別被仰出候を存誤、今程刀刺候。惣而御番所之前に罷出平伏仕候迄に、刀刺可申義

に無御座由、先頃於傳通院御法事之刻、大組番所之義付而被仰出、謹而奉承知候。御番所前に平伏仕候迄に刀刺申候義、仕形も不宜樣に御座候間、同役中申談、向後刀刺不申樣可仕哉、奉得御内意候、以上。

六月廿二日　　野村與三兵衞

御親翰之寫

御城其外何方にても、番所之下におり申候に、刀刺申事無之候。先年茂其段噂申候へども、此方よりは不申出候。頭中か又は其面々之心得にてかやう之事に成申と存候間、此度も又心得にて相改尤候、以上。

廿二日

六月廿三日。大聖寺を大正持と記すべく、その關所通り切手は自今口留通り切手と稱せしむ。

〔加藤氏日記〕

一、緣付候而宗旨替寺替仕者、跡々は御郡御奉行樣ゟ御斷不及申上る、下に而吟味仕爲替、宗門御改帳に其委細書載來候得共、宗旨之事彌大事に有之候間、向後時々に御窺、御指圖之上宗旨寺替爲致可申与被仰渡候。

一、大聖寺通御切手申請候書付、跡々は御關所通り御切手与書候得共、自今以後は大聖寺御口留通り御切手与書可申旨被仰渡候。

一、大聖寺、但跡々は大勝寺共此外いろ〳〵に書候得ども、向後大正持与此文字に書可申旨被仰渡候。

右之通中間寄合之節可談旨被仰渡候得共、近日宗門帳拵調候得者、何茂御會合迄は延行与存、如此御座候、以上。

五月廿三日　　　　中島村與一

仲間宛所

六月廿四日。千宗室に命じ金澤城玉泉院丸に築庭せしむ。

〔葛巻昌興日記〕

六月廿四日。玉泉院様丸御庭被仰付に付、造事千宗室に被仰付。

六月廿四日。町同心等、公事場牢屋裁許の職務に關して上申す。

〔國事雜抄〕

町同心公事場牢屋裁許

町同心上坂勘六郎代被仰付候様に仕度奉存候。乍然最前茂各迄申上候通り、公事場籠屋隣御

貸屋ニ、同心中一人充替々相詰申候。小身者本宅に番人を指置、其上當分入用之勝手道具等持參仕、旁費多難義仕候。然共御小屋に居不申御用つかへ申義御座候得ば、右御斷難申上候へ共、鍵は跡々より私共預り置申候故、籠舍人出入之刻も、鍵を取り指越申候に付、本宅に罷在候而勤申も同事に御座候。籠屋ニは屋敷も遠、縮にも不罷成候條、人々宅に罷在ながら勤候樣に仕度奉存候。先年は同心四人に而相勤候處、籠舍人裁許被仰付、右御貸屋ニ相詰申に付、一人御差加被成五人に罷成候。公事場御用在之刻は、一人は彼場ニ相詰、町會所御用は三人に而相勤候故、先年より尤不足に御座候へ共、右願之通に被仰付被下候はゞ、勘六郎代不被仰付、四人に而兩所相勤候樣可仕候。此等之趣被得御内意可被下候、以上。

六月廿四日　江守平左衛門

和田小右衛門

本多安房殿

前田佐渡殿

奥村伊豫殿

奥村因幡殿

横山筑後殿

〔國事雜抄〕

公事場籠屋裁許人森川五郎右衞門病死仕候以後、町同心代々一人充公事場隣御貸屋に相詰、右五郎右衞門跡役勤來申候。公事場与隣り罷有、常々籠屋之締に罷成義に而も無御座候。籠屋鍵は私共方に預り置候故、急切之時分用事相達義にも無御座候。然處小身者共御貸屋に引越罷在候得ば、本宅に番人を指置、諸道具等も度々御貸屋に打詰有之候故、二所帶に罷成勝手費申候。罷出候節は小者一人御貸屋に指置候付、不締に而第一火之用心等氣遣奉存候間、自分之宅に罷在御用相勤候樣仕度奉存候。公事場籠屋共夫々番人在之、急度相守申義に御座候へば、同心中御貸屋に罷在不申候而、不締に成義茂無御座候間、本宅に罷在御用相勤候樣に、被仰付被下候樣に仕度奉存候、以上。

十月十二日

和田小右衞門

江守平左衞門

本多安房殿

前田佐渡殿

奧村伊豫殿

奧村因幡殿

横山筑後殿
津田玄蕃殿

如此書付上之申候處、唯今難相計旨に而御返し候。若同心中之内に欠人等有之刻は、及斷候樣にと被仰渡。

六月廿六日。郡奉行より行路病者ある時は篤く之を介抱すへきを告ぐ。

〔上田源助舊記〕

宿方者不及申、在々領内に何者に而も病人有之候はゞ、跡々より申渡通、諸事念を入可申候。病人之義御見付次第在所へ引取、手前宜敷醫師有之候はゞ、早速病躰爲見、宜致介抱可申候。勿論即刻御郡奉行迄斷可申候。病人何者に而も、御郡奉行罷出見屆可申旨、口達に而十村共に御郡奉行申渡。

六月廿六日

上宿又は下宿より病人等送來、縱其身願たりといふとも、必以直に不送遣、勿論跡宿にも返不申、請取置、隨分致看病置、急速拙者共に可及案内候。

右之通、成程急、先往還筋へ能々申付置、勿論御郡中にも可申渡候。跡々は其身願又は上下宿より送來候得者、末々御送遣來候得共、今日伊豫殿被仰聞品有之に付、如斯に候。定書追付

遣筈に候、以上。

九月廿三日　　服部宇右衛門
　　　　　　　渡邊喜左衛門

旅人相煩申刻、其所に留置、早速其所之奉行江相達可申候。自然死去仕候はゞ、是又早速可相斷候。他領より宿送りに仕候とも、送申間敷候。金澤町者右之通申付置由に候間、爲御會得申達候、以上。

九月廿六日　　御算用場

服部宇右衛門殿
渡邊喜左衛門殿

右御算用場より之紙面寫遣候條、得其意可申候、以上。

服部宇右衛門

七月朔日。前田綱紀、金澤に在る前伊豫西條侯一柳直興に使者を遣はして物を贈る。

〔政隣記〕

七月朔日、一柳殿江暑氣御見廻、御使番井上三太夫を以、熟瓜一箱・箱肴一種被遣之。大聖寺

利明公よりも、七夕御祝儀御使杉山權之佐を以、鯖三十刺被進、權之佐ゐ白銀三枚被下之。
附、利明公より前月十五日にも、以御使者蠣一折被進之。

七月三日。金澤城内の時鐘を越後屋敷の附近に移す。

〔政隣記〕
七月三日。同日より時撞鐘、越後邸之内ゐ被遣之。是迄は御宮之邊に有之。

〔葛卷昌興日記〕
七月三日。今晝御宮邊（甚右衛門坂之上也）鐘樓に有之鐘、當分被移越後屋敷。是頃日御豐姫樣御煩被成、御座之處金谷屋敷ゐ間近響候故如此也。

〔前田貞親手記〕
七月三日。御宮に有之時鐘、今日之内に越後屋敷ゐ遣之可申旨被仰出候。當之人足迄に而、今朝より爲引候得ども、はかどり可申躰に無之候間、御手木之者出候樣仕度、三十人頭迄申談候へども、各より申渡無之候はでは出がたき旨申候間、其通申渡、出候樣仕度旨長瀨善左衛門斷に付、則福田彌平太夫ゐ、右御急之事に候間、手木之者出候樣申渡也。
但、四・五人ゝ申來候間其通可遣之旨、福田演述也。

七月六日。火災に罹りたる百姓に與ふべき建築用材の事に關して令す。

〔改作所舊記〕

御郡中火事に逢申百姓等松材木被下候、從前々御定之木數有之候得共、今般彌御作事所ゟ相談之上に而、間尺並木數相改申候間、御手合切に帳面被寫置、御吟味可有之候。且又御銀かり申もの、からざるものに而、木數違申儀候條、向後拜領願候帳面十村奥書に、御銀かり申もの、からざるもの之品書記申樣、急度可有御申付候、以上。

戊辰七月六日　御算用場

渡邊喜左衞門殿

服部宇右衞門殿

七月廿六日。郡奉行等重ねて行路病者の取扱に關して令す。

〔改作所舊記〕

覺

一、村送り宿送り者之儀、段々送り添狀等有之者に候者、上下宿之送りを請、遂吟味、無滯次之所ゟ其趣可申送事。

一、継送り狀有之候共、無心元ものに候はゞ押置、早速指子共之内ゟ及案内、可受指圖事。

一、指子共支配所に往來人煩出し候はゞ、隨分致介抱、送候儀共者斷にも及候者、委細口上

書付を以此方へ申聞、受指圖、其上に而送り出可申事。

右之品々最前も申渡置候得共、重而覺書を以申渡候間、急度宿々村々可申渡置候、以上。

七月廿六日　　渡邊喜左衛門

服部宇右衛門

三　郡・松　任

七月。村々の肝煎等をして組下百姓の家數等を調査せしむ。

〔改作所舊記〕

一、一　軒　　何村肝煎　誰

一、一　軒　　何村与合頭　誰

一、一　軒　但入百姓年號 但何村より參申旨　　何村百姓　誰

〆何十軒

一、一　軒　　誰下百姓但誰子兄弟之品　誰

此者何年より別家仕申候。

一、一　軒　　誰子百姓同斷　誰

此者何十ヶ年以前より別家仕申候。

〆

一、一　軒　　頭振誰子兄弟　誰

此者生何方、何十年以前より當村に家仕罷在申候。則先年御貸米借り申候。、

一、一　軒　　頭振誰たゝには何　誰

此者金澤に奉公仕、又は近在一年切の里子奉公仕申候所、何方之ものゝ妻に仕、何年に當村に家仕申候。生何方之ものに而御座候。

〆何十軒

一、一　軒　但所のものか、他所の者か、但御貸米借り申か。　孀　誰

一門何村の誰。

惣家數〆何十軒

內何軒百姓　何軒下百姓　何軒頭振　何軒孀

〆

右私共在所、惣家數書上申通相違無御座候。若家數隱置、又は生所並家仕年號不吟味に仕、相違之儀御座候者、私共急度越度可被仰付候。

爲其判形仕上申候、以上。

貞享五年七月　　何村肝煎　誰
　　　　　　　　同与合頭　誰
十村　誰殿

覺

一、組下百姓・頭振・孀家數、並家仕年號時代、且又頭振など生れ所書記事。但帳面七月十七日切に取可申事。

一、十歳より上男の分不殘帳面に記可申候。並牛馬數書記可申事。但七月切。

一、組下に在之山伏宗旨、並に御國一統之御觸は頭寺より申渡旨候はゞ、其頭山伏より、其斷十村宛所に而書狀取可申事。

一、村中火の番小屋を改、急度相勤させ可申候。但來十日以前に爲作可申事。

一、百姓人々与合頭、觸下帳面記取可申事。但帳面來十日以前に取可申事。

八月八日。諸士にして鷹師又は徒組に屬する同姓の者を養子とするを得べきことを定む。

〔御定書〕

養子願申衆有之時分、一類に而茂、御鷹師又は御徒等之組に有之人を、養子に願申儀遠慮仕

旨に候處、向後左樣之組に在之人に而も、同姓に候はゞ無遠慮可奉願事。

八月八日

右之通頭々可相心得旨、前田佐渡殿御申渡。

八月八日。前田綱紀新果を祖先の靈前に供へしむ。

〔菅綱記〕

一、八月八日使番を以梨子各一箱、高德公・微妙公・天德夫人・陽廣公・清泰夫人の牌位の前へ献ぜしむ。新果の類献奠今年を始とす。去月越中より新穀を上るに付て、如此の品は先御祖先へ可被献事の旨、老臣中へ命せられ、新米の認め樣までも老中僉議にて出來し、高德公の牌前へ献奠、向後新穀・新果・新茶等必可被献の由命あり。

六月に新穀を献ずといへるは誤なるべし

〔可観小説〕

一、是歲六月越中より新米献之。此時老中迄被命候者、如此之品者先御祖先の御牌前に可被献事与思召候。新穀之認樣迄も年寄中僉議に而出來、御使番を以寶圓寺迄被遣、高德公御牌前に被備候。向後新米之外新果・新菜等必可被献との義。八月八日梨實一籠充、高德公・瑞龍公・微妙公・陽廣公・天德夫人・清泰夫人御牌位に被備、各御使番勤之。是等之趣今年新に被命也。

八月十三日。淺野川の橋梁を修繕するを以てその奉行を命じ、次いで舟橋を架して一時の通行に便ず。

〔參議公年表〕

八月十三日淺野川橋普請奉行被仰付、近藤三郎左衛門長繼千四百石御馬廻・高畠久兵衛定時千二百石御馬廻下裁許與力内藤勘兵衛・安武清左衛門。

〔前田貞親手記〕

一、淺野川大橋三十七年以前承應元年懸直に被仰付。其後寛文七年に大水出、橋中六・七間流落修理仕、延寶二年橋板高欄朽申故取替申候。

一、小橋最前は橋近邊之者共寄合、繩からげに棚橋に仕置、其後幅六尺橋に懸直往來仕候へ共、寛文七年より只今之通幅二間橋、丈夫に從公儀被仰付候。

一、右大橋懸直候時分は、橋より上に舟橋懸り申候よしに御座候。其後兩度之修理之時分は舟橋かけ不申、橋より上に假橋仕置、歩行之者共往來仕由申候。

右之通り御作事方之者共相尋書上申候、以上。

八月廿五日　長瀨善右衛門

長屋平左衛門

一、淺野川大橋御懸直に付、往來人小橋へ廻り滯義無御座候哉と、右近邊之者共に相尋申候處に、外に滯義は無御座候。最前も如申上、橋場町之者共は往來人致商賣渡世仕候。何も小橋へ廻り候へば商賣無御座、輕者共勝手迷惑仕候間、前々之通り大橋近邊に舟橋被仰付被下候樣に奉願旨申候。小橋の番人へも承申義無之哉と相尋候へば、小橋は橋幅せばく御座候處、往來人多、若押落、あやまち人又は口論等も可有御座かと氣遣に奉存候。外に承は無御座候よし、旁以舟橋被仰付候樣に仕度奉存候、以上。

八月廿五日

和田小右衞門

江守平左衞門

本多安房殿

前田佐渡殿

奧村伊豫殿

奧村因幡殿

横山筑後殿

津田玄蕃殿

一、先年淺野川大橋かけなをし候時分、橋より上舟橋懸り申よしに御座候へ共、今般は大工

小屋並道具小屋懸申場、橋より下に無御座候付而、先日繪圖に記上申候通り、橋より上に小屋共懸申付而、人馬往來爲仕候ては御普請手間申に付、大橋より下に舟橋懸可申候哉と僉儀仕候。

一、先日窺申候、大橋より下に舟橋懸申候へば、小橋迄二町餘可有御座候。

一、舟橋かけ不申候ひ而も、御普請之間に成申儀無御座候、以上。

八月廿五日　　高畠久兵衞

近藤三郎右衞門

〔前田貞親手記〕

一、淺野川大橋懸直し候に付、舟橋懸候義には及間敷候旨、最前言上之趣前に記申通候。其以後段々被入御念被仰出、とかく何も僉義次第之旨被仰出に付、重而何茂僉義之上、舟橋懸け候樣に申渡候旨、昨七日玄蕃演述也。但舟橋懸候義、最早重而急度言上は仕間敷候旨被申聞に付而、今日平二郎迄右舟橋懸け樣申渡候旨、昨日玄蕃私迄申聞候間、此段御序次第被達御內聽候樣に、平二郎迄申談置也。

八月廿八日。徒組の進退に關する手續を令す。

〔袖裏雜記〕

徒組之事

御徒組之儀相伺候。惣而御徒は、召抱之儀放御扶持候などは、頭心得次第之旨御書出有之儀に候得ば、勝手次第之儀に候得共、御目通へも罷出候者之儀に候故、達御内聽置申首尾に候。左候へば若年寄中迄相達可申候。何とぞ御仕置に懸申儀、今般奉窺樣成儀は年寄中迄可相達候。三十人組頭・坊主頭・御小人頭之儀、年寄中迄も不及相達候。何とぞ他組と出入など有之儀は、年寄中迄可申達候。宮腰奉行之儀も、若年寄中迄も不相達、御近習之頭へ相達事濟申候。是に而相考可申候。惣而御仕置に懸申儀年寄中、かろき品は若年寄中へ相達可申旨、戊辰八月廿八日以葛卷平次郎被仰出。

九月十日。金谷邸に七間の廐を設く。

〔葛卷昌興日記〕

九月十日。今度金谷屋敷に被仰付七間之御廐、此日出來。依之此御廐に被入置御馬御撰也。今日於同所馬場御覽被遊、三疋相究也。此外三疋は不及御覽、兼而被仰出也。右六疋今日より御廐にたて置也。

九月十一日。金澤城内玉泉院丸の廐を壞ちて亭榭花苑を築く。

〔葛卷昌興日記〕

九月十一日。玉泉院樣丸に先年より有之十間之御廐、今日よりこぼち申也。此跡に御亭被仰付、御花畠可被仰付由也。

〔葛卷昌興日記〕

九月廿一日。今度被仰付玉泉院樣丸御亭出來、今日御作事方奉行人より、其旨達御聽也。

〔政隣記〕

九月廿四日。玉泉院丸及び金谷邸の普請に關係したるものを賞す。

九月廿四日金谷御屋鋪並玉泉院丸御普請御用相勤候者に、左之通拜領。

白銀五枚・御羽織一宛、内作事奉行二人。小判五兩・奧嶋一反宛三十人頭二人。白銀五枚御露地御用千宗室。

九月廿五日。馬市より藩侯乘用の馬匹を購入す。

〔前田貞親手記〕

一、當市馬被召上候覺

青粕毛	三　歲	代金三十二兩	當地　宗兵衛
黑鹿毛	三　歲	代金三十兩	當地　市郎平
栗　毛	三　歲	代金二十兩	佐野　金之丞

鹿毛　三歳　代金十八兩　當地　權　丞
青黒毛　三歳　代金十八兩　小松　太郎兵衞
右御馬奉行御馬役致吟味、直段相極、御馬に被召上候、以上。
九月廿五日　湯原源七
村瀬十郎左衞門
三人宛所殿
右湯原・村瀬持參、以右近入御覽。

十月七日。前田綱紀、藁一把又は一束の量に就きて諮問す。

〔温故集錄〕
藁一把或一束与云事御尋
藁一把とは何程を申候哉、同一束とは何程を申候哉、所により分量等相違有之候哉、委細に吟味仕可申上旨被仰出候、以上。
十月七日
猶々一束を兩目に而究申事も有之候哉、御領國中に不限、知申分は委細に御書付可被指出候、以上。

永井傳七郎

津田宇右衞門様

藁一把とは何程を申候哉、同一束とは何程を申候哉、所により分量等相違有之候哉、委細吟味仕可申上旨被仰出候由、奉畏候。一把とは稲を苅申時、百姓二手を一把に仕所も御座候。又三手を一把に仕所も御座候。一手と申は一つかみ之事に御座候。是を十二把に而一束と申由承申候。兩目に而一束を究申義承不申候。去共慥に無御座候間、明日出御算用場、遂吟味可申上候、以上。

十月七日　　津田宇右衞門

永井傳七郎様

藁一把並一束之義御尋之趣、昨夜傳七郎より以紙面入御覧候得共、一手又は四手・五手を一把に仕所茂有之候哉、稲一かぶ又は二株を一把に仕由申ものも有之候。御領國中に無之事に候哉。但一手と申は則一かぶに而候哉。十把を一束に可仕事に候。十二把一束に定申義子細有之候哉。他國に而の一把・一束之樣子、可有御申越候、以上。

十月八日　　藤田平兵衞

津田宇右衞門様

藁一把並一束之義御尋之趣、昨夜永井傳七郎より以紙面被申聞候處、御請之通則紙面入御覽候へ者、一手又は四手・五手を一把に仕所も有之候哉。稲一株・二かぶを一把に仕由申ものも有之候、御領國中には無之事に候哉。十把を一束に可仕事に候、十二と定申義子細有之候哉。他國に而は一把一束之分量違申候哉之旨、重而御尋候間、樣子可申上由奉畏候。右之品彌御算用場遂吟味、追而可申上候、以上。

十月八日　　津田宇右衛門

藤田平兵衛樣

一、石川郡・加賀郡・能美郡之義、藁一把と申候者、里方は幾株に而も一つかみを一把と申候。山方は二つかみを一把に仕申候。十二把を一束と申候。十二把一束に仕申義、先規より仕來り申候へ共、委細之義は不奉存候、以上。

貞享五年十月八日　　田井村次郎吉
田嶋村新右衛門
寺井村武兵衛

御改作御奉行

〔温故集録〕

按に右は國史令式に稻何十何束何把とありて、古代王政の頃は、諸國の租稅等皆稻數を以てする制なるにより、後世の稻束を以て勘考し給はん爲の御時ならん。田令に凡田は長卅步廣十二步を爲段、十段を爲町、段の租稻二束二把、町の租稻廿二束。義解に謂、段地獲稻五十束、束稻舂得米五升也、卽於町者須得五百束也とありて、古代は十把を一束となしたり。然るを今加賀の諸郡など十二把を一束となせるは、後世束稻を以て貢納とする事絕えたる後の事なるべし。

十二冊定書に。

一、稻一筋に籾の數百五十、十筋に千五百、五筋に七百五十但一株十五筋、籾數二千二百五十。此一株之籾、米に摺候へば米數千百二十五粒也。

一、田地一步に稻四十株植候へば、一步之籾數九萬也。是を米に摺候へば四萬五千粒也。是を計候へば五合六勺二才五味也。但百步に米高五斗六升二合五勺也。此圖を以如左。

一、草高百石作り候地面二萬步也。前之圖りを以出來米百十二石五斗也。此內諸入用に七十一石八斗百姓へ渡し候へ者、殘米四十石七斗也。如此に候へば免四つ七厘也。惡作之年は七十一石八斗へも免懸るに付、過分之引免と相見え候へども、此趣を以相考可申也。右に據て考るに、一株の稱凡十五筋、五株七十五筋を一抓となし一把とし、十二把

を一束とす。故に一把凡七十五・六筋也。又稲四十株に摺米五合六勺二才五味を得れば、五株一把に摺米七勺〇三一一を得る。十二把を一束となす時は、一束の摺米八合四勺三才七三二也。然る時は五十束に四升二合一勺八才六味を得るなり。令義解に段地獲稲五十束、束稲舂得米五升也とあるものと、大凡的せり。令義解に云へる升と今日の升との違にて、全くの實量は勘考し難し。又稲實の員數は、年の豐凶によるなり。土屋義休の耕稼春秋に、穂長く莖のびやかにして、籾數常より多く、一穂に籾百八・九十粒より二百粒迄もあり。是豐年上作也。加州山里は例年大概一穂に、上作は百六・七十粒、中作は百四・五十粒、下作は四十四・五粒より五六十・八九十粒程ある物也と云へり。又稲束も其土地により違あり。同書に凡稲刈は、一日一人に中把百五十束、或は百八十束、小束は二百束より二百五十束、是は一手うち也。一手打とは一にぎりをいふ。二手打は百束或は百三十束刈。二手うちとは二にぎりを云。惣じて稲束大小あり。山方は大束、金澤近所は中束也。越中などの一把は金澤近所の一束を一把とす。又云、稲苅六把宛立置也。是を束立といふ也。但宮腰口は四把宛立る。三つ寄て一束とす。其餘は六把宛二つ寄て一束とすと。又云、小把一手打は、大小によるといへども、大概四株五株或は六株も苅、二手打とは大把也。是は手に一はい宛二つかみを把ぬる也。惣じて稲の把は金澤廻りは成程小たば、中里は中たば、山方は大たば也。稲苅株の方を上へなして、

六把宛立置く、是を束立と云。宮腰口は四把宛立、三つ寄て十二把を一束とす。是は稻輕くあつかふため也。餘は六把宛二つ。是亦十二把を一束とす、十二把を一束とするは、年中月數にかたどるといふ也とあり。宮永正運の農業談にも、稻十二把を一束とす。是十二月の數にかたどる、古來如斯と云へり。

一、改作起本に云、稻一把とは三手握也。一手は片手に一握り也。十二把を一束とする也。

一、一坪六尺四方を一步と云。一步に四把あり、三步に十二把あり、是一束。

一、一束に上之の所米四升、中の所三升、下の所二升五合有。上中下三段平均、一步に一升五合五勺五才四撮。

一、十步に一升五合五勺四才。

一、百步に一石五升五合五勺。

一、三百六十步に三石一斗六升六合二勺出來米也。

一、一步に斗代五合、十步に五升、百步に五斗、三百六十步に一石八斗、是を草高と云。右三石一斗六升六合二勺之內、一石八斗引殘而一石三斗六升六合二勺。

一、三百步一反に而草高一石五斗也。右三石一斗六升六合二勺之出來米之內、一石五升引、殘而一石六斗六升六合二勺。

一、草高百石は二萬四千歩也。三百六十歩一反にして、一歩に斗代五合、一反に一石八斗、十歩に五升、百歩に五斗、千歩に五石、萬歩に五十石、草高百石二萬歩也。

右加能越三州の田法の大概にして、尤三ヶ國共其土地によりて少々宛違ひありと云へ共、大凡を平均する時は、右の圖りにてさのみの差違なしと云。

十月十八日。年號を元祿と改められたることを領內に告ぐ。

改元は九月三十日なり

〔參議公年表〕

年號元祿に改元候間、可得其意旨被仰出候條、各組中可被申觸候、恐惶謹言。

十月十八日

前田佐渡

奧村伊豫

本多安房

〔參議公年表〕

十月廿一日、年號改元に付御祝義御使澤田五郎左衞門政氏、御馬廻千石昨廿日被仰渡、今日發足。

十一月朔日江戸着。

十月十九日。欠落の罪を犯したるものに里子たらしむる刑を科す。

〔袖裏雜記〕

一、與力石原善左衛門下人六助、取逃不仕、欠落一通に而御座候。前々欠落一通之者、大概二ヶ年里子に被仰付候へども、六助義は少品も御座候間、三ヶ年計里子可被仰付候哉与、十月日伺。此伺ゝ左之兩人手前伺之彌紙面を以申上候處、六助手前之事何之被仰出も無之、請文には六助義奉寛候通、三ヶ年里子に可申付候ゝ、十月十九日申上。

十月廿六日。鐵炮以外の方法によりて狩獵を行ふものを調査す。

〔溫故集錄〕

諸郡山方獵師業之義御尋

獅子は猪

御郡中山方に而、獅子・熊鐵炮に而打留獵仕者共之義者、今般御改有之相知申候。就其鐵炮に而打中外、獅子・熊・猿・狐・狸等に而も、畜類雪中などに追留、或は何れの手立に而も、常々狩取申者有之候哉、書付可上之旨被仰渡候間、御支配所御申觸候ひ而、何村誰々与、其品帳面に御記可被指越候。右從御前御尋之義候間、早々村々樣子、十村共承屆、有無各迄書出候樣御申付、帳面御調、急ぎ可被指越候、以上。

十月廿六日　御算用場

服部宇右衛門殿

渡邊喜左衛門殿

十一月六日。前田綱紀の女豐姫の病癒えたるを以て祝賀の爲に能を催す。

〔政隣記〕

十一月六日豐姫樣御本復御祝之御能被仰付、於御表恭姫樣・豐姫樣ゟ御料理被進之。佐渡父子・筑後・信濃、並御病中御廣式ゟ相詰候御番頭・御醫師等ゟ、御料理被下、年寄中ゟ見物被仰付。

十一月六日。郡中に鐵炮を所持するものゝ用途に關し調査せしむ。

〔改作所舊記〕

石川郡・能美郡・新川郡獵師鐵炮所持人之內、獵師渡世之助いたし候もの、又は獸防之ため鐵炮打申候者、並おどし計に打申者、品々御吟味候而、取上に可罷成者共有之候はゞ、委細に御書記可被成候。取上候而迷惑仕ものは、其儘被指置、其品も御書付候而可被指越候。

一、能州鳳至郡・新川郡二ヶ村、猿之おどし鐵炮之儀、彌御吟味候而御書付御調可被指越候、

以上。

十一月六日　　里見治左衛門

　　　　　　　神尾伊兵衛

渡邊喜左衛門殿

服部宇右衛門殿
石黒源右衛門殿
山村市十郎殿
作七兵衛殿
大石彌三郎殿

十一月。切支丹宗門の徒を告發する者あらば幕府の賞與以外別に藩より賜金すべきを定む。

〔今石動由來〕

定

一、ばてれんの訴人　銀三百枚
一、いるまん之訴人　銀二百枚
一、立かへり者之訴人　同斷
一、同宿並宗門の訴人　銀五十枚
右於御領國中、きりしたん宗門の者あらはさば、公儀御ほうびの外に如此可被下之旨所被仰出也、仍如件。

元祿元年十一月　日　　奉　行

十二月二十日。朝臣中原職資等先に御即位の圖を上りしを以て之を賞す。

〔葛卷昌興日記〕

平田内匠は中原職資の變名なり

十二月二十日内々平田内匠ゟ被仰付置候御即位圖出來。此日京都より到來。是者出納豐後守調進之。仍豐後守ゟ御直書被遣之。且又御怡悅之趣、平田ゟも若老中より可申達旨被仰出也。

十二月廿八日。德川綱吉の前田綱紀に與へたる寒氣見舞の奉書到着す。

〔參議公年表〕

十二月廿八日。辰刻寒氣御尋の奉書到來、如例拜領物有之。

〔袖裏雜記〕

本文は綱紀の親簡なり

御奉書可有拜見候。寒氣に付被思召出、御尋之段重疊難有仕合候。備後・九郎左衛門・左衛門ゟも右之趣申聞、奉書拜見候樣に可有演述候。若年寄共へも其趣申聞、是又拜見尤候。使者追付可差上候。可有其心得候、以上。

十二月廿八日

〔參議公年表〕

廿九日。寒氣御尋の御禮使玉井藤左衛門自淸（御馬廻組頭千石）昨日被仰渡、白銀廿枚・御羽織一賜之。今

日發足。

〔政隣記〕

一、今年始而寒中爲御尋宿次奉書到來、爲御禮御馬廻頭津田求馬江戸御使。從是先御在國には、例宿次を以御鷹之鶴御拜領之處、生類御憐之故也。

附録年表

寛文三年　癸卯　皇紀二三二三

正月　○十四日一季居奉公人等の件を令す。(一)

○十六日防火の爲初て侍町に辻番小屋を設けしむ。(二)

○十九日前田綱紀初て十村等に謁見を許す。(三)

○二十日御扶持人又は十村等奸惡の徒に手鎖を施すこと數日に亙る必要あるものは禁牢に處すべきことを申請せしむ。(四)

二月　○十三日前田綱紀小松に赴き十七日金澤に歸る。(五)

○十八日家中乘輿の規程に違ふものを過料に處すべきを告ぐ。(五)

○廿五日金澤城石川・河北及び橋爪門を通行し得べき下人の數等を定む。(五)

○廿五日城内の宿直に關する規程を定む。(七)

三月　○朔日小松町の茶商等その營業に關する誓書を町會所に提出す。(八)

○四日前田利常の生母壽福院の三十三回忌を營む。(一〇)

○六日小松町九津屋又十郎茶問屋たることを申請す。(一〇)

○十日鰯を領外に賣ることを禁ずるも若し多漁なる時は干鰯に製して之を搬出せしむ。(一三)

四月　○九日一季居奉公人入獄中の食費支出に關する規程を定む。(一三)

○十日在來の規程により釣髭撫付長刀長脇指等の奇怪なる風俗を嚴禁す。(一三)

○十日新開田の田租を見立免たらしむることを定む。(一四)

○廿一日家中諸士の道中供奉に關する規程を定む。(一五)

○廿一日江戸邸に出入する者に關する規程を定む。(一六)

○廿五日前田綱紀金澤を發して參覲の途に就く。(一七)

○廿七日靈元天皇即位し給ふ。後前田綱紀使を派して之を賀し奉る。(一九)

五月　○十三日風俗に關する令を發す。(一九)

○十五日前田綱紀柳營に登りて德川家綱に謁し參覲の禮を行ふ。(二〇)

○十九日河北郡御所村等に令して松材を賣るを禁ず。(二〇)
○二十日前田利長の五十回忌法會を營む。(二一)
○廿三日前田綱紀諸侯と共に江戸城に登りて新たに武家法度の頒布と殉死禁制の命を受く。(二二)
○廿九日疱瘡流行するを以て病鬼を送るものあるを禁す。(二三)

六月 ○朔日小松町の時鐘堂成る。(二三)
○三日犀川櫻畠の崖及び淺野川觀音山の下を除く外、濫に射的を練習するを禁ず。(二四)
○四日家中に浪人を扶持する者は之を屆出でしむ。(二五)
○六日百姓の諸勸進に應じ又は瞽女座頭等を招くことなからしむ。(二五)
○六日藩侯放鷹の用に供する馬を諸郡に募る。(二六)
○十二日金澤犀川及び淺野川兩口に於いて乞丐を檢し、その鄉貫を調査せしむ。(二六)
○廿一日お長柄小者久三郎の義姉、その母を乞丐たらしむるに忍びず之を殺さんとす。(二七)
○廿八日金澤城中に飼養せる白鳥を捕獲したる者を取調べしむ。(二七)

七月 ○前田綱紀江戸に於いて寶生大夫の勸進能を觀る。(二八)

八月 ○二日小松の魚屋太郎右衛門等能美郡安宅浦の魚中買となり、約定書を魚問屋に致す。(二八)
○三日小松の魚商等誓書を魚問屋に致す。(二九)
○十六日家中諸士の知行米を貯藏する倉庫に關して定む。(三〇)
○十八日金澤三社常光寺祭禮の夜、本多安房の家士人を殺害す。(三〇)

九月 ○二日在江戸の奧村因幡、前田綱紀及び夫人の節儉を崇ぶの狀を金澤の老臣に告ぐ。(三一)

十月 ○九日御召米に關する規程を定む。(三二)
○廿八日石川・河北二郡の竹木取締に關する規程を定む。(三四)
○晦日家中に躍人形遣を興行するを禁ず。(三六)

十一月 ○二日行路病死者の取扱に關する規程を定む。(三六)
○四日郡中にて躍人形遣等を宿泊せしむることを禁ず。(三七)
○六日領内にて恣に米問屋を營むを禁ず。(三七)
○十二日家中諸士に家屋の修築等を許さざるべきを告ぐ。(三八)

十二月 ○四日鷄の尾の買上を命ず。(三九)
○四日生狐を捕へたるものあらば藩に賣上げしむ。(三九)
○十二日家中に饗宴を行ふことを禁ず。(四〇)
○十四日諸士町人に對し百姓慮外の擧動あるを戒む。(四一)

○十九日屋敷廻及び往還筋の除雪を勵行せしむ。(四二)
○廿一日領內に於て雉子を捕獲し得べき地方を定む。(四二)
○廿三日領外に諸鳥を搬出することなからしむ。(四三)

是歳 ○前田對馬その下人を成敗せんことを請ひて許さる。(四三)
○金澤觀音町清水谷屋次郎兵衛等を磔刑に處す。(四四)

寛文四年　甲辰　皇紀二三二四

二月 ○朔日百姓私にその持高を分ち新百姓を立つることを禁ず。(四四)
○十四日金澤升形に火災あり。(四五)

三月 ○十六日百姓の木株を掘りて賣却する者の處罰を勵行すべきことを定む。(四五)
○二十日蜈蚣及び青蜥蜴の買上を命ず。(四五)
○大德寺塔頭興臨院の使僧江戸に上りて修理の爲に藩侯の合力を求む。(四六)

春 ○在々肝煎組合頭等の心得を令す。(四七)

四月 ○五日德川家綱、前田綱紀に加賀能登越中及び近江の內百二萬五千石餘の朱印狀を與ふ。(四八)
○五日德川家綱、前田利次に越中婦負郡及び新川郡中十萬石の朱印狀を與ふ。(五一)
○五日德川家綱、前田利明に加賀江沼郡及び能美郡中七萬石の朱印狀を與ふ。(五一)
○五日德川家綱、前田利意に上野甘樂郡壹萬石餘の朱印狀を與ふ。(五二)
○廿二日昵近の士通行の際、御供奉行以下慮外の擧動あるを禁ず。(五二)

五月 ○五日石川郡御供田村の百姓勘四郎辻斬せらる。(五二)
○七日馬廻組の士岩田平藏その婢を殺し、後追放を命ぜらる。(五三)
○十一日前田綱紀江戸を發し、東海道を經て廿六日金澤に入る。(五四)
○二十日百姓の賴母子を行ふを禁ず。(五四)

閏五月 ○朔日切支丹の取調を嚴にし、諸士の檀那寺を屆出しむ。(五四)

六月 ○六日居屋敷附近にて放銃したる足輕刵劓の刑に處せらる。(五五)
○十日佛法の談義に關して令す。(五六)
○二十日躍及び辻相撲を禁ず。(五七)
○廿一日前田綱紀越中に放鷹し、七月十三日金澤に歸る。(五七)
○作食藏に高札を掛け十村以下百姓の心得を諭す。(五八)

七月 ○十九日諸士の末子兄弟等を他國に出す場合の手續を令す。(六〇)
○廿二日寺社方破損修理定奉行を置きその職務に關する規程を定む。(六〇)

〇廿三日人形廻・躍子等を宿泊せしめ及び從來行はれざりし諸勸進を禁ず。(六三)
〇收納藏に高札を懸けて代官たるもの丶心得を定む。(六二)

八月　〇四日石川郡大野湊神社の祭禮に警固の爲足輕を派遣せられんことを求む。(六四)

九月　〇四日幕府の令により織物の寸法を改むべきを小松町等に令す。(六四)
〇七日石川河北兩郡に於ける捕鳥を禁じその稅を除く。(六七)
〇十一日前田綱紀羽咋郡八幡座主村等の地を大神宮の御料として奉獻す。(六七)
〇二十日石川郡の十村等收納米請取方に關する規程を定む。(六八)
〇晦日一たび死刑を宣告したる足輕を許し領外に退去せしむ。(六九)
〇晦日家中の窮乏を救ふ爲借銀を許す。(七〇)

十月　〇六日諸士の出銀に關する規程を定む。(七三)

十一月　〇廿一日重ねて諸士三千石以上を受くる者の私に緣組するを禁ず。(七四)

十二月　〇朔日逃走せる百姓の租米等補償の法を定む。(七四)
〇七日石川郡の十村等、散小物成の收納方法に關し上申す。(七五)

是歲　〇小松の懸橋を改架す。(七六)
〇領內町人百姓の戶口を調査す。(七六)
〇馬廻組の七田邊彌左作、阿部九郎右衞門等を斬りて自殺す。(七八)
〇定番馬廻組吉田又右衞門の子勘右衞門、浪士服部入也を斬りて切腹を命ぜらる。(七八)
〇初めて喧嘩追掛物役を置く。(七九)

寬文五年　乙巳　皇紀二三二五

正月　〇八日領內各驛駄賃の二割增額を許す。(八〇)
〇十四日小松製絹の糸目增加を命ず。(八〇)
〇廿三日能美郡梯天滿宮の祠堂銀裁許を小松の町人に命ず。(八一)

二月　〇四日百姓訴願の手續を令す。(八一)
〇十六日小松茶問屋の請負銀高は香屋又十郎を以て第一とすることを町會所より屆出づ。(八三)
〇十六日鳳至郡・珠洲郡五ヶ村の免合遞減を許す。(八三)
〇廿三日火災の場合の規程を定む。(八四)
〇廿六日里子の役務に精勤なるもの七人を救免す。(八四)
〇諸士の窮乏を救はんが爲拜借銀を許す。(八五)
〇藩侯在國の當年百姓の組合頭慰勞の爲錢を下賜するの制を定む。(八五)

三月　〇八日鷹匠の屋敷を增加下附せらるゝことを告ぐ。

(八七)
○十日諸士の藩侯に隨ひて出府する際伴ふ雇傭者の取扱に關して規程を定む。(八九)
○十日喧嘩口論の場合に處する規程を定む。(八九)
○廿四日小姓頭の勤務に關する規程を定む。(九〇)
○廿五日前田綱紀金澤を發し、四月七日江戸に着す。(九一)
○廿八日金澤附近に於いて鐵炮及び火矢を放つ者の制限を定む。(九二)

五月 ○二日加賀・越中の往還に一里二人宛の掃除人を置くべきを令す。(九三)
○二十日小松町鹽問屋の家族に誓紙を出さしむ。(九四)
○廿七日藩侯の在國中犀川橋の上流にて漁撈を禁ず。(九五)

六月 ○廿四日鉛瓦鑄造用の鉛を保管の町人より奉行に引渡さしむ。(九六)

七月 ○四日能美・石川二郡に渡船を置き其の水手を定めしむ。(九六)
○十八日前田綱紀幕府の證人を徴するを廢したることを在國の老臣に告ぐ。(九八)
○廿九日伊豫西條城主一柳監物前田綱紀に預けらる。(九九)

八月 ○三日小松町の製絹にして在來の幅によるもの、賣買を禁す。(一〇五)
○八日給人と百姓と收納に關して直接交渉し得ざることを令す。(一〇五)

九月 ○十日放鷹捕鳥に關して令す。(一〇六)
○廿六日小松町の荷物持等その員數を増加せしめざることを請ひ、次いで許さる。(一〇七)

十月 ○一柳監物幕府の命により金澤に移さる。(一〇八)

是歳 ○初て山廻を置く。(一〇九)
○深雪なるを以て十村に百姓を保護すべきを令す。(一〇九)
○石川郡土清水野の新開成る。(一〇九)

寛文六年　丙午　皇紀二三二六

正月 ○廿三日百姓の地割を行ひ得べき田畑の條件を定む。(一一一)
○廿六日小松町の絹業者製絹の判賃を金澤と同一ならしめしられしことを謝す。(一一二)

二月 ○廿八日石川郡湯涌温泉浴室修理の爲に銀子を貸與す。(一一三)

三月 ○朔日石川郡白山社長吏白山嶺上の神祠再興勅許の綸旨を得。(一一四)
○十七日土清水火藥庫の番人擅に當番を變更したるを以て刑に處せらる。

四月 ○二日藩侯歸城の際河川に舟橋を架し、及び路傍に拜觀する者の心得を諭す。(一一六)

五月
○二日作食藏番人の給銀に關し規程を定む。(一二六)
○四日金澤下口往還の並松を補植せしむ。(一二七)
○十六日石川郡番匠垣内村太郎左衛門の女れい、放火せしを以て釜煎の刑に行はる。(一二八)
○廿四日前田綱紀夫人逝去す。(一三〇)
○廿六日前田綱紀江戸を發し、六月四日金澤に歸る。(一三一)

六月
○十一日金澤に配流せられたる前伊豫西條侯一柳直興の居邸周圍に柳を植ゑしむ。(一三二)
○十四日石川河北郡の百姓より藩に諸品を賣上ぐる時は代價を下渡せらるといへども、手數を要すること多きを以て之を訴ふ。(一三三)
○村御印を所有せざる村は、速に之を屆出でしむ。(一三四)

七月
○三日算用場奉行等領内宿驛の傳馬定數を上申す。(一三四)
○六日改作奉行等その事務取扱方を上申し、次いで從來の通り施行すべきを命ぜらる。(一三五)
○廿四日改作奉行等領内の御扶持人十村に百姓の監督保護を怠らざるべきことを命ず。(一三四)
○廿五日前田綱紀石川郡白山社の長吏に職料を與ふ。(一三六)
○百姓等貸借延賣買及び前銀取引に關する禁制を守るべきを誓ふ。(一三六)

八月
○朔日津田宇右衛門に命じその草履取淸八が若黨を斬りしを以て之を殺害せしむ。(一三七)
○八日諸士の百姓地相對請に關する規程を定めたることを百姓に告げしむ。(一三八)
○十二日大工に給與する屋敷の面積を定む。(一三八)
○十五日諸士外出の際伴ひ得べき從者の數の制限を定む。(一三九)

九月
○十七日諸士の湯治及び轉地療養に關する規程を定む。(一四〇)
○廿七日川除普請の費用等は從來郡打銀より支出したる例を改め藩の御納戸銀より支出することを定む。(一四一)
○廿七日諸士の知行を受けたる日附又は死去の日と夫銀支給との關係を定めて之を令す。(一四二)
○廿八日諸士の家族及び親族の病篤き時看護の爲に勤務を廢することに關する規程を定む。(一四二)

秋
○初て御書物の書寫役を命ず。(一四三)

十月
○四日金澤の町年寄等蠟燭及び豆腐の營業を自由ならしめんことを請ひ、次いで許さる。(一四四)
○四日金澤町に於いて蠟燭及び豆腐製造の自由を許されたるを謝す。(一四五)
○六日定檢地奉行に對し檢地の手續を令す。(一四六)
○十四日領外に逃走せる百姓、及び逃走せんとする百姓の取扱を定む。(一四七)

十一月 ○六日郡中の茶役及び太物役を免除す。(一四八)
○百姓に貸物をなし及び諸士の百姓と直接交渉するを禁ず。(一四八)

十二月 ○八日前田綱紀石川郡尾添・荒谷二村を幕府に返還せんことを上申す。(一四九)
○十二日百姓の子弟にして年季奉公をなすもの、多年に亙り又は譜第として使役せらるゝことを許す。(一五〇)
○廿三日深雪なるを以て往還の雪を除かしむ。(一五一)
○廿四日領内の駄賃を二割増としたるを以て、諸士の他國に使する者に支給する馬錢を增加す。(一五二)

是歲 ○金澤町の町年寄に扶持を與ふ。(一五三)
○淺野川川除地の角場を木新保に移す。(一五三)
○初めて美濃の甜瓜を輸入す。(一五四)
○納租皆濟の期を十二月十日とするの例始まる。(一五五)

寬文七年　丁未　皇紀二三二七

正　月 ○廿二日百姓嫁娶に際して衣類道具及び饗應を簡單にすべきことを命ず。(一五五)
○晦日石川郡に鷹野を定めて七瓜の捕鳥を禁ず。(一五六)

閏二月 ○十五日長連頼その家中浦野孫右衞門等の非違を前田綱紀の老臣に訴ふ。(一五六)
○廿八日德川家綱加賀藩領の巡國使に暇を與ふ。(一六七)

三　月 ○七日本日以降浦野孫右衞門の非違に與せる長連龍の十村等その罪狀を白狀す。(一六八)
○十四日各驛往還筋に家屋を新築するを禁ず。(一七二)
○廿四日與力の居屋敷を金澤小立野に定めしむ。(一七三)
○石川郡上安江村に梨島を拓く。(一七三)

四　月 ○八日前田綱紀柳營に上りて參覲の禮を行ふ。(一七五)
○越中新川郡境關所を通過せしむる者の慣例をその與力より上申す。(一七六)

五　月 ○二十日入牢者の赦免を請ふ爲公事場奉行所に出頭するを禁ず。(一七七)

六　月 ○十八日村落に於いて踊辻相撲を行ふことを禁ず。(一七七)
○廿一日御算用場にて領內百姓の食用米高を調査す。(一七八)

八　月 ○十九日長連頼の子元連に剃髮蟄居、その臣浦野孫右衞門以下に切腹を命ぜらる。(一七九)

十　月 ○十八日是日以降前田綱紀武藏各地にて狩獵を試み十一月十三日江戶に歸る。(一八三)

十二月 ○四日鹿島郡久江村の十村道閑等死刑に處せらる。(一八九)

是　歲 ○今枝牛之助の若黨田中半丞を引張切の刑に處す。

（一九二）

○領内の里程を測量せしむ。（一九三）

寛文八年　戊申　　皇紀二三二八

正月　○十七日新川郡岩峅寺の寺規を定む。（一九三）

○廿一日在江戸の諸士使役する所の奉公人に關して令す。（一九四）

○廿二日石川・河北二郡の百姓、松林の下刈を行はんと請ひ、次いで許さる。（一九五）

二月　○二日十村等の意見により質入せられたる田地の返還に關する規程を定む。（一九六）

○十六日煙草の耕作は本田畑以外自由にすべきことを告ぐ。（一九八）

○諸士邸宅の建築に關する制限を令す。（一九九）

○御番衆の勤務に關して規程を定む。（一九九）

三月　○朔日在江戸の家中にその衣服に關する制限を令す。（二〇〇）

四月　○四日浪人その他身元確實ならざる者の取締に關し郡中に令す。（二〇一）

○廿八日町人の亭主番に關する規程を定む。（二〇二）

五月　○九日猿の現はれたる時は直に十村より屆出づべきを命ず。（二〇三）

六月　○八日郡中に於いて棟役を除くものに關する手續を令す。（二〇三）

○十日毎年の村費計算は肝煎をして翌年正月十五日までに決算せしむべきを告ぐ。（二〇四）

○十二日金澤に大雨あり、流水暴溢して溺死する者多し。（二〇五）

○廿八日鹿島郡七尾町に於ける魚類賣買の場所を定む。（二〇九）

七月　○六日諸士の衣類に關する制限を令す。（二〇九）

○六日諸士の饗應に關する制限を令す。（二一三）

○六日百姓の饗應贈答住居衣類等に關する制限を令す。（二一三）

○六日金澤の町人に對して衣類饗應家作等の制限を令す。（二一六）

○六日寺院の建築に關する制限を令す。（二一九）

○九日花火を禁止することを令す。（二二〇）

○廿六日斗子升を廢して新京升を用ひしむ。（二二一）

八月　○十日白山々麓の地を幕府領とし、前田綱紀に代地を與ふ。（二二三）

○十四日百姓新調の衣類に紋形を染むるを禁ず。（二二九）

十月　○廿四日在來の斗子升を廢し新京升を使用する間の手續法を定む。（二三〇）

十一月　○廿六日二合半及び一合の新京升成りたるを以て之を賣下ぐることを告ぐ。（二三一）

十二月　○八日新京升出來したるを以て賣下ぐべきを告ぐ。

（二三二）

是歳　○城門通行の札を僞造したるものを裁判し、その罪を赦して再び城中に入らざらしむ。（二三三）

○津田覺兵衞その使役したる若黨を國外に追放せんことを請ひて許さる。（二三三）

○定番馬廻組の士野村權兵衞謀書謀判をなし切腹を命ぜらる。（二三三）

○銀子の封を僞造したる罪により足輕等入牢を命ぜらる。（二三三）

○大豆・油・油種を領外に輸出するを禁ず。（二三四）

○河北郡黑津舟神社を修營せしむ。（二三四）

○越中神通川に洪水あり。（二三四）

寛文九年　己酉　皇紀二三二九

正　月　○廿六日改作奉行等その勤務に關して上申す。（二三五）

○廿八日新京升の容量を有する味噌用一合升の成れることを告ぐ。（二四〇）

○大橋全可太平記評判に關して上申す。（二四〇）

二　月　○十日百姓の訴訟手續に付き令す。（二四二）

○十一日諸士の新たに居屋敷を賜はるべき者に付規定す。（二四四）

○十六日金澤町に走り番等のことを令す。（二四四）

○廿六日新京升以前の古升を破毀せしむることを命す。（二四五）

三　月　○十四日永原大學の草履取脇指を拾得して屆出づ。（二四六）

廿五日會所作事方割場及び普請方裁許の役人を定む。（二四六）

四　月　○二日前田綱紀江戸に參覲する爲金澤を發す。（二四七）

○十五日幕府不受不施派の日蓮宗を禁じ加賀藩亦その旨を奉じて改宗せしむ。（二四七）

五　月　○廿五日金澤附近の百姓擅にその土地を諸士に貸渡すを禁ず。（二四九）

六　月　○朔日朱封銀を停止し丁銀を通用せしむ。（二四九）

○十六日領内に大雨ありて洪水を生じ廿二日に至りて止む。（二五〇）

七　月　○九日江戸にて家中の小者等掏摸と誤られ毆打せらる。（二五三）

○十日禁を犯して百姓に物を貸したる者に返辨すること勿らしむ。（二六二）

八　月　○六日郡奉行に藤内の取締を命ず。（二六三）

○九日老臣前田三左衞門の馬丁盜を爲し、後主人に命じて之を切害せしむ。（二六三）

○十一日關屋新兵衞、前田綱紀の事に關して、その子に遺戒を認む。（二六四）

十　月　○十二日本日より十九日まで乞食に粥を施し、その員數を調査せしむ。（二六五）

○十六日重ねて百姓の借物を爲すを禁す。（二六六）

○十七日石川郡大野湊神社の神主等藩費により鑿井を請ふ。(二六七)

○十九日德川家綱、前田綱紀に鶴を贈る。(二六八)

閏十月 ○十八日前田綱紀江戸を發して相摸新戸村に獵す。(二六八)

十二月 ○四日小將組の士江尾才記追放を命ぜらる。(二六九)

○十二日石川郡の十村手代、百姓に貸物して田地を收めたるを以て梟首せらる。(二六九)

○十二日百姓の餘暇ある者に雉子・山鳥を捕へしむ。(二六九)

是歲 ○百姓の人別調査を嚴にする爲肝煎等より誓詞を徵す。(二七〇)

○本多主殿その小者が犀川の流木を盜みたるを以て殺害を命じたることを屆出づ。(二七〇)

寛文十年　庚戌　皇紀二三三〇

正月 ○十村等配下村々を巡廻し肝煎等をして農事に精勵すべき請書を呈せしむ。(二七一)

四月 ○十二日百姓の內屋高を除くものゝ調査を命ず。(二七二)

○十四日法外の安直を以て菜種を賣ることを禁ず。(二七三)

○十八日前田綱紀就封の暇を受く。(二七四)

○廿六日頭振をしてその職業に勵精せしむべきを令す。(二七四)

五月 ○四日火災の際每戶軒頭に點燈するを禁ず。(二七七)

六月 ○四日領內に於ける九十歲以上の男女を調査せしむ。(二七七)

○四日年寄及び組頭の勤番に關する規程を定む。(二七八)

○十四日石川・河北二郡に命じ去年耕作せしめたる朝鮮米・唐干米を賣上げしむ。(二八〇)

○廿二日石川郡笠舞村の非人小屋成り貧民をこゝに收容す。(二八三)

七月 ○三日百姓等の他國に逃走し又は逃走せんとする者に關する取扱を定む。(二九〇)

○十一日破損船の積荷を取揚げたるものに對する報償を定む。(二九一)

○十一日石川郡粟ヶ崎に藩侯の亭子を建つる爲奉行を命ぜられたることを告ぐ。(二九二)

○十九日承應三年以後新たに創建したる寺庵を停止す。(二九二)

○廿四日御馬捕小頭居屋敷の面積を定む。(二九三)

○廿六日先に新に用ひたる新京升と斗子升との差を公定す。(二九四)

○廿八日掃除坊主頭・御小人小頭に下附する居屋敷の面積を定む。(二九六)

八月 ○三日九十歲以上の男女に一人扶持を給することを

令す。(二九七)

○八日十村等に命じ百姓の意向を顧慮することなく專ら舊例によりてその事務を行はしむ。(二九八)

○十日再び頭振の保護に關して令す。(二九八)

○二十日新京升の普及に至るまで舊斗升五斗より弦懸新京升一升五合を減じて新京升五斗に宛てしむ。(三〇〇)

○廿八日百姓及び町人等の訴訟を提起し得べき手續を定め藩侯に直訴するを禁ず。(三〇〇)

九月　○七日郡中一般に本日の日附を以て村御印を改定す。(三〇二)

十月　○晦日京製の新京升多く輸入せられたることを告ぐ。(三〇六)

十二月　○十日不作に付減免を許したる村の百姓個人に對する減免手續を令す。(三〇六)

○十六日改作奉行等畠方の旱損には減免すべからずとの意見を上申す。(三〇八)

寛文十一年　辛亥　皇紀二三三一

正月　○十二日前田綱紀寺院參詣の際十村等に年頭拜謁を許し、爾後例となる。(三一〇)

二月　○廿二日鳥見の者に扶持人の列にあらざることを告ぐ。(三一〇)

○晦日鳳至郡倭(?)村等の村御印燒失したることを屆出づ。(三一一)

○百姓の逃走せるもの及び跡式相續に關して注意を促す。(三一二)

三月　○朔日村井長十郎等前田又勝より太平記評判を傳授せられ誓書を納る。(三一三)

○六日御收納藏・作食藏・中出藏・御塩藏・御旅屋の番人たる者の身分由緒調査を命ず。(三一四)

○十五日諸士の養子を爲す手續及び養子となるべき者の資格に關して規程を定む。(三一五)

○廿四日老臣長連頼歿す。(三一七)

○廿五日風俗に關する禁令を布く。(三一七)

四月　○十日前田綱紀柳營に上りて參覲の禮を行ふ。(三一八)

○廿八日百姓爭議を醸したる場合に於ける十村の心得を諭す。(三一九)

六月　○六日新川郡境關所を通過するものゝ過書に關する規程を定む。(三二〇)

○六日老臣等新川郡境關所奉行に商品の輸入及び輸出に關する從來の慣習を告ぐ。(三二三)

○十日加賀諸郡に於ける普請の日傭頭を定む。(三二三)

○十二日再び新京升を購ふべきことを告ぐ。(三二四)

夏　○前田綱紀本鄉邸に於いて諸儒を會す。(三二六)

七月　○朔日是日より四日に至るまで領內に洪水ありて多く田地を損じ家屋人畜を流失す。(三二六)

○十二日加賀河北郡を加賀郡、能登鹿島郡を能登郡、

羽咋郡を羽咋郡、越中利波郡を礪波郡に改め、越中氷見庄を射水郡に加ふ。(三二九)

八月 ○十三日洪水の爲金澤犀川の橋梁流失す。(三三〇)

○廿二日石川郡大野湊神社の神事能に金澤町の役者を出勤せしむべきを命ず。(三三一)

○十日石川郡大野湊神社の祭禮に警固の爲鐵炮者を出張せしむべきを命ず。(三三二)

○廿六日改作奉行等加賀郡南中條村十村又右衛門の入牢赦免を求む。(三三三)

九月 ○十二日十村等に命じ頭振の戸口を調査せしむ。(三三四)

○廿六日金澤近江町に火災あり。(三三四)

十月 ○十日火災の際關係役人及び親類緣者の外現場に入るを禁ずる法令の勵行を命ず。(三三四)

○廿二日長連頼先に歿せしを以てその舊領鹿島半郡を收め孫尚連に藩内に散在せる采地を與ふ。(三三五)

○晦日藩の醫師佐々木宗庵誓書を上つる。(三三六)

十一月 ○朔日前田綱紀、德川家綱より狩獵の暇を受く。(三三七)

○十一日村肝煎となりたる者阿彌陀の裏起請文を提出す。(三三七)

十二月 ○三日德川家綱、前田綱紀に鶴を贈る。(三三九)

是歳 ○村々高免品々帳を定む。(三三九)

○遊獵船大小十五艘を作り石川郡大野に繋ぐ。(三四〇)

○石川郡長坂新村を建つ。(三四一)

寬文十二年 壬子 皇紀二三三二

正月 ○十八日加賀國内の往還筋繪圖の誤謬訂正を命ず。(三四四)

○二十日能登奥郡淨土眞宗の僧侶等その檀那の他寺に參詣するを拘束するものあるを以て、十村等之を自由にせんことを請ふ。(三四四)

○廿二日老臣長氏の前知行地能登郡半郡の十村等惣檢地を行はれんことを請願す。(三四五)

○廿八日領内革多の租納すべき皮革の數を改む。(三四六)

○廿八日能登郡半郡に於ける竹木等の取扱に關して十村等より改作奉行の指揮を求む。(三四七)

二月 ○六日能登郡半郡に改作法を施行すべきことを命す。(三四九)

四月 ○十三日前田綱紀就封の暇を受く。(三五〇)

○十六日金澤觀音院の神事に際し沿道の店頭に於いて奢侈の行あるを戒む。(三五〇)

○自今奉公人の出替期を三月五日と定む。(三五一)

五月 ○廿六日金澤城内にて多賀隼人・關屋三八二人爭鬪す。(三五一)

○宗門改帳の記入方を改む。(三五二)

六月 ○十四日加賀の諸郡に命じて烏の巢を除かしむ。(三

五二）

閏六月 ○奉公人出代に關する細則を定む。（三五三）

○神事佛事に際し異形の粧を爲し又は路傍の民家にて見物するを禁ず。（三五三）

七月 ○諸士の京都にある者の宿請に關して規程を定む。（三五四）

八月 ○廿六日能登郡半郡に惣檢地を行ふ繩張の者六人を命ず。（三五五）

九月 ○十四日能登郡半郡の檢地に關する心得を檢地奉行に示す。（三五六）

○十八日能登郡半郡の檢地に着手し、十一月朔日を以て終る。（三五九）

○本畑に煙草の耕作を禁ずる令を嚴守せしむ。（三六〇）

十二月 ○十八日前田綱紀の後見たる會津侯保科正之江戸に卒去す。（三六〇）

是歳 ○草用場を金澤城東照宮の麓に移す。（三六〇）

延寶元年　癸丑　皇紀二三三三

正月 ○廿八日例年の期を延べて十村等に料理を賜ふ。（三六一）

二月 ○廿八日七十歳以上の諸士の勤番を免除す。（三六二）

三月 ○五日一季居奉公人の出代を今年以後この日に於いてせしむ。（三六二）

四月 ○五日領内の道作奉行出張するを以て、十村等に命じ協力周旋せしむ。（三六三）

○九日前田綱紀槨書に登りて參覲の禮を行ふ。（三六四）

○廿八日宗門帳の提出を自今隔年に於いてせしむ。（三六四）

五月 ○十六日道作奉行等領内の道路修繕に關する意見を上申す。（三六四）

六月 ○八日諸郡に酒・地黄煎・干菓子を賣り、及び躍子人形遣等を宿泊せしむるを禁ず。（三六七）

○八日石川郡舘村の里子役人等、里子の爲に請合狀を提出す。（三六八）

○廿七日麥作豐饒ならざりしを以て種子の保存に注意せしむ。（三六九）

九月 ○廿二日江戸にて高野山悉地院使僧を遣はして前田綱紀に謁せんことを請ひ、後許されず。（三七〇）

○廿八日前田綱紀登城して改元の令に接し之を領國に傳へしむ。（三七三）

十月 ○十四日本年貢納皆濟の期限を十一月廿五日とすることを告ぐ。（三七三）

十一月 ○二日前田綱紀相換の新戸に放鷹する爲江戸を發し廿六日歸府す。（三七四）

○六日嚴に新京升以前の量器を用ふることなかるべきを令す。（三七四）

○廿一日村肝煎にその給米の外別に遣錢を與ふることを勿らしむ。（三七五）

十二月　〇六日徳川家綱、前田綱紀に鶴を贈る。(三七六)

是歳　〇非人小屋にありし里子を移して新たに加賀郡に潟端新村を建てしむ。(三七六)

〇町人城尾屋惣右衛門、諸士の子弟を誘ひて風俗を紊しゝこと發覺す。(三七七)

延寶二年　甲寅　皇紀二三三四

正月　〇廿六日改作奉行等十村鍬米・村肝煎給米・代官米等のことに關して示諭す。(三八〇)

〇七日市侯前田利意の女前田綱紀に養はる。(三八二)

〇百姓の諸心得を鳳至郡宇出津山奉行に令す。(三八二)

二月　〇四日前田綱紀養女恭姫を金澤に遣すべきことを老臣等に告ぐ。(三八六)

〇四日前田綱紀城尾屋事件の處理に關し老臣に指揮す。(三八七)

〇十日金澤に移されたる前伊豫西條侯一柳直興の居邸周圍に植うる皁莢を求む。(三九〇)

〇廿三日能登郡鹿島路村の百姓孫十郎新開を出願す。(三九一)

三月　〇八日駄馬の口は必ず之を牽くべく若し人の共に在らざる時は轡を食ますべきを命ず。(三九二)

〇八日百姓伊勢參宮する時は許可を得たる日限に必ず歸國せしむべきを命ず。(三九二)

〇晦日往還筋道路の保護に關して百姓に心得を諭す。(三九四)

四月　〇二日加賀郡往還筋道路の並松保護の爲水田の境に杭打を命ず。(三九五)

〇六日二歳駒見立の爲能登に人を派すべきことを告ぐ。(三九五)

〇八日前田綱紀就封の暇を受く。(三九六)

〇九日新たに大組足輕頭三人を任命す。(三九六)

〇十日多量の麥種子を所藏せしむるが爲百姓に貸米を命ず。(三九八)

〇廿六日前田綱紀歸國の際、遠く郊外に出で迎ふること勿らしむ。(三九八)

〇廿八日植付の季節なるを以て十村等に巡回を命ず。(四〇〇)

五月　〇十五日前田綱紀先に歸國せしを以て使を遣して物を徳川家綱に上つる。(四〇〇)

〇廿二日百姓に不相應なる奢侈を爲すことを禁ず。(四〇〇)

〇廿七日諸士七十歳以上にして勤務を除かるゝ者その子二十歳以上なる時は代番を許すことを告ぐ。(四〇一)

六月　〇廿二日町會所に召捕役を置かんことを請ふ。(四〇二)

七月　〇三日諸士七夕八朔に際し白帷子を着用すべきことを命ず。(四〇三)

〇七日富山侯前田利次江戸に卒す。(四〇三)

在り。(四〇六)

○十一日前田綱紀富山・高山兩藩領境の論所に關する前田利次の處置を難ず。時に利次既に卒せし後に在り。(四〇六)

○廿二日百姓貢租を終らざるに先だち米を賣るを禁ず。(四〇七)

○廿四日百姓收納米の乾燥を充分ならしむべきを命ず。(四〇八)

八月 ○十二日十村組毎に本年の收納を皆濟すべき請書を徵す。(四一〇)

○十六日廣島侯淺野長治の請に應じて金子一萬兩を貸與すべきを告ぐ。(四一一)

○廿二日富山藩と高山藩との境界論爭に關し幕府後者を理とするの判決を與ふ。(四一三)

○渡船場に高札を立つ。(四一五)

九月 ○四日富山侯前田正甫前代の遺領を受く。(四一五)

十月 ○四日非人小屋に收容せる貧民の使役を希望する者を募り、及び飢餓に瀕する者の救助を命ず。(四一六)

○十二日前田綱紀の子千世松生る。(四一六)

○廿一日羽咋・能登二郡に令し本年作況良からざるを以て甚しく租米の外見を選ぶ勿らしむ。(四三一)

十一月 ○十五日前田綱紀組頭にその職務に關する心得を諭す。(四三二)

○重罪を告訴するものに賞賜することを命ず。(四三五)

十二月 ○六日本月十日を限り百姓の貢租を皆濟すべきことを命ず。(四三六)

○十日改作奉行等羽咋・能登二郡の貢租を皆濟したるを告ぐ。(四三七)

○廿五日前田綱紀老臣等の常に時務に關する意見を開陳せんことを求む。(四三七)

○廿六日前田綱紀先に組頭に示したる條項に付その心得を馬廻頭に諭す。(四三八)

○廿六日往還筋の道奉行を廢したるを以て、自今各郡十村をして修繕せしむべきを告ぐ。(四三九)

是歲 ○加賀藩、富山侯前田正甫の爲に銀五百三十二貫目を貸與す。(四三九)

○城尾屋事件落着す。(四四〇)

○氣候順を失ふ。(四四三)

延寶三年　乙卯　皇紀二三三五

正月 ○十一日改作奉行勸農の事に關し十村等に諭す。(四四四)

○廿二日石川・加賀二郡の十村等道路修繕の沿革を郡奉行に上申す。(四四六)

○廿八日前田綱紀去年領內田地の被害額を幕府に屆出づ。(四四六)

○廿八日郡奉行の支配に屬する足輕の勤務及び給與に付報告を命ず。(四四九)

○晦日改作奉行に對する樣付及び毆付の用例を定

む。(四四九)

○與力の士年頭藩侯に謁見の際初めて獨禮を行ふことを許さる。(四五〇)

二月

○十一日春夏に至り貸米を行ふ手續に關し御算用場より寄合所に上申す。(四五〇)

○十九日幕府の命に從ひ本年の駄賃及び宿賃の割増を命ず。(四五一)

○廿三日加賀國内各驛に備ふる馬匹の數を定めしむ。(四五二)

○廿五日金澤城三ノ丸橋爪門の通過を許す從者の員數を定む。(四五三)

○廿五日金澤城石川・河北兩門の通過を許す從者の員數等を定む。(四五三)

○廿五日城中の泊り番に關する法規を定む。(四五五)

○廿六日將に農商に救助米を貸與せんとするを以て之を要せざる家數人員等を調査せしむ。(四五五)

○廿六日往還道筋を分擔すべき各村の區域を定めしむ。(四五六)

○廿七日藤内及び革多の飢寒に苦しむ者あらば之を屆出しむ。(四五七)

○廿八日大組の足輕頭に職俸を給す。(四五八)

三月

○一日十村等郡中の瞽女座頭飢寒に苦しむものなきことを上申す。(四五八)

○二日前田綱紀の子千世松金澤神明宮に社參す。(四五八)

○八日先に屆出でたる飢人中特に三歲乃至十歲の男子の數を上申せしむ。(四六〇)

○十一日改作奉行十村等の百姓を保護せざる者あるを責む。(四六〇)

○廿一日在京都加賀藩邸の町役を支出すべきことを命ず。(四六一)

○廿四日藩侯の鷹場附近にある諸士の邸内にて捕鳥を禁ず。(四六二)

○廿四日初めて新番步組の頭役を命ず。(四六二)

○廿六日諸士の國使を命ぜられたるものに、駄賃・宿賃の外別に日當の米を給することを告ぐ。(四六三)

○廿七日火災によりて金澤城の危急なる際公子公女の立退くべき場所を示す。(四六四)

四月

○四日大聖寺侯前田利明柳營に登りて參覲の禮を行ふ。(四六七)

○六日凶作なるを以て百姓に訴訟等を爲し騷擾すること勿らしむ。(四六七)

○八日十村等の相談所に集合するを停め屢廻村して耕作を奬勵すべきことを諭す。(四六八)

○八日前田綱紀江戶に參覲す。(四六九)

○九日諸士の子なくして統を絕ちし者及び子弟の技倆ありて食祿を望む者を屆出でしむ。(四六九)

○十四日石川郡福留村等五ヶ村組合を命ぜられたる

を以て請書を呈す。(四六九)
○廿八日廣式番人をして誓詞を上らしむ。(四七一)

閏四月　○朔日富山城下大に火災に罹る。(四七二)
○十日麥種子保存の爲に飯米を百姓に貸與し十村をして之を監督せしむ。(四七二)

五月　○十日能美・石川二郡の百姓に命じて染物用の茜草を賣上げしむ。(四七三)

六月　○十日富山藩金銀を借用したるを以て證文を加賀藩に納る。(四七四)
○十五日前田綱紀の子千世松歿す。(四七六)
○十六日改作奉行勸農に就きて十村等に諭す。(四七七)

七月　○廿日豐作なるを以て改作奉行より小作料の引上に關し通牒す。(四七九)
○廿二日村肝煎及び走りの給米に關する規程を定む。(四七九)

九月　○十六日大聖寺及び領内より金澤に生魚を運搬する駄賃等に關し令す。(四八〇)
○廿五日能登の土方領と加賀藩領との境界に築きたる土堤成就す。(四八一)

秋　○小將馬廻組等の士に藩の馬匹を委託飼養せしむ。(四八二)

十月　○朔日當年貢米の皆濟期を十一月十日と定む。(四八三)
○四日領内各驛に駄馬の減じたる理由及び現在數に關し屆出でしむ。(四八三)

十一月　○十六日小物成及び收納米の精算期限を定む。(四八四)
○幕府大奥の女中音羽に金五百兩を貸與す。(四八五)

十二月　○廿八日百姓の雉子を捕ふることを禁ず。(四八六)

是歳　○大聖寺藩凶作なるを以て米千石を加賀藩より貸附す。(四八六)
○足輕及び足輕小頭の給米を改定す。(四八七)
○堂形奉行大鋸九郎兵衞刑せらる。(四八七)

延寶四年　丙辰　皇紀二三三六

正月　○十八日村肝煎及び走りの給米を定むる主任を十村に命ず。(四八八)
○廿八日前田綱紀領内の百姓にして大聖寺藩の鹿狩に加はりたるものを吟味せしむ。(四八九)

二月　○十九日金澤木新保に火災あり。(四九二)

三月　○三日百姓擅にその持高を交換する者を調査せしむ。(四九二)
○九日老臣奥村因幡、四辻大納言夫人に金子借用を請ひたるを許されたるを告ぐ。(四九三)
○晦日火災及び葬禮を見る爲群集するを禁ず。(四九四)

四月　○十五日前田綱紀就封の暇を受く。(四九五)
○廿八日老臣横山志摩等大和宇多侯織田長頼の金子借用を求めたるを謝絶す。(四九五)

五月　○十二日谷七兵衞江戶にて使者の職務を全くせざりしを以て勤番供役を除かる。(四九八)

八月 〇十四日郡中にて法義を勸むる爲に衆人を會合するを禁ず。(四九九)
〇二日能登郡の村肝煎中に物書役を使用するものあるを以て之を禁ず。(四九九)
〇十日石川郡大野川以北の鷹場にて鳥獸共に之を捕ふるを禁ず。(五〇〇)
〇十一日越中井波より金澤に移されたる大工肝煎に邸地を授く。(五〇〇)
〇十六日異種の鶴及び雁を上らしむ。(五〇一)
〇廿八日前田綱紀の養女恭姫將に加賀郡粟ヶ崎に遊ばんとするを以て十村等にその準備を命ず。(五〇二)
〇石川郡の十村等村肝煎及び走りの給米支給法を定む。(五〇三)

九月 〇二日石川郡大野濱に植うる薄を賣上げしむ。(五〇六)
〇十九日京都町人菱屋次郎兵衞同地加賀藩邸の裁許を命ぜらる。(五〇七)
〇能登郡七尾町奉行山崎半左衞門にその裁許すべき條數を示す。(五〇七)
〇金澤城內元御作事所の地に座敷を經營す。(五〇九)

十月 〇八日加賀三郡に命じて租米の俵裝を改めしむ。(五一〇)
〇十六日加賀郡向粟ヶ崎に松苗を植ゑたるを以て人馬の通行を禁ず。(五一〇)

十一月 〇廿二日德川家綱前田綱紀に鶴を贈る。(五一〇)

延寶五年　丁巳　皇紀二三三七

正月 〇十日廣敷の婦人等諸寺に祈禱を命ずるが爲納戶銀を使用するを禁ず。(五一二)
〇十三日前田綱紀の女專姫江戶に生る。(五一三)
〇廿三日金澤城下に於いて藩侯參覲中は月夜にも提灯を携へて往來せしむ。(五一四)
〇去年租米を一番皆濟したる十村等に賞賜す。(五一五)

二月 〇十四日金澤安江町に火災あり。(五一六)
〇十九日金澤木新保より出火し千有餘戶を燒失す。(五一七)

三月 〇十六日子小姓を改めて奧小將と名づく。(五一七)
〇十七日新たに役義を命ぜられたるもの等の謝意を表する爲物を藩侯に獻ずるを停む。(五一七)
〇二十日新たに新番又は步を命ぜられたるものゝ謝意を藩侯に表する法を定む。(五一八)
〇廿三日追放を命ぜられたる者は假令出家したりとも領內に入るべからざることを命ず。(五一九)
〇廿四日足輕の斬罪に當る者牢死したるを以てその子の連座を赦す。(五二〇)

四月 〇朔日老臣等誓書を藩侯に上つりその忠勤を約す。(五二〇)
〇七日馬廻組柴田柄瀬に切腹を命じその子孫之丞を刎首に處す。(五二一)

○十五日前田綱紀柳營に上りて參覲の禮を行ふ。（五二一）

六　月　○二日再び百姓の賴母子を行ふを禁止す。（五二二）
○十日前田綱紀の子出生し卽日早世す。（五二三）

七　月　○二日石川郡の百姓等宮腰に藩米を輸送する爲その馬を徵發するなからんことを請ふ。（五二五）

八　月　○十九日新番徒頭・大組足輕頭・先手足輕頭の職俸を定む。（五二六）
○廿四日農村の神事に多人數を集合せしめ冗費を徒消するを戒む。（五二六）
○初めて御用聞役の職を置く。（五二七）

秋　○風害によりて五穀熟せず。（五二七）

閏十二月　○廿二日前田綱紀諸士の遺族にして封祿を失ひ衣食の途なきものに扶持を與ふべきを告ぐ。（五二七）
○廿八日藤內非人かつたい等の法度に從はざるものあるを戒む。（五二八）

是　歲　○藩侯江戶に於いて他出の際に於ける行列の規模を定む。（五三〇）

延寶六年　戊午　皇紀二三三八

正　月　○廿四日賴母子講の組織に關する規程を令す。（五三四）
○十村・御扶持人等をしてその職務に關し新たに誓紙を上らしむ。（五三五）

二　月　○十日收納藏・作食藏及び鹽藏の防火法等を定めて郡奉行に示す。（五三六）
○十九日石川郡粟ヶ崎附近に於いて鳥獸を捕獲すべからざる等のことを令す。（五四〇）
○二十日鞴を使用するものに防火の設備を行はしむ。（五四二）

三　月　○六日改作奉行等令して郡中より出づる奉公人の故なく業を廢し鄕里に歸るを禁ず。（五四二）
○十八日郡奉行に命じ郡中より出たる奉公人の歸農するを停めしむ。（五四三）
○廿八日山林巡廻の足輕に鑑札を與へてその證とすべきを告ぐ。（五四四）
○村高・物成・代官米・作食米の額及び各村の繪圖等に關して秘密を嚴守せしむ。（五四四）

四　月　○六日藩侯の歸國に先だち往還筋を修理せしむ。（五四五）
○十日百姓の酒・地黃煎・小間物・吳服類等を購ひ奢侈の生活を爲すを禁ず。（五四六）

五　月　○朔日前田綱紀就封の暇を受く。（五四七）

六　月　○十六日藩侯將に江戶より歸國せんとするを以て郡中に馬匹を準備すべきを告ぐ。（五四七）

七　月　○二十日石川・加賀二郡の十村等松山に町人を入らしめざるべきを請ふ。（五四八）

八　月　○二日津田內記家來下田文丞、多羅尾左內の子左門を殺したるを以て斬刑に定めらる。（五四九）

〇十一日領内に命じて古書古器等を有する者あらば之を藩侯の閲覽に供へしむ。(五五〇)

〇廿八日金澤淺野川馬場に馬市を開くを以て郡中の馬匹を出場せしむべきことを通牒す。(五五二)

〇廿九日金澤町年寄の員數を増して四人となし各三人扶持を給す。(五五三)

〇石川郡笠舞村の非人小屋に收容する貧民の給與を定む。(五五五)

九月　〇四日藩侯の御用豆腐屋等大豆購入の爲新潟に派遣せらるゝを以て請書を徴したることを上申す。(五五七)

〇十三日佐々主殿の罪狀を糺彈する爲特に主任を命ず。(五五八)

〇十六日諸士の嫁娶に際し聟舅間に交換する禮物の額を定む。(五六〇)

〇廿三日前田光高夫人清泰院の二十五囘忌法會を江戸傳通院に於いて執行す。(五六一)

〇廿七日諸士より藩侯に提出する由緒書に親類緣者の義絶したるものをも記載すべきことを命ず。(五六二)

十二月　〇前田綱紀清澤願得寺の所在を質す。(五六三)

是歳　〇木下順信を祿す。(五六四)

延寶七年　己未　皇紀二三三九

正月　〇廿九日郡中に命じて糲實を賣上げしむ。(五六四)

〇火災に罹りたる百姓に與ふる建築用材木の種類數量を定む。(五六五)

二月　〇晦日奉公人に關する規程を嚴守すべきを命ず。(五六六)

三月　〇朔日在江戸の吏小田原侯大久保忠朝より借銀を申込まれたることを告ぐ。(五六七)

〇十四日藩侯の參覲に際し旅費足らざるを以て郡中に用銀を貸上げしむ。(五六九)

〇十九日斃牛馬の皮を剝ぐべき革多を定め且つ皮革の賣買に關して令す。(五七〇)

〇十九日贋銀を爲したる者の男兒を連座法によりて斬刑に處す。(五七一)

〇十九日上野常照院白山遷宮のことに關して内報せしを以て之を金澤に傳ふ。(五七二)

〇廿九日百姓及び奉公人の擅に他領に趣くを禁す。(五七三)

〇日蓮宗妙成寺の隱居及び蓮心寺の住僧を追放に處す。(五七四)

〇石川郡笠舞の非人小屋にある鍛工清光使用の木炭を納入する者その代價增額を請ふ。(五七四)

四月　〇十一日前田綱紀柳營に上り參覲の禮を行ふ。(五七五)

五月　〇十三日前田綱紀近習の士の上申は口頭によらずして書面を用ひしむ。(五七五)

〇二十日前田綱紀江戸上野の德川氏廟に詣でし際浪人の訴狀を上つるものあり。(五七六)

○廿九日肝煎等百姓をして十村の同意を經ずして嫁娶せざるの令を遵守せしむべきを上申す。(五七七)

六月 ○十七日石川郡大野湊神社の祭禮を延期するの許可を求む。(五七八)

八月 ○自今毎月一次宛百姓に法令を讀み聞かさしむ。(五八六)

十一月 ○七日前田綱紀叔母保科正經夫人の請を郤く。(五八七)

○八日山方畠方の村々にして租米を購ひ難きものに當年限り銀納を許す。(五八八)

○十一日越中境關所の間道を通過せしものを里子たらしむ。(五八九)

○廿三日誤りて火を失せし者を禁牢に處す。(五八九)

是歳 ○以後小松城番をして金澤に居住せしむ。(五八九)

○板津檢校歿す。(五九〇)

○金澤の酒造米高千四百餘石を算す。(五九一)

延寶八年 庚申 (皇紀二三四〇)

二月 ○十七日金澤卯辰山八幡宮の神職厚見攝津その支配する社家社地等に關し上申す。(五九一)

○廿四日石川郡粟ヶ崎亭の墻垣の用に供する材料を賣上げしむ。(五九四)

○廿八日郡中に於いて鐵炮を放つを禁ず。(五九四)

四月 ○廿八日郡中宿々に立てたる高札の文を寫して提出せしむ。(五九五)

五月 ○十三日前將軍徳川家綱の法會終了するまで江戸藩邸の防火警戒を嚴にせしむ。(五九六)

○十四日前將軍徳川家綱薨じたるを以て領内の漁撈音曲を停めしむ。(五九七)

○二十日使者の任務に當る者の心得を諭す。(五九七)

○廿一日漁撈及び工事停止の令を解除し靜肅に業に從はしむ。(五九八)

○廿八日領内に公然魚鳥を賣買することを許す。(五九九)

六月 ○九日關所の過書を遺失したる小者を入牢に處せんと議す。(五九九)

○前田綱紀小田原侯大久保忠朝の借銀申込を謝絶す。(六〇〇)

七月 ○十日新たに寺院を建立せしむるを禁す。(六〇三)

○十九日前將軍徳川家綱の靈牌を金澤の別當寺に安置するを以て上野常照院の下向を求む。(六〇四)

○廿七日本年中に前會津侯保科正之の廟に太刀・鐵燈籠を寄進せしむべきを令す。(六〇四)

八月 ○十四日前田綱紀金澤城の殿中にて組頭等の喧騷するを制せしむ。(六〇五)

○後藤理兵衛の若黨武田金左衛門江戸及び京より追放を命ぜらる。(六〇五)

閏八月 ○十四日先に後水尾法皇崩ぜしを以て河北郡黒津舟社遷宮の爲にする神事能を延期すべきことを命

す。（六〇六）

○廿四日石川郡山科村の百姓等松樹を盜伐して吟味せらる。（六〇六）

○廿五日前田綱紀就封の暇を受く。（六〇八）

九月　○八日前會津侯保科正之の廟に奉献する燈籠の銘及び太刀の箱書成る。（六〇九）

○十六日百姓頭振諸職人等許可を得るにあらざれば法躰となるを禁ず。（六一〇）

○廿一日河北郡黑津船社の遷宮神事能を執行す。（六一〇）

○廿二日前田綱紀金澤に歸る。（六一一）

○廿二日金澤城附近火災の場合に於ける警鐘の法を定む。（六一二）

○廿五日年寄の勤務に關する規程を定む。（六一三）

○廿六日江戸より飛脚の齎したる書狀を藩侯に呈する時刻等に關して規程を定む。（六一四）

○廿七日御鷹場御留野の外に鶴を發見したる場合の處置を令す。（六一四）

十月　○四日郡中各村の肝煎等去年以來の規程を守り配下に法令の月讀を實行することを上申す。（六一五）

○七日上野常照院金澤城に登る時橋爪門内に乘物を入れんと請ふを郤く。（六一六）

十一月　○三日不作に付改作奉行等百姓に貸米を與へられんことを要求す。（六一六）

○四日不作なるを以て知行米を收納する際藏宿等米質の選擇を嚴にすること勿らしむ。（六一八）

○六日金澤に於いて火災の際百姓等の現場に集まるべからざるを令す。（六一九）

○十日死刑に行はるゝ者の男兒等に對する連座法は暫く在來の格に據るべきを令す。（六二一）

○十日石川郡奥池銀山及び倉谷金銀山に關する沿革を上申す。（六二二）

○十一日越中に紅雪を降らす。（六二四）

○十七日他國よりの使者又は飛脚に暮六つ以内城内の通過を許さゞるべきを令す。（六二五）

○廿四日火災に處する足輕等の心得を諭す。（六二五）

十二月　○八日大雪なるを以て十村等に配下の百姓を扶助すべきを令す。（六二六）

○十一日婚禮祭禮等の際群集の混雜を防ぐ爲町奉行所屬の足輕をして警戒せしむべきを令す。（六二七）

○廿八日居屋敷を賣りたる諸士に再び邸地を下賜せざる從來の法を必ずしも墨守せざるべきを令す。（六二七）

天和元年　辛酉　　皇紀二三四一

正月　○十八日百姓の生存中にその持高を分配することを禁ず。（六二九）

二月　○十六日川除普請の請負に町人の入札するを排し專

ら十村を以て之に當らしむ。(六二九)

○十六日河北郡の十村等植林に關する意見を上申す。(六三二)

○十七日石川郡の十村等植林に關する意見を上申す。(六三三)

○廿八日領内浦方より輸出する米穀及び宮腰に廻漕する給人の飯米は並に御算用場の取締を受くべきを令す。(六三四)

○晦日前田綱紀命じて能役者春藤勘右衛門の子萬右衛門に出仕せしむ。(六三四)

○幕府前田綱紀に命じ大阪役の際藩の借用せし金三萬兩を年賦返上せしむ。(六三五)

三月 ○廿一日石川郡の一部に時期を限りて放鷹を禁止す。(六三五)

○廿七日元御徒河地九郎兵衛越中に於いて藩侯に訴狀を上つり追放を命ぜらる。(六三六)

四月 ○六日前田綱紀より徳川家綱の廟前に獻上の燈籠を建つ。(六三七)

○七日前田綱紀江戸に着す。(六三八)

○十一日前田綱紀柳營に上りて參覲の禮を行ふ。(六三八)

○二十日老臣前田對馬富山侯前田正甫より銀子借用を申込まれたるを拒絶すべきことを議す。(六四〇)

五月 ○廿六日曩に御長柄小者庄左衛門・茂左衛門二人爭鬪せしを以て扶持を召放たる。(六四一)

○廿六日前田綱紀在八丈島の宇喜多太郎助に物を贈らんとして幕府の承認を受く。(六四二)

○廿六日金澤清源寺の僧教圓磔刑に處せらる。(六四三)

○廿六日贓物を故買し殺人を教唆せる女さんを磔刑に處す。(六四三)

○廿七日殺人を行ひて金錢を奪へる恒川兵左衛門磔刑に處せらる。(六四四)

六月 ○十一日殺人罪を犯せる者の自殺を幇助したる杉野金太夫を江戸構追放に處すべく決定す。(六四五)

○廿八日元高田侯松平光長の遺臣を領内に置き得ることを告ぐ。(六四五)

七月 ○六日火災に罹るときは直にその損害額を届出でしむ。(六四六)

○前田綱紀富山侯前田正甫が高田城請取の任に當るべきを以て軍用品を贈與す。(六四六)

○酒狂によりて傍輩を伐りたる御長柄小者久左郎を追放に處す。(六四七)

○高田城請取の際如何なる事變あるも領内に於いて騷擾すべからざるを諭す。(六四八)

八月 ○一日富山侯前田正甫既に高田城を請取りたることを江戸の加賀藩邸に報す。(六四九)

○三日石川郡大野湊神社の神主等その鳥居を修繕せられんことを請ふ。(六四九)

○八日町人の買入れたる米穀を賣拂ひ又は浦方より輸入することを自由にせしむ。(六五一)

○二十日町人の破産者にして債務を辨濟すること特に少額なるものは處刑すべきを告ぐ。(六五一)

十月 ○二日凶作なるを以て收納米の檢査を嚴にすることなかるべきを命す。(六五二)

十一月 ○小谷伊兵衛の下人吉助不義の事ありしを以て主人に命じて殺害せしむ。(六五三)

○前田綱紀拜領の鶴披露の書翰に諸苗字と片苗字を用ふるの別を止す。(六五三)

十二月 ○廿一日前田綱紀角倉閑清の遺物獻上を受納するを許す。(六五四)

○廿二日御馬廻組加藤彦左衛門の嫡子次郎右衛門人を殺して金銀を奪ひしを以て縛首に行ふべきことを決す。(六五四)

○與力神子田平八の下人傳藏外數人の刑を裁定す。(六五八)

是歳 ○領内宿驛に於ける馬匹の數を銓進せしむ。(六五九)

天和二年　壬戌　皇紀二三四二

正月 ○九日江戸にて諸士の簡略を專とし榮耀不行義のことなかるべきを諭す。(六六一)

○十六日領内に於ける駄賃を五月末まで二割の増加を許す。(六六二)

○十七日親懸りの者はその資産を區別すること難きを以て闕所に附することなからしむ。(六六三)

○去年速に年貢米を皆濟したる組の十村に賞賜す。(六六四)

二月 ○廿四日城内に用ふる竹幕の材料を求むる爲吏を郡中に出張せしむ。(六六五)

○廿八日火災の際近在の百姓をして金澤堂形の米廩を護らしむる制を廢す。(六六六)

三月 ○十八日石川郡田井村の十村御用銀の調達を命ぜられたるを謝絶す。(六六六)

○二十日加賀領與力を命ぜられたるものは藩侯在判の知行所附を與ふべき格に定む。(六六七)

○廿五日金澤附近の百姓その土地を諸士に貸與する等のことを禁ず。(六六八)

四月 ○九日老中堀田筑前守を江戸の藩邸に招待す。(六六九)

○廿二日非人の郡中にて物を强請する者又は脇指等を携へて乞食する者あらば之を捕へしむ。(六七〇)

五月 ○幕府の法度を記したる高札を領内の要所に立つ。(六七一)

六月 ○二日當年大阪に輸出すべき米穀の額を議す。(六七四)

○十八日前田綱紀就封の暇を受く。(六七四)

七月 ○十三日猿を捕ふる爲牛馬の死屍を郡中に求めしむ。(六七四)

○廿八日加賀藩の儒臣木下順庵幕臣に仕へ德川綱吉

に謁す。(六七五)

八月 ○十四日幕府の令に從ひ天下一の文字を書し又は看板等に金銀箔及び鍍金の金具を用ふることを禁す。(六七五)

○廿一日幕府の通牒によりて十月晦日に至るまで領内の駄賃二割の增加を命ず。(六七六)

○廿五日珍奇の鳥類を捕獲する時は之を屆出しむ。(六七七)

九月 ○四日諸勸進の出家・座頭等を村内に入ることを勿らしむ。(六七八)

○六日石川郡の十村等百姓持山の貸借に關する慣習を上申す。(六七九)

○廿九日馬廻組及び小將組の士の隊數を定む。(六八〇)

十月 ○二日石川郡田井の十村御用銀の上納を命ぜられたるを謝絕す。(六八〇)

○十八日石川郡松任より手取川の間にて鳥類を捕ふることを禁ず。(六八〇)

○廿八日能美郡小松の絹業者製絹の長さに關して上申す。(六八一)

十一月 ○二日先に新將軍德川綱吉より鶴を賜はりたるを以て之が披露の爲能を興行すべきを命ず。(六八二)

○十一日冬より春に至るまで石川郡宮腰及び粟ヶ崎筋に獵師の外漁撈を試むるを禁ず。(六八六)

○十八日石川郡倉谷の百姓生活に苦しむを以て細小の木呂伐採の許可を求む。(六八八)

○廿一日初めて表小將の職を置く。(六九〇)

○廿二日道心寺・比丘尼寺等郡奉行の支配に漏るゝ者の調査を命ず。(六九〇)

十二月 ○十一日今村善左衛門曾てその草履取を殺したるを以て相續すべき知行を減ぜらる。(六九一)

○十二日石川郡大桑の木呂役の額を上申す。(六九三)

○廿四日金澤附近の百姓山に於いて一ヶ月六回を限り自由に落葉搔を爲すことを得しむ。(六九四)

○廿八日江戶に於ける藩邸悉く災に罹る。(六九七)

○晦日陪臣早川善兵衛の草履取惣八その主を傷つけしを以て斬に處すべく決せらる。(六九五)

○初めて組外組御番頭を設く。(六九七)

天和三年　癸亥　皇紀二三四三

正月 ○五日江戶の藩邸災に罹れる報金澤に達す。(六九八)

○六日前田綱紀災後の本鄕邸經營に關して指揮す。(六九八)

○七日江戶火災に付慰問の爲に金澤より使者を發す。(六九九)

○十八日諸職人・日傭人の擅に江戶に赴くを禁ず。(七〇〇)

二月 ○朔日百姓をして村肝煎の算用帳を檢せしむる制の勵行を命ず。(七〇〇)

〇十三日藩侯の食膳に供する黄蓮の賣上を命ず。(七〇〇)

三月

〇廿九日今年に於ける鷲捕獲を廢す。(七〇一)

〇廿九日幕府の命を奉じて帶刀及び衣服の制限を守らしむ。(七〇二)

〇十五日江戸本鄕邸内に於ける大聖寺侯前田利明の屋敷面積を增す。(七〇三)

〇廿一日自今江戸本鄕邸を上屋敷駒込邸を中屋敷平尾邸を下屋敷と稱せしむ。(七〇五)

〇廿七日熊を獲へたる者あらばその胃を賣上ぐべきを命ず。(七〇七)

四月

〇二日前田綱紀參覲の爲金澤を發し十三日江戸に着す。(七〇九)

〇和蘭國加比丹に與ふる爲前田家世譜を作る。(七〇七)

〇十日領内諸職人・日傭人等の江戸に赴くべからざる禁を解く。(七〇九)

〇十二日郡方の諸品にして一定の賣上人なきものを金澤の町人大河端屋利兵衞等に取扱はしむ。(七一〇)

〇十六日自今數年間道路橋梁の修理を行はざるを以て百姓自からその保存を計るべきを告ぐ。(七一一)

〇廿二日前田綱紀 柳營に登りて 參覲の禮を行ふ。(七一三)

五月

〇二日山本孫三郎藩侯の命を重んぜざるを以て江戸に於いて閉門を命ぜざる。(七一四)

〇晦日町人百姓の道中刀を持參すべからざるを命ず。(七一五)

閏五月

〇鹽の製造及び賣渡に關して誓詞を上らしむ。(七一五)

〇八日枡の製造を愼重にすべき誓詞を上る。(七一六)

〇八日革多をして製革の數量及び上納賣却等の處分に關して屆出でしむ。(七一七)

〇八日能登の革多等上納する手綱の長さを改めしむ。(七一八)

〇十二日河北郡津幡に旋風起り人畜を害す。(七一九)

〇廿八日金澤に於いて縫箔・金紗等を職業とすることを禁ず。(七一九)

〇廿八日無用の職人浪人の領外より來る者を取締らしむ。(七二一)

六月

〇八日山漆の實を領外に出すを禁じ是を以て蠟を製造する爲に裁許人を命ず。(七二二)

〇寺院の百姓請地内に家を構ふるものは郡奉行の支配とし十村に裁許せしむることを令す。(七二三)

七月

〇六日初て能役者幸藤太郎を以て諸士の列に居らしむ。(七二四)

〇十八日金澤町人津幡屋豊右衞門等五人に米仲買肝煎を命じたるを告ぐ。(七二四)

〇廿二日林春常の門人林春先を召して藩儒に列せしむ。(七二四)

〇廿六日郡方より賣上品の請負者を改めて金澤町人

石浦屋市郎右衛門等に命ず。(七二五)

八月 ○四日金澤の町人小倉屋平右衛門等木炭問屋を營まんことを請ひ次いで許さる。(七二五)

○五日石川郡宮腰なる魚問屋の慣習を小松魚問屋に報ず。(七二七)

九月 ○十七日岡島六丞亂心して人を傷け次いで永御預に處せらる。(七二八)

○晦日能美郡木滑關所を經て幕府領に往來する者の爲に判鑑をその奉行に交附す。(七二九)

十月 ○四日加賀・能登の指綱及び手繰綱役銀の額に就いて十村等意見を上申す。(七三〇)

○十七日在鄕鳥見役の帶刀を禁止す。(七三一)

十一月 ○六日郡中に斃牛馬あるときは革多に報ずべきを諭す。(七三二)

○八日米穀下直にして買人なきを以て米切手を以て借銀買懸銀の仕拂に宛てしむ。(七三三)

○小松町下代より同地絹判押の扶持銀に關する沿革を上申す。(七三四)

十二月 ○能美郡北市村次郎兵衛外數人の刑を定む。(七三五)

是歲 ○越前敦賀永嚴寺の耕雲長老天德院に入り住す。(七四〇)

貞享元年　甲子　皇紀二三四四

正月 ○朔日前田綱紀前名綱利を改む。(七四一)

○十六日初めて御扶持人及び十村に白銀を與ふ。(七四一)

○大聖寺侯の世嗣前田利直名を内記と改め加賀藩の内記を通稱とする者皆之を改む。(七四一)

二月 ○朔日領内の御扶持人及び十村をして誓詞を上らしむ。(七四二)

○廿四日金澤町に近接する郡中の十村等百姓地に帶刀の奉公人を住居せしめざることを誓ふ。(七四四)

三月 ○十一日先に貞享と改元せられたることを領内に布告す。(七四五)

春 ○寺院の百姓請地内に俗家を構ふるものを調査しその屋敷地を村方に返還せしむ。(七四五)

四月 ○七日前田綱紀就封の暇を受く。(七四六)

○十三日領内の陰陽師を調査せしむ。(七四六)

○廿一日幕府の命により德川氏先代より與へられたる判物及び領地目錄の副本を上つる。(七四八)

○廿五日幕府の命により德川氏先代より上りたる感狀の副本を上つる。(七四八)

○廿六日前田綱紀江戸を發す。(七五〇)

○領内の草高を十村組別に調査す。(七五〇)

五月 ○九日前田綱紀金澤に着す。(七五九)

○十日大聖寺侯前田利明就封の暇を受く。(七九九)

○十日諸士の頭分をして常に肩衣を着けしめ又猥に提灯幕等に梅鉢の紋を用ふるを禁ず。(七九九)

六月 ○八日赤尾助左衛門に命じその草履取三内を斬に處せしむ。（七六一）

○九日鷹匠清水傳左衛門誤りて藩侯の鷹を殺したるを以て改易とすべきを命ず。（七六一）

○十二日旱天なるを以て用水の分配に注意せしむ。（七六二）

○二十日加賀藩駒込邸の一部を幕府の屋敷奉行に交付す。（七六三）

○廿七日金谷殿内に新たに文庫を造らしむ。（七六三）

○廿八日幕府に提出すべき高辻帳に倣ひ郡別の折本を作らしむ。（七六三）

○廿八日梅鉢又は菊菱の紋を附したる幕提灯を作ることを禁ず。（七六四）

七月 ○六日十村等鷹場に關する沿革を上申す。（七六四）

○十日石川郡の十村等諸士の放鷹する場所に關して上申す。（七六六）

○十七日定番御馬廻組河北次郎八浪人藤本傳七と爭ひ共に死す。（七六八）

○二十日能登に於ける土方伊賀守雄隆の所領幕府の沒收する所となる。（七六八）

○廿七日幕府に提出すべき領内の高辻帳成る。（七七二）

八月 ○廿五日馬廻組の士粟田久右衛門他人の知行米を賣りたるを以て能登島に流さる。（七七二）

○廿八日着到奉行を廢す。（七七四）

○廿八日富山侯前田正甫柳營に於いて稲葉石見守が堀田筑前守を斬りたることを報ず。（七七五）

九月 ○一日石川郡大野村の海邊に松並木を植ゑしむ。（七七五）

○廿一日前田綱紀養女恭姫を長時連に嫁せしむべきを命ず。（七七六）

○廿五日前田綱紀その所藏唐書の目錄編纂を五十川剛伯等に命ず。（七七六）

○廿七日前田綱紀自今寺方より遺物を上つるも之を受けざることを告ぐ。（七七六）

○廿九日長時連恭姫と婚するを以て結納を上る。（七七七）

十月 ○十八日家中一季居奉公人の給銀に關して令す。（七七八）

○山本六右衛門罪あるを以て刎首に處せらる。（七七八）

十一月 ○五日梅鉢の紋所使用に關する心得を定む。（七七九）

○八日本年凶作なるを以て收納米の檢査を寛大にせしむ。（七八〇）

○十一日脫走せる百姓の年貢米小物成等を塡補する細則を改む。（七八〇）

○十五日德川綱吉より贈られたる鶴を諸士に饗し能を催す。（七八一）

○廿一日德川綱吉前田綱紀を加賀・能登・越中に封ずる朱印狀を與ふ。（七八二）

○廿三日鳳至郡中居村の市日を一ヶ月六次に定めんことを請ふ。(七八三)

○廿四日鳳至郡打越村の山地崩壞す。(七八三)

十二月 ○十日石川郡浦方の手繰網及び歸指網役銀を免除せらる。(七八四)

是歲 ○鰤網新統の定置に關する法を定む。(七八四)

貞享二年 乙丑　皇紀二三四五

正月 ○廿一日礪波郡五ヶ山に鐵炮の使用を許す。(七八五)

二月 ○朔日恭姫婚禮の際途上にて觀覽するを禁止す。(七八六)

○七日町奉行等町人の帶刀する者なきことを上申す。(七八七)

○十五日三月三日諸士の藩侯に謁する例を廢し三月朔日之を行はしむ。(七八八)

○廿二日小松町魚問屋の運上銀を減額す。(七八八)

○廿二日後西院上皇崩御す次いで使を遣して奉悼の意を表す。(七八九)

○廿六日小松町の牢番人獄舍の腐朽せしことを上申す。(七八九)

○晦日金澤の町奉行等地子肝煎の員數を增さんことを求む。(七九〇)

三月 ○朔日江戶本鄕邸の普請奉行等を命ず。(七九一)

○十三日儒者澤田宗堅その子菅庵共に仕を辭して許さる。(七九一)

○十三日浦方にて一作請役の漁網を下す距離を定む。(七九六)

○十四日藩侯の鷹場にて鷹を使用する者あらばその姓名を質して上申せしむ。(七九七)

○十六日前田綱紀の養女恭姫長時連に降嫁す。(七九九)

○十九日前田綱紀諸士を饗す。(七九九)

○二十日郡奉行等郡中に令し藩侯發駕の際故らに途上を灑掃すること勿らしむ。(八〇〇)

○廿三日長時連に嫁したる恭姫に化粧田千石を與ふ。(八〇〇)

四月 ○朔日參覲の途上高橋吉左衛門等謬つて前田綱紀に對し禮を失せしを以て閉門に處せらる。(八〇一)

○三日大聖寺侯前田利明登城して參覲の禮を行ふ。(八〇一)

○九日前田綱紀柳營に登りて參覲の禮を行ふ。(八〇二)

○晦日小將橫目の常に上下を着用すべき事業を令す。(八〇三)

五月 ○七日座頭了仙勾當に列せらる。(八〇三)

○九日江戶本鄕邸の假屋を毁ち之を大門の傍に移築す。(八〇四)

○十日諸士必ずしも帷子を着用するの必要なきを令す。(八〇四)

○十四日江戶駒込邸に亂心の小者侵入す。(八〇四)

〇十六日河北郡栗ヶ崎附近に放鷹放犬を嚴禁せしむ。(八〇五)•

〇十五日前田綱紀移築せられる江戸本郷邸の假屋に入る。(八〇六)

〇十六日江戸本郷邸に於ける諸士の長屋割を定む。(八〇七)

〇晦日江戸吉原に於いて藩の下人自殺を企てゝ果さず。(八〇八)

六月 〇十一日石川郡大野湊神社神職その祭儀に關する慣例を上申す。(八〇八)

〇廿七日伊豆代官去年我が藩より八丈島の宇喜多氏に贈りたる物品の領收書到着したるを告ぐ。(八一〇)

七月 〇十九日前田綱紀從來老臣に與へたる書翰に加賀と書したる例を改め加賀守となすことを定む。(八一〇)

〇廿九日自今七夕又は八朔に白帷子を着すること勿らしむ。(八一一)

八月 〇十一日前田綱紀田中一閑に命じて神代卷を講ぜしめ諸士の陪聽を許す。(八一二)

〇廿六日前大聖寺侯前田利治の後室逝去す。(八一三)

〇廿七日浪人高城權之助江戸本郷邸に來り合力を求む。(八一三)

九月 〇晦日小松町の者他國米を輸入販賣したるを以て斬に處せらる。(八一三)

十月 〇二日近江海津の松屋孫兵衛金澤に下り加賀藩の旅屋守を相續せんことを請ふ。(八一五)

〇九日馬の筋を延ぶべからずとの幕令を領内に布達す。(八一六)

〇廿二日前田綱紀木下順庵を召して易經を講ぜしむ。(八一七)

十一月 〇九日眞言僧了智江戸駒込邸に來り訴狀を提ぐ。(八一七)

〇廿八日江戸本郷邸柱立の儀を行ふ。(八一七)

十二月 〇十九日江戸本郷邸棟上の儀を行ふ。(八一八)

〇廿七日前田綱紀田中一閑の義子平丞を扶持す。(八一八)

〇謀判の用に供する印章を彫刻したるものを禁牢に處す。(八一九)

貞享三年　丙寅　皇紀二三四六

正月 〇廿七日切米を數ふるには俵數を以てし何石何斗と稱すること勿らしむ。(八二一)

二月 〇朔日江戸駒込邸に於いて能を催す。(八二二)

〇二日歩組の士上野伊兵衛江戸本郷邸の長屋より出奔す。(八二三)

〇十二日江戸本郷邸に於いて改田助左衛門同僚神子田孫七郎を傷つく。(八二三)

〇十三日前田綱紀江戸平尾邸に於いて猪鹿狩を行ふ。(八二三)

○十四日改田助左衛門自害し十九日に至りて絶命す。(八二四)

三月 ○九日前田綱紀將軍より拜領の馬を保科正容等に觀覽せしむ。(八二五)

○廿三日小鳥綱禁止の區域に關して令を傳ふ。(八二六)

○廿六日前田綱紀將軍より拜領の馬を織田伊豆守等に觀覽せしむ。(八二六)

○廿八日御馬奉行野々村仲右衛門御臺所奉行野村四郎左衛門を追放に處することを決す。(八二七)

閏三月 ○十一日前田綱紀寶生九郎を召して仕舞を奏せしむ。(八二九)

○廿一日前田綱紀登城して德川綱吉の能を見又自から演ずべきを命ぜらる。(八二九)

四月 ○三日前田綱紀柳營に登り能を演ず。(八三一)

○十二日前田綱紀就封の暇を受く。(八三四)

○十三日富山侯前田正甫江戸に着し駒込邸に前田綱紀を訪ふ。(八三五)

○二十日先に大聖寺侯前田利明用銀の周旋を加賀藩に求めたるに答ふ。(八三五)

○廿二日駄馬の負擔する重量に關する幕府の令を領內に傳ふ。(八三六)

○廿七日前田綱紀陽に本日歸國の途に就きたることを發表す。(八三七)

五月 ○四日浦方にて船及び船具を拾得したるもの〻取扱に關して令す。(八三七)

○四日前田綱紀江戸を發す。(八三八)

○九日幕府の新たに發したる服忌令を領內に布達す。(八三八)

○廿一日藩侯の命ずる所は之を嚴守すべきを令す。(八三九)

○廿八日金澤に於いては毎月廿八日の登城に常服を用ひしむ。(八三九)

六月 ○四日現に効力を失ひたる藩侯の印物にして郡中に存するものを提出せしむ。(八四〇)

○五日笠の着用に關する心得を定む。(八四一)

○十日領內の鍛冶に關して調査を命ず。(八四一)

○廿六日金澤に謫せられたる前伊豫西條侯一柳直興その罪を許さる。(八四三)

○廿八日儒臣室直清等をして束髮せしむ。(八四三)

七月 ○六日本多安房守の臣庄司與右衛門切腹を命ぜらる。(八四四)

○六日田地の積に反字を用ひるを止めて段字と爲さしむ。(八四四)

○十一日前田綱紀一柳直興の赦免を謝する使者を江戸に派す。(八四五)

○十五日能美・石川郡の境松洪水の爲に流失す。(八四五)

○十七日死去人の遺書に關する形式を定む。(八四五)

○廿一日金澤の町奉行等再び地子肝煎を增員せんこ

とを請ふ。(八四六)

八月 ○朔日大聖寺侯前田利明就封の爲江戸を發す。(八四六)
○二日伊豫小松城主一柳直治の使者金澤城に登る。(八四七)
○七日一柳直興に使を遣はして今後親戚互に信を通ずるを免されたることを告ぐ。(八四七)
○十五日前田綱紀蓮池亭に於いて老臣に宴を給ふ。(八四八)
○石川郡劔村に於ける藤内等の由緒を上申す。(八四八)
○石川郡笠舞村に於ける非人頭の由緒を言上す。(八四九)

十月 ○十二日凶作なるを以て收納米の檢査を寬大にすべきを告ぐ。(八五一)

十一月 ○七日前田綱紀自から奧村庸禮の病を訪ふ。(八五一)
○十三日老臣の職名を定む。(八五三)
○廿四日本年不作なりとも百姓皆濟の義務を怠るべからざるを告ぐ。(八五四)
○廿六日一柳直興初めて金澤城に上り前田綱紀に謁す。(八五五)
○廿九日跡目相續の場合に於ける服裝等に關して心得を諭す。(八五七)

十二月 ○八日由緒ある百姓の襲名に關する手續を定む。(八五七)
○十日徳川氏大奥の女中ふり罪あるを以て家中原三郎左衛門に預けらる。(八五九)

是歳 ○富山侯前田正甫の子利興・利由共に江戸に上る。(八六四)

貞享四年　丁卯　皇紀二三四七

正月 ○四日前伊豫西條城主一柳直興金澤城に登りて前田綱紀に謁す。(八六六)

二月 ○二日能登島に流刑のものを置くを以て船舶に彼等を脱走せざらしむべきことを警む。(八六六)
○二日江戸及び他國に滯在する家中の一季居奉公人出替に關して令す。(八六七)
○十四日一季居奉公人の給銀は春暮兩度に分ちて與ふべきことを令す。(八六八)
○十九日疾病に罹れる畜類の未だ死せざるものを捨つべからざる幕令を布達す。(八六九)
○廿七日侍分及び與力等の知行に對する平均收納率を定む。(八七〇)
○廿八日金澤に接續する百姓請地に家作するものを町奉行の支配に移さんことを請ふ。尋いで許さる。(八七一)

五月 ○十五日物頭以上に辭する辭令を判物、番頭以下の辭令及び一般に役料に關するものは印物とするの例を開く。(八七四)
○十九日新に細工奉行及び坊主頭を命ず。(八七五)

○廿三日原三郎左衛門の家に預けられたる徳川氏大奥の女中ふりの取扱に關して令す。(八七五)
○廿六日前田綱紀の女豐姬生る。(八七六)
○廿七日前田綱紀老臣前田孝貞の第に赴く。(八七六)
○廿九日前田綱紀明日江戸に向ひて發するを以て留守中の心得を老臣等に諭す。(八七六)
○廿九日前田綱紀先に近習御用を命ぜられたる諸臣の伺書に批す。(八七九)

四月

○朔日前田綱紀金澤を發し十一日江戸に着す。(八八一)
○十六日原三郎左衛門の遠慮を免除す。(八八二)
○廿五日捨子の取扱及び鳥畜類を愛撫すべき幕府の令等を領內に傳達す。(八八三)
○廿八日前田綱紀參覲以後の事情を藩中に告ぐ。(八八六)
○晦日恒川七兵衛等藩侯參府の途中笠に關して不法の事ありたるを以て處罰せらる。(八八六)

五月

○三日前田綱紀柳營に於いて 德川綱吉の 演能を觀る。(八八七)
○十三日富山侯前田正甫江戸を發して歸國の途に上る。(八八八)
○十九日本鄕邸に於いて仙溪院の爲に能を催す。(八八八)
○廿一日前田綱紀柳營に於いて自から能を演ず。(八八九)

○廿二日家中辻彌三郎の若黨及び小者誤つて江戸城內に入り徘徊す。(八九〇)
○廿六日江戸より歸國の途中自殺を圖りたる小者牢死す。(八九三)
○廿八日家中辻彌三郎の若黨及び中間幕府より放たれ次いで本鄕邸に於いて禁牢を命ぜらる。(八九四)

六月

○八日前田綱紀寶生九郎の勸進能を興行すべきを以て金子等を遣すべきを命ず。(八九五)
○八日奧村壹岐庸禮歿す。(八九七)
○十日前田綱紀先に柳營に於いて能を演じたるを以てこの日祝賀の爲宴を開く。(八九七)

七月

○廿二日本日以降寶生九郎江戸本庄にて勸進能を興行し家中の士其の他多く之を觀る。(八九八)
○廿六日前田綱紀寶生九郎の勸進能を觀る。(九〇〇)
○晦日金澤に暴雨あり。(九〇一)

八月

○四日馬市奉行等馬匹の出場を勸奬す。(九〇一)
○廿八日切支丹宗門改帳を幕府に提出せんとするを以て普く類族の調査を命ず。(九〇三)

九月

○九日領內風害を受くるもの四千餘戸に及ぶ。(九〇三)
○十三日前田綱紀江戸本鄕邸に移徙す。(九〇五)
○十六日本鄕邸移徙直後に應するを以て二十日に至るまで諸士に布上下を着用せしむ。(九一三)
○廿六日本鄕邸に 於ける諸士の 小屋札を 整備せしむ。(九一四)

十月 ○廿七日出銀奉行林一郎右衞門公金横領の罪を犯したるを以て捕へられ後梟首に處せらる。(九一五)

○十六日駒の尾を燒くことを禁ず。(九一七)

○廿二日本鄕邸各門の名稱を定む。(九一七)

○廿九日閉門・逼塞・遠慮の區別を定む。(九一八)

○僞りて關所通切手を請けたるものを里子たらしむ。(九一九)

○御算用者吉田八左衞門材木を盜み且つ謀書謀判の罪を犯したるを以て梟首に處す。(九一九)

十一月 ○六日本鄕邸の新殿に保科正容等を招待して能を奏す。(九二〇)

○九日再び本鄕邸の新殿に客を招きて能を觀覽せしむ。(九二三)

十二月 ○四日今年凶作なるを以て收納米の檢査を緩にせしむ。(九二四)

○晦日本鄕邸に於ける明年年頭の諸作法を定む。(九二四)

是歳 ○庶民の奢侈を戒む。(九二七)

○能登に於ける幕府領の戸數人口等を調査す。(九二七)

元祿元年　戊辰　皇紀二三四八

正月 ○七日去年の引免米を補ふ爲諸士に藏米を給することを告ぐ。(九三二)

○十八日捨馬を禁ずる幕府の令を領内に布達し次いで所々に高札を建てしむ。(九三三)

二月 ○朔日諸士逼塞を命ぜられたるもの、親類は遠慮を要せざるを通則とすべきを告ぐ。(九三六)

○十二日藩侯に謁見を請ひたる者は一般に之を許すべきを告ぐ。(九三七)

○廿二日鳥類の禁獵區域に屬する金澤より三里以内の村落を十村より調査提出す。(九三七)

三月 ○九日領國内に於ける浪人の有する鐵炮を調査せしむ。(九四〇)

○十一日小松町民の大聖寺藩にて罪を犯したるものを加賀藩に引取り裁判することを決す。(九四一)

○十七日諸士の故なく宗旨を改め又は檀那寺を變ずるを禁ず。(九四二)

○廿四日武山十太夫等三人の死刑を決す。(九四三)

○廿九日犯罪人本吉小兵衞逃走せしを以て人相書を廻附す。後捕へらる。(九四四)

○非人小屋に收容せられたる刀鍛冶清光一族の待遇に關して上申す。(九四五)

四月 ○十三日富山侯前田正甫江戸に着す。(九四六)

○二十日茨木傳右衞門の家僕法を犯したるを以て逼塞を命ぜらる。(九四六)

○廿九日前田綱紀暇を賜ひたるを以て登營辭見す。(九四七)

五月 ○五日割場附の小者等江戸邸内の小屋に於いて相殺

傳す。(九四八)
○郡中に於いて百姓の所有する鐵砲を調査せしむ。(九四九)

六月

○四日前田綱紀江戸を發して歸國の途に就く。(九五〇)
○十一日前田綱紀越後能生に於いて利家の遺書を見る。(九五一)
○十五日前田綱紀金澤に着す。(九五二)
○十六日金澤城玉泉院丸の番所を撤せしむ。(九五二)
○廿一日鐵炮を放つものゝ心得を諭す。(九五三)
○廿二日藩侯の足輕番所前を通行する時躊躇するものゝ作法を改む。(九五三)
○廿三日大聖寺を大正持と記すべくその關所通り切手は自今口留通り切手と稱せしむ。(九五四)
○廿四日千宗室に命じ金澤城玉泉院丸に築庭せしむ。(九五五)
○廿四日町同心等公事場牢屋裁許の職務に關して上申す。(九五五)
○廿六日郡奉行より行路病者ある時は篤く之を介抱すべきを告ぐ。(九五八)

七月

○朔日前田綱紀金澤に在る前伊豫西條侯一柳直興に使者を遣はして物を贈る。(九五九)
○三日金澤城内の時鐘を越後屋敷の附近に移す。(九六〇)
○六日火災に罹りたる百姓に與ふべき建築用材の事に關して令す。(九六〇)
○廿六日郡奉行等重ねて行路病者の取扱に關して令す。(九六一)
○村々の肝煎等をして組下百姓の家數等を調査せしむ。(九六二)

八月

○八日諸士にして鷹師又は徒組に屬する同姓の者を養子とするを得べきことを定む。(九六四)
○八日前田綱紀新藁を祖先の靈前に供へしむ。(九六五)
○十三日淺野川の橋梁を修繕するを以てその奉行を命じ次いで舟橋を架して一時の通行に便す。(九六六)
○廿八日徒組の進退に關する手續を令す。(九六八)

九月

○十日金谷邸に七間の厩を設く。(九六九)
○十一日金澤城内玉泉院丸の厩を壞ちて亭樹花苑を築く。(九六九)
○廿四日玉泉院丸及び金谷邸の普請に關係したるものを賞す。(九七〇)
○廿五日馬市より藩侯乘用の馬匹を購入す。(九七〇)

十月

○七日前田綱紀藁一把又は一束の量に就きて諮問す。(九七一)
○十八日年號を元祿と改められたることを領内に告ぐ。(九七七)
○十九日欠落の罪を犯したるものに里子たらしむる刑を科す。(九七七)
○廿六日鐵炮以外の方法によりて狩獵を行ふものを

調査す。(九七八)

十一月　○六日前田綱紀の女豊姫の病癒えたるを以て祝賀の爲に能を催す。(九七九)

○六日郡中に鐵炮を所持するもの丶用途に關し調査せしむ。(九七九)

○切支丹宗門の徒を告發する者あらば幕府の賞與以外別に藩より賜金すべきを定む。(九八〇)

十二月　○二十日朝臣中原職資等先に御即位の圖を上りしを以て之を賞す。(九八〇)

○廿八日德川綱吉の前田綱紀に與へたる寒氣見舞の奉書到着す。(九八一)

就　業

侯爵前田家囑託　日　置　謙

昭和六年九月二十日印刷
昭和六年九月廿五日發行
（非賣品）

著作者　侯爵前田家編輯部
東京府荏原郡目黒町大字上目黒八百六十一番地

發行者　石黒文吉
東京府豐多摩郡大久保町大字東大久保三百十七番地

印刷者　高橋覺吉
石川縣金澤市上鷹匠町十二番地ノ一

印刷所　明治印刷株式會社
石川縣金澤市高岡町九十番地ノ二

